

特別の法律により設立される民間法人等の  
指導監督に関する行政評価・監視  
結 果 報 告 書

平成 25 年 12 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

公共的な役割を有する事務・事業の担い手には、国のほか、特別の法律に基づき国により設立される独立行政法人や特殊法人、特別の法律に基づき民間の発意により国の認可を受けて設立されるいわゆる「認可法人」、行政代行的な役割を担う公益法人など様々な類型の法人が存在しており、累次の行政改革の取組の中で、これらの法人に対する国の関与や指導監督の在り方も含めた見直しが行われてきたところである。

こうした法人のうち、「特別民間法人」(注1)については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)が、「特別法人」(注2)については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)が、それぞれ策定され、国として一定の指導監督を行うこととされている。

(注1)「行政改革に関する第5次答申―最終答申―」(昭和58年3月14日臨時行政調査会)を受けた行政改革や「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)による特殊法人等改革において、事務・事業の制度的独占の原則廃止、国からの出資の廃止、役員選任の自主化といった「民間法人化」が行われた特殊法人及び認可法人をいう。平成25年12月現在37法人ある。

(注2)特別の法律に基づき設立される全国を地区とする法人のうち、法律により国の事務を行うこととされているものや国からの補助金等と密接な関係を有する業務を行うもの等、一定の要件に該当する法人をいう。平成25年12月現在12法人ある。

また、特別民間法人及び特別法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、いずれも「行政代行法人」として見直しの対象とされ、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、検査・検定業務への民間参入の促進、経常的経費に係る補助金・委託費の削減等が求められてきたところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、これまで必ずしも明らかにされてこなかった特別民間法人及び特別法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
I	特別の法律により設立される民間法人等の全体像	2
1	特別の法律により設立される民間法人等の概要	2
	(1) 特別の法律により設立される民間法人等の全体像	2
	(2) 事務・事業の状況	20
	(3) 主な財務諸表等に関する資料の作成、公開のルール等	49
	(4) 法令に基づく国の関与等の状況	54
	(5) 特別民間法人等と特別な関係にある法人等	64
2	指導監督基準に基づく指導監督の状況	66
	(1) 特別民間法人に対する指導監督の状況	67
	(2) 特別法人に対する指導監督の状況	74
II	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	76
1	指導監督基準に沿った法人の運営	76
	(1) 特別民間法人における指導監督基準への対応状況	76
	(2) 特別法人における指導監督基準等への対応状況	91
2	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	92
	(1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保	92
	(2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保	104
	(3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）	161
第3	特別の法律により設立される民間法人等の現況	

## 図表等目次

### 第2 行政評価・監視結果

#### I 特別の法律により設立される民間法人等の全体像

##### 1 特別の法律により設立される民間法人等の概要

図表 I-1-1	特別民間法人等一覧	2
図表 I-1-2	所管府省別法人数	4
図表 I-1-3	資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別分布状況	6
図表 I-1-4	年間収入額の規模別分布状況	8
図表 I-1-5	平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等一覧	10
図表 I-1-6	平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等の状況	13
図表 I-1-7	監査役員を除く役員数の規模別分布状況	14
図表 I-1-8	監査役員を除く役員の任期別分布状況	14
図表 I-1-9	監査役員を除く常勤役員数の規模別分布状況	15
図表 I-1-10	監査役員数の規模別分布状況	15
図表 I-1-11	監査役員の任期別分布状況	15
図表 I-1-12	常勤監査役員数の規模別分布状況	16
図表 I-1-13	監査役員への外部の者の登用状況	16
図表 I-1-14	役員における国家公務員出身者の状況	17
図表 I-1-15	理事長、会長等の年間報酬額（試算額）の規模別分布状況	17
図表 I-1-16	役員1人当たりの年間報酬額の規模別分布状況	18
図表 I-1-17	役員の退職金支給率の規模別分布状況	18
図表 I-1-18	退職金支給基準一覧	19
図表 I-1-19	職員数の規模別分布状況	20
図表 I-1-20	職員数に占める非常勤職員数の割合の規模別分布状況	20
図表 I-1-21	特別民間法人等が実施している事務・事業	22
図表 I-1-22	手数料等の額に関する国の関与の状況	48
図表 I-1-23	主な財務諸表等に関する資料の作成及び公開のルール	51
図表 I-1-24	(その1) 特別民間法人の財務等に関する情報公開の状況 (平成25年1月末時点)	52
図表 I-1-24	(その2) 特別法人の財務等に関する情報公開の状況 (平成25年1月末時点)	53
図表 I-1-25	法令に基づく国の関与等の状況	58
図表 I-1-26	特別民間法人等と特別な関係のある法人等の状況	64

2	指導監督基準に基づく指導監督の状況	
	図表 I-2-1 特別民間法人指導監督基準に係る基準適合率の変化	67
	図表 I-2-2 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧	68
	図表 I-2-3 特別民間法人における経常的運営経費に占める国等からの補助金等 による収入の割合	70
	図表 I-2-4 補助金等の低減化とその影響	72
	図表 I-2-5 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧	75
II	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	
1	指導監督基準に沿った法人の運営	
	図表 II-1-1 所管府省及び総務省行政管理局による公表上の扱いとその理由	85
2	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	
(1)	引当金、積立金等の内部留保の適正性・透明性の確保	
	図表 II-2-1 各会計基準等における引当金・積立金等の処理の表示方法	92
	図表 II-2-2 各会計基準等における利益の処分方法	93
	図表 II-2-3 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保	102
	図表 II-2-4 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保	103
(2)	手数料等の適正化の推進と透明性の確保	
	図表 II-2-5 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業 (総括表)	112
	図表 II-2-6 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業 (詳細版)	114
	図表 II-2-7 高圧ガス保安協会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等 の割引がない試験・講習	130
	図表 II-2-8 日本弁理士会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引 がない講習	131
	図表 II-2-9 見直しが必要な引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっ ている手数料等の見直しの状況	157
(3)	財務内容等に関する書類の作成・公開の推進(附属明細書の作成・公開規定の整備)	
	図表 II-2-10 事業報告書等(附属明細書を除く)に関する作成・公開状況 (平成25年1月末時点)	165
	図表 II-2-11 附属明細書に関する作成・公開状況	166
	図表 II-2-12 事業報告書等に関する作成のルール	167
	図表 II-2-13 事業報告書等に関する公開のルール	168
	図表 II-2-14 附属明細書の公開に関する法令上の規定内容	169
	図表 II-2-15 附属明細書の内容に関する法令上の規定内容	170

図表Ⅱ－２－16 各会計基準における附属明細書の内容等	172
-----------------------------	-----

資料1 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準 (平成14年4月26日閣議決定)	175
資料2 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準 (平成18年8月15日閣議決定)	179
資料3 特別民間法人等における資産額、負債額、純資産額又は正味財産額及び年間収入額 (平成23年度)	181
資料4 特別民間法人等における役員状況	182
資料5 特別民間法人等における役員報酬等の状況(平成23年度)	183
資料6 特別民間法人等における職員数	184



# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）により、国として一定の指導監督を行うこととされている「特別民間法人」及び「特別法人」について、これまで必ずしも明らかにされてこなかったこれらの法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

### (2) 関連調査等対象機関

特別の法律により設立される民間法人、特別の法律により設立される法人、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

関東管区行政評価局

## 4 実施時期

平成24年12月～25年12月

## 第2 行政評価・監視結果

### I 特別の法律により設立される民間法人等の全体像

#### 1 特別の法律により設立される民間法人等の概要

##### (1) 特別の法律により設立される民間法人等の全体像

##### ア 特別民間法人及び特別法人の概況

##### (7) 特別民間法人及び特別法人の数

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定。以下「特別民間法人指導監督基準」という。)の対象とされる法人(以下「特別民間法人」という。)は、平成25年12月現在37法人(注)あり、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「特別法人指導監督基準」という。)の対象とされる法人(以下「特別法人」という。)は、平成25年12月現在12法人あり、特別民間法人及び特別法人(以下「特別民間法人等」という。)は、合計で49法人ある(図表I-1-1参照)。

(注) 特別民間法人には、このほかに日本勤労者住宅協会があるが、当該法人は、平成22年2月に破産手続の終了に伴い破産が確定し、調査開始時点である24年12月現在、事業を実施していない。このため、当該法人については、本調査においては除外している。

図表I-1-1 特別民間法人等一覧

No.	法人 類型	区分	法人名	所管府省	設立年月日	旧形態	民間法人化年月日
1	特別民間法人	検査・検定	日本消防検定協会	総務省	昭和38年10月1日	特殊法人	昭和62年1月1日
2			危険物保安技術協会	総務省	昭和51年11月10日	認可法人	昭和62年1月1日
3			高圧ガス保安協会	経済産業省	昭和38年12月20日	特殊法人	昭和61年10月1日
4			日本電気計器検定所	経済産業省	昭和39年12月28日	特殊法人	昭和61年10月1日
5			軽自動車検査協会	国土交通省	昭和47年8月24日	認可法人	昭和62年10月1日
6			日本小型船舶検査機構	国土交通省	昭和49年1月28日	認可法人	昭和62年10月1日
7		災害防止	建設業労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年9月1日	認可法人	平成元年7月18日
8			陸上貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年8月15日	認可法人	平成元年7月18日
9			林業・木材製造業労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年9月1日	認可法人	平成元年7月18日
10			港湾貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年9月1日	認可法人	平成元年7月18日
11			鉱業労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年10月1日	認可法人	平成元年7月18日
12			中央労働災害防止協会	厚生労働省	昭和39年8月1日	認可法人	平成12年6月19日
13		士業団体	日本公認会計士協会	金融庁	昭和24年10月22日	認可法人	平成16年4月1日
14			日本行政書士会連合会	総務省	昭和28年2月22日	認可法人	平成15年3月4日
15			日本司法書士会連合会	法務省	昭和2年11月6日	認可法人	平成14年12月19日
16			日本土地家屋調査士会連合会	法務省	昭和25年11月13日	認可法人	平成15年8月1日
17			日本税理士会連合会	財務省	昭和26年12月8日	認可法人	平成14年10月29日
18			全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	昭和53年12月27日	認可法人	平成15年3月31日
19			日本弁理士会	経済産業省	大正11年5月5日	認可法人	平成14年8月29日
20			日本水先人会連合会	国土交通省	平成19年4月3日	—	平成19年4月3日
21		年金・保険・ 共済	消防団員等公務災害補償等共済基金	総務省	昭和31年11月20日	特殊法人	平成9年4月1日
22			企業年金連合会	厚生労働省	昭和42年2月10日	認可法人	平成14年4月1日
23			石炭鉱業年金基金	厚生労働省	昭和42年10月2日	認可法人	平成14年12月13日
24			漁船保険中央会	農林水産省	昭和28年1月20日	認可法人	平成14年4月1日

No.	法人 類型	区分	法人名	所管府省	設立年月日	旧形態	民間法人化年月日
25	特別民間法人	事業者団体	全国漁業共済組合連合会	農林水産省	昭和39年10月19日	認可法人	平成14年4月1日
26			全国農業会議所	農林水産省	昭和29年11月11日	認可法人	平成14年4月1日
27			全国農業協同組合中央会	農林水産省	昭和29年11月29日	認可法人	平成14年4月1日
28			日本商工会議所	経済産業省	大正11年6月29日	認可法人	平成14年4月1日
29			全国商工会連合会	経済産業省	昭和37年2月21日	認可法人	平成14年4月1日
30			全国中小企業団体中央会	経済産業省	昭和31年4月10日	認可法人	平成17年4月1日
31		投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	経済産業省	昭和38年11月15日	特殊法人	昭和61年7月1日
32			名古屋中小企業投資育成株式会社	経済産業省	昭和38年11月18日	特殊法人	昭和61年7月1日
33			大阪中小企業投資育成株式会社	経済産業省	昭和38年11月20日	特殊法人	昭和61年7月1日
34		その他	自動車安全運転センター	警察庁	昭和50年10月16日	認可法人	平成15年10月1日
35			社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	昭和23年9月1日	特殊法人	平成15年10月1日
36			中央職業能力開発協会	厚生労働省	昭和54年7月1日	認可法人	平成10年7月31日
37			農林中央金庫	農林水産省	大正12年12月20日	特殊法人	昭和61年9月8日
38		特別法人	災害防止	船員災害防止協会	厚生労働省 国土交通省	昭和42年10月31日	—
39	年金・保険・ 共済		生命保険契約者保護機構	金融庁	平成10年12月1日	—	—
40			健康保険組合連合会	厚生労働省	昭和18年5月6日	—	—
41			国民年金基金連合会	厚生労働省	平成3年5月30日	—	—
42	事業者団体		日本証券業協会	金融庁	昭和48年7月1日	—	—
43			日本貸金業協会	金融庁	平成19年12月19日	—	—
44			全国土地改良事業団体連合会	農林水産省	昭和33年8月19日	—	—
45			全国食肉業務用卸協同組合連合会	農林水産省	昭和56年5月1日	—	—
46			日本商品先物取引協会	農林水産省 経済産業省	平成11年4月1日	—	—
47			全国石油商業組合連合会	経済産業省	昭和38年11月20日	—	—
48	その他		損害保険料率算出機構	金融庁	昭和39年1月8日	—	—
49		原子力発電環境整備機構	経済産業省	平成12年10月18日	—	—	

(注) 当省の調査結果による。

#### (イ) 事務・事業の類型

##### ① 特別民間法人の事務・事業の類型

特別民間法人は、各々の設立の根拠となる法律に基づき、多様な事務・事業を行うこととされており、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、

- a) 検査・検定関係法人
- b) 災害防止関係団体
- c) 士業団体
- d) 年金・保険・共済関係法人
- e) 事業者団体
- f) 投資育成株式会社
- g) その他の法人

の7類型に区分されている（各類型に属する法人は、図表I-1-1参照）。

##### ② 特別法人の事務・事業の類型

特別法人については、特別民間法人のような区分は行われていないが、その性格や事務・事業により、「行政改革の重要方針」における特別民間法人の類型化と同様に分類す

ると、

- a) 災害防止関係団体
- b) 年金・保険・共済関係法人
- c) 事業者団体
- d) その他の法人

と区分することが可能である（各類型に属する法人は、図表 I - 1 - 1 参照）。

#### (ウ) 所管府省別の法人数

所管府省別の法人数は、図表 I - 1 - 2 のとおりとなっている。

図表 I - 1 - 2 所管府省別の法人数

所管府省	特別民間法人	特別法人		計	
		専管	共管	専管	共管
国家公安委員会（警察庁）	1	—	—	1	—
金融庁	1	4	—	5	—
総務省	4	—	—	4	—
法務省	2	—	—	2	—
財務省	1	—	—	1	—
厚生労働省	11	2	1	13	1
農林水産省	5	2	1	7	1
経済産業省	9	2	1	11	1
国土交通省	3	—	1	3	1
合計	37	10	4	47	4
	法人数合計	12 (注)		49 (注)	

(注) 「法人数合計」欄では、共管法人の重複を排除して計上している。

#### (I) 設立時期

特別民間法人等の設立時期をみると、昭和 20 年代から 40 年代にかけて設立されたものが 49 法人中 33 法人と全体の約 7 割 (67.3%) を占めており、特に、昭和 30 年代に設立された法人 (19 法人) が全体の約 4 割 (38.8%) を占めている。

また、古くは、大正 10 年代に設立された法人がある一方で、平成 10 年代に設立されたものもある (図表 I - 1 - 1 参照)。

#### (オ) 民間法人化前の法人形態別

特別民間法人 37 法人のうち 36 法人は、従前、特殊法人 (注 1) やいわゆる認可法人 (注 2) であったものが民間法人化 (注 3) されたものであり、民間法人化前の法人形態をみると、特殊法人であったものが 9 法人、認可法人であったものが 27 法人となっている (図表 I - 1 - 1 参照)。

(注 1) 特別の法律により特別の設立行為をもって設立され、国家的責任を担保するに足る特別の監督が行われるとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人。

(注2) 特別の法律に基づき数を限定して設立される法人で、設立に当たっては、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるもので、その設立につき、又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめられている法人。

(注3) 特殊法人及び認可法人の民間法人化

- ① 「行政改革に関する第5次答申—最終答申—」(昭和58年3月14日臨時行政調査会)において、特殊法人等の活性化方策の一つとして示された「自立化の原則」に沿って、自立が可能な法人は、i) 事業の制度的独占の廃止、ii) 国等からの出資の廃止、iii) 役員選任の自主化、iv) 経常的経費の国等への依存状態の解消、v) 政府関与の最小限化といった措置を講じ、民間法人化すべきとされた。
- ② 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)による特殊法人等改革により、上記の「臨調最終答申」における「自立化の原則」にのっとり民間法人化された。

## イ 財務・会計の状況

平成23年度における特別民間法人等49法人の財務や会計の状況をみると、次のとおりとなっている。

### (7) 資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の状況

資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別に特別民間法人等の分布状況をみると、図表I-1-3のとおりとなっており、このうち純資産額の規模別分布状況等は、次のとおりである。

- ① 特別民間法人では、100億円未満が24法人と全体の6割強(64.9%)を占めている一方で、1法人(農林中央金庫)が1兆円を超えている。
- ② 特別法人では、10億円未満が7法人と全体の約6割(58.3%)を占めている。
- ③ 49法人全体の合計は約4兆2,150億円で、1法人当たりの平均は約860億円となっているが、金融機関である農林中央金庫など、一部に巨額の純資産を計上している法人がある一方、年金の給付等を行う企業年金連合会など、負債額が資産額を超えているため、純資産額がマイナスとなっている法人もある。

また、100億円以上の純資産又は正味財産額を有する特別民間法人等には、銀行等と同等の金融機関としての規制を受けるものや会社法(平成17年法律第86号)の適用を受ける株式会社が4法人(注)(農林中央金庫、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社)、医療費の審査・支払業務を行うものが1法人(社会保険診療報酬支払基金)、国又はこれに準ずるもの(以下「国等」という。)から交付された補助金等により造成された基金の運営も行うものが2法人(全国農業会議所、日本商工会議所)、士業団体や事業者団体等が4法人(日本公認会計士協会、全国農業協同組合中央会、日本証券業協会、全国土地改良事業団体連合会)、特定業種における再保険の事業を行うものが1法人(漁船保険中央会)、保険事業に係るものが1法人(健康保険組合連合会)、検査・検定関係法人が2法人(日本電気計器検定所、軽自動車検査協会)及びその他の法人が1法人(自動車安全運転センター)ある。

(注) これら4法人には、他の45法人のうち全国食肉業務用卸協同組合連合会を除く44法人にある法人税の減免措置がない。

図表 I-1-3 資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別分布状況

法人類型	業務類型	区分	法人数	資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別法人数							資産額等 合計金額 (百万円)	資産額等 平均金額 (百万円)
				10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1千億円未満	1千億円以上 1兆円未満	1兆円以上		
特別民間法人	検査・検定	資産額	6	0	1	2	2	1	0	0	119,753	19,959
		比率(%)		0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%		
		負債額	6	1	4	1	0	0	0	0	19,623	3,271
	比率(%)		16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	6	0	2	2	1	1	0	0	100,129	16,688	
	比率(%)		0.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%			
	災害防止	資産額	6	4	1	1	0	0	0	0	10,906	1,818
		比率(%)		66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
		負債額	6	5	0	1	0	0	0	0	6,740	1,123
	比率(%)		83.3%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	6	4	2	0	0	0	0	0	4,166	694	
	比率(%)		66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	士業団体	資産額	8	2	3	2	1	0	0	0	39,865	4,983
		比率(%)		25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%		
		負債額	8	5	3	0	0	0	0	0	8,844	1,106
	比率(%)		62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	8	2	3	2	1	0	0	0	31,021	3,878	
	比率(%)		25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%			
	年金・保険・共済	資産額	5	0	0	0	1	3	0	1	10,136,052	2,027,210
		比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%		
		負債額	5	0	0	0	2	2	0	1	11,314,487	2,262,897
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%			
	純資産額 (正味財産額)	5	2	0	2	1	0	0	0	△ 1,178,434	△ 235,687	
	比率(%)		40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
事業者団体	資産額	5	0	1	1	3	0	0	0	79,057	15,811	
	比率(%)		0.0%	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	負債額	5	2	3	0	0	0	0	0	10,686	2,137	
比率(%)		40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	5	1	0	1	3	0	0	0	68,370	13,674		
比率(%)		20.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
投資育成	資産額	3	0	0	0	2	1	0	0	129,747	43,249	
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%			
	負債額	3	0	2	1	0	0	0	0	10,703	3,568	
比率(%)		0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	3	0	0	0	2	1	0	0	119,044	39,681		
比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%				
その他	資産額	4	0	0	0	1	0	1	2	73,489,210	18,372,303	
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%			
	負債額	4	0	1	0	0	0	1	2	68,535,289	17,133,822	
比率(%)		0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%				
純資産額 (正味財産額)	4	0	1	0	1	0	1	1	4,953,919	1,238,480		
比率(%)		0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%				
計	資産額	37	6	6	6	10	5	1	3	84,004,590	2,270,394	
	比率(%)		16.2%	16.2%	16.2%	27.0%	13.5%	2.7%	8.1%			
	負債額	37	13	13	3	2	2	1	3	79,906,372	2,159,632	
比率(%)		35.1%	35.1%	8.1%	5.4%	5.4%	2.7%	8.1%				
純資産額 (正味財産額)	37	9	8	7	9	2	1	1	4,098,215	110,763		
比率(%)		24.3%	21.0%	18.9%	24.3%	5.4%	2.7%	2.7%				
特別法人	災害防止	資産額	1	1	0	0	0	0	0	0	70	70
		比率(%)		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
		負債額	1	1	0	0	0	0	0	0	27	27
	比率(%)		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	1	1	0	0	0	0	0	0	43	43	
	比率(%)		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	年金・保険・共済	資産額	3	0	0	0	0	2	0	1	2,574,344	858,115
		比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%		
		負債額	3	0	0	1	0	1	0	1	2,525,236	841,745
	比率(%)		0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%			
	純資産額 (正味財産額)	3	2	0	0	1	0	0	0	49,933	16,644	
	比率(%)		66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%			
事業者団体	資産額	6	3	1	0	2	0	0	0	82,729	13,788	
	比率(%)		50.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%			
	負債額	6	4	0	1	1	0	0	0	17,193	2,866	
比率(%)		66.7%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	6	3	1	0	2	0	0	0	65,536	10,923		
比率(%)		50.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%				
その他	資産額	2	0	0	0	1	0	1	0	917,620	458,810	
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%			
	負債額	2	0	0	0	1	0	1	0	916,313	458,157	
比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	2	1	1	0	0	0	0	0	1,308	654		
比率(%)		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
計	資産額	12	4	1	0	3	2	1	1	3,574,763	297,897	
	比率(%)		33.3%	8.3%	0.0%	25.0%	16.7%	8.3%	8.3%			
	負債額	12	5	0	2	2	1	1	1	3,458,769	288,231	
比率(%)		41.7%	0.0%	16.7%	16.7%	8.3%	8.3%	8.3%				
純資産額 (正味財産額)	12	7	2	0	3	0	0	0	116,820	9,735		
比率(%)		58.3%	16.7%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

法人 類型	業務 類型	区分	法人数	資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別法人数							資産額等 合計金額 (百万円)	資産額等 平均金額 (百万円)
				10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1千億円未満	1千億円以上 1兆円未満	1兆円以上		
全 体	検査・ 検定	資産額	6	0	1	2	2	1	0	0	119,753	19,959
		比率(%)		0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%		
		負債額	6	1	4	1	0	0	0	0	19,623	3,271
	比率(%)		16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	6	0	2	2	1	1	0	0	100,129	16,688	
	比率(%)		0.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%			
	災害 防止	資産額	7	5	1	1	0	0	0	0	10,976	1,568
		比率(%)		71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
		負債額	7	6	0	1	0	0	0	0	6,767	967
	比率(%)		85.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	7	5	2	0	0	0	0	0	4,209	601	
	比率(%)		71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	工業 団体	資産額	8	2	3	2	1	0	0	0	39,865	4,983
		比率(%)		25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%		
		負債額	8	5	3	0	0	0	0	0	8,844	1,106
	比率(%)		62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	純資産額 (正味財産額)	8	2	3	2	1	0	0	0	31,021	3,878	
	比率(%)		25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%			
	年金・ 保険・ 共済	資産額	8	0	0	0	1	5	0	2	12,710,396	1,588,800
		比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	0.0%	25.0%		
		負債額	8	0	0	1	2	3	0	2	13,839,723	1,729,965
比率(%)		0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	37.5%	0.0%	25.0%				
純資産額 (正味財産額)	8	4	0	2	2	0	0	0	△ 1,128,501	△ 141,063		
比率(%)		50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
事業者 団体	資産額	11	3	2	1	5	0	0	0	161,786	14,708	
	比率(%)		27.3%	18.2%	9.1%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%			
	負債額	11	6	3	1	1	0	0	0	27,879	2,534	
比率(%)		54.5%	27.3%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	11	4	1	1	5	0	0	0	133,906	12,173		
比率(%)		36.4%	9.1%	9.1%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%				
投資 育成	資産額	3	0	0	0	2	1	0	0	129,747	43,249	
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%			
	負債額	3	0	2	1	0	0	0	0	10,703	3,568	
比率(%)		0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
純資産額 (正味財産額)	3	0	0	0	2	1	0	0	119,044	39,681		
比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%				
その他	資産額	6	0	0	0	2	0	2	2	74,406,830	12,401,138	
	比率(%)		0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%			
	負債額	6	0	1	0	1	0	2	2	69,451,602	11,575,267	
比率(%)		0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	33.3%				
純資産額 (正味財産額)	6	1	2	0	1	0	1	1	4,955,227	825,871		
比率(%)		16.7%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%				
計	資産額	49	10	7	6	13	7	2	4	87,579,353	1,787,334	
	比率(%)		20.4%	14.3%	12.2%	26.5%	14.3%	4.1%	8.2%			
	負債額	49	18	13	5	4	3	2	4	83,365,141	1,701,329	
比率(%)		36.7%	26.5%	10.2%	8.2%	6.1%	4.1%	8.2%				
純資産額 (正味財産額)	49	16	10	7	12	2	1	1	4,215,035	86,021		
比率(%)		32.7%	20.4%	14.3%	24.5%	4.1%	2.0%	2.0%				

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 資産とは、法人が有している財貨、債権等である。  
3 負債とは、法人が負っている債務を指し、金銭債務や役員債務（未払金、前受金）のほか、退職給付引当金のような会計上の債務も含まれる。  
4 純資産又は正味財産とは、資産から負債を引いたものである。

#### (イ) 年間収入額の状況

年間収入額(注)の規模別に特別民間法人等の分布状況をみると、図表 I-1-4 のとおり、100 億円未満が 49 法人中 33 法人と全体の約 7 割 (67.3%) を占めている一方で、1 法人 (社会保険診療報酬支払基金) が 1 兆円を超えている。

(注) 年間収入は、大きく分けて、手数料収入などの事業収入、会費収入、保険料などの掛金収入、財産運用収入、寄付・補助金等収入等からなっている。

図表 I-1-4 年間収入額の規模別分布状況

区分	法人数	年間収入額の規模別法人数							年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)
		10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1 千億円未満	1 千億円以上 1 兆円未満	1 兆円以上		
特別民間法人	37	5	16	6	6	1	2	1	23,229,616	627,827
特別法人	12	3	2	1	3	1	2	0	474,762	39,564
合計	49	8	18	7	9	2	4	1	23,704,378	483,763
	比率 (%)	16.3%	36.7%	14.3%	18.4%	4.1%	8.2%	2.0%		

(注) 当省の調査結果による。

また、年間収入額が 100 億円以上の特別民間法人等には、年金の給付等を行うものが 4 法人 (消防団員等公務災害補償等共済基金、企業年金連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金連合会)、金融機関が 1 法人 (農林中央金庫)、特定業種における再保険等の事業を行うものが 2 法人 (漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会)、保険事業に係るものが 2 法人 (生命保険契約者保護機構、健康保険組合連合会)、国等から基金造成を含む補助金等の交付も受けているものが 2 法人 (日本商工会議所、中央職業能力開発協会)、事業者団体が 2 法人 (全国商工会連合会、全国土地改良事業団体連合会)、検査・検定関係法人が 1 法人 (軽自動車検査協会) 及びその他の法人が 2 法人 (損害保険料率算出機構、原子力発電環境整備機構) ある。

#### (ウ) 国等から交付されている補助金等の状況

平成 23 年度に国等から補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費 (以下「補助金等」という。) の交付を受けた特別民間法人等は、特別民間法人 19 法人、特別法人 6 法人の計 25 法人であり、各法人に交付された補助金等は、図表 I-1-5 のとおりとなっている。

交付された補助金等の状況をみると図表 I-1-6 のとおりであり、全体では、25 法人に対して 92 件の補助金等が交付されている。

その内訳をみると、補助金等 (委託費を除く。) は、23 法人に 59 件 (うち 13 件は東日本大震災に関するもの) 交付されており、委託費は、9 法人に 33 件 (うち 2 件は東日本大震災に関するもの) 交付されている。なお、委託費の交付を受けた特別法人はない。



また、法人類型に着目すると、災害防止関係団体、年金・保険・共済関係法人及び事業者団体が 20 法人と交付された法人の大半を占めており、これらに対する補助金等は、法律に基づく事務費補助や補助金等収入の大半を第三者に分配する第三者分配型補助金を中心となっている（補助金等（委託費を除く。）53 件のうち、14 件が事務費補助、19 件が第三者分配型補助金）。

図表 I-1-5 平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等一覧

【補助金等(委託費を除く。)】

(単位:千円)

法人 類型	区分	法人名	所管府省	補助金等名	性質	区分	補助対象事業	交付府省	実績額				
									平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
特別 民間 法人	災害防止	建設業労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	173,952	282,322	353,975	356,840	370,962
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	130,103	185,169	233,030	244,005	243,086
		林業・木材製造業労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	129,442	201,372	270,665	281,717	283,630
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	153,446	201,964	226,509	238,128	237,894
		鉱業労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	53,532	89,166	93,961	91,913	96,467
		中央労働災害防止協会	厚生労働省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	802,764	950,378	1,365,080	1,135,759	1,137,968
	年金・保険・共済	企業年金連合会	厚生労働省	厚生年金基金等給付費負担金	負担金	法律	—	厚生労働省	23,277,600	24,021,436	24,344,279	24,914,852	24,456,092
		漁船保険中央会	農林水産省	漁船保険中央会交付金	—	法律	—	農林水産省	5,080,136	5,612,043	5,701,651	6,514,200	6,696,782
				漁船保険組合及び漁業共済組合支払 保険金等補助事業費補助金	第三者分配	震災	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保 険金等補助事業	農林水産省	4,112,880	—	—	—	—
		全国漁業共済組合連合会	農林水産省	漁業共済事業実施費等補助金	事務費補助	法律	漁業共済利用持続的経営確立対策事業	農林水産省	39,083	41,140	70,652	47,294	124,305
				漁業共済再共済金支払資金借入金利 子交付金	交付金	—	漁業共済再共済金支払資金借入金利子 交付事業	農林水産省	34,662	52,919	53,766	91,376	112,549
				水産関係民間団体事業補助金	事務費補助	—	漁業共済経営環境変化特別対策事業	農林水産省	16,447	1,052,288	1,243,876	—	—
				漁業経営安定対策事業 漁業収入安定対策事業等補助金	事務費補助	—	漁業経営安定対策事業 漁業収入安定対策事業	農林水産省	40,042,669	3,066,512	5,100,531	3,205,894	—
				漁船保険組合及び漁業共済組合支払 保険金等補助事業費補助金	第三者分配	震災	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保 険金等補助事業	農林水産省	70,614	—	—	—	—
		漁業共済組合連合会交付金	—	法律	—	農林水産省	4,657,724	4,832,046	5,022,993	5,067,689	4,866,501		
事業者団体	全国農業会議所	農林水産省	農地制度実施円滑化対策事業費補助 金	その他	法律	全国農業会議所事業	農林水産省	14,023	34,962	41,647	41,647	42,761	
			食料安全保障確立対策事業費補助金	その他	—	外国人技能実習受入れ適正化支援事業	農林水産省	59,305	77,225	75,071	80,044	—	
			農業経営対策事業推進費補助金	その他	—	農の雇用事業	農林水産省	4,807,570 ▲1,714,593	2,814,522	3,869,000	1,661,000	—	
	全国農業協同組合中央会	農林水産省	農業経営安定事業費補助金	第三者分配	—	水田・畑作経営所等安定対策推進事業	農林水産省	113,161	287,840	295,951	296,052	—	
			農業経営対策事業推進費補助金	その他	—	人権問題開発推進事業	農林水産省	2,108	2,108	2,173	2,396	2,666	
			食料安全保障確立対策事業費補助金	負担金	法律	アジア・アフリカ農村開発機構分担金	農林水産省	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	
	日本商工会議所	経済産業省	小規模事業対策推進事業費補助金	事務費補助 第三者分配	法律	小規模事業対策推進事業	経済産業省	563,299	937,089	831,700	835,758	834,447	
			中小企業組合等共同施設等災害復旧 費補助金(商工会・都道府県商工会連 合会・商工会議所の施設復旧事業)	第三者分配	震災	中小企業組合等共同施設等災害復旧費 補助金(商工会・都道府県商工会連 合会・商工会議所の施設復旧事業)に係 る補助事業	経済産業省	37,046	—	—	—	—	
			中小企業経営支援等対策費補助金(人 材対策基金補助金)	その他	—	中小企業経営支援等対策費補助金事業 (人材対策基金補助金)	経済産業省	10,347,667	1,406,292	—	4,010,000	—	
	全国商工会連合会	経済産業省	小規模事業対策推進事業費補助金	事務費補助 第三者分配	法律	小規模事業対策推進事業	経済産業省	1,224,205	2,494,547	2,656,846	3,243,426	3,013,413	
			中小企業組合等共同施設等災害復旧 費補助金(商工会・都道府県商工会連 合会・商工会議所の施設復旧事業)	第三者分配	震災	中小企業組合等共同施設等災害復旧費 補助金(商工会・都道府県商工会連 合会・商工会議所の施設復旧事業)に係 る補助事業	経済産業省	126,039	—	—	—	—	
			被災地商品販路開拓等支援事業費補 助金	その他	震災	被災地商品販路開拓等支援事業	経済産業省	273,376	—	—	—	—	
			記帳機械化等オンライン化推進事業費 補助金	その他	—	記帳機械化等オンライン化推進事業	経済産業省	918,750	—	—	—	—	
	全国中小企業団体中央会	経済産業省	中小企業連携組織対策推進事業費補 助金	事務費補助 第三者分配	—	中小企業連携組織対策推進事業	経済産業省	421,584	784,341	840,567	803,155	978,166	
			中小企業経営支援等対策費補助金(人 材対策基金補助金)	その他	—	中小企業経営支援等対策費補助金事業 (人材対策基金補助金)	経済産業省	2,487,398	11,064,878	7,620,000	7,200,000	—	
新事業活動促進支援補助金			第三者分配	震災	農商工連携等による被災地等復興支援 事業 グローバル技術連携・創業支援事業	経済産業省	55,426	—	—	—	—		
事業環境整備対策費補助金			第三者分配	震災	中小企業の協働による国内外販路開拓 等支援事業	経済産業省	5,013	—	—	—	—		

法人 類型	区分	法人名	所管府省	補助金等名	性質	区分	補助対象事業	交付府省	実績額					
									平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	
その他	その他	自動車安全運転センター	警察庁	自動車事故対策費補助金	その他		安全運転推進事業	国土交通省	6,403	26,364	30,122	27,275	111,000※	
		社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	その他		高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金事業	厚生労働省	23,199,754	25,744,884	25,669,577	35,045,531	18,072,163	
				介護保険関係業務費補助金	事務費補助		介護保険関係事業	厚生労働省	232,525	232,528	232,809	233,027	233,315	
				特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	その他	法律	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	厚生労働省	48,044,892	-	-	-	-	
				技能向上対策費補助金	事務費補助	法律	技能向上対策費補助事業	厚生労働省	441,343	482,889	681,212	730,759	732,514	
特別法人	災害防止	中央職業能力開発協会	厚生労働省	緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金	その他		緊急人材育成支援事業 新卒者就職実現プロジェクト事業等	厚生労働省	23,520,108 ▲25,538,549	211,500,000	700,000,000 ▲353,353,373			
		船員災害防止協会	厚生労働省 国土交通省	労働災害防止対策費補助金	事務費補助	法律	安全衛生管理活動 労働災害防止特別活動	厚生労働省	40,130	41,378	41,551	41,551	42,370	
		年金・保険・共済	健康保険組合連合会	厚生労働省	健康保険組合事務費負担金	第三者分配	法律	一般事業、保険給付適正化事業	厚生労働省	3,558,736	4,005,694	3,960,301	4,873,287	4,770,327
					高齢者医療運営円滑化等補助金	その他		被用者保険運営円滑化推進事業	厚生労働省	483,620	580,624	3,038,110	1,519,868	4,909,722
					健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金	第三者分配		健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金交付事業	厚生労働省	2,273,719	4,565,587	1,638,959	-	-
	国民年金基金連合会	厚生労働省	国民年金基金連合会事務費補助金	事務費補助		確定拠出年金個人型年金に係る管理運営事業等	厚生労働省	100,609	168,692	1,023,524	1,186,999	1,204,256		
事業者団体	全国土地改良事業団体連合会	農林水産省	農業経営対策事業推進費補助金	その他		人権問題啓発推進事業	農林水産省	2,108	2,108	2,171	2,396	2,643		
			土地改良融資事業等指導監督費補助金	その他		水土総合強化推進事業	農林水産省	21,775	-	-	-	-		
			土地改良施設維持管理適正化事業費補助	第三者分配		土地改良施設維持管理適正化事業	農林水産省	3,227,503	3,180,680	3,450,421	3,512,133	3,568,748		
			優良土地確保・有効利用対策事業費補助金等(被災土地改良区復興支援事業)	その他	震災	被災土地改良区復興支援事業	復興庁、 農林水産省	116,018	-	-	-	-		
			優良土地確保・有効利用対策事業費補助金等(東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業)	その他	震災	東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	復興庁、 農林水産省	57,889	-	-	-	-		
			優良土地確保・有効利用対策事業費補助金等(農家負担金軽減支援対策事業)	その他	震災	農家負担金軽減支援対策事業	農林水産省	6,782,588	-	-	-	-		
			農山漁村被災者受入円滑化支援事業交付金	その他	震災	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁、 農林水産省	34,000	-	-	-	-		
			食肉卸売経営体質強化促進事業補助金	第三者分配 その他		食肉卸売機能強化推進事業 食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	(独)農畜産 業振興機構	107,677	119,716	113,975	114,985	117,275		
			中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金	その他		中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	(独)農畜産 業振興機構	3,307	-	-	-	-		
			被災地域災害対応型中核給油所等整備事業費補助金	第三者分配	震災	被災地災害対応型中核給油所等整備事業	経済産業省	(4,165)	-	-	-	-		
			石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(給油所次世代化対応支援事業(次世代石油製品販売業人材育成事業)に係るもの)	その他		給油所次世代化対応支援事業(次世代石油製品販売業人材育成事業)	経済産業省	474,227	-	-	-	-		
			石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(石油製品流通網維持強化事業に係るもの)	第三者分配		石油製品流通網維持強化事業	経済産業省	(157,070)	-	-	-	-		
			被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業費補助金(給油設備安全点検支援事業に係るもの)	第三者分配	震災	給油設備安全点検支援事業	経済産業省	181,092	-	-	-	-		
			石油製品販売業環境保全対策事業費補助金(環境対応型石油製品販売業支援事業)に係るもの)	第三者分配		環境対応型石油製品販売業支援事業	経済産業省	288,339	809,425	1,582,098	730,690	624,316		
			石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)	第三者分配		離島ガソリン流通コスト支援事業	経済産業省	1,220,362	-	-	-	-		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成23年度に国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人から特別民間法人等が交付された補助金(基金造成のための補助金も含む)、負担金、交付金及び補給金について5年間の推移を記載している。  
3 上記整理に当たっては、原則補助金等交付要綱の単位で整理している。ただし、複数の補助金等を1つの補助金等交付要綱にまとめている場合や複数の事業メニューから特定の事業を選択し実施するような場合には、事業単位で整理している。  
4 補助金等名が過去5年間で変更されている補助金等については、平成23年度の補助金等名を記載している。  
5 補助金等の確定額を記載しているため、本表の金額と各法人が公表している財務諸表等に記載されている金額が一致しない場合もある。  
6 「性質」欄の「-」は、国における事務量合理化の見地から、国からの保険料又は共済掛金の国庫負担分と該当法人が国に支払う再々保険料又は保険料相当額との差額であるものを表す。  
7 「性質」欄の「その他」は、特定の事業の実施に対する補助金や基金造成のために交付される補助金を表す。  
8 「区分」欄の「法律」は、法律に基づく補助金を表し、「震災」は、東日本大震災に関連する補助金を表す。  
9 「▲」を付した金額は、基金造成のために交付された後に国庫返納されたものを表す。  
10 全国石油商業組合連合会の括弧書きとした補助金については決算額を記載している。

【委託費】

(単位:千円)

法人 類型	区分	法人名	所管府省	委託費名称	震災	交付府省等	実績額				
							平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
特別 民間 法人	検査・検定	高圧ガス保安協会	経済産業省	高圧ガス保安対策事業		経済産業省	28,002	18,528	18,361	17,729	20,355
				石油精製業保安対策事業		経済産業省	98,396	98,222	108,738	150,591	196,397
				石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業		経済産業省	204,426	215,992	233,723	292,673	298,240
				石油製品需給適正化調査		経済産業省	75,869	120,553	139,028	299,785	260,556
	災害防止	建設業労働災害防止協会	厚生労働省	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業費	○	厚生労働省	145,609	-	-	-	-
				小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業		厚生労働省	196,987	406,941	518,632	576,887	660,448
		中央労働災害防止協会	厚生労働省	職場における化学物質のリスク評価推進事業		厚生労働省	78,070	80,651	86,433	83,960	68,217
				化学物質管理支援事業		厚生労働省	99,564	129,772	203,320	247,818	119,473
				作業環境管理における個人ばく露測定に関する実証的検証事業		厚生労働省	12,439	11,686	-	-	-
				作業環境の改善方法に関する実証的検証事業		厚生労働省	7,938	-	-	-	-
				製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の促進事業		厚生労働省	12,268	-	-	-	-
				震災に伴う新規化学物質の命名緊急事業	○	厚生労働省	4,499	-	-	-	-
				化学物質の長期吸入試験等事業		厚生労働省	816,777	844,775	-	-	-
				ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業		厚生労働省	109,878	159,059	-	-	-
				中小企業化学物質調査(中生産量化学物質の安全性点検(急性毒性、反復投与毒性、遺伝毒性及び生殖発生毒性に関する有害性調査))		経済産業省	24,578	44,367	55,133	-	-
				産業技術研究開発(低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト(NEDO交付金以外分)ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発)		経済産業省	17,000	-	-	-	-
	士業団体	全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	夜間・土曜日均等法、育・介法、パート法等電話相談事業		厚生労働省	17,559	18,045	-	-	-
				街角の年金相談センター運営業務		日本年金機構	2,110,633	2,020,588	485,494	-	-
	事業者団体	全国農業会議所	農林水産省	農業雇用改善推進事業		厚生労働省	94,100	67,793	57,070	-	-
				農業者年金委託事業費等		(独)農業者年金基金	8,500	8,729	8,798	7,712	9,571
全国農業協同組合中央会		農林水産省	農業者年金総合指導委託事業		(独)農業者年金基金	4,251	4,279	4,473	4,473	-	
			日本商工会議所	経済産業省	ジョブカード制度(職業能力形成プログラム)推進事業(20'、21'、22'は「ジョブ・カード制度」(職業能力形成システム)普及促進事業)	厚生労働省	1,541,521	1,742,800	1,642,246	1,411,033	-
EPAに基づく原産地証明情報の電子的提供事業		経済産業省	142,678		-	-	-	-			
国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業		経済産業省	36,222		-	-	-	-			
全国中小企業団体中央会		経済産業省	国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業	経済産業省	52,559	125,041	-	-	-		
			下請ガイドライン普及啓発事業	経済産業省	31,450	33,898	-	-	-		
	官公需における中小企業者のベストプラクティス等に関する調査事業		経済産業省	4,783	-	-	-	-			
その他	中央職業能力開発協会	厚生労働省	教育訓練講座受講環境整備事業		厚生労働省	86,448	109,203	147,713	151,951	168,748	
			幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業		厚生労働省	157,702	147,723	182,073	188,718	138,928	
			技能評価システム移転促進事業		厚生労働省	131,869	122,297	148,688	169,832	174,795	
			各種技能競技大会等の推進事業		厚生労働省	564,021	481,024	-	-	-	
			キャリア支援企業創出促進事業(H22までは「キャリア支援企業等育成事業」)		厚生労働省	44,666	74,375	93,724	105,086	112,681	
			アジア太平洋地域人材養成協力事業		厚生労働省	71,836	-	-	-	-	

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成23年度に国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人から特別民間法人等が交付されたの委託費について5年間の推移を記載している。

3 上記整理に当たっては、原則委託事業の単位で整理している。

4 「震災」欄には、東日本大震災に関連するものに「○」を付している。

5 委託費の確定額を記載しているため、本表の金額と各法人が公表している財務諸表等に記載されている金額が一致しない場合もある。

図表 I - 1 - 6 平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等の状況

区 分		補助金等 (委託費除く)		事務費 補 助		負担金等		第三者 分 配		その他		委託費		全体		
		震災			法律		法律	震災		震災		震災		震災		
特別 民間 法人	検査・検定	法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
		補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
	災害防止	法人	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	6	2
		補助金等	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	12	2	18	2
	士業団体	法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
		補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	年金・保険・共済	法人	3	2	1	1	3	3	2	2	1	0	0	0	3	2
		補助金等	9	2	3	1	4	3	2	2	1	0	0	0	9	2
	事業者団体	法人	5	3	3	2	1	1	4	3	5	1	4	0	5	3
		補助金等	17	5	3	2	1	1	8	4	8	1	9	0	26	5
投資育成	法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	法人	3	0	2	1	0	0	0	0	3	0	1	0	3	0	
	補助金等	6	0	2	1	0	0	0	0	4	0	6	0	12	0	
計	法人	17	5	12	10	4	4	6	5	9	1	9	2	19	7	
	補助金等	38	7	14	10	5	4	10	6	13	1	33	2	71	9	
特別 法人	災害防止	法人	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		補助金等	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	年金・保険・共済	法人	2	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	2	0
		補助金等	5	0	1	0	1	1	2	0	1	0	0	0	5	0
	事業者団体	法人	3	2	0	0	0	0	3	1	3	1	0	0	3	2
		補助金等	15	6	0	0	0	0	7	2	9	4	0	0	15	6
	その他	法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	法人	6	2	2	1	1	1	4	1	4	1	0	0	6	2
		補助金等	21	6	2	1	1	1	9	2	10	4	0	0	21	6
合 計	法人	23	7	14	11	5	5	10	6	13	2	9	2	25	9	
	補助金等	59	13	16	11	6	5	19	8	23	5	33	2	92	15	

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 「事務費補助」、「負担金等」、「第三者分配」及び「その他」には、重複するものがあるため、「補助金等(委託費除く)」欄の法人数や補助金等数は、必ずしもこれらの合計にはなっていない。
- 3 「震災」欄には、東日本大震災に関するものの数を、「法律」欄には、法律に基づく補助金等の数をそれぞれ計上した。

## ウ 役職員等の状況

平成24年12月1日現在における特別民間法人等の役職員の状況をみると、次のとおりとなっている。

### (7) 監査役員を除く役員の状況

#### ① 総数

監査役員を除く役員数の規模別分布状況をみると、図表I-1-7のとおり、30人未満の特別民間法人等が49法人中32法人と全体の約7割(65.3%)を占めている一方で、50人以上の役員を置くものが15法人あり、そのうち3法人(中央労働災害防止協会、日本税理士会連合会、中央職業能力開発協会)では、100人以上の役員を置いている。なお、50人以上の役員を置く15法人は、当該法人の会員たる団体の代表者等を理事等とするような社団的性格を有する法人である。

図表I-1-7 監査役員を除く役員数の規模別分布状況

区分	法人数	監査役員を除く役員数の規模別法人数						役員合計人数	役員平均人数
		0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
特別民間法人	37	9	8	6	1	0	13	1,403	37.9
特別法人	12	3	5	1	1	0	2	274	22.8
合計	49	12	13	7	2	0	15	1,677	34.2
	比率(%)	24.5%	26.5%	14.3%	4.1%	0.0%	30.6%		

(注) 当省の調査結果による。

また、任期別分布状況をみると、図表I-1-8のとおり、任期を2年としている特別民間法人等が49法人中37法人と全体の約8割(75.5%)を占めている。

図表I-1-8 監査役員を除く役員の任期別分布状況

区分	法人数	監査役員を除く役員の任期別法人数		
		2年未満	2年	2年超
特別民間法人	37	2	27	8
特別法人	12	1	10	1
合計	49	3	37	9
	比率(%)	6.1%	75.5%	18.4%

(注) 当省の調査結果による。

#### ② 監査役員を除く常勤役員の状況

監査役員を除く常勤役員数の規模別分布状況をみると、図表I-1-9のとおり、常勤役員が5人以上いる特別民間法人等が49法人中11法人(22.4%)ある一方、常勤役員を置いていないものは、10法人(20.4%)ある。これらは、当該法人の会員たる団体の代表者等を理事等とするような社団的性格の法人である。

図表 I-1-9 監査役員を除く常勤役員数の規模別分布状況

区分	法人数	監査役員を除く常勤役員数の規模別法人数						常勤役員 合計人数	常勤役員 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
特別民間法人	37	8	5	5	7	4	8	105	3.6
特 別 法 人	12	2	1	4	2	0	3	33	3.3
合 計	49	10	6	9	9	4	11	138	3.5
	比率 (%)	20.4%	12.2%	18.4%	18.4%	8.2%	22.4%		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「常勤役員平均人数」は、常勤役員を置いていない法人を除いた法人数による平均である。

#### (4) 監査役員の状況

##### ① 総数

監査役員数の規模別分布状況をみると、図表 I-1-10 のとおり、3人以下の特別民間法人等が 49 法人中 41 法人と全体の約 8 割 (83.7%) を占めている一方で、5人以上の監査役員を置くものが全体で 3 法人あり、そのうち 2 法人 (日本税理士会連合会、日本弁理士会) では、10 人以上の監査役員を置いている。

図表 I-1-10 監査役員数の規模別分布状況

区分	法人数	監査役員数の規模別法人数						監査役員 合計人数	監査役員 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
特別民間法人	37	0	9	7	14	4	3	115	3.1
特 別 法 人	12	0	1	4	6	1	0	31	2.6
合 計	49	0	10	11	20	5	3	146	3.0
	比率 (%)	0.0%	20.4%	22.4%	40.8%	10.2%	6.1%		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「監査役員平均人数」は、監査役員を置いていない法人を除いた法人数による平均である。

また、任期別分布状況をみると、図表 I-1-11 のとおり、任期を 2 年としている特別民間法人等は、49 法人中 36 法人と全体の約 8 割 (73.5%) を占めている。

図表 I-1-11 監査役員の任期別分布状況

区分	法人数	監査役員の任期別法人数		
		2年未満	2年	2年超
特 別 民 間 法 人	37	0	26	11
特 別 法 人	12	1	10	1
合 計	49	1	36	12
	比率 (%)	2.0%	73.5%	24.5%

(注) 当省の調査結果による。

## ② 常勤の監査役員の状況

常勤の監査役員数の規模別分布状況をみると、図表 I-1-12 のとおり、常勤の監査役員を置いていない特別民間法人等が 49 法人中 32 法人と全体の約 7 割 (65.3%) を占めている一方で、常勤の監査役員を置いている 17 法人でも、設置数 1 人のものが 15 法人とそのほとんど (17 法人の 88.2%) を占めている。

図表 I-1-12 常勤監査役員数の規模別分布状況

区分	法人数	常勤監査役員数の規模別法人数						常勤監査役員 合計人数	常勤監査役員 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
特別民間法人	37	25	10	2	0	0	0	14	1.2
特別法人	12	7	5	0	0	0	0	5	1.0
合計	49	32	15	2	0	0	0	19	1.1
	比率 (%)	65.3%	30.6%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「常勤監査役員平均人数」は、常勤監査役員を置いていない法人を除いた法人数による平均である。

## ③ 監査役員への外部の者の登用状況

監査役員への関係府省以外の者又は外部の者の登用状況をみると、図表 I-1-13 のとおり、監査役員に関係府省以外の者又は外部の者を登用している特別民間法人等は、49 法人中 35 法人と全体の約 7 割 (71.4%) となっており、このうち、法令、定款等に、監査役員に外部の者を登用する旨の定めがあるものは 15 法人で、監査役員に外部の者を登用している 35 法人の 4 割 (42.9%) となっている。

図表 I-1-13 監査役員への外部の者の登用状況

区分	法人数	監査役員に外部 の者を登用して いる法人数		うち監査役員に外 部の者を登用する 制度がある法人数
			役員数	
特別民間法人	37	26	43	8
特別法人	12	9	14	7
合計	49	35	57	15
	比率 (%)	71.4%		42.9%

(注) 当省の調査結果による。

## (ウ) 役員における国家公務員出身者の状況

役員全体 (非常勤を含む。) における国家公務員出身者の状況をみると、図表 I-1-14 のとおり、49 法人中 39 法人 (79.6%) に 114 人となっており、その内訳をみると、特別民間法人では、37 法人中 30 法人 (81.1%) に 96 人、特別法人では、12 法人中 9 法人 (75.0%) に 18 人となっている。また、国家公務員出身の役員 114 人が役員全体 1,823 人に占める割合は、6.3%となっている。

このうち所管府省出身の役員の状況をみると、図表 I-1-14 のとおり、49 法人中 31 法人 (63.3%) に 66 人となっており、その内訳をみると、特別民間法人では、37 法人中



25 法人 (67.6%) に 54 人、特別法人では、12 法人中 6 法人 (50.0%) に 12 人となっている。また、所管府省出身の役員 66 人が役員全体 1,823 人に占める割合は 3.6%となっている。

図表 I-1-14 役員における国家公務員出身者の状況

区分	法人数	国家公務員出身役員 (注2)		うち所管府省出身役員 (注2)	
		法人数	役員数	法人数	役員数
特別民間法人	37	30	96	25	54
特別法人	12	9	18	6	12
合計	49	39	114	31	66
	比率 (%)	79.6%		63.3%	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「国家公務員出身者」及び「所管府省出身者」の範囲は、特別民間法人指導監督基準及び特別法人指導監督基準における「常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。」との整理による。

## (I) 役員の報酬等額

監査役員を含む役員の報酬や退職金の状況を見ると、次のとおりとなっている。

### ① 報酬額

理事長、会長等の当該法人の代表者について試算した年間報酬額の規模別分布状況を見ると、図表 I-1-15 のとおりとなっている。

また、役員1人当たりの年間報酬額の規模別分布状況を見ると、図表 I-1-16 のとおりとなっている。

図表 I-1-15 理事長、会長等の年間報酬額（試算額）の規模別分布状況

区分	法人数	年間報酬額（試算額）の規模別法人数					年間報酬額 合計金額 (千円)	年間報酬額 平均金額 (千円)	
		無支給	100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上			
常勤	特別民間法人	12	0	0	0	0	12	217,923	18,160
	特別法人	1	0	0	0	0	1	18,770	18,770
	計	13	0	0	0	0	13	236,693	18,207
比率 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
非常勤	特別民間法人	17	12	0	2	1	2	50,600	10,120
	特別法人	6	2	1	3	0	0	5,578	1,395
	計	23	14	1	5	1	2	56,178	6,242
比率 (%)		60.9%	4.3%	21.7%	4.3%	8.7%			
全体	特別民間法人	29	12	0	2	1	14	268,523	15,795
	特別法人	7	2	1	3	0	1	24,348	4,870
	計	36	14	1	5	1	15	292,871	13,312
比率 (%)		38.9%	2.8%	13.9%	2.8%	41.7%			

(注) 1 各法人の役員報酬規程等に基づき、当省が試算したものである。

2 年間報酬額の試算に当たっては、基本給の調整を行うための手当及びいわゆるボーナスを含み、通勤手当等の諸手当は除いた。

3 理事長、会長等の報酬額が年額で定められている場合には、当該定められた額による。

4 「年間報酬額平均金額」は、「年間報酬額合計金額」を「無支給」の法人を除いた法人数で除したものである。

図表 I - 1 - 16 役員 1 人当たりの年間報酬額の規模別分布状況

区分	法人数	役員 1 人当たりの年間報酬額の規模別法人数					年間報酬額 合計金額 (千円)	1 人当たり 年間報酬額 平均金額 (千円)	
		無支給	100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1 千万円未満	1 千万円以上			
常勤	特別民間法人	37	7	0	0	4	26	2,037,172	15,959
	特別法人	12	2	0	0	4	6	747,852	14,924
	計	49	9	0	0	8	32	2,785,024	15,693
	比率 (%)	18.4%	0.0%	0.0%	16.3%	65.3%			
非常勤	特別民間法人	37	15	16	5	1	0	220,802	782
	特別法人	12	3	7	2	0	0	61,821	514
	計	49	18	23	7	1	0	282,623	702
	比率 (%)	36.7%	46.9%	14.3%	2.0%	0.0%			
全体	特別民間法人	37	2	11	12	9	3	2,257,974	3,909
	特別法人	12	1	3	5	1	2	809,673	4,166
	計	49	3	14	17	10	5	3,067,647	3,971
	比率 (%)	6.1%	28.6%	34.7%	20.4%	10.2%			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各法人の 1 人当たり年間報酬額は、平成 23 年度における役員全員に係る報酬支給総額を平成 24 年 12 月 1 日現在の役員数で割ったものである。

## ② 退職金額

役員に退職金を支給している特別民間法人等は、図表 I - 1 - 17 のとおり 49 法人中 42 法人で全体の約 9 割 (85.7%) となっている。

このうち常勤役員のみを支給対象としているものが 42 法人中約 6 割 (61.9%) の 26 法人である一方で、約 3 割 (38.1%) の 16 法人では、非常勤役員も支給対象としている。また、退職金を支給しないこととしているものが 6 法人ある。

多くの法人では、退職金の支給基準は、おおむね「報酬月額×勤続期間 (月数) ×退職金支給率」となっており、退職金支給率の規模別分布状況をみると、図表 I - 1 - 17 のとおりとなっている。

図表 I - 1 - 17 役員の退職金支給率の規模別分布状況

区分	法人数	退職金支給率の規模別法人数						退職金 支給率 合計	平均 退職金 支給率
		無支給	0.1 未満	0.1 以上 0.2 未満	0.2 以上 0.3 未満	0.3 以上	別途の 支給基準		
特別民間法人	37	3	0	9	9	2	14	5.485	0.274
	比率 (%)	8.1%	0.0%	24.3%	24.3%	5.4%	37.8%		
うち常勤	21	0	0	9	9	1	2	4.145	0.218
特別法人	11	3	0	1	1	0	6	0.405	0.203
	比率 (%)	27.3%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	54.5%		
うち常勤	5	0	0	1	1	0	3	0.405	0.203
合計	48	6	0	10	10	2	20	5.890	0.268
	比率 (%)	12.5%	0.0%	20.8%	20.8%	4.2%	41.7%		
うち常勤	26	0	0	10	10	1	5	4.550	0.217

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「うち常勤」とは、常勤役員のみが支給対象となっているものをいう。

3 特別法人には、上記のほか、法人における情報公開との関係で支給基準が不明なものが 1 法人ある。

4 「平均退職金支給率」は、「退職金支給率合計」を「無支給」及び「別途の支給基準」の法人を除いた法人数で除したものである。

一方、支給率以外の支給基準を定めている法人が 20 法人あり、その内容については、  
図表 I - 1 - 18 のとおりとなっている。

図表 I - 1 - 18 退職金支給基準一覧

法人名	退職金等支給基準
日本司法書士会連合会	会長 50 万円、副会長 20 万円、常任理事 18 万円、理事 14 万円、監事 14 万円
日本土地家屋調査士会連合会	会長 30 万円、副会長 15 万円、常任理事 10 万円、次長 5 万 5,000 円、理事 5 万円、監事 3 万 5,000 円
日本弁理士会	1,000 万円 - (70 万円 / 月 × 12 か月)
日本水先人会連合会	報酬月額に、在職月数及び在職年数 1 年を超え 6 年までの期間は 36 / 100 以内、6 年を超え 10 年までの期間は 12 / 100 以内、10 年を超えた期間は 6 / 100 以内の割合を乗じた額
漁船保険中央会	常勤役員については役員退職手当支給規程に、非常勤役員については非常勤役員退任慰労金支給規程に基づき算出し、総会の議決を経て支給
全国漁業共済組合連合会	常勤役員については常勤役員退任慰労金支給規則に、非常勤役員については非常勤役員退任慰労金支給規則に基づき算出し、総会の議決を経て支給
全国農業会議所	退任慰労金の支給額は、会長が別に定める (内規)。
全国農業協同組合中央会	「役員退職慰労金規程」に基づき算出し、総会議決により決定し支給
日本商工会議所	常勤役員については、「専務理事等に対する退職慰労金支給内規」により算出
全国商工会連合会	総会の議決により定められた支給基準に基づき支給
東京中小企業投資育成株式会社	在任期間及び在任中の功績等を考慮して、株主総会の議を経て決定
名古屋中小企業投資育成株式会社	
大阪中小企業投資育成株式会社	
農林中央金庫	役員の退職慰労金は、退職慰労金等支給規程に基づき相当額の範囲内で支給することを総代会で議決し、具体的金額等については理事会等で決定する。
船員災害防止協会	役員報酬額に 180 / 100 を乗じて得た額にその者の在職年数を乗じて得た額に職務実績等を参考にして、会長がこれを定める。
健康保険組合連合会	「退職時の役員報酬月額 × 100 / 150 × 在職年数 × 支給率」 支給率は、在職満 4 年を「1.5」とし、在職 1 年から 4 年未満までを「1」とする。
日本証券業協会	報酬月額の 100 分の 40 (現行基準は 100 分の 30) 相当額に在任期間の月数を乗じた額。ただし、乗率は、在任期間の長さに応じて 100 分の 30 (現行基準は 100 分の 22.5)、ゼロと逡減
日本貸金業協会	理事会が他の公益法人、団体等の実例を勘案した上、妥当な額を決定
日本商品先物取引協会	内部基準により金額を算出
損害保険料率算出機構	役員在任期間中の各年度ごとの役員退職慰労金基準額の合計額

(注) 特別民間法人等における退職金の支給規程等を基に、当省が作成した。

(オ) 職員数 (常勤及び非常勤を合わせた職員数)

常勤及び非常勤を合わせた職員数の規模別分布状況をみると、図表 I - 1 - 19 のとおり、50 人未満の特別民間法人等が 49 法人中 24 法人と全体の約 5 割 (49.0%) を占めている一方で、1,000 人以上のものが 4 法人 (8.2%) (軽自動車検査協会、社会保険診療報酬支払基金、農林中央金庫、損害保険料率算出機構) ある。

また、常勤職員数の規模別分布状況をみると、図表 I-1-19 のとおり、50 人未満の特別民間法人等が 49 法人中 24 法人と全体の約 5 割（49.0%）を占めている一方で、1,000 人以上のものが 3 法人（6.1%）（社会保険診療報酬支払基金、農林中央金庫、損害保険料率算出機構）ある。

常勤及び非常勤を合わせた職員数の合計は 1 万 6,296 人で、1 法人当たりの平均職員数は 332.6 人となっている。

図表 I-1-19 職員数の規模別分布状況

区分	法人数	職員数の規模別法人数						合計 職員数 (人)	平均 職員数 (人)
		0 人	1 人～ 49 人	50 人～ 99 人	100 人～ 499 人	500 人～ 999 人	1,000 人 以上		
特別民間法人	37	0	17	5	11	1	3	13,256	358.3
うち常勤	37	0	17	5	11	2	2	12,350	333.8
特別法人	12	0	7	1	3	0	1	3,040	253.3
うち常勤	12	0	7	1	3	0	1	3,029	252.4
合計	49	0	24	6	14	1	4	16,296	332.6
	比率 (%)	0.0%	49.0%	12.2%	28.6%	2.0%	8.2%		
うち常勤	49	0	24	6	14	2	3	15,379	313.9
	比率 (%)	0.0%	49.0%	12.2%	28.6%	4.1%	6.1%		

(注) 当省の調査結果による。

なお、職員数に占める非常勤職員数の割合別分布状況をみると、図表 I-1-20 のとおり、非常勤職員を置いていない特別民間法人等が 49 法人中 29 法人と全体の約 6 割（59.2%）を占めている一方で、50%以上のものが 1 法人（2.0%）（軽自動車検査協会）ある。

図表 I-1-20 職員数に占める非常勤職員数の割合の規模別分布状況

区分	法人数	職員数に占める非常勤職員数の割合別法人数						
		0%	0%超 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上
特別民間法人	37	20	13	0	2	1	0	1
特別法人	12	9	2	0	0	1	0	0
合計	49	29	15	0	2	2	0	1
	比率 (%)	59.2%	30.6%	0.0%	4.1%	4.1%	0.0%	2.0%

(注) 当省の調査結果による。

## (2) 事務・事業の状況

### ア 法令により独占的に実施することとされている事務・事業の状況

特別民間法人等の各法人の事務・事業の概要についてみると、図表 I-1-21 のとおりであり、そのうち法令に基づき当該法人が独占的に実施することとされている事務・事業（以下「制度的独占事業」という。）が 17 法人 73 件（注）ある。

(注) 本調査では、原則として、事務・事業を法令、定款等の条項単位で数えることとした。以下同じ。

その内容をみると、検査・検定など行政代行的な業務がある一方で、社団的性格の法人における構成員等のための業務や士業団体の自治的統制の根拠として一元化が必要な業務、情報の集約や規模の利益等のために一元的に実施することが特に必要な業務がある。

## イ 手数料等の対価を徴収して実施している事務・事業の状況

特別民間法人等には、事務・事業の実施に当たり、手数料等（注1）の対価を徴収するものがあり、その現況をみると、図表 I-1-21 のとおりとなっている（注2）。

（注1）本調査において、「手数料等」とは、特別民間法人指導監督基準及び特別法人指導監督基準に従い、名称のいかんを問わず、法人が行う役務に対する対価として徴収する料金をいうものとし、法人の構成員による会費や掛金は該当しないものとする。

（注2）事務・事業の実施に当たり国の関与があるものを記載している。

事務・事業の実施に当たり国の関与があるもので、手数料等を徴収しているものは、全体で34法人241件となっている。

この34法人241件について、手数料等の額の決定に係る国の関与の状況をみると、図表 I-1-22 のとおり、国の関与がより強い、「政省令での規定、認可又は承認があるもの」が、20法人171件と全体の7割（241件中171件で71.0%）以上を占めている。また、その内訳をみると、法人の設立根拠である法律における業務に関する規定（法律に業務に関する規定がない士業団体等は、会則等における規定）で個別具体的に列挙されている事務・事業が19法人149件あり、そのほとんどを占めている。

他方、手数料等の額の決定に係る国の関与が弱い、「届出、報告、提出又は関与がないもの」が25法人70件あるが、その中には、「業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、主務大臣の認可を受けて、法人が有する機械設備又は技術を活用して行う検査、試験等の業務その他法人が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる」との法令の規定（注）に基づくものが1法人（高圧ガス保安協会）6件ある。

（注）こうした規定は、検査・検定関係法人6法人のうち4法人（日本消防検定協会、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所）に設けられている。

図表 I - 1 - 21 特別民間法人等が実施している事務・事業

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
日本消防検定協会【検査・検定】											
	検定対象機械器具等の型式承認試験	検定対象機械器具等の型式承認試験		○				○			A
	検定対象機械器具等の型式適合検定	検定対象機械器具等の型式適合検定		○				○			A
	特殊消防設備等の性能評価	特殊消防設備等の性能評価		○				○			A
	検定対象機械器具等に関する技術的な事項についての総務大臣への意見具申	—									—
	消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験	—									—
	依頼に応じた消防の用に供する機械器具等に関する評価	消防用機械器具等の評価			○				○		E
		消防用設備等の認定				○			○		E
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	法人の目的を達成するために必要な業務(総務大臣の認可を受けて実施)	—									—
	その他関連する業務(総務大臣の認可を受けて実施)	—									—
危険物保安技術協会【検査・検定】											
	市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査		○				○			A
		特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査		○				○			A
		特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査		○				○			A
		特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査		○				○			A
	危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供	危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験			○					○	E
		危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する調査			○					○	E
		危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する技術援助			○					○	E
	危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	目的を達成するために必要な業務(総務大臣の認可を受けて実施)	—									—
	その他関連する業務(総務大臣の認可を受けて実施)	—									—
高圧ガス保安協会【検査・検定】											
	高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供	—									—
	高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に対する意見の申出	—									—
	講習	保安係員講習		○				○			A
		製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習		○				○			A

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与			分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等		関与 なし
		業務主任者講習		○				○			A
		充填作業者講習		○				○			A
		液化石油ガス設備士の講習		○				○			A
		高圧ガス製造保安主任者講習		○				○			A
		高圧ガス製造保安企画推進員講習		○				○			A
		高圧ガス移動監視者講習		○				○			A
		特定高圧ガス取扱主任者講習		○				○			A
		液化石油ガス移動監視者講習		○				○			A
		特定液化石油ガス取扱主任者講習		○				○			A
		業務主任者の代理者講習		○				○			A
		保安業務員講習		○				○			A
		調査員講習		○				○			A
		充填作業者再講習		○				○			A
		液化石油ガス設備士に係る同等認定講習		○				○			A
		完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)		○				○			A
		完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)		○				○			A
		輸入検査		○				○			A
		保安検査(特定施設)		○				○			A
		容器検査		○				○			A
		容器再検査		○				○			A
		附属品検査		○				○			A
		附属品再検査		○				○			A
		試験(登録容器等製造業者)		○				○			A
		試験(外国登録容器等製造業者)		○				○			A
		容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更		○				○			A
		特定設備検査		○				○			A
		輸入特定設備検査		○				○			A
		外国特定設備検査		○				○			A
	高圧ガス製造施設等の保安検査等										

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与			分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等		関与 なし
		特定設備検査合格証の再交付		○				○			A
		完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)		○				○			A
		完成検査(液化石油ガス充填設備)		○				○			A
		保安検査(液化石油ガス充填設備)		○				○			A
		第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)		○				○			A
		第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)		○				○			A
		第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)		○				○			A
		第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)		○				○			A
		機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験		○				○			A
		機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験		○				○			A
		機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験		○				○			A
第一種製造者等に関する調査		認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査		○				○			A
		認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査		○				○			A
		認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査		○				○			A
		認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査		○				○			A
		登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査		○				○			A
		登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査		○				○			A
		外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査		○				○			A
		外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査		○				○			A
		登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査		○				○			A
		登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査		○				○			A
		外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査		○				○			A
外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査		○				○			A		
特定設備基準適合証の交付		特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)		○				○			A
		特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)		○				○			A
		特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)		○				○			A
指定設備の認定		○				○			A		



法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類		
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし			
		指定設備認定証の再交付		○				○				A	
		認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)		○				○				A	
		認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)		○				○				A	
		認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)		○				○				A	
	液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習		○				○				A	
	保安機関となるのに必要な技術に関する指導	—										—	
	試験事務	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)			○			○					A
		製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務(知事試験)			○						○		E
		液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務			○						○		E
	高圧ガスの保安に関する教育	—										—	
	上記の業務に附帯する業務	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付				○			○				B
		高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付				○			○				B
		特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付				○			○				B
		業務主任者の代理者講習修了証の再交付				○			○				B
		液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付				○			○				B
		保安業務員講習修了証の再交付				○			○				B
		調査員講習修了証の再交付				○			○				B
		充填作業講習修了証の再交付				○			○				B
		液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付				○			○				B
耐圧試験証明書の交付					○			○				B	
耐圧及び気密試験証明書の交付					○			○				B	
機器試験合格証明書の交付					○			○				B	
機器材料試験等合格証明書の交付					○			○				B	
機器耐圧試験等合格証明書の交付					○			○				B	
耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付					○			○				B	
耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付				○			○				B		

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与			分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等		関与 なし
		耐震設計計算を行う者等の認定に係る 評定							○		F
		容器所有者に係る氏名等の登録等							○		F
		多孔質物性能試験							○		F
		CE移設検査							○		F
		CE施設保安点検等								○	F
		大臣認定試験者に係る事前評価等							○		F
		大臣特認に係る特定案件事前評価							○		F
		容器等の基準・規格に係る事前評価							○		F
		高圧ガス設備の試験等							○		F
		液化石油ガスバルク供給用附属機器の 型式認定								○	F
		冷凍空調施設工事業所の認定							○		F
		高圧ガスプラント検査事業者等の認定								○	F
		液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検 定								○	F
		ポリエチレン管の施工に係る講習等							○		F
		配管用フレキ管講習等							○		F
		液化石油ガスバルク供給受入側保安責 任者講習等							○		F
		冷凍空調施設工事業所認定関係講習							○		F
		認定指定設備技術基準適合書の再交付							○		F
	目的を達成するために必要な業務(経済 産業大臣の認可を受けて実施)	—									—
	その他関連する業務(経済産業大臣の認 可を受けて実施)	協会が有する機械設備又は技術を活用 して行う設備、機器等の検査、検定試験 等							○		H
		高圧ガス設備製造者その他の者の有す る品質マネジメントシステムの審査及び 登録								○	H
		高圧ガス設備製造者その他の者の有す る環境マネジメントシステムの審査及び 登録								○	H
		高圧ガス製造者その他の者の有する食 品安全マネジメントシステムの審査及び 登録								○	H
		高圧ガス設備製造者その他の者の有す る労働安全衛生マネジメントシステムの 審査及び登録								○	H
		ガス事業法に規定する特定ガス工作物 の使用前検査								○	
日本電気計器検定所【検査・検定】											
	電気計器に関する検定等	検定							○		A

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	変成器付電気計器検査	変成器付電気計器検査		○			○				A
		届出製造事業者の指定の申請に係る検査		○			○				A
		製造事業者に係る型式の承認	○	○			○				A
		製造事業者に係る型式承認の更新	○	○			○				A
		輸入事業者に係る型式の承認	○	○			○				A
		輸入事業者に係る型式承認の更新	○	○			○				A
		外国製造事業者に係る型式の承認	○	○			○				A
		外国製造事業者に係る型式承認の更新	○	○			○				A
		基準器検査	○	○			○				A
		特定標準器による校正等		○				○			A
	依頼に応じた電気の標準器又はその他の 電気計器の試験	特定標準器による校正以外の校正				○				○	E
		照度計の型式試験				○				○	E
		品質試験				○				○	E
		製品試験				○				○	E
		技術指導				○				○	E
		その他依頼試験				○				○	E
	電気計器に関する技術的な事項に関する 調査及び研究	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	目的を達成するために必要な業務(経済 産業大臣の認可を受けて実施)	—									—
	その他関連する業務(経済産業大臣の認 可を受けて実施)	—									—
軽自動車検査協会【検査・検定】											
軽自動車検査事務	新規検査			○			○				A
	継続検査			○			○				A
	構造等変更検査	○	○				○				A
	自動車検査証返納証明書の交付	○	○				○				A

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	輸出予定届出証明書の交付	○	○			○					A
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付	○	○			○					A
	予備検査	○	○			○					A
	自動車予備検査証の再交付	○	○			○					A
	限定自動車検査証の再交付	○	○			○					A
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付	○	○			○					A
	自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務	—									—
	軽自動車税の納付の確認の事務	—									—
	自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務	—									—
	上記の業務に附帯する業務	軽自動車検査ファイルに記録された情報の提供	○		○					○	F
	目的を達成するために必要な業務(国土交通大臣の認可を受けて実施)	—									—

日本小型船舶検査機構【検査・検定】

小型船舶検査事務	定期検査		○			○					A
	中間検査		○			○					A
	臨時検査		○			○					A
	臨時航行検査		○			○					A
	製造検査		○			○					A
	予備検査		○			○					A
	船舶検査証書の書換え		○			○					A
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付		○			○					A
	船舶検査済票の再交付		○			○					A
	臨時航行許可証の再交付		○			○					A
	予備検査合格証明書の交付		○			○					A
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付		○			○					A
	船舶検査手帳の再交付		○			○					A
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付		○			○					A
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付		○			○					A
	準備検査		○			○					A

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	検定に関する事務	検定		○				○				A
	小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究	—										—
	小型船舶検査事務、検定に関する事務、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究に附帯する業務	—										—
	小型船舶用原動機放出量確認等事務	原動機に係る放出量確認		○			○					A
放出量確認に相当する確認			○			○						A
国際大気汚染防止原動機証書の再交付			○			○						A
国際大気汚染防止原動機証書の書換え			○			○						A
	小型船舶用原動機放出量確認等事務に附帯する業務	—										—
	小型船舶登録測度事務	新規登録	○	○			○					A
変更登録			○	○			○					A
移転登録			○	○			○					A
抹消登録			○	○			○					A
登録事項証明書等の交付			○	○			○					A
	小型船舶登録測度事務に附帯する業務	—										—
	目的を達成するために必要な業務(国土交通大臣の認可を受けて実施)	標準適合検査事務						○				C
船舶番号用県名ステッカー提供事務								○				C
船舶情報提供事務								○				C
建設業労働災害防止協会【災害防止】												
	労働災害防止規程の設定	—										—
	会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具に関する試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	技能講習				○				○		E
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	会員でないものに対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
<b>陸上貨物運送事業労働災害防止協会【災害防止】</b>												
	労働災害防止規程の設定	—										—
	会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具に関する試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	技能講習				○				○		E
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	会員でないものに対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
<b>林業・木材製造業労働災害防止協会【災害防止】</b>												
	労働災害防止規程の設定	—										—
	会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具に関する試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	技能講習				○				○		E
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	会員でないものに対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
<b>港湾貨物運送事業労働災害防止協会【災害防止】</b>												
	労働災害防止規程の設定	—										—
	会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具に関する試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	技能講習				○				○		E
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	会員でないものに対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
<b>鉱業労働災害防止協会【災害防止】</b>												
	労働災害防止規程の設定	—										—
	会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具に関する試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	—										—
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	会員でないものに対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助	—										—
<b>中央労働災害防止協会【災害防止】</b>												
	事業主等が行う労働災害防止活動の促進	—										—
	教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営	—										—
	技術的な事項についての指導及び援助	—										—
	機械及び器具についての試験及び検査	—										—
	労働者の技能に関する講習	—										—
	情報及び資料の収集・提供	—										—
	調査及び広報	—										—
	その他	—										—
	安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務	—										—
	化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査	—										—
	快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動	—										—
	一般社団法人又は一般財団法人に対する相談、助言等	—										—
<b>日本公認会計士協会【士業団体】</b>												
	職業倫理に関する規範の制定及び保持 昂揚	—	○									—
	会員の資質の向上を図る諸施策	—	○									—
	監査に関する理論及び実務の研究調査 並びに監査基準の運用普及及び監査制度の確立	—	○									—
	会計に関する理論及び実務の研究調査 並びに会計原則の運用普及及び企業会計 その他の会計制度の確立	—	○									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	公認会計士制度及び公認会計士の業務 (租税に関するものを含む。)に関する調査研究並びに官公署への建議等	—	○									—
	会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策	—	○									—
	会員に対する援助	—	○									—
	会員の業務に関する紛議の調停	—	○									—
	公認会計士試験に合格した者の指導教育	実務補習修了考査	○			○		○				A
	公認会計士、会計士補、外国公認会計士 及び特定社員の登録に関する事務	特定社員の登録に関する事務	○	○				○				A
		会計士補の登録に関する事務	○	○				○				A
	目的を達成するために必要な事業	—										—
日本行政書士会連合会【士業団体】												
	単位会の指導及び連絡	—										—
	単位会の会員の品位を保持するための指導及び連絡	—										—
	行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務	行政書士の登録に関する事務	○	○				○				A
		行政書士法人の届出に関する事務	○	○				○				A
	行政書士の業務に関する法規の調査及び研究	—										—
	行政書士の業務に関する調査、研究及び統計	—										—
	行政書士の研修	—										—
	講演会及び研修会の開催	—										—
	行政書士の業務に関する図書のあつせん及び頒布	—										—
	行政書士の福利厚生及び共済事業	—										—
	会報の編集及び発行	—										—
	指定試験機関が行う試験事務への協力	—										—
	目的を達成するために必要な業務	—										—
日本司法書士会連合会【士業団体】												
	司法書士会の指導及び連絡	—	○									—
	司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡	—	○									—
	司法書士の登録に関する事項	司法書士の登録に関する事務	○	○				○				A
	司法書士法人の届出の事務に関する事項	司法書士法人の届出に関する事務	○	○				○				A
	司法書士の電子証明に関する事項	—										—



法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与			分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等		関与 なし
				研修	特別研修	○	○				
業務関係法規の調査及び研究	—									—	
業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布	—									—	
業務の改善に関する事項	—	○								—	
制度の改善に関する事項	—	○								—	
司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事項	—									—	
統計に関する事項	—									—	
講演会の開催	—									—	
会報の編集及び発行	—									—	
広報活動	—									—	
情報の公開に関する事項	—									—	
国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項	—									—	
目的を達成するために必要な事項	—									—	

日本土地家屋調査士会連合会【士業団体】

調査士会及びその会員の指導及び連絡	—									—
表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項	—									—
業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計	—									—
調査士及び調査士法人の登録に関する事項	土地家屋調査士の登録に関する事務	○	○					○		A
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務	○	○					○		A
調査士資格の電子証明書の発行、失効及び開示に関する事項	電子証明				○				○	E
届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布	—									—
研修	特別研修(民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修)		○						○	E
報酬に関する調査及び研究	—									—
広報	—									—
会報の編集及び発行	—									—
福利厚生及び共済	—									—
地図に関する調査及び研究	—									—
境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	筆界に関する民間紛争解決手続の調査及び研究	—										—
	公共嘱託登記に関する事項	—										—
	情報の公開に関する事項	—										—
	調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項	—										—
	目的を達成するために必要な事項	—										—
日本税理士会連合会【士業団体】												
	税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに勧告又は指示	—	○									—
	税務行政その他租税又は税理士に関する制度についての調査研究	—										—
	税理士会の会員の業務の改善進歩に関する調査研究	—										—
	税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動	—										—
	会報の発行	—										—
	税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務	税理士の登録に関する事務	○	○				○				A
		税理士法人の届出に関する事務	○	○				○				A
	研修	—										—
	小規模納税者及び本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援	—										—
	税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成	—										—
	目的を達成するために必要な施策	電子証明				○					○	G
全国社会保険労務士会連合会【士業団体】												
	社会保険労務士会及びその会員に対する勧告又は指導	—	○									—
	研修	特別研修	○	○				○				A
		労働社会保険諸法令関係事務指定講習				○			○			E
	社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務	社会保険労務士の登録に関する事務		○				○				A
		社会保険労務士法人の登載に関する事務	○	○				○				A
		紛争解決手続代理業務の付記に関する事務	○	○					○			A
	社会保険労務士の業務の改善進歩を図るための調査研究	—										—
	社会保険労務士制度の普及宣伝	—										—
	労働社会保険諸法令に関する調査研究	—										—
	関係行政機関等に対する協力及び連絡	—										—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	会報の発行	—										—
	福利厚生	—										—
	社会保険労務士試験の実施に関する事務	社会保険労務士試験	○	○			○					A
	紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務	紛争解決手続代理業務試験	○	○			○					A
	試験免除等講習	試験免除等講習	○	○					○			E
	資格審査会の設置及び運営	—										—
	社会保険労務士の電子申請に関する業務	電子証明				○					○	E
	認証個別労働関係紛争解決手続の業務	—										—
	目的を達成するために必要な事業	—										—

日本弁理士会【士業団体】

会員の指導、連絡及び監督	—											—
弁理士の登録に関する事務	弁理士の登録に関する事務	○	○				○					A
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務	○	○				○					A
特許業務法人の届出に関する事務	特許業務法人の届出に関する事務	○		○			○					A
研修	特定侵害訴訟代理業務研修	○	○				○					A
弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究	—											—
知的財産権制度の普及及び改善	—											—
本会及び会員に関する情報の提供	—											—
会員の業務に関する紛議の調停	—											—
弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官への建議・答申	—											—
実務修習に関する事務	実務修習				○		○					A
目的を達成するために必要な業務	—											—

日本水先人会連合会【士業団体】

水先人会及び水先人に対する勧告又は指導	—	○										—
水先業務の適正かつ円滑な遂行に関する調査研究等	—											—
水先制度及び水先人の業務に関する広報活動	—											—
会報の発行	—											—
研修	—											—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	水先人の確保に関し必要な施策	—									—
	関係行政機関に対する協力及び連絡	—									—
	目的を達成するために必要な施策	—									—
消防団員等公務災害補償等共済基金【年金・保険・共済】											
	消防団員等公務災害補償責任共済事業	—									—
	消防団員退職報償金支給責任共済事業	—									—
	消防団員等福祉事業	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	目的を達成するために必要な業務(総務大臣の認可を受けて実施)	—									—
企業年金連合会【年金・保険・共済】											
	中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金又は一時金の支給	—									—
	死亡又は障害を支給理由とする年金又は一時金の支給	—									—
	年金給付等積立金の移換	—									—
	老齢年金給付の額を付加する事業(厚生労働大臣の認可を受けて実施)	—									—
	会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業(厚生労働大臣の認可を受けて実施)	研修				○				○	E
	福祉施設の設置及び運営	—									—
	委託を受けて行う基金の一部業務	—									—
石炭鉱業年金基金【年金・保険・共済】											
	坑内員に対する老齢年金の支給	—	○								—
	坑内員若しくは坑内員であつた者の死亡又は坑内員の脱退に関する一時金の支給	—	○								—
	坑外員に対する老齢年金の支給	—	○								—
	坑外員若しくは坑外員であつた者の死亡又は坑外員の脱退に関する一時金の支給	—	○								—
	福祉施設の設置及び運営	—	○								—
	老齢年金又は一時金の受給権の裁定	—	○								—
漁船保険中央会【年金・保険・共済】											
	漁船保険等の保険料率の算出	—									—
	漁船保険等に係る事故及び損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	会員たる組合の委託を受けて行う漁船保険等の引受のための漁船の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査	—									—
	漁船保険等の普及宣伝	—									—
	会員たる組合の職員の指導及び福利厚生	—									—
	その他漁船保険事業等の健全な発達を図るための調査、指導及び助成	—									—
	普通保険再保険事業	—									—
	漁船船主責任保険再保険事業	—									—
	漁船乗組船主保険再保険事業	—									—
	漁船積荷保険再保険事業	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	漁船船主責任保険補完再保険事業及び漁船積荷保険補完再保険事業	—									—
全国漁業共済組合連合会【年金・保険・共済】											
	漁業再共済事業	—									—
	漁業共済事業	—									—
全国農業会議所【事業者団体】											
	農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること	—									—
	農業及び農民に関する情報提供	—									—
	農業及び農民に関する調査及び研究	—									—
	都道府県農業会議所が行う業務に関する指導及び連絡	—									—
	目的を達成するために必要な業務	—									—
全国農業協同組合中央会【事業者団体】											
	組合の組織、事業及び経営の指導	—									—
	組合の監査	—									—
	組合に関する教育及び情報の提供	—									—
	組合の連絡及び組合に関する紛争の調停	—									—
	組合に関する調査及び研究	—									—
	目的を達成するために必要な事業	農業協同組合監査士資格試験		○						○	G
	都道府県中央会の指導及び連絡	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
日本商工会議所【事業者団体】											
	全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること	—									—
	行政庁等の諮問に応じて、答申すること	—									—
	国民経済及び国際経済に関する調査研究	—									—
	国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行	—									—
	国内商事取引に関して商工会議所の行う事業に関する連絡又はあつせん	—									—
	国内及び国外における博覧会、見本市等の開催又は開催のあつせん	—									—
	国際商事取引の紛争に関するあつせん、調停又は仲裁	—									—
	商工会議所の行う商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導	—									—
	商工会議所の行う商工相談事業に関する指導	—									—
	国内における経済団体との提携又は連絡	—									—
	国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡	—									—
	商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達	—									—
	国際親善に関する事業	—									—
	目的を達成するために必要な事業	特定原産地証明書の発給に関する事務				○		○			C
全国商工会連合会【事業者団体】											
	商工会及び都道府県商工会連合会の組織又は事業についての指導又は連絡	—									—
	都道府県商工会連合会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること	—									—
	商工業に関する情報又は資料の収集・提供	—									—
	商工業に関する調査研究	—									—
	展示会、共進会等の開催又は開催のあつせん	—									—
	関係経済団体との提携又は連絡	—									—
	行政庁等の諮問に応じて答申すること	—									—
	目的を達成するために必要な事業	—									—
全国中小企業団体中央会【事業者団体】											
	都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡	—									—
	組合等の連絡	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	組合等に関する教育及び情報の提供	—										—
	組合等に関する調査及び研究	—										—
	組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定	組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定		○							○	E
	組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあっせん	—										—
	上記の事業のほか必要な事業	—										—
	行政庁の諸施策の立案及びその遂行に対し協力し、又は国会、地方公共団体の議会若しくは行政庁に建議すること	—										—
東京中小企業投資育成株式会社【投資育成】												
	資本金の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	—										—
	資本金の額が3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—
	上記により当該法人がその株式を保有している株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—
	依頼に応じた経営又は技術の指導	コンサルテーション事業			○						○	E
	上記の業務に附帯する業務	—										—
名古屋中小企業投資育成株式会社【投資育成】												
	資本金の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	—										—
	資本金の額が3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—
	上記により当該法人がその株式を保有している株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—
	依頼に応じた経営又は技術の指導	コンサルテーション事業			○						○	E
	上記の業務に附帯する業務	—										—
大阪中小企業投資育成株式会社【投資育成】												
	資本金の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	—										—
	資本金の額が3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	上記により当該法人がその株式を保有している株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の保有	—										—
	依頼に応じた経営又は技術の指導	コンサルテーション事業			○						○	E
	上記の業務に附帯する業務	—										—
自動車安全運転センター【その他】												
	自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対する自動車の運転に関する研修	安全運転研修業務			○						○	A
	運転免許を受けていない者のうち16歳に満たないものに対する道路における交通の安全に関する研修	少年交通安全研修業務			○						○	A
	違反者に対する書面通知	—	○									—
	運転経歴証明書の交付	運転経歴証明業務	○	○							○	A
	事故証明書の交付	交通事故証明業務	○	○							○	A
	自動車の安全な運転に必要な技能に関する調査研究その他道路の交通に起因する障害の防止に資するための調査研究	—										—
	研修及び調査研究の成果の普及	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
	目的を達成するために必要な業務(国家公安委員会の認可を受けて実施)	—										—
社会保険診療報酬支払基金【その他】												
	各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること											
	診療報酬の支払											
	診療報酬請求書の審査											
	訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査											
	前4業務に附帯する業務	療養の給付等に係る審査・支払業務			○						○	A
	目的を達成するために必要な業務(厚生労働大臣の認可を受けて実施)											
	医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定に関する意見の陳述等											
	国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて、医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと											
	医療保険者から納付金を徴収すること	—										—



法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	市町村に対し第二百五条第一項の介護給付費交付金を交付すること	—										—
	市町村に対し第二十六条第一項の地域支援事業支援交付金を交付すること	—										—
	前3業務に附帯する業務	—										—
	前期高齢者納付金等の徴収及び前期高齢者交付金の交付に関する業務	—	○									—
	後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付に関する業務	—	○									—
	目的の達成に資する事業(高齢者医療制度関係)(厚生労働大臣の認可を受けて実施)	特定健康診査等決済代行事業			○				○			C
		被扶養者情報通知経由事業	○	○					○			C
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給	—										—
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給業務に附帯する業務	—										—
中央職業能力開発協会【その他】												
	会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡	—										—
	事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修	—										—
	職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報	—										—
	職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究	—										—
	職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力	—										—
	職業能力の開発の促進に関し必要な業務	—										—
	技能検定試験に関する業務	技能検定試験に関する業務		○							○	E
農林中央金庫【その他】												
	会員の預金の受入れ	—										—
	会員に対する資金の貸付け又は手形の割引	—										—
	為替取引	—										—
	会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ	—										—
	会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引	—										—
船員災害防止協会【災害防止】												
	船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害防止活動の促進	—										—
	教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営	—										—
	船員災害防止規程の設定	—										—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	会員に対する技術的な事項についての指導及び援助	—									—
	船内作業に必要な機械及び器具についての試験及び検査	—									—
	船員の技能に関する講習	甲種危険物等取扱責任者登録学科講習				○			○		E
		危険物等取扱責任者更新講習				○			○		E
		安全担当者登録講習(タンカー安全担当者講習)				○			○		E
		危険作業登録講習(酸素欠乏危険作業講習)				○			○		E
		船舶衛生管理者登録講習				○			○		E
		船舶衛生管理者同等認定講習				○			○		E
		船舶料理士登録試験				○			○		E
	情報及び資料の収集及び提供	—									—
	調査及び広報	—									—
	その他必要な業務	—									—
	船舶所有者及び船舶所有者の団体会員でないものに対する技術的な事項についての指導及び援助	—									—
生命保険契約者保護機構【年金・保険・共済】											
	保険管理人又は保険管理人代理の業務	—									—
	負担金の収納及び管理	—									—
	保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助	—									—
	承継保険会社の経営管理その他保険契約の承継に係る業務	—									—
	破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分	—									—
	補償対象保険金の支払に係る資金援助	—									—
	保険金請求権等の買取り	—									—
	保険契約者表の提出等	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	会員に対する資金の貸付け	—									—
	破綻保険会社の保険契約者等に対する資金の貸付け	—									—
	清算保険会社の資産の買取り	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
<b>健康保険組合連合会【年金・保険・共済】</b>											
	健康保険に関する調査研究	—									—
	保健福祉に関する施設及び経営	施設の運営			○					○	E
	健康保険組合相互の連絡及び指導	—									—
	健康保険組合に対する事務費補助金の 交付	—									—
	目的を達するに必要とする事業	—									—
	健康保険組合に対する交付金の交付	—	○								—
<b>国民年金基金連合会【年金・保険・共済】</b>											
	中途脱退者及び会員である基金に係る解 散基金加入員に対する年金又は死亡を支 給事由とする一時金の支給	—									—
	基金の積立金の額を付加する事業(厚生 労働大臣の認可を受けて実施)	—									—
	委託を受けて行う基金の一部業務等	—									—
	福祉施設の設置及び運営	—									—
	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	○	○					○		A
<b>日本証券業協会【事業者団体】</b>											
	協会員が金商法及び関係法令を遵守し、 協会員間の秩序を保持することを強化促 進すること	—									—
	協会員の有価証券の売買その他の取引 等に関する公正な慣習を促進して取引の 信義則を助長すること	—									—
	協会員の有価証券の売買その他の取引 等及びこれに関連する行為に関する慣習 を統一して、取引上の処理を能率化し、紛 争を排除すること	—									—
	協会員及び金融商品仲介業者による詐欺 行為、相場を操縦する行為又は不当な手 数料若しくは費用の徴収その他協会員及 び金融商品仲介業者の不当な利得行為 を防止し、取引の信義則を助長すること	—									—
	協会員に、法令及び定款その他の規則を 遵守するための当該協会員及び金融商 品仲介業者の社内規則及び管理体制を 整備させることにより、法令又は定款そ 他の規則に違反する行為を防止し、投資 者の信頼を確保すること	—									—
	協会員及び金融商品仲介業者の業務に 対する顧客からの苦情の解決及び有価証 券の売買その他の取引等に関する協会 員及び金融商品仲介業者と顧客の紛争 の解決のあっせんを行うこと並びに協会 員相互間の紛争を調停すること	—									—
	上場株券等の取引所金融商品市場外に おける取引に係る売買価格の公表等	—									—
	協会員及び金融商品仲介業者の法令、法 令に基づく行政官庁の処分若しくは定款 その他の規則又は取引の信義則の遵守 の状況並びに協会員の営業及び財産の 状況の調査	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	外務員の登録に関する事務	外務員の登録に関する事務		○			○					A
	協会の役員及び従業員並びに金融商品 仲介業者並びにその役員及び従業員の 試験、研修等	—										—
	金融商品及び金融指標並びに金融商品 市場に関する問題を調査研究し、必要に 応じて政府等に建議要望すること	—										—
	金融商品及び金融指標並びに金融商品 市場に関する知識の普及及び啓発並びに 広報	—										—
	協会間意思の疎通及び意見の調整	—										—
	金融商品取引業関係団体等との意思の 疎通及び意見の調整	—										—
	不当要求情報管理機関としての情報の収 集・提供	—										—
	会員の反社会的勢力排除の取組に關する 支援	—										—
	目的を達成するために必要な業務	—										—
日本貸金業協会【事業者団体】												
	協会が貸金業法及び関係法令を遵守し、 協会間秩序を保持することを強化促進 すること	—										—
	協会に、法令及び定款、業務規程その 他の規則を遵守するための当該協会員又 はその役員若しくは従業員が遵守すべき 規則及び管理体制を整備させることによ り、法令又は定款、業務規程その他の規 則に違反する行為を防止し、資金需要者 等の信頼を確保すること	—										—
	協会の法令、法令に基づく行政官庁の 処分又は定款、業務規程その他の規則の 遵守の状況並びに営業及び財産の状況 の調査	—										—
	協会及び協会との間で紛争等解決業務 に関する手続実施基本契約を締結した貸 金業者が営む貸金業の業務に対する資 金需要者等からの苦情の解決	—										—
	協会等が営む貸金業の業務に関する 紛争解決手続	協会等が営む貸金業務に関する紛争 解決手続の実施			○						○	E
	資金需要者等に対する借入れ及び返済 に関する相談又は助言その他の支援	—										—
	協会の役員及び従業員の研修等	—										—
	法令に基づく登録の申請、届出その他必 要な事項に関し、内閣総理大臣又は都道 府県知事に協力すること	—										—
	金融に係る知識の普及及び啓発	—										—
	貸金業に関する課題を調査研究し、必要 に応じて政府等に建議要望すること	—										—
	協会間及び貸金業関係団体等との意 思の疎通及び意見の調整	—										—
	貸金業務取扱主任者資格試験	○			○	○						A
	貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及 び講習の実施に関する業務	貸金業務取扱主任者の登録に関する事 務		○		○						A
	貸金業務取扱主任者講習				○				○			E

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類	
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし		
	個人情報保護団体に関する業務	—										—
	目的を達成するために必要な業務	—										—
全国土地改良事業団体連合会【事業者団体】												
	会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助	—										—
	土地改良事業に関する教育及び情報の提供	—										—
	土地改良事業に関する調査及び研究	—										—
	国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力	—										—
	都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導	—										—
	目的を達成するために必要な事業	—										—
全国食肉業務用卸協同組合連合会【事業者団体】												
	所属員の取り扱う業務用食肉の共同購買	—										—
	所属員の取り扱う業務用食肉の共同保管	—										—
	所属員の取り扱う業務用食肉の販売促進のための共同展示即売	—										—
	所属員のためにする業務用食肉の販売促進のための共同宣伝	—										—
	会員に対する事業資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ並びに機械・装置の貸付け	—										—
	所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結	—										—
	所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供	—										—
	所属員の福利厚生に関する事業	—										—
	上記の業務に附帯する業務	—										—
日本商品先物取引協会【事業者団体】												
	関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告等	—										—
	顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告等	—										—
	会員に対する監査	—										—
	関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁	—										—
	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決	—										—
	商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停	紛争の解決				○					○	E
	外務員の登録に関する事務	外務員の登録に関する事務				○			○			A

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与				分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	関与 なし	
	外務員資格試験	外務員資格試験			○					○	E
	会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対する研修等	—									—
	会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業	—									—
	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等に係る損失補填等に関する事業	—									—
	目的を達成するために必要な事業及び上記の事業に附帯する事業	商品取引事故確認事務(平成24年度からは手数料等を徴収せず)		○						○	G
全国石油商業組合連合会【事業者団体】											
	石油商業組合の事業についての指導及び連絡	—									—
	会員及びその所属員である石油製品販売業に関する指導及び教育	—									—
	石油製品販売業に関する情報又は資料の収集・提供	—									—
	石油製品販売業に関する調査研究	—									—
	構造改善事業の推進・指導等	—									—
	新規商品若しくは新技術の開発又は需要の開拓に関する調査	—									—
	所属員の環境対策に関する事業	—									—
	上記の業務に附帯する業務	—									—
	会員の所属員のためにする組合協約の締結	—									—
損害保険料率算出機構【その他】											
	参考純率を算出し、会員の利用に供すること	—									—
	基準料率を算出し、会員の利用に供すること	—									—
	保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること	情報提供事業			○					○	E
	保険料率に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること	—									—
	上記の業務に付随する業務	—									—
	目的を達成するために必要な業務	—									—

法人名 【区分】	設立根拠法等において規定されている業務	手数料等を徴収している事務・事業 (事務・事業の実施に当たり国の関与があるもの)	制度 独占	当該事務・事業の実施 に当たっての国の関与			手数料等の額に 関する国の関与			分類
				法令	認可等	指定等	政省令	認可等	届出等	
原子力発電環境整備機構【その他】										
	第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務 イ 概要調査地区等の選定を行うこと。 ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。 ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。 ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。 ホ 第十一条第一項の拠出金を徴収すること。 ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	—								—
	第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務 イ 概要調査地区等の選定を行うこと。 ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。 ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。 ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。 ホ 第十一条の二第一項の拠出金を徴収すること。 ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	—								—
	最終処分施設において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物(特定放射性廃棄物を除く。)について最終処分と同一の処分を行うこと。	—								—
	上記の業務のために必要な調査	—								—

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 設立根拠法において業務内容が明記されていない法人の業務については、定款・会則・規約を基に記載（日本公認会計士協会、日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、健康保険組合連合会、日本証券業協会、日本貸金業協会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、日本商品先物取引協会、全国石油商業組合連合会）。
- 3 「手数料等を徴収している事務・事業」欄は、手数料等を徴収している事務・事業のうち、当該事務・事業の実施に当たり国の関与があるものについて、原則として法令、定款等の条項単位で記載。
- 4 「分類」欄の各分類の概要は、以下のとおり。
  - A：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が強いもの（政省令により規定、大臣認可・承認等）で、設立根拠法等の業務に関する規定の中で各号列挙されている業務に該当するもの
  - B：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が強いもの（政省令により規定、大臣認可・承認等）で、設立根拠法等の業務に関する規定の中で附帯業務に該当するもの
  - C：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が強いもの（政省令により規定、大臣認可・承認等）で、設立根拠法等の業務に関する規定の中で目的達成業務に該当するもの
  - D：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が強いもの（政省令により規定、大臣認可・承認等）で、設立根拠法等の業務に関する規定の中でその他関連する業務に該当するもの
  - E：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が弱い（大臣への届出、提出等）又は関与がないもので、設立根拠法等の業務に関する規定の中で各号列挙されている業務に該当するもの
  - F：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が弱い（大臣への届出、提出等）又は関与がないもので、設立根拠法等の業務に関する規定の中で附帯業務に該当するもの
  - G：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が弱い（大臣への届出、提出等）又は関与がないもので、設立根拠法等の業務に関する規定の中で目的達成業務に該当するもの
  - H：手数料等を徴収している事務・事業（実施に当たり国の関与があるもの）のうち、手数料等の額に関する国の関与が弱い（大臣への届出、提出等）又は関与がないもので、設立根拠法等の業務に関する規定の中でその他関連する業務に該当するもの

図表 I-1-22 手数料等の額に関する国の関与の状況

設立根拠法等の業務規定における類型	手数料等の額に関する国の関与が強いもの(政省令、認可、承認)			手数料等の額に関する国の関与が弱い(届出、報告、提出)又は関与がないもの			合計	
	法人数	事務・事業数	分類	法人数	事務・事業数	分類	法人数	事務・事業数
各号列挙されている業務	19	149	A	22	42	E	32	191
附帯業務	1	16	B	2	19	F	2	35
目的達成業務	3	6	C	3	3	G	6	9
その他関連する業務	0	0	D	1	6	H	1	6
合計	20	171	/	25	70	/	34	241

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 事務・事業数は、原則として法令、定款等の条項単位で数えた。  
 3 法人数の合計は、重複を除いた実数である。



### (3) 主な財務諸表等に関する資料の作成、公開のルール等

事業報告書、貸借対照表、損益計算書等（損益計算書、収支計算書及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。）、附属明細書、財産目録、決算報告書及び監事の意見書について、その作成及び公開に係る規定の整備状況をみると、図表 I - 1 - 23 のとおりであり、その概要は、次のとおりとなっている。

- ① 事業報告書について、法令で作成が規定されているものは 43 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 31 法人となっている。
- ② 貸借対照表について、法令で作成が規定されているものは 38 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 31 法人となっている。
- ③ 損益計算書等について、法令で作成が規定されているものは 33 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 23 法人となっている。
- ④ 附属明細書について、法令で作成が規定されているものは 11 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 11 法人となっている。
- ⑤ 財産目録について、法令で作成が規定されているものは 35 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 23 法人となっている。
- ⑥ 決算報告書について、法令で作成が規定されているものは 15 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 9 法人となっている。
- ⑦ 監事の意見書について、法令で作成が規定されているものは 38 法人であり、そのうち法令で公開することと規定されているものは 16 法人となっている。

また、これら主な財務諸表等に関する資料の公開方法に関する規定の整備状況をみると、法令で何らかの規定を設けている法人は 33 法人であり、公開の方法ごとにみると、官報公示等が 12 法人、事務所への備付けが 32 法人、閲覧に供することが 21 法人となっており、これらの全てが規定されているものは 10 法人となっている。

さらに、インターネットにおける財務等に関する資料の公表状況は、図表 I - 1 - 24 のとおりであり、また、財務等に関する資料がインターネットにおいて何年分公表されているかについてみると、次のとおり、約半数が直近年度分を公表している状況である。

- ① 5年分以上公表している法人は 16 法人（軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業年金連合会、漁船保険中央会、全国農業会議所、日本商工会議所、全国商工会連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、農林中央金庫、船員災害防止協会、日本貸金業協会、日本商品先物取引協会、原子力発電環境整備機構）
- ② 2年又は3年分公表している法人は 8 法人（陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、日本行政書士会連合会、日本水先人会連合会、全国中小企業団体中央会（注1）、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社）

③ 直近年度分のみ公表している法人は25法人（日本消防検定協会（注2）、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、建設業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、消防団員等公務災害補償等共済基金、石炭鉱業年金基金（注3）、全国漁業共済組合連合会、全国農業協同組合中央会（注4）、中央職業能力開発協会、生命保険契約者保護機構、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会（注5）、日本証券業協会、全国土地改良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、全国石油商業組合連合会、損害保険料率算出機構）

（注1） 全国中小企業団体中央会は、主な財務諸表等に関する資料について、平成25年9月30日から、インターネットにおいて5年分の資料を公表している。

（注2） 日本消防検定協会は、貸借対照表、損益計算書及び財産目録について、平成25年10月18日から、インターネットにおいて5年分の資料を公表している。

（注3） 石炭鉱業年金基金は、業務報告書（事業報告書）、貸借対照表、損益計算書、財産目録及び監事の意見書について、平成25年9月24日から、インターネットにおいて5年分の資料を公表している。

（注4） 全国農業協同組合中央会は、貸借対照表について、平成25年9月10日から、インターネットにおいて直近年度分の資料を公表している。

（注5） 国民年金基金連合会は、主な財務諸表等に関する資料について、平成25年10月18日から、インターネットにおいて5年分の資料を公表している。

図表 I-1-23 主な財務諸表等に関する資料の作成及び公開のルール

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	作成							公開			
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・(収支計算書) 正味財産増減計算書	附属明細書	財産目録	決算報告書	監事の意見書	官報公示等	事務所備付け	閲覧	
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	◎	◎	◎(△)		◎	◎	◎				□
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業	◎	◎	◎(△)		◎	◎	◎				
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	△	◎	◎(△)		◎	◎	◎	△			
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	△	◎	◎(△)		◎	◎	◎			□	□
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業		◎	◎(△)		◎	◎	◎				
災害防止 (6)	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□		◎		◎			◎	
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□		◎		◎			◎	
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□		◎		◎			◎	□
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□		◎		◎			◎	
	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□		◎		◎			◎	
士業団体 (8)	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎			◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	□	□	□	□	□	□	□	□
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	□	□	□	□	□	□	□	□
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人					□	□	□	□	□	□	□
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	◎	◎	◎	□	◎		□			◎	◎
年金・保険・共済 (5)	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	◎	○	○	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	◎	○	○	○			○	○	○	○	○
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	◎	◎	◎	□	◎		◎			□	□
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	◎	◎	◎	□	◎		◎			◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	◎	◎	◎	□	□		◎			◎	◎
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	◎	□	(□)	□	□		□				
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	◎	◎	(◎)	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
投資育成 (3)	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	企業	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	名古屋中小企業投資育成株式会社	企業	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他 (4)	特殊法人	経済産業省	大阪中小企業投資育成株式会社	企業	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	△	◎	◎(△)		◎	◎	◎				
	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	◎	◎(△)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業	◎	◎	(◎)		◎		◎			◎	◎
災害防止 (1)	特別法人	農林水産省	農林中央金庫	企業	◎	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎
	特別法人	国土交通省	船員災害防止協会	公益法人	◎	◎	(◎)		◎		◎			◎	
年金・保険・共済 (3)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	◎	◎(△)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	○					○	□		○	○	○
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	○	○	○				○		○	○	○
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	◎	□	(◎)		◎		□		□	□	□
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	◎	□	(◎)	□	◎		□		□	□	□
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	◎	□	□	□	◎		□		□	□	□
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	◎	◎	◎	□	◎		◎		◎	◎	◎
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	◎	□	(◎)	□	◎		◎		□		
	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎
その他 (2)	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業		□	□		◎		□		◎		
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	◎	◎	◎(△)		◎	◎	◎	□	◎	◎	□
◎、○又は△の数(法令上規定されているもの) (うち、法令上公開が義務付けられているもの(網掛けの数))					43 (31)	38 (31)	33 (23)	11 (11)	35 (23)	15 (9)	38 (16)	12	32	21	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の記号については、◎:法律 ○:政令 △:府令・省令 □:定款、会計規程等が根拠であることを意味している。

3 収支計算書については、( )で表示している。

4 「官報公示等」欄においては、根拠規定で公開する書類の内容が明記されているものを表示している。

5 網掛けは、法令上公開が義務付けられているものを指す。

6 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準



図表 I-1-24(その2) 特別法人の財務等に関する情報公開の状況(平成25年1月末時点)

府省名	法人名	インターネット公表																					
		法人											所管府省										
		定款	役員名簿	組員名簿	事業報告書	損益計算書、 又は収支計算書	貸借対照表	財産目録・ 決算報告書	監事の意見書	事業計画書	収支予算書	複数年度分の公表	法人一覧	名称	所管部局等名	事務所所在地・ 電話番号	設立年月日	代表者職氏名	主な目的・ 事業	法人HPへの 簡便なアクセス	最新の業務・ 財務等資料	法律に基づく 事務の内容・ 根拠法名	補助金等の 名称・金額、 交付対象事業の 内容・補助金等 全体の金額・ 対年間収入 割合
金融庁	日本証券業協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	損害保険料率算出機構	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	日本貸金業協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	生命保険契約者保護機構	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
厚生労働省	健康保険組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	-	○
	国民年金基金連合会	○	○	○	○	○	○	-	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚生労働省 国土交通省	船員災害防止協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	全国食肉業務用卸協同組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林水産省 経済産業省	日本商品先物取引協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
経済産業省	全国石油商業組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	原子力発電環境整備機構	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法人がホームページで公表している資料について

- (1) 「組員名簿」(会員含む。): 公表されている場合「○」、定款等に組員(会員等)に関する記載がない場合「-」と表示。
- (2) 「事業報告書」: 公表されている場合「○」、中間報告が公表されている場合「△」と表示。
- (3) 「財産目録・決算報告書」: 公表されている場合「○」、未作成の場合「-」と表示。
- (4) 「監事の意見書」: 公表されている場合「○」、公表されていない場合「×」と表示。
- (5) 「複数年度分の公表」: 5年以上公表されている場合「○」、直近年度分のみ公表されている場合「×」と表示。

3 所管府省のホームページで公表している資料について

- (1) 「最新の業務・財務等資料」: 公表されている場合(リンクが張られている場合含む。)「○」、一部のみ公表されている場合や最新のものでない資料が公表されている場合「△」と表示。
- (2) 「法律に基づく事務の内容・根拠法名」: 公表されている場合「○」、該当がない場合「-」と表示。
- (3) 「補助金等の名称・金額、交付対象事業の内容、補助金等全体の金額・対年間収入割合」: 公表されている場合「○」、該当がない場合「-」と表示。

#### (4) 法令に基づく国の関与等の状況

特別民間法人については、民間法人化に当たり、法令上も国等からの出資に係る規定の削除や役員選任の自主化（例えば、主務大臣による任命から主務大臣の認可への変更等）を始めとする国の関与の最小限化が図られた。しかし、特別の法律を設立根拠としている特別民間法人には、設立根拠法やそれに基づく政令、府省令等により、引き続き、様々な国の関与や法人運営に関するルール（以下「国の関与等」という。）が規定されている。また、特別法人についても、設立根拠である特別の法律やそれに基づく政令、府省令等により、様々な国の関与等が規定されている。

特別民間法人等に対する国の関与等の状況は、図表 I - 1 - 25 のとおりであり、国の関与等について、特別民間法人等 49 法人の法人類型別の傾向をみると、次のとおりとなっている。

##### ① 検査・検定関係法人（6 法人）

6 法人全てに、役員任命の認可、予算及び事業計画の認可、決算の提出義務並びに業務方法書等の認可が規定されているほか、6 法人全てに「みなし公務員規定」(注) があり、これらの法人に対する国の関与等や統制は、他の類型に比べて強いものとなっている。

(注)「みなし公務員規定」とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことにより、贈収賄罪等の適用を可能とする規定である。

また、財務については、予算等への関与が決算への関与よりも強く、事前統制の傾向がみられる。

##### ② 災害防止団体（7 法人）

船員災害防止協会を除く 5 つの業種別労働災害防止協会及び中央労働災害防止協会は、同一の法律（労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号））を設立根拠としており、国の関与等の状況は同一となっている。

また、法令において、7 法人の全てに守秘義務、役員の総会での選任、国による事業費等の補助、決算及び事業報告書の提出が規定されている。

さらに、決算及び事業報告書については、法令において、7 法人全てに提出が義務付けられているが、予算及び事業計画については、中央労働災害防止協会が定款において報告することとされているほかには、国の関与等がなく、財務は事後統制の傾向がみられる。

##### ③ 士業団体（8 法人）

日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会には、基本的な国の指導監督権限の一つである立入検査権限が規定されていないなど、他の類型に比べて法令上の国の関与等に関する規定が少なく、法人運営や事務・事業の実施に関する国の関与等は弱い。

また、資格の登録事務を行っていない日本水先人会連合会を除く 7 法人には、法律により資格登録の拒否、取消し等の審査を行う資格審査会又は登録審査会が設置されている。

##### ④ 年金・保険・共済関係法人（8 法人）

8 法人のうち 6 法人で、法令又は定款において予算について認可又は届出が規定され、5 法人で事業計画について認可・承認又は届出が規定されている。

また、7 法人で、法令において決算及び事業報告書について承認又は提出が規定されている。予算、決算等全てについて、毎年度国の認可若しくは承認を要する、又は国への届出若しくは提出の義務が課せられているといった国の関与等が規定されているものが 4 法人（企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、生命保険契約者保護機構、国民年金基金連合会）ある一方、全国漁業共済組合連合会には、そうした規定がない。

さらに、6 法人（企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、生命保険契約者保護機構、国民年金基金連合会）で、法令において運用方法の指定など余裕金の運用を統制する規定があり、特に財務について、強い統制が設けられている。

#### ⑤ 事業者団体（11 法人）

11 法人のうち 8 法人は、予算及び事業計画について、毎年度国の認可若しくは承認を要する、又は国への届出若しくは提出の義務が課せられているといった国の関与等が規定されておらず、決算及び事業報告書については、8 法人で、法令において毎年度国への報告又は提出が規定されているのみで、財務の統制は比較的弱い。予算、決算等の全てについて、毎年度国の認可若しくは承認を要する、又は国への報告若しくは提出の義務が課せられているといった国の関与等が法令において規定されているものが 3 法人（日本証券業協会、日本貸金業協会、日本商品先物取引協会）ある一方、そうした規定がないものも 3 法人（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国土地改良事業団体連合会）ある。

また、特別民間法人 5 法人のうち、全国中小企業団体中央会を除く 4 法人については、国による事業費等の補助が法令において規定されている。

#### ⑥ 投資育成株式会社（3 法人）

東京、名古屋及び大阪の中小企業投資育成株式会社 3 社は、同一の法律（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号））を設立根拠としており、国の関与等の状況は同一となっている。

代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議の認可、予算及び事業計画並びに決算及び事業報告書の届出・提出義務、業務方法書等の認可並びに政府（株式会社日本政策金融公庫）からの貸付が法令において規定されている。

他方、法人税や固定資産税の減免はなく、また、みなし公務員規定や守秘義務規定もない。

その他特徴的な国の関与等として、次のようなものがみられる。

#### ① 「みなし公務員規定」

法令に「みなし公務員規定」があるものは 16 法人であり、そのうち 12 法人は特別民間法人である。

法人類型別に当該 16 法人の状況を見ると、

- i) 検査・検定関係法人 6 法人全て
- ii) 士業団体 2 法人（全国社会保険労務士会連合会（注1）、日本弁理士会（注2））
  - （注1）社会保険労務士試験事務に限定
  - （注2）実務修習事務に限定
- iii) 年金・保険・共済関係法人 4 法人（企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、生命保険契約者保護機構、国民年金基金連合会）
- iv) 事業者団体 1 法人（日本貸金業協会（注3））
  - （注3）貸金業務取扱主任者試験事務及び紛争解決等業務に限定
- v) その他 3 法人（自動車安全運転センター、中央職業能力開発協会（注4）、原子力発電環境整備機構）
  - （注4）技能検定試験作成等業務に限定

となっている。

## ② 事業費等補助規定

法令に国による事業費等の補助規定がある法人は 13 法人である。なお、民間法人化以前に特殊法人であったものに、当該規定が設けられている法人はない。

法人類型別に当該 13 法人の状況をみると、

- i) 災害防止団体 7 法人全て
- ii) 年金・保険・共済関係法人 1 法人（全国漁業共済組合連合会）
- iii) 事業者団体 4 法人（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会）
- iv) その他 1 法人（中央職業能力開発協会）

となっている。

また、当該 13 法人のうち、予算等への事前統制があるものは 2 法人、決算等への事後統制があるものは 10 法人となっており、財務に対する統制は、事前よりも事後の方が強い傾向がみられる。





図表 I - 1 - 25 法令に基づく国の関与等の状況

No.	法人類型	区分	法人名 (設立根拠法)	所管府省	設立	課税免除		みなし公務員規定	守秘義務規定	定款等の作成又は変更	事務所		議決機関	審議機関	役員 認可等		
						法人税	固定資産税				主たる事務所	従たる事務所			理事長等	理事等	監事等
1	検査・検 定		日本消防検定協会 (消防法)	総務省	—	一部免除	—	有	有	認可	設置義務 規定	設置可能 規定	有 【定款】	有	認可	認可	認可
2			危険物保安技術協会 (消防法)	総務省	認可	一部免除	—	有	有	認可	—	—	有 【定款】	有	認可	認可	認可
3			高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安法)	経済産業省	—	一部免除	—	有	有	認可	設置義務 規定	設置可能 規定	有 (評議員 会)	—	認可	認可	認可
4			日本電気計器検定所 (日本電気計器検定所法)	経済産業省	—	一部免除	—	有	有	認可	設置義務 規定	設置可能 規定	有 【定款】	有	認可	認可	認可
5			軽自動車検査協会 (道路運送車両法)	国土交通省	認可	一部免除	—	有	—	認可	—	—	有 【定款】	有	認可	認可	認可
6			日本小型船舶検査機構 (船舶安全法)	国土交通省	認可	一部免除	—	有	—	認可	—	—	有 【定款】	有	認可	認可	認可
7	特別民 間法人	災害防 止	建設業労働災害防止協会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
8			陸上貨物運送事業労働災害防止協 会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
9			林業・木材製造業労働災害防止協 会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
10			港湾貨物運送事業労働災害防止協 会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
11			鉱業労働災害防止協会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
12			中央労働災害防止協会 (労働災害防止団体系)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 (参与)	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
13	士業団 体		日本公認会計士協会 (公認会計士法)	金融庁 (内閣総理大臣から金融庁 長官に委任)	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	設置可能 規定 (支部)	有	有	—	—	—
14			日本行政書士会連合会 (行政書士法)	総務省	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有 【会則】	有	—	—	—
15			日本司法書士会連合会 (司法書士法)	法務省	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有 【会則】	有	—	—	—
16			日本土地家屋調査士会連合会 (土地家屋調査士法)	法務省	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有 【会則】	有	—	—	—
17			日本税理士会連合会 (税理士法)	財務省	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有	有	—	—	—
18			全国社会保険労務士会連合会 (社会保険労務士法)	厚生労働省	認可	一部免除	—	有 (試験事 務)	有 (試験事 務)	認可	—	—	有 【会則】	有	—	—	—
19			日本弁理士会 (弁理士法)	経済産業省	定款等認 可	一部免除	—	有 (実務修 習事務)	有 (実務修 習事務)	認可	—	設置可能 規定 (支部)	有	有	—	—	—
20			日本水先人会連合会 (水先法)	国土交通省	定款等認 可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有 【会則】	—	—	—	—

役員選任			財務										監督・命令等				民間法人化前の形態		
理事長等	理事等	監事等	予算等		決算等				財務諸表の情報公開	資金調達			余剰金の運用	業務方法書等	監督・命令	報告徴収		立入検査	社会的性格
			予算	事業計画	決算報告書・財務諸表	事業報告書	決算期限	提出期限		補助金・交付金等	政府からの貸付等	政府保証等							
理事会【定款】	理事会【定款】	理事会【定款】	認可	認可	添付、提出	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
理事会【定款】	理事会【定款】	理事会【定款】	認可	認可	添付、提出	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	認可	有	有	有	—	認可
役員会【定款】	会長【定款】	役員会【定款】	認可	認可	添付、提出	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	有	—	—	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
役員会【定款】	理事長【定款】	理事長【定款】	認可	認可	添付、提出	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	有【定款】	認可	有	有	有	—	特殊
理事会【定款】	理事長【定款】	理事会【定款】	認可	認可	添付、提出	—	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	有【定款】	認可	有	有	有	—	認可
理事会【定款】	理事長【定款】	理事会【定款】	認可	認可	添付、提出	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	有【定款】	認可	有	有	有	—	認可
総会【定款】	総会等【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	有【定款】	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
選挙等【会則】	選挙等【会則】	選挙等【会則】	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	—	末日 (事業年度) 【会則】	—	有	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (勸告権あり)	有	—	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (登録事務は勸告権あり)	有 (登録事務)	—	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (登録事務は勸告権あり)	有 (登録事務)	—	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	—	—	有	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	認可 (試験事務の予算)	認可 (試験事務の事業計画)	提出 (試験事務の収支決算書)	提出 (試験事務の事業報告)	—	3か月 (事業年度終了後)	有	—	—	—	—	認可 (試験事務規程)	有	有	有	該当	認可
選挙【会則】	選挙等【会則】	選挙等【会則】	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	報告 (総会決議事項の報告)	—	14日前 (定期総会の会日) 【会則】	—	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会【会則】	総会【会則】	総会【会則】	—	—	—	—	3か月 (事業年度終了後)	—	有	—	—	—	—	—	— (勸告権あり)	有	有	該当	—

No.	法人類型	区分	法人名 (設立根拠法)	所管府省	設立	課税免除		みなし公務員規定	守秘義務規定	定款等の作成又は変更	事務所		議決機関	審議機関	役員 認可等		
						法人税	固定資産税				主たる事務所	従たる事務所			理事長等	理事等	監事等
21	年金・保険・共済	消防団員等公務災害補償等共済基金 (消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律)	総務省	—	一部免除	—	—	—	認可	設置義務規定	設置可能規定	有 【定款】	有	認可	認可	認可	
22		企業年金連合会 (厚生年金保険法)	厚生労働省	認可	一部免除	免除	有	—	認可	—	—	有 (評議員会)	—	— (理事互選)	— (評議員互選)	— (評議員互選)	
23		石炭鉱業年金基金 (石炭鉱業年金基金法)	厚生労働省	定款等認可	一部免除	—	有	—	認可	—	—	有	有	— (理事互選)	— (総会)	— (総会)	
24		漁船保険中央会 (漁船損害等補償法)	農林水産省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
25		全国漁業共済組合連合会 (漁業災害補償法)	農林水産省	認可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
26	事業者団体	全国農業会議所 (農業委員会等に関する法律)	農林水産省	認可	一部免除	一部免除	—	—	認可	—	—	有	—	— (理事互選)	— (総会)	— (総会)	
27		全国農業協同組合中央会 (農業協同組合法)	農林水産省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
28		日本商工会議所 (商工会議所法)	経済産業省	認可	一部免除	一部免除	—	—	認可	—	—	有	有	— (総会)	— (総会等)	— (総会)	
29		全国商工会連合会 (商工会法)	経済産業省	認可	一部免除	一部免除	—	—	認可	—	—	有	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
30		全国中小企業団体中央会 (中小企業等協同組合法) (中小企業団体の組織に関する法律)	経済産業省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)	
31	投資育成	東京中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法)	経済産業省	—	—	—	—	—	認可	設置義務規定	—	有 【定款】	—	認可	—	認可	
32		名古屋中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法)	経済産業省	—	—	—	—	—	認可	設置義務規定	—	有 【定款】	—	認可	—	認可	
33		大阪中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法)	経済産業省	—	—	—	—	—	認可	設置義務規定	—	有 【定款】	—	認可	—	認可	
34	その他	自動車安全運転センター (自動車安全運転センター法)	警察庁	認可	一部免除	—	有	有	認可	—	—	有 【定款】	有	認可	認可	認可	
35		社会保険診療報酬支払基金 (社会保険診療報酬支払基金法)	厚生労働省	—	免除	—	—	有	認可	設置義務規定	設置可能規定	有 【定款】	有	認可 (理事互選)	認可 (推薦)	認可 (推薦)	
36		中央職業能力開発協会 (職業能力開発促進法)	厚生労働省	認可	一部免除	—	有 (技能検 定試験業 務)	有 (技能検 定試験業 務)	認可	—	—	有	有 (参与)	認可 (総会)	認可 (総会)	認可 (総会)	
37		農林中央金庫 (農林中央金庫法) (注)定款、規約等未収集	農林水産省	—	—	—	—	—	認可	設置義務規定	認可 (海外事 務所)届 出 (国内事 務所)	有	—	— (経営管 理委員 会)	— (経営管 理委員 会)	— (総会)	

役員 選任			財務										監督・命令等			社団的 性格	民間法人 化前の 形態		
理事長等	理事等	監事等	予算等		決算等				財務諸表の 情報公開	資金調達			余 裕金の 運用	業 務方法 書等	監 督・命 令			報 告徴 収	立 入検 査
			予 算	事 業計 画	決 算報 告書・ 財務諸 表	事 業報 告書	決 算期 限	提 出期 限		補 助金・ 交付金 等	政 府から の貸付 等	政 府保 証等							
理事会 【定款】	理事会 【定款】	理事会 【定款】	—	認可	添付、提 出	提出	事業年度 末	3か月 (事業年度 終了後)	有	—	—	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
理事会 【規約】	評議員会 【規約】	評議員会 【規約】	認可	添付	承認	承認	6か月 (事業年度 終了後)	6か月 (事業年度 終了後)	有	—	—	—	有	—	有	有	有	該当	認可
理事会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	認可	添付	承認	承認	3か月 (事業年度 終了後)	3か月 (事業年度 終了後)	有 【定款】	—	—	—	有	—	有	有	有	該当	認可
理事会 【定款】	総会等 【定款】	総会 【定款】	認可 (漁船保 険振興勸 定)	—	承認 (漁船保 険振興勸 定)提出	提出	—	3か月 (事業年度 終了後)	—	—	—	—	有	承認 【定款】	有	有	有	該当	認可
理事会 【定款】	総会等 【定款】	総会 【定款】	—	—	—	—	—	—	—	有	—	—	有	—	有	有	有	該当	認可
理事会 【定款】	総会等 【定款】	総会 【定款】	—	—	—	—	—	—	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	—	—	—	—	—	—	—	有	—	—	有 【定款】	—	有	有	有	該当	認可
総会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	—	—	報告	報告	—	遅滞無	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	—	—	提出	提出	1週間前 (通常総会 の会日) 【定款】	1か月 (通常総会 終了後)	有 【定款】	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
総会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	—	—	提出	提出	—	2週間 (通常総会 終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
取締役会 【定款】	株主総会 【定款】	株主総会 【定款】	届出	届出	提出	提出	—	3か月 (事業年度 終了後)	—	—	有 (株式会社 日本政策 金融公庫)	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
取締役会 【定款】	株主総会 【定款】	株主総会 【定款】	届出	届出	提出	提出	—	3か月 (事業年度 終了後)	—	—	有 (株式会社 日本政策 金融公庫)	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
取締役会 【定款】	株主総会 【定款】	株主総会 【定款】	届出	届出	提出	提出	—	3か月 (事業年度 終了後)	—	—	有 (株式会社 日本政策 金融公庫)	—	—	認可	有	有	有	—	特殊
理事会 【定款】	理事会 【定款】	理事会 【定款】	認可	認可	提出	—	—	3か月 (事業年度 終了後)	—	—	—	—	有 【定款】	認可	有	有	有	—	認可
理事会 【定款】	理事会 【定款】	理事会 【定款】	認可	認可	提出	提出	—	3か月 (事業年度 終了後)	有	—	—	—	—	認可 (高齢者医 療制度関 係業務等) 【定款】	有	有	有	—	特殊
総会 【定款】	総会 【定款】	総会 【定款】	報告 【定款】	報告 【定款】	提出	提出	—	1か月 (通常総会 終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	認可
経営管理 委員会	経営管理 委員会	総会	—	—	—	提出	—	—	有	—	—	—	—	—	有	有	有	—	特殊

No.	法人類型	区分	法人名 (設立根拠法)	所管府省	設立	課税免除			定款等の作成又は変更	事務所		議決機関	審議機関	役員 認可等					
						法人税	固定資産税	みなし公務員規定		守秘義務規定	主たる事務所			従たる事務所	理事長等	理事等	監事等		
																		有	有
38	災害防止	船員災害防止協会 (船員災害防止活動の促進に関する法律)	厚生労働省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有	—	—	—	—	—	—	
			国土交通省																
39	年金・保険・共済	生命保険契約者保護機構 (保険業法)	金融庁	認可	一部免除	—	有	有	認可	—	—	有	有	認可 (総会)	認可 (総会)	認可 (総会)			
40		健康保険組合連合会 (健康保険法)	厚生労働省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	—	—	—	—	—	
41		国民年金基金連合会 (国民年金法)	厚生労働省	認可	一部免除	免除	有	—	認可	—	—	有 (評議員会)	—	—	— (理事選挙)	— (評議員互選)	— (評議員互選・選任)		
42		日本証券業協会 (金融商品取引法)	金融庁	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 【定款】	—	—	—	—	—	—	—
43	特別法人 事業者団体	日本貸金業協会 (貸金業法)	金融庁	認可	一部免除	—	有 (試験事務及び紛争解決等業務)	有	認可	—	—	有 【定款】	—	—	—	—	—	—	—
44		全国土地改良事業団体連合会 (土地改良法)	農林水産省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)		
45		全国食肉業務用卸協同組合連合会 (中小企業等協同組合法)	農林水産省	認可	—	免除	—	—	認可	—	—	有	—	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)		
46		日本商品先物取引協会 (商品先物取引法)	農林水産省 経済産業省	認可	一部免除	—	—	有	認可	—	—	有 【定款】	—	—	—	—	—	—	—
47		全国石油商業組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律)	経済産業省	認可	一部免除	免除	—	—	認可	—	—	有	—	—	— (総会)	— (総会)	— (総会)		
48		その他	損害保険料率算出機構 (損害保険料率算出団体に関する法律)	金融庁	認可	一部免除	—	—	—	認可	—	—	有	—	—	—	—	—	—
49	原子力発電環境整備機構 (特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律)		経済産業省	認可	一部免除	—	有	—	認可	—	—	有 【定款】	有	—	認可	認可	認可		

(注)1 当省の調査結果による。

2 共通事項

① 原則、設立根拠法及び関係法令に基づき国の関与等の状況を記載した。

② 設立根拠法及び関係法令において国の関与等の規定があるものについては「有」又はその関与の在り方(「認可」、「提出」等)を記載し、規定がないものについては「-」と記載した。

3 個別事項

① 「設立」には、設立根拠法及び関係法令において主務大臣又は国家公安委員会(以下「主務大臣等」という。)の設立の認可を要する旨が規定されているものを「認可」と記載し、設立の際、主務大臣等の定款、会則等の認可を要する旨が規定されているものを「定款等認可」と記載した。

② 「法人税」には、法人税法(昭和40年法律第34号)第4条第2項(別表1)の規定に基づき、当該税が完全に免除されているものを「免除」と記載し、同法第4条第1項(別表2)の規定に基づき、「収益事業」を行う場合に限り課税義務を負い、同法第7条の規定に基づき「収益事業」に係る所得にのみ課税されているものを「一部免除」と記載した。

③ 「固定資産税」には、地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第4項の規定に基づき、当該税が完全に免除されているものを「免除」と記載し、同法第348条第2項の規定に基づき、当該税が一部免除されているものを「一部免除」と記載した。

④ 「事務所」には、設立根拠法及び関係法令において特定の都道府県等に設置することが義務付けられているものを「設置義務規定」と記載し、設置することができる旨の規定があるものを「設置可能規定」と記載した。

⑤ 「議決機関」には、設立根拠法及び関係法令において内部議決機関の設置が規定されているものについて「有」と記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても「有」と記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑥ 「役員認可等」には、設立根拠法及び関係法令において役員を選任等について主務大臣等の認可を受けることとされている場合は「認可」と記載し、任命方法又は選任方法について規定されている場合は( )で記載した。

⑦ 「役員選任」には、定款(会則、規約)において規定されている役員任命方法又は選任方法について記載し、【 】書きで根拠規程名を記載した。定款(会則、規約)において規定されていない場合は根拠法及び関係法令における規定を記載した。

⑧ 「予算」及び「事業計画」には、設立根拠法及び関係法令において主務大臣等の認可、提出等が必要と規定されているものについてその関与の在り方を記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑨ 「決算期限」には、設立根拠法及び関係法令において決算を行う際の期限が定められている場合その期限を記載し、期限の起点については( )で記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑩ 「提出期限」には、設立根拠法及び関係法令において決算書類を主務大臣等に提出等する際の期限が定められている場合その期限を記載し、期限の起点については( )で記載した。

⑪ 「財務諸表の情報公開」には、設立根拠法及び関係法令において財務諸表を法人の事務所に備え付け、一定の期間、一般の閲覧に供すべきことを規定されているものについて「有」と記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても「有」と記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑫ 「余裕金の運用」には、設立根拠法及び関係法令において余裕金の運用について規定されているものについて「有」と記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても「有」と記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑬ 「業務方法書等」には、設立根拠法及び関係法令において業務方法書等の主務大臣等の認可について規定されているものについて「認可」と記載した。また、定款(会則、規約)において同様の規定があるものについても「認可」等と記載し、法令以外で規定されている場合には【 】書きで根拠規程名を記載した。

⑭ 「社会的性格」には、特別民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(行政管理局調査)別添1の3(3)「社会的性格の法人の総会等」欄に記載のあるものを、特別法人については、当省の調査結果により該当するものを「該当」と記載した。

⑮ 「民間法人化前の形態」には、その形態が特殊法人であったものを「特殊」、認可法人であったものを「認可」と記載した。なお、特別法人及び日本水先人会連合会は平成19年4月に設立されているため該当なし。

役員選任			財務										監督・命令等			社団的性格	民間法人化前の形態		
理事長等	理事等	監事等	予算等		決算等				財務諸表の情報公開	資金調達			余裕金の運用	業務方法書等	監督・命令			報告徴収	立入検査
			予算	事業計画	決算報告書・財務諸表	事業報告書	決算期限	提出期限		補助金・交付金等	政府からの貸付等	政府保証等							
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	1か月 (通常総会終了後)	—	有	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
総会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	認可	承認【定款】	承認	承認	—	3か月 (事業年度終了後)	有	—	—	有	有	—	有	有	有	該当	—
理事会【規約】	理事会等【規約】	総会【規約】	届出	—	提出	提出	6か月 (事業年度終了後)	6か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事選挙【規約】	評議員会【規約】	評議員会【規約】	認可	添付	承認	承認	6か月 (事業年度終了後)	6か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	有	—	有	有	有	—	—
総会【定款】	選挙等【定款】	選挙等【定款】	提出	提出	提出	提出	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	提出	提出	提出	提出	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	総会等【定款】	総会【定款】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	理事会【定款】	総会	—	—	提出	提出	—	2週間 (通常総会終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	総会等【定款】	総会【定款】	提出	提出	提出	提出	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	総会等【定款】	総会【定款】	—	—	提出	提出	—	2週間 (通常総会終了後)	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
理事会【定款】	総会【定款】	総会【定款】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	有	有	有	該当	—
評議員会【定款】	評議員会【定款】	評議員会【定款】	認可	認可	添付、承認	添付	—	3か月 (事業年度終了後)	—	—	—	—	—	認可	有	有	有	—	—

(5) 特別民間法人等と特別な関係にある法人等

特別民間法人等の中には、基金拠出や出資などを通じて特定の法人等と特別な関係を持ちつつ、事務・事業を実施しているものがある。

また、そのほかにも、法令に基づく仕組みなどにより特定の法人等との特別な関係の下で、事務・事業を実施しているものもある。

こうした特別民間法人等と特別な関係にある法人の状況は、図表 I - 1 - 26 のとおりとなっている。

図表 I - 1 - 26 特別民間法人等と特別な関係のある法人等の状況

法人名	関係法人名	関係法人の事業内容	特別民間法人等との関係
日本行政書士会 連合会	財団法人行政書士試験研究センター	行政書士試験事務等	基金拠出
	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	成年後見人の養成、推薦、指導監督等	基金拠出
日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	第二種金融商品取引業務等の健全な発展及び投資者の保護等	基金拠出
日本行政書士会 連合会	有限会社全行団	出版、事務用物品の販売・あっせん、損害保険代理業務等	出資
日本土地家屋調 査士会連合会	有限会社桐栄サービス	損害保険代理業務等	出資
全国農業協同組 合中央会	社団法人全国農協観光協会	調査、研究、企画、広報等	出資
	一般社団法人農協流通研究所	調査研究、教育研修等	出資
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター	研究開発	出資
	株式会社農協観光	旅行業、観光農園等の企画等	出資
	株式会社日本農業新聞	日本農業新聞の発行等出版事業	出資
	アグリビジネス投資育成株式会社	投資育成業	出資
	共栄火災海上保険株式会社	損害保険業	出資
日本商工会議所	株式会社全国商店街支援センター	商店街の活性化支援	出資
	株式会社カリアック	商工会議所福利研修センターの運営・管理	出資
	株式会社国際研修サービス	外国人研修生等に係る損害保険代理業務	出資
全国商工会連合 会	株式会社全国商店街支援センター	商店街の活性化支援	出資
全国中小企業団 体中央会	株式会社全国商店街支援センター	商店街の活性化支援	出資
東京中小企業投 資育成株式会 社	名古屋中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資
	大阪中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資
名古屋中小企業 投資育成株式 会 社	東京中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資
	大阪中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資
	株式会社投資育成総合研究所	コンサルティング、研修等	出資
大阪中小企業投 資育成株式会 社	東京中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資
	名古屋中小企業投資育成株式会社	投資育成業	出資



日本証券業協会	株式会社証券保管振替機構	株式等振替業務等	出資
	株式会社 ICJ	議決権電子行使プラットフォームの運営	出資 ※平成 25 年 6 月売却済み
	東京証券信用組合	証券業域に特化した金融機関	出資
農林中央金庫	農中信託銀行株式会社	信託業務、銀行業務	出資
	株式会社協同セミナー	教育研修	出資
	株式会社農林中金総合研究所	農林漁業・組合金融・内外経済等の調査・研究	出資
	農中ビジネスサポート株式会社	各種事務委託	出資
	農林中金ファシリティーズ株式会社	ビル管理・福利厚生施設管理等	出資
	協同住宅ローン株式会社	住宅ローン貸付・住宅ローン保証等	出資
	農中情報システム株式会社	システム開発・維持管理	出資
	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	投資信託委託・投資顧問業務	出資
	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社	プライベートエクイティ投資・投資事業組合の運営管理業務等	出資
	系統債権管理回収機構株式会社	不良債権等の管理・回収業務	出資
	J A 三井リース株式会社	総合リース業	出資
	アグリビジネス投資育成株式会社	農業法人投資育成業務	出資
	三菱UFJニコス株式会社	クレジットカード事業等	出資
	第一生命農林中金ビル管理株式会社	ビル管理業務	出資
Norinchukin Finance (Cayman) Limited	劣後債の発行及び劣後ローンの貸付等	出資	
日本水先人会連合会	公益財団法人日本海事センター	海事関係公益事業（水先人養成支援等）、調査研究、海事図書館の運営	資金拠出（寄付）
原子力発電環境整備機構	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター	調査研究、最終処分積立金等の管理	法律に基づく資金管理委託

(注) 当省の調査結果による。

## 2 指導監督基準に基づく指導監督の状況

特別民間法人等に対する所管府省の指導監督は、その設立根拠となっている特別の法律に基づき行われるほか、特別民間法人については、特別民間法人指導監督基準により、特別法人については、特別法人指導監督基準により行われている。

### (特別民間法人指導監督基準)

特別民間法人指導監督基準は、整理合理化計画において、特別民間法人については、「公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する」こととされたことに基づき、平成 14 年 4 月 26 日に閣議決定された。

その内容は、特別民間法人の事務・事業、役員人事、財務・会計、情報公開等運営全般にわたる統一的なものとなっている。

特別民間法人指導監督基準において、その対象は、「民間の一定の事務・事業について、公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。（略））」とされている。

また、その概要は、事業に関する事項、特別民間法人の機関に関する事項、財務及び会計に関する事項、株式の保有等に関する事項、情報公開に関する事項、基準の適用に当たって所管府省に求められる措置等となっている（資料 1 参照）。

### (特別法人指導監督基準)

特別法人指導監督基準は、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 18 年度末までに、独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別民間法人を除く特別の法律により設立される法人についても所要の見直しを行うこととされたことに伴い、見直しに当たっての統一的な基準として、平成 18 年 8 月 15 日に閣議決定された。

特別法人指導監督基準において、その対象は、商法（明治 32 年法律第 48 号）及び民法（明治 29 年法律第 89 号）以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別民間法人を除く。）のうち、①法律により国の事務を行うことが規定されているもの、②法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの、③国からの補助金等と密接な関係を有する業務を行うもの、④国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもののいずれかに該当する法人（上部団体等が特別民間法人又は特別法人であるものを除く。）とされている。

また、その概要は、業務の見直しに関する事項、特別法人の機関等に関する事項、情報公開に

関する事項、定期的な見直し等となっている（資料 2 参照）。

## (1) 特別民間法人に対する指導監督の状況

### ア 指導監督基準に基づく指導監督の成果

総務省行政管理局が毎年度取りまとめて公表している（注）各所管府省の指導監督状況によると、指導監督基準への適合状況は図表 I - 2 - 1 のとおりであり、特別民間法人指導監督基準による指導監督の開始時に比べて、基準適合率は着実に上昇してきている。

（注） 総務省行政管理局は、特別民間法人指導監督基準 7 (1)において、各所管府省が毎年度公表する指導監督状況及びその結果を取りまとめて整理することとされている。

（参考）特別民間法人指導監督基準（抜粋）

#### 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。

（注）下線は、当省が付した。

図表 I - 2 - 1 特別民間法人指導監督基準に係る基準適合率の変化

区 分	平成 15 年度	平成 23 年度
基準適合率	83.9%	97.9%
基準適合事項延べ数	1,068 事項	1,329 事項
適用対象延べ事項数	1,273 事項	1,358 事項
対象法人数	36 法人	38 法人

（注） 1 総務省行政管理局の公表資料を基に当省が作成した。

2 総務省行政管理局は、指導監督基準が策定された平成 14 年度の指導監督状況も公表しているが、現在とは公表内容が異なるため、比較可能な形式となった 15 年度を起点とした。

3 上記「対象法人数」には、日本勤労者住宅協会が含まれている。

### イ 平成 23 年度の指導監督状況

#### (7) 特別民間法人指導監督基準の内容と基準適合性の判断との関係

特別民間法人指導監督基準の内容をみると、業務、財務等に関する資料について、主たる事務所への備付け、一般への閲覧及びインターネットによる公表を行うこととされているように、特定の措置の実施を求める事項や役員に占める所管府省等出身者の割合（役員現在数の 3 分の 1 以下）等の定量的な基準が示されている事項など、基準適合性の判断がある程度機械的に可能であると考えられる事項がある一方で、求める措置の内容が定性的であることなどから、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項がある。

本調査では、そうした基準適合性の判断が難しいと考えられる事項については、図表 I

－ 2 － 2 の摘要欄に記載したように、「Ⅰ 特別の法律により設立される民間法人等の全体像」で特別民間法人の実態の紹介にとどめたほか、「Ⅱ 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」で個別に取り上げた。

図表Ⅰ－2－2 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
内容が定性的な事項	経常的運営に要する経費が国等からの補助金等に依存していないこと	Ⅰ 2 (1) イ (イ) ①、②参照
	国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること	
	制度的に独占となる事務・事業は、法人の従たる事務・事業にとどまっていること	Ⅱ 2 (2) 参照
	法人に本来予定されている事務・事業に係る手数料等の額が適正なものとなっていること	
	自主事業に係る手数料等により法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと	
	・役員等の定数は、法人の実態に照らして適正な数となっていること ・適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とすること	Ⅰ 1 (1) ウ (ア) ①、(イ)①参照
	役員等の報酬等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること	Ⅰ 1 (1) ウ (ウ) 参照
	役員を兼ねる評議員の割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること	
	余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること	Ⅱ 2 (1) 参照
	引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっていること	
講ずるべき措置の具体的内容等が必ずしも明らかでない事項	当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること	
	・手数料等を徴収している事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること ・その収支状況がインターネットで公表されていること	Ⅱ 2 (2) 参照
	法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	役員については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること	
	役員会については、役員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
	組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
	社团的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること	
	評議員会等については、評議員等の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	

(注) 当省が作成した。

#### (イ) 経常的運営に要する経費の国等からの補助金等への依存の状況等

基準適合性の判断が難しいと考えられる事項のうち、①経常的運営に要する経費が国等からの補助金等に依存していないかどうか、及び②国等からの補助金等割合の低減化措置に努めているかどうかについてみると、次のような状況がみられた。

- ① 国等から補助金等の交付を受けている特別民間法人について、事業の経常的運営に要する経費に対する国等からの補助金等収入の割合をみると図表 I-2-3 のとおりとなっている。
- ② 平成 21 年度から 23 年度において、国等からの補助金等（本項目②においては、委託費を除く。）が低減傾向である 12 法人について、補助金等の低減化のための措置と低減化による影響をみると図表 I-2-4 のとおり、補助金等の削減に伴い事業収支が悪化したり事業実績も低減化した法人が 11 法人あった一方、事業の整理や組織のスリム化などの努力により主たる事業の実施規模を補助金等の削減前の水準に保っている法人も僅かながらあった。

図表 I - 2 - 3 特別民間法人における経常的運営経費に占める国等からの補助金等による収入の割合

(単位:千円)

法人名	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
高圧ガス保安協会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	2,530,707	2,579,365	2,508,832	2,461,739	2,409,376	
	補助金等総計	873,362	835,820	561,210	517,828	406,692	
建設業労働災害防止協会	補助金依存率	6.8%	6.8%	6.6%	6.1%	4.1%	
	経常的経費に充てられる補助金等	370,962	356,840	353,975	282,322	173,952	
	収入※	5,456,393	5,260,326	5,338,035	4,628,302	4,202,354	
	補助金等総計	1,024,514	957,315	918,723	672,040	319,561	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	補助金依存率	8.8%	9.4%	9.9%	8.2%	6.4%	
	経常的経費に充てられる補助金等	243,086	244,005	233,030	185,169	130,103	
	収入※	2,753,234	2,604,912	2,355,680	2,258,802	2,044,236	
	補助金等総計	273,868	265,690	260,576	204,881	130,103	
林業・木材製造業労働災害防止協会	補助金依存率	17.9%	18.5%	16.6%	13.3%	10.9%	
	経常的経費に充てられる補助金等	283,630	281,717	270,665	201,372	129,442	
	収入※	1,583,999	1,521,927	1,634,726	1,512,833	1,191,017	
	補助金等総計	367,157	365,913	349,304	220,207	129,442	
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	補助金依存率	31.7%	31.5%	31.4%	30.7%	20.8%	
	経常的経費に充てられる補助金等	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446	
	収入※	751,342	755,949	722,259	657,572	736,163	
	補助金等総計	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446	
鉱業労働災害防止協会	補助金依存率	50.6%	50.3%	52.0%	51.8%	40.5%	
	経常的経費に充てられる補助金等	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532	
	収入※	190,459	182,826	180,718	171,972	132,039	
	補助金等総計	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532	
中央労働災害防止協会	補助金依存率	10.5%	11.1%	13.3%	10.9%	10.8%	
	経常的経費に充てられる補助金等	1,167,151	1,161,417	1,377,588	950,378	802,764	
	収入※	11,074,705	10,434,761	10,356,889	8,690,684	7,415,937	
	補助金等総計	4,828,838	4,378,454	4,980,169	3,147,624	2,182,763	
全国社会保険労務士会連合会	補助金依存率	10.2%	0.9%	6.4%	3.6%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	217,533	21,725	206,000	156,400	0	
	経常的経費	2,136,890	2,355,595	3,202,939	4,371,501	4,087,555	
	補助金等総計	217,533	345,219	1,435,113	2,543,883	2,128,192	
企業年金連合会	補助金依存率	5.6%	5.1%	6.2%	2.2%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	494,564	480,573	461,236	177,842	0	
	経常的経費	8,879,319	9,435,900	7,482,049	8,265,614	7,972,802	
	補助金等総計	24,950,656	25,395,425	24,805,515	24,199,278	23,277,600	
漁船保険中央会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	1,639,457	1,651,387	1,748,987	1,608,475	1,537,647	
	補助金等総計	6,696,782	6,519,339	5,701,651	5,627,277	9,193,016	
全国漁業共済組合連合会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	860,682	763,309	898,582	937,416	677,530	
	補助金等総計	6,344,846	9,638,349	11,504,650	9,130,028	44,861,200	

法人名	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
全国農業会議所	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	基金から平成22年度に約6.7億円、平成23年度に約17億円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	569,714	554,440	505,094	519,707	493,447	
	補助金等総計	318,583	10,821,064	14,817,128	3,036,261	4,983,498	
全国農業協同組合中央会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	4,263,817	4,283,322	4,687,614	5,237,278	5,260,658	
	補助金等総計	1,236,771	832,988	652,068	360,083	133,520	
日本商工会議所	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	2,849,668	2,634,075	2,944,963	3,065,376	2,981,848	
	補助金等総計	2,706,177	7,874,297	3,771,760	5,230,179	12,668,433	
全国商工会連合会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	基金から平成22年度に約35億円、23年度に約300万円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	424,500	487,031	522,243	540,546	646,861	
	補助金等総計	3,125,621	8,111,436	3,002,781	2,598,167	2,542,370	
全国中小企業団体中央会	補助金依存率	24.2%	25.2%	22.0%	21.5%	22.2%	
	経常的経費に充てられる補助金等	117,323	115,108	99,948	99,596	101,290	
	経常的経費	483,994	457,043	453,358	462,383	456,219	
	補助金等総計	1,300,910	9,144,506	31,984,647	42,053,368	3,058,213	
名古屋中小企業投資育成株式会社	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	793,837	728,820	695,716	639,128	678,356	
	補助金等総計	0	0	1,540	1,541	0	
自動車安全運転センター	補助金依存率	1.7%	1.2%	0.9%	0.8%	0.1%	
	経常的経費に充てられる補助金等	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403	
	経常的経費	6,532,106	6,645,102	6,395,605	6,249,585	5,850,332	
	補助金等総計	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403	
社会保険診療報酬支払基金	補助金依存率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	
	経常的経費に充てられる補助金等	233,315	233,027	232,809	232,528	486,369	
	収入※	91,811,980	87,253,330	84,743,279	81,022,542	79,214,399	
	補助金等総計	18,305,478	35,278,558	25,902,386	25,977,412	71,477,171	
中央職業能力開発協会	補助金依存率	21.0%	20.5%	19.0%	18.3%	16.9%	基金から平成21年度に約3,534億円、23年度に255億円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	732,514	730,759	681,212	482,889	441,343	
	経常的経費	3,492,472	3,572,132	3,579,516	2,645,632	2,608,276	
	補助金等総計	2,075,421	2,257,902	702,205,996	212,917,511	25,017,992	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「経常的経費に充てられる補助金等」欄には、「経常的経費」の原資になっている補助金等を記載した。ただし、プロジェクトを特定して補助するものは除く。

3 経常的経費の欄に「収入※」とした法人は、本調査において、「収入額」を回答してきたため、経常的経費の代わりに「収入」を用いて、補助金依存率を計算した。

4 「補助金等総計」欄には、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人からの補助金(基金造成のための補助金も含む。)、負担金、交付金、補給金及び委託費の合計額を記載した。

図表 I-2-4 補助金等の低減化とその影響

法人 類型	区分	法人名	補助金等名	年度	金額 (千円)	影響の内容
特別民間法人	災害防止	建設業労働災害 防止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	353,975	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	282,322	
				23	173,952	
	災害防止	陸上貨物運送事 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	233,030	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	185,169	
				23	130,103	
	災害防止	林業・木材製造 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	270,665	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	201,372	
				23	129,442	
	災害防止	港湾貨物運送事 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	226,509	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	201,964	
				23	153,446	
	災害防止	鉱業労働災害防 止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	93,961	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	89,166	
				23	53,532	
	災害防止	中央労働災害防 止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	1,365,080	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から1/2以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	950,378	
				23	802,764	



法人 類型	区分	法人名	補助金等名	年度	金額 (千円)	影響の内容
事業者 団体	事業者 団体	全国漁業共済組 合連合会	漁業共済事業実 施費等補助金	21	70,652	—
				22	41,140	
				23	39,083	
	事業者 団体	全国農業会議所	農地制度実施円 滑化対策事業費 補助金	21	41,647	②
				22	34,962	
				23	14,023	
		外国人技能実習 受入れ適正化支 援事業費補助金	21	75,071	②	
			22	77,225		
			23	59,305		
	事業者 団体	全国農業協同組 合中央会	農業経営安定事 業費補助金	21	295,951	③
				22	287,840	
				23	113,161	
	事業者 団体	全国中小企業団 体中央会	中小企業連携組 織対策推進事業 費補助金	21	840,567	②
				22	784,341	
				23	421,584	
	その他	自動車安全運転 センター	自動車事故対策 費補助金	21	30,122	①
				22	26,364	
				23	6,403	
その他	中央職業能力開 発協会	技能向上対策費 補助金	21	681,212	③	
			22	482,889		
			23	441,343		
特別法 人	年金・保 険・共 済	国民年金基金連 合会	国民年金基金連 合会事務費補助 金	21	1,023,524	④
				22	168,692	
				23	100,609	
	事業者 団体	全国石油商業組 合連合会	石油製品販売業 環境保全対策事 業費補助金	21	1,582,098	②
				22	809,425	
				23	288,339	

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成21～23年度に継続して交付されている補助金等(本表においては、委託費を除く。)のうち補助金額が低減している補助金を対象とした。

- ① 補助金の削減に伴い、事業収支が悪化しているもの
- ② 補助金の削減に連動し、事業実績も低減しているもの
- ③ 補助金の削減に対し、補助事業の整理を行うことで主たる事業には大きな影響を及ぼしていないもの
- ④ 補助金の削減により、減少した収入を賄うため手数料等の引上げ等が行われたもの

「—」 補助金の削減が継続的事業に影響を及ぼしていないもの

## (ウ) 平成 23 年度の指導監督状況

特別民間法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項として図表 I - 2 - 2 に掲げた 22 事項を除く 101 事項について、特別民間法人 37 法人のうち農林中央金庫を除く 36 法人（注 1）の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、基準適合率は 87.7%であった。

（注 1）所管府省である農林水産省は、農林中央金庫について、特別民間法人指導監督基準 7.（1）ただし書に基づき、特別民間法人指導監督基準ではなく、共管の金融庁と連携して、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしているため、本調査では、特別民間法人指導監督基準への対応に関する項目（I 2 及び II 1）においては対象から除いている。

（参考）特別民間法人指導監督基準（抜粋）

### 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

（注）下線は、当省が付した。

（注 2）適用対象延べ 1,394 事項中 1,222 事項が適合。なお、適用対象延べ事項数が総務省行政管理局の公表内容と異なっているのは、当該公表においては、主に機関に関する事項などについて、省略や複数の内容をまとめて 1 事項とするといった扱いとなっていることなどによる。

少なくとも外形上基準に適合していなかった事項は、主に役員等の在任年齢規程の整備や評議員会等の第三者的性格を有する機関による業務実績評価の実施等に係る事項であって、後述の「II 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」の「1 指導監督基準に沿った法人の運営」において、個別に整理した。

## (2) 特別法人に対する指導監督の状況

### ア 指導監督基準の内容と基準適合性の判断との関係

特別法人指導監督基準の内容をみると、特別民間法人指導監督基準と同様、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項があり、本調査では、そうした基準適合性の判断が難しいと考えられる事項については、図表 I - 2 - 5 の摘要欄に記載したように、「I 特別の法律により設立される民間法人等の全体像」で法人の実態の紹介にとどめたほか、「II 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」で個別に取り上げた。

図表 I-2-5 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
内容が定性的な事項	国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること	I 2 (2)イ参照
	余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること	
講ずるべき措置の具体的内容等が必ずしも明らかでない事項	・手数料等を徴収している事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること ・その状況がホームページへ掲載されているなど国民が容易にその内容を把握できるような適切な手段により公表されていること	II 2 (2)参照
	法律の規定に基づく登録等に関わる役職員については、公務員に準じた規律に服することなど、事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	役員会については、役員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
	組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること		

(注) 当省が作成した。

#### イ 国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること

基準適合性の判断が難しいと考えられる事項のうち、国等からの補助金等割合の低減化措置に努めているかどうかについてみると、次のような状況がみられた。

平成 21 年度から 23 年度において、国等からの補助金等が低減傾向である 2 法人について、補助金等の低減化のための措置と低減化による影響をみると図表 I-2-4 のとおり、補助金等の削減に伴い事業実績も低減化した法人がある一方、事業の実施規模を補助金等の削減前の水準に保つため、特例的な処理や手数料の新設等を行った法人があった。

#### ウ 指導監督状況の概況

これまで各所管府省の指導監督状況が取りまとめられたことはないため、特別法人指導監督基準による指導監督が開始されて以降の基準適合状況の変化は不明である。

特別法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項として図表 I-2-5 に掲げた 8 事項を除く 77 事項について、特別法人 12 法人の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、基準適合率は 98.7% (適用対象延べ 231 事項中 228 事項が適合) であった。

## II 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進

### 1 指導監督基準に沿った法人の運営

#### (1) 特別民間法人における指導監督基準への対応状況

特別民間法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられるものを除く 101 事項について、特別民間法人 37 法人のうち農林中央金庫を除く 36 法人（注）の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、少なくとも外形上基準に適合していないものが 26 法人で延べ 62 事項みられた。

また、その内訳は、法人における取組に関する事項が 24 法人延べ 51 事項、所管府省における取組に関する事項が 5 府省の 8 法人で延べ 9 事項となっていた。

これらについて、事項ごとにみると、次のような状況となっていた。

（注） P. 74 参照。

#### ア 法人における取組に関するもの

##### (7) 監査役員を除く役員の任期

特別民間法人指導監督基準では、監査役員を除く役員の任期について、別に法令で定められている場合を除き、原則として 2 年を基準として設定することとされている。

各特別民間法人における監査役員を除く役員の任期をみると、法律で 2 年以外の任期が定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる 8 法人（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、東京中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社）を除き、2 年以外の任期が設定されているものが 1 法人（日本公認会計士協会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項については公表されておらず、金融庁は、2 年以外の任期が設定されている理由を図表Ⅱ－1－1①のとおりであるとしている。

##### (4) 監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、監査役員を除く役員の在任年齢（いわゆる「定年」のことである。以下同じ。）について、独立行政法人、公益法人等における取扱い（注）を踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

（注）独立行政法人、公益法人等における取扱いは、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）において、原則 65 歳まで、理事長等で特別の事情がある場合でも 70 歳までとされている。

特別民間法人における監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備状況をみると、役員の全部又は一部についてこれを整備していないものが8法人（日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－1－1②のとおり、「基準未適合」とされているものが4法人、「基準非該当」とされているものが1法人、「基準適合」とされているものが3法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－1－1②のとおりであるとしている。

一方、士業団体又は事業者団体であって、役員が原則として会員から選挙等で選ばれることとなっている法人13法人のうち、在任年齢規程を整備しているものは5法人（日本行政書士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）あった。

#### **(ウ) 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用**

特別民間法人指導監督基準では、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人の役員（監査役員を含む。）については、当該業種の関係者又は所管府省出身者以外の者（以下「所管府省出身者等以外の者」という。）を登用することとされている。

特別民間法人のうち、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人の役員（監査役員を含む。）への所管府省出身者等以外の者の登用状況をみると、そうした者を登用していないものが1法人（日本土地家屋調査士会連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－1－1③のとおり「基準未適合」とされているが、日本土地家屋調査士会連合会は、役員に所管府省出身者等以外の者を登用していない理由を図表Ⅱ－1－1③のとおりであるとしている。

一方、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人17法人のうち、役員（監査役員を含む。）に所管府省出身者等以外の者を登用している法人は16法人（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、日本公認会計士協会、日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）あった。

## (イ) 監査役員への外部の者の登用

特別民間法人指導監督基準では、監査役員について、別に法令で定められている場合を除き、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用することとされている。

特別民間法人の監査役員について、関係府省以外の者及び外部の者の登用状況をみると、法律で監事を会員の中から選任する旨定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる3法人（全国農業会議所、日本商工会議所、全国商工会連合会）を除き、そうした者を登用していないものが6法人（日本消防検定協会、危険物保安技術協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、石炭鉱業年金基金、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１④のとおり、「基準未適合」とされているものが3法人、「基準非該当」とされているものが2法人、「基準適合」とされているものが1法人となっており、所管府省又は各法人は、監査役員に法人外部の者が登用されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１④のとおりであるとしている。

一方、監事の設置数が1人であっても、関係府省以外の者及び外部の者を登用しているものが5法人（高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本小型船舶検査機構、消防団員等公務災害補償等共済基金、中央職業能力開発協会）あった。

## (ロ) 監査役員の任期

特別民間法人指導監督基準では、監査役員の任期についても、別に法令で定められている場合を除き、原則として2年を基準として設定することとされている。

各特別民間法人における監査役員の任期をみると、法律で2年以外の任期が定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる9法人（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社）を除き、2年以外の任期が設定されている法人が1法人（日本公認会計士協会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項の基準適合状況は公表されておらず、金融庁は、2年以外の任期が設定されている理由を図表Ⅱ－１－１⑤のとおりであるとしている。

#### (カ) 監査役員の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、監査役員の在任年齢についても、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

特別民間法人における監査役員の在任年齢規程の整備状況をみると、これを整備していないものが9法人（日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑥のとおり、「基準未適合」とされているものが7法人、「基準非該当」とされているものが2法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑥のとおりであるとしている。

一方、士業団体又は事業者団体であって、監査役員が原則として会員から選挙等で選ばれることとなっている法人13法人中、在任年齢規程を整備しているものは4法人（日本行政書士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、全国農業会議所）あった。

#### (キ) 評議員会等による業務実績評価の実施

特別民間法人指導監督基準では、法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関（以下「評議員会等」という。）において、業務実績の評価を行うこととされている。

特別民間法人における評議員会等による業務実績評価の実施状況をみると、評議員会等による業務実績評価を実施していないものが13法人（日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本水先人会連合会、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、社会保険診療報酬支払基金）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑦のとおり、「基準未適合」とされているものが2法人、「基準非該当」とされているものが11法人となっており、所管府省又は各法人は、評議員会等による業務実績評価が実施されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑦のとおりであるとしている。

一方、例えば、会員による総会において意思決定がなされている社団的性格の法人（24法人）であっても、評議員会等による業務実績評価を実施しているものが14法人（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協

会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、石炭鉱業年金基金、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、中央職業能力開発協会) あった。

#### (ク) 評議員等の役員との兼職の原則禁止

特別民間法人指導監督基準では、評議員会等の構成員(以下「評議員等」という。)について、別に法令で定められている場合を除き、原則として役員との兼職が禁止されている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の役員との兼職状況をみると、法律で監事等の役員が評議員等となる旨定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる2法人(全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会)を除き、評議員等と役員を兼職している者がいる法人が1法人(全国商工会連合会) あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ-1-1⑧のとおり、「基準適合」とされており、経済産業省は、役員を兼職している評議員等がいる理由を図表Ⅱ-1-1⑧のとおりであるとしている。

#### (ケ) 評議員等の任期

特別民間法人指導監督基準では、評議員等の任期についても、別に法令で定められている場合を除き、原則として2年を基準として設定することとされている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の任期をみると、2年以外の任期が設定されている法人が3法人(高圧ガス保安協会、日本公認会計士協会、全国商工会連合会) あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項は公表されておらず、所管府省は、2年以外の任期が設定されている理由をそれぞれ図表Ⅱ-1-1⑨のとおりであるとしている。

#### (コ) 評議員等の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、評議員等の在任年齢についても、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の在任年齢規程の整備状況をみると、これを整備していないものが6法人(日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会) あった。



これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑩のとおり、「基準未適合」とされているものが４法人、「基準非該当」とされているものが２法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑩のとおりであるとしている。

#### (ウ) 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施

特別民間法人指導監督基準では、収支決算額がおおむね 50 億円以上の法人については、所管府省からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めることとされている。

収支決算額がおおむね 50 億円以上の特別民間法人 15 法人における公認会計士による監査の実施状況をみると、これを実施していないものが 3 法人（消防団員等公務災害補償等共済基金、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑪のとおり、「基準未適合」とされているものが 1 法人、「基準非該当」とされているものが 2 法人となっており、所管府省は、公認会計士による監査の実施を要請していない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑪のとおりであるとしている。

一方、公認会計士による監査を実施しているものが 11 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、中央労働災害防止協会、日本公認会計士協会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、日本商工会議所、全国商工会連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金）あった。

なお、収支決算額がおおむね 50 億円未満であっても、公認会計士による監査を実施しているものが 7 法人（高圧ガス保安協会、建設業労働災害防止協会、日本弁理士会、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、中央職業能力開発協会）あった。

#### (エ) 財務に関する資料のインターネットによる公表

特別民間法人指導監督基準では、特別民間法人は、①定款、②役員名簿、③組合員等名簿（組合等の場合）、④事業報告書・附属説明書類、⑤損益計算書又は収支計算書、⑥貸借対照表、⑦法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書、⑧監事の意見書、⑨事業計画書並びに⑩収支予算書を主たる事務所に 5 年間備えておき、一般の閲覧に供すること、また、インターネットによりこれらを公表することとされている。

平成 25 年 1 月末時点におけるこれらの公表状況をみると、法令上作成が義務付けられている財産目録を公表していないものが 1 法人（消防団員等公務災害補償等共済基金）あった。

## イ 所管府省における取組に関するもの

特別民間法人指導監督基準では、所管府省は、その所管する特別民間法人について、①最新の業務及び財務等に関する資料、②制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている場合は、当該事務・事業の内容及び根拠法令名、③補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を各府省のホームページに掲載することとされている。

平成 25 年 1 月末時点の各府省のホームページへのこれらの掲載状況をみると、

- ① 最新の業務及び財務に関する資料を掲載していない所管府省が 4 府省（金融庁（日本公認会計士協会）、財務省（日本税理士会連合会）（注1）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会（注2））、経済産業省（日本商工会議所（注3）、全国商工会連合会（注4）））、

（注1）財務省は、平成 25 年 9 月 20 日現在、日本税理士会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注2）厚生労働省は、平成 25 年 11 月 15 日現在、全国社会保険労務士会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注3）経済産業省は、平成 25 年 10 月 22 日現在、日本商工会議所に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注4）経済産業省は、平成 25 年 11 月 25 日現在、全国商工会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

- ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を掲載していない所管府省が 2 府省（国土交通省（軽自動車検査協会（注5）、日本小型船舶検査機構（注6））、厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金（注7）））、

（注5）国土交通省は、平成 25 年 11 月 7 日現在、軽自動車検査協会の制度的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を同省のホームページに掲載している。

（注6）国土交通省は、平成 25 年 10 月 22 日現在、日本小型船舶検査機構の制度的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を同省のホームページに掲載している。

（注7）厚生労働省は、独占的事務・事業として公表してはいないが、事業に係る根拠法令を参照することで独占的であることが明らかであるとしている。

- ③ 補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容は掲載しているとする一方、そのほとんどが法定給付金等の原資であることから、法人の利益には影響がないとして補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を掲載していない所管府省が 1 府省（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金））

あった。

以上のとおり、

- ① 特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況において、「基準未適合」とされているものが 9 法人延べ 22 事項あり、少な

くとも外形上基準に適合していないが、公表されていないものが3法人延べ5事項あった。それらの事項は、同基準の策定以降、基準未適合状態が継続している。

- ② 一方、少なくとも外形上基準に適合していないものについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、「基準非該当」とされているものが15法人20事項、「基準適合」とされているものが4法人5事項あった。

こうした状況がみられる理由として、特別民間法人指導監督基準において、①「指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、(略)基準に沿って行うことを基本とする。」とされていること、②個々の事項の中には、例外や運用の幅がある程度想定されているものがあることにより、所管府省が各法人の特性や実情等に応じた扱いを行っていることが考えられる。

いずれにしても、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況では、「基準未適合」の状態が長期間継続している理由や少なくとも外形上は基準に適合していないにもかかわらず「基準非該当」又は「基準適合」としている理由・事情は明らかにされていない。

特別民間法人について、統一的な指導監督基準として特別民間法人指導監督基準が策定され、これに基づく指導監督状況を毎年度公表することとされていることに鑑みれば、各法人の特性や実情等によって法人運営がこれに適合していない場合や例外とする必要がある場合には、そうした理由や事情が明らかにされている必要がある。

## 【所見】

したがって、関係府省は、特別民間法人について、特別民間法人指導監督基準に沿った法人運営を的確に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 所管府省は、特別民間法人指導監督基準に掲げられた次の各事項の同基準への適合について、所管する特別民間法人の特性や実情等の本質に応じて、法人の運営を同基準に適合させるか、又は同基準の例外とするかを判断すること。
- i) 監査役員を除く役員任期（金融庁（日本公認会計士協会））
  - ii) 監査役員を除く役員在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、財務省（日本税理士会連合会）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会）、経済産業省（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会））
  - iii) 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用（法務省（日本土地家屋調査士会連合会））
  - iv) 監査役員への外部の者の登用（総務省（日本消防検定協会、危険物保安技術協会）、法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（石炭鉱業年金基金）、経済産

業省（全国中小企業団体中央会）

- v) 監査役員の任期（金融庁（日本公認会計士協会）
  - vi) 監査役員の在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、法務省（日本司法書士会連  
合会、日本土地家屋調査士会連合会）、財務省（日本税理士会連合会）、厚生労働省（全国社会保  
険労務士会連合会）、経済産業省（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央  
会）
  - vii) 評議員会等による業務実績評価の実施（総務省（日本行政書士会連合会）、法務省（日本司法  
書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金）、農林  
水産省（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）、  
経済産業省（日本商工会議所、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会  
社、大阪中小企業投資育成株式会社）、国土交通省（日本水先人会連合会）
  - viii) 評議員等の役員との兼職の原則禁止（経済産業省（全国商工会連合会）
  - ix) 評議員等の任期（金融庁（日本公認会計士協会）、経済産業省（高圧ガス保安協会、全国商工  
会連合会）
  - x) 評議員等の在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、財務省（日本税理士会連合  
会）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会）、経済産業省（全国商工会連  
合会、全国中小企業団体中央会）
  - xi) 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施（総務省（消防団員等公  
務災害補償等共済基金）、農林水産省（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会）
- ② 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準に適合させることとした場合には、  
各特別民間法人に対して、法人の運営が速やかに同基準に適合するよう指導すること。
- ③ 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準の例外とすることとした場合には、  
今後、同基準に基づく指導監督の状況及び結果の公表の際に、例外とする理由を明確にして公表す  
ること。また、特別民間法人指導監督基準に基づき、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を  
取りまとめて公表すること。
- ④ 所管府省は、法令上作成が義務付けられている財産目録をインターネットにより公表していない  
特別民間法人に対して、早急に公表するよう指導すること。（総務省（消防団員等公務災害補償等  
共済基金）
- ⑤ 所管府省は、所管する特別民間法人について、最新の業務及び財務に関する資料を早急に自らの  
ホームページに掲載すること。（金融庁（日本公認会計士協会）
- ⑥ 所管府省は、所管する特別民間法人のうち、国等から補助金等を受けている法人について、当該  
補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割  
合を早急に自らのホームページに掲載すること。（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金）

図表Ⅱ－１－１ 所管府省及び総務省行政管理局による公表上の扱いとその理由

① 監査役員を除く役員の内任期

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	非公表	(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高めるため、会則において役員の内任期を3年としている。

② 監査役員を除く役員の内在任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準適合	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。また、当該法人では、常勤で会長が任用する専務理事については、在任年齢規程を設けている。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 役員は、総会において原則として会員から選挙により選ばれることとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。  (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			(法人の主張) 会長及び副会長は、総会において原則として選挙により選ばれ、理事は地域（法務局の管轄区域）ごとの土地家屋調査士会で構成するブロック協議会から推薦された者を総会において選任することとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。  (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 会長、副会長は選挙により選任され、また、理事は全国の各税理士会から推薦された者を総会において選任することとされており、年齢による制限に合理的な理由がない。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 全国社会保険労務士会会長が原則として理事候補とされているため、在任年齢規程を設けることは困難。
日本商工会議所	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 日本商工会議所の目的達成のため、役員の内選任に当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っている。役員の内在任年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な役員の内選任に制約を課すことになるため、役員の内在任年齢規程を設けることは困難である。 また、商工会議所法第69条の規定に基づき、会頭および副会頭は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、常議員については、議員総会において、議員の内代表者から選任することになっている。役員の内在任年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるため、役員の内在任年齢規程を設けることは困難である。

全国商工会連合会		基 準 適 合	(経済産業省の主張) 商工会法第30条第2項及び第56条第4項により、役員は原則 会員でなければならないところ。年齢制限を一律に設けることは、 会員の権利に制約を設けてしまう。また、役員は総会により選任 される。こうしたことから、非常勤役員(会員役員)の在任年齢 に制約を設けることは困難。
全国中小企業団体中央会		基 準 適 合	(経済産業省の主張) 専務理事及び常務理事についての在任年齢等を定めている 「役員在任年齢等に関する規程」が整備されているため。

③ 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本土地家屋調査士会連合会	法務省	基 準 未 適 合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員に ついても、総会で選任された者が第三者的見地からその業務を遂 行していることから、直ちに外部の者を登用する必要はないと考 える。 (法務省の主張) 特別民間法人指導監督基準は、監査役員を除く役員と監査役員 の両方への外部の者の登用を求めているとまでは解釈することが できないことから、まずは、監査役員への外部登用を指導してい た。

④ 監査役員への外部の者の登用

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本消防検定協会	総務省	基 準 非 該 当	(総務省の主張) 適正な監査を行うためには、関係行政等に精通した者を充てる 必要があるため、外部の者を登用していない(監事の設置数は、 いずれも1人。)
危険物保安技術協会			
日本司法書士会連合会	法務省	基 準 未 適 合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員に ついても、総会で選任された者が第三者的見地からその業務を遂 行していることから、直ちに役員に外部の者を登用する必要はないと考 える。  (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、監査役員への外部の者の登 用を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			
石炭鉱業年金基金	厚生 労働省	基 準 適 合	(厚生労働省の主張) 役員は、法律で監事を会員の中から選任する旨定められている。
全国中小企業団体中央会	経済 産業省	基 準 未 適 合	(経済産業省の主張) 監査役員への外部の者の登用を検討しているが、当該法人の監 査役員に適する、関連法規や当該法人の事業、運営、会計に精通 した人材を確保できないため外部の者の登用に至っていない。な お、現在の監査役員は、会員の代表者(都道府県中央会の会長、 全国規模の組合の代表理事)であるが、i) 会員として第三者的 な観点から意見を言う立場にあること、ii) 当該法人から会員へ の出資等はなく、また監査役員は無報酬であることから、外部の 者と同等程度の役割も果していると考えられる。

⑤ 監査役員の任期

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	非公表	(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高めるため、会則において役員の任期を3年としている。

⑥ 監査役員の在任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準非該当	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 役員は、総会において原則として会員から選挙により選ばれることとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。  (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			(法人の主張) 監事は、あらかじめ定められた地域（法務局の管轄区域）ごとの土地家屋調査士会で構成するブロック協議会から推薦された者を総会において選任することとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。  (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 監事には全国の各税理士会から推薦された者を総会において選任することとされており、年齢による制限に合理的な理由がない。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 監事は、原則として総会において会員の中から選任されるため、在任年齢規程を設けることは困難。
全国農業協同組合中央会	農林水産省	基準未適合	(農林水産省の主張) 平成25年6月6日に「役員の定年制・任期制（重任制限）に関する内規」（法人の内部規程）を改正し、監査役員の就任時年齢を規定した。＜措置済み＞
日本商工会議所	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 日本商工会議所の目的達成のため、監事の選任に当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っている。監事の在任年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な監事の選任に制約を課すことになるため、監事の在任年齢規程を設けることは困難である。 また、商工会議所法第69条の規定に基づき、監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任することになっている。監事の在任年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるため、監事の在任年齢規程を設けることは困難である。

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
全国商工会連合会			(経済産業省の主張) 監査役員は、原則として会員から選挙等で選ばれることとなっており、不当に在任し続けるといった問題は起こりにくいため、年齢による制限に合理的な理由がなく、在任年齢規程の整備は困難。
全国中小企業団体中央会			(経済産業省の主張) 会員（都道府県中央会、全国規模の組合等）の代表者から監査業務に適した者を監査役員としているが、ほとんどの会員において代表者の在任年齢規程が設けられていないため、監査役員の在任年齢規程を設けることは難しい。

### ⑦ 評議員会等による業務実績評価の実施

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本行政書士会連合会	総務省	基準非該当	(総務省の主張) 社団的性格の法人であって、総会が同様の役割を果たしている。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員は、総会の承認に基づき活動し、その結果を総会に報告していること、全国の司法書士会会長又は土地家屋調査士会長が参加する全国会長会議等において毎年業務実績等の評価が行われていることから、評議員会等による業務実績評価を別途導入する必要はないと考える。
日本土地家屋調査士会連合会			(法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、評議員会等による業務実績評価の実施を引き続き指導する。
日本水先人会連合会	国土交通省	基準非該当	(国土交通省の主張) 社団的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等は設置していないが、総会において、業務実績も考慮し、適切な業務の運営を確保していることから、基準非該当としている。
漁船保険中央会	農林水産省	基準非該当	(農林水産省の主張) 特別民間法人指導監督基準7(1)ただし書きにおいて「同基準にかかわらず、法人の特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができる」とされている「特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているもの」に該当しており、業務実績評価は、総会において実施している。
全国漁業共済組合連合会			(農林水産省の主張) 業務の過半が国庫補助事業であり、別途、当省の行政事業レビューによる実績評価を受けている。
全国農業会議所			(農林水産省の主張) 総会において業務実績評価を行っている。
全国農業協同組合中央会			(農林水産省の主張) 総会において業務実績評価を行っている。
日本商工会議所	経済産業省	基準非該当	(経済産業省の主張) 商工会議所法上、評議員の設置規定がなく、業務・会計の監査は、監事及び監事からの依頼による監査を行った外部監査法人により措置されている。
東京中小企業投資育成株式会社			(経済産業省の主張) 民間金融機関、民間事業者等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしていることから、評議員等の設置について指導していない。
名古屋中小企業投資育成株式会社			
大阪中小企業投資育成株式会社			



法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	基準非該当	(厚生労働省の主張) 監査や事業評価等の意思決定事項は、診療担当代表、保険者代表、被保険者代表、公益代表の4者（それぞれ同数）で構成される理事会で採択されており、実質上、理事会が第三者的意思決定機関としての機能を有している。

### ⑧ 評議員等の役員との兼職の原則禁止

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
全国商工会連合会	経済産業省	基準適合	(経済産業省の主張) 事業実績評価には、法人の業務状況に精通している者が必要であるため、業務・会計の監査を行う監事が兼任している。

### ⑨ 評議員等の任期

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
高圧ガス保安協会	経済産業省	非公表	(経済産業省の主張) 評議員は、中長期的な事業である技術基準の作成・見直しについても審議していることから、任期を3年としている。
日本公認会計士協会	金融庁		(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高める必要があることから、評議員等の任期を委嘱した会長の任期満了の時まで（3年）としている。
全国商工会連合会	経済産業省		(経済産業省の主張) 外部有識者である委員の所属元における人事異動に柔軟に対応するため、任期を1年としている。

### ⑩ 評議員等の在任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準非該当	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 評議員等は、税理士以外の有識者のうちから、常務理事会の議を経て、会長が委嘱することとされており、また、委員会では、本会の会務の状況、資産及び会計の状況について審議し評価を行うことから、評議員等は、学識経験はもとより、評価機関である立場を十分に理解した上で評価を確実にできる見識、知識、判断力が求められている。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すこととなる。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 評議員は、原則として総会において会員の中から選任されるため、在任年齢規程を設けることは困難。
企業年金連合会			(厚生労働省の主張) 会員たる各基金によって組織される法人であり、評議員は、会員の代表者（企業の役員）において互選することとされているが、会員の代表者の在任年齢規程が設けられている例は承知しておらず、評議員の在任年齢規程を設けることは難しい。

全国商工会連合会	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 評議員は無報酬であることから、有能な人材を確保するため、在任年齢規程を整備していない。
全国中小企業団体中央会			(経済産業省の主張) 評議員は会員（都道府県中央会、全国規模の組合等）の代表者又は学識経験者から選任されることとなっているが、ほとんどの会員において代表者の在任年齢規程が設けられていないため、評議員の在任年齢規程を設けることは難しい。

⑪ 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
消防団員等公務災害補償等共済基金	総務省	基準未適合	(総務省の主張) 基金の業務は、公務災害補償の審査、支払い及び退職報償金の支給の審査、支払い等その内容が限定されていること、また収入の大部分は地方公共団体への給付費（補償費、退職報償金、福祉事業給付費）であることなど会計の裁量範囲が狭いこと、現在、監査法人に会計に関する相談、指導を受けていること等から実務上の支障は生じておらず、監査を要請する必要性が乏しいため、指導監督基準の例外としている。
漁船保険中央会	農林水産省	基準非該当	(農林水産省の主張) 特別民間法人指導監督基準 7 (1) ただし書きにおいて「同基準にかかわらず、法人の特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができる」とされている「特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているもの」に該当しており、会計状況の外部検査は、法律に基づく国による常例検査等により担保している。
全国漁業共済組合連合会			

(注) 1 当省の調査結果及び特別民間法人指導監督基準に基づき所管府省及び総務省行政管理局が公表している指導監督状況による。

2 「公表上の取扱い」とは、特別民間法人指導監督基準に基づく所管府省による指導監督状況の公表及び総務省行政管理局による指導監督状況の公表の両方における扱いをいう。

3 「非公表」、「基準非該当」、「基準未適合」及び「基準適合」とは、それぞれ、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況において、次の取扱いをされていることを表す。

「非公表」：公表されていないもの

「基準非該当」：基準に該当しないものとして「－」とされているもの

「基準未適合」：指導を行っておらず、基準に適合していないものとして「×」とされているもの及び指導を行ったが基準に適合していないものとして「△」とされているもの

「基準適合」：基準に適合しているものとして「○」とされているもの

## (2) 特別法人における指導監督基準等への対応状況

特別法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられるものを除く 77 事項等について、特別法人 12 法人の平成 23 年度における基準適合状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

### ア 財務に関する資料のインターネットによる公表

特別法人指導監督基準では、特別法人は、①定款、②役員名簿、③組合員等名簿（組合等の場合）、④事業報告書、⑤損益計算書又は収支計算書、⑥貸借対照表、⑦法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書、⑧監事の意見書、⑨事業計画書並びに⑩収支予算書を主たる事務所に 5 年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表することとされている。

これらの公表状況をみると、監事の意見書を公表していないものが 1 法人（国民年金基金連合会（注））あった。

（注）国民年金基金連合会は、平成 25 年 10 月 18 日現在、監事の意見書をホームページに掲載している。

### イ 行政改革推進本部決定等への対応状況

全国食肉業務用卸協同組合連合会については、「補助金の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）において求められた措置（注）を実施するため、自主事業の推進により自己収入の拡大を図るための具体的な方策として、新たに包装資材等の共同購入・あっせん・販売事業を平成 26 年度から実施することとしている。

また、当該法人においては、平成 15 年度から外国債による資産運用を行っており、平成 22 年度には約 3,900 万円の有価証券売却損を発生させたことを踏まえ、資金の運用に当たっては、「資金運用規程」（平成 25 年 9 月 18 日正副会長・常務理事会決定）において、複数の外部資産運用家の意見を聴取することとしている。

（注）自主事業の推進により自己収入の拡大を図ることが明記されている。

## 2 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進

特別民間法人等は、特別の法律に基づき、一定の政策目的を実現するために設立され、行政の機能を代行したり補完したりする側面や、公共的・公益的な性格を有しており、国民経済や国民生活との関連も深い事務・事業を担っている。

また、特別民間法人等の事務・事業に要する資金が、事務・事業の対価である手数料等として受益者（国民）の負担により賄われることになっているものも少なくなく、必ずしも、利潤の追求を目的としているわけではない。

さらに、ほとんどの法人が法人税の一部減免措置の対象とされ、一部の法人では固定資産税についても減税措置の対象とされているなど税制面での優遇を受けているほか、中には、国からの補助金等が投入されている法人もみられる。

こうした特別民間法人等の公共的・公益的性格に鑑みれば、各法人の運営が適正に行われることは当然のこととして、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を得る観点から、手数料等によって成り立っている事務・事業の状況を始めとする活動の状況、財政状態、経営成績等について、国及び国以外の利害関係者のみならず、広く国民一般に明らかにしておくことが重要である。

### (1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保

特別民間法人等のほとんどは、①企業会計基準、②特殊法人等会計処理基準、③公益法人会計基準のいずれかの会計基準に沿った会計処理を行っている。各法人の貸借対照表をみると、「負債の部」において、一般企業、特殊法人、公益法人でもみられる「退職給付引当金」、「賞与引当金」、「役員退職慰労引当金」のほか「施設整備準備金」、「〇〇変動対策引当金」などの勘定科目がある。また、「資本の部」（これに相当する部分を含む。以下同じ。）には、「施設整備積立金」、「研究開発積立金」、「積立金」といった勘定科目もある。

一般に引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるもの（企業会計原則注解 18）とされ、財務諸表の重要な会計方針に計上基準を注記することや附属明細書等でその明細を記載することとされている。

図表Ⅱ－２－１ 各会計基準等における引当金・積立金等の処理の表示方法

会計基準	企業会計基準	特殊法人等会計処理基準	公益法人会計基準
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業会計原則注解」で、財務諸表の重要な会計方針に注記するものとして引当金の計上基準を例示。</li> <li>・「会社計算規則」で、附属明細書に引当金の明細を表示することを規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準において、財務諸表に重要な会計方針として、引当金の計上基準を注記することを規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準において、財務諸表の重要な会計方針に引当金の計上基準を注記することを規定。</li> <li>・基準において附属明細書に引当金の明細を表示することを規定。</li> </ul>

(注) 各会計基準に基づき、当省が作成した。

また、資本の部に計上されているものについては、民間企業でいえば法定準備金（資本準備金・利益準備金）のように一定のルールに沿って経理されるべきものと、単なる剰余金に相当するものがあるが、準備金に相当するものも剰余金に相当するものも共にその財源は利益であり、法人内部での留保利益とみなすことができる。とりわけ、国民の負担により賄われる手数料を源泉としている場合には、留保利益は当該法人の健全な運営に必要な規模に収まっている必要がある。

こうした利益の処分について、民間企業においては、会社法により株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分を行うものとされ、また、特殊法人においては、特殊法人等会計処理基準により利益処分計算書を作成することなどにより利益の処分の内容を明らかにする措置をとることとされている。<sup>(注)</sup>

(注) 独立行政法人制度においては、法人の中期目標において用途が明示され、法人の経営努力による剰余である旨の所管府省による承認を得て積み立てられる「目的積立金」がある一方、剰余金の最終経理として積み立てられ最終的に国庫返納されることになる「積立金」がある。

図表Ⅱ－２－２ 各会計基準等における利益の処分方法

会計基準	企業会計基準	特殊法人等会計処理基準	公益法人会計基準
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法の規定に基づき、株主総会又は取締役会の決議において、剰余金を処分することができる。</li> <li>・会社計算規則において、会社法で作成が義務付けられている「株主資本等変動計算書」に、利益剰余金の当期変動額や変動事由を明らかにすることを規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準において、損益計算書に当該利益の処分内容を注記し、又は利益処分計算書を作成し、当該利益の処分の内容を明らかにすることと規定。</li> </ul>	(翌年度に繰り越される)

(注) 各会計基準に基づき、当省が作成した。

このような状況に鑑みれば、引当金、積立金などの内部留保について、一定の計上の目的が定められ、それに沿って適正な会計処理が行われるのは当然のこととして、その計上目的やどのような経理を行うのかについてのルールとそれに基づく会計処理の状況について明らかにしておくことが必要である。

また、特別民間法人等は、必ずしも利益追求を目的としているわけではないことから、民間企業のように利益の分配を行う明確な仕組みを持っていないのが一般的である。一方で、結果的に利益が生じた時に、その利益が国民の負担により賄われる手数料を源泉としている場合などには、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を得る観点からも、利益の処分の内容について明らかにしておくことが重要である。

こうした点を踏まえ、今般、特別民間法人等の引当金や積立金等の計上について、手数料等への国の関与の強さ、手数料等収入の割合、引当金・積立金等の性質及び規模の観点から、9法人19種類の引当金、積立金等を抽出し（図表Ⅱ－２－３参照）、それらに係る計上ルール、利益処分の内容の公開及び会計処理について調査した結果、次のような状況がみられた

(図表Ⅱ－２－４参照)。

## ア 留保性資産の計上目的等の規程に関する整備状況

9 法人 19 種類の引当金、積立金などの内部留保について、その計上目的、積立額の適正規模や積立目標額、具体的な積立額や積立ての考え方をみたところ、次のような状況であった。

### (ア) 計上目的

- ① 19 種類の引当金、積立金等のうち、3 種類は負債の部に計上されている。その3 種類の引当金、積立金等のうち、1 種類については、計上目的が会計規程等で定められているものの、2 種類については、定められていない。

なお、上記 1 種類については、その内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされている。

- ② 19 種類の引当金、積立金等のうち、16 種類は資本の部に計上されている。このうち 6 種類は当期利益等の残余が積み立てられている。

資本の部に計上された引当金、積立金等のうち、当期利益等の残余を積み立てているものを除く引当金、積立金等（以下「目的積立金」という。）10 種類のうち 7 種類については、計上目的が会計規程等で定められているものの、3 種類については定められていない。

なお、上記の 7 種類について、その内容が公開されているものはみられなかった。

- ③ 資本の部に計上されている 16 種類の引当金、積立金等のうち、当期利益等の残余が積み立てられている 6 種類の引当金、積立金等については、いずれも計上目的が会計規程等で定められており、その内容が公開されている定款に規定されていることや、財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされている。

### (イ) 積立額の適正規模や積立目標額

- ① 負債の部に計上されている 3 種類の引当金、積立金等のうち、積立額の適正規模や積立目標額について、会計規程等で定められているものはみられなかった。
- ② 10 種類の目的積立金のうち 3 種類については、積立額の適正規模や積立目標額が会計規程等で定められているものの、7 種類については定められていない。

なお、上記の 3 種類については、その内容が公開されているものはみられなかった。

### (ウ) 具体的な積立額や積立ての考え方

- ① 負債の部に計上されている 3 種類の引当金、積立金等のうち、具体的な積立額や積立ての考え方について、会計規程等で定められているものはみられなかった。
- ② 10 種類の目的積立金のうち 4 種類については具体的な積立額や積立ての考え方に

ついて会計規程等で定められているものの、6種類については定められていない。

なお、上記の4種類については、その内容が公開されているものはみられなかった。

- ③ 資本の部に計上されている16種類の引当金、積立金等のうち、当期利益等の剰余を積み立てている6種類の引当金、積立金等については、いずれも積立ての考え方について会計規程等で定められ、一定の目的をもった積立てを行った後に、残った剰余金を最終的に積み立てるものとされている。

また、いずれの引当金、積立金等についても、その内容が公開されている定款に規定されていることにより明らかにされている。

## イ 利益処分の内容の公開

資本の部に計上されている16種類の引当金、積立金等のうち、利益処分の内容の公開状況をみると、7種類の引当金、積立金等については、利益処分計算書や資本等変動計算書の公開により明らかにされているものの、9種類の引当金、積立金等については、利益処分の内容について明らかにされていない。

## ウ 個々の引当金、積立金等の会計処理

引当金、積立金等の計上目的、積立額の適正規模や積立目標額、具体的な積立額や積立ての考え方が、会計規程等において規定されているか、又は規定されていないが一定の考え方があるとしているものについて、その実際の会計処理をみたところ、次のような状況であった。

### (7) 目的積立金

#### ① 日本電気計器検定所（設備等整備積立金）

本積立金は、「固定資産充当資本への繰入れ、各積立金の積立て及び取崩し基準」（法人の内部規程）において、積立目標額として「積立額は、当面、設備投資計画の3箇年程度とする。」と規定されている。

設備投資額の過去3年間の平均が約12億円であることから、積立目標額は36億円程度が相当であると考えられるにもかかわらず、実際には平成23年度末残高15億円（同年度末総資産額約230億円の6.5%）の積立てにとどまっている上に、15年度から23年度までの9年間で取崩実績はない。

これに対し法人は、「別途積立金の残高やこれまで設備更新等のための取崩実績がないことを勘案し、当面は15億円を維持することとしている」としている。

#### ② 日本電気計器検定所（開発研究積立金）

本積立金は、「固定資産充当資本への繰入れ、各積立金の積立て及び取崩し基準」（法人の内部規程）において、積立目標額として「積立額は、当面10億円程度とする。」と規定されている。

平成 23 年度末残高は 10 億円（同年度末総資産額約 230 億円の 4.4%）と、積立目標額どおりに積み立てられているものの、少なくとも 14 年度から 23 年度までの 10 年間で取崩実績はない。

### ③ 危険物保安技術協会（施設整備等積立金）

本積立金は、積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、大幅な賃料の値上げのほか移転が必要となった場合を考慮し現在賃料（平成 25 年度の賃料は約 7,500 万円）の 3 年分（約 2 億 2,500 万円）を積立てのめどとしている。

平成 23 年度末残高は約 2 億 6,000 万円（同年度末総資産額約 33 億 4,000 万円の約 7.8%）となっているものの、18 年度に設置されてから 23 年度までの 6 年間取崩実績はない。

### ④ 危険物保安技術協会（損失補填準備積立金）

本積立金は、市町村から委託を受けてタンク審査を行ったものについて、協会の瑕疵により事故が発生した場合の賠償金の支払に備えて設けられたものである。その積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、昭和 49 年及び 53 年のタンク漏えい事故における損害額を踏まえ、当面 15 億円をめどに積み立てることとしていた。

平成 23 年度末残高は 15 億 7,000 万円で、同年度末総資産額約 33 億 4,000 万円の 47.1%を占めているが、昭和 55 年に積立てを開始して以降 30 年以上取崩実績はない。

なお、法人は、今後の積立てについて、「近年の社会的責任に対する厳しい要請の下では、賠償額が相当多額に上ることが想定されているため可能な限り積み増しをする」としている。

### ⑤ 自動車安全運転センター（経営基盤安定化積立金）

本積立金は、平成 22 年度から証明手数料を一律 10%引き下げたことに伴う損失を補填するために設けられたものである。その積立額については、積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、監査法人の試算結果（平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を目安として、収益減少リスクを分析し、損失が最大限発生した場合における損失累計額）により 15 億円としている。

平成 23 年度末残高は同年証明業務等に係る同年度末資産額約 49 億円の 30.5%に当たる 15 億円となっているものの、21 年度に設置されてから 23 年度までの 3 年間において取崩実績はない。

### ⑥ 軽自動車検査協会（施設整備積立金）

本積立金は、「軽自動車検査協会会計規程実施細則」（法人の内部規程）において、

①積立てについては、当期利益金のうち、次年度期首においてその 5%を利益準備金に、その他を施設整備積立金に積み立てるものとする、②取崩しについては、当該年



度の固定資産（ただし、資産運用に係るもの並びに短期リース債務及び長期リース債務に相当する額のリース資産を除く。）に増加があるときは、その増加相当額を施設整備積立金から固定資産充当資産へ組み入れるものとする規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間で約 89 億 5,000 万円が積み上がり、23 年度末残高は約 110 億円（同年度末総資産額約 680 億円の 16.2%）となっている。

これについて法人は、中期 5 か年計画（毎年度国土交通省に提出）に沿った施設整備費用及び今後増設する検査コースの設備費用が、施設整備積立金の数倍の規模となっていることを勘案したものであるとしている。しかし、積立金の具体的な目標額については明確になっていない。

また、収支予算書及び決算書で施設整備費をみると、各年度の施設整備の実施率は 6 割未満（平成 19 年度から 23 年度までの平均）となっているが、法人は、各年度で未実施となった施設整備費が繰り越されて、積立金に積み立てられているとしている。

**(イ) 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等**

**① 高圧ガス保安協会（積立金（一般勘定））**

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款 41 条第 1 項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間で約 11 億円積み上がり、23 年度末時点で約 38 億円（一般勘定の同年度末資産額約 75 億円の 51.0%）となっている。また、平成 14 年度から 23 年度まで 10 年間の取崩実績は、21 年度において損失が生じたことによる損失補填約 1,000 万円である。

**② 高圧ガス保安協会（積立金（特別勘定 1））**

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款 41 条第 1 項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度に設置されてから 23 年度までの 10 年間で、約 9,300 万円（特別勘定 1 の 23 年度末資産額約 3 億 7,000 万円の 24.9%）積み上がっている。また、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間の取崩実績は、損失が生じた 22 年度に約 400 万円、23 年度に約 100 万円の損失補填のためのものがある。

③ 高圧ガス保安協会（積立金（特別勘定2））

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款41条第1項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と、規定されている。

当該規定に従い処理した結果、平成14年度に設置されてから23年度までの10年間で、約1億5,000万円（特別勘定2の23年度末資産額約3億円の48.6%）積み上がっている。また、平成14年度から23年度までの10年間の取崩実績は、23年度において損失が生じたことによる損失補填約40万円がある。

④ 社会保険診療報酬支払基金（別途積立金（一般会計事務費勘定））

本積立金は、定款において、「毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成19年度末から23年度までの約4年間で、約85億円積み上がり、23年度末時点で約332億円（一般会計事務費勘定の同年度末資産額約1,655億円の20.0%）となっている。

また、本積立金について、法人では、「社会の要請に応える良質なサービスの提供」及び「コスト意識をもった効率的な事業運営」の実施に向けて定められた「支払基金サービス向上計画（平成23～27年度）」において、一般会計の受入金の見込みに別途積立預金等（注）を算入することとされたことを受け、その計画に沿って手数料の引下げ（平成23年度から27年度にかけて約6.4%の引下げ）及び手数料の引下げに伴う別途積立預金等の取崩し（平成23年度：約16億円、24年度：約54億円、25年度：約85億円（予算））が実施されているとしている。

（注）別途積立預金とは、「現金及び預金」で経理しているものであり、流動資産及び固定資産等を含めた額である本積立金とは、完全には一致しない。

【所見】

したがって、所管府省は、手数料等の決定に国が関与している事務・事業を行っている特別民間法人等について、引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 貸借対照表の負債の部に計上された引当金、積立金等に関して、次の措置を講ずること。

i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。（厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会（電子化積立金、災害対策積立金）））

ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少な

くとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会(電子化積立金、災害対策積立金))、経済産業省(高压ガス保安協会(施設等整備準備金)))

iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会(電子化積立金、災害対策積立金))、経済産業省(高压ガス保安協会(施設等整備準備金)))

② 目的積立金に関して、次の措置を講ずること。

i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金)))

ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金))

iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金))、国土交通省(日本小型船舶検査機構(施設整備積立金)))

iv) 計上目的について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金))

v) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(利益準備金)))

vi) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸

表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金)))

vii) 利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益処分の内容の注記及び当該計算書の公開又は利益処分の内容について説明した書類の作成・公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金))

viii) 利益処分の内容を説明した書類を作成しているものの、公開していない場合は、当該法人に対して、当該書類の公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金)))

③ 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等について、利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益の処分内容の注記及び当該計算書の公開又は利益の処分について説明した書類の作成・公開により、当該利益の処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(積立金(証明業務等))、経済産業省(高压ガス保安協会(積立金(一般勘定、特別勘定1、特別勘定2))))

④ 上記①から③に加え、当該法人に対して、次の措置を行うよう指導すること。

i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)

ii) 日本電気計器検定所が開発研究積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)

iii) 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)

iv) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、代替手段の活用も視野に入れ、積立ての在り方について検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)

v) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、積立目標額の根拠となっている損失累計額の試算の算定期間である平成22年度から26年度までにおける取崩実績を踏まえつつ、その積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(警察庁)

vi) 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、平成23年度末の積立額が100億円を超えていることに鑑み、中期5か年計画に沿った施設整備実績、手数料収入により賄われる施設整備費並びに本積立金の取崩額及び積立額の推移を踏まえ、積立金の適正規模や積立目標額を明らかに

するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ積立額の規模の見直しを行うこと。

その際、積立金の適正規模や積立目標額について、少なくとも当該法人の会計規程などの法人の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにすること（上述②ii）の再掲。（国土交通省）

- vii) 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定1、特別勘定2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げ（後述Ⅱ（2）イ参照）を含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。（経済産業省）

図表Ⅱ－２－３ 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保

(単位：千円)

法人名	会計区分		引当金、積立金等名	負債 の部	資本の部			引当金、積立金等額					資産 割合 (B/A)
	区分名	資産額 (A)			最終的な 積立先	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (B)			
日本消防検定協会	区分なし	6,980,586	積立金	—	○	○	3,550,451	3,898,369	4,147,121	3,777,232	725,977	10.4%	
危険物保安技術協会	区分なし	3,335,561	損失補填準備積立金	—	○	—	1,560,000	1,560,000	1,570,000	1,570,000	1,570,000	47.1%	
			研究開発積立金	—	○	—	50,000	50,000	100,000	500,000	500,000	15.0%	
			施設整備等積立金	—	○	—	100,000	140,000	190,000	260,000	260,000	7.8%	
高圧ガス保安協会	一般勘定	7,447,240	施設等整備準備金	○		—	1,981,359	1,740,657	1,435,482	1,383,209	1,178,907	15.8%	
			積立金(一般勘定)	—	○	○	3,439,811	3,592,502	3,583,019	3,626,907	3,801,329	51.0%	
	特別勘定1 (法定講習)	372,277	積立金(特別勘定1)	—	○	○	40,266	86,966	97,860	93,530	92,633	24.9%	
	特別勘定2 (資格試験)	299,285	積立金(特別勘定2)	—	○	○	59,038	101,277	119,792	145,584	145,207	48.6%	
日本電気計器検定所	区分なし	22,970,243	設備等整備積立金	—	○	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	6.5%	
			開発研究積立金	—	○	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4.4%	
軽自動車検査協会	区分なし	68,057,778	施設整備積立金	—	○	—	6,795,410	6,926,453	7,474,135	10,926,383	11,022,746	16.2%	
			利益準備金	—	○	—	1,243,825	1,383,336	1,499,291	1,539,137	1,591,097	2.3%	
日本小型船舶検査機構	検査検定確認等勘定	9,827,000	施設整備積立金	—	○	—	628,000	588,000	585,000	636,000	730,000	7.4%	
全国社会保険労務士会連 合会	社会保険労務士試験 特別会計	431,751	電子化積立金	○	—	—	72,000	74,000	94,000	68,131	78,131	18.1%	
			災害対策積立金	○	—	—	12,000	14,000	49,000	89,000	99,000	22.9%	
自動車安全運転センター	証明業務等	4,914,000	経営基盤安定化積立金	—	○	—	—	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	30.5%	
			積立金(証明業務等)	—	○	○	3,481,000	759,000	477,000	588,000	1,228,000	25.0%	
	研修業務	20,988,000	建設積立金	—	○	—	4,000,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	34.3%	
社会保険診療報酬支払基金	一般会計事務費	165,521,294	別途積立金(一般会計事務費)	—	○	○	24,674,255	29,647,572	32,961,825	34,787,177	33,184,495	20.0%	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「資産額 (A)」欄は、平成 23 年度末現在の会計区分ごとの資産額であり、「区分名」欄の「区分なし」は当該法人の総資産額を表す。

3 「資本の部」欄の「最終的な積立先」とは、当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等を表す。

図表Ⅱ－２－４ 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保

法人名	引当金、積立金等名	負債の部	資本の部			計上目的		積立額の規模や積立目標額		具体的な積立額や積立ての考え方		備考	
			最終的な積立先	利益処分の内容の公開	規程	公開	規程	公開	規程	公開			
日本消防検定協会	積立金	—	○	○	○	○定款	○定款注記	—	—	○定款	○定款		
危険物保安技術協会	損失補填準備積立金	—	○	—	○	×	×	×	×	×	×	個別指摘	
	研究開発積立金	—	○	—		×	×	×	×	×	×		
	施設整備等積立金	—	○	—		×	×	×	×	×	×	個別指摘	
高圧ガス保安協会	施設等整備準備金	○	—	—	—	○内規	○注記	×	×	×	×		
	積立金(一般勘定)	—	○	○	×	○定款	○定款	—	—	○	○定款	個別指摘	
	積立金(特別勘定1)	—	○	○	×	○定款	○定款	—	—	○	○定款	個別指摘	
	積立金(特別勘定2)	—	○	○	×	○定款	○定款	—	—	○	○定款	個別指摘	
日本電気計器検定所	設備等整備積立金	—	○	—	○	○内規	×	○内規	×	○内規	×	個別指摘	
	開発研究積立金	—	○	—		○内規	×	○内規	×	○内規	×	個別指摘	
軽自動車検査協会	施設整備積立金	—	○	—	×	○内規	×	×	×	○内規	×	個別指摘	
	利益準備金	—	○	—		○内規	×	○内規	×	○内規	×		
日本小型船舶検査機構	施設整備積立金	—	○	—	×	○内規	×	×	×	×	×		
全国社会保険労務士会連合会	電子化積立金	○	—	—	—	×	×	×	×	×	×		
	災害対策積立金	○	—	—	—	×	×	×	×	×	×		
自動車安全運転センター	経営基盤安定化積立金	—	○	—	×	○内規	×	×	×	×	×	個別指摘	
	積立金(証明業務等)	—	○	○		○定款	○定款	—	—	○定款	○定款		
	建設積立金	—	○	—		×	○内規	×	×	×	×	×	
社会保険診療報酬支払基金	別途積立金(一般会計事務費)	—	○	○	○	○定款	○定款	—	—	○定款	○定款	P98 参照	
合計 (該当数)	9 法人	19 種類	3	—	10	4 法人 9 種類	7	0	3	0	4	0	
				○	6		6	6	—	—	6	6	
						—	1	1	0	0	0	0	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 網掛けは、「負債の部」欄に「○」を付したものを表す。  
 3 「資本の部」欄の「最終的な積立先」とは、当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等を表す。  
 4 「規程」欄の「定款」とは、定款において、「内規」とは、会計規程などの内部規程において規定整備されていることを表す。  
 5 「公開」欄の「定款」とは、定款が公開されていることをもって、「注記」とは、財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされていることを表す。  
 6 「備考」欄の「個別指摘」とは、「ウ 個々の引当金、積立金等の会計処理」において記載し、所見の対象としたものを表す。

## (2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保

### ア 手数料等の適正性及び透明性の確保

特別民間法人等の中には、法令の規定等に基づき、検査等や資格に係る登録、試験など行政の機能を代行・補完する事務・事業を実施し、当該事務・事業の対価として手数料等を徴収しているものがある（図表 I - 1 - 21 参照）。

このような事務・事業が公共的・公益的な性格を有していることに鑑みれば、当該事務・事業の対価として徴収する手数料等について、その額の適正性の確保が求められるとともに、利用者等が適正性を検証できるような情報をインターネットで公表するなど、透明性を確保することが重要となる。

特別民間法人等が徴収する手数料等については、次のような措置が求められている。

- ① 特別民間法人が徴収する手数料等に関しては、特別民間法人指導監督基準により、本来予定されている事務・事業において手数料等を徴収する場合には、
  - i) 手数料等の額が適正なものとなっていること
  - ii) 手数料等の対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること
  - iii) 手数料等の対価を徴収している事務・事業について、区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていることが求められている。

また、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないことが求められている。

- ② 特別法人が徴収する手数料等に関しては、特別法人指導監督基準により、
  - i) 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること
  - ii) 法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠についてホームページに掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表されていることが求められている。

手数料等の算定に当たっては、見込件数や過去の実績に基づいて1件当たりの物件費等を算出している場合が多くみられるが、実際の実施件数や費用等は社会経済情勢により変動があると考えられることから、手数料等の額の適正性を継続的に確保するためには、算定根拠



の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直しを行うことが有益であると考えられる。

他方、見直しを行わない場合には、実際の実施件数が算定時の見込件数を上回ったことなどにより多額の利益が生じ、これらの利益が法人内部に過剰に積み上げられていくことも考えられる。

#### (7) 手数料等の額に関する国の関与の状況

特別民間法人等が手数料等を徴収して実施している事務・事業について、手数料等の額に関する国の関与の状況をみると、手数料等の額を国が政省令で直接決定している、又は法人の申請を受けて国が認可しているなど国の関与がより強く働いているものが 20 法人 171 件ある（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

これらについて、手数料等の額に関する国の関与の内容別の状況をみると、国が政令により決定しているものが 6 法人 25 件、国が省令により決定しているものが 3 法人 27 件、法人の申請を受けて国が認可しているものが 14 法人 109 件、法人の申請を受けて国が承認しているものが 5 法人 10 件となっている。

#### (イ) インターネットでの公表状況

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業 20 法人 171 件について、インターネットにおける手数料等の算定根拠及び収支の対応関係の公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

##### ① 手数料等の算定根拠に関するインターネットでの公表状況

手数料等の算定根拠について、平成 25 年 5 月時点の特別民間法人等のホームページにおける公表状況をみると、公表しているものが 14 法人 110 件、公表していないものが 13 法人 61 件である。

公表しているもの 14 法人 110 件について、算定根拠の要素（物件費、人件費等）、要素の内訳（謝金、会場借料、印刷費等）及び積算額の公表内容別の状況をみると、次のとおりとなっている（個別の公表内容については、図表Ⅱ－２－６参照）。

- i) 算定根拠の要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表しているもの 2 法人 6 件  
（例：物件費〇円（講師謝金〇円＋会場借料〇円＋印刷費〇円））
- ii) 算定根拠の要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表しているもの 1 法人 2 件  
（例：事業費〇円（公告費、印刷費、証票費））
- iii) 算定根拠の要素の内訳を公表しているもの 3 法人 12 件  
（例：物件費（消耗品費、光熱及び水料））
- iv) 算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの 3 法人 3 件  
（例：人件費〇円＋物件費〇円）

v) 算定根拠の要素を公表しているもの5法人87件

(例：人件費+物件費)

このように、手数料等の算定根拠を公表しているもの14法人110件のうち、5法人87件(79.1%)については算定根拠の要素のみの公表にとどまっている一方、要素の内訳及び内訳ごとの積算額まで明らかにしているものも2法人6件あり、これらの情報については、利用者等が手数料等の額の適正性を検証する上で有益な情報であると考えられる。

(注) 算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの3法人3件のうち1法人1件は平成25年10月に、算定根拠を公表していないもの13法人61件のうち1法人2件は同年11月に、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表した。

また、積立金等への積立額を算定根拠に計上しているとしているものが2法人3件みられるものの、その具体的な額や算出方法までは明らかにされていない。

② 収支の対応関係に関するインターネットでの公表状況

手数料等を徴収している事務・事業ごとの収支の対応関係について、平成25年5月時点の特別民間法人等のホームページにおける公表状況をみると、次のとおりとなっている。

- i) 特別会計を設けるなど、財務諸表により事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの3法人5件
- ii) 財務諸表以外に収支計算書等を作成することにより、事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの6法人9件
- iii) 事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件

(注1) 手数料等の設定はあるものの、過去5年間(平成19年度以降)において徴収した実績がないもの1法人2件を除く。

(注2) 事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件のうち、1法人1件は平成25年10月に、1法人2件は同年11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表した。

なお、収支計算書等を作成することにより事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの6法人9件のうち、1法人4件については、平成21年度における収支の対応関係は公表されているものの、23年度における収支の対応関係は公表されていない。

(ウ) 算定根拠の見直し状況

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業20法人171件について、手数料等の額の適正性を確保する観点から、算定根拠の見直し状況を調査した結果、次の

ような状況がみられた（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

算定根拠の平成 23 年度を起点とした直近の見直し時期（見直しを行ったことがないものについては、手数料等新設の際に算定根拠の積算を確認した時期をいう。①から④において同じ。）は、次のとおりとなっている。

- ① 3 年以内（平成 21 年度から 23 年度まで）に見直しを行ったとしているもの 8 法人 15 件
- ② 4 年以上 5 年以内（平成 19 年度又は 20 年度）に見直しを行ったとしているもの 4 法人 20 件（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 2 法人 11 件）
- ③ 6 年以上 10 年以内（平成 14 年度から 18 年度まで）に見直しを行ったとしているもの 9 法人 55 件（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 6 法人 47 件）
- ④ 11 年以上前（平成 13 年度以前）に見直しを行ったとしているもの 10 法人 81 件  
（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 8 法人 76 件）

（注）①の 8 法人 15 件のうち 3 法人 6 件、②の 4 法人 20 件のうち 2 法人 3 件、③の 9 法人 55 件のうち 2 法人 3 件、④の 10 法人 81 件のうち 2 法人 3 件は、平成 24 年度又は 25 年度（11 月まで）に算定根拠の見直しを実施した。

直近の見直しを 3 年以内に行ったとしているもの 8 法人 15 件の中には、地方公共団体が徴収する手数料等の対価の額の標準を規定する政令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号））が 3 年ごとに見直されることを受け、法人が徴収する手数料等の対価の額についても 3 年ごとに見直すこととしているもの（総務省（危険物保安技術協会））、手数料等の額の算定に係る費用や見込件数を毎年度見直し、見直しの内容が手数料等の額に反映されていることを確認することとしているもの（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金））、前年度の実績を基に算定根拠の積算を見直し、手数料等の額を毎年度認可することとしているもの（経済産業省（日本弁理士会））など、算定根拠の積算を定期的に見直すこととしているものがあった。

一方、直近の見直し時期が 4 年以上前のものの中には、算定根拠の積算を定期的に見直すこととしているものはなく、「記録に残っている限り、見直した実績はない」（法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会））としているものもあった。

（注）2 法人 4 件は、平成 25 年度（11 月まで）に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備した。

なお、平成 17 年 12 月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所及び軽自動車検査協会は、「手数料について、今後 5 年間で概ね 10%引き下げる」こととされ、自動車安全運転センターは、「証明業務の手数料について、今後 5 年間で概ね 10%引き下げる」ことと

されている。また、日本小型船舶検査機構は、「手数料について、今後5年間で実質10%引き下げる。(安全性を考慮した小型船舶の定期的検査の期間延長措置(3年を4年に延長)及び手数料の見直しによる受検者の負担軽減)」こととされている。

これを受け、日本電気計器検定所については、当時の利益積立金の状況も踏まえて算定根拠を見直し、平成19年度に「検定」及び「変成器付電気計器検査」に係る手数料等の額を全体として約29%引き下げている。また、自動車安全運転センターについては、平成20年度の実績を踏まえて算定根拠を見直し、22年度に「運転経歴証明業務」及び「交通事故証明業務」に係る手数料等の額を10%引き下げている。

危険物保安技術協会及び高圧ガス保安協会については、平成22年度までにおおむね10%引き下げているが、これは当時の手数料等の額に一律に10%を乗じた額を引き下げたものである。また、日本消防検定協会については、平成20年度に当時の手数料等の額に5%を乗じた額を引き下げ、22年度に受検業者の品質確保水準に応じて3段階に区分した手数料等の額を設定することによりおおむね5%を引き下げること、全体として22年度までにおおむね10%引き下げている。

一方、軽自動車検査協会及び日本小型船舶検査機構については、平成23年度時点において手数料等の額を引き下げていない。これについて、国土交通省は、「軽自動車検査協会については、登録車(普通車)と軽自動車の検査手数料は同額で推移してきたが、平成19年度に登録車の手数料を見直した際、軽自動車の手数料は値上げせずに据え置くこととした。また、日本小型船舶検査機構については、海難の発生状況を踏まえ安全性を考慮した結果、検査の期間延長や検査項目の削減は、海難等の蓋然性が高まるおそれがあるため、従来の検査制度・手数料の見直しは見送った。」としている。

## (I) 個別の事例

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業20法人171件の中には、上記(ア)から(ウ)のほか、次のような事例もみられた(図表Ⅱ-2-5、図表Ⅱ-2-6参照)。

### ① 現行手数料等の額の具体的な積算が不明のもの

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、日本消防検定協会、高圧ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が徴収している手数料等の全部又は一部について、資料廃棄等により算定根拠の具体的な積算を確認することができなかった。

なお、算定根拠の具体的な積算が確認できない理由について、国土交通省は、「日本小型船舶検査機構については、国土交通省文書管理規則に基づき、保存年限の経過により資料を廃棄しているため」であるとしている。

② 試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割り引いていないもの

i) 高圧ガス保安協会

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、高圧ガス保安協会が経済産業大臣からの委任を受けて実施している製造保安責任者試験について、当該試験には試験科目の免除制度が設けられており、同協会が行う試験科目免除講習を受講するなどにより、試験の全部又は一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-7参照)。

また、同協会が高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づいて実施している試験科目免除講習について、当該講習には講習科目の免除制度が設けられており、特定の資格を有する場合などには講習の一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-7参照)。

しかし、図表Ⅱ-2-7に掲げるものについては、試験又は講習の全部又は一部が免除される場合の手数料等が設定されておらず、全科目を受験又は受講する者と同額の手数料等が徴収されており、試験又は講習科目数ごとの実費を勘案したものとなっていない。

ii) 日本弁理士会

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、日本弁理士会が経済産業大臣の指定を受けて実施している実務修習について、当該修習には修習課程の免除制度が設けられており、特定の資格を有する場合などには修習課程の一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-8参照)。

しかし、修習課程の一部が免除される場合の手数料等は設定されておらず、全課程を修得する者と同額の手数料等が徴収されており、修習課程数ごとの実費を勘案したものとなっていない。

**【所見】**

したがって、所管府省は、特別民間法人等が徴収する手数料等の額について適正性を確保するとともに、透明性を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 算定根拠の公表に関して、次の措置を講ずること。

i) 算定根拠を公表していないものについては、ホームページを活用することなどにより、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本貸金業協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会

連合会、社会保険診療報酬支払基金)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構)【別表1】

ii) 算定根拠を公表しているものであっても、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるものについては、ホームページを活用することなどにより当該事項をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金連合会)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本商工会議所)【別表2】

iii) 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているものについては、ホームページを活用することなどにより、その積立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金)【別表3】

② 収支の対応関係の明確化に関して、次の措置を講ずること。

i) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないものについては、ホームページを活用することなどにより、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

ただし、事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにすることが困難なものについては、法令に基づく事務・事業とそれ以外の事務・事業との区分に留意しつつ、手数料等の算定の区分に応じて収支の対応関係を明らかにするなど、利用者等に対し手数料等の額の適正性を説明する上で合理的な区分を検討し、検討結果を踏まえた区分ごとに収支の対応関係を明らかにしてインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会、日本行政書士会連合会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構)【別表4】

ii) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないものについては、最新の情報をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(経済産業省(日本弁理士会)【別表5】

③ 手数料等の額の適正性確保に関して、次の措置を講ずること。

i) 算定根拠を定期的に見直すこととしていないものについては、手数料等の額が適正な水準となるよう、算定根拠の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直すための仕組みを整備すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会、日本行政書士会連合会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会)、農林水産省・経済産業省(日本商品先物取引協会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会、日本商工会議所)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))【別表6】

ii) 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないものについては、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証を行い、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本商工会議所)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))【別表7】

④ 上記①から③に加え、次の措置を講ずること。

i) 日本消防検定協会、高压ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているものについては、速やかに当該手数料等の額の算定を行い、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証し、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。

(総務省(日本消防検定協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会)、国土交通省(日本小型船舶検査機構))【別表8】

ii) 高压ガス保安協会及び日本弁理士会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割引していないものについては、手数料等の額の割引を検討すること。

(経済産業省(高压ガス保安協会、日本弁理士会))【別表9】

図表Ⅱ-2-5 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業(総括表)

法人名	対象事業数	手数料等の額に関する国の関与				算定根拠の公表状況									収支の対応関係の公表状況		
		政令	省令	認可	承認	公表しているもの					公表していないもの	積立金等への積立額を算定根拠に計上しているもの	財務諸表により公表しているもの	収支計算書等により公表しているもの	事務・事業ごとの収支の対応関係が不明のもの		
						要素の内訳及び内訳ごとの積算額	要素の内訳及び要素ごとの積算額	要素の内訳	要素ごとの積算額	要素のみ							
日本消防検定協会	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
危険物保安技術協会	4	0	0	4	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
高圧ガス保安協会	79	1	0	78	0	78	0	0	0	0	78	1	0	0	0	79	
日本電気計器検定所	11	9	1	1	0	8	0	0	8	0	0	3	0	0	0	11	
軽自動車検査協会	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	
日本小型船舶検査機構	29	0	25	1	3	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	29	
日本公認会計士協会	3	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	
日本行政書士会連合会	2	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
日本司法書士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
日本土地家屋調査士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
日本税理士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
全国社会保険労務士会連合会	6	2	0	3	1	2	0	2	0	0	0	4	2	0	1	5	
日本弁理士会	5	0	0	4	1	4	4	0	0	0	0	1	0	0	4	1	
日本商工会議所	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
自動車安全運転センター	4	0	0	0	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4	
社会保険診療報酬支払基金	3	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	
国民年金基金連合会	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
日本証券業協会	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
日本貸金業協会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	
日本商品先物取引協会	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
合計 20法人	171	25	27	109	10	110	6	2	12	3	87	61	3	5	9	155	

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 各件数は、原則として法令、定款等の条項単位で数えた。  
 3 「算定根拠の公表状況」について、算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの3法人3件のうち1法人1件は平成25年10月に、算定根拠を公表していないもの13法人61件のうち1法人2件は同年11月に、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表した。  
 4 「収支の対応関係の公表状況」について、過去5年間(平成19年度以降)に手数料等の徴収の実績がないもの1法人2件は除いている。  
 5 「収支の対応関係の公表状況」について、収支計算書等により公表しているもの6法人9件のうち1法人4件は、平成21年度の収支状況のみ公表している。  
 6 「収支の対応関係の公表状況」について、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件のうち、1法人1件は平成25年10月に、1法人2件は同年11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表した。  
 7 「算定根拠の直近の見直し」について、直近の見直しを、3年以内に行ったとしているもの8法人15件のうち3法人6件、4年以上5年以内に行ったとしているもの4法人20件のうち2法人3件、6年以上10年以内に行ったとしているもの9法人55件のうち2法人3件、11年以上前に行ったとしているもの10法人81件のうち2法人3件は、平成24年度又は25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施した。  
 8 「定期的な見直しの仕組み」について、算定根拠を定期的に見直すこととしていないもの17法人162件のうち2法人4件は、平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備した。  
 9 「試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの」について、手数料等の減額がないもの3法人4件のうち1法人1件は、一定の場合において手数料等の減額あり。  
 10 「試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの」について、手数料等の減額がないもの3法人4件のうち1法人1件は、所管府省は「実績を基に検討した結果、事務手続等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としている。



適正性確保の取組																				個別事例					
算定根拠の直近の見直し																		定期的な見直しの仕組み		現行手数料等の額の具体的な積算の把握		試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの			
3年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				4年以上5年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				6年以上10年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				11年以上 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				有	無		有	無	
	引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他						
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	3 (3)	1	0	1	1	0 (0)	0	0	0	0	0	3	0	3	0	
4 (0)	0	4	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	15 (14)	14	1	0	0	64 (64)	0	0	0	64	0	79	1	78	2	
0 (0)	0	0	0	0	6 (0)	2	4	0	0	1 (0)	0	1	0	0	4 (0)	0	0	4	0	0	11	11	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	10 (10)	0	10	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	10	10	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	26 (26)	1	25	0	0	3 (3)	0	0	0	3	0	29	0	29	0	
1 (0)	0	0	1	0	1 (1)	0	0	0	1	1 (1)	0	1	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	3	3	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	1	1	0 (0)	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	0	2	0	2	0	2	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	1	1	0	2	2	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	5 (0)	0	0	1	4	1 (0)	0	0	0	1	0	6	6	0	1	
1 (0)	0	1	0	0	3 (0)	2	0	0	1	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	1	4	5	0	1	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (0)	0	0	0	1	0 (0)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
2 (0)	2	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	1 (1)	0	0	1	0	0	4	4	0	0	
3 (0)	1	2	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	3	0	3	0	0	
1 (0)	0	0	1	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	1	0	0	1	1	0	0	
2 (0)	0	0	0	2	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
1 (0)	1	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
15 (0)	4	7	2	2	20 (11)	4	14	0	2	55 (47)	16	28	3	8	81 (76)	0	0	7	74	9	162	57	114	4	

図表Ⅱ-2-6 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業(詳細版)

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験	消防法第21条の3第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○試験施設設備 ○光熱水料費 ○材料・消耗品費 ○事務費用等
	検定対象機械器具等の型式適合検定	消防法第21条の8第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○旅費 ○合格証書の印刷費 ○現地工場で検査に要する費用 ○事務費用等
	特殊消防設備等の性能評価	消防法第17条の2第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○試験施設設備 ○光熱水料費 ○材料・消耗品費 ○事務費用等
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査	消防法第11条の3第1号	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査	消防法第11条の3第2号	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査	消防法第14条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査	消防法第14条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
高圧ガス保安協会	保安係員講習	高圧ガス保安法第27条の2第7項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習	高圧ガス保安法第31条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第19条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士の講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス製造保安主任者講習	高圧ガス保安法第27条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス製造保安企画推進員講習	高圧ガス保安法第27条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス移動監視者講習	一般高圧ガス保安規則第49条第17号、第50条第12号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定高圧ガス取扱主任者講習	一般高圧ガス保安規則第73条第2号 コンピナート等保安規則第23条第2項第1号ハ	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス移動監視者講習	液化石油ガス保安規則第48条第14号、第49条第8号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定液化石油ガス取扱主任者講習	液化石油ガス保安規則第71条第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者の代理者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第25条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安業務員講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	調査員講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業者再講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第74条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第93条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)	高圧ガス保安法第20条第3項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	輸入検査	高圧ガス保安法第22条第1項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安検査(特定施設)	高圧ガス保安法第35条第1項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	容器検査	高圧ガス保安法第44条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	容器再検査	高圧ガス保安法第49条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	引上げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	引下げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	一部免除	無(一部有)	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成18年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成11年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成12年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	6年以上10年以内(平成15年度)※	引下げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	6年以上10年以内(平成15年度)※	引下げ	無	無	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	附属品検査	高圧ガス保安法第49条の2第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	附属品再検査	高圧ガス保安法第49条の4第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	試験(登録容器等製造業者)	高圧ガス保安法第49条の23第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	試験(外国登録容器等製造業者)	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	高圧ガス保安法第54条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	輸入特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備検査合格証の再交付	高圧ガス保安法第56条の4第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(液化石油ガス充填設備)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安検査(液化石油ガス充填設備)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	冷凍保安規則第7条第1項第6号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	冷凍保安規則第8条第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	冷凍保安規則第12条	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	冷凍保安規則第13条	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第1号イ	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第4号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	高圧ガス保安法第39条の7第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	高圧ガス保安法第39条の8第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	高圧ガス保安法第39条の7第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	高圧ガス保安法第39条の8第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第49条の8第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第49条の9第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の5第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の6第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の14第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の14第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	指定設備の認定	高圧ガス保安法第56条の7第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	指定設備認定証の再交付	高圧ガス保安法第56条の8第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費



法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)	一般高圧ガス保安規則第94条の8第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)	コンビナート等保安規則第49条の8第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)	冷凍保安規則第62条第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)	高圧ガス保安法第31条の2第1項	政令により規定	不明	無し
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付	業務方法書第8条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付	業務方法書第9条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付	業務方法書第10条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付	業務方法書第13条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付	業務方法書第15条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安業務員講習修了証の再交付	業務方法書第17条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	調査員講習修了証の再交付	業務方法書第18条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業講習修了証の再交付	業務方法書第19条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付	業務方法書第57条第6項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書の交付	業務方法書第31条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧及び気密試験証明書の交付	業務方法書第31条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器試験合格証明書の交付	業務方法書第31条第5項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器材料試験等合格証明書の交付	業務方法書第31条第6項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器耐圧試験等合格証明書の交付	業務方法書第31条第7項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付	業務方法書第31条第8項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付	業務方法書第31条第9項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
日本電気計器検定所	検定	計量法第16条第1項第2号イ	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	変成器付電気計器検査	計量法第16条第2項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査	計量法第91条第2項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定2(資格試験)	6年以上10年以内(平成17年度)	据置き	無	有	全部又は一部免除	無	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	11年以上(平成8年度)	引上げ	無	有	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	製造事業者に係る型式の承認	計量法第76条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	製造事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	輸入事業者に係る型式の承認	計量法第81条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	輸入事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	外国製造事業者に係る型式の承認	計量法第89条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	外国製造事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	基準器検査	計量法第102条第1項	省令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	特定標準器による校正等	計量法第135条第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金  ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費  ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	軽自動車検査協会	新規検査	道路運送車両法第59条第1項	政令により規定	不明
継続検査		道路運送車両法第62条第1項	政令により規定	不明	無し
構造等変更検査		道路運送車両法第67条第3項	政令により規定	不明	無し
自動車検査証返納証明書の交付		道路運送車両法第69条第4項	政令により規定	不明	無し
輸出予定届出証明書の交付		道路運送車両法第69条の2第4項	政令により規定	不明	無し
自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付		道路運送車両法第70条	政令により規定	不明	無し
予備検査		道路運送車両法第71条第1項	政令により規定	不明	無し
自動車予備検査証の再交付		道路運送車両法第71条第9項	政令により規定	不明	無し
限定自動車検査証の再交付		道路運送車両法第71条の2第7項	政令により規定	不明	無し
軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付		道路運送車両法72条の3	政令により規定	不明	無し



インターネットでの公表状況		適正性確保の取組				現行の手数料等の 額の具体的な 積算の把握	試験・講習 科目の全部又は 一部免除	手数料等の減額 の有無	備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直し の仕組みの有無					
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果						
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(校 正試験)	6年以上10年以内(平成17年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本小型船舶検査機構	定期検査	船舶安全法第5条第1項第1号	省令により規定	不明	無し
	中間検査	船舶安全法第5条第1項第2号	省令により規定	不明	無し
	臨時検査	船舶安全法第5条第1項第3号	省令により規定	不明	無し
	臨時航行検査	船舶安全法第5条第1項第4号	省令により規定	不明	無し
	製造検査	船舶安全法第6条第2項	省令により規定	不明	無し
	予備検査	船舶安全法第6条第3項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査証書の書換え	船舶安全法施行規則第38条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付	船舶安全法施行規則第39条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査済票の再交付	船舶安全法施行規則第42条第2項	省令により規定	不明	無し
	臨時航行許可証の再交付	船舶安全法施行規則第43条第2項	省令により規定	不明	無し
	予備検査合格証明書の交付	船舶安全法施行規則第45条第4項	省令により規定	不明	無し
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付	船舶安全法施行規則第45条第5項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査手帳の再交付	船舶安全法施行規則第46条第7項	省令により規定	不明	無し
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付	船舶安全法施行規則第34条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付	船舶安全法施行規則第43条の2第1項	省令により規定	不明	無し
	準備検査	船舶安全法施行規則第65条の6第2項	省令により規定	不明	無し
	検定	船舶安全法第6条の4第1項	大臣認可	不明	無し
	原動機に係る放出量確認	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の10第1項	省令により規定	不明	無し
	放出量確認に相当する確認	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項	省令により規定	不明	無し
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の13第1項	省令により規定	不明	無し
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の14第1項	省令により規定	不明	無し
	新規登録	小型船舶の登録等に関する法律第6条第2項	省令により規定	不明	無し
	変更登録	小型船舶の登録等に関する法律第9条第2項	省令により規定	不明	無し
	移転登録	小型船舶の登録等に関する法律第10条第2項	省令により規定	不明	無し
	抹消登録	小型船舶の登録等に関する法律第12条第3項	省令により規定	不明	無し
	登録事項証明書等の交付	小型船舶の登録等に関する法律第14条	省令により規定	不明	無し
	標準適合検査事務	業務方法書第23条第1項第1号	局長承認	不明	無し
	船舶番号用県名ステッカー提供事務	業務方法書第23条第1項第2号	局長承認	不明	無し
	船舶情報提供事務	業務方法書第23条第1項第3号	局長承認	不明	無し



法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本公認会計士協会	実務補習修了考査	実務補習規則第3条第1項第4号 実務補習規則第3条第1項第4号に規定する公認会計士団体の指定(金融庁告示第99号)	大臣認可	要素ごとの積算額	○人件費:3,242円 ○物件費:24,758円
	特定社員の登録に関する事務	公認会計士法第34条の10の11第2項	大臣認可	不明	無し
	会計士補の登録に関する事務	公認会計士法附則(平成15年法律第67号)第2条	大臣認可	不明	無し
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務	行政書士法第6条第3項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	(例:新規登録) ○人件費:21,827円 ・所要時間5.53時間 (説明・受付(単体会)0.67時間、 審査(単体会)1.33時間、 その他連絡事務等(単体会)0.58時間、 受付・点検・入力等(日行連)1.00時間、 審査(日行連)0.50時間、 その他連絡事務等(日行連)1.45時間) ・時間単価:3,947円 (都道府県の職員給与と統一単価) ○物件費:1,900円 ・交付物 ・郵送料等
	行政書士法人の届出に関する事務	行政書士法第13条の10第2項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	(例:成立の届出) ○人件費:18,432円 ・所要時間4.67時間 (説明・受付(単体会)1.33時間、 連絡事務等(単体会)0.92時間、 受付・点検等(日行連)1.00時間、 照会・連絡等(日行連)1.42時間) ・時間単価:3,947円 (都道府県の職員給与と統一単価) ○物件費:880円 ・交付物 ・郵送料等
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務	司法書士法第8条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:16,730円 ○物件費:3,612円 ・機材の償却費 ・コピー費 ・通信費等 ○公告費等:18,191円 ・官報公告 ・登録事務費用等 ○補填額:-13,534円
	司法書士法人の届出に関する事務	司法書士法第34条	大臣認可	不明	無し
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務	土地家屋調査士法第8条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:18,977円 ○物件費:3,289円 ・機材の償却費 ・コピー費 ・通信費等 ○公告費等:9,559円 ・官報公告 ・事務交付金 ・登録申請書用紙の印刷 ・登録審査会費等 ○補填額:-6,825円
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務	土地家屋調査士法第33条	大臣認可	不明	無し
日本税理士会連合会	税理士の登録に関する事務	税理士法第19条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:9,550円 ○調査・審査費:22,740円 ○事務費:11,020円 ○その他:9,390円
	税理士法人の届出に関する事務	税理士法第48条の10第1項	大臣認可	不明	無し

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
収支計算書等により公表	平成23年度の受験手数料の収支状況	3年以内(平成21年度)	引上げ	無	有	無	—	
(過去5年間徴収実績なし)	(過去5年間徴収実績なし)	4年以上5年以内(平成19年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・会則第10条第1項第2号で手数料額は1万円と定められているが、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない(平成19年度以降徴収の実績無し)。
(過去5年間徴収実績なし)	(過去5年間徴収実績なし)	6年以上10年以内(平成18年度)※	据置き(経過措置として維持)	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・会則第16条第1項第1号で手数料額は1万円と定められているが、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない(平成18年度以降徴収の実績無し)。
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度登録手数料に係る収支計算書	6年以上10年以内(平成15年度)※	引上げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度登録手数料に係る収支計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	新設	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書の要旨	11年以上(昭和59年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書の要旨	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支決算書(要旨)	11年以上(昭和59年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支決算書(要旨)	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明 (平成22年度の新規登録に係る収支の対応関係のみ公表)	平成23年度正味財産増減計算書(新規登録に係る収支の対応関係のみ、平成22年度における登録手数料の収支状況として公表)	11年以上(昭和55年度)※ (新規登録のみ、平成23年度に見直し)	引上げ	無	有	—	—	・平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表 ・平成25年11月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度正味財産増減計算書	11年以上(平成13年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表 ・平成25年11月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
全国社会保険労務士会連合会	特別研修	社会保険労務士法第13条の3 社会保険労務士法施行規則第9条の3	大臣承認	要素の内訳及び要素ごとの積算額	○実施費:約68,000円 ・会場費 ・講師謝金 ・教材作成費 ○運営費:約12,000円 ○その他:約5,000円
	社会保険労務士の登録に関する事務	社会保険労務士法第14条の3第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○事業費:約18,000円 ・公告費 ・印刷費 ・証票費等 ○人件費:約9,000円 ○管理費:約3,000円
	社会保険労務士法人の登録に関する事務	社会保険労務士法第25条の13第1項	大臣認可	不明	無し
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務	社会保険労務士法第14条の11の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び要素ごとの積算額	○事業費:約3,350円 ・公告費 ・印刷費 ・証票費等 ○人件費:約900円 ○管理費:約750円
	社会保険労務士試験	社会保険労務士法第10条の2第1項	政令により規定	不明 (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	無し
	紛争解決手続代理業務試験	社会保険労務士法第13条の4	政令により規定	不明 (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	無し
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務	弁理士法第17条第2項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○登録 ・人件費:10,012円 ・登録データ管理費:5,922円 ・交付物費用・印刷代:17,021円 ・公告・通信費等:1,848円 ○登録変更 ・人件費:5,688円 ○登録抹消 ・人件費:4,491円 ・登録データ管理費:1,952円 ・公告・通信費等:1,530円
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務	弁理士法第27条の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:1,674円 ○登録データ管理費:951円 ○付記証書印刷・筆耕・郵送費等:3,361円 ○官報掲載料:918円
	特許業務法人の届出に関する事務	会則第27条	大臣認可	不明	無し
	特定侵害訴訟代理業務研修	弁理士法第15条の2 弁理士法施行規則第13条	大臣承認	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:40,723円 ○講師謝金・旅費:113,007円 ○会場設営費:2,090円 ○テキスト等印刷費:8,700円 ○通信費:1,776円 ○講師間会議等費:23,686円 ○業務外注費:10,018円
	実務修習	弁理士法第16条の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:7,032円 ○事務費その他の経費:107,682円 ・e-ラーニングシステム経費:5,791円 ・コンテンツ作成費:5,714円 ・講師謝金:46,357円 ・講師旅費(宿泊料含む):4,737円 ・会場借料、備品費:15,496円 ・通信・運搬費:1,940円 ・印刷費等:12,720円 ・業務外注費:13,816円 ・雑費:1,109円 ○旅費:2,890円 ○日当:59円 ○宿泊料:519円
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第9条第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○一般事務費 ○発給システム費 ○用紙代等

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	一部免除	有	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	引上げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成15年度)	新設	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	—	—	
収支計算書等により公表	平成23年度社会保険労務士試験特別会計収支計算書	11年以上(平成12年度)	新設	無	有	一部免除	無	・試験科目が免除される場合の手数料等について、厚生労働省は、「実績を基に検討した結果、事務手数料等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としている。
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	無し	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	無	—	・平成25年10月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度弁理士登録収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度特定侵害訴訟代理業務の付記収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計予算決算対照収支計算書	11年以上(平成12年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度特定侵害訴訟代理業務研修収支状況	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	無	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度実務修習収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	新設	無	有	一部免除	無	
収支計算書等により公表	平成23年度特定原産地証明書発給事業の収支状況	6年以上10年以内(平成18年度)	新設	無	有	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
自動車安全運転センター	安全運転研修業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第1号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
	少年交通安全研修業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第2号	国家公安委員会承認	不明	無し
	運転経歴証明業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第4号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
	交通事故証明業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第5号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務	社会保険診療報酬支払基金法第15条第1項、第2項、第3項	大臣認可	要素のみ (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	○業務運営に要する費用/見込み件数
	特定健康診査等決済代行業務	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	大臣認可	不明	無し
	被扶養者情報通知経由事業	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条第2項	大臣認可	不明	無し
国民年金基金連合会	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	確定拠出年金法第2条第3項	大臣承認	要素のみ	○事務費
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務	金融商品取引法第64条の7第1項、第2項	省令により規定	要素ごとの積算額	○人件費:970円 ○物件費:52円
日本貸金業協会	貸金業務取扱主任者資格試験	貸金業法第24条の8第1項	政令により規定	不明	無し
	貸金業務取扱主任者の登録に関する事務	貸金業法第24条の33第1項	政令により規定	不明	無し
日本商品先物取引協会	外務員の登録に関する事務	商品先物取引法第206条第1項	政令により規定	要素ごとの積算額	○人件費:735,658円 ○物件費:66,777円 ○電算費等:244,267円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 手数料等を徴収している事務・事業のうち、当該事務・事業の実施に当たり国の関与があるものについて、原則として法令、定款等の条項単位で記載した。

3 「見直し時期」欄は、手数料等の算定根拠を見直した時期（見直しを行ったことがないものについては、手数料等新設の際に算定根拠の積算を確認した時期）を記載した。ただし、今回の調査の中で、所管府省は見直しを行ったとしているが、見直しの具体的な内容は確認できなかったものについては、「※」を付した。



インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:研修業務)	11年以上(平成9年度)※ (一部の研修のみ、平成23年度に見直し)	引上げ	無	有	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:研修業務)	6年以上10年以内(平成15年度)※	不明	無	有	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:証明業務等)	3年以内(平成21年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:証明業務等)	3年以内(平成21年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度一般会計事務費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	引下げ	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書等を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23事業年度認可事業特別会計特定健診等決済代行事業費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23事業年度認可事業特別会計被扶養者情報通知経由事業費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23年度確定拠出年金事業経理事業会計損益計算書	3年以内(平成23年度)	引上げ	有 (5年ごとに見直し)	有	—	—	
収支計算書等により公表	平成23年度資格管理事業統合特別会計収支計算書(参考)事業活動支出の内訳	11年以上(昭和50年度)※	引上げ	無	有	—	—	
財務諸表により公表	平成23年度正味財産増減計算書内訳表資格試験特別会計	3年以内(平成21年度)	新設	無	有	無	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
財務諸表により公表	平成23年度正味財産増減計算書内訳表主任者登録特別会計	3年以内(平成21年度)	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
収支計算書等により公表	外務員登録に係る収支状況(平成23年度)	3年以内(平成22年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成25年10月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表

図表Ⅱ－２－７ 高压ガス保安協会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引がない試験・講習

(製造保安責任者試験の免除)

種類	試験科目	免除要件	免除科目
甲種化学	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下、この項及び甲種機械の項において同じ。）に必要な化学に関する高度の保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な高度の応用化学	甲種化学講習 修了	②、③
		甲種機械試験 合格	①
甲種機械	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な高度の機械工学	甲種機械講習 修了	②、③
		甲種化学試験 合格	①
第一種 冷凍機械	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 冷凍のための高压ガスの製造に必要な高度の保安管理技術 ③ 冷凍のための高压ガスの製造に必要な通常の高圧化学及び機械工学	第一種 冷凍機械講習 修了	②、③

(注) 当省の調査結果による。

(試験科目免除講習の免除)

種類	試験科目	免除要件	免除科目
甲種化学	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下同じ。）に必要な化学に関する高度の保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な高度の応用化学	甲種機械試験 合格	①
甲種機械	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な高度の機械工学	甲種化学試験 合格	①
乙種化学	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造に必要な化学に関する通常の高圧保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な通常の高圧化学	甲種機械試験 合格	①
		乙種機械試験 合格	①
乙種機械	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの製造に必要な機械に関する通常の高圧保安管理技術 ③ 高压ガスの製造に必要な通常の高圧機械工学	甲種化学試験 合格	①
		乙種化学試験 合格	①
第一種 販売	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 高压ガスの販売に必要な通常の高圧保安管理技術	丙種化学（特 別試験科目） 試験合格	①
第二種 販売	① 高压ガス保安法に係る法令 ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令 ③ 液化石油ガスの販売に必要な通常の高圧保安管理の技術	丙種化学（特 別試験科目） 試験合格	①
		液化石油ガス 設備士免状の 保有	②

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ－２－８ 日本弁理士会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引がない講習

(実務修習の免除)

免除要件	免除課程
<p>弁理士試験に合格した者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第3条第3項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（弁理士法（平成12年法律第49号）第75条の規定に違反しないで行われるものに限る。）に専ら3年以上従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務</li> <li>・ 意匠に関する理論及び実務</li> <li>・ 商標に関する理論及び実務</li> </ul> <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁理士試験に合格した者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条第3項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（弁理士法第75条の規定に違反しないで行われるものに限る。）に係る補助業務に専ら5年以上従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務</li> <li>・ 意匠に関する理論及び実務</li> <li>・ 商標に関する理論及び実務</li> </ul> <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁理士試験に合格した者であって、特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務</li> <li>・ 意匠に関する理論及び実務</li> <li>・ 商標に関する理論及び実務</li> </ul> <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁護士となる資格を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務</li> <li>・ 意匠に関する理論及び実務</li> <li>・ 商標に関する理論及び実務</li> <li>・ 工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務</li> </ul>
<p>特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務</li> <li>・ 意匠に関する理論及び実務</li> <li>・ 商標に関する理論及び実務</li> </ul> <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>

(注) 当省の調査結果による。

別表1 算定根拠を公表していないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
高圧ガス保安協会	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
日本電気計器検定所	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
	抹消登録
	登録事項証明書等の交付
	標準適合検査事務
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本公認会計士協会	特定社員の登録に関する事務
	会計士補の登録に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	社会保険労務士試験
	紛争解決手続代理業務試験
日本弁理士会	特許業務法人の届出に関する事務
自動車安全運転センター	少年交通安全研修業務
社会保険診療報酬支払基金	特定健康診査等決済代行業務
	被扶養者情報通知経由事業
日本貸金業協会	貸金業務取扱主任者資格試験
	貸金業務取扱主任者の登録に関する事務
12法人	59件

(注) 平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表したものを除く。

別表2 算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	
機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験	
機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験	
機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式の承認
	基準器検査
	特定標準器による校正等
日本公認会計士協会	実務補習修了考査
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
国民年金基金連合会	確定拠出年金個人型年金管理運営事業
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
11法人	103件

(注) 平成25年10月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表したものを除く。



別表3 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士試験
	紛争解決手続代理業務試験
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
2法人	3件

別表4 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	基準器検査
	特定標準器による校正等

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
	日本小型船舶検査機構
中間検査	
臨時検査	
臨時航行検査	
製造検査	
予備検査	
船舶検査証書の書換え	
船舶検査証書又は臨時変更証の再交付	
船舶検査済票の再交付	
臨時航行許可証の再交付	
予備検査合格証明書の交付	
製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付	
船舶検査手帳の再交付	
船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付	
船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付	
準備検査	
検定	
原動機に係る放出量確認	
放出量確認に相当する確認	
国際大気汚染防止原動機証書の再交付	
国際大気汚染防止原動機証書の書換え	
新規登録	
変更登録	
移転登録	
抹消登録	
登録事項証明書等の交付	
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務
	行政書士法人の届出に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
日本弁理士会	特許業務法人の届出に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
13法人	152件

- (注) 1 過去5年間(平成19年度以降)において手数料等を徴収した実績がないものを除く。  
2 平成25年10月又は11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表したものを除く。

別表5 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務研修
	実務修習
1法人	4件

別表6 算定根拠を定期的に見直すこととしていないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験合格証明書の交付
	機器耐圧試験合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	基準器検査
	特定標準器による校正等
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付



法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
抹消登録	
登録事項証明書等の交付	
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本公認会計士協会	実務補習修了の審査
	特定社員の登録に関する事務
	会計士補の登録に関する事務
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務
	行政書士法人の届出に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
	社会保険労務士試験
紛争解決手続代理業務試験	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務
	特許業務法人の届出に関する事務
	実務修習
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
日本商品先物取引協会	外務員の登録に関する事務
15法人	158件

(注) 平成25年度(11月まで)に、算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備したものを除く。

別表7 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	特定標準器による校正等
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
	抹消登録
	登録事項証明書等の交付
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
	社会保険労務士試験
紛争解決手続代理業務試験	
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
11法人	140件

(注) 平成24年度又は25年度(11月まで)に、算定根拠の見直しを行ったものを除く。

別表8 現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
	日本小型船舶検査機構
中間検査	
臨時検査	
臨時航行検査	
製造検査	
予備検査	
船舶検査証書の書換え	
船舶検査証書又は臨時変更証の再交付	
船舶検査済票の再交付	
臨時航行許可証の再交付	
予備検査合格証明書の交付	
製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付	
船舶検査手帳の再交付	
船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付	
船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付	
準備検査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	検定 原動機に係る放出量確認 放出量確認に相当する確認 国際大気汚染防止原動機証書の再交付 国際大気汚染防止原動機証書の書換え 新規登録 変更登録 移転登録 抹消登録 登録事項証明書等の交付 標準適合検査事務 船舶番号用県名ステッカー提供事務 船舶情報提供事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務 司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務 土地家屋調査士法人の届出に関する事務
5法人	114件



別表9 試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割引していないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
高圧ガス保安協会	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
日本弁理士会	実務修習
2法人	3件

(注) 所管府省が、「実績を基に検討した結果、事務手続等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としているものを除く。

## イ 特別民間法人等が保有する資産からみた手数料等の適正化

特別民間法人等は、特別の法律に基づき、検査等や資格に係る登録、試験など行政の機能を代行したり補完したりする側面や公共的・公益的な性格を有する事務・事業を受益者（国民）の負担による手数料等により実施している場合、当該手数料等は、法人の資産形成の源泉の一つとなっていると考えられる。

今般、手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業を実施している 20 法人について、保有する純資産（正味財産額）及び引当金、積立金等の内部留保並びにその源泉となっている手数料等の見直しの状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

### (7) 純資産（正味財産額）及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

特別民間法人等 49 法人における純資産（正味財産）の状況をみると、10 億円未満が 16 法人と全体の 3 割強（32.7%）を占め、100 億円未満が 33 法人と全体の 7 割弱（67.3%）を占めている一方で、100 億円以上の法人が 16 法人（32.7%）あった。（図表 I-1-3 参照）

これら 16 法人のうち、手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業を実施しているものは、7 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、日本証券業協会）である。このうち、主な収入が構成員からの会費である法人以外で、土地、建物等の固定資産や事務・事業実施に不可欠な基金を除いてもなお 100 億円以上となるものが 3 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、社会保険診療報酬支払基金）あった。

これら 3 法人については、少なくとも過去 5 年以内に手数料等の見直しが行われており、2 法人（日本電気計器検定所、社会保険診療報酬支払基金）では、一部の手数料等の引下げを行っているものの、他の 1 法人（軽自動車検査協会）では、手数料等の引下げを行っていない。

### (4) 引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

前述のとおり、見直しが必要と考えられる引当金、積立金等の内部留保が 5 法人 7 種類あり（項目 II 2 (1)ウ及び図表 II-2-9 参照）、これらについて、その源泉となっている手数料等の見直しの状況をみると、次のような状況であった。

#### ① 目的積立金

- i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金及び開発研究積立金の源泉となっている手数料等は 11 件あり、このうち 2 件については、平成 23 年度を起点として過去 5 年以内に直近の見直しが行われ、手数料等の額が引き下げられているが、他の 9 件については、平成 23 年度を起点として過去 5 年以内に直近の見直しが行われているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが 4 件、過去 10 年以内に直近の見直しが行わ

れているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが1件、過去10年以内に見直しが行われていないものが4件であった。

なお、当該法人には、上記のほか、最終的な剰余金が積み立てられる別途積立金がある。当該積立金は、手数料の引下げの影響等から、平成20年度以降減少してきているものの、23年度末残高が同年度末総資産額230億円の約4割である99億円となっている。

- ii) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金及び施設整備等積立金の源泉となっている手数料等4件は、いずれも定期的な見直しが行われており、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われているものの、いずれの手数料等もその額は据置きとなっている。
- iii) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金の源泉となっている手数料等は4件あり、そのうち2件については、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われており、その額は引き下げられている。また、2件については、平成23年度を起点として過去10年以内にその一部について見直しが行われていない。
- iv) 軽自動車検査協会の施設整備積立金の源泉となっている手数料等は10件あり、国土交通省は、いずれについても平成23年度を起点として過去5年以内に直近の見直しを行ったとしているものの、いずれの手数料等もその額は据置きとなっている。

② 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の剰余を積み立てている引当金、積立金等

- i) 高圧ガス保安協会の一般勘定、特別勘定1及び特別勘定2にそれぞれ置かれている積立金の源泉となっている手数料等は79件あり、そのうち14件について、経済産業省は、平成23年度を起点として過去10年以内に直近の見直しを行ったとしており、手数料等の額が引き下げられている。一方、他の65件は、平成23年度を起点として過去10年以内に直近の見直しを行ったとしているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが1件、過去10年以内に見直しが行われていないものが64件であった。

これらの内部留保が手数料等により積み上がってきたものであることに鑑みれば、区分経理又はこれに準じた管理が行われ、こうした資産と手数料等の対応関係について明らかにされている必要がある（項目Ⅱ2(2)ア参照）。

また、特別民間法人等の純資産（正味財産額）や引当金、積立金等の内部留保について上記のような状況がみられる要因としては、例えば、主な資金源泉である手数料等の額の算定において、i) 費用の積算が過大であった、ii) 検査・検定のニーズなどが予想以上に多く、これに伴い収入が予想以上に多かったといったことが考えられ、手数料等の額の適正性を確保するためには、こうした要因を検証し、その結果を今後の手数料等の額に反映させていくことが有益である。

## 【所見】

したがって、所管府省は、特別民間法人等の手数料等の適正化を図る観点から、特別民間法人等に対して、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 日本電気計器検定所、軽自動車検査協会及び社会保険診療報酬支払基金については、各法人が保有する純資産が蓄積されてきた経緯を踏まえて、各法人の健全な運営に必要な資産規模を検討し、余剰が生じる場合には、当該余剰の金額の取崩しに係る計画を策定するとともに、それを踏まえた手数料等の額の引下げを検討すること。（経済産業省、国土交通省、厚生労働省）
- ② 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（経済産業省）
- ③ 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（経済産業省）
- ④ 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（総務省）
- ⑤ 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（総務省）
- ⑥ 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（警察庁）
- ⑦ 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（国土交通省）
- ⑧ 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定1、特別勘定2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げを含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。（再掲）（経済産業省）

図表Ⅱ－２－９ 見直しが必要な引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ
目的積立金	日本電気計器検定所	設備等整備積立金		検定	4～5年	○
		説明	平成23年度末残高が積立目標額の半分以下(15億円)で、取崩し実績もなし。	変成器付電気計器検査	5年	○
				届出製造事業者の指定申請に係る検査	11年以上	—
				製造事業者に係る型式の承認		—
				輸入事業者に係る型式の承認	4～5年	—
				外国製造事業者に係る型式の承認		—
				製造事業者に係る型式承認の更新		—
		開発研究積立金		輸入事業者に係る型式承認の更新	11年以上	—
		説明	平成23年度末残高は積立目標額どおり10億円程度だが、取崩し実績なし。	外国製造事業者に係る型式承認の更新		—
				基準器検査	4～5年	—
				特定標準器による校正等	6～10年	—
				損失補填準備積立金		特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
		説明	平成23年度末残高が積立目標額を超える15億7,000万円(同年度末総資産額約33億4,000万円の47.1%)。取崩し実績なし。	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査	3年	—
				施設整備等積立金		特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
説明	平成23年度末残高が積立目標額を超える2億6,000万円。取崩し実績なし。	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査		—		
		経営基盤安定化積立金		安全運転研修業務	11年以上	—
説明	平成21年度の設置時に、積立目標額(15億円)を積み立て。平成23年度までの間に取崩し実績がなし。	少年交通安全研修業務	6～10年	—		
		運転経歴証明業務		○		
		交通事故証明業務	3年	○		
施設整備積立金		新規検査		—		
説明	過去10年間で約201億円積み立て、約112億円取り崩した結果89億5,000万円積み上げ。→平成23年度末残高110億円(同年度末総資産額680億円の16.2%)。	継続検査		—		
		構造等変更検査		—		
		自動車検査証返納証明書の交付		—		
		輸出予定届出証明書の交付	4～5年	—		
		自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付		—		
		予備検査		—		
		自動車予備検査証の再交付		—		
		限定自動車検査証の再交付		—		
		軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付		—		

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ
		積立金（一般勘定）				
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等	高圧ガス保安協会	積立金（一般勘定）		保安係員講習	6～10年	○
		説明	過去10年間で11億円積み上げ。→平成23年度末残高38億円同年末（総資産額75億円の51.0%）。  取崩し実績は、過去10年間で、平成21年度の損失補填1,000万円。	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習		○
				業務主任者講習	—	
				充填作業講習	—	
				液化石油ガス設備士講習	—	
				高圧ガス製造保安主任者講習	6～10年	○
				高圧ガス製造保安企画推進員講習		○
				高圧ガス移動監視者講習	○	
				特定高圧ガス取扱主任者講習	—	
				液化石油ガス移動監視者講習	—	
				特定液化石油ガス取扱主任者講習	—	
				業務主任者の代理者講習	—	
				保安業務員講習	—	
				調査員講習	—	
				充填作業再講習	11年以上	—
				液化石油ガス設備士に係る同等認定講習		—
				完成検査（高圧ガス製造施設等の新設工事）		—
				完成検査（高圧ガス製造施設等の特定変更工事）		—
				輸入検査	—	
		保安検査（特定施設）	—			
		積立金（特別勘定1）		容器検査	6～10年	○
		説明	平成14年度の設置から過去10年間で9,300万円積み上げ。→平成23年度末残高9,300万円（特別会計1の同年度末総資産額3億7,000万円の24.9%）。  取崩し実績は、過去10年間で、平成22年度の損失補填400万円と23年度の損失補填100万円。	容器再検査		○
				附属品検査	○	
				附属品再検査	○	
				試験（登録容器等製造業者）	11年以上	—
				試験（外国登録容器等製造業者）		—
				容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	6～10年	○
				特定設備検査	11年以上	—
				輸入特定設備検査		—
				外国特定設備検査		—
特定設備検査合格証の再交付	—					
完成監査（液化石油ガス貯蔵施設等）	—					
完成検査（液化石油ガス充填設備）	—					
保安検査（液化石油ガス充填設備）	—					
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（定置式）	—					
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（移動式）	—					
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（定置式）	—					
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（移動式）	—					
機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験同等試験	—					
機器の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験	—					
機器の材料・構造に関する耐圧試験同等試験	—					

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ	
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等				認定完成検査実施者の認定申請に係る調査	6～10年	○	
				認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査		○	
		認定保安検査実施者の認定申請に係る調査	○				
		認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	○				
		積立金（特別勘定2）	説明	平成14年度の設置から過去10年間で1億5,000万円積み上げ。→平成23年度末残高1億5,000万円（特別会計2の同年度末総資産額3億円の48.6%）。  取崩し実績は、過去10年間で、平成23年度の損失補填40万円。	登録容器等製造業者の登録申請に係る調査	11年以上	—
		登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査			—		
		外国登録容器等製造業者の登録申請に係る調査			—		
		外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査			—		
		登録特定設備製造業者の登録申請に係る調査			—		
		登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査			—		
		外国登録特定設備製造業者の登録申請に係る調査			—		
		外国登録特定設備製造業者の登録更新に係る調査			—		
		特定設備基準適合証の交付			—		
		特定設備基準適合証の交付（外国登録特定設備製造業者）			—		
		特定設備基準適合証の再交付			—		
		指定設備の認定			—		
		指定設備認定証の再交付			—		
		認定指定設備の移設等に係る調査（高圧ガス製造施設）			—		
		認定指定設備の移設等に係る調査（特定製造事業所）			—		
		認定指定設備の移設等に係る調査（冷凍設備）			—		
		液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習			—		
		製造保安責任者試験の実施に関する事務（大臣試験）			6～10年	—	
		製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付			11年以上	—	
		高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付				—	
		特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付	—				
		業務主任者の代理者講習修了証の再交付	—				
		液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付	—				
		保安業務員講習修了証の再交付	—				
調査員講習修了証の再交付	—						
充填作業講習修了証の再交付	—						
液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付	—						

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等				耐圧試験証明書の交付	11年以上	—
				耐圧及び気密試験証明書の交付		—
				機器試験合格証明書の交付		—
				機器材料試験等合格証明書の交付		—
				機器耐圧試験等合格証明書の交付		—
				耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付		—
				耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付		—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「見直し」欄には、直近の見直しの時期を記載しており、例えば、「3年」とは、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われていることを表す。

3 「引下げ」欄の「○」は、見直しの結果、手数料等の額が引き下げられたことを、「—」は、手数料等の額が据置きであったことを表す。



### (3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）

特別民間法人等が担っている事務・事業は、行政の機能を代行・補完する側面や、公共的・公益的な性格を有しており、国民経済や国民生活との関連も深いものとなっている。また、特別民間法人等の事務・事業の活動に要する資金が、事務・事業の対価である手数料等として受益者（一般の国民）の負担により賄われることになっているものも少なくなく、ほとんどの法人が法人税の一部減免措置の対象とされ、一部の法人では固定資産税についても減税措置の対象とされているほか、国からの補助金等が投入されているものもみられる。このため、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を確保する観点からも、各法人の事業活動の状況、財政状態及び経営成績について、国及び国以外の利害関係者のみならず、広く国民一般に明らかにしておくことが重要である。

官民を問わず、特別民間法人等の事業活動の状況や財政状態・経営成績を広く一般に明らかにするための方法としては、財務内容等に関する書類の公開が一般的である。公共部門においても、これまでも、特殊法人のディスクロージャーの推進の取組、独立行政法人制度の設計、公益法人改革などにおいて、財務内容等に関する書類の作成・公開が進められてきたところである。

特別民間法人指導監督基準及び特別法人指導監督基準においても、情報公開に関する事項が示されており、事業報告書、貸借対照表、損益計算書などの財務内容等に関する書類の活用が所与のものとなっている。

また、各法人が準拠している会計基準についても、ほとんどの法人が、企業会計基準、公益法人会計基準又は特殊法人等会計処理基準のいずれかによっており、このような状況から、財務内容等に関する書類の作成・公開についての一応の共通基盤は整っていると考えられる。

特別民間法人等のうち、銀行等と同等の金融機関として規制を受ける農林中央金庫並びに株式会社として会社法の規制を受ける東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社を除く 45 法人について財務内容等に関する書類の作成・公開の状況についてみると、次のとおり、附属明細書の作成・公開状況が他の財務内容等に関する書類に比べ著しく低調となっている（図表Ⅱ－2－10 及び図表Ⅱ－2－11 参照）。

- ① 事業報告書については、45 法人全てが作成し、公開している。
- ② 貸借対照表については、45 法人全てが作成し、そのうち 44 法人（97.8%）が公開している。
- ③ 損益計算書若しくは正味財産増減計算書又は収支計算書については、45 法人全てが作成し、公開している。
- ④ 附属明細書については、45 法人のうち 30 法人（66.7%）が作成し、25 法人（55.6%）が公開している。

また、これらの書類の作成・公開に係る規律について、特別民間法人等の設立根拠法を始め

とする各法人の業務運営等のルールを定めた法令や定款等の内部規程の整備状況についてみると、次のとおり、附属明細書の作成・公開に係る規定の整備状況が他の財務内容等に関する書類に比べ著しく低調となっており、このことが附属明細書の作成・公開状況が著しく低調となっている原因であると推察される（図表Ⅱ－２－12 及び図表Ⅱ－２－13 参照）。

- ① 事業報告書については、45 法人のうち、41 法人（91.1%）が作成の根拠規定を有し、32 法人（71.1%）が公開の根拠規定を有している。
- ② 貸借対照表については、45 法人のうち、43 法人（95.6%）が作成の根拠規定を有し、33 法人（73.3%）が公開の根拠規定を有している。
- ③ 損益計算書若しくは正味財産増減計算書又は収支計算書については、45 法人のうち、43 法人（95.6%）が作成の根拠規定を有し、32 法人（71.1%）が公開の根拠規定を有している。
- ④ 附属明細書（財務諸表の注記等をもって同明細書に代えている 8 法人を除く。）については、37 法人のうち、17 法人（45.9%）が作成の根拠規定を有し、公開の根拠規定を有しているのは 11 法人（29.7%）となっている。

さらに、附属明細書の作成・公開はしていないが、財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている 8 法人（日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本弁理士会、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、船員災害防止協会、日本証券業協会、日本商品先物取引協会）について、各法人の準拠している公益法人会計基準等を参考にしつつ記載されている情報を確認したところ、全ての法人において附属明細書に求められている貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足説明する重要な事項が記載されていた。また、この 8 法人のうち、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書についても、組合員、債権者等に限定することなく公開する規定を整備しているものが 1 法人（日本商工会議所）みられた。

一方で、設立根拠法に財務諸表とともに附属明細書の備置き・閲覧が規定されているほか、省令に附属明細書の記載事項が規定されているにもかかわらず（図表Ⅱ－２－14 及び図表Ⅱ－２－15 参照）、これまで附属明細書の作成・備置き・閲覧をしてこなかったものが 1 法人（全国社会保険労務士会連合会）がみられた。

もとより、ほとんどの法人が準拠している企業会計基準、公益法人会計基準及び特殊法人等会計処理基準のいずれにおいても、附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の内容を補足説明し、これらと一体性を有する書類として考えられており（注）、各法人の形態や事業の特性にかかわらず、特別民間法人等全てに共通的に作成が求められているものと考えられる。また、これらの会計基準に準拠する各法人を規律するための関係法令等（民間部門でいえば会社法や金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の体系、公的部門でいえば、個々の特殊法人の設立根拠法など）において、他の財務内容等に関する書類と並んで附属明細

書の作成・公開が義務付けられているのが一般的であるが（図表Ⅱ－２－16 参照）、特別民間法人等については、財務内容等に関する書類の作成・公開に関する規定の整備が遅れている状況がみられた。

（注）法人ごとの附属明細書の公開及び内容に関する法令上の規定については、図表Ⅱ－２－14 及び図表Ⅱ－２－15 を参照。

以上のとおり、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の内容を明瞭に補足説明し、かつ、これらと一体性を有する書類として、各会計基準においても共通的にその作成が予定されたものである附属明細書を作成・公開することは、行政の機能を代行・補完する側面や、公共的・公益的な性格を有し、国民経済や国民生活と深い関連を有している特別民間法人等の活動に対する国民的的確な理解を確保する観点からも極めて有益である。

## 【所見】

したがって、所管府省は、特別民間法人等の事業活動の状況、財政状態及び経営成績を、広く国民一般に明らかにし、法人の活動に対する国民的的確な理解を確保する観点から、附属明細書の作成・公開（当該書類の公開は、少なくとも主たる事務所に備置き、組合員・債権者等に限定することなく一般の閲覧に供すること。）等に関し、現在の各法人の実施状況に応じて、それぞれ以下の措置を講ずる必要がある。

① 財務諸表の注記等をもって実質附属明細書に代えているが、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全て又は一部の書類について一般国民への公開に関する規定が整備されていない法人に対して、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書について、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、これらの書類の一般国民への公開に関する規定を法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において整備するよう指導すること。

（金融庁（日本証券業協会）、総務省（日本行政書士会連合会）、法務省（日本司法書士会連合会）、厚生労働省・国土交通省（船員災害防止協会）、農林水産省（全国農業協同組合中央会）、農林水産省・経済産業省（日本商品先物取引協会）、経済産業省（日本弁理士会））

② 法令又は当該法人の定款等の内部規程において、附属明細書の作成及び公開について規定されていない法人に対して、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、附属明細書の作成及び公開を行うことを法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において規定するよう指導すること。

（警察庁（自動車安全運転センター）、金融庁（日本貸金業協会、損害保険料率算出機構）、総務省（日本消防検定協会、危険物保安技術協会、消防団員等公務災害補償等共済基金）、法務省（日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害

防止協会、中央労働災害防止協会、石炭鉱業年金基金、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国土地改良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会、原子力発電環境整備機構)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、日本水先人会連合会))

- ③ 上記②の措置に伴い、当該法人の他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定の整備水準が劣後することとなる場合には、それらの財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規律が同等の水準となるよう措置すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(損害保険料率算出機構)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会)、法務省(日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))

- ④ 作成及び公開する附属明細書には、各法人がそれぞれ準拠している企業会計基準、公益法人会計基準、特殊法人等会計処理基準等に記載されている事項を記載するよう指導すること。なお、当該法人の財務及び会計に関する省令等を適用している、又は法人の特性に応じた会計基準に準拠しており、これら省令等に附属明細書に表示する事項が明示されていない3法人(健康保険組合連合会、国民年金基金連合会、全国石油商業組合連合会)に対しては、他の会計基準を参酌して、各法人の貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書の内容を明瞭に補足説明する事項を記載するよう指導すること。また、国から国庫補助金等の交付を受けている場合には、その明細を附属明細書に表示するよう指導すること(既に国庫補助金等の明細を表示することとされている特殊法人等会計処理基準に準拠している場合は除く。)

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(損害保険料率算出機構)、総務省(危険物保安技術協会、消防団員等公務災害補償等共済基金)、法務省(日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国土地改良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))

- ⑤ 法令に規定された附属明細書の作成等をしてこなかった全国社会保険労務士会連合会に関して、上記④の措置を講ずるとともに当該法人に対して、早急に法令を遵守するよう指導すること。(厚生労働省)

図表Ⅱ-2-10 事業報告書等(附属明細書を除く)に関する作成・公開状況(平成25年1月末時点)

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	公開(インターネット)		
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・ 収支計算書・ 正味財産増減計算書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業	◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業	◎	◎	◎
災害防止 (6)	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
士業団体 (8)	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
年金・保険・共済 (5)	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人	◎	◎	◎
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	◎	◎	◎
事業者団体 (5)	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	◎	△	◎
その他 (3)	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	◎	◎	◎
災害防止 (1)	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業	◎	◎	◎
年金・保険・共済 (3)	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	◎	◎
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	◎	◎	◎
事業者団体 (6)	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	○	◎	◎
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	◎	◎	◎
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	◎	◎	◎
その他 (2)	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業	◎	◎	◎
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	◎	◎	◎
事業報告書等を作成している法人数					45	45	45
事業報告書等を公開している法人数					45	44	45

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 ◎は、事業報告書等について、作成・公開している法人を表示している。
- 3 ○は、事業報告書について、中間報告が公開されている法人を表示している。
- 4 △は、貸借対照表の作成はしているが、公開されていない法人を表示している。
- 5 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、

「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-11 附属明細書に関する作成・公開状況

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	作成		公開		
					名称	備付	閲覧	HP	
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	△	財務諸表附属参考資料			△
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業					
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業					
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	△	附属明細書			
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業	△	附属明細書			
	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業					
災害防止 (6)	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	□	附属明細書	□	△	
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	□	附属明細書	□	△	
士業団体 (8)	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	△	財務諸表の注記			△
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	△	財務諸表の注記			
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人					
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	△
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人					
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人	△	財務諸表の注記			△
-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	□	附属明細書	△	△		
年金・保険・共済 (5)	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	□	附属明細書			
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	○	附属明細書	○	○	
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	□	財産目録内訳表	△	△	
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	□	附属明細書	□	□	△
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	□	附属明細書	□	□	△
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	□	附属明細書			△
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	△	財務諸表に対する注記	◎	◎	
	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	△	計算書類に対する注記			△
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業					
その他 (3)	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	△	附属明細書			
	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	附属明細書	◎	◎	△
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業					
災害防止 (1)	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	△	注記			△
		国土交通省							
年金・保険・共済 (3)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	附属明細書	◎	◎	
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等					
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	△	決算附属資料	△	△	
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	△	財務諸表に対する注記			△
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	□	附属明細書			△
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	□	附属明細書	△	△	
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業					
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	□	財務諸表に対する注記			△
		経済産業省							
その他 (2)	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業					
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	△	附属明細書	△	△	△
附属明細書を作成・公開している法人数					30		16	17	13
							25		

(注)1 当省の調査結果による。

- 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人を含む。
- ◎は、法律上の規定に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- は、政令・省令の規定に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- は、経理規程等に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- △は、法令等の規定はないが、任意に作成・公開している法人を表示している。
- 公開欄の法人数の下段は、何かしらの方法で公開している法人数(重複している法人数を除く。)を表示している。
- 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」: 企業会計基準、「特殊法人」: 特殊法人等会計処理基準、「公益法人」: 公益法人会計基準、「預金保険機構」: 預金保険機構会計規程、「規約等」: 法人の内部規程、「中小企業等」: 中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-12 事業報告書等に関する作成のルール

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	作成(ルール)			
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・(収支計算書) 正味財産増減計算書	附属明細書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	◎	◎	◎(△)	
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業	◎	◎	◎(△)	
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	△	◎	◎(△)	
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	△	◎	◎(△)	
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業		◎	◎(△)	
	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業	◎	◎	◎(△)	
災害防止 (6)	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	◎	◎	□	□
士業団体 (8)	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	-
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	-
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人				
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人		□	□	-
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	◎	◎	◎	□
年金・保険・共済 (5)	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	◎	○	○	□
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	◎	○	○	○
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	◎	◎	◎	□
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	◎	◎	◎	□
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	◎	◎	◎	□
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	◎	□	(□)	□
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	◎	◎	◎	-
	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	◎	◎	(◎)	-
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	◎	◎	◎	
その他 (3)	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	△	◎	◎(△)	
	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	◎	◎(△)	◎
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業	◎	◎	(◎)	
災害防止 (1)	特別法人	厚生労働省						
		国土交通省	船員災害防止協会	公益法人	◎	◎	(◎)	-
年金・保険・共済 (3)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	◎	◎(△)	◎
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	○			
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	○	○	○	
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	◎	□	(◎)	-
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	◎	□	(◎)	□
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	◎	□	□	□
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	◎	◎	◎	□
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	◎	□	(◎)	-
	特別法人	経済産業省						
その他 (2)	特別法人	金融庁	全国石油商業組合連合会	中小企業等	◎	◎	◎	
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業		□	□	
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	◎	◎	◎(△)	
作成のルールがある法人数					41	43	43	17

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の記号については、◎:法律 ○:政令 △:府令・省令 □:定款、会計規程等を意味している。

3 収支計算書については、( )で表示している。

4 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人については、「-」で表示している。

5 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、

「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-13 事業報告書等に関する公開のルール

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	公開(ルール)			
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・(収支計算書・ 正味財産増減計算書)	附属明細書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	□開限	□開限	□開限	
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業				
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	公	公	公	
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業				
災害防止 (6)	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業				
	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人				
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	□備	□備	□備	
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	□備	□備	□備	
士業団体 (8)	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	□備5	□備5	□備5	□備5
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	□備5	□備5	□備5	□備5
	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	備開5	備開公5	(備開公5)	備開5
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人				-
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人		□開限	□開限	-
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人				
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	備開5	備開公5	備開公5	備開5
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	備開5	備開5	(備開5)	備開5
年金・保険・共済 (5)	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人		□備公		-
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	備開5	備開5	備開5	
	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	公備	公備	公備	
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	備開5	備開公5	備開公5	備開
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	□備開5	□備開5	□備開5	
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	備開5限	備開5限	備開5限	備開5限
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	備開限	備開限	備開限	備開限
	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業				
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	開限	開限	開限	-
その他 (3)	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	□備開5	□備開5	(□備開5)	-
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	備開5	公備開5	(公備開5)	備開5
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	備開5限	備開5限	備開5限	
災害防止 (1)	特別法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業				
	特別法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	公備開5	公備開5	公備開5	備開5
年金・保険・共済 (3)	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業				
	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	備	備	(備)	-
	特別法人	国土交通省						
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	備開10	備開公10	備開公10	備開10
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	備開限			
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	備開限	備開限	備開限	
	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人				-
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	□備開5	□備開5	(□備開5)	
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	備開5限	備開5限	備開5限	
その他 (2)	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	□備	□備	□備	-
	特別法人	経済産業省	日本商品先物取引協会	公益法人	□備	□備	□備	-
その他 (2)	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等	備開限5	備開限5	備開限5	
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業				
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	備□公1	備□公1	備□公1	
公開のルールがある法人数					32	33	32	11

(注)1 当省の調査結果による。

2 法令で規定されている場合は無表示とし、定款・会計規程等で規定されている場合のみ、□で表示している。

3 「公」:官報公示等、「備」:備付け、「開」:開覧を意味している。

4 収支計算書については、( )で表示している。

5 備付け、公開等の期間が規定されていない場合は無表示とし、規定されている場合のみ、当該期間を算用数字で表示している。

6 開覧対象者が限定されていない場合は無表示とし、限定されている場合のみ、「限」と表示している。

7 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人については、「-」で表示している。

8 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、

「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準



図表Ⅱ－２－１４ 附属明細書の公開に関する法令上の規定内容

法人名	法令名	内容（抜粋）
日本公認会計士協会	公認会計士法第46条の11の2	協会は、毎事業年度、第46条の6に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、 <u>附属明細書</u> 、事業報告書及び監事の意見書を、 <u>事務所に備えて置き</u> 、内閣府令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
日本税理士会連合会	税理士法第49条の18	日本税理士会連合会は、毎事業年度、第49条の15の規定において準用する第49条の8第3項に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び <u>附属明細書並びに</u> 会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、 <u>事務所に備えて置き</u> 、財務省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法第25条の48	連合会は、毎事業年度、総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び <u>附属明細書並びに</u> 会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、 <u>事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
企業年金連合会	厚生年金基金令第52条の7第2項	連合会は、前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び <u>附属明細書並びに</u> 同項の業務報告書及び監事の意見を記載した書面を、 <u>各事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
全国商工会連合会	商工会法第57条第5項	全国連合会は、第2項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び収支決算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録及び <u>附属明細書並びに</u> 同項の監事の意見書を、 <u>各事務所に備えて置き</u> 、経済産業省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
社会保険診療報酬支払基金	高齢者の医療の確保に関する法律第145条第3項	支払基金は、第1項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び <u>附属明細書並びに</u> 前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、 <u>各事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。
生命保険契約者保護機構	保険業法第265条の39第3項	機構は、第1項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、 <u>附属明細書及び</u> 前項の監事の意見書を、 <u>各事務所に備え置き</u> 、内閣府令・財務省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない</u> 。

(注) 下線は、当省が付した。

図表Ⅱ－２－15 附属明細書の内容に関する法令上の規定内容

法人名	法令名	内容 (抜粋)
全国社会保険 労務士会連合 会	社会保険労務士 法施行規則第 31 条	<p>法第 25 条の 48 の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 主な資産及び負債に関する事項</p> <p>イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p> <p>二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>三 主な収益及び費用に関する事項</p> <p>イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、補助金等に係る国の会計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）</p> <p>ロ 連合会の役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細</p>
企業年金連合 会	厚生年金基金規 則第 72 条の 8	<p>令第 52 条の 7 第 2 項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 連合会に対する国の出資に関する事項</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 年金給付等積立金の額（責任準備金の額との比較を含む。）</p> <p>ロ 支払保証経理に係る資産</p> <p>ハ 支払備金に係る資産</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、主な資産及び負債の明細（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>四 子会社及び関連会社（以下この条において「関連会社等」という。）の株式であつて連合会が保有するものの明細（関連会社等の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、連合会が行う出資に係る出資金の明細</p> <p>六 関連会社等に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）</p> <p>ロ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細（関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行つているときは、当該法人ごとの出えん額を含む。）</p>
全国商工会連 合会	商工会法施行規 則第 9 条の 4	<p>法第 57 条第 6 項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 主な資産及び負債に関する事項</p> <p>イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p> <p>二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>三 主な収益及び費用に関する事項</p> <p>イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、国の会</p>

		<p>計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 役員及び職員の給与費の明細</li> <li>ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細</li> </ul>
<p>社会保険診療報酬支払基金</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令第17条</p>	<p>法第145条第3項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる主な資産及び負債の明細 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 長期借入金の明細（借入先（財政投融资資金による借入れの有無を含む。）並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）</li> <li>ロ 引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）</li> <li>ハ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</li> </ul> </li> <li>ニ 支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。支払基金及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、子会社とみなす。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式であって支払基金が保有するもの（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）</li> <li>ホ ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細</li> <li>ヘ 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細</li> <li>ト イからへまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細</li> </ul> <p>二 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）</li> <li>ロ 役員及び職員の給与費の明細</li> <li>ハ 関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該関連一般社団法人等ごとの出えん額</li> <li>ニ イからハまでに掲げるもののほか、高齢者医療制度関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細</li> </ul>

## 図表Ⅱ-2-16 各会計基準における附属明細書の内容等 各会計基準における附属明細書の内容

<p><b>1 企業会計における附属明細書の内容</b> 会社計算規則（平成18年法務省令第18号）（抜粋）</p> <p>第三編 計算関係書類 第6章 附属明細書</p> <p>第117条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項（公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項）のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 有形固定資産及び無形固定資産の明細 二 引当金の明細 三 販売費及び一般管理費の明細 四 第112条第1項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項</p>
<p><b>2 公益法人会計基準における附属明細書の内容</b> 「公益法人会計基準について」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（抜粋）</p> <p>第6 附属明細書</p> <p>1 附属明細書の内容 附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとする。</p> <p>2 附属明細書の構成 附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>（1）基本財産及び特定資産の明細 （2）引当金の明細</p> <p>なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。</p>
<p><b>3 特殊法人等会計処理基準における附属明細書の内容</b> 「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月（平成19年11月19日改訂）財政制度審議会 公企業会計小委員会）（抜粋）</p> <p>第7 附属明細書 法人は、損益計算書及び貸借対照表の内容を補足説明するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成するものとする。</p> <p>① 出資者及び出資額の明細 ② 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 ③ 国庫補助金等の明細 ④ 主な費用及び収益の明細等</p>

## 特殊法人等会計処理基準における附属明細書の公表

特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月（平成19年11月19日改訂））（抜粋）

### 第9 公開

法人は、財政状態、経営成績及び事業活動の状況について広く国民一般に公開するため、できる限り早期に、財務諸表、附属明細書及び事業報告書を主要な事務所に備え付け、又は損益計算書及び貸借対照表若しくはこれらの要旨を官報等に掲載する方法により公表するものとする。

## 公益社団法人及び公益財団法人における附属明細書の閲覧

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抜粋）

### 第二章 公益法人の認定等

#### 第二節 公益法人の事業活動等

##### 第三款 公益法人の計算等の特則

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第21条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第5条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第1項に規定する書類、第2項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第129条第1項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

6 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第4項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをしてしている公益法人についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第2項中「その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（注）下線は、当省が付した。

## (参考)

### 一般社団法人及び一般財団法人における附属明細書の閲覧

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抜粋）

#### 第 2 章 一般社団法人

##### 第四節 計算

##### 第三款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第 123 条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から 10 年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（貸借対照表等の公告）

第 128 条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 331 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第 129 条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第 124 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前の日（第 58 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の 1 週間（理事会設置一般社団法人にあつては、2 週間）前の日（第 58 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から 3 年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

#### 第 3 章 一般財団法人

##### 第三節 計算

第 199 条 前章第四節（第 121 条第 1 項後段及び第 2 項並びに第 126 条第 1 項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。（以下略）

（注）下線は、当省が付した。

## 資料 1

### 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準

平成14年4月26日  
閣議決定  
平成18年8月15日  
一部改正

特別の法律により設立される民間法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、下記の基準に沿って行うことを基本とする。

#### 記

##### 1. 本基準の対象

本基準は、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものが出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。以下単に「法人」という。）を対象とする。

##### 2. 事業

法人の事業は、法人の民間法人としての性格を損わない範囲内で、その事務・事業を自立的かつ適正に行わせるとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）に依存していないこと。

また、真にやむを得ない理由から当該補助金等を受けている場合においても、経常収益に占める補助金等の割合の低減化を図るとの観点から、補助事業の段階的廃止、法人に本来予定されている事務・事業の遂行に支障のない範囲内で行う自主事業による自己収入の拡大等所要の措置に努めていること。

(2) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、当該事務・事業が当該法人の従たる事務・事業にとどまっていること。また、当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられていること。

ただし、社団的性格の法人が、当該法人の構成員の費用負担によって構成員を対象に行う共益的な事務・事業であって、当該事務・事業の運営について構成員による統制が確保されている場合には、この限りでない。

(3) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

また、制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること。

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

(5) 法人が、法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。

(6) 法人に本来予定されている事務・事業の一部を外注する場合には、特定の事業者に限られるような仕組みとなっていないこと。

(7) 法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること。特に、法人の役職員については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること。

### 3. 機関

法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保するとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）

- ① 役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態に照らして適正な数となっており、上限と下限を定める場合でもその幅が大きすぎないこと。
- ② 役員については、法人が行う事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者が、制度上及び実態上、公正かつ自主的に選任されていること。
- ③ 役員の任期については、原則として2年を基準として設定されていること。また、役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。
- ④ 役員のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

- ⑤ 役員の報酬等（報酬及び退職金をいう。以下同じ。）は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。
- ⑥ 役員会については、役員多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

(2) 監査役員

- ① 監査役員は、会計監査を含む法人の事務・事業の全般的な監査を行うものであり、適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とするとともに、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用していること。
- ② 監査役員は理事を兼ねていないこと。
- ③ 監査役員に関し、前記(1)－②、③及び⑤を準用すること。

(3) 社団的性格の法人の総会等

- ① 組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。
- ② 社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。

(4) 評議員会等

- ① 法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会等（評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者の性格を有する機関をいう。以下同じ。）において、法人の業務実績の評価が行われていること。
- ② 評議員会等の構成員は、公正な手続により選任されていること。
- ③ 評議員会等の構成員は、原則として役員を兼ねていないこと。やむを得ず評議員が役員を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。
- ④ 評議員会等及びその構成員に関し、前記(1)－①、③及び⑥を準用するとともに、特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、評議員会等の構成員に、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

### 4. 財務及び会計

法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、適切な会計処理が行われなければならない。したがって、その財務及び会計については、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な



会計処理が行われていること。

- (2) 法人の余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。
- (3) 法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合には、確実な返済計画を策定する等法人の活動に支障をもたらすことのないよう十分留意されていること。
- (4) 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。
- (5) 収支決算額がおおむね50億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

#### 5. 株式の保有等

法人の株式の保有等については、公共上の見地から特別の法律により設立されているという法人の性格にかんがみ、関連組織のいたずらな拡大を抑制するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、法定の資金供給業務として行う場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資を、原則として行っていないこと。
- (2) 法人が真にやむを得ず、あるいは法定の資金供給業務又は財産の管理運用として、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資（間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。）を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要（名称、所在地、資本金、事業内容、役員の状況、従業員数、持株比率及び法人との関係）が具体的に記載されていること。  
また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

#### 6. 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透

明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。
  - ① 定款
  - ② 役員名簿（注）
  - ③ 組合員等名簿（組合等の場合）
  - ④ 事業報告書・附属説明書類
  - ⑤ 損益計算書又は収支計算書
  - ⑥ 貸借対照表
  - ⑦ 法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書
  - ⑧ 監事の意見書
  - ⑨ 事業計画書
  - ⑩ 収支予算書

（注）常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記すること

- (2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。
  - ① 名称
  - ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
  - ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号
  - ④ 設立年月日
  - ⑤ 代表者の職名及び氏名
  - ⑥ 主な目的及び事業
- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。
  - ① 最新の業務及び財務等に関する資料
  - ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名
  - ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、

交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

#### 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

- (1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

- (2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、当該法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の根拠となる特別の法律の必要性等について、法人の特性に応じ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条に規定する政策評価の結果を活用しつつ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、当該特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。

#### 8. 経過措置

- (1) 特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）別表に掲げる特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づく民間法人化が行われるまでの間は、本基準は適用しない。

- (2) 所管官庁は、本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則として3年以内に本基準に適合するように指導すること。

- (3) 本基準7-(2)に定める見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間（特殊法人等改革基本法第1条に規定するものをいう。）内に実施すること。

- (4) 所管官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を役員現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる法人に対し、現職役員の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強かに指導するものとする。評議員についても同様とする。

## 資料 2

### 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準

〔平成 18 年 8 月 15 日〕  
閣 議 決 定

特別の法律により設立される法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、以下の基準に沿って行うこととする。

#### 1 本基準の対象

本基準は、商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。）のうち、次のいずれかに該当する法人（以下単に「法人」という。）を対象とする。ただし、その上部団体等が特別の法律により設立される民間法人又は本基準の対象法人であるものを除く。

- ① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの
- ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの
- ③ 国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの（注）
- ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの

（注）国又はこれに準ずるものからの補助金等の2分の1以上を第三者に交付するもの、国又はこれに準ずるものからの補助金等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占めるもの及び経常的運営に要する経費に係る補助金等の交付を受けているものをいう。

#### 2 業務の見直しに関する事項

法人の業務に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- （1）法律の規定に基づき法人が登録、認定、検査等（以下「登録等」という。）の事務・事業を行っている場合には、事務・事業の実施方法等に関する基準が当該事務・事業を所管する府省によって客観的に明確にされていること。
- （2）法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・

事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表されていること。

- （3）法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業にかかわる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することその他の当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。
- （4）法人が法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できること。
- （5）法律の規定に基づき法人が行っている事務・事業を所管する府省は、法令に定められたところにより、当該法人の指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努めていること。
- （6）補助金等を財源として行っている事務・事業について、収入に占める補助金等の割合の低減化及び補助金等の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、業務内容の見直し、業務の実施体制や内部管理体制の改善、厳格な業務監査の実施、自己収入の拡大等の取組みに努めていること。

#### 3 法人の機関等に関する事項

法人の機関、財務及び会計、株式の保有等に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- （1）役員（監査役員を除く。以下同じ。）のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。  
また、所管する官庁の出身者と同一の業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。  
ただし、特定の業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。
- （2）役員会については、役員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。
- （3）組合等の団体的性格の法人の総会等については、その構成員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。また、構成員が多数であったり全国に散在したりする等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。
- （4）企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。また、収支決算額がおおむね10億円以上の法人について

ては、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

(5) 法人の余裕金は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。

(6) 法人が公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資（間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。）を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要（名称、所在地、資本金、事業内容、役員の状況、従業員数、持ち株比率及び法人との関係）が具体的に記載されていること。また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

#### 4 情報公開に関する事項

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表していること。

- ① 定款
- ② 役員名簿（注）
- ③ 組員等名簿（組合等の場合）
- ④ 事業報告書
- ⑤ 損益計算書又は収支計算書
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書
- ⑧ 監事の意見書
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

（注）常勤・非常勤の別及び国家公務員出身者については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記すること。

(2) 各府省は、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、各府省は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号

- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

(3) 各府省は、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 法律の規定により法人に行わせている国の事務の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

#### 5 定期的な見直し

各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する。

#### 6 実施時期

各府省は、本基準に基づく法人の初回の見直しを、平成18年度中に実施することとし、本基準に適合しない法人については、速やかに本基準に適合するよう指導すること。行政改革推進本部事務局は、本基準に従った法人の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。

## 特別民間法人等における資産額、負債額、純資産額又は正味財産額及び年間収入額(平成23年度)

No.	区分	法人名	資産額 (百万円)	負債額 (百万円)	純資産額 (正味財産額) (百万円)	年間 収入額 (百万円)
1	特民 検査・検定	日本消防検定協会	6,981	1,387	5,594	1,991
2	特民 検査・検定	危険物保安技術協会	3,336	337	2,999	1,021
3	特民 検査・検定	高圧ガス保安協会	8,119	4,080	4,039	4,669
4	特民 検査・検定	日本電気計器検定所	22,970	4,323	18,647	6,394
5	特民 検査・検定	軽自動車検査協会	68,057	7,613	60,443	16,516
6	特民 検査・検定	日本小型船舶検査機構	10,290	1,883	8,407	2,683
7	特民 災害防止	建設業労働災害防止協会	2,814	555	2,259	4,202
8	特民 災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	244	195	49	2,015
9	特民 災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	354	136	218	1,191
10	特民 災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	663	311	352	726
11	特民 災害防止	鉱業労働災害防止協会	148	26	122	132
12	特民 災害防止	中央労働災害防止協会	6,683	5,517	1,166	7,416
13	特民 士業団体	日本公認会計士協会	14,276	2,546	11,730	6,627
14	特民 士業団体	日本行政書士会連合会	888	455	433	651
15	特民 士業団体	日本司法書士会連合会	4,572	707	3,865	2,088
16	特民 士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	644	23	621	652
17	特民 士業団体	日本税理士会連合会	6,657	1,338	5,319	1,951
18	特民 士業団体	全国社会保険労務士会連合会	4,319	2,873	1,446	4,006
19	特民 士業団体	日本弁理士会	6,450	432	6,018	2,140
20	特民 士業団体	日本水先人会連合会	2,059	470	1,589	1,433
21	特民 年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	62,433	62,433	0	40,865
22	特民 年・保・共	企業年金連合会	9,931,828	11,160,385	△ 1,228,557	370,412
23	特民 年・保・共	石炭鉱業年金基金	15,954	10,759	5,195	242
24	特民 年・保・共	漁船保険中央会	56,246	16,836	39,410	54,945
25	特民 年・保・共	全国漁業共済組合連合会	69,591	64,074	5,518	33,197
26	特民 事業者	全国農業会議所	20,249	259	19,989	6,914
27	特民 事業者	全国農業協同組合中央会	33,229	3,594	29,635	5,438
28	特民 事業者	日本商工会議所	14,554	2,189	12,365	17,305
29	特民 事業者	全国商工会連合会	4,287	4,013	274	11,786
30	特民 事業者	全国中小企業団体中央会	6,738	631	6,107	3,758
31	特民 投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	66,271	6,102	60,169	3,431
32	特民 投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	23,573	2,074	21,499	1,314
33	特民 投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	39,903	2,527	37,376	3,106
34	特民 その他	自動車安全運転センター	25,903	3,459	22,444	6,298
35	特民 その他	社会保険診療報酬支払基金	1,543,233	1,433,202	110,030	21,640,524
36	特民 その他	中央職業能力開発協会	200,878	199,863	1,015	26,644
37	特民 その他	農林中央金庫	71,719,196	66,898,765	4,820,430	934,933
		計	84,004,590	79,906,372	4,098,215	23,229,616
38	特別 災害防止	船員災害防止協会	70	27	43	162
39	特別 年・保・共	生命保険契約者保護機構	56,239	56,224	15	40,015
40	特別 年・保・共	健康保険組合連合会	56,522	6,604	49,918	124,334
41	特別 年・保・共	国民年金基金連合会	2,461,583	2,462,408	△ 824	190,285
42	特別 事業者	日本証券業協会	36,665	5,239	31,426	8,668
43	特別 事業者	日本貸金業協会	4,441	776	3,665	2,108
44	特別 事業者	全国土地改良事業団体連合会	40,167	10,765	29,402	22,025
45	特別 事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	319	152	166	166
46	特別 事業者	日本商品先物取引協会	683	203	481	368
47	特別 事業者	全国石油商業組合連合会	454	58	396	3,112
48	特別 その他	損害保険料率算出機構	14,806	13,499	1,308	24,158
49	特別 その他	原子力発電環境整備機構	902,814	902,814	0	59,361
		計	3,574,763	3,458,769	116,820	474,762
		合計	87,579,353	83,365,141	4,215,035	23,704,378

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ次のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)、「特別」：特別の法律により設立される法人(特別法人)

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 「資産額」欄には、原則として貸借対照表の資産の部における合計額(流動資産と固定資産の合計額)を記載した。

4 「負債額」欄には、原則として貸借対照表の負債の部における流動負債と固定負債の合計額を記載した。

5 「純資産額(正味財産額)」欄には、資産から負債を引いた額を記載した。なお、百万円未満を四捨五入しているため、資産から負債を引いた額と「純資産額」が一致しない場合がある。

6 「年間収入額」欄には、損益計算書若しくは正味財産計算書の収益又は収入支出計算書の収入から前年度からの繰越金や繰入金、戻入のほか、基金、引当金・積立金等からの取崩し収入を除いた額を記載した。

## 特別民間法人等における役員の状況

No.	区分	法人名	監査役員を除く役員				監査役員						国家公務員出身者			
			常勤		非常勤		常勤		非常勤		外部の者		所管府省出身者			
			人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	制度有無	人数 (人)				
1	特民	検査・検定	日本消防検定協会	9	2	3	2	1	2	1	2	×	0	2	2	
2	特民	検査・検定	危険物保安技術協会	8	2	2	2	1	2	1	2	×	0	4	3	
3	特民	検査・検定	高圧ガス保安協会	11	2	5	2	1	2	0	—	×	1	2	2	
4	特民	検査・検定	日本電気計器検定所	6	2	4	2	1	2	0	—	×	1	1	1	
5	特民	検査・検定	軽自動車検査協会	9	2	5	2	2	2	2	×	×	1	1	1	
6	特民	検査・検定	日本小型船舶検査機構	6	2	3	2	1	2	1	2	×	1	1	1	
7	特民	災害防止	建設業労働災害防止協会	70	2	0	—	3	2	0	—	×	3	3	0	
8	特民	災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	89	2	0	—	2	2	0	—	×	2	0	0	
9	特民	災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	55	2	0	—	2	2	0	—	×	2	0	0	
10	特民	災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	63	2	0	—	3	2	0	—	×	1	0	0	
11	特民	災害防止	鉱業労働災害防止協会	25	2	0	—	2	2	0	—	×	2	6	5	
12	特民	災害防止	中央労働災害防止協会	107	2	3	2	2	2	0	—	×	1	22	4	
13	特民	士業団体	日本公認会計士協会	85	3	1	3	4	3	0	—	○	1	1	0	
14	特民	士業団体	日本行政書士会連合会	56	2	0	—	3	2	0	—	○	2	2	0	
15	特民	士業団体	日本司法書士会連合会	27	2	4	2	3	2	0	—	×	0	0	0	
16	特民	士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	29	2	1	2	3	2	0	—	×	0	1	1	
17	特民	士業団体	日本税理士会連合会	117	2	0	—	16	2	0	—	○	1	9	9	
18	特民	士業団体	全国社会保険労務士会連合会	81	2	2	2	6	2	0	—	○	1	1	1	
19	特民	士業団体	日本弁理士会	74	※1	0	—	12	2	0	—	○	2	5	5	
20	特民	士業団体	日本水先人会連合会	25	2	3	2	3	2	1	2	○	2	1	1	
21	特民	年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	7	2	1	2	1	2	1	2	×	1	1	1	
22	特民	年・保・共	企業年金連合会	14	2	3	2	2	2	0	—	×	0	1	0	
23	特民	年・保・共	石炭鉱業年金基金	2	2	1	2	1	2	0	—	×	0	0	0	
24	特民	年・保・共	漁船保険中央会	17	3	3	3	3	3	0	—	×	1	1	1	
25	特民	年・保・共	全国漁業共済組合連合会	13	3	3	3	3	3	0	—	×	1	1	1	
26	特民	事業者	全国農業会議所	14	3	1	3	2	3	0	—	×	0	3	0	
27	特民	事業者	全国農業協同組合中央会	26	3	7	3	3	3	0	—	×	1	0	0	
28	特民	事業者	日本商工会議所	62	3	5	3	3	3	0	—	×	0	2	2	
29	特民	事業者	全国商工会連合会	22	3	2	3	3	3	0	—	×	0	1	1	
30	特民	事業者	全国中小企業団体中央会	57	2	2	2	3	2	0	—	×	0	1	1	
31	特民	投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	6	1	5	1	3	4	1	4	×	2	2	1	
32	特民	投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	10	2	7	2	3	4	1	4	×	3	1	1	
33	特民	投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	6	1	4	1	4	4	1	4	×	3	2	1	
34	特民	その他	自動車安全運転センター	10	2	5	2	1	2	1	2	×	0	5	1	
35	特民	その他	社会保険診療報酬支払基金	16	2	4	2	4	2	1	2	○	3	4	3	
36	特民	その他	中央職業能力開発協会	138	2	2	2	1	2	0	—	×	1	9	4	
37	特民	その他	農林中央金庫	31	3	14	3	4	3	2	3	○	3	0	0	
計				1,403		105		115		14		8		43	96	54
38	特別	災害防止	船員災害防止協会	51	2	2	2	2	2	0	—	×	2	1	1	
39	特別	年・保・共	生命保険契約者保護機構	5	2	0	—	1	2	0	—	×	1	1	0	
40	特別	年・保・共	健康保険組合連合会	74	2	5	2	4	2	1	2	○	1	3	3	
41	特別	年・保・共	国民年金基金連合会	9	2	2	2	2	2	0	0	○	1	1	0	
42	特別	事業者	日本証券業協会	11	※2	3	1	3	1	1	1	○	2	3	2	
43	特別	事業者	日本貸金業協会	13	2	2	2	3	2	1	2	○	1	0	0	
44	特別	事業者	全国土地改良事業団体連合会	19	4	2	4	3	4	0	—	×	0	2	2	
45	特別	事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	16	2	0	—	2	2	0	—	×	0	0	0	
46	特別	事業者	日本商品先物取引協会	14	2	1	2	3	2	0	—	○	3	3	3	
47	特別	事業者	全国石油商業組合連合会	30	2	3	2	3	2	0	—	○	1	2	1	
48	特別	その他	損害保険料率算出機構	24	※3	8	2	3	※4	1	2	○	2	2	0	
49	特別	その他	原子力発電環境整備機構	8	※5	5	※5	2	2	1	2	×	0	0	0	
計				274		33		31		5		7		14	18	12
合計				1,677		138		146		19		15		57	114	66

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ以下のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）、「特別」：特別の法律により設立される法人（特別法人）

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 原則として平成24年12月1日時点の人数を記載した。

4 「人数」欄には、常勤だけでなく、非常勤も含む総数を記載した。また、「任期」欄には、定められた任期（年数）を記載した。

5 「常勤」欄の「人数」欄には、上記のうち常勤役員の総数を記載した。また、「任期」欄には、常勤役員について定められた任期（年数）を記載した。

6 「外部の者」欄の「制度有無」欄には、法令や定款（会則）に監査役員に外部の者を登用する定めがある場合には「○」を、ない場合には「×」を記載し、「人数」欄には、監査役員に登用されている外部の者の人数を記載した。

7 表中の※1～5は、次のとおり。

※1 会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年。副会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から1年。常議員及び監事の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年。執行理事の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。

※2 1年。公益理事は2年。

※3 2年。非常勤理事の一部は1年。

※4 2年。非常勤監事の一部は1年。

※5 理事長、副理事長は4年。理事は2年。

8 「国家公務員出身者」欄には、役員全体の人数のうち、国家公務員出身者の人数を記載した。

9 「所管府省出身者」欄には、上記7. の公務員出身者数のうち、所管府省出身者の人数を記載した。





## 特別民間法人等における職員数

No.	区分	法人名	職員数			
			(人)	(人)	(人)	(%)
1	特民 検査・検定	日本消防検定協会	102	102	—	—
2	特民 検査・検定	危険物保安技術協会	40	39	1	2.50%
3	特民 検査・検定	高圧ガス保安協会	223	165	58	26.01%
4	特民 検査・検定	日本電気計器検定所	510	510	—	—
5	特民 検査・検定	軽自動車検査協会	1,317	637	680	51.63%
6	特民 検査・検定	日本小型船舶検査機構	284	186	98	34.51%
7	特民 災害防止	建設業労働災害防止協会	266	265	1	0.38%
8	特民 災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	12	11	1	8.33%
9	特民 災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	16	15	1	6.25%
10	特民 災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	21	20	1	4.76%
11	特民 災害防止	鉱業労働災害防止協会	10	8	2	20.00%
12	特民 災害防止	中央労働災害防止協会	382	354	28	7.33%
13	特民 士業団体	日本公認会計士協会	236	216	20	8.47%
14	特民 士業団体	日本行政書士会連合会	26	26	—	—
15	特民 士業団体	日本司法書士会連合会	33	33	—	—
16	特民 士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	19	19	—	—
17	特民 士業団体	日本税理士会連合会	42	42	—	—
18	特民 士業団体	全国社会保険労務士会連合会	41	41	—	—
19	特民 士業団体	日本弁理士会	64	62	2	3.13%
20	特民 士業団体	日本水先人会連合会	8	8	0	0.00%
21	特民 年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	18	18	—	—
22	特民 年・保・共	企業年金連合会	184	179	5	2.72%
23	特民 年・保・共	石炭鉱業年金基金	4	4	—	—
24	特民 年・保・共	漁船保険中央会	47	47	—	—
25	特民 年・保・共	全国漁業共済組合連合会	34	34	—	—
26	特民 事業者	全国農業会議所	66	62	4	6.06%
27	特民 事業者	全国農業協同組合中央会	198	198	0	0.00%
28	特民 事業者	日本商工会議所	107	105	2	1.87%
29	特民 事業者	全国商工会連合会	43	43	—	—
30	特民 事業者	全国中小企業団体中央会	59	58	1	1.69%
31	特民 投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	69	69	—	—
32	特民 投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	27	27	—	—
33	特民 投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	55	55	—	—
34	特民 その他	自動車安全運転センター	445	445	—	—
35	特民 その他	社会保険診療報酬支払基金	4,838	4,838	0	0.00%
36	特民 その他	中央職業能力開発協会	121	120	1	0.83%
37	特民 その他	農林中央金庫	3,289	3,289	—	—
計			13,256	12,350	906	6.83%
38	特別 災害防止	船員災害防止協会	20	14	6	30.00%
39	特別 年・保・共	生命保険契約者保護機構	3	3	—	—
40	特別 年・保・共	健康保険組合連合会	111	110	1	0.90%
41	特別 年・保・共	国民年金基金連合会	25	25	0	0.00%
42	特別 事業者	日本証券業協会	347	343	4	1.15%
43	特別 事業者	日本貸金業協会	166	166	0	0.00%
44	特別 事業者	全国土地改良事業団体連合会	24	24	—	—
45	特別 事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	3	3	—	—
46	特別 事業者	日本商品先物取引協会	18	18	0	0.00%
47	特別 事業者	全国石油商業組合連合会	40	40	—	—
48	特別 その他	損害保険料率算出機構	2,203	2,203	0	0.00%
49	特別 その他	原子力発電環境整備機構	80	80	0	0.00%
計			3,040	3,029	11	0.36%
合 計			16,296	15,379	917	5.63%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ以下のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）、「特別」：特別の法律により設立される法人（特別法人）

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 原則として平成24年12月1日時点の人数を記載した。

4 「職員数」欄には、常勤・非常勤を合わせた全職員数（役員は除く。）を記載し、「常勤」欄、「非常勤」欄には、それぞれ常勤職員、非常勤職員の人数を記載した。



### 第3 特別の法律により設立される民間法人等の現況



## 凡 例

- 1 特別の法律により設立される民間法人について、「検査・検定関係法人」等の法人の類型区分は、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）における整理による。また、特別の法律により設立される法人については、当該整理に準じて当省が整理した。
- 2 本表には、基本的に平成 23 年度の状況を記載した。  
ただし、「1. 法人概況」、「4. 組織図」、「5. 会員の概要」、「6. 役員の概要」及び「8. 職員数」については、原則として平成 24 年 12 月 1 日現在の状況を記載した。
- 3 金額は、原則として千円単位（千円未満四捨五入）とした。  
ただし、貸借対照表及び損益計算書については、原則として法人の公表資料を掲載しているため、千円以外の単位となっているものや千円未満を切捨てているものがある。  
また、端数処理により、合計金額が一致しない場合がある。
- 4 「1. 法人概況」について
  - ① 「所在地」は、主たる事務所の所在地である。
  - ② 「沿革」には、法人の設立から平成 24 年 12 月 1 日現在までの法人の設立、合併、分割、目的の追加・変更など、法人としての変遷や法律改正による業務追加など主な業務の変遷を記載した。  
なお、設立根拠法に基づく法人となる以前に、現在の法人の前身に相当する法人が存在していた場合には、当該法人の設立以降の沿革を記載した。
  - ③ 「事業の目的」及び「主な事務・事業の内容」は、法令、定款等に基づき記載した。
- 5 「2. 事務・事業の概要等」について、法人が多数の事務・事業を実施している場合には、手数料等の対価を徴収しているものや国等からの補助金等（※）を受けて実施しているものなど、主な事務・事業について記載した。  
※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。
- 6 「3. 財務の概要」の「(2) 収入の状況」について
  - ① 損益計算書、正味財産増減計算書又は収入支出計算書により記載した。
  - ② 「総収入額」には、前年度からの繰越金や繰入金、戻入のほか、基金、引当金・積立金等からの取崩し収入を除いた額を記載したため、財務諸表上の金額とは一致していない場合がある。
  - ③ 「国等からの補助金等収入額」には、補助金等の確定額を記載したため、財務諸表上の金額とは一致していない場合がある。
- 7 「6. 役員の概要」について
  - ① 「在任期数別人数」の「期別」は、当該役職における在職が何期目であるかを指す（例えば、1 期 2 年の役職の在職期間が 3 年目であれば「2 期」と記載）。
  - ② 「退職公務員の状況」の「最終官職」には、国家公務員出身者の国家公務員退職時における最終官職名を記載した。



# 目 次

## 1. 特別の法律により設立される民間法人

### (1) 検査・検定関係法人

- ① 日本消防検定協会 ..... 1
- ② 危険物保安技術協会 ..... 5
- ③ 高圧ガス保安協会 ..... 9
- ④ 日本電気計器検定所 ..... 13
- ⑤ 軽自動車検査協会 ..... 17
- ⑥ 日本小型船舶検査機構 ..... 21

### (2) 災害防止関係団体

- ① 建設業労働災害防止協会 ..... 25
- ② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ..... 29
- ③ 林業・木材製造業労働災害防止協会 ..... 33
- ④ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 ..... 37
- ⑤ 鉱業労働災害防止協会 ..... 41
- ⑥ 中央労働災害防止協会 ..... 45

### (3) 士業団体

- ① 日本公認会計士協会 ..... 49
- ② 日本行政書士会連合会 ..... 53
- ③ 日本司法書士会連合会 ..... 57
- ④ 日本土地家屋調査士会連合会 ..... 61
- ⑤ 日本税理士会連合会 ..... 65
- ⑥ 全国社会保険労務士会連合会 ..... 69
- ⑦ 日本弁理士会 ..... 73
- ⑧ 日本水先人会連合会 ..... 77

### (4) 年金・保険・共済関係法人

- ① 消防団員等公務災害補償等共済基金 ..... 81
- ② 企業年金連合会 ..... 85
- ③ 石炭鉱業年金基金 ..... 89
- ④ 漁船保険中央会 ..... 93
- ⑤ 全国漁業共済組合連合会 ..... 97

## (5) 事業者団体

- ① 全国農業会議所 ..... 101
- ② 全国農業協同組合中央会 ..... 105
- ③ 日本商工会議所 ..... 109
- ④ 全国商工会連合会 ..... 113
- ⑤ 全国中小企業団体中央会 ..... 117

## (6) 投資育成株式会社

- ① 東京中小企業投資育成株式会社 ..... 121
- ② 名古屋中小企業投資育成株式会社 ..... 125
- ③ 大阪中小企業投資育成株式会社 ..... 129

## (7) その他

- ① 自動車安全運転センター ..... 133
- ② 社会保険診療報酬支払基金 ..... 137
- ③ 中央職業能力開発協会 ..... 141
- ④ 農林中央金庫 ..... 145

## 2. 特別の法律により設立される法人

### (1) 災害防止関係団体

- ① 船員災害防止協会 ..... 149

### (2) 年金・保険・共済関係法人

- ① 生命保険契約者保護機構 ..... 153
- ② 健康保険組合連合会 ..... 157
- ③ 国民年金基金連合会 ..... 161

### (3) 事業者団体

- ① 日本証券業協会 ..... 165
- ② 日本貸金業協会 ..... 169
- ③ 全国土地改良事業団体連合会 ..... 173
- ④ 全国食肉業務用卸協同組合連合会 ..... 177
- ⑤ 日本商品先物取引協会 ..... 181
- ⑥ 全国石油商業組合連合会 ..... 185

### (4) その他

- ① 損害保険料率算出機構 ..... 189
- ② 原子力発電環境整備機構 ..... 193

## 1. 特別の法律により設立される民間法人





(1) 検査・検定関係法人



## 日本消防検定協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都調布市深大寺東町4-35-16		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jfeii.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jfeii.or.jp/company_financial.html	
設立根拠法	消防法（昭和23年法律第186号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省消防庁予防課		
設立年月日	昭和38年10月1日	民間法人化年月日	昭和62年1月1日
	年月	事項	
沿革	昭和38年10月	日本消防検定協会設立	
	昭和62年1月	民間法人化	
事業の目的	検定対象の機械器具等についての試験及び個別検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他災害による被害の軽減に資すること。		
主な事務・事業の内容	① 消防の用に供する機械器具等の検定、鑑定及び受託試験業務 ② 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行う業務 ③ 特殊消防用設備の性能に関する評価を行う業務		

### 2. 事務・事業の概要等

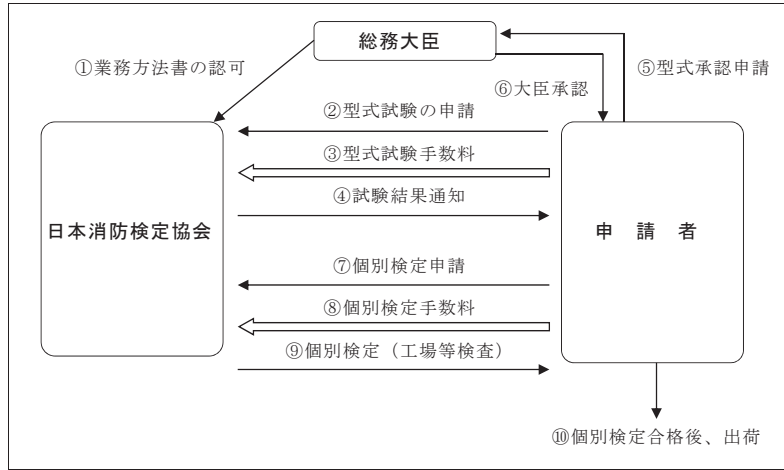
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
検定事業	消防法施行令第37条に定める検定対象機械器具等（消火器等14品目）について、申請に応じて以下の試験、検定を実施するもの。 ① 型式試験：検定対象機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているか試験。 ② 個別検定：個々の検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた型式に係る形状等と同一であるか検定。	(平成23年度) 型式試験 426件 個別検定 19,473,229個	有	1,427,115 (※)
	消防法第21条の3、第21条の8第1項並びに第21条の36第1項第1号及び第2号	-		検定事業費
受託事業	検定対象機械器具以外の消防用機器等について、依頼に応じて検定の方法に準じて試験を実施し、その結果を依頼者に通知するもの。	(平成23年度) 型式試験 59件 個別検査 20,393,262個	有	540,767 (※)
	消防法第21条の36第1項第5号及び第6号	-		受託事業費
性能評価事業	消防法第17条に定める消防用設備等に代える特殊消防用設備等について、申請に応じて消防法第17条に定める消防用設備等と同等以上の性能を有しているか評価するもの。	(平成23年度) 性能評価 1件	有	5,615 (※)
	消防法第17条の2第1項及び第21条の36第1項第3号	-		特殊消防用設備等性能評価費

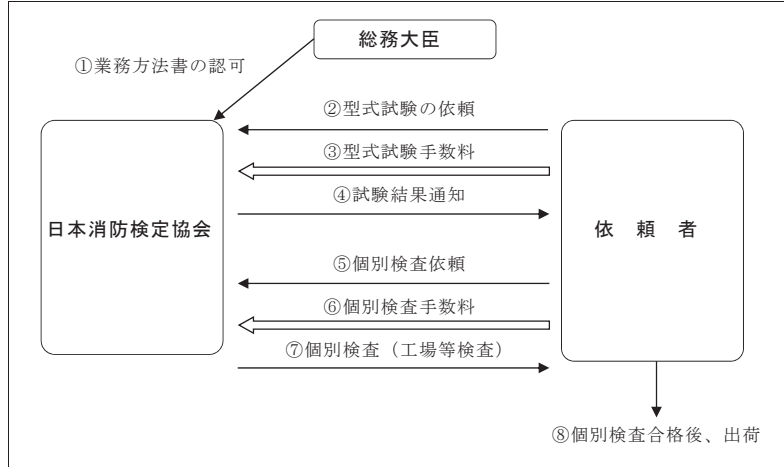
(注) 事業支出額には、一般管理費、減価償却費及び調査研究費について事業費比率で按分した金額を、間接経費として損益計算書の検定事業費に加算した。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

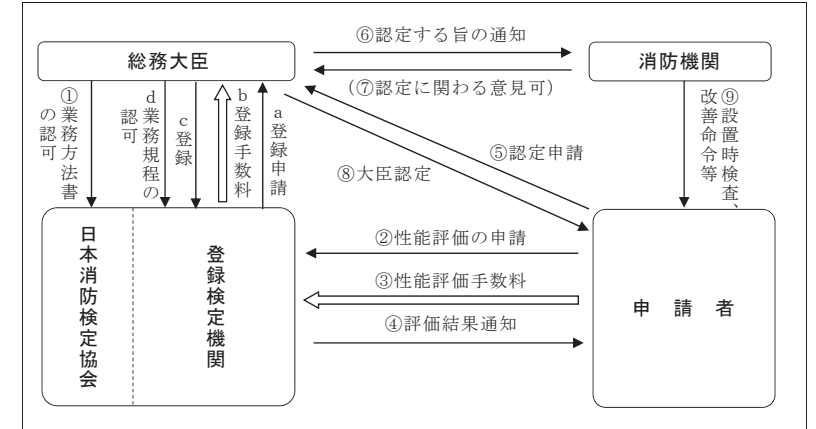
① 検定事業



② 受託事業



③ 性能評価事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	1,802,015	1,802,015	1,802,015	1,802,015	1,802,015
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,489,987	2,518,931	2,208,949	2,047,901	1,990,735	
内訳	事業収入額	2,364,602	2,392,526	2,131,402	1,990,563	1,869,744
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	55,625	38,079	9,597	0	9,555
	その他収入額	69,759	88,326	67,950	57,338	111,436

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

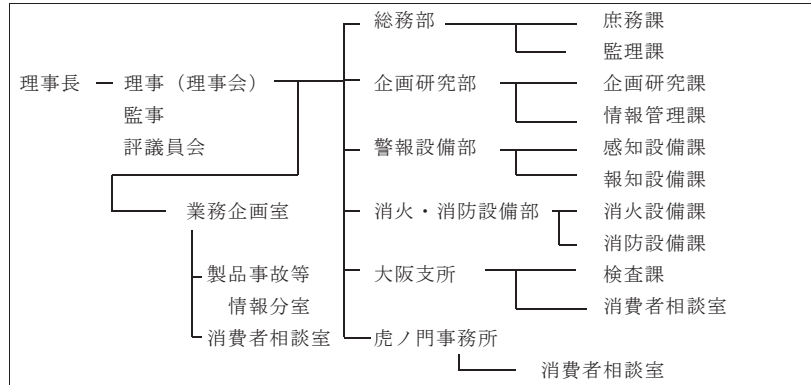
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
理事	常勤	8人以内	65歳	2年	2人	1期	1人	1人	総務省消防大学校長
						3期	1人	-	-
	非常勤	70歳	2年	6人	1期	2人	0人	-	
					2期	1人	-	-	
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	総務省消防庁 防災課特殊災害室長

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,823	2,979	8,134	35,936
非常勤	-	-	-	-
合計	24,823	2,979	8,134	35,936

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	104人
		現員	102人
非常勤	定数	-	
	現員	-	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

平成 24 年 3 月 31 日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流 動 資 産	円	流 動 負 債	円
現 預 金	1,205,507,018	未 払 金	334,902,722
預 有 価 証	400,000	未 払 費 用	122,086,518
未 収 収 益	851,441,501	未 払 消 費 税	10,608,372
前 払 費 用	338,493,100	未 払 法 人 税 等	10,790,400
貯 蔵 品	553,052	前 受 金	190,000
	4,467,182	預 り 金	184,794,539
	10,152,183		6,432,893
固 定 資 産	円	固 定 負 債	円
基 本 財 産	5,775,079,036	退 職 給 付 引 当 金	1,052,540,500
土 地	1,802,015,123		1,052,540,500
有 価 証	343,144,223		
そ の 他 の 固 定 資 産	1,458,870,900		
有 形 固 定 資 産	3,973,063,913	基 本 金	1,802,015,123
建 物	988,279,467	基 本 金	1,802,015,123
「 減 価 償 却 累 計 額	501,144,222		
建 物 附 属 設 備	1,078,117,818		
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 576,973,596		
構 築 物	580,678,128	資 本 剰 余 金	3,057,597,382
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 383,401,988	固 定 資 産 充 当 額	1,179,793,913
機 械 装 置	52,010,730	減 価 償 却 積 立 額	1,877,803,469
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 32,886,657		
車 輛 運 搬 具	270,773,784	利 益 剰 余 金	733,530,327
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 171,987,685	積 立 金	725,976,954
工 具 器 具 及 び 備 品	9,141,276	当 期 利 益 金	7,553,373
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 8,051,830		
建 設 仮 勘 定	750,172,236		
「 減 価 償 却 累 計 額	△ 584,660,160		
そ の 他 の 固 定 資 産	5,250,000		
	97,411		
無 形 固 定 資 産	191,486,476		
電 話 加 入 権	1,612,840		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	189,873,636		
投 資 有 価 証	2,793,270,000		
不 動 産 賃 借 敷 金 等	27,970		
合 計	6,980,586,054	合 計	6,980,586,054

10. 損益計算書（平成 23 年度）

平成 23 年 4 月 1 日から  
平成 24 年 3 月 31 日まで

費		用		収		益	
勘定科目	金	額	勘定科目	金	額	勘定科目	金
	円	円		円	円		円
事業費		1,843,299,272	事業収入		1,879,299,346		
検 定 事 業 費	1,112,210,536		検 定 事 業 収 入	1,227,962,056			
特 殊 消 防 用 設 備 等 性 能 評 価 費	630,844		特 殊 消 防 用 設 備 等 性 能 評 価 収 入	1,312,500			
受 託 事 業 費	421,434,221		受 託 事 業 収 入	650,024,790			
調 査 研 究 費	56,489,801						
減 価 償 却 費	252,533,870						
一般管理費		125,387,037	事業外収入		44,520,407		
管 理 諸 費	84,729,763		運 用 収 入	38,404,405			
租 税 課 金	27,372,950		雑 収 入	6,116,002			
消 費 税	12,858,000						
交 際 費	426,324		特別利益		66,915,504		
			基本財産資産売却益	66,915,504			
特別損失		14,305,575					
固 定 資 産 除 却 損	14,305,575						
法人税、住民税及び事業税	190,000	190,000					
当期利益金		7,553,373					
当 期 利 益 金	7,553,373						
合 計	1,990,735,257	1,990,735,257	合 計	1,990,735,257	1,990,735,257		

(注) 基本財産資産売却益は、富雄宿舎(土地)の売却によるものである。

利益金処分計算書

平成 23 年 4 月 1 日から  
平成 24 年 3 月 31 日まで

	(固定資産充当額)	(減価償却積立額)	利 益 剩 余 金
前 期 末 残 高	1,224,040,565	1,667,786,240	891,747,531
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 増 加 額	268,951,913		△ 268,951,913
固 定 資 産 減 少 額	△ 103,181,336		103,181,336
減 価 償 却 費 増 加	△ 252,533,870	252,533,870	
減 価 償 却 費 減 少	42,516,641	△ 42,516,641	
当 期 利 益 金			7,553,373
当 期 変 動 額 計	△ 44,246,652	210,017,229	△ 158,217,204
当 期 末 残 高	1,179,793,913	1,877,803,469	733,530,327

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券……総平均法による原価基準によっている。ただし、償却原価法は、重要性が乏しいため、適用していない。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）…定額法

その他の有形固定資産……定率法

②無形固定資産……定額法

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金……期末退職給与の自己都合要支給額の相当額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科目	帳簿価格	時価	評価損益
国 債	1,797,364,000	1,827,130,500	29,766,500
政 府 保 証 債	1,094,415,000	1,145,160,700	50,745,700
地 方 債	1,698,855,000	1,723,153,500	24,298,500
合 計	4,590,634,000	4,695,444,700	104,810,700

3. 資本剰余金及び利益剰余金

- (1) 固定資産充当額は、日本消防検定協会が現に使用している試験施設の減価償却後の簿価額を計上している。
- (2) 減価償却積立額は、日本消防検定協会が試験施設の更新のための必要額を計上している。
- (3) 利益剰余金積立金は、日本消防検定協会の試験施設の修繕・拡充・改良のための必要額を計上している。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 危険物保安技術協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門4-3-13		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.khk-syoubou.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.khk-syoubou.or.jp/company/finance.html	
設立根拠法	消防法（昭和23年法律第186号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省消防庁予防課危険物保安室		
設立年月日	昭和51年11月10日	民間法人化年月日	昭和62年1月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和51年11月	危険物保安技術協会設立	
	昭和62年1月	民間法人化	
事業の目的	消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物又は指定可燃物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験・調査及び技術援助を行い、もって危険物等の貯蔵・取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ること。		
主な事務・事業の内容	<p>① 消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。</p> <p>② 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>③ 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。</p>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
屋外タンク審査事業	石油等液体危険物の屋外タンク貯蔵所について、市町村長からの委託を受けて実施する安全技術基準適合審査。 ①設置審査：容量500kℓ以上のタンクについて、市町村長の設置許可に当たり実施する審査。 ②完成検査前審査：容量1,000kℓ以上のタンク(特定屋外タンク貯蔵所)について、市町村長の完成検査に先立ち実施する審査。 ③定期保安審査：容量10,000kℓ以上の特定屋外タンクについて、原則8年に1回実施する審査。	(平成23年度) 契約件数 1,175件  (内訳) 設置審査 82件 変更審査 848件 保安審査 245件	有	659,472
	消防法第11条の3、第14条の3第3項及び第16条の34第1項第1号	-		タンク審査事業費
技術援助	旧法タンク(昭和52年以前に建設された特定屋外タンク。平成28年度末までの改修が義務付け。)、準特定タンク(容量500kℓ~1,000kℓのタンク)、その他タンクについて、依頼に応じ、危険物等の保安対策に係る専門技術的な支援を行うもの。	(平成23年度) 契約件数 366件	有	352,543 (※)
	消防法第16条の34第1項第2号	-		その他の事業費
性能評価等	業者からの申請に応じ、新技術・新手法の活用により開発された設備等について、火災予防又は消防活動上の有効性に関する性能を評価するもの。	(平成23年度) 実施件数 225件	有	352,543 (※)
	消防法第16条の34第1項第2号	-		その他の事業費

試験確認等	業者からの申請に応じ、危険物の運搬容器や危険物等を取り扱う設備、機器の構造、性能等の試験を行い、技術上の基準に適合しているものに表示を付すもの。	(平成23年度) 実施件数 669件	有	352,543 (※)
	消防法第16条の34第1項第2号	—		その他の事業費

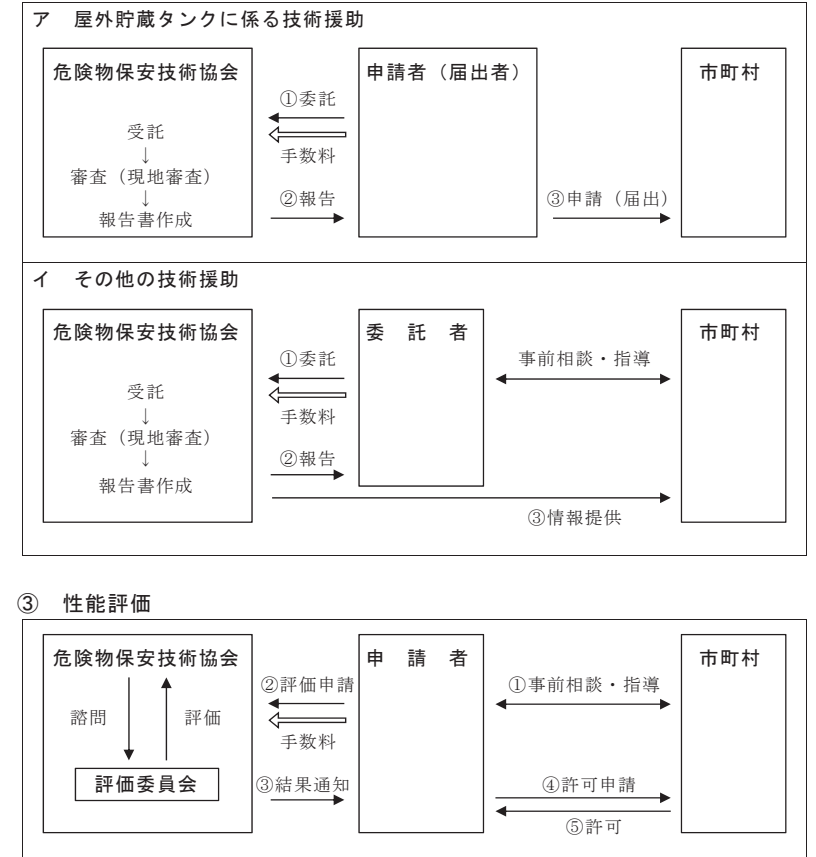
※ 危険物保安技術協会においては、屋外タンク審査事業以外の事務・事業を一括した区分として経理を行っているため、当該区分の事業費全体を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

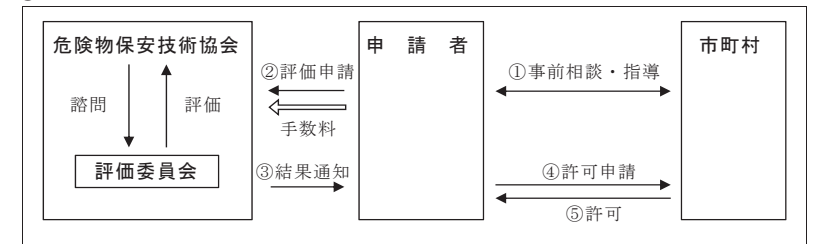
① 屋外タンク審査事業



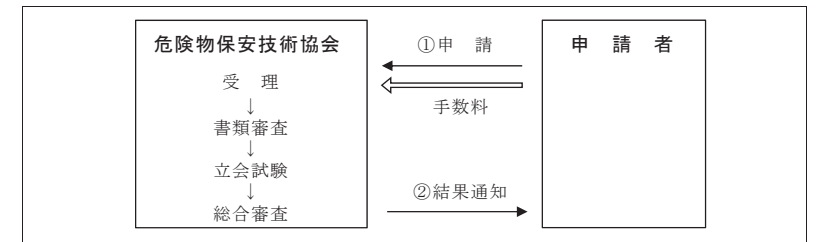
② 技術援助



③ 性能評価



④ 試験確認





### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

#### (2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	1,435,803	1,544,412	1,328,733	1,100,984	1,021,006	
内 訳	事業収入額	1,405,963	1,513,833	1,296,952	1,068,152	956,286
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	0	0	0	0	32,021
	その他収入額	29,840	30,579	31,782	32,832	32,699

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

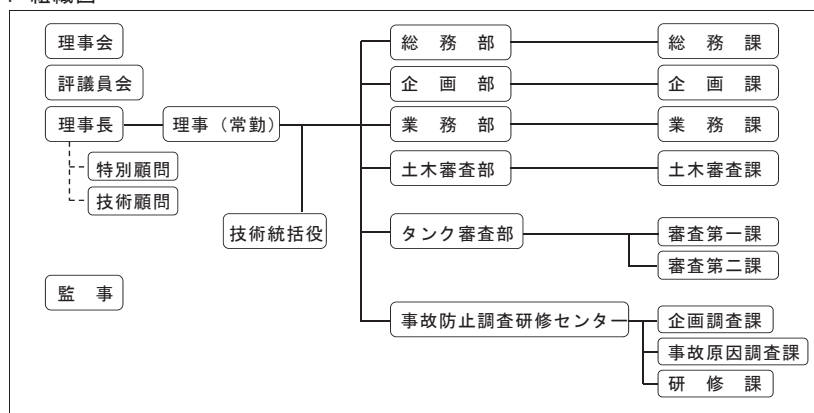
#### (国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

#### (国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

### 6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向
理事	常勤	9人以内	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向
	非常勤		70歳	2年	6人	1期	6人	1人	建設省研究調整官
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向

### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	30,723	5,449	12,397	48,119
非常勤	—	—	—	—
合計	30,723	5,449	12,397	48,119

### 8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	39人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

平成24年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	( 448,038,241)	(流動負債)	( 102,012,399)
現 金	76,466	未 払 金	27,499,606
預 貯 金	405,952,623	預 り 金	12,619,694
未 収 金	39,550,711	前 受 金	61,893,099
貯 蔵 品	2,458,441		
(固定資産)	( 2,887,522,933)	(固定負債)	( 234,768,900)
(有形固定資産)	( 112,911,819)	退 職 給 与 引 当 金	184,768,900
土 地	36,428,380	渉 外 対 策 引 当 金	50,000,000
建 物	50,851,136		
建 物 附 属 設 備	10,413,563	(積立金)	( 2,998,779,875)
器 具 及 び 備 品	15,218,740	前 期 繰 越 利 益 積 立 金	393,576,399
(無形固定資産)	( 122,861,002)	損 失 補 填 準 備 積 立 金	1,570,000,000
借 地 権	14,767,685	業 務 災 害 補 償 責 任 積 立 金	330,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	108,093,317	施 設 整 備 等 積 立 金	260,000,000
		研 究 開 発 積 立 金	500,000,000
(投資)	( 2,651,750,112)	当 期 利 益 金	△54,796,524
不 動 産 賃 借 敷 金	74,681,712		
損 失 補 填 準 備 積 立 資 産	1,570,000,000		
業 務 災 害 補 償 責 任 積 立 資 産	330,000,000		
施 設 整 備 等 積 立 資 産	190,000,000		
研 究 開 発 積 立 資 産	100,000,000		
投 資 有 価 証 券	22,299,500		
減 価 償 却 積 立 資 産	130,000,000		
退 職 給 与 引 当 預 金	184,768,900		
渉 外 対 策 引 当 預 金	50,000,000		
合 計	3,335,561,174	合 計	3,335,561,174

10. 損益計算書（平成23年度）

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(事業費)	( 1,012,014,967)	(事業収入)	( 988,306,639)
タンク審査事業費	659,472,255	タンク審査事業収入	587,817,000
その他の事業費	352,542,712	その他の事業収入	400,489,639
(管理費)	( 63,765,440)	(雑収入)	( 32,699,443)
給 与 費	11,482,542	運 用 収 入	31,963,638
福 利 厚 生 費	8,812,286	雑 収 入	735,805
管 理 諸 費	43,470,612		
(事業外支出)	( 22,199)		
雑 損 失	22,199		
(当期利益金)	( △54,796,524)		
当 期 利 益 金	△54,796,524		
合 計	1,021,006,082	合 計	1,021,006,082

利益金処分計算書

前 期 繰 越 利 益 積 立 金	393,576,399 円
当 期 利 益 金	△54,796,524 円
合 計	338,779,875 円

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券は、個別法による原価基準によっている。
- (2) 固定資産は、定額法によっている。
- (3) 退職給与引当金の計上基準は、期末要支給額の100%を計上している。
- (4) 消費税の処理方法は、税込み方式によっている。
- (5) 固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	94,168,012 円	43,316,876 円	50,851,136 円
建物附属設備	45,688,101	35,274,538	10,413,563
器具及び備品	112,778,953	97,560,213	15,218,740
ソフトウェア	195,100,664	87,007,347	108,093,317
合 計	447,735,730	263,158,974	184,576,756

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

# 高圧ガス保安協会

## 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門4丁目3番地13号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.khk.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.khk.or.jp/aboutus/i_disclosure.html	
設立根拠法	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）		
その他、事務・事業に関する法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）		
所管府省（担当課）	経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室		
設立年月日	昭和38年12月20日	民間法人化年月日	昭和61年10月1日
沿革	年月	事項	
	昭和38年12月 昭和61年10月	高圧ガス保安協会設立 高圧ガス保安協会 民間法人化	
事業の目的	高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。（高圧ガス保安法第59条の2）		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導及び情報収集・提供</li> <li>② 高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての経済産業大臣への意見具申</li> <li>③ 高圧ガスの保安に関する各種講習、試験事務等</li> <li>④ 高圧ガスの保安に関する各種検査等</li> <li>⑤ 高圧ガスの保安に関する教育等</li> </ul>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

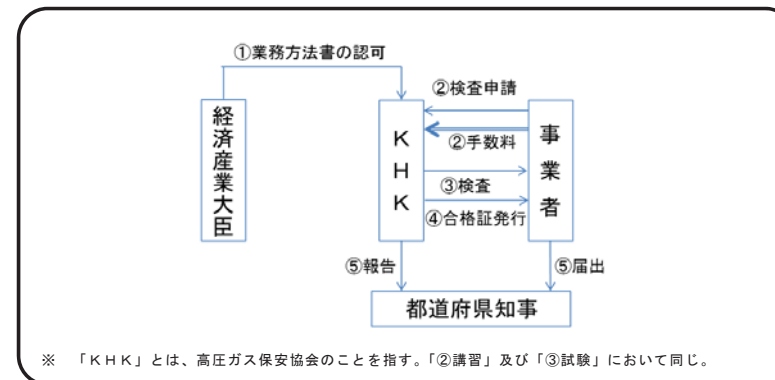
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
検査・認定等	高圧ガス保安法で定める技術基準への適合状況等を検査	（平成23年度） 16,190,757件	有	3,206,389 （※）
	高圧ガス保安法第59条の28第1項第4号から第4号の3の2まで、第7号及び第8号	—		一般勘定
講習	高圧ガスの製造及び販売等に必要の義務講習及び資格試験の科目免除等の各種法定講習	（平成23年度） 73,931人	有	911,906
	高圧ガス保安法第27条の2第7項等	—		特別勘定1

試験	1 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく製造及び販売等に係る試験事務 2 上記試験に係る免状交付事務	（平成23年度） 1の業務 54,281人 2の業務 23,276件	有	520,736
	1の業務 高圧ガス保安法第31条の2第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の6第1項 2の業務 高圧ガス保安法第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4の2第1項	—		特別勘定2

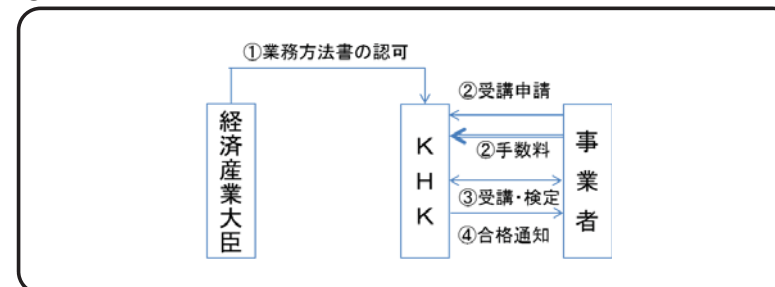
※ 高圧ガス保安協会においては、講習及び試験以外の事務・事業を一括して一般勘定として経理を行っているため、当該勘定区分の費用全体を記載。

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

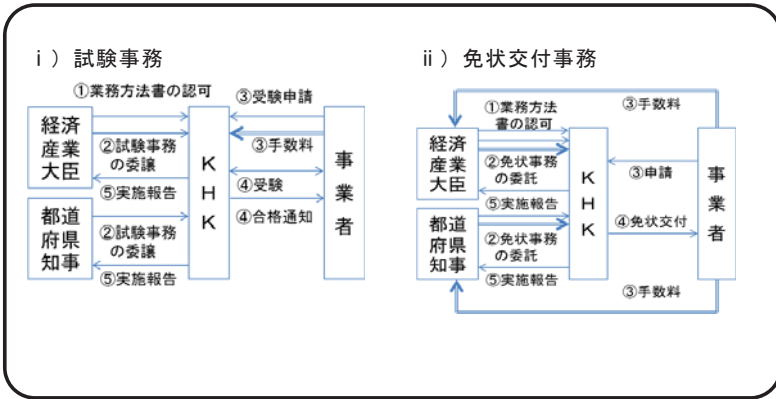
#### ① 検査・認定等



#### ② 講習



③ 試験



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,865,259	5,732,504	5,401,776	4,783,960	4,669,022	
内訳	事業収入額	4,950,588	4,868,160	4,813,500	4,217,438	4,177,934
	国等からの補助金等収入額	873,362	835,820	561,210	517,828	406,692
	国等との契約に基づく総収入額	41,309	28,524	27,066	48,694	84,396
	その他収入額	—	—	—	—	—

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 千円未満切捨て（なお、「国からの補助金等収入額」及び「国等との契約に基づく総収入額」については千円未満四捨五入。）。

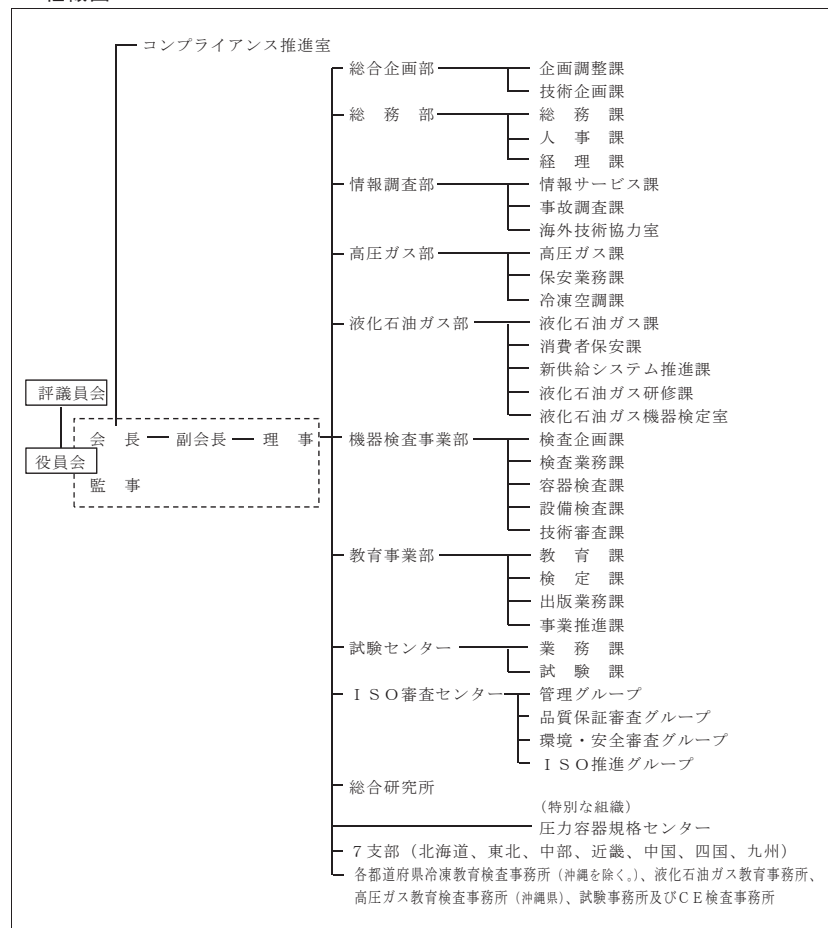
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)
		委託府省名
高圧ガス保安対策事業委託費 (事故調査解析)	高圧ガスによる事故を統計処理するとともに、保安対策上広く展開することが有用と認められるものについて、原因の調査を行い、再発防止のための効果的な対策を講じ、教訓を加えてその内容を周知することにより、高圧ガスに係る公共の安全の確保を図ることを目的とする等。(一般競争入札により採択)	23,773
		経済産業省
高圧ガス保安対策事業委託費 (高圧ガス製造保安責任者免状交付)	高圧ガス製造保安責任者試験の受験者の便宜、行政事務の簡素化を図るため、免状交付事務を試験事務実施法人に委託し、試験事務、交付事務の一元化を図ることを目的とする。本事業では高圧ガス製造保安責任者免状のうち、甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状についてその交付事務を行う (随意契約(単純))。高圧ガス保安法第29条の2第1項による『高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則』第3条に高圧ガス保安協会が免状交付事務の委託法人とされており、契約の性質及び目的が競争を許さないため、会計法29条の3第4項に基づく随意契約にて契約締結。	4,230
		経済産業省
石油精製業保安対策事業委託費	より統一的で適切な補修方法の選択及び評価技術及び確認技術を確立し、設備維持管理技術の高度化及び保安技術の向上を通じた安全確保の観点から、高圧ガス保安法に基づく定期自主検査や保安検査時において活用できる技術基準案の策定に向けた提言を取りまとめる等。(一般競争入札により採択)	98,396
		経済産業省
石油ガス供給事業安全管理技術開発・技術指導普及事業委託費	LPガス販売事業者等の保安指導者を養成する講習会を実施するとともに、地域での講習会向けのテキスト作成・発送、Webサイトを開設し、テキスト・事故事例等を紹介する等。(随意契約(企画競争)) 全国約2,500万世帯で使用されているLPガスによる事故の削減及び死亡者を出さないことを目的に、LPガス販売事業者に課せられた法令遵守、保安業務を着実に実施させるため、全国のLP販売ガス事業者へ保安に関する指導を行うことのできる人材を養成する本事業では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を始め、同法に定めるLPガス販売事業者の行う保安業務内容や、LPガスによる事故原因、分析等に関する高度な知識が必要となることから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約で契約締結。	204,426
		経済産業省
地方都市ガス事業天然ガス化促進対策調査委託費 (都市ガス安全情報広報事業)	ガス消費機器等による事故事例データを事故事例データベースに入力等を行うとともに、設置する委員会において事故原因等の分析、再発防止のための対策及び発生頻度の高い典型事例の類型化などを検討する。	10,080
		経済産業省
石油製品需給適正化調査事業委託費	コンボジット容器を我が国で安全に使用するため、その根拠となるデータを整備し、コンボジット容器の実用化を進め、LPガスの安定供給を図ることを目的とする等。(一般競争入札により採択)	65,789
		経済産業省

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
事業者会員	高圧ガスの製造の事業を行う者、指定完成検査機関、高圧ガスの販売の事業を行う者等	931
団体会員	事業者会員となり得る事業者の団体	193
個人会員	高圧ガスの保安に関し専門的な知識を有する者等	107

6. 役員員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	基礎産業局長
副会長	非常勤	1人	※	2年	1人	1期	1人	0人	-
理事	常勤	10人以内	65歳	2年	4人	1期	4人	1人	製造産業局産業機械課長
	非常勤		70歳	2年	5人	1期	5人	0人	-
監事	非常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	0人	-

※ 非常勤役員のうち会長及び副会長については、「新任者は75歳を超えて、再任者は80歳を超えて任命しない」とされている。なお、非常勤役員が学会又は関係団体の会長、副会長若しくは委員長であるなど、その知識及び経験が協会の業務運営上、特に必要である場合、在任年齢規定は適用しないこととされている。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	50,020	16,385	18,039	84,444
非常勤	-	4,069	-	4,069
合計	50,020	20,454	18,039	88,513

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	165人
職員	非常勤	定数	-
		現員	58人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位: 千円、千円未満切捨表示)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,258,380	流動負債	974,184
現金	1,274	未払金	339,916
預金及び貯金	1,514,606	未払法人税等	646
売掛金	35,582	前受金	148,469
未収金	563,678	預り金	19,439
図書	104,221	特別手当引当金	115,918
貯蔵品	1,821	講習実施変動対策引当金	198,327
前払金	39,053	試験実施変動対策引当金	151,467
貸倒引当金	△1,860	固定負債	3,105,448
固定資産	5,860,423	退職手当引当金	1,870,234

有形固定資産	465,847	預り保証金	16,326
建物	306,470	資産見返補助金	39,980
構築物	545	施設等整備準備金	1,178,907
機械及び装置	1,490	負債の部合計	4,079,633
器具及び備品	51,289		
土地	106,052	積立金	
無形固定資産	283,727	積立金	3,866,022
電話加入権	1,144	利益金	
ソフトウェア	282,582	当期純利益	173,148
投資等	5,110,848	資本の部合計	4,039,170
投資有価証券	4,784,224		
保証金	318,262		
長期貸付金	8,362		
合計	8,118,803	合計	8,118,803

※1 有形固定資産の減価償却累計額：752,534千円

※2 建物に含まれる建物附属設備の金額：46,995千円

※3 投資有価証券の内訳：事業債 4,784,224千円

## 10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：千円、千円未満切捨表示）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	4,500,797	経常収益	4,401,466
営業費用	4,500,797	営業収益	4,266,936
高压ガス保安審査費	219,471	高压ガス保安審査収入	217,940
機器検査事業費	667,153	機器検査事業収入	826,959
教育事業費	294,687	教育事業収入	468,265
LPガス保安審査費	247,260	LPガス保安審査収入	272,631
LPガス研究開発費	160,869	LPガス研究開発収入	106,245
システム審査登録費	709,991	システム審査登録収入	877,695
情報・サービス費	144,526	情報・サービス収入	128,258
法定保安講習会費	760,923	法定保安講習会収入	855,829
試験実施費	432,123	試験収入	513,110
運営事務費	724,398	営業外収益	134,529
その他の支出	137,530	その他の収入	134,529
貸倒引当金繰入	1,860	特別利益	273,188
経常利益	△99,330	資産見返補助金受入	1,921
特別損失	64	施設等整備準備金受入	204,302
固定資産除却損	64	講習実施変動引当金受入	56,076
		試験実施変動引当金受入	7,626
		特別手当引当金戻入	3,262
税引前当期純利益	173,794	合計	4,674,655
法人税・住民税及び事業税	646		
当期純利益	173,148		
合計	4,674,655		

※1 会費受入は、88,219千円で、情報・サービス収入に含まれている。

※2 役員退職金の支給につき、役員退職金 27,384千円は、退職手当引当金取崩益と直接相殺処理している。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
個別法による償却原価法（定額法）を採用。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法を採用。
- (3) 有形固定資産の減価償却  
定率法によっている。ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
- (4) 引当金、準備金の計上基準
  - ・ 貸倒引当金：事業年度末における金銭債権について回収不能見込額を計上
  - ・ 特別手当引当金：職員・嘱託に対する特別手当（賞与）の支給見込額を、支給対象期間基準によって計上
  - ・ 講習実施変動対策引当金：講習業務実施に係る諸変動に対処するために計上
  - ・ 試験実施変動対策引当金：試験業務実施に係る諸変動に対処するために計上
  - ・ 退職手当引当金：事業年度末における退職給付債務の総額から退職年金資産の事業年度末現在額を控除した金額を計上
  - ・ 施設等整備準備金：施設・設備の整備、充実に対処するために計上
- (5) 消費税等の会計処理  
税込方式によっている。
- (6) 当期純利益の処理  
定款の定めにより積立金として積み立てる。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 日本電気計器検定所

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝浦四丁目15番7号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jemic.go.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jemic.go.jp/kihon/public.html	
設立根拠法	日本電気計器検定所法（昭和39年法律第150号）		
その他、事務・事業に関する法律	計量法（平成4年法律第51号）		
所管府省（担当課）	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課		
設立年月日	昭和39年12月28日	民間法人化年月日	昭和61年10月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年7月	日本電気計器検定所法公布	
	昭和40年1月	業務開始（電気試験所と日本電気協会、東京都の業務を統合、すべてを引き継ぐ）	
	昭和61年10月	民間法人化	
事業の目的	日本電気計器検定所は、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行ない、もって電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>① 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法第16条第1項第2号イの検定、同条第2項の変成器付電気計器検査、同法第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認、同法第91条第2項の検査、同法第102条第1項の基準器検査及び同法第135条第1項の特定標準器による校正等を行うこと。</p> <p>② 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行うこと。</p> <p>③ 電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行うこと。</p>		

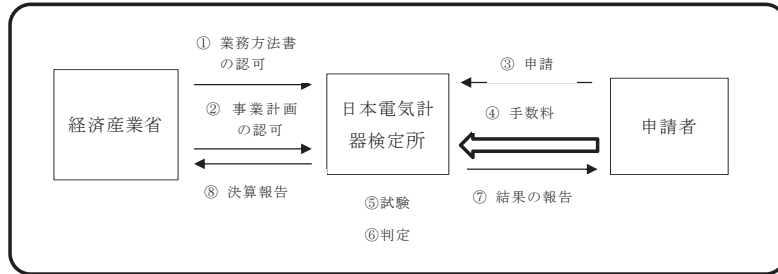
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

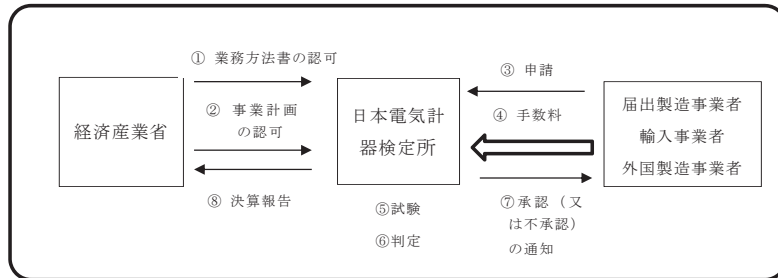
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
検定・検査	取引・証明に使用される電気計器等の構造（一定期間の使用に耐えること）及び器差（計量器の誤差）が、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）の基準に適合しているかを判定する。	（平成23年度） 8,245千台	有	6,154,770
	計量法第16条第1項第2号イ、同条第2項	—		
型式の承認	計量法に基づき電気計器の構造が法律で定められた技術基準に適合するか否かの試験（基本性能や耐候性能、耐久性などの試験）を実施し、その計量器の型式の承認を行う。	（平成23年度） 承認：113件 更新：243件	有	274,693
	計量法第76条第1項、第81条第1項及び第89条第1項	制度的独占		
基準器検査	電気計器等の製造・修理を実施し、検査する際に使用する基準器が、基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）の基準に適合しているかを判定する。	（平成23年度） 150台	有	58,817
	計量法第102条第1項	制度的独占		
校正	メーカー等の事業者が正確な計測を行うための標準器や計測器に対し、国家計量標準を基準とした校正を実施する。	（平成23年度） 30,229台	有	916,907
	計量法第135条第1項及び第143条第1項	—		

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

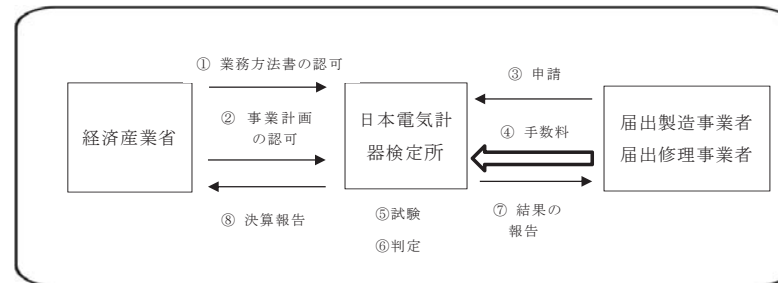
① 検定・検査



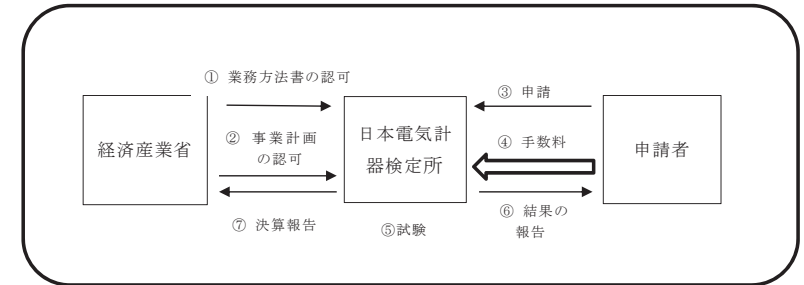
② 型式の承認



③ 基準器検査



④ 校正



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	7,832,550	6,168,560	6,239,899	6,480,611	6,394,102	
内 訳	事業収入額	7,478,354	5,842,514	5,950,338	6,236,506	6,162,587
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	4,842	4,491	1,818	3,167	1,302
	その他収入額	349,354	321,555	287,743	240,937	230,213

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

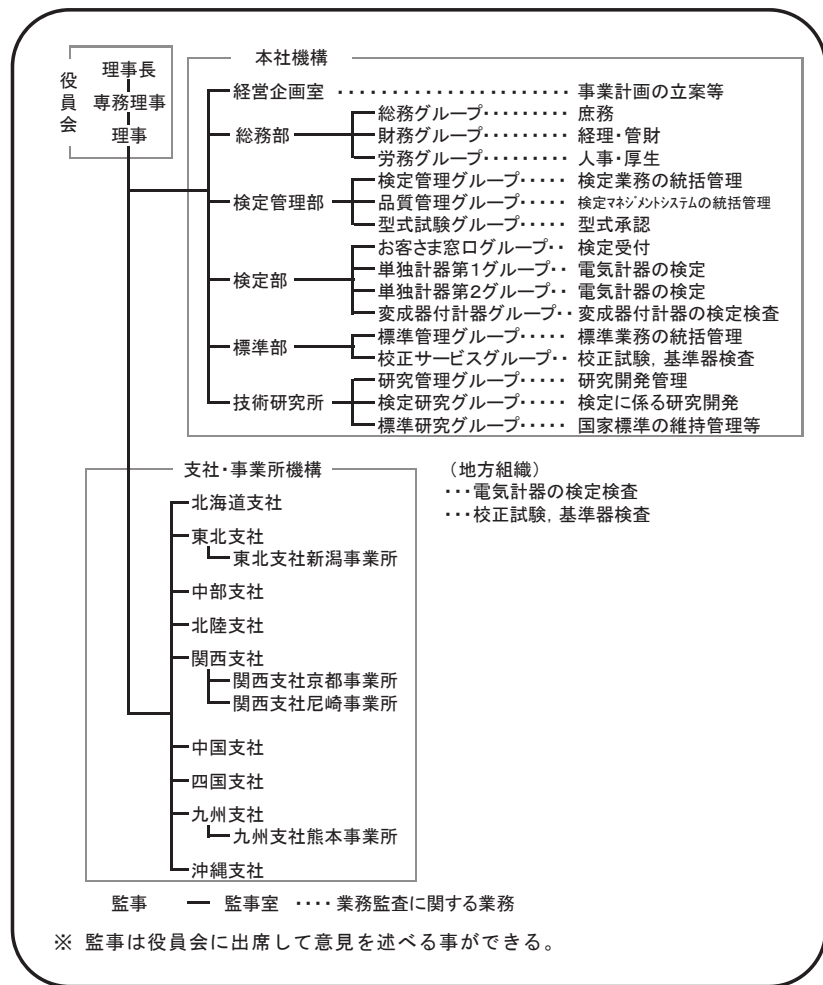
該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし



4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	3期	1人	1人	中国通商産業局産業部長
理事	常勤	6人以内	65歳	2年	2人	2期	2人	0人	—
	4期					1人	0人	—	
監事	非常勤	2人以内	70歳	2年	2人	1期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	42,288	5,959	17,975	66,222
非常勤	—	3,700	—	3,700
合計	42,288	9,659	17,975	69,922

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	510人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

借方の部		貸方の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,023,388	流動負債	870,933
現金	648	未払金	318,480
預金	2,036,132	仮受金	152
有価証券	5,639,713	前受金	13,475
貯蔵品	40,456	預り金	35,053
前払金	14,484	賞与引当金	503,773
未収収益	21,527	固定負債	3,452,085
未収入金	259,536	退職給付引当金	3,408,786
仮払金	10,892	資産見返補助金	149

固定資産	14,946,856	その他の固定負債	43,150
有形固定資産	7,662,610	負債合計	4,323,018
無形固定資産	325,692		
投資	6,933,025	固定資産充当資本	4,055,145
その他の固定資産	25,528	資本剰余金	3,359,187
		利益剰余金	11,232,893
		設備等整備積立金	1,500,000
		開発研究積立金	1,000,000
		別途積立金	9,877,628
		当期利益金	△1,144,735
		純資産合計	18,647,225
合計	22,970,243	合計	22,970,243

※記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

#### 10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業支出	7,468,703	事業収入	6,163,889
給料諸給	3,863,423	手数料収入	6,112,773
退職給付費用	312,005	付帯収入	49,814
事業諸費	3,293,159	受託業務収入	1,302
交際費	117	事業外収入	221,791
事業外支出	18,697	余裕金運用収入	105,673
雑支出	18,697	貸付金利息収入	1,277
特別損失	51,438	雑収入	114,841
特別損失	51,438	特別利益	8,422
		特別利益	8,422
		小計	6,394,102
		当期損失金	1,144,735
合計	7,538,837	合計	7,538,837

※記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

#### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

##### （1）資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債権

償却原価法によっている。

##### ロ その他の有価証券

移動平均法に基づく時価法によっている。

##### ② 貯蔵品の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法によっている。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

##### ① 有価固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した「建物」については、定額法によっている。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

- ・建物及び構造物：3～50年
- ・機械装置及び車両運搬具：2～18年
- ・什器・機器類：3～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっている。

#### （3）引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

賞与の支給に備えるため支給実績を基礎として支給見込額を計上している。

##### ② 退職給付引当金

退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

#### （4）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

##### ② 資産見返補助金の会計処理

補助金を財源として償却資産を取得した場合は、取得に充てられた補助金の金額を資産見返補助金に計上している。資産見返補助金は、毎事業年度、減価償却費に相当する額を取り崩して、雑収入として収益に振り替えている。

#### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

# 軽自動車検査協会

## 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館15階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.keikenkyo.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.keikenkyo.or.jp/pub/lic_info/z_info.html	
設立根拠法 その他、事務・事業に関する法律	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）		
	自動車重量税法（昭和46年法律第89号）		
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）		
所管府省（担当課）	国土交通省自動車局整備課		
設立年月日	昭和47年8月24日	民間法人化年月日	昭和62年10月1日
沿革	年月	事項	
	昭和47年6月	協会設置の道路運送車両法一部改正法公布	
	昭和47年8月	運輸大臣の設立認可、設立登記	
	昭和48年10月	検査業務開始	
	昭和62年5月	民間法人化の道路運送車両法一部改正法公布	
昭和62年10月	政府出資金を全額返還し、民間法人化		
事業の目的	軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を守るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行う。		
主な事務・事業の内容	① 検査対象軽自動車の検査事務 ② 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務 ③ 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務 ④ 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の確認の事務 ⑤ 前各号の業務に付帯する業務		

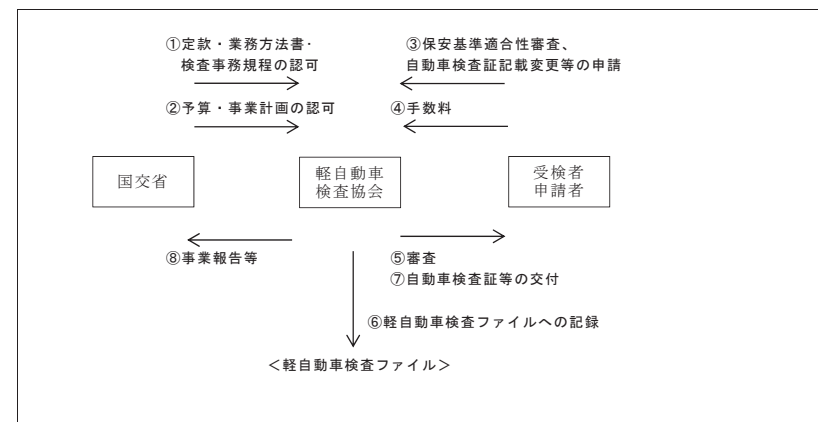
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		
軽自動車の検査に関する事務	軽自動車の検査、自動車重量税及び軽自動車税の納付確認、自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の確認、自動車検査証及び検査標章の交付など、軽自動車の検査に関する一連の事務を実施。	①新規検査 2,123,007件 ②継続検査 10,747,372件 ③構造等変更検査 12,848件等	有	16,301,476
	道路運送車両法第74条の3	—（※）		

※ 自動車検査証及び検査標章の交付等については、他者の参入不可。

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	15,212,518	15,306,195	15,712,600	16,190,373	16,516,279
内 事業収入額	14,745,525	15,170,326	15,569,261	16,064,466	16,280,167
内 国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
内 国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
その他収入額	466,993	135,869	143,339	125,907	236,112

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 千円未満切捨て。

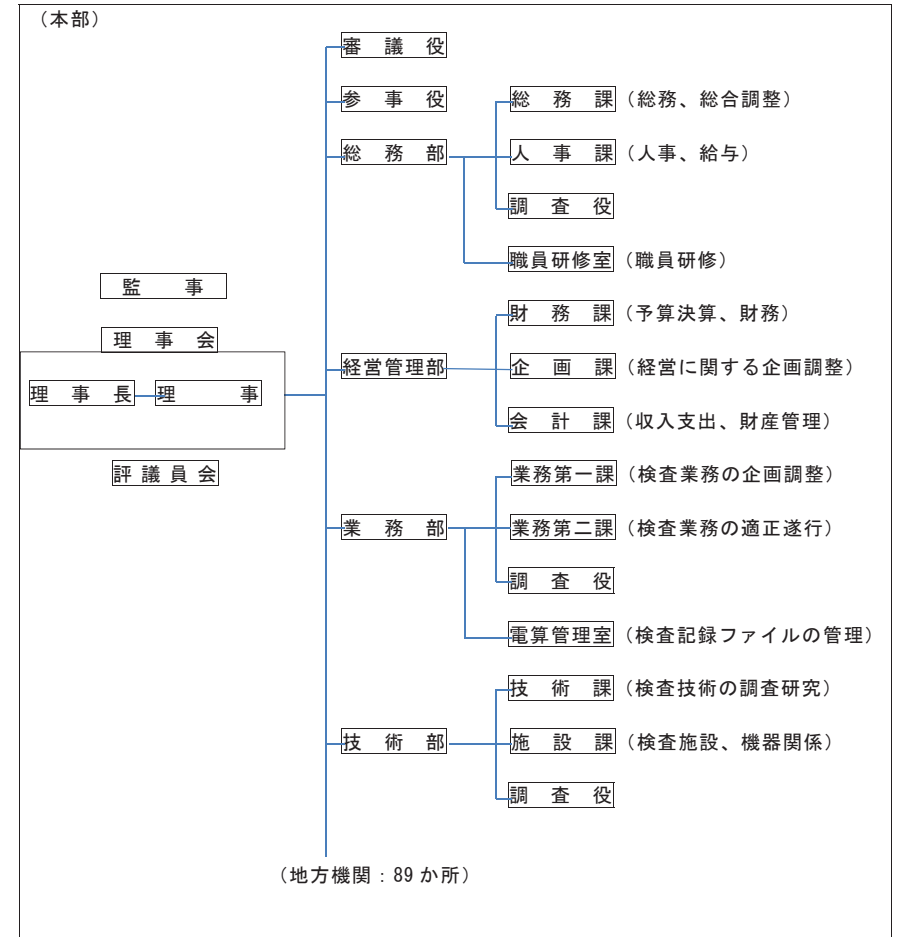
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省自動車交通局技術安全部長
理事	常勤	4人以内	65歳	2年	4人	1期	4人	0人	-
	非常勤	若干人	65歳	2年	4人	1期	3人	0人	-
						2期	1人	0人	-
監事	常勤	2人以内	65歳	2年	2人	1期	2人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	68,580	13,908	24,821	107,309
非常勤	-	-	-	-
合計	68,580	13,908	24,821	107,309

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	637人
	非常勤	定数	-
		現員	680人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	10,761	流動負債	2,546
現金・預金	5,729	短期リース債務	201
有価証券	4,999	未払金	1,298
前払費用	6	未払費用	382
未収収益	25	未払法人税等	8
未収金	0	未払消費税等	1
		預り金	42
固定資産	57,295	前受収益	259
有形固定資産	42,985	賞与引当金	350
建物	10,402	資産除去債務	0
機械・装置	3,091		
車両	34	固定負債	5,067
器具・備品	938	長期リース債務	151
土地	27,739	退職給付引当金	4,886
リース資産	353	資産除去債務	29
建設仮勘定	426		
無形固定資産	1,212	資本	
電話加入権	28	固定資産充当資本	43,939
ソフトウェア	1,150	施設整備積立金	11,022
その他の無形固定資産	33	利益準備金	1,591
投資その他の資産	13,097	当期利益金	3,890
保証金	94		
投資有価証券	13,003		
資産合計	68,057	資産及び負債合計	68,057

※ 百万円未満切捨て。

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	12,535	経常収益	16,421
業務費用	12,535	業務収入	16,280
業務費	4,655	検査手数料収入	16,122
役職員給与	4,643	業務雑収入	157
賞与引当金繰入	350	業務外収益	140
退職給付費用	281	受取利息	42
減価償却費	2,605	雑益	98
特別損失	81		
固定資産売却損	0	特別利益	95
減損損失	81	固定資産売却益	95
法人税、住民税及び事業税	8		
当期利益金	3,890		
合計	16,516	合計	16,516

※ 百万円未満切捨て。

## 11. 重要な会計方針等（平成 23 年度）

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権であるため、償却原価法（定額法）に基づき算定した価額を貸借対照評価額として計上。

### (2) 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、有形固定資産は定率法（平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物は定額法）、無形固定資産は定額法により行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### (3) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上。

### (4) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上。

なお、退職給付債務は原則法に基づいて計算し、数理計算上の差異及び過去勤務債務については、発生時に一括費用処理している。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 日本小型船舶検査機構

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jci.go.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jci.go.jp/jci/jouhou.html	
設立根拠法	船舶安全法（昭和8年法律第11号）		
その他、事務・事業に関する法律	小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）		
所管府省（担当課）	国土交通省海事局検査測度課		
設立年月日	昭和49年1月28日	民間法人化年月日	昭和62年10月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和49年1月	運輸大臣より設立認可	
	昭和49年9月	小型船舶検査事務等開始	
	昭和62年10月	民間法人化	
	平成6年5月	検査対象船舶が「長さ12メートル未満」から「総トン数20トン未満」に拡大	
平成14年4月	登録測度事務開始		
平成16年11月	小型船舶用原動機放出量確認等事務開始		
事業の目的	① 船舶安全法に基づき、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資すること。 ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこと。 ③ 小型船舶の登録等に関する法律に基づき、登録測度事務を行うこと。		
主な事務・事業の内容	① 小型船舶検査事務 ② 検定事務 ③ 小型船舶用原動機放出量確認等事務 ④ 登録測度事務 ⑤ 調査、試験及び研究		

### 2. 事務・事業の概要等

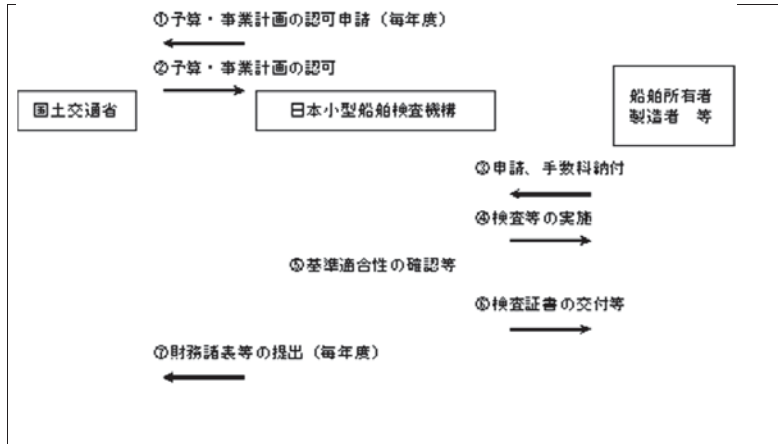
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
小型船舶検査事務	小型船舶の航行区域、最大搭載人員等に応じた船舶安全法に基づく技術基準への適合性の確認を実施。	（平成23年度） ①定期検査 59,490 隻 ②中間検査 53,111 隻 ③臨時検査・臨時航行検査 7,270 隻 等	有	2,346,929 （※）
	船舶安全法第7条の2第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
検定事務	小型船舶用の物件のうち、国の型式承認を取得したもについて製造段階で製品の適合性の確認を実施。	（平成23年度） 218,004 件	有	2,346,929 （※）
	船舶安全法第6条の4第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
小型船舶用原動機放出量確認等事務	原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく放出基準への適合性の確認及び当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項等同法に基づく記載事項の確認を実施。	（平成23年度） 1,784 件	有	2,346,929 （※）
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の10第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
登録測度事務	小型船舶の測度を行い、小型船舶の登録等に関する法律に規定する事項を小型船舶登録原簿に記載。	（平成23年度） ①新規登録：8,217 隻 ②変更・移転・抹消登録等 60,177 隻	有	166,812
	小型船舶の登録等に関する法律第21条第1項	制度的独占		登録測度勘定
調査、試験及び研究	小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究を行う。	（平成23年度） ①特殊小型船舶（PWC）の板厚計測による船体強度確認方法に関する調査研究 ②リチウムイオン電池を動力源とする小型船舶の安全対策に関する調査研究 等	—	9,000
	船舶安全法第25条の27第1項第3号	—		調査、試験及び研究勘定

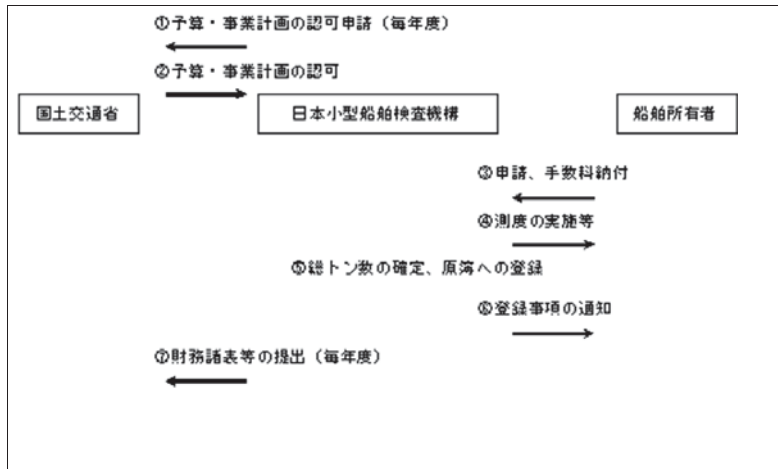
※ 日本小型船舶検査機構においては、小型船舶検査事務、検定事務及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を一括して検査検定確認等勘定として経理を行っているため、当該勘定区分の費用全体を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 小型船舶検査事務



② 登録測度事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	3,138,782	3,042,085	2,862,299	2,805,090	2,683,089	
内 訳	事業収入額	3,078,732	2,979,120	2,796,339	2,744,495	2,622,039
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	60,050	62,965	65,960	60,595	61,050

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

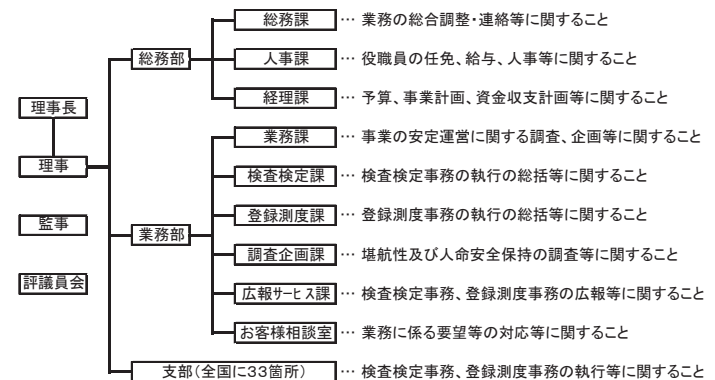
（国等からの補助金等の状況（平成 23 年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成 23 年度））

該当なし

4. 組織図





5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	2期	1人	1人	国土交通省海 事局長
理事	常勤	4人 以内	65歳	2年	2人	1期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
	非常勤	4人 以内	65歳	2年	3人	1期	2人	0人	—
						3期	1人	0人	—
監事	常勤	2人 以内	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	37,836	7,921	14,848	60,605
非常勤	—	0	—	—
合計	37,836	7,921	14,848	60,605

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	186
非常勤	非常勤	定数	—
		現員	98

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：百万円）

勘定科目	資産の部			
	金額			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
流動資産	2,479	87	573	2,942
現金・預金	1,260	83	23	1,366
有価証券	998	0	550	1,548
仮払金	6	4	0	10
前払費用	11	0	0	11
未収収益	6	0	0	6
登録測度勘定	197	0	0	(注2) 0
固定資産	7,348	1	0	7,348
有形固定資産	6,541	0	0	6,541
建物	2,555	0	0	2,555
船舶	0	0	0	0
器具・備品	14	0	0	14
土地	3,971	0	0	3,971
無形固定資産	42	0	0	42
ソフトウェア	35	0	0	35
電話加入権	7	0	0	7
投資その他の資産	765	0	0	766
保証金	66	0	0	66
長期保有有価証券	700	0	0	700
資産合計	9,827	87	573	10,290
勘定科目	負債及び資本の部			
	金額			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
流動負債	876	212	0	892
未払消費税	3	0	0	3
未払金	31	0	0	31
未払費用	32	9	0	41
預り金	11	0	0	11
前受収益	693	0	0	693
仮受金	4	0	0	4
賞与引当金	102	7	0	109
検査検定確認等勘定	0	197	0	(注2) 0

固定負債				
退職給付引当金	988	3	0	991
(負債合計)	1,864	215	0	1,883
資本				
基金	0	0	500	500
固定資産充当資本	6,360	0	0	6,360
施設整備積立金	730	0	0	730
利益積立金	742	0	72	814
当期利益金(△損失金)	129	△1	2	130
繰越欠損金	0	△127	0	△127
(資本合計)	7,962	△128	573	8,407
負債・資本合計	9,827	87	573	10,290

(注)

1. 固定資産のうち、建物、船舶、器具・備品及びソフトウェアに係る減価償却は直接控除方式によることとし、その累計額は23年度末1,249百万円である。
2. 内部振替につき合計欄で相殺消去している。

## 10. 損益計算書(平成23年度)

(単位:百万円)

勘定科目	費用の部			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
経常費用	2,369	168	9	2,545
業務費	657	135	9	801
一般管理費	1,628	32	0	1,660
一般管理費	1,445	29	0	1,474
賞与引当金繰入	99	2	0	101
退職給付費用	84	1	0	85
減価償却費	84	0	0	84
業務外費用				
雑損	0	0	0	0
特別損失				
前期損益修正損	3	5	0	8
当期利益金	129	—	2	131
合計	2,501	173	10	2,684
	収益の部			
勘定科目	金額			

	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
経常収益	2,501	171	10	2,683
業務収入	2,451	171	0	2,622
検査検定手数料収入	2,420	0	0	2,420
確認等手数料収入	28	0	0	28
登録測度手数料収入	0	168	0	168
業務雑収入	3	3	0	6
基金運用収入	0	0	10	10
業務外収益	50	0	1	51
受取利息	27	0	1	28
雑収入	23	0	0	24
当期損失金	—	1	—	1
合計	2,501	173	10	2,684

## 11. 重要な会計方針等(平成23年度)

### (1) 固定資産の減価償却法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 1,190百万円  
無形固定資産 58百万円

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

役職員及び臨時職員に対して支給する賞与に充当するため、過去の支給実績を勘案して計上している。

#### ② 退職給付引当金

役職員に対して支給する退職金に充当するため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

### (3) その他の財務諸表作成のための重要な事項

- 消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## (2) 災 害 防 止 関 係 団 体



## 建設業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

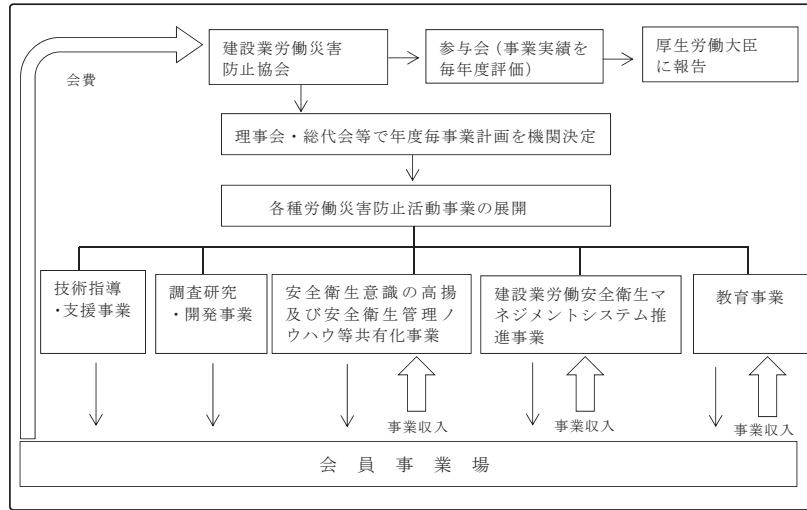
所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kensaibou.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kensaibou.or.jp/association/outline.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事項	
	昭和39年9月	労働災害防止団体会法の規定に基づき業種別労働災害防止団体を設立	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	建設業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。</li> <li>3 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。</li> <li>4 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>5 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>6 調査及び広報を行うこと。</li> <li>7 安全衛生物品の普及を図ること。</li> <li>8 上記1～7の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
建設業における労働災害防止活動	1 教育事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本部実施教育（指導者・管理者対象） 14講座、37回 受講者 2,249名</li> <li>② 教育センター実施教育（安全衛生教育担当者・建設技術者対象） 17講座、68回 受講者 1,426名</li> <li>③ 支部実施教育（労働者対象） 4,146回 受講者 137,834名</li> </ol>	有	4,259,119
	2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① コスモス普及促進 7社、8回</li> <li>② コスモス認定 20社、22事業場</li> </ol>		
	3 安全衛生教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 全国建設業労働災害防止大会（広島）の開催（10月6、7日） 参加者 5,700名</li> <li>② 広報関係資料「建設の安全」 年10回発行、各号73,500部ほか</li> <li>③ 安全衛生図書・用品技能講習用テキスト 115,700部ほか</li> </ol>		
	4 調査研究・開発事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全衛生対策に関する調査研究</li> <li>② 建設工事における安全衛生経費の確保等に関する調査研究</li> <li>③ 教材等に関する調査研究</li> </ol>		
	5 技術指導・支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全・衛生管理士（7人）による技術指導・支援 現場指導627件 講演会95回、9,251名参加</li> <li>② 安全指導者（3,495人）による技術指導・支援 現場ハットロール2,929回 延べ活動12,741名</li> </ol>		
	労働災害防止団体会法第36条	—		一般会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動事業、労働災害防止特別活動事業	事務費補助	173,952
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	専門家による技術指導、支援事業、専門工事業者安全活動自立促進事業、中小建設事業者の安全衛生対策支援事業、安全指導者活動		厚生労働省

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円）
		委託府省名
東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業	① 安全衛生に関する諸問題に対応するプラットフォーム（支援のためのセンター等）の開設 ② 安全衛生専門家による巡回指導 ③ 安全衛生専門家による安全衛生相談 ④ 安全衛生専門家による安全衛生教育支援	145,608
		厚生労働省

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,273,943	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,259,299
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	2,273,943	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,259,299
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

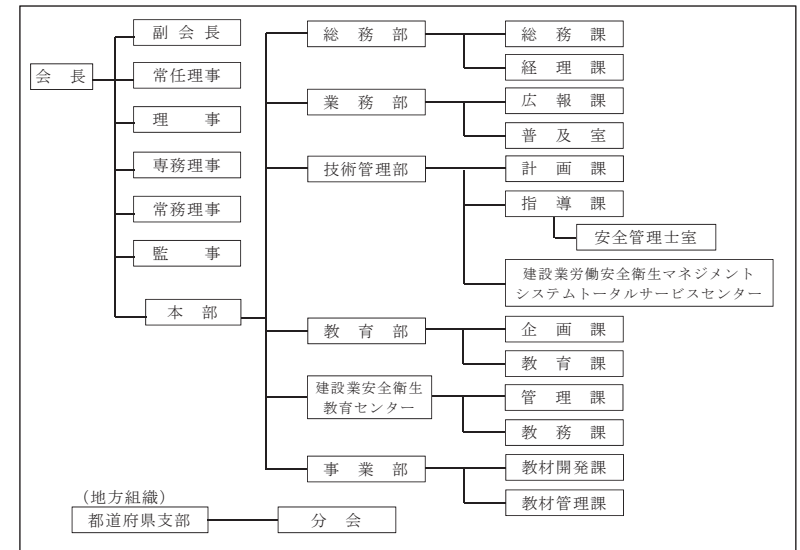
(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,456,192	5,260,126	5,337,836	4,628,103	4,202,236	
内訳	事業収入額	3,218,563	3,126,360	3,303,428	2,868,280	2,819,932
	国等からの補助金等収入額	1,024,514	957,315	918,723	672,040	319,561
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	会費収入等額	1,213,116	1,176,451	1,115,684	1,087,783	1,062,743

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
 ※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費等収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

4. 組織図



5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	建設業を営む事業主 (労働災害防止団体会法第42条、定款第5条)	50,897社
2号会員	建設業を営む事業主の団体 (労働災害防止団体会法第42条、定款第5条)	589社
賛助会員	協会の事業目的に賛同する者 (定款第13条)	108社

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	原則 65歳	2年	1人	8期	1人	0人	—
副会長	非常勤	理事のうち若干名		2年	8人	7期	1人	0人	—
						6期	1人		
						5期	3人		
常任理事	非常勤	理事のうち15人以内	※非常勤役員については、当該役員が協会の運営上必要である場合は、在任年齢を超えて選任することができる。	2年	12人	4期	3人	0人	—
						3期	6人		
						2期	3人		
						9期	2人		
理事 (副会長、常任理事除く)	非常勤	70人以上 80人以内		2年	49人	8期	1人	1人	国土交通省土地水産部局長
						6期	5人		
						5期	3人		
						4期	4人	0人	—
						3期	18人		
						2期	9人	0人	—
						1期	7人		
監事	常勤	3人以上 4人以内		2年	0人	—	—	0人	—
	非常勤	(うち1人は常勤)				2年	3人		

※会長は、累計10期となるが、上記表には直近の連続した任期を記載。

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	265人
非常勤	非常勤	定数	—
		現員	1人

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

(単位：円)

資産の部		負債及び基本金の部	
科目	金額	科目	金額
資産		負債	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	91,005	未払金	103,262,808
預金	1,302,820,209	預り金	12,632,555
未収金	198,362,017	前受金	20,628,210
貸倒引当金	△454,883	流動負債合計	136,523,573
貯蔵品	222,009,322		
前払金	2,052,412		
流動資産合計	1,724,880,082		
II 固定資産		II 固定負債	
有形固定資産		退職手当引当金	418,078,500
建物	2,684,563	固定負債合計	418,078,500
建物附属設備	315,973	負債合計	554,602,073
構築物	203,966		
器具備品	18,066,289		
土地	360,292,856		
無形固定資産		基本金	
電話加入権	2,578,747	固定資産見返金	397,545,415
ソフトウェア	10,800,209	事業推進積立金	1,574,099,354
長期性預金	200,000,000	職員厚生基金積立金	50,000,000
固定資産合計	594,942,603	功労者顕彰基金積立金	26,000,000
III 特定資産		顕彰費積立金	2,242,343
退職手当引当預金	418,078,500	教育事業基盤整備準備金	128,000,000
功労者顕彰基金積立預金	26,000,000	情報システム構築積立金	80,000,000
職員厚生基金	50,000,000	安全衛生活動推進積立金	1,412,000
特定資産合計	494,078,500	基本金合計	2,259,299,112
合計	2,813,901,185	合計	2,813,901,185

10. 損益計算書（平成 23 年度・概要版）

（単位：円）

費用		収入	
科目	金額	科目	金額
I 管理費		I 会費収入	1,051,609,417
役職員給与	402,252,138	II 本部事業収入	
社会保険料等負担金	65,166,775	広報収入	896,624,828
退職手当引当金繰入	29,505,300	教育収入	35,570,670
管理諸費	152,457,289	安全衛生管理活動収入	1,346,770
管理費合計	649,381,502	職域安全推進システムセンター収入	33,077,420
II 本部事業費		功労者顕彰基金収入	118,079
調査研究費	6,184,554	本部事業収入合計	966,737,767
啓発費	410,079,612	III 安全衛生教育センター収入	133,438,479
教育費	8,064,876	IV 支部事業収入	
安全衛生管理活動費	38,874,487	支部広報収入	14,596,199
労働災害防止活動特別推進費	107,631,406	支部教育収入	1,704,434,862
職域安全推進システムセンター費	8,524,081	支部事業収入合計	1,719,031,061
功労者顕彰基金事業費	273,341	V 国庫補助金収入	173,952,124
本部事業費合計	579,632,357	VI 受託事業収入	146,452,046
III 安全衛生教育センター費		VII 雑収入	11,133,272
安全衛生教育センター費	46,274,787	VIII 経常外収益	
安全衛生教育センター維持・運営・整備費	71,599,483	貸倒引当金戻入	51,336
安全衛生教育センター費合計	117,874,270	IX 顕彰費積立金取崩益	155,262
IV 支部事業活動費		X 情報システム構築積立金取崩益	10,000,000
支部運営費	1,581,855,650	XI 安全衛生活動推進積立金取崩益	4,000,000
支部広報費	52,303,948	XII 事業推進積立金取崩益	50,847,509
支部教育費	1,131,270,880		
支部事業活動費合計	2,765,430,478		
V 受託事業費	145,915,910		
VI 減価償却費	8,845,276		
VII 経常外費用			
固定資産除却損	328,480		
合計	4,267,408,273	合計	4,267,408,273

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

（1）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっている

（2）固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法によりおこなっている。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、普及資料収入に対する未収金については当該事業年度末残高の 1/100 を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 退職手当引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき計上している。

（4）消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.rikusai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.rikusai.or.jp/public/gaiyou/kokai/kokai.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年8月15日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事項	
	昭和39年8月	労働災害防止団体会法の規定に基づき業種別労働災害防止団体を設立	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	陸上貨物運送事業に属する事業の事業主及びその事業主の団体によって組織し、陸上貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって労働災害防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。</li> <li>3 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。</li> <li>4 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>5 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>6 調査及び広報を行うこと。</li> <li>7 安全衛生物品の普及を図ること。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

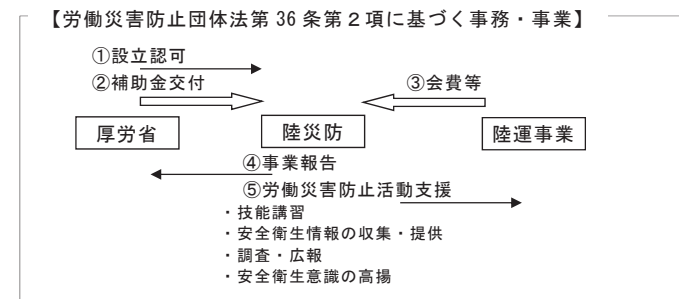
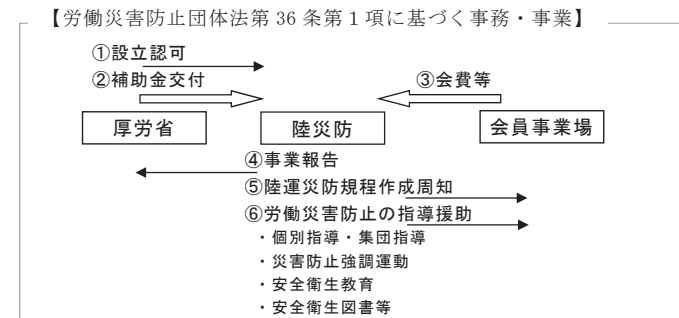
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		
労働災害防止団体会法第36条第1項に基づく事務・事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上貨物運送事業労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会員事業場に対する個別指導、集団指導の実施</li> <li>② 労働災害防止強調運動の実施</li> <li>③ 安全衛生教育の実施</li> </ol> </li> <li>4 安全衛生関係図書の作成</li> </ol>	労働災害防止規程の改正（平成23年5月変更申請、同年7月4日認可）  ・個別指導：57回、111事業場 ・集団指導：210回、8,713事業場  夏期労働災害防止強調運動（7月）及び年末・年始労働災害防止強調運動（12月～1月）にて実施要領・安全ポスター、安全旗などを作成の上展開。  ・安全管理者選任時研修：6回、163名 ・フォークリフト運転業務従事者安全教育：65回、1,922名 ・積卸し作業指揮者教育：51回、1,742名 ・交通労働災害防止担当管理者教育：38回、2,114名 ・リスクアセスメント研修：38回、852名  ・安全衛生のしおり（平成23年版）：5,193部 ・「交通労働災害防止のためのガイドライン解説書」の作成 ・「フォークリフトの安全Q&A」の作成	有	1,840,782 (※)
	労働災害防止団体会法第36条第1項	-		一般会計
労働災害防止団体会法第36条第2項に基づく事務・事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> </ol>	・フォークリフト運転技能講習：1,841回、受講者数：39,357名 ・はい作業主任者技能講習：130回、受講者数：6,289名	有	

<p>2 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>3 調査及び広報を行うこと。</p>	<p>・玉掛け技能講習： 74回 受講者数：1,514名</p> <p>死亡災害等労働災害情報の収集並びに災害原因及びその対策等の情報の提供</p> <p>【調査】 「フォークリフトを使用した荷役関連作業に関する安全荷役作業評価についての調査研究」、「IT機器を活用した安全衛生管理手法導入の実態調査」、「脳・心臓疾患等の労災認定等に関する情報の把握と再発防止対策の検討」</p> <p>【広報】 ○広報紙「陸運と安全衛生」（年間合計：606,000部） ○安全衛生用品等 ・安全ポスター： 12,042枚 ・労働災害防止強調運動期間用各種のぼり： 24,921枚 ・安全記録カレンダー： 5,375部 ・フォークリフト運転者安全ポケットブック： 1,047冊</p>	<p>1,840,782 (※)</p>
<p>4 安全衛生意識高揚の推進</p>	<p>・第47回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会（10月27日） ・第26回全国フォークリフト運転競技大会（10月2日） ・安全衛生表彰（事業場表彰（優良賞17事業場、進歩賞46事業場）等） ・小企業無災害記録表彰（118事業場）</p>	<p>一般会計</p>
<p>労働災害防止団体系法第36条第2項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(注) 事業支出額は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	109,244	114,969	60,515	87,513	48,241
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	109,244	114,969	60,515	87,513	48,241
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,697,690	2,588,971	2,338,525	2,231,550	1,965,378	
内 訳	事業収入額	1,960,494	1,869,936	1,639,317	1,588,467	1,476,495
	国等からの補助金等収入額	273,868	265,690	260,576	204,881	130,103
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	463,328	453,346	438,632	438,202	358,780

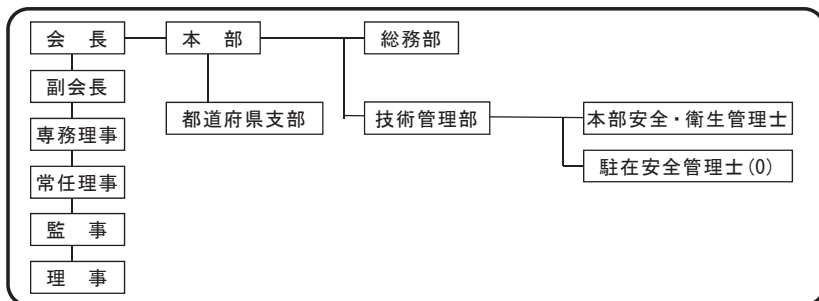
※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補助金及び委託費をいう。以下同じ。

※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動費 労働災害防止特別活動費	事務費補助	130,103
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	【安全衛生管理活動費】 労働災害防止団体法第12条に基づき設置された安全管理士、衛生管理士の行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行う。①陸運事業場の安全衛生管理水準の向上のための指導・支援、②陸運業の新たな安全衛生管理手法等の普及・促進 【労働災害防止特別活動費】 労働災害防止の促進を図るためには、地域に密着した活動が必要であり、地域におけるきめ細かい配慮をした事業の実施を図るため、労働災害防止のための特別な活動の促進を行う。①陸運業における重篤な労働災害等の防止を推進するための特別な取組の実施、②陸運業における労働災害防止を推進するために必要な安全衛生教育の実施		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
事業場会員	貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）、第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の事業主等	46,439
団体会員	同上の事業主団体	49
賛助会員	本会の目的に賛同する者	35

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干名	—	2年	88人	3期	3人	0人	—
						2期	1人		
						1期	6人		
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	2期	1人	0人	—	
常任理事	非常勤	若干名	—	2年	3期	1人	2人	関東運輸局長	
					1期	1人			
					3期	27人			
理事	非常勤	83～110人	—	2年	2期	13人	0人	—	
					1期	35人			
					3期	27人			
監事	非常勤	3人以内	—	2年	2人	3期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	7,372	1,505	2,898	11,775
非常勤	800	—	—	800
合計	8,172	1,505	2,898	12,575

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	11人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：円）

資 産		負 債 及 び 基 本 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産		II 負債	
1 流動資産		1 流動負債	
現金	34,685	未払金	62,803,465
預貯金	95,189,192	預り金	3,566,610
未収金	5,993,135	流動負債合計	66,370,075
貸倒引当金	△59,931		
貯蔵品	7,279,516		
流動資産合計	108,436,597		
2 固定資産		2 固定負債	
[有形固定資産]		退職手当引当金	63,640,700
車両運搬具	5,120,840	研究開発引当金	25,000,000
器具備品	441,886	継続事業引当金	40,300,000
[無形固定資産]		固定負債合計	128,940,700
保証金	612,000	負債合計	195,310,775
固定資産合計	6,174,726		
3 特定資産			
退職手当積立金	63,640,700	III 基本金	
研究開発積立金	25,000,000	繰越剰余金	87,512,554
継続事業積立金	40,300,000	当期増減額	△39,271,306
特定資産合計	128,940,700	基本金合計	48,241,248
合 計	243,552,023	合 計	243,552,023

10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：円）

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 管理費		I 会費収入	357,816,000
役員員給与	169,241,599		
社会保険料等負担金	27,625,225	II 事業収入	
退職手当引当金繰入	7,608,000	広報収入	104,831,459
退職金	4,095,700	教育収入	5,283,605
管理諸費	31,352,633	事業収入合計	110,115,064
管理費合計	239,923,157		
II 事業費		III 支部事業収入	
安全衛生管理活動費	30,771,706	教育収入	1,366,379,706
労働災害防止特別活動費	1,712,779		
調査研究費	686,590	IV 国庫補助金収入	179,865,000
広報費	49,163,558		
教育費	2,435,499	V 事業外収入	
管理士活動費	851,468	雑収入	964,129
労働災害防止活動特別推進費	68,595,350	特定資産取崩収入	29,095,700
事業費合計	154,216,950	事業外収入合計	30,059,829
III 支部事業活動費			
支部運営費	320,984,100		
教育費	1,366,379,706	収益合計	2,044,235,599
支部事業活動費合計	1,687,363,806		
IV 事業外費用			
減価償却費	1,761,306		
貸倒償却費	24,850		
固定資産除却損	216,836		
事業外費用合計	2,002,992	当期純損失	39,271,306
合 計	2,083,506,905	合 計	2,083,506,905

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法によりおこなっている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  
有形固定資産 40,084,572円
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
普及資料等に対する未収金の貸倒れによる損失に備えるため、法定繰入率10/1,000を計上している。
  - ② 退職手当引当金  
役員員の退職手当の支払いに充てるため、期末要支給額の範囲で計上している。
- (4) 消費税等の会計処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 林業・木材製造業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.rinsaibou.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.rinsaibou.or.jp/cont01/items05/0105_idx.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省（労働基準局安全衛生部計画課）		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年9月	「林業労働災害防止協会」設立	
	昭和58年1月	名称を「林業・木材製造業労働災害防止協会（略称：林業労働災害防止協会）」に改める	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	林業及び木材製造業（以下「林業業」という。）を営む事業主及びその団体によって組織し、林業業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し、援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって林業業における労働災害の防止を図る。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生教育研修</li> <li>「林業労働災害防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業</li> <li>振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</li> <li>安全衛生教育訓練のための集団指導事業</li> <li>林業業リスクアセスメントの普及促進</li> <li>調査研究事業</li> <li>表彰事業</li> <li>全国林業労働災害防止大会</li> <li>広報事業</li> <li>安全衛生図書・用品の作成頒布</li> </ul>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

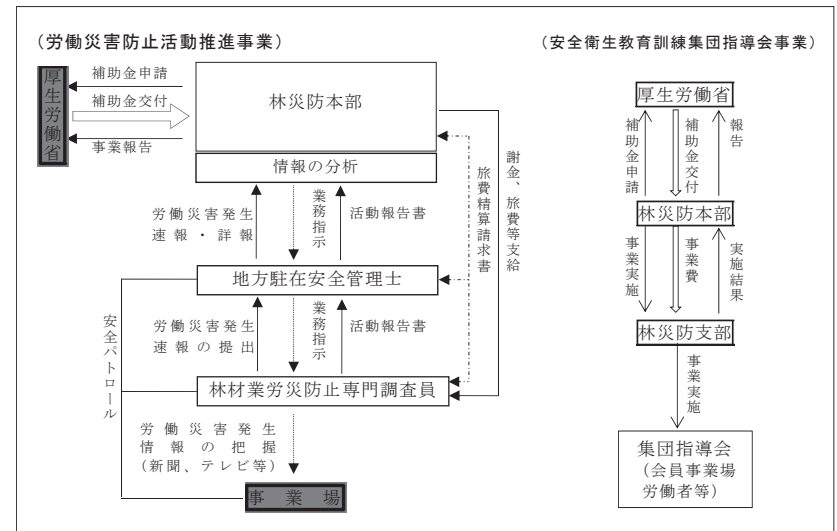
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
安全衛生管理活動事業	<p>(1) 林業労働災害防止専門調査員による労働災害防止活動支援事業 「林業労働災害防止専門調査員」を都道府県ごとに配置し、安全管理士の指揮の下、合同安全パトロール、労働災害情報の収集、労働災害調査等を実施して、労働災害の防止を図る。</p> <p>(2) 安全衛生教育訓練集団指導会事業 安全衛生教育訓練集団指導会事業を支部単位で開催実施。 (平成23年度) 林業現場責任者（班長、リーダー）を対象とする安全衛生教育訓練集団指導会</p>	<p>①現場安全パトロール 47都道府県 214回（256事業場）</p> <p>②労働災害調査 21道府県 36回</p> <p>③集団指導 21道府県 49回（3,272人）</p> <p>④個別指導 36道府県 131事業場 ほか</p> <p>林業現場責任者集団指導会 47都道府県 88回（4,237人）</p>	—	36,463
	労働災害防止団体会法第36条	—		一般会計
安全衛生教育事業	労働安全衛生法令等に基づく各種安全衛生教育を推進するとともに、技能講習等による資格取得を促進するとともに、労働安全衛生対策に係る研修に必要な情報を提供し、安全衛生教育テキスト等を頒布し、安全衛生教育の充実と促進を図った。	<p>①技能講習、安全衛生特別教育、能力向上教育及び安全教育等を実施（受講者数 延べ 39,817人）</p> <p>②図書教材等の作成、頒布</p> <p>③月刊情報誌「林業安全」の発行 年12回 40,300部</p> <p>④標語応募総数 171点 ポスター作成頒布数 17,000枚</p>	有	753,026
	労働災害防止団体会法第36条	—		一般会計
労働災害防止特別活動推進事業	(1) 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業の実施 チェーンソー取扱労働		—	49,802

	<p>者の振動障害特殊健診の実施状況の把握 (2) 林業巡回特殊健康診断事業の実施 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することによって受診機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。 また、健診促進事業に登録されている事業主(約3,500事業場)に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。</p>	<p>① 特殊健診受診者数(振動障害特殊健診実施状況調査による) 18,681人 ② 上記のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数(厚生労働省補助事業助成対象受診者数) 17,036人</p>			一般会計
	労働災害防止団体系36条	—			一般会計
広報啓発活動事業	<p>(1) 林材業に携わる関係者の安全意識高揚を図るために右記の事業を実施</p>	<p>① 全国労働災害防止大会の開催 参加者850人 ② 「林材業労働災害防止月間」の設定 ③ 功労者等の表彰等 ④ 「林材業安全技能師範制度」25周年記念事業の取組み ⑤ 産業安全100年記念事業への協力</p>			3,214
	<p>(2) また、会員をはじめ広く安全衛生情報の共有を図るため右記の事業を実施</p>	<p>① 労働災害情報の収集分析と提供 i) 労働災害発生状況速報(毎月) ii) 死亡災害事例速報 iii) 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例掲載(随時) iv) HPへの労働災害発生状況、死亡災害速報の掲載(随時) ② HPによる情報の発信 ・随時更新 年総アクセス件数 62,141</p>	—		

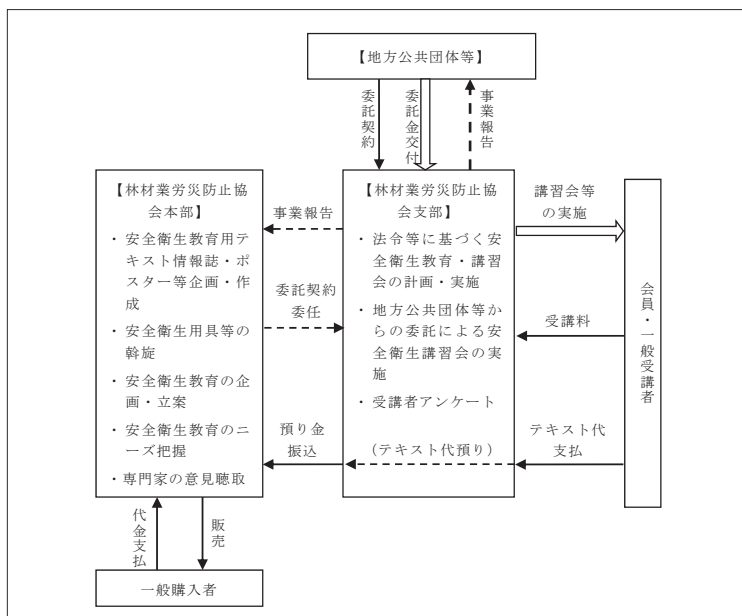
	労働災害防止団体系36条	件			一般会計
調査研究事業	労働災害が多い作業について、学識経験者や作業技術に精通した専門家をまじえた委員会を設置し、労働災害の発生状況の調査、分析を行い、安全衛生管理体制、安全な作業を行う手順、手法など労働災害防止対策の調査、研究を実施	<p>林業事業場における安全技術指導体制のあり方に関する調査研究 3年間にわたって実施した林業事業場における安全技術指導体制の在り方に関する調査、検討の最終年度として、班長が指導している新規就労者を中心とする作業者への技術・技能の指導効果について、班長と作業者にアンケートを行い、適切な指導体制の実施</p>	—		548
	労働災害防止団体系36条	—			一般会計

(2) 主な事務・事業の仕組み(業務及び資金の流れ)

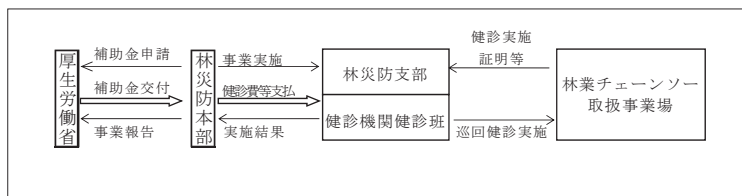
【安全衛生管理活動事業】



【安全衛生教育事業】



②労働災害防止特別活動推進事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	58,259	52,517	63,886	173,196	217,901
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	58,259	52,517	63,886	173,196	217,901
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,583,999	1,521,926	1,634,726	1,512,833	1,190,698	
内訳	事業収入額	1,123,081	1,065,309	1,197,562	1,208,251	978,942
	国等からの補助金等収入額	367,157	365,913	349,304	220,207	129,442
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	会費収入等額	93,761	90,704	87,860	84,376	82,313

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※ 「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。

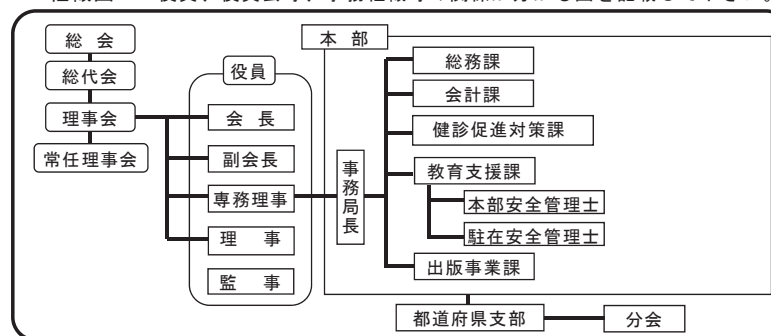
※ 「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	①安全衛生管理活動事業 ②労働災害防止特別活動推進事業	事務費補助	129,442
	事業主、事業主の団体が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことによる、労働災害の防止を図ることを目的とする。	・専門調査員による労働災害防止活動事業 ・林業現場責任者安全衛生教育訓練事業 ・振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業		厚生労働省

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))【該当なし】

4. 組織図・役員、役員会等、事務組織等の関係が分かる図を記載して下さい。





5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
個人会員	林材業を営む事業主	10,318
団体会員	林材業を営む事業主の団体	887
賛助会員	協会の目的に賛同するもの	197
名誉会員	協会又は林材業の労働災害防止に功勞のあったもの	0

6. 役員数（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	原則65歳 ※非常勤役員については、当該役員 の知識及び経験等が協会の運営上 特に必要である場合には、在任年 齢を超えて選任することができる。	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	3人以上		2年	2人	4期	1人	0人	-
専務理事	非常勤	1人		2年	1人	1期	1人	0人	-
常任理事	非常勤	若干名		2年	15人	2期	1人	0人	-
						6期	2人	0人	-
						4期	2人	0人	-
						3期	4人	0人	-
						2期	6人	0人	-
理事	非常勤	60人以上 70人以内 (※)		2年	36人 (会長、会 副 長、専 務理 事、常 任理 事除 く)	1期	1人	0人	-
						11期	1人	0人	-
						5期	10人	0人	-
						4期	7人	0人	-
						3期	8人	0人	-
監事	非常勤	2人以上 4人以内	2年	2人	2期	8人	0人	-	
					1期	2人	0人	-	
					8期	1人	0人	-	
					1期	1人	0人	-	

※ 理事の定数（60人以上70人以内）については、会長、副会長である理事、専務理事及び常任理事を含む。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	-	-	-	-
非常勤	1,375	33	-	1,408
合計	1,375	33	-	1,408

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-	非常勤	定数	-
		現員	15人		現員	1人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>流動資産</b>	266,302,018	<b>流動負債</b>	49,886,663
現金	0	未払金	48,035,885
預金	225,450,223	預り金	1,850,778
未収金	3,395,475		
貸倒引当金	△24,390	引当金	86,482,800
仮払金	18,408,900	退職手当引当金	46,482,800
前払金	0	機器部品等引当金	40,000,000
貯蔵品	19,071,810		
<b>固定資産</b>	1,485,354	<b>基本金</b>	217,900,709
器具備品	2,576,604	繰越剰余金	173,196,356
減価償却累計額	△1,091,250	当期剰余金	44,704,353
<b>特定資産</b>	86,482,800		
退職手当積立金	46,482,800		
機器部備品等積立金	40,000,000		
合計	354,270,172	合計	354,270,172

10. 損益計算書（平成23年度）

自平成23年4月1日至平成24年3月31日（単位：円）

費用		収益	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>管理費</b>	162,674,727	<b>会費収入</b>	81,987,095
役員給与	82,125,195	会費収入	81,987,095
社会保険料負担金	15,412,936		
退職手当引当金繰入	393,900	<b>事業収入</b>	978,942,043
非常勤役員手当	4,497,560	安全衛生啓発収入	237,973,070
管理諸費	60,245,136	支部事業収入	740,968,973
<b>事業費</b>	166,159,770		
安全衛生調査研究費	548,316	<b>国庫補助金収入</b>	129,762,363
安全衛生啓発費	66,285,674	労働災害防止対策費補助金収入	129,762,363
安全衛生管理活動費	42,627,863		
労働災害防止特別活動推進費	56,697,917	<b>事業外収入</b>	335,557
<b>支部事業活動費</b>	817,196,068	雑収入	326,302
支部運営費	76,227,095	貸倒引当金戻入	9,255
支部事業費	740,968,973		
<b>事業外費用</b>	292,140		
貸倒償却費	24,390		
減価償却費	267,750		
当期剰余金繰入	44,704,353		
合計	1,191,027,058	合計	1,191,027,058

11. 重要な会計方針（平成23年度） 省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】



## 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京港区芝5丁目35番1号 産業安全会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kouwansaibou.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kowan.sakura.ne.jp/saibou/annai/disclosure.shtml	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年9月 平成元年7月	港湾貨物運送事業労働災害防止協会設立 特別民間法人化	
事業の目的	港湾貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害の防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	① 労働災害防止規程を設定すること ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと ⑤ 情報及び資料を収集し及び提供すること ⑥ 調査及び広報を行うこと ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること		

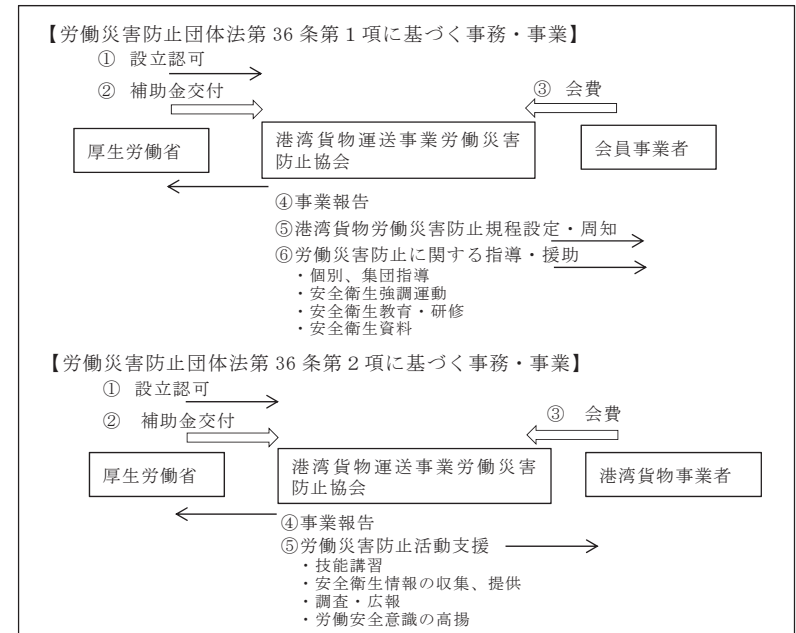
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
労働災害防止団体会法第36条第1項に基づく事務・事業	一 港湾貨物運送事業労働災害防止規程を設定すること  二 労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助  1 港湾荷役現場等の安全確保の個別、集団指導の実施  2 安全衛生強調運動の実施	一 規程の周知  二 労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助 1 港湾荷役現場等の安全指導 ① 個別・巡回指導 2,335回 ② 集団指導等 485回 ③ 調査等 169回 2 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間(7~9月) ② 港湾労働衛生強調月間(10月) ③ 年末年始港湾無災害強調期間(12~1月) 上記の各期間・月間に開催要領・ポスターを作成し運動を展開 3 安全衛生教育・研修等 20回、908名 4 安全衛生資料の作成 教育資料「危険予知・指差呼称手帳」等7種類を発行、改訂	有	343,712
	労働災害防止団体会法第36条第1項	-	-	-
労働災害防止団体会法第36条第2項に基づく事務・事業	一 労働者の技能に関する講習の実施	一 労働者の技能に関する講習 開催 282回 受講者 6,214名	有	
	二 情報及び資料の収集並びに提供	二 情報及び資料の収集・提供		

	<p>三 調査及び広報の実施</p> <p>1 調査</p> <p>2 広報</p> <p>四 労働安全意識の高揚</p> <p>労働災害防止団体法第 36 条第 2 項</p>	<p>1 死亡災害等災害情報の収集並びに原因及び対策の情報提供</p> <p>2 安全衛生工夫改善事例等の安全衛生取組事例の収集・提供</p> <p>3 災害統計及び安全衛生管理の基礎知識・対策を掲載した「安全衛生のしおり」の作成配布</p> <p>三 調査及び広報の実施</p> <p>1 調査</p> <p>港湾の休業 4 日以上 の災害について集計分析「港湾貨物運送事業の災害発生状況」作成</p> <p>2 広報</p> <p>①機関誌「港湾防災」発行 4,400 部/毎月</p> <p>②各安全衛生強調運動のポスター 各 7 千枚</p> <p>③指差呼称の実施・定着のためのポスター 7 千枚</p> <p>四 労働安全意識の高揚</p> <p>①安全衛生表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場表彰 (優良賞 11 事業場、努力賞 10 事業場)</li> <li>・個人表彰 (功労賞 15 名、功績賞 (イ) 22 名、功績賞 (ロ) 4 名、発明考案賞 1 名)</li> </ul> <p>②無災害記録表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾労災防止協会無災害記録証 185 事業場</li> </ul>	<p>—</p>
--	---	---	----------

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	393,769	409,736	372,191	360,853	351,371
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	393,769	409,736	372,191	360,853	351,371
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	751,343	752,012	713,885	642,736	725,629	
内 訳	事業収入額	267,275	269,056	253,415	224,126	275,754
	国等からの補助金等収入額	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	246,174	244,829	233,962	216,646	296,429

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
 ※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費収入等額」欄には、会費収入、団体助成金、事業外収入及び運営費協力金を計上。

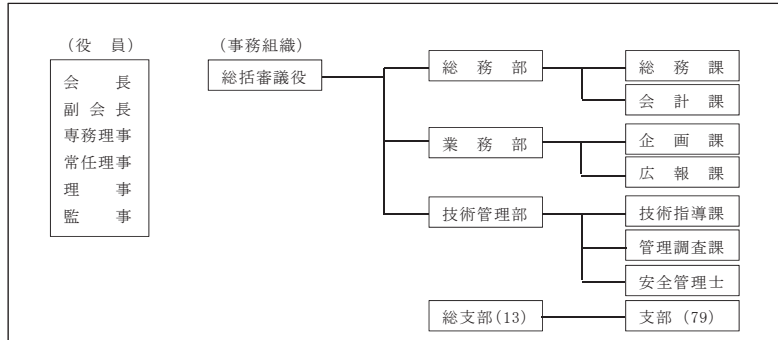
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動費 労働災害防止活動特別推進費	事務費補助	153,446
	労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行うこと等によって、事業主及び事業主団体の行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害の防止を図る。	【安全衛生管理活動費】 ・ 中小港湾運送事業者の安全衛生水準向上のための個別指導の実施 【労働災害防止活動特別推進費】 ・ 同種災害の防止、荷役作業現場の安全確保のための荷役作業現場パトロール活動の積極的展開 ・ 中小港湾運送事業者の安全衛生水準の向上を担う次世代の育成等の推進		厚生労働省

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

【該当なし】

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	港湾貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体	1,729
賛助会員	本会の目的に賛同するもの	49
特別会員	本会に特別の協力関係を有するもの	12

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況							
						期別	人数	人数	最終官職						
会長	非常勤	1人		2年	1人	14期	1人	0人	-						
副会長	非常勤	若干名		2年	3人	5期	1人	0人	-						
						3期	1人※1	0人	-						
						1期	1人※2	0人	-						
専務理事	常勤	1人		2年	0人	-	-	-	-						
	非常勤	-		2年	1人	2期	1人	0人	-						
常務理事	非常勤	-		2年	0人	-	-	-	-						
常任理事	非常勤	60人以上80人以内 (副会長である理事を含む)		2年	14人※2	7期	1人	0人	-						
						6期	3人	0人	-						
						5期	1人	0人	-						
						4期	1人	0人	-						
						3期	3人	0人	-						
						2期	4人	0人	-						
						1期	1人	0人	-						
						理事	非常勤	3人以内		2年	46人※1	10期	1人	0人	-
												9期	2人	0人	-
												8期	3人	0人	-
7期	2人	0人	-												
6期	2人	0人	-												
5期	5人	0人	-												
4期	4人	0人	-												
3期	14人	0人	-												
2期	11人	0人	-												
1期	2人	0人	-												
監事	非常勤	3人以内		2年	3人	4期	1人	0人	-						
						2期	1人	0人	-						
						1期	1人	0人	-						

※1 副会長のうち1人は、理事（5期）を兼任。上記表、理事現員（46人）には算入済。  
 ※2 副会長のうち1人は、常任理事（2期）を兼任。上記表、常任理事の現員（14人）には算入済。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	-	-	-	-
非常勤	1,080	-	-	1,080
合計	1,080	-	-	1,080

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-	非常勤	定数	-
		現員			現員	
		20人			1人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金	4,955,261	未払金	57,281,520
預金	416,517,437	預り金	2,956,615
未収金	11,128,479	前受金	3,184,900
在庫品	10,556,683	仮受金	0
仮払金	0	仮受消費税	1,460,994
前払金	158,611		
立替金	4,080,771	流動負債合計	64,884,029
流動資産合計	447,397,242		
固定資産		固定負債	
[有形固定資産]		退職手当引当金	76,076,768
器具備品	18,698,589	機器備品等引当金	135,450,841
車両及び運搬具	23,494,190	視聴覚教材等引当金	34,040,738
減価償却累計額	△36,015,417	資産見返補助金	995,242
有形固定資産合計	6,177,362	固定負債合計	246,563,589
[無形固定資産]			
電話加入権	369,046	負債合計	311,447,618
労災統計管理システム	80,500		
無形固定資産合計	449,546	基本金	
固定資産合計	6,626,908	基本金	360,853,281
		当期繰越金	△9,481,581
その他の資産		基本金合計	351,371,700
退職手当基金	66,885,049		
機器備品等基金	106,766,219		
視聴覚教材等基金	35,143,900		
その他の資産合計	208,795,168		
合計	662,819,318	合計	662,819,318

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 固定資産の減価償却について  
器具備品  
定額法による減価償却を実施している。
- (2) 引当金の計上基準について  
退職手当引当金  
期末退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。  
機器備品等引当金  
機器備品等の更新・修繕に要する額に相当する金額を計上している。  
視聴覚教材等整備引当金  
視聴覚教材等の整備・更新・修繕に要する額に相当する金額を計上している。
- (3) 資金の範囲について  
資金の範囲については、現金、預金、未収金、仮払金、立替金、未払金、預り金、前受金、仮受金及び仮受消費税を含めることにしている。

12. 基金抛却又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況  
【該当なし】

10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

自平成23年4月1日至平成24年3月31日（単位：円）

費用		収益	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
管理費	388,935,185	会費収入	201,214,439
役員給与	240,164,420	一般会費収入	199,154,439
社会保険料等負担金	35,898,808	賛助会収入	2,060,000
退職手当積立金	4,006,258	事業収入	272,335,937
退職手当	10,534,100	広報事業収入	67,096,600
管理諸費	98,331,599	教育事業収入	167,345,289
事業費	342,968,646	防災特別事業収入	37,894,048
広報事業費	62,254,559	他団体等助成金収入	6,643,390
教育事業費	104,227,645	事務受託収入	3,417,960
防災特別事業費	176,486,442	事業外収入	5,169,089
事業外費用	14,323,327	運営費協力金収入	83,401,933
		国庫補助金収入	153,446,333
当期基本金繰入	△9,481,581	退職手当基金取崩収入	10,534,100
		資産見返補助金戻入収入	582,396
合計	736,745,577	合計	736,745,577

# 鉱業労働災害防止協会

## 1. 法人概況

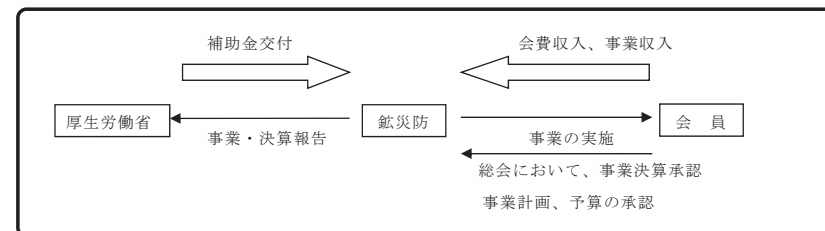
所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kosaibo.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kosaibo.or.jp/sub/frame_mshaj.html	
設立根拠法	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官		
設立年月日	昭和39年10月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年月	事項	
	昭和39年10月 平成元年7月	協会設立 特別民間法人化	
事業の目的	<p>鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）及び鉱業権者の団体並びに採石業者及び採石業者の団体によって組織し、鉱業権者及び採石業者の団体並びに採石業者及び採石業者の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他の労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、鉱業に係る労働災害の防止を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術的な事項について、指導及び援助を行うこと。</li> <li>2 機械及び器具について、試験及び検査を行うこと。</li> <li>3 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>4 情報及び資料を収集し、及び提供をすること。</li> <li>5 調査及び広報を行うこと。</li> <li>6 安全衛生物品の普及を図ること。</li> <li>7 労働災害防止規程（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安を除く。）を設定すること。</li> <li>8 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。</li> </ol>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
労働災害防止対策事業	年間を通じた委員会の開催による鉱山保安・採石業の安全のためのテキストの作成・販売等、年間を通じた百数十回に及ぶ保安・安全教育のための講習、毎月の広報誌の発行、10月の全国鉱業安全衛生大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山における民間資格創設の検討（2年計画）</li> <li>・採石業労働災害防止指導基準書作成の検討（2年計画）</li> <li>・広報誌（年間10,580部発行）</li> <li>・講習会（145回、受講者3,876名）</li> </ul>	有	72,148
	労働災害防止団体法第36条	-		一般会計

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	178,027	161,909	149,887	147,860	122,150
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	178,027	161,909	149,887	147,860	122,150
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	190,459	182,826	180,908	171,972	132,039	
内訳	事業収入額	64,171	60,962	57,594	54,186	50,575
	国等からの補助金等収入額	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	29,821	29,951	29,353	28,621	27,932

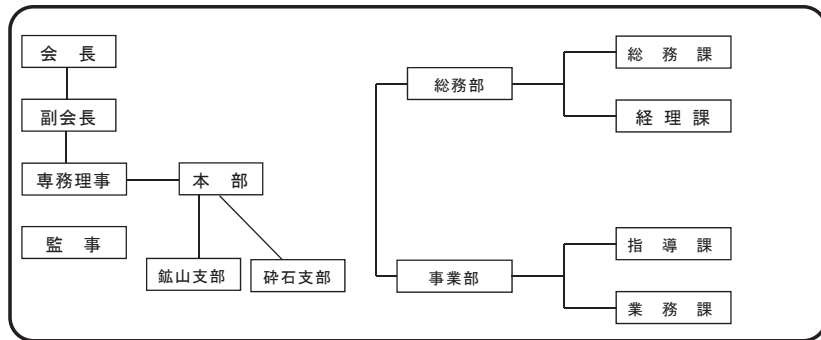
※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	労働災害防止対策事業	事務費補助	53,532
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	中小企業支援事業として、中小鉱山における保安責任者等の保安技術レベルの検討、保安教育ガイドライン作成の検討、採石業労働災害防止指導基準書作成の件などの事業、安全衛生管理士等による安全衛生講習会の実施、現場パトロール及び防災対策会議の実施		

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	鉱業権者及び鉱業権者の団体 採石業者及び採石業者の団体	203
賛助会員	本会の目的に賛同する者	24

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	原則65歳 最大70歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	理事のうち5人以内	〃	2年	4人	1期	4人	1人	経済産業省大臣官房技術総括審議官
常任理事	非常勤	理事のうち若干名	〃	2年	5人	2期	1人	1人	中部近畿鉱山保安監督部長(独)日本貿易振興機構「ジュネーブ」事務局長
						1期	4人	2人	四国経済産業局長
理事	非常勤	25～50	〃	2年	15人	3期	1人	1人	通商産業省事務次官
						2期	1人	1人	経済産業省審議官
						1期	13人	0人	—
監事	非常勤	3人	〃	2年	2人	1期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	120	—	—	120
合計	120	—	—	120

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職 員	常 勤	定数	—
		現員	8人
	非常勤	定数	—
		現員	2人

9. 貸借対照表（平成23年度）

資産の部			負債及び資本金の部		
科目	金額		科目	金額	
	円	円		円	円
流動資産			流動負債		
現金		77,055	未払金	8,267,203	
預金		106,238,211	未払費用	1,414,687	
未収金	812,440		預り金	841,849	
貸倒引当金	△2,126	810,314	短期リース債務	277,200	
前払金		561,650	流動負債合計		10,800,939
貯蔵品		12,072,125	固定負債		
流動資産合計		119,759,355	長期リース債務	438,900	
固定資産			退職手当引当金	15,090,200	
(有形固定資産)			固定負債合計		15,529,100
器具備品	66,242,367		基本金		
リース資産	1,108,800		前期繰越資産	147,859,614	
減価償却引当金	△64,019,474	3,331,693	見返り勘定		
有形固定資産合計		3,331,693	当期欠損金	△25,709,621	
(無形固定資産)			基本金合計		12,149,993
電話加入権		74,984			
無形固定資産合計		74,984			
(投資等)					
投資有価証券		25,210,000			
敷金		104,000			
投資等合計		25,314,000			
固定資産合計		28,720,677			
合計		148,480,032	合計		148,480,032

10. 損益計算書（平成23年度）

費用		収入	
科目	金額	科目	金額
	円	円	円
管理費		会費収入	25,310,000
人件費	65,768,192	事業収入	
役職員給与	56,908,174	広報収入	24,452,082
退職手当積立金	1,089,000	教育収入	26,123,088
法定福利費	7,771,018	事業収入合計	50,575,170
管理諸費	16,998,366	国庫補助金収入	53,532,494
管理費合計	82,766,558	雑収入	2,621,731
事業費		当期欠損金	25,709,621
調査研究費	0	合計	157,749,016
広報費	22,735,664	欠損金処理	
教育費	21,213,234	25,709,621円	
安全衛生管理士活動費	454,320	これを下記のとおり処分します。	
労働災害防止活動特別推進費	28,262,063	繰越資産見返り勘定へ繰入れ	
事業費合計	72,665,281	前期繰越資産見返り勘定 147,859,614円	
事業外費用		当期欠損金 △25,709,621円	
減価償却費	2,129,378	次期繰越資産見返り勘定 122,149,993円	
貸倒引当損	2,039		
固定資産除却損	26,159		
雑損	159,601		
事業外費用合計	2,317,177		
合計	157,749,016		

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- （1）有価証券の評価基準及び評価方法  
原価法によっている。
- （2）固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- （3）貯蔵品の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法によっている。
- （4）引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
売上債券等の貸倒れによる損失に備える為、税法基準により計上している。
  - ②退職手当引当金  
従業員の退職手当に備える為、期末要支給額を計上している。
- （5）リース取引の処理方法  
売買取引に準じた会計処理によっている。
- （6）消費税等の会計処理  
税込方式によっている。

## 12. 基金拋出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

【該当なし】



# 中央労働災害防止協会

## 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5-35-1		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jisha.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jisha.or.jp/about/disclosure/index.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年8月1日	民間法人化年月日	平成12年6月19日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年 昭和34年12月 昭和39年8月  昭和47年6月 昭和48年10月 昭和49年12月 昭和50年6月  昭和57年11月 平成4年5月 平成4年7月 平成11年7月 平成12年1月 平成12年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本産業安全連合会（全安連）設立</li> <li>・全日本労働衛生協会（全衛協）設立</li> <li>・労働災害防止団体会法（以下「法」という。）に基づき、中央労働災害防止協会設立</li> <li>・法改正により、安全衛生教育センター業務追加。</li> <li>・安全衛生教育センター開所</li> <li>・法改正により、化学物質の有害性検査等業務追加</li> <li>・労働衛生検査センター（現 労働衛生調査分析センター）開所</li> <li>・日本バイオアッセイ研究センター開所</li> <li>・法改正により、快適職場形成促進事業が追加</li> <li>・中央快適職場推進センターを開所（平成23年閉鎖）</li> <li>・国際安全衛生センター開所（平成20年閉鎖）</li> <li>・安全衛生情報センター開所（平成23年閉鎖）</li> <li>・民間法人化</li> </ul>	
事業の目的	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより労働災害の防止を図ることを目的に設立		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 研修会事業</p> <p>① リスクアセスメント／労働安全衛生マネジメントシステム関連事業等</p> <p>② 安全衛生教育事業</p> <p>③ 心とからだの健康づくり事業</p> <p>(2) 安全衛生技術サービス事業</p> <p>(3) 普及・情報提供事業</p> <p>① 安全衛生に係る図書等の普及</p> <p>② 情報提供</p> <p>(4) 安全衛生教育センター事業</p> <p>(5) 日本バイオアッセイ研究センター事業</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

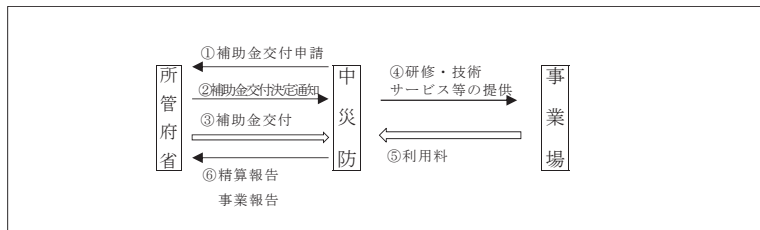
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
教育・研修・指導・援助事業	事業場の各級管理監督者、安全衛生担当者、労働者等を対象として安全衛生管理手法、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの導入方法、化学物質管理、健康づくり、メンタルヘルス等の教育研修を実施。その他、安全衛生管理計画の策定や職場の危険箇所の診断及び改善指導、職場環境等における有害物の測定・分析等の業務も実施。	(平成23年度実績) 研修会： 925回 32,073人 個別事業場指導： 2,666件 作業環境測定： 1,207事業場 分析： 25,215検体	有	771,234
	労働災害防止団体会法第11条第1項、2項	—		一般会計
情報・展示・普及・助言事業	インターネット、展示、図書等を通じた労働災害防止に必要な情報及び資料の収集・提供、労働災害防止のための全国産業安全衛生大会の開催等の啓発活動、労働災害防止に有用な現場実態の把握のための調査研究を実施。その他、国際的な交流や海外情報の収集・提供、ODAによる海外からの受け入れ等も実施。	(平成23年度実績) ・安全衛生情報の提供（アクセス件数：2,018万件） ・安全衛生電話相談件数：893件 ・安全衛生図書等の制作等（新刊・改訂図書：68種） ・全国産業安全衛生大会：8,318人 ・国際協力等の推進（相談件数：104件）	—	1,150,956
	労働災害防止団体会法第11条第1項	—		一般会計
安全衛生教育センター事業	国の安全衛生教育施策の一環として、事業者が行う各種安全衛生教育のトレーナー、インストラクターを養成するためのRST（厚生労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー）養成講座、特殊教育インストラクター講座等の運営を行っている。	(平成23年度実績) 研修・講習会： 346回 6,148名	有	493,420
	労働災害防止団体会法 第11条第2項第1号	—		安全衛生教育センター特別

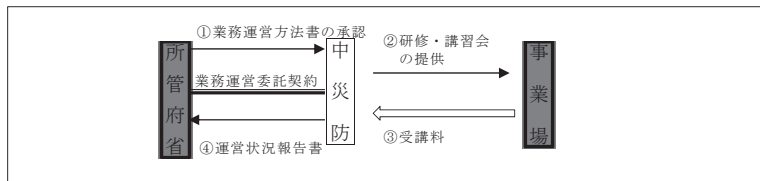
日本バイオアッセイ研究センター事業	国、事業者等からの依頼を受けて、化学物質、ナノマテリアルについての有害性の調査を行っている。	(平成 23 年度実績) ・発がん性試験： 14 回 ・急性、亜急性、亜慢性試験：23 回 ・生殖性試験等：3 回	—	会計
	労働災害防止団体系第 11 条第 2 項第 2 号	—	—	日本バイオアッセイ研究センター特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

- 【教育・研修・指導・援助事業（中小規模事業場の自主的な安全衛生活動の支援）】  
【情報・展示・普及・助言事業（総合的な安全衛生指導を通じた中小規模事業場の取組の推進、安全衛生管理の促進に関する手法等の検討）】（いずれも補助事業）



【安全衛生教育センター事業】



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	4,868,293	4,920,932	1,623,192	1,370,437	1,166,346
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	4,868,293	4,920,932	1,623,192	1,370,437	1,166,346
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	11,074,705	10,434,214	10,356,857	8,367,427	7,415,937	
内訳	事業収入額	5,861,051	5,648,690	4,971,167	4,803,706	4,890,172
	国等からの補助金等収入額	4,828,838	4,378,454	4,980,169	3,147,624	2,182,763
	国等との契約に基づく総収入額	69,700	87,778	103,418	62,695	15,115
	会費収入等額	315,116	319,292	302,102	353,403	327,887

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況（平成 23 年度）)

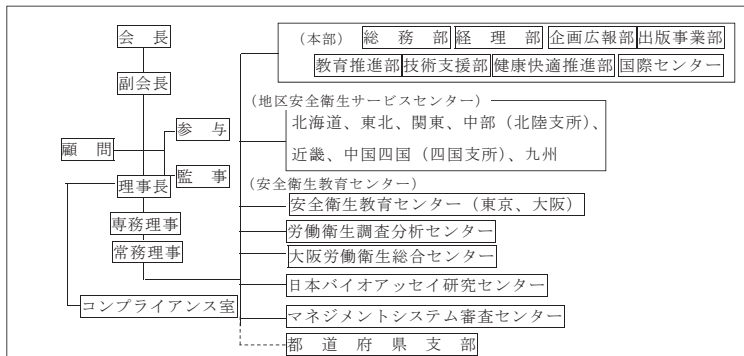
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	①安全衛生管理活動事業 ②労働災害防止特別活動事業	事務費補助	802,764
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導。その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ることを目的とする。	①安全衛生管理活動事業 ・総合的な安全衛生指導を通じた中小規模事業場の取組の促進 ②労働災害防止特別活動事業 ・中小規模事業場の自主的な安全衛生活動の支援 ・安全衛生管理の促進に関する手法等の検討		厚生労働省

(国等からの委託費の状況（平成 23 年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円）
		委託府省名
小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場を主たる構成員とする団体に対し、「経営者安全衛生講習会の開催、安全衛生活動結果の評価・分析」等を行うとともに、本事業の成果を団体等以外の小規模事業場に波及させるため事例集の作成・配布を行う。	196,987
		厚生労働省
職場における化学物質のリスク評価推進事業	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。	78,070
		厚生労働省
化学物質管理支援事業	化学物質による労働災害の防止を図るため、化学物質の GHS 分類及びモデル表示・モデル MSDS の作成、簡易な化学物質のリスクアセスメントに係る普及促進等により、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づく事業場における自律的な化学物質管理を促進する。	99,564
		厚生労働省
作業環境管理における個人ばく露測定に関する実証的検証事業	「個人ばく露方式による測定方法」について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的検証を行い、現行の作業環境測定と比較し、作業環境管理のあり方について検討する。	12,439
		厚生労働省

作業環境の改善方法に関する実証的検証事業	局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置について、風速等以外で性能を担保する方法、又は風速等をどのように定めればよいのかについて、実証的に検証し、作業環境の改善方法である局所排気装置等を有効に機能させるための検討を行う。 また、局所排気装置等の吸引された有害物質含有空気を屋外に排出せずに、除じん・浄化した空気を再度屋内に還す方式（還流方式）について、有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する実証的研究を行い、還流方式の局所排気装置等の作業環境改善措置としての有効性を検討する。	7,938	厚生労働省
製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の促進事業	「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づき具体的な対策を実施する上で留意すべき事項等を示したマニュアルを作成し、その普及を図る。	12,268	
震災に伴う新規化学物質の命名緊急事業	労働安全衛生法に基づき事業者より届け出られた化学物質について、官報公示するための名称を決定することで、化学物質による労働災害防止の徹底を図る。	4,499	厚生労働省
化学物質の長期吸入試験等事業	労働安全衛生法第57条の5の規定に基づき、事業場で使用される物質のうち指定された化学物質について、実験動物を用いてがん原性試験を行い、化学物質のがん原性の有無を明らかにする。	816,777	厚生労働省
ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業	ナノマテリアルの製造・取扱い作業による労働者への生体影響の有無及び程度を明らかにするため、動物実験等による有害性調査を実施する。	109,878	厚生労働省
中小企業化学物質調査（中生産量化学物質の安全性点検（急性毒性、反復投与毒性、遺伝毒性及び生殖発生毒性に関する有害性調査））	国内の製造・輸入量が比較的小さい化学物質の安全性情報を収集するため、単回経口投与毒性試験等の安全性情報について、経済産業省が指定する試験を実施し、データを整備する。	24,578	経済産業省
産業技術研究開発（低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（NEDO交付金以外分）ナノ材料の安全・安心確保のための国際先進的安全性評価技術の開発）	ナノ材料について、気管内投与回数の違いによる生体反応の差異、動物系統の違いによる生体反応の差異および繊維の長さによる生体反応の差異を検討する。	17,000	経済産業省

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
正会員	(1) 労働災害防止協会 (2) 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行うもの (3) 次の団体で労働災害の防止のための活動を行うもの (ア) 都道府県に設立されている労働基準協会又は労働基準協会連合会及びこれらに準ずる団体 (イ) 地方別の経営者の団体 (4) 労働災害の防止のための活動をもつばら行う団体であつて、その目的が本会の趣旨に適合すると認められるもの	126 団体 (1) 5 団体 (2) 57 団体 (3) 48 団体 (4) 16 団体
賛助会員	事業主その他のもので、本会の目的に賛同するもの	4,903 事業場

#### 6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干名	—	2年	3人	3期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	—	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	厚生労働省北海道労働局長
常務理事	常勤	—	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
常任理事	非常勤	—	—	2年	5人	13期	1人	0人	—
						7期	1人	0人	—
						1期	3人	0人	—
						10期	1人	0人	—
						7期	2人	1人	警察庁神奈川県警察本部長
						5期	4人	2人	経済産業省大臣官房審議官
						4期	17人	6人	農林水産省横浜植物防疫所長 通商産業省大臣官房付（兼職院事務局商工委員会調査室長）
						3期	14人	5人	国土交通省交通安全公害研究所所長 経済産業省製造産業局日用品室長 経済産業省大臣官房総務課企画官 通商産業省通商政策局経済協力部長 通商産業省北海道通商産業局長 経済産業省交流協会台北事務所次長
						2期	29人	6人	経済産業省中国経済産業局長 通商産業省中小企業庁長官 通商産業省特許庁審査業務部長 厚生労働省奈良労働基準監督署長 厚生労働省岡山労働基準監督署長
						1期	28人	1人	農林水産省兼職院農林水産調査室首席調査官
理事	非常勤	100～200人	—	2年	95人	5期	4人	2人	経済産業省大臣官房付（基礎産業局非職金課課長） 通商産業省特許庁総務部長
						2期	1人	0人	通商産業省九州鉱山保安監督局長
						1期	1人	0人	厚生労働省那覇労働基準監督署長
監事	非常勤	5人以内	—	2年	2人	2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度） （単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	32,896	4,276	9,876	47,048
非常勤	6,500	—	—	6,500
合計	39,396	4,276	9,876	53,548

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	354
非常勤	定数	—	
	現員	28	

9. 貸借対照表（平成23年度・一般会計） 平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債及び基本金の部	
科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
I 流動資産	2,570,986,068	I 流動負債	979,749,096
現金・預金	1,747,514,617	未払金	294,843,946
未収金	343,548,230	未払法人税等	13,486,900
有価証券	201,486,000	未払諸費税等	11,753,100
貯蔵品	264,045,697	前受金	76,554,953
前払費用	13,945,604	預り金	525,894,823
仮払金	1,020,230	仮受金	1,440,441
貸倒引当金	△574,310	短期リース債務	55,774,933
II 固定資産	2,436,781,407	II 固定負債	3,198,188,770
1 有形固定資産	1,934,572,881	長期リース債務	150,870,445
建物	1,051,480,925	退職給与引当金	3,047,318,325
車両・運搬具	188,844		
器具・備品	35,784,391		
リース資産	206,645,378		
土地	640,473,343		
2 投資その他の資産	502,208,526		
顕功賞等引当預金	89,639,248		
出資金	200,000		
敷金・保証金	9,331,500		
投資有価証券	403,037,778		
資産合計	5,007,767,475	負債・基本金合計	5,007,767,475
		[基本金の部]	
		基本金	829,829,609
		繰越剰余金	1,107,570,033
		当期純損失	277,740,424
		基本金合計	829,829,609

※他に「安全衛生教育センター特別会計」及び「日本バイオアッセイ研究センター特別会計」があるが、総括表がないため一般会計のみ掲載した（以下、損益計算書も同様）

10. 損益計算書（平成23年度・一般会計） 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日（単位：円）

科目	金額	
[経常収益の部]		
(事業収益の部)		
I 事業収益		
1 事業収入	3,758,345,979	
2 受託収入	411,765,538	
3 会費収入	255,370,465	4,425,481,982
II 事業費用		
1 事業費	1,601,244,839	
2 受託事業費	411,765,538	
3 一般管理費	3,538,488,914	5,551,499,291
事業損失		1,126,017,309
(事業外損益の部)		
I 事業外収益		
1 国庫補助金収入	802,763,816	
2 貸倒引当金戻入	501,756	
3 受取利息	4,330,855	
4 雑収入	43,252,638	850,849,060
II 事業外費用		
1 貸倒損失	178,317	
2 貸倒引当金繰入	574,310	752,627
経常損失		275,920,876
[特別損益の部]		
I 特別損失		
1 固定資産除却損	4,284,148	4,284,148
税引前当期純損失		280,205,024
法人税、住民税及び事業税	13,486,900	
過年度法人税等戻入額	15,951,500	
当期純損失		△2,464,600
		277,740,424

（注）当期純損失 277,740,424 円は内規により、繰越剰余金を減額整理する。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 最終仕入原価法による。
- 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）による。
- 固定資産の減価償却方法等 定額法による。  
主な耐用年数 建物（15～50年）、車両・運搬具（6年）、器具・備品（4～20年）

減価償却累計額は以下のとおり

科目	減価償却累計額
建物	742,172,998 円
車両・運搬具	6,105,906 円
器具・備品	189,377,318 円
リース資産	142,938,293 円
合計	1,080,594,515 円

リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存額をゼロとして算定する方法による。

- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金 未収金の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上。
  - 退職給与引当金 役職員の退職手当の支払いに充てるため、内記に基づき計上。
- 消費税等の会計処理 税込方式による

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

【該当なし】

(3) 士 業 団 体



# 日本公認会計士協会

## 1. 法人概況

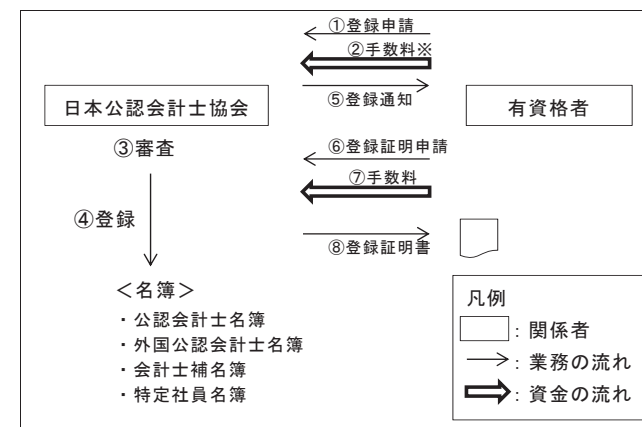
所在地	千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jicpa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jicpa.or.jp/ippan/about/report/index.html	
設立根拠法	公認会計士法（昭和23年法律第103号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	金融庁総務企画局企業開示課		
設立年月日	昭和24年10月22日	民間法人化年月日	平成16年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和24年10月	任意団体として創立	
	昭和28年4月	社団法人に改組	
	昭和41年12月 平成16年4月	公認会計士法に基づき設立する法人に改組 特別民間法人に改組	
事業の目的	公認会計士の品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと		
主な事務・事業の内容	<p>①公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂扬を図ること、②公認会計士業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること、③監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること、④会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること、⑤前2号のほか、公認会計士制度及び公認会計士の業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること、⑥会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること、⑦公認会計士の業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと、⑧会員の業務に関する紛議につき、調停を行うこと、⑨公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること、⑩公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
公認会計士等の登録	公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び特定社員の登録事務及び登録・資格証明事務	(平成23年度) ・公認会計士登録 2,123件 ・特定社員登録 17件 ・登録・資格証明 4,283件	有	22,362
	公認会計士法第16条の2、第17条、第18条、第19条	制度的独占		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



※ ②登録手数料額は、公認会計士及び外国公認会計士は無料、特定社員及び会計士補は一万円である。  
 なお、特定社員及び会計士補については、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない（特定社員は平成19年、会計士補は18年以降徴収の実績無し）。

### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	9,062,718	8,657,322	9,189,775	10,430,656	11,729,725
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	9,062,718	8,657,322	9,189,775	10,430,656	11,729,725
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※ 資本金等は、各年度の正味財産期末残高を記載。

#### (2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	4,876,924	5,301,020	5,832,417	5,785,133	6,626,984	
内 訳	事業活動収入額	4,875,242	5,300,524	5,832,417	5,769,985	6,578,770
	投資活動収入額	1,682	496	0	15,148	48,214
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

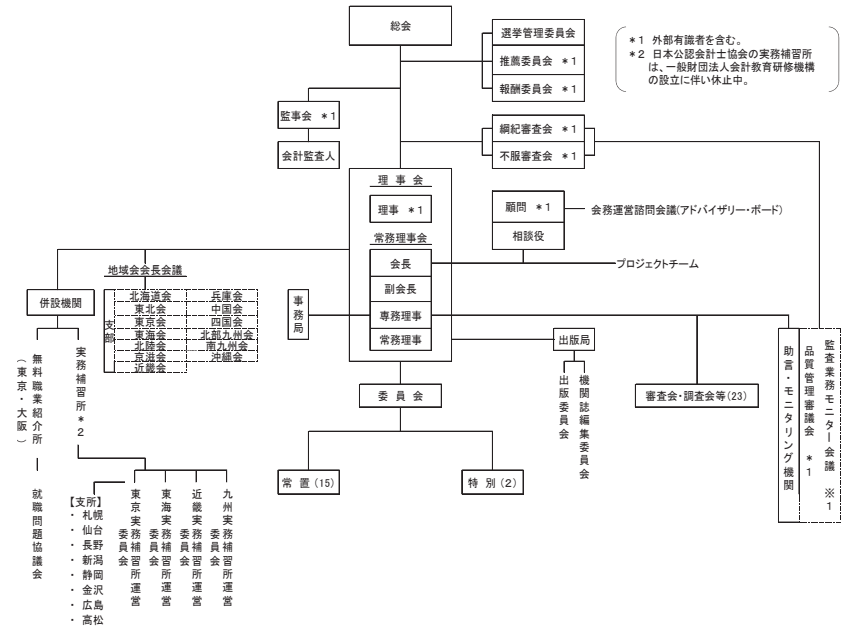
#### (国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

#### (国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図 (平成 24 年 12 月 1 日現在)



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
公認会計士	公認会計士試験に合格した者であって、公認会計士法第 15 条第 1 項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、同法第 16 条第 1 項に規定する実務補習を修了し、同条第 7 項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者	24,606 人
外国公認会計士	外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者で、内閣総理大臣による資格承認を受け、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿の登録を受けた者	4 人
監査法人	上記公認会計士等の資格を有する者が所属する法人	214 法人
準会員	公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者、会計士補、会計士補になる資格を有する者、公認会計士試験に合格した者並びに特定社員	7,282 人



6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	7人 以内	—	3年	7人	1期	7人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	非常勤	34人 以内	—	3年	32人	1期	15人	0人	—
						2期	10人		
						3期	5人		
						4期	2人		
理事	非常勤	90人 (※)	—	3年	44人	1期	33人	1人	会計検査院長
						2期	8人		
						3期	1人		
監事	非常勤	4人	—	3年	4人	1期	3人	0人	—
						2期	1人		

※ 他の役員と合計して90人以内。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	35,000	151	—	35,151
非常勤	28,600	4,402	—	33,002
合計	63,600	4,553	—	68,153

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	現員
		—	216人
非常勤	定数	現員	
	—	20人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産 計)	5,403,130	(流動負債 計)	343,836
現金預金	3,532,473	未払金	181,438
未収会費	880,409	前受会費	14,390
未収金	135,221	前受金	19,030
出版物	14,927	預り金	28,278
前払金	79,419	賞与引当金	96,525
短期貸付金	25,254	返品調整引当金	4,174
有価証券	732,021		
その他の流動資産	3,402	(固定負債 計)	2,202,367
		退職給付引当金	1,032,761
(特定資産 計)	6,700,155	会員厚生引当金	339,987
土地	2,111,000	会員厚生自家保険引当金	826,483
協会学術賞基金資産	154,582	預り保証金	3,133
海外会計・監査調査研究基金資産	88,866		
後進育成基金資産	14,367	(負債合計)	2,546,204
国際会計人養成基金資産	234,334		
退職給付引当資産	1,032,761	指定正味財産	1,030,747
会員厚生自家保険引当資産	826,483	(うち特定資産への充当額)	(1,030,747)
重要財産等引当資産	1,516,184		
減価償却引当資産	696,203	一般正味財産	10,698,977
その他の特定資産	25,370	(うち特定資産への充当額)	(3,807,027)
(その他固定資産等 計)	2,172,644	(正味財産合計)	11,729,725
建物	1,077,124		
建物附属設備	252,196		
構築物	12,547		
備品	109,319		
ソフトウェア	399,429		
長期貸付金	90,768		
敷金	185,090		
差入保証金	1,130		
投資有価証券	45,037		
資産合計	14,275,929	負債・正味財産合計	14,275,929

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	7,772
② 受取入会金等	182,890
③ 受取会費	5,828,680
④ 事業収益	486,704
⑤ 受取寄附金	37,214
⑥ 雑収益	61,688
⑦ 返品調整引当金戻入額	3,551
(経常収益計)	6,608,500
(2) 経常費用	
① 事業費	3,397,445
② 管理費	1,878,134
③ 支払義援金	1,000
④ 雑損失	1,272
(経常費用計)	5,277,852
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外費用	864
(経常外費用計)	864
(当期一般正味財産増減額)	1,329,783
一般正味財産期首残高	9,369,194
一般正味財産期末残高	10,698,977
II 指定正味財産増減の部	
① 受取寄附金	3,000
② 特定資産運用益	3,102
③ 一般正味財産への振替額	△36,817
(当期指定正味財産増減額)	△30,714
指定正味財産期首残高	1,061,462
指定正味財産期末残高	1,030,747
III 正味財産期末残高	11,729,725

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的債券・・・・・・償却原価法によっている。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
出版物、貯蔵品・・・・・・総平均法による原価法を採用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
賞与引当金・・・・・・スタッフ等に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。  
返品調整引当金・・・・・・出版物の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上している。  
退職給付引当金・・・・・・スタッフ等の退職給付に備えるため、退職給付債務を主として簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額の100%を退職給付債務とする方法）により計上している。  
会員厚生引当金・・・・・・会員本部において「弔慰・見舞金に関する考え方」に基づいた会員の弔事の際の弔慰金支出に備えるため、保険数理を基礎とした必要額を計上している。  
会員厚生自家保険引当金・・・・地域会（一部を除く）において、弔慰金支給に係る規程に基づいた会員の弔事の際の弔慰金支給に備えるため、保険数理を基礎とした必要額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

# 日本行政書士会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都目黒区青葉台3-1-6		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.gyosei.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.gyosei.or.jp/information/organization/report.html	
設立根拠法	行政書士法（昭和26年法律第4号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省自治行政局行政課		
設立年月日	昭和28年2月22日	民間法人化年月日	平成15年3月4日
沿革	年月	事項	
	昭和28年2月	日本行政書士会連合会（任意会）設立	
	昭和35年12月	行政書士法改正により強制設立化	
	昭和46年12月	行政書士法改正により法人化	
	平成15年3月	民間法人化	
事業の目的	行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うこと。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各都道府県行政書士会（以下「単体会」という。）の指導及び連絡に関すること</li> <li>(2) 単体会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関すること</li> <li>(3) 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること</li> <li>(4) 行政書士の業務に関する法規の調査及び研究に関すること</li> <li>(5) 行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること</li> <li>(6) 行政書士の研修に関すること</li> <li>(7) 講演会及び研修会の開催に関すること</li> <li>(8) 行政書士の業務に関する図書や雑誌の採配及び頒布に関すること</li> <li>(9) 行政書士の福利厚生及び共済事業に関すること</li> <li>(10) 会報の編集及び発行に関すること</li> <li>(11) 行政書士法第4条第1項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること</li> <li>(12) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと</li> </ul>		

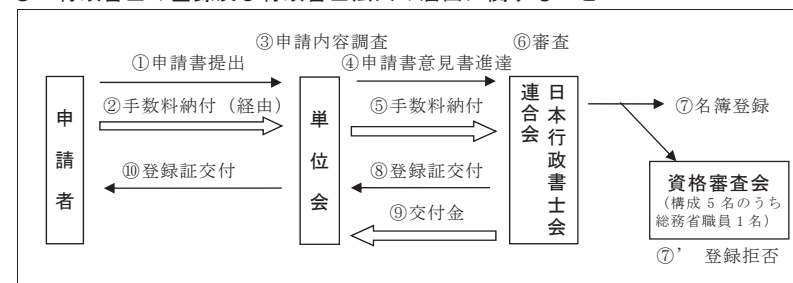
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること	行政書士の登録及びその取消し並びに行政書士法人の届出等に関して必要な審査、調査を行う。	(平成23年度) ・新規登録 2,410件 ・変更登録 2,961件 ・登録抹消 1,817件 ・行政書士法人の各種届出 208件	有	38,319  ・手数料収入 ・登録事務取扱交付金
	行政書士法第6条第3項及び第13条の10	制度的独占		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

#### ○ 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	576,203	594,240	599,904	622,839	650,511
内 事業収入額	576,203	594,240	599,904	622,839	650,511
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

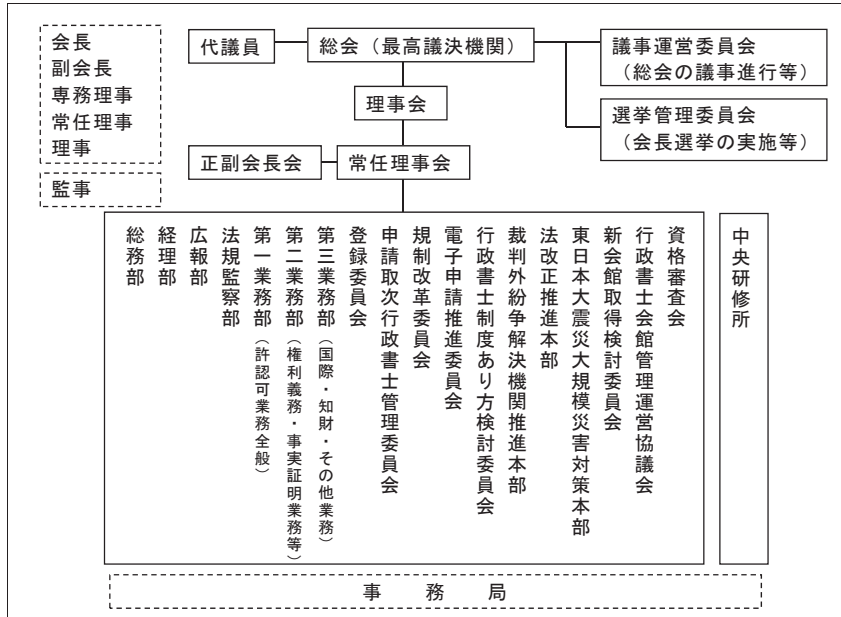
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
行政書士会	行政書士法第 15 条に基づき、行政書士により都道府県の区域ごとに 1 箇所ずつ設立される行政書士会。	47 法人

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人			1 人	2 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	3 人以上 6 人以内	※①	※②	6 人	1 期	2 人	0 人	—
						2 期	3 人		—
						3 期	1 人		—
理事	非常勤	30 人以上 50 人以内	※①	※②	49 人	1 期	30 人	1 人	最高検察庁公安部長
						2 期	11 人		
						3 期	4 人		
						4 期	2 人		
						5 期	2 人		
監事	非常勤	2 人以上 3 人以内			3 人	1 期	2 人	1 人	八王子税務署長
						2 期	1 人		

※① 役員の在任年齢については、独立行政法人又は公益法人の取り扱いの例による。この場合において、役員となる者が所属する単位の意見は、最大限尊重されるものとする。(会則第 7 条の 2)

※② 役員の任期は、就任後第 2 回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないが、会長は、連続して 3 期 6 年を限度とする。(会則第 8 条第 1 項)

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常 勤	—	—	—	—
非常勤	9,950	—	—	9,950
合計	9,950	—	—	9,950

※ 上記の外、役員が会議等の会務にあたった場合、1 日につき 7,000 円の日当を支給。

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	26 人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

平成 24 年 3 月 31 日現在 単位：円

科目	一般会計	会館貸借事業特別会計	中央研修所特別会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I 資産の部</b>						
1 流動資産						
現金預金	137,283,105	1,365,827	64,544,001			203,192,933
未収金	0					0
前払金	680,159					680,159
貯蔵品	275,477					275,477
短期貸付金	35,856,094	106,231	172,478			36,134,803
前払費用	4,602,224					4,602,224
流動資産合計	178,697,059	1,472,058	64,716,479			244,885,596
2 固定資産						
(1) 特定資産						
土地	165,980,600					165,980,600
特定資産合計	165,980,600	0	0			165,980,600
(2) その他固定資産						
建物	56,162,356					56,162,356
建物付属設備	251,849					251,849
構築物	32,207					32,207
什器備品	3,310,867		2,846,887			6,157,754
無形固定資産	4,432,103					4,432,103
ソフトウェア	7,015,440					7,015,440
出資金	900,000					900,000
保証金	2,775,483					2,775,483
長期前払費用	300,000					300,000
職員退職給与特定預金	26,624,444					26,624,444
会館修繕引当特定預金	62,600,000					62,600,000
中央研修所運営独立預金	100,000,000					100,000,000
会館取得引当特定預金	210,000,000					210,000,000
その他固定資産合計	474,404,749	0	2,846,887			477,251,636
固定資産合計	640,385,349	0	2,846,887			643,232,236
資産合計	819,082,408	1,472,058	67,563,366			888,117,832
<b>II 負債の部</b>						
1 流動負債						
預り金	13,627,882		301,739			13,929,621
未払金	1,037,865					1,037,865
前受金			4,740,000			4,740,000
借入金	278,709	1,714,706	34,141,388			36,134,803
流動負債合計	14,944,456	1,714,706	39,183,127			55,842,289
2 固定負債						
職員退職給与引当金	26,624,444					26,624,444
会館修繕引当金	62,600,000					62,600,000
中央研修所運営引当金	100,000,000					100,000,000
会館取得引当金	210,000,000					210,000,000
固定負債合計	399,224,444	0	0			399,224,444
負債合計	414,168,900	1,714,706	39,183,127			455,066,733
<b>III 正味財産の部</b>						
1 一般正味財産	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
正味財産合計	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
負債及び正味財産合計	819,082,408	1,472,058	67,563,366			888,117,832

10. 正味財産増減計算書（平成 23 年度）

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 単位：円

科目	一般会計	会館貸借事業特別会計	中央研修所事業特別会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
会費収入	501,433,000	0	0			501,433,000
手数料収入	71,566,401	0	0			71,566,401
負担金収入	0	0	62,287,500			62,287,500
助成金収入	11,200,000	0	0			11,200,000
費用分担収入	250,000,000	1,560,000	0			251,560,000
雑収入	2,464,393	0	0			2,464,393
他会計からの繰入金収入	36,921,759	0	51,053,000		△ 87,974,759	0
経常収益計	873,585,553	1,560,000	113,340,500		△ 87,974,759	900,511,294
(2) 経常費用						
① 事業費						
(1) 会議費	61,761,209	0	2,006,080			63,767,289
(2) 各部事業費	231,248,942	0	62,713,936			293,962,878
(3) 一般事業費	20,516,290	0	582,187			21,098,477
(4) 登録事務取扱交付金	27,392,000	0	0			27,392,000
事業費計	340,918,441	0	65,302,203			406,220,644
② 管理費						
(1) 役員報酬	9,950,000	0	0			9,950,000
(2) 人件費	125,570,694	689,781	17,217,338	(143,477,813)		143,477,813
(3) 事務用諸費	28,503,235	918,694	2,316,945	(31,738,874)		31,738,874
(4) 寄付金支出	15,000,000	0	0			15,000,000
管理費計	179,023,929	1,608,475	19,534,283	(175,216,687)		200,166,687
③ 特定預金支出						
(1) 特定預金支出	210,000,000	0	0			210,000,000
特定預金支出計	210,000,000	0	0			210,000,000
④ 助成費支出						
(1) 災害助成費	0	0	0			0
助成費支出合計	0	0	0		0	0
⑤ 他会計への繰入金支出						
(1) 中央研修所事業特別会計 繰入金支出	51,053,000	0	0		△ 51,053,000	0
(2) 一般会計への繰出額	0	0	36,921,759		△ 36,921,759	0
他会計への繰入金支出計	51,053,000	0	36,921,759		△ 87,974,759	0
⑥ 減価償却額						
(1) 建物減価償却額	2,650,652	0	0			2,650,652
(2) 建物付属設備減価償却額	68,588	0	0			68,588
(3) 構築物減価償却額	16,101	0	0			16,101
(4) 什器備品減価償却額	2,653,187	0	123,775			2,776,962
(5) ソフトウェア減価償却額	2,993,423	0	0			2,993,423
(6) ソフトウェア除却額	0	0	0			0
(7) 投資活動償却額	100,000	0	0			100,000
減価償却額計	8,481,951	0	123,775			8,605,726
経常費用計	789,477,321	1,608,475	121,882,020		△ 87,974,759	824,993,057
当期経常増減額	84,108,232	△ 48,475	△ 8,541,520			75,518,237
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0			0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0			0
当期経常外増減額	0	0	0			0
当期一般正味財産増減額	84,108,232	△ 48,475	△ 8,541,520			75,518,237
一般正味財産期首残高	320,805,276	△ 194,173	36,921,759			357,532,862
一般正味財産期末残高	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
<b>II 指定正味財産増減の部</b>						
当期指定正味財産増減額	0	0	0			0
指定財産期首残高	0	0	0			0
指定財産期末残高	0	0	0			0
<b>III 正味財産期末残高</b>	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券……取得原価によっている。
- (2) 固定資産の減価償却について  
建物等及び什器備品……定率法によっている。  
ソフトウェア……定額法によっている。
- (3) 引当金の計上について  
職員退職給与引当金……期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。  
会館修繕引当金……会館の増改築、中規模修繕費引当として相当する金額を計上している。  
中央研修所運営引当金……将来、研修所事業運営に必要となる諸経費支出に備えて、予測される額を計上している。  
会館取得準備特定預金……新行政書士会館の取得に備えるための資金として計上した。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

1	名称	財団法人行政書士試験研究センター
	所在地	東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
	資本金	50,000千円（設立時）
	事業内容	① 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等に係る調査研究 ② 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供 ③ 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の施行に関する事務 ④ その他法人の目的を達成するために必要な事項
	役員の状況	理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人、監事2人、評議員14人
	従業員数	13人
持ち株比率	—	
法人との関係	平成12年に日本行政書士会連合会の出捐により設立	
2	名称	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
	所在地	東京都目黒区青葉台三丁目1番6号
	資本金	20,000千円（設立時）
	事業内容	① 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督 ② 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督 ③ 財産管理事務等（任意後見契約の受任者としての事務）の指導監督 ④ 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等 ⑤ 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務 ⑥ 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務 ⑦ 上記のほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動 ⑧ 研修会等の企画、開催及び講師の紹介 ⑨ 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 ⑩ 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布 ⑪ 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布 ⑫ 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による各事業の推進のための活動 ⑬ その他法人の目的を達成するために必要な事業
	役員の状況	理事長1人、理事13人、監事2人
	従業員数	3人
	持ち株比率	—
	法人との関係	平成22年に日本行政書士会連合会の寄付金により設立

(2) 出資を行っているもの

1	名称	有限会社 全行団
	所在地	東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階
	資本金	3,150千円
	事業内容	① 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋 ② ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋 ③ 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋 ④ 損害保険の代理業 ⑤ 各種企業、団体等に対する業務研修の請負 ⑥ 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業 ⑦ 前各号に付帯する一切の事業
	役員の状況	代表取締役1人、取締役2人、監査役1人
	従業員数	5人
持ち株比率	日本行政書士会連合会18株（28.6%）、地方協議会45株（71.4%）	
法人との関係	日本行政書士会連合会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年に任意団体として日本行政書士会連合会及び各単体会からの拠出金により「全国行政書士事業団（事業団）」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行う上で、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「有限会社全行団」として新たに組織された。	

## 日本司法書士会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区本塩町9-3		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shiho-shoshi.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/report/index.html	
設立根拠法	司法書士法（昭和25年法律第197号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和2年11月6日	民間法人化年月日	平成14年12月19日
沿革	年 月	事 項	
	明治5年8月	太政官無号達 司法職務定制 代言人・代書人・証書人制度の誕生	
	大正8年4月	法律48号 司法代書人法 法制度の確立	
	昭和2年11月	日本司法代書人連合会創立	
	昭和31年3月	法律18号 司法書士法一部改正 司法書士会の強制設立、強制入会	
	昭和42年7月	法律66号 司法書士法一部改正 司法書士会・日司連の法人格取得	
	昭和60年6月	法律68号 司法書士法一部改正 司法書士登録事務の移譲	
事業の目的	平成15年6月	外部役員の導入	
	平成16年10月	日司連認証局運用開始	
事業の目的	日本司法書士会連合会は、司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（司法書士法第62条第2項）		
主な事務・事業の内容			
	(1) 司法書士会の指導及び連絡に関する事項 (2) 司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項 (3) 司法書士の登録に関する事項 (4) 司法書士法人（以下「法人」という。）の届出の事務に関する事項 (5) 司法書士の電子証明に関する事項 (6) 研修に関する事項 (7) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項 (8) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、はん布に関する事項 (9) 業務の改善に関する事項 (10) 制度の改善に関する事項 (11) 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事項 (12) 統計に関する事項 (13) 講演会の開催に関する事項		

- (14) 会報の編集及び発行に関する事項
- (15) 広報活動に関する事項
- (16) 情報の公開に関する事項
- (17) 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (18) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

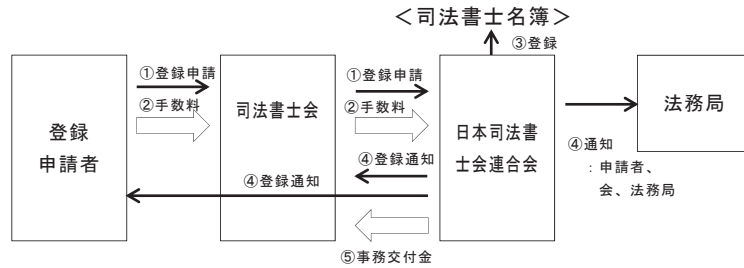
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
司法書士の登録及び司法書士の法人の届出の事務	司法書士法に基づく司法書士の登録等に関する事務及び司法書士法人の届出に関する事務	【平成23年度】 ○司法書士 ・登録：1,090件 ・登録の取消し：726件 ・所属する司法書士会の変更の登録：291件 ・登録事項の変更の届出：3,148件 ○司法書士法人 ・成立の届出：52件 ・定款の変更 i 主たる事務所の移転届：1件 ii 法人名簿記載事項などの変更の届：1,035件 iii 合併届：5件 iv 清算終了届：28件 v 解散：30件	有	67,879
	司法書士法第8条～第19条、第34条、第35条、第44条、第45条	制度的独占	一般会計	
特別研修	簡裁訴訟代理等関係業務について、法務大臣が指定する研修（特別研修）を実施	【平成23年度】 受講者：879名	有	200,000
	・司法書士法第3条第2項第1号 ・司法書士法施行規則第8条及び第9条 ・司法書士法第3条第2項第一号の法人を定める省令	制度的独占	特別研修事業特別会計	



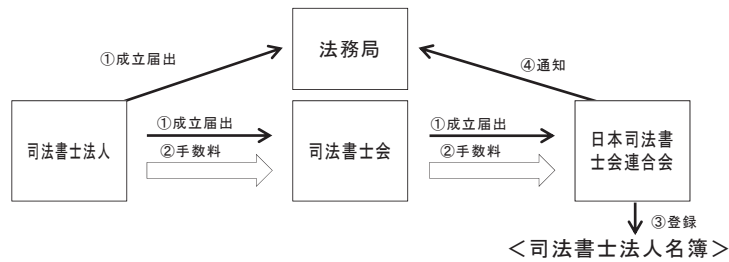
(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 司法書士の登録及び司法書士法人の届出の事務

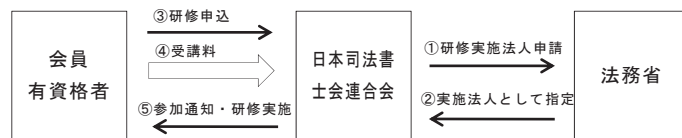
ア 司法書士の登録事務



イ 司法書士法人の成立届出事務



② 特別研修



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	3,676,361	3,694,807	3,780,469	3,853,049	3,865,104
政府出資金 (B)	0	0	0	0	0
その他出資金	0	0	0	0	0
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,922,011	1,935,460	1,957,732	2,042,763	2,088,232
内 事業収入額	1,922,011	1,935,460	1,957,732	2,042,763	2,088,232
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

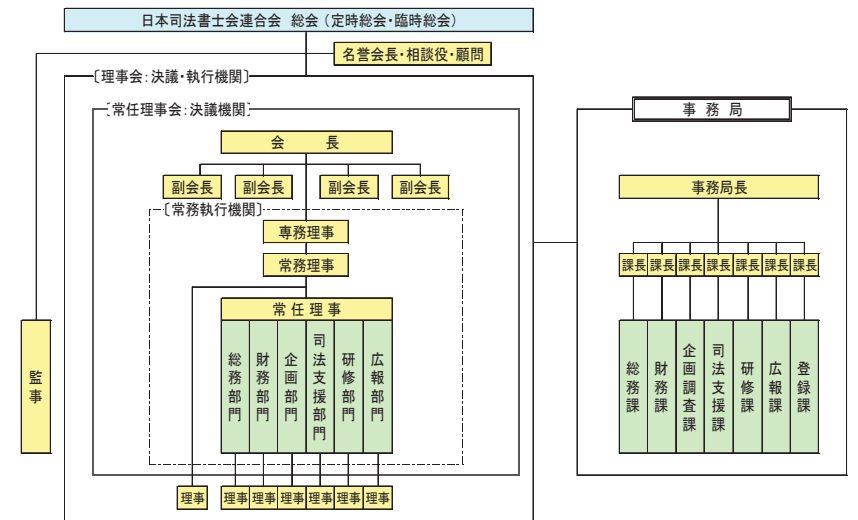
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図





5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
司法書士会	司法書士法第 5 条 2 条及び第 6 条 2 条 司法書士会は（地方）法務局管轄区域ごとに一箇設置。	50 司法書士会

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	2,820	—	9,880	43,720
非常勤	1,010	—	—	12,120
合計	3,830	—	9,880	55,840

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	4人以内	—	2年	4人	1期	2人	0人	—
						2期	2人	0人	—
専務理事	常勤	理事のうち1人	—	2年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	常勤	理事のうち1人	—	2年	1人	2期	1人	0人	—
常任理事	常勤	理事のうち6人以内	—	2年	2人	2期	1人	0人	—
						3期	1人		
	非常勤	4人	2期	1人					
						3期	1人		
理事	非常勤	12人以上 24人以内	—	2年	14人	1期	9人	0人	—
						2期	3人		
						3期	2人		
監事	非常勤	3人以内	—	2年	3人	1期	3人	0人	—

(注) 1 理事の定数は、専務理事、常務理事、常任理事の定数を含む。

2 在任年齢については設定されていない（役員は、会則及び日司連役員選挙規則に基づいて総会において選挙により選任しており、年齢による能力には個人差があり、役員の候補者の年齢も選挙権を有する者に公表し、そのうえで選挙において選任しているため）。

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	35人
		現員	33人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

（単位 円）

	一般会計	研修事業 特別会計	会館建設等 特別会計	会館管理運 営合同会計	市民支援基金 特別会計	特別研修 特別会計	00①特別研 修会計	会員業務整備 等特別会計	地域司法拡充 基金特別会計	内部取引消去	合計
〔資産の部〕											
I 流動資産											
1. 現金・預金	181,109,735	61,883,070	65,079,617	97,956,528	166,685,115	9,822,466	124,791,319	121,684,187	288,395,650	0	1,117,407,687
(1) 現金	9,128,886	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,128,886
(2) 普通預金	161,980,849	61,883,070	65,079,617	97,956,528	166,685,115	9,822,466	124,791,319	121,684,187	288,395,650	0	928,278,801
(3) 定期預金	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000	0	180,000,000
2. 前払金	93,180	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	243,180
3. 立替金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 未収金	143,910	0	378,000	0	0	0	0	0	0	△143,910	378,000
5. 仮払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 仮払消費税	1,229,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,229,300
7. 税金	298,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298,000
8. 棚卸資産	6,830,790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,830,790
流動資産合計	189,704,915	61,883,070	65,457,617	97,956,528	166,685,115	9,822,466	124,791,319	121,684,187	288,545,650	△143,910	1,126,386,957
II 固定資産											
1. 基本財産	0	0	696,431,868	0	0	0	0	0	0	0	696,431,868
(1) 土地	0	0	696,431,868	0	0	0	0	0	0	0	696,431,868
2. 特定資産	586,157,217	160,108,200	0	0	0	0	0	0	0	0	746,265,417
(1) 特定預金	586,157,217	160,108,200	0	0	0	0	0	0	0	0	746,265,417
3. その他固定資産	21,109,769	42,219,917	839,658,887	0	0	0	0	0	0	0	1,902,985,573
(1) 建物	0	1,624,244,818	0	0	0	0	0	0	0	0	1,624,244,818
(2) 建物付属設備	0	168,401,365	0	0	0	0	0	0	0	0	168,401,365
(3) 建物構築物	0	17,530,152	0	0	0	0	0	0	0	0	17,530,152
(4) 機械及び装置	0	12,654,977	0	0	0	0	0	0	0	0	12,654,977
(5) 什器備品等	21,109,769	42,219,917	16,827,575	0	0	0	0	0	0	0	80,157,261
4. 研修基金貸付金	0	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000
固定資産合計	607,266,986	302,328,117	536,090,755	0	0	0	0	0	0	0	98,445,685,858
資産合計	796,971,901	364,211,187	6,601,548,372	97,956,528	166,685,115	9,822,466	124,791,319	121,684,187	288,545,650	△143,910	4,572,072,815
〔負債の部〕											
I 流動負債											
1. 預り金	5,270,215	15,600	284,000	0	0	0	0	0	0	0	5,569,815
2. 未払金	30,535,907	15,000	0	14,385,000	2,279,889	0	0	5,045,397	24,326,419	△143,910	76,443,702
3. 前受金	330,000	0	442,000	0	0	0	0	0	0	0	772,000
流動負債合計	36,136,122	30,600	726,000	14,385,000	2,279,889	0	0	5,045,397	24,326,419	△143,910	82,785,517
II 固定負債											
1. 退職金等引当金	75,502,341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,502,341
2. 長期借入金	0	0	548,681,268	0	0	0	0	0	0	0	548,681,268
固定負債合計	75,502,341	0	548,681,268	0	0	0	0	0	0	0	624,183,609
負債合計	111,638,463	30,600	549,407,268	14,385,000	2,279,889	0	0	5,045,397	24,326,419	△143,910	706,969,126
〔正味財産の部〕											
I 指定正味財産											
指定正味財産合計											0
II 一般正味財産											
一般正味財産合計	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231	0	8,865,103,689
(うち基本財産への充当額)	0	0	696,431,868	0	0	0	0	0	0	0	696,431,868
(うち特定資産への充当額)	586,157,217	160,108,200	0	0	0	0	0	0	0	0	746,265,417
正味財産合計	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231	0	8,865,103,689
負債及び正味財産合計	796,971,901	364,211,187	6,601,548,372	97,956,528	166,685,115	9,822,466	124,791,319	121,684,187	288,545,650	△143,910	4,572,072,815

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

(単位 円)											
	一般会計	研修事業 特別会計	会館建設等 特別会計	会館管理運 常合同会計	市民教授基金 特別会計	特別研修 特別会計	⑧⑩特別研 修会計	会員業務整備 等特別会計	地域司法拡充 基金特別会計	内部取引消去	合 計
〔一般正味財産増減の部〕											
I 経常増減の部											
1. 経常収益											
(1) 受取会費	1,104,851,700	162,774,800	175,450,000					121,302,000			1,564,378,500
(2) 登録手数料	41,505,000										41,505,000
(3) 負担金収益・受講料等		75,385,800				128,687,500	1,279,000				205,352,300
(4) 会館合同負担金収益				145,000,000							36,250,000
(5) 電子在明書発行手数料								68,522,160			68,522,160
(6) 返還金									4,800,000		4,800,000
(7) 雑入額	100,000,000		55,500,000		115,000,000	40,000,000	200,000,000		68,000,000		1,038,500,000
(8) その他収益	32,112,604	100,159,611	18,208,051	12,969	17,897,958	23,045,718	12,762	1,787,746	68,425	125,881,612	167,424,232
経常収益計	2,278,469,304	338,320,211	249,158,051	145,012,969	132,897,958	191,733,218	201,291,762	191,611,906	72,868,425	173,131,612	2,888,232,192
2. 経常費用											
(1) 管理費	535,731,865		158,222,601	76,714,196	136,962,303		175,568,940	176,555,556	79,573,769	1,108,750,000	661,918,662
(2) 事業費	441,240,118	221,748,758									1,234,649,444
(3) 運営費		31,943,576									31,943,576
(4) 研修助成費		20,747,000									20,747,000
(5) 研修推進費		21,653,486									21,653,486
(6) 特別研修費					200,000,000					200,000,000	0
(7) 支援金支出											0
(8) 支援者等養成研修費											0
(9) 繰出額・戻入金	210,500,000	100,000,000					25,881,612	68,000,000		4,044,381,612	0
(10) 諸雑費	3,041,686	2,201,272	40,211	3,083,378	233,725		529,577	132,740	5,880		9,268,469
(11) 減価償却費	4,185,467	6,546,750	85,265,073								95,997,290
(12) 退職給付費用											0
経常費用計	1,194,699,136	407,840,842	243,527,885	79,797,574	137,196,028	200,000,000	201,980,129	244,688,296	79,579,649	173,131,612	2,076,177,927
当期経常増減額	83,770,168	△69,520,631	5,630,166	65,215,395	△4,298,070	△8,266,782	△688,367	△53,076,390	△6,711,224	0	12,054,265
II 経常外増減の部											
1. 経常外収益											
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経常外費用											
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	83,770,168	△69,520,631	5,630,166	65,215,395	△4,298,070	△8,266,782	△688,367	△53,076,390	△6,711,224	0	12,054,265
一般正味財産期首残高	601,563,270	433,701,218	2,046,510,938	18,356,133	168,703,296	18,089,248	125,479,686	169,715,180	270,930,455		3,853,049,424
一般正味財産期末残高	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231		3,865,103,689
〔指定正味財産増減の部〕											
〔正味財産期末残高〕	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231		3,865,103,689

5. 固定資産の取得 価額、減価 償却累計額 及び 当期末残高

(単位 円)				
資産名	取得価額	当期償却費	償却累計額	当期末残高
什器備品	84,039,213	4,185,467	62,929,444	21,109,769

(単位 円)				
資産名	取得価額	当期償却費	償却累計額	当期末残高
研修情報システム等	50,925,000	6,546,750	8,705,083	42,219,917

(単位 円)				
資産名	取得価額	当期償却額	償却累計額	当期末残高
建 物	2,154,170,843	38,775,075	529,926,025	1,624,244,818
建物付属設備	668,376,870	36,727,274	499,975,505	168,401,365
建物構築物	67,202,994	3,318,128	49,672,842	17,530,152
機械及び装置	68,036,145	4,200,047	55,381,168	12,654,977
什 器 備 品	70,225,977	2,244,549	53,398,402	16,827,575
合 計	3,028,012,829	85,265,073	1,188,353,942	1,839,658,887

6. 棚卸資産の当期増減及び当期末残高

(単位 円)				
資産名	前期末残高	入荷価格	売上・消却	当期末残高
棚卸資産	8,558,910	6,300,000	8,028,120	6,830,790

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの  
該当なし
- (2) 出資を行っているもの  
該当なし

11. 重要な会計方針（平成23年度）

1. 固定資産の減価償却は、定額法により行っている。
2. 消費税等の会計処理は、税込方式による。
3. 退職金等引当金の計上基準について
  - (1) 平成23年度期末役員退職慰労金支給規則による要支給額 4,200,000円
  - (2) 平成23年度期末職員退職金規程による要支給額 143,024,282円
  - (3) 平成23年度期末 独立行政法人勤労者退職金 共済機構による試算支給額 60,067,475円
  - (4) 平成23年度期末退職金等引当金保有額 75,502,341円
  - (5) 平成23年度期末退職金等引当金不足額 △11,654,466円
4. 前期末、当期末残高及び次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	当期末残高	前期末残高	増 減
現金・預金	1,117,407,687	995,454,150	121,953,537
前払金	243,180		243,180
立替金	0	0	0
未収金	378,000	0	378,000
敷金	298,000	656,000	△358,000
仮払金	0	200,000	△200,000
仮払消費税	1,229,300	1,390,200	△160,900
合 計	1,119,556,167	997,700,350	121,855,817
預り金	5,569,815	11,875,355	△6,305,540
未払金	76,443,702	79,337,108	△2,893,406
前受金	772,000	862,000	△90,000
合 計	82,785,517	92,074,463	△9,288,946
次期繰越収支差額	1,036,770,650	905,625,887	131,144,763

# 日本土地家屋調査士会連合会

## 1. 法人概況

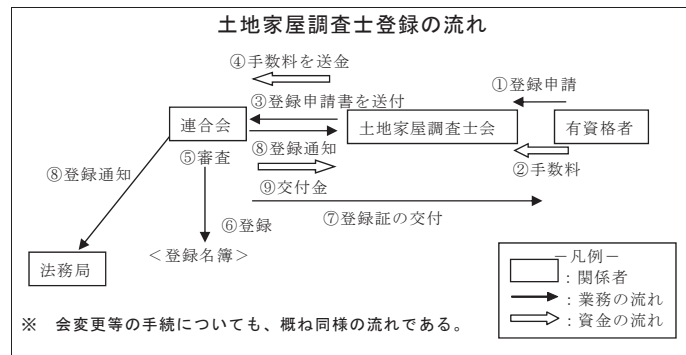
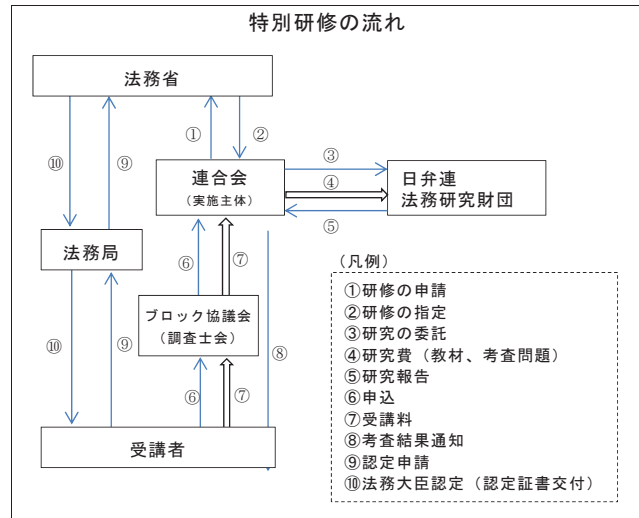
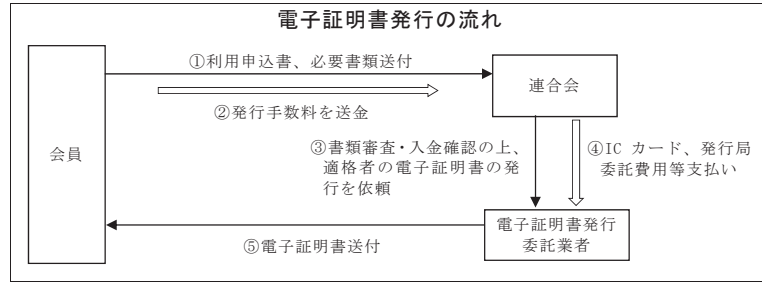
所在地	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.chosashi.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.chosashi.or.jp/gaiyou/disclosure.html	
設立根拠法	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和25年11月13日	民間法人化年月日	平成15年8月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年7月	土地家屋調査士法制定	
	同年11月	全国土地家屋調査士会連合会設立	
	31年3月	土地家屋調査士法一部改正 （土地家屋調査士会の強制設立、強制入会制度の導入）	
	42年7月	土地家屋調査士法一部改正 （全国土地家屋調査士会連合会及び土地家屋調査士会に法人格を付与、全国土地家屋調査士会連合会を日本土地家屋調査士会連合会に改める。）	
54年12月	土地家屋調査士法一部改正 （登録・入会の手続きを一本化し、土地家屋調査士会を経由して法務局長に申請）		
60年6月	土地家屋調査士法一部改正 （土地家屋調査士登録事務について、国から日本土地家屋調査士会連合会へ委譲）		
平成15年8月	日本土地家屋調査士会連合会の民間法人化		
事業の目的	土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録及び土地家屋調査士法人の登録に関する事務を行うこと（土地家屋調査士法第57条第2項）。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務（土地家屋調査士法第8条第2項）</li> <li>○ 土地家屋調査士資格の電子証明書の発行、失効及び開示（土地家屋調査士法施行規則第26条第2項）</li> <li>○ 土地家屋調査士特別研修（同法第3条第2項第1号、第2号、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の法人を定める省令）</li> </ul>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
電子証明書の発行等	土地家屋調査士名簿に登録され、土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士会員であることを証明する電子証明書の発行及び失効並びに開示に関する業務を随時行う。	(平成23年度) 電子証明書の発行数 : 約3,000枚	有	66,732
	土地家屋調査士法施行規則第26条第2項	—		特定認証局 特別会計
土地家屋調査士特別研修	土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務*を行うために必要となる能力を習得し、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けられることを目的とした研修 *土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力	(平成23年度) 特別研修受講者数 : 368人  民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士数 : 290人	有	30,996
	土地家屋調査士法第3条第2項、第3項、第5項	—		特別研修特別会計
登録事務等	土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録、会変更登録、登録事項変更、登録取消事務等	(平成23年度) 3,689件	有	21,754
	土地家屋調査士法第8条第2項、第33条、第34条第2項、第39条第3項及び第40条第3項	制度的独占		一般会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

（注）当該法人において資本金という概念はない。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	35,375	558,605	584,218	587,842	652,006	
内 訳	事業収入額	35,375	558,605	584,218	587,842	652,006
	国等からの補助金等収入額	0	0	0	0	0
	国等との契約に基づく総収入額	0	0	0	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

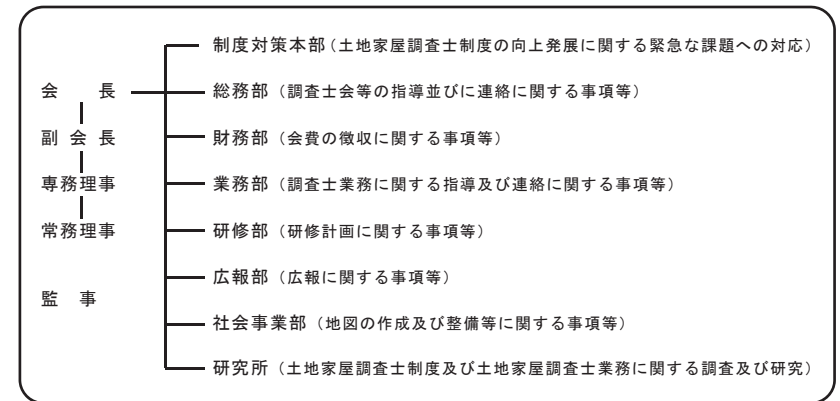
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
土地家屋調査士会	全国の土地家屋調査士会は、会則を定めて、調査士会連合会を設立しなければならない(土地家屋調査士法第57条)。	50

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	—	—
副会長	非常勤	5人以内	—	2年	4人	1期	2人	—	—
						2期	1人	—	—
						5期	1人	—	—
専務理事	常勤	1人	—	2年	1人	3期	1人	1人	水戸地方法務局長
常務理事	常勤	1人	—	2年	0人	—	0人	—	—
理事	非常勤	15人以上 30人以内	—	2年	23人	1期	13人	—	—
						2期	7人	—	—
						3期	3人	—	—
監事	非常勤	3人以上	—	2年	3人	1期	3人	—	—

(注) 当該法人は、在任年齢に係る規定を策定していない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	6,450	289	2,100	8,839
非常勤	25,780	0	0	25,780
合計	32,230	289	2,100	34,619

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	25人以内
		現員	19人
	非常勤	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

	合計	一般	図書等頒布	会館	退職金	周年事業	財政調整積立金	大規模災害対策基金	特定認証局	特別研修
流動資産	408,588	159,094	19,307	25,593	43,183	8,152	25,818	81,350	14,161	31,929
固定資産	235,148	11,203	0	203,945	0	0	0	0	20,000	0
資産合計	643,736	170,297	19,307	229,538	43,183	8,152	25,818	81,350	34,161	31,929
流動負債	18,365	9,091	306	1,260	0	0	0	5,263	0	2,444
固定負債	4,261	0	0	4,261	0	0	0	0	0	0
負債合計	22,626	9,091	306	5,521	0	0	0	5,263	0	2,444
一般正味財産	621,110	161,207	19,002	224,017	43,183	8,152	25,818	76,087	34,161	29,485
特定資産充当額	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0
負債及び正味財産合計	643,736	170,297	19,308	229,538	43,183	8,152	25,818	81,350	34,161	31,929

10. 収入支出計算書（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

科目	合計	一般	図書等頒布	会館	退職金	周年事業	財政調整積立金	大規模災害対策基金	特定認証局	特別研修
収益計	711,215	510,491	18,807	18,190	8,215	3,001	6	17,028	74,640	60,837
費用計	705,806	456,847	16,999	14,776	4,879	0	0	83,509	86,732	42,064
当期収支差額	5,409	53,645	1,808	3,415	3,336	3,001	6	-66,481	-12,092	18,773
前期繰越収支差額	1,795,084	96,359	8,196	20,919	39,846	5,151	25,812	142,568	26,253	10,712
次期繰越収支差額	1,800,493	150,004	10,003	24,333	43,183	8,152	25,818	76,087	14,161	29,485

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 出資を行っているもの

1	名称	有限会社桐栄サービス
	所在地	東京都千代田区三崎町1-2-10
	資本金	3,000千円
	事業内容	土地家屋調査士を対象とする損害保険の代理業務及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業務等
	役員の状況	取締役1人
	従業員数	1人
	持ち株比率	100%
	法人との関係	昭和63年に日本土地家屋調査士会連合会の出資により設立。福利厚生及び共済に関する事務を委託。

# 日本税理士会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nichizeiren.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/intro/about.html	
設立根拠法	税理士法（昭和26年法律第237号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	国税庁長官官房総務課税理士監理室		
設立年月日	昭和26年12月8日	民間法人化年月日	平成14年10月29日
沿革	年 月	事 項	
	昭和17年11月	日本税務代理士会聯合会 設立	
	昭和26年12月	日本税理士会連合会 設立	
	昭和32年1月	社団法人から特別法人に改組、間接強制入会制の導入	
	昭和36年12月	国税庁から登録事務の移譲	
	昭和55年4月	登録即入会制への移行	
平成13年5月	税理士法人制度の創設、補佐人制度の創設、補助税理士としての登録、研修の充実		
平成14年10月	民間法人化		
事業の目的	税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと</li> <li>(2) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。</li> <li>(3) 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと</li> <li>(4) 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと</li> <li>(5) 会報を発行すること</li> <li>(6) 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと</li> <li>(7) 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと</li> <li>(8) 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと</li> <li>(9) 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと</li> </ul>		

- (10) その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと
- (11) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申すること

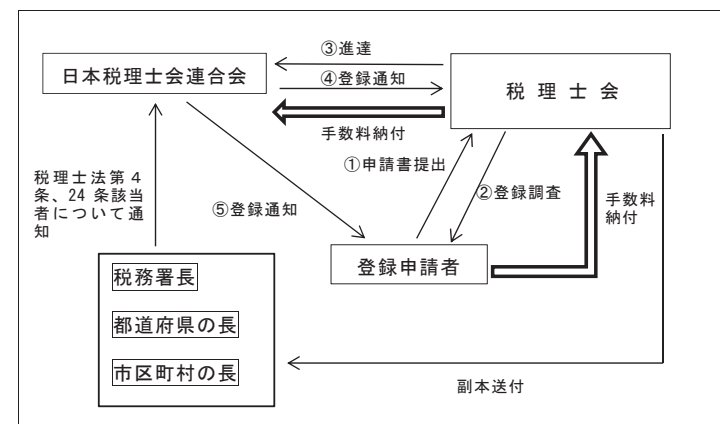
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
税理士の登録及び税理士法人の届出	税理士の登録及びその取消し並びに税理士法人の届出等に関して必要な審査、調査を行う。	登録調査部会 実施件数：平成23年度新規登録者数2,716人 実施回数：12回 登録審査会 実施回数：12回	有	156,183
	税理士法第18条、第19条、第22条、第48条の9、第48条の10 日税連会則第33条、第39条、第50条の4	制度的独占		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

#### ○税理士の登録及び税理士法人の届出に関すること



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	1,973,243	2,246,209	1,963,519	1,940,386	1,950,615
事業収入額	1,973,243	2,246,209	1,963,519	1,940,386	1,950,615
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

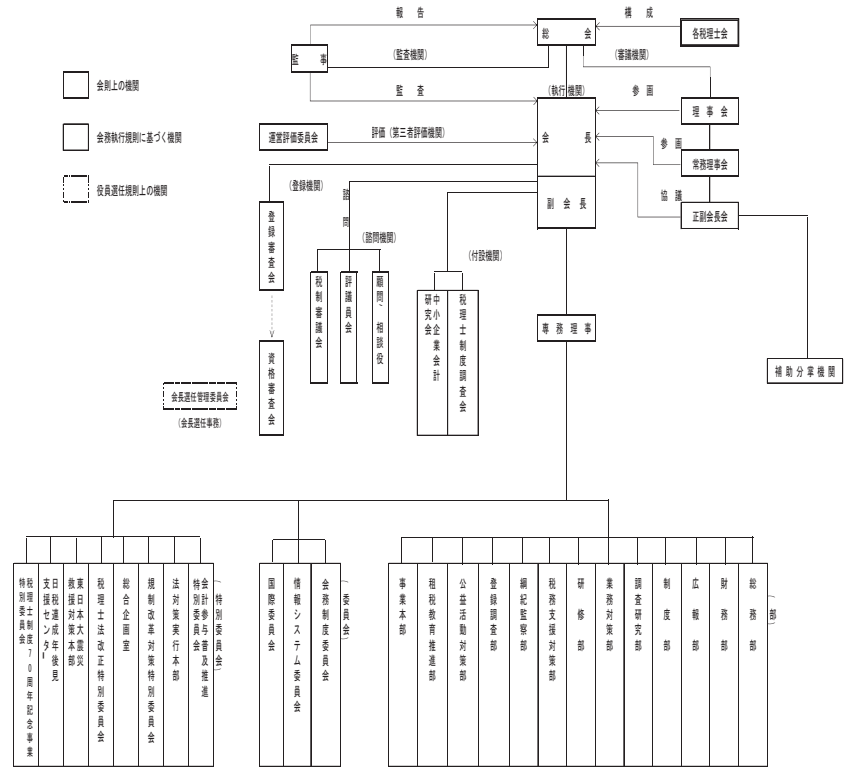
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図 (平成 24 年 12 月 1 日現在)



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
税理士会	全国の税理士会	15会



6. 役員概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	15人以内	—	2年	15人	4期	1人	0人	—
						3期	3人		
						2期	4人		
						1期	7人		
理事	非常勤	101人	—	2年	101人	3期	13人	2人	税務署長
						2期	21人	1人	税務署長
						1期	67人	4人	税務署長(3) 国税局調査査察部長(1)
監事	非常勤	16人	—	2年	16人	3期	2人	0人	—
						2期	3人		
						1期	11人		

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	42人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

(単位：千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	(6,657,180)	負債の部	(1,338,039)
流動資産	(1,006,667)	流動負債	(304,731)
現金・預金	859,857	未払金	61,767
会費未収入金	103,605	未払交付金	5,072
拠出金未収入金	4,530	未払法人税等	17,807
手数料未収入金	9,936	未払消費税	2,311
未収入金	9,578	前受金	7,111
前払費用	7,508	預り金	10,664
仮払金	42	一年以内返済予定長期借入金	200,000
貯蔵品	6,858		
商品	389	固定負債	(1,033,308)
立替金	4,344	長期借入金	800,000
預け金	20	退職給付引当金	156,869
		預り退職金	12,723
固定資産	(5,650,513)	預り敷金	63,716
特定資産	(1,544,631)		
退職給付引当特定資産	169,591		
拠出金積立特定資産	156,376	正味財産の部	(5,319,141)
法対策準備積立特定資産	69,014	指定正味財産	(0)
情報システム構築積立特定資産	298,150	うち基本財産への充当額	<0>
70周年記念事業準備積立特定資産	20,000	うち特定財産への充当額	<0>
修繕積立特定資産	280,000	一般正味財産	(5,319,141)
建物減価償却引当特定資産	371,500	うち基本財産への充当額	<0>
発行費用積立特定資産	180,000	うち特定財産への充当額	<1,375,039>
その他固定資産	(4,105,883)		
土地	2,475,663		
建物	1,449,355		
建物附属設備	151,304		
機械装置	12,188		
器具・備品	8,680		
電話加入権	1,775		
ソフトウェア	6,716		
保証金	200		
資産合計	6,657,180	負債・正味財産合計	6,657,180

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）（単位：千円）

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	4,192
② 受取会費	1,305,914
③ 受取拠出金	53,685
④ 事業収益	565,138
⑤ 雑収益	8,106
⑥ 受取分担金	13,580
(経常収益計)	1,950,615
(2) 経常費用	
① 事業費	787,684
② 管理費	775,486
③ 交付金	92,196
(経常費用計)	1,655,367
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(経常外収益計)	0
(2) 経常外費用	
① 固定資産除却額	841
② 雑損失	122
(経常外費用計)	963
(当期一般正味財産増減額)	294,285
一般正味財産期首残高	5,024,856
一般正味財産期末残高	5,319,141
II 指定正味財産増減の部	
(当期指定正味財産増減額)	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	5,319,141

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産は、最終仕入原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
固定資産の減価償却は、定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付引当金は、期末自己都合退職金要支給額を基準として97.8%を計上している。  
その内、出向先団体からの預り退職金4.5%及び税理士事務所職員退職年金共済会からの退職一時金相当額37.8%が含まれている。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。  
なお、リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額は、次のとおりである。

(単位：円)

取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
122,095,231	79,894,308	42,200,923

- (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況  
該当なし

# 全国社会保険労務士会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shakaihokenroumushi.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shakaihokenroumushi.jp/general-person/known-profit/business-report	
設立根拠法	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局監督課		
設立年月日	昭和53年12月27日	民間法人化年月日	平成15年3月31日
沿革	年 月	事 項	
	昭和43年6月	社会保険労務士法制定	
	昭和46年8月	(社)日本社会保険労務士会設立	
	昭和46年10月	(社)日本社会保険労務士会連合会設立	
	昭和51年9月	2団体合併 (社)全国社会保険労務士会設立	
	昭和53年12月	全国社会保険労務士会連合会設立	
昭和57年1月	社会保険労務士の登録に関する事務開始		
平成12年2月	社会保険労務士試験事務受託		
平成18年3月	紛争解決手続代理業務試験事務受託		
事業の目的	社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県の社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、社会保険労務士試験の実施及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行う。		
主な事務・事業の内容	① 社会保険労務士の品位を保持するため、社会保険労務士会及びその会員に対し、報告又は指導を行うこと ② 社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと ③ 社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと ④ 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと ⑤ 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと ⑥ 社会保険労務士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと 等		

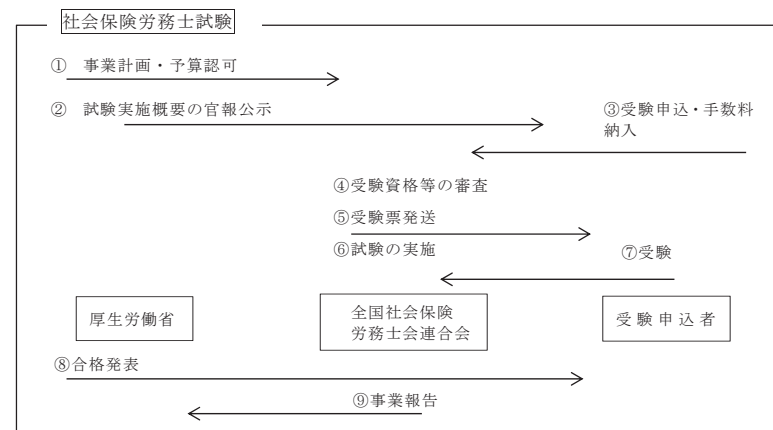
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
社会保険労務士試験	社会保険労務士業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定(選択式210分、択一式80分) ・試験科目：労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	(平成23年度) 【第43回試験】 ・申込者：67,662人 ・受験者：53,392人 ・合格者：3,855人 ・試験地：北海道、宮城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、愛知、石川、静岡、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、熊本、沖縄、岩手、山形の各都道府県(岩手、山形は東日本大震災対応)	有	588,539
	社会保険労務士法第9条、第10条	制度的独占		社会保険労務士試験特別会計
紛争解決手続代理業務試験	社会保険労務士会連合会が実施する特別研修の終了者に対し、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力を有するかどうかを判定(記述式2時間)	(平成23年度) 【第7回試験】 ・申込者：1,707人 ・受験者：1,675人 ・合格者：1,145人 ・試験地：北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の各都道府県	有	38,111
	社会保険労務士法第13条の3	制度的独占		紛争解決手続代理業務試験特別会計
紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修 中央発信講義(30時間)、グループ研修(18時間)、ゼミナール(15時間)	(平成23年度) 第7回研修 ・受講者1,151人 ・実施地 中央発信講義及びグループ研修：47都道府県 ゼミナール：北海道、宮城、埼玉、	有	100,525	

		千葉、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の各都道府県		
	社会保険労務士法第13条の3	制度的独占		一般会計（公益事業）
社会保険労務士の登録	社会保険労務士法第14条の2～14条の2、第25条の13、第25条の22及び第25条の23に関する登録等	<p>（平成23年度）</p> <p>【個人会員登録】 新規登録 2,468人 登録抹消 1,419人 登録事項変更 3,312人</p> <p>【法人登録】 新規登載 71法人 廃止・解散 18法人 登載事項変更 135法人</p> <p>【紛争解決手続代理業務付記】 付記 819人 付記抹消 0人</p>	有	43,800
	社会保険労務士法第14条の2～第14条の12等	制度的独占		一般会計（公益事業）
社会保険労務士試験試験科目免除指定講習	<p>社会保険労務士試験の試験科目の一部免除資格に該当する者に対する講習</p> <p>【講習科目】労働基準法、労働安全衛生法、労働災害保険法、雇用法、徴収方、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、一般常識講習内容（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信指導（10月～3月）</li> <li>・面接指導（3/11～30）、1科目3日間（会場は東京のみ）</li> <li>・修了試験（科目毎に実施、成績良好者に修了証）</li> </ul>	<p>（平成23年度）</p> <p>参加者：115人（延べ人員220人）</p> <p>実施回数及び件数：年1回、各科目1回</p>	有	11,190
	社会保険労務士法第11条	制度的独占		一般会計（公益事業）

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,074,289	2,118,012	3,298,703	4,471,915	4,006,241	
内 訳	事業収入額	1,271,431	1,157,080	1,229,477	1,278,431	1,200,929
	国等からの補助金等収入額	217,533	345,219	1,435,113	2,543,883	2,128,192
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入額等	585,325	615,712	634,113	649,600	677,120

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入額等」欄には、会費収入の他、寄付金やその他収入などを含む。

※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。

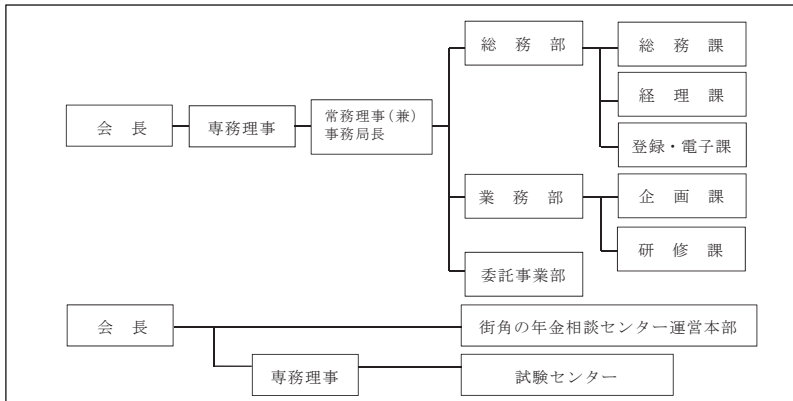
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)
		委託府省名
夜間・土曜日均等法、育・介法、パート法等電話相談事業	夜間、土曜日において、「雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法」等に関する相談対応を電話にて行う。	17,559
		厚生労働省
街角の年金相談センター運営業務	街角の年金相談センターの運営業務	2,110,633
		日本年金機構

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
社会保険労務士	社会保険労務士法第 14 条の 2 に規定されている「社会保険労務士となる資格を有する者」が社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録をうけること	37,573 人
全国の社会保険労務士会 (都道府県社会保険労務士会)	全国社会保険労務士会連合会会則第 5 条に基づき、全国社会保険労務士会 (都道府県社会保険労務士会) は、会員となる。	47 団体

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人	—	2 年	1 人	2 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	10 人以内	—	2 年	10 人	8 期	1 人	0 人	—
						7 期	1 人	0 人	—
						6 期	3 人	0 人	—
						5 期	3 人	0 人	—
						4 期	1 人	0 人	—
専務理事	常勤	2 人以内	—	2 年	1 人	3 期	1 人	1 人	厚生労働省職業能力開発局長
常務理事	常勤	2 人以内	—	2 年	1 人	1 期	1 人	0 人	—
常任理事	非常勤	25 人以内	—	2 年	25 人	5 期	4 人	0 人	—
						4 期	4 人	0 人	—
						3 期	6 人	0 人	—
						2 期	7 人	0 人	—
						1 期	4 人	0 人	—
理事	非常勤	85 人以内	—	2 年	43 人	13 期	1 人	0 人	—
						6 期	1 人	0 人	—
						5 期	1 人	0 人	—
						4 期	5 人	0 人	—
						3 期	3 人	0 人	—
						2 期	11 人	0 人	—
1 期	21 人	0 人	—						
監事	常勤	7 人	—	2 年	0 人	—	—	—	—
	非常勤	—	—	2 年	6 人	1 期	5 人	0 人	—
						2 期	1 人	0 人	—

※理事の定数 85 人以内は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,000	276	—	24,276
非常勤	—	—	—	—
合計	24,000	276	—	24,276

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	41人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

勘定科目	一般会計		社会保険 労務士会 館特別会 計	社会保険 労務士試 験特別会 計	紛争解決 手続代理 業務試験 特別会計	街角の年 金相談セ ンター特 別会計	夜間・土曜 日金等法、育 介法、パ ート法等 電話相談 事業特別会 計	合計
	公益 事業	収益 事業						
I. 資産の部								
1. 流動資産	894,969	9,431	55,715	26,757	5,862	446,743	17,559	1,457,035
2. 固定資産	307,140	0	2,126,591	404,995	19,500	3,290	0	2,861,516
資産合計	1,202,109	9,431	2,182,307	431,751	25,362	450,033	17,559	4,318,551
II. 負債の部								
1. 流動負債	288,015	212	19,969	220	594	190,052	17,559	516,622
2. 固定負債	269,320	0	1,740,041	327,131	19,500	0	0	2,355,992
負債合計	557,335	212	1,760,010	327,351	20,094	190,052	17,559	2,872,613
III. 正味財産の部								
正味財産	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	1,445,938
負債及び正味財産合計	1,202,109	9,431	2,182,307	431,751	25,362	450,033	17,559	4,318,551

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

10. 正味財産増減計算書総括表（平成23年度・概要版）

勘定科目	一般会計		社会保険 労務士会 館特別会 計	社会保険 労務士試 験特別会 計	紛争解決 手続代理 業務試験 特別会計	街角の年 金相談セ ンター特 別会計	夜間・土曜 日金等法、育 介法、パ ート法等 電話相談 事業特別会 計	内部取引 消去	合計
	公益 事業	収益 事業							
I. 一般正味財産の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 会員収入	655,940	0	0	0	0	0	0	0	655,940
② 手数料収入	102,198	0	0	0	0	0	0	0	102,198
③ 事業収入	274,130	67,648	0	0	0	2,110,633	17,559	0	2,469,970
④ 会館事業収入	0	0	120,217	0	0	0	0	0	120,217
⑤ 受験手数料収入	0	0	0	608,958	25,605	0	0	0	634,563
⑥ その他の収入	6,024	8,003	67,402	150,410	10,000	6,065	0	△66,723	181,181
経常収益計	1,038,292	75,652	187,619	759,368	35,605	2,116,698	17,559	△66,723	4,164,069
(2) 経常費用									
① 事業費支出	589,712	0	0	0	0	0	0	0	589,712
② 事業費	0	34,322	0	0	0	1,885,317	17,559	0	1,937,198
③ 会館事業費支出	0	0	102,880	0	0	0	0	0	102,880
④ 試験実施費	0	0	0	464,164	10,691	0	0	0	474,855
⑤ 管理費	282,310	40,585	0	0	0	149,825	0	△4,241	468,480
⑥ 試験管理費	0	0	0	136,920	7,122	0	0	△31,383	112,659
⑦ その他の支出	158,722	0	63,990	1,201	798	704	0	0	225,415
⑧ 電子化積立預金支出	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
⑨ 災害対策積立預金支出	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
⑩ 次年度事業運営積立金	0	0	0	150,000	19,500	0	0	0	169,500
経常費用計	1,030,744	74,907	166,870	772,286	38,111	2,035,846	17,559	△35,624	4,100,699
当期経常増減額	7,548	744	20,749	△12,917	△2,506	80,851	0	△31,099	63,369
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
① 修繕積立預金取崩収入	0	0	5,000	0	0	0	0	0	5,000
② 什器備品調整（災害用テレビ）	0	0	0	41	0	0	0	0	41
経常外収益計	0	0	5,000	41	0	0	0	0	5,041
(2) 経常外費用									
① 会館特別会計繰入金支出	31,099	0	0	0	0	0	0	△31,099	0
② 受入保証金計上修正	0	0	63	0	0	0	0	0	63
経常外費用計	31,099	0	63	0	0	0	0	0	63
当期経常外増減額	△31,099	0	4,937	41	0	0	0	0	4,979
当期一般正味財産増減額	△23,552	744	25,687	△12,876	△2,506	80,851	0	△31,099	68,348
一般正味財産期首残高	668,325	8,475	396,610	117,276	7,774	179,130	0	0	1,377,590
一般正味財産期末残高	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	△31,099	1,445,938
正味財産期末残高	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	△31,099	1,445,938

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

11. 重要な会計方針等（平成23年度） 計算書類に対する注記 省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】

# 日本弁理士会

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区霞が関3-4-2		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jpaa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jpaa.or.jp/about_us/information/	
設立根拠法	弁理士法（平成12年法律第49号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省特許庁総務部秘書課弁理士室		
設立年月日	大正11年5月5日	民間法人化年月日	平成14年8月29日
沿革	年 月	事 項	
	明治32年7月 明治42年11月	「特許代理業者登録規則」施行。 「特許代理業者」を「特許弁理士」に改称。 「特許弁理士令」公布。	
	大正4年8月	「日本特許弁理士会」創立（特許局長の許可）。	
	大正10年4月 大正11年5月 昭和13年3月	「弁理士法」公布、「弁理士」に改称。 弁理士会設立（農商務大臣の認可）。 弁理士法の一部改正、弁理士は弁理士会に強制加入となる。	
	昭和35年7月	弁理士法の一部改正、弁理士の登録事務が特許庁から弁理士会に移管。	
	平成10年3月	日本弁護士連合会と共同で「工業所有権仲裁センター（現/日本知的財産仲裁センター）」を開設	
	平成13年1月	弁理士法全面改正。「弁理士会」は「日本弁理士会」に改称。	
	平成20年4月 平成20年10月	弁理士法の一部改正、継続研修開始 弁理士法の一部改正、実務修習制度導入。日本弁理士会が経済産業大臣から指定修習機関に指定される。（12月開始）	
事業の目的	日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容			
①	会員の指導、連絡及び監督に関すること		
②	弁理士の登録に関すること		

- ③ 特許業務法人の届出に関すること
- ④ 弁理士の研修に関すること
- ⑤ 弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究に関すること
- ⑥ 知的財産権制度の普及及び改善に関すること
- ⑦ 本会及び会員に関する情報の提供に関すること
- ⑧ 会員の業務に関する紛議の調停に関すること
- ⑨ 弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申すること
- ⑩ 実務修習に関すること
- ⑪ その他本会の目的を達成するために必要なこと

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

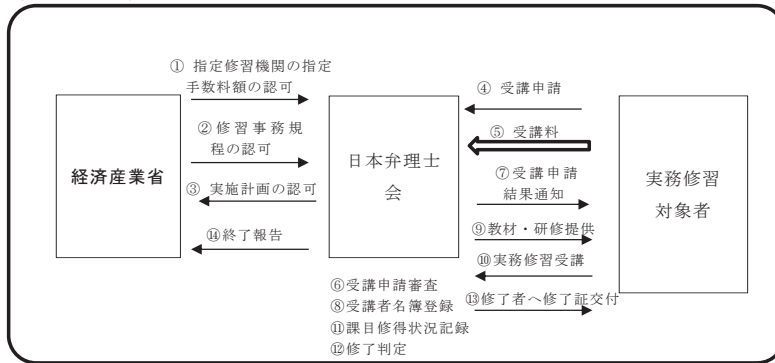
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
継続研修	弁理士の資質向上を図るための研修を実施（弁理士は5年に1回受講の義務あり）。内容は倫理研修10単位（時間）、業務研修60単位（時間）	（平成23年度） 実施回数：1回 受講者数：1,504人	-	97,623
	弁理士法第31条の2	制度的独占		研修事業費特別会計
実務修習	下記のいずれかの者が実務修習を修了すると弁理士となる資格を取得 ○ 弁理士試験の合格者 ○ 弁理士の資格者 ○ 特許庁で審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上の者	（平成23年度） 実施回数：1回 実施会場：東京、大阪、名古屋 受講者数：723人	有	80,957
	弁理士法第16条の2から第16条の15	-		研修事業費特別会計
弁理士の登録	弁理士となる資格を有する者からの弁理士登録申請を審査の上、登録可とした者について、氏名、生年月日、事務所名等を弁理士登録簿に登録。	（平成23年度） 登録：633件 登録事項の変更：2,525件 登録抹消：172件	有	35,051
	弁理士法第17条から第25条、第27条	制度的独占		一般会計
特定侵害訴訟代理業務の付記	弁理士法第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した弁理士からの申請を受けて、当該弁理士の登	（平成23年度） 183件	有	898



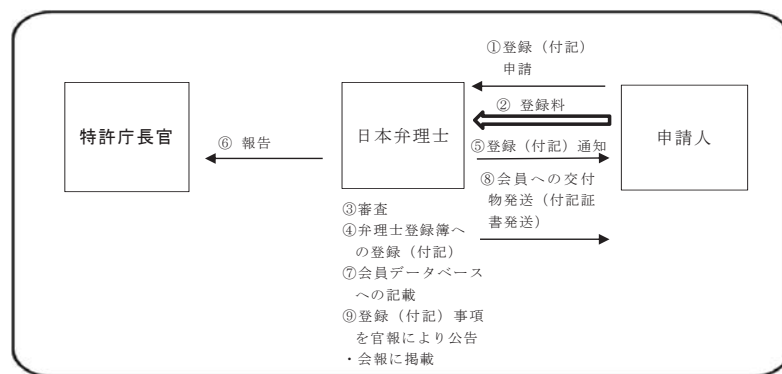
	録に特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨を付記。			
	弁理士法第27条の2、第27条の3	制度的独占		一般会計
特定侵害訴訟代理業務研修	弁理士が特定侵害訴訟代理業務試験を受験する資格を得るために必要な学識及び実務能力に関する研修を実施。	(平成23年度) 実施回数：1回 実施会場：東京、大阪、名古屋 受講者数：249人	有	47,706
	弁理士法第15条の2	制度的独占		研修事業費特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

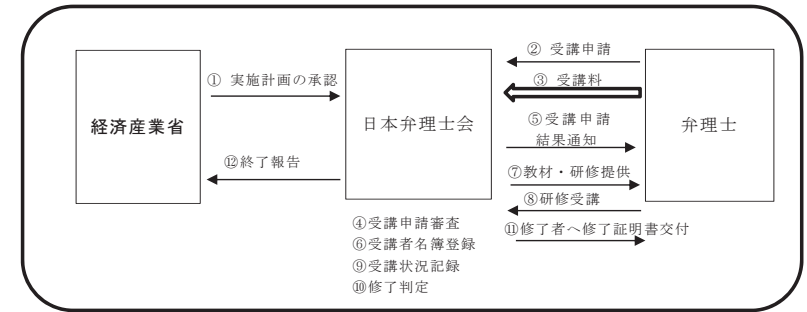
① 実務修習



② 弁理士の登録、特定侵害訴訟代理業務の付記



③ 特定侵害訴訟代理業務研修



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	2,032,612	2,111,604	2,206,269	2,313,461	2,139,920
事業収入額	2,032,612	2,111,604	2,206,269	2,313,461	2,139,920
国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
その他収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

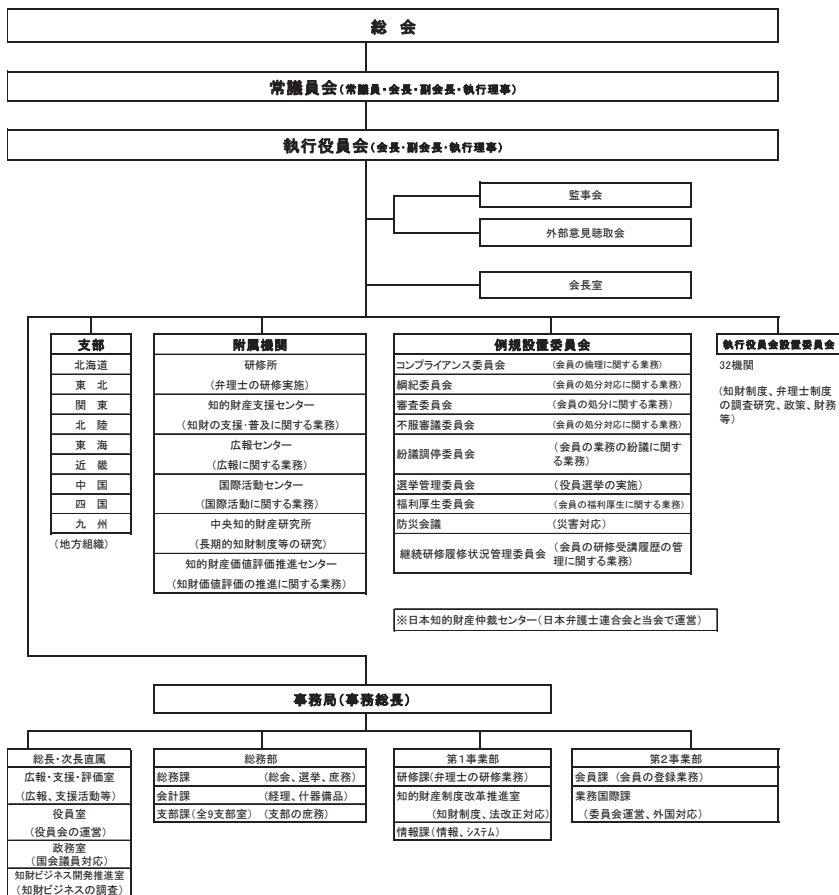
該当なし



4. 組織図

《日本弁理士会組織図》

2012.4.1現在



※日本知的財産仲裁センター(日本弁理士連合会と当会で運営)

5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
弁理士	弁理士法第 17 条に基づき日本弁理士会に備える弁理士登録簿に登録された弁理士	9,657 人
特許業務法人	弁理士法第 45 条に基づき経済産業大臣に成立の届出をした特許業務法人	175 法人

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人	—	2 年	1 人	1 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	8 人	—	1 年	8 人	1 期	8 人	1 人	特許庁審判部審判官
常議員	非常勤	60 人	—	2 年	60 人	1 期	60 人	4 人	特許庁審判部上級審判官、同庁審査第二部首席審査長、同庁審査第二部建築審査管理官、同庁先任上席審査官
執行理事	非常勤	20 人以内	75 歳	1 年	11 人	1 期	11 人	0 人	—
監事	非常勤	10 人	—	2 年	10 人	1 期	10 人	0 人	—
外部監事	非常勤	5 人以内	70 歳	1 年	2 人	1 期	2 人	0 人	—

(注) 常議員のうちの 6 人は、執行理事 (任期 2 年の 6 人) を兼任しており、人数が重複している。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	4,200	—	—	4,200
合計	4,200	—	—	4,200

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	62 人
非常勤	定数	—	
	現員	2 人	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

(単位: 円)

科目	合計
I 資産の部	
流動資産	
現金	1,389,280
銀行預金	1,790,884,266
振替貯金	5,413,313
会費未収金	10,155,000

仮払金	6,200
貯蔵品	15,645,914
前払金	19,671,475
立替金	1,938,738
流動資産合計	1,845,104,186
固定資産	
①特定資産	
退職給付引当預金	224,658,524
共済給付預金	369,406,361
弁理士会基金積立預金	95,364,683
会館補修基金積立預金	813,455,631
会館施設整備等準備基金積立預金	1,025,922,991
会員総合データベース構築引当預金	114,000,000
特定資産合計	2,642,808,190
②その他固定資産	
建物	179,659,755
建物付属設備	118,858,152
什器備品	15,112,571
ソフトウェア	35,871,361
借地権	1,462,371,824
電話加入権	2,205,136
敷金保証金	148,056,173
その他固定資産合計	1,962,134,972
固定資産合計	4,604,943,162
資産合計	6,450,047,348
II 負債の部	
流動負債	
会費前受金	54,500,000
預り金	20,420,612
未払金	77,675,056
前受金	42,000
賞与引当金	28,970,000
流動負債合計	181,607,668
固定負債	
退職給付引当金	250,712,200
固定負債合計	250,712,200
負債合計	432,319,868
III 正味財産の部	
指定正味財産	0
一般正味財産	6,017,727,480
(うち特定資産への充当額)	(2,642,808,190)
正味財産合計	6,017,727,480
負債及び正味財産合計	6,450,047,348

## 10. 正味財産増減計算書（平成 23 年度・概要版）

(単位：円)

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
(1) 経常増減の部	
①経常収益	
受取会費	1,901,335,000
登録事業収益	32,068,400
登録関係事業収益	1,058,925
国際活動事業収益	320,000
広報事業収益	15,330,075
記念事業収益	1,330,000

知的財産人材育成事業収益	6,630,000
義捐金収益	4,733,430
雑収益	10,768,429
受託料収益	3,405,000
他会計からの繰入額	0
研修事業収益	157,888,450
経常収益計	2,134,867,709
②経常費用	
事業費	939,986,493
管理費	885,017,907
他会計への繰出額	0
経常費用計	1,825,004,400
当期経常増減額	309,863,309
(2) 経常外増減の部	
①経常外収益	
過年度経費戻入収益	5,052,350
経常外収益計	5,052,350
②経常外費用	
流動資産除却損	3,051,103
固定資産除却損	1
過年度損	2,831,841
経常外費用計	5,882,945
当期経常外増減額	△830,595
当期一般正味財産増減額	309,032,714
一般正味財産期首残高	5,708,694,766
一般正味財産期末残高	6,017,727,480
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	6,017,727,480

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

平成 20 年度より「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する省庁連絡会議申合わせ）を準用している。

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品：総平均法による原価法を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産：定率法による減価償却を実施している。
  - ② 無形固定資産：定額法による減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上基準について
  - ① 役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。なお、1,600,000 円は、退職給付引当金に含まれている。
  - ② 退職給付引当金：期末退職給与の要支給額に相当する金額から外部拠出金額（厚生年金基金）39,063,800 円を控除して計上している。
  - ③ 賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理について  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

# 日本水先人会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル6階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.pilot.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.pilot.or.jp/outline/information.html	
設立根拠法	水先法（昭和24年法律第121号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	国土交通省海事局海技課		
設立年月日	平成19年4月3日	民間法人化年月日	-
沿革	年月	事項	
	平成19年4月	日本水先人会連合会設立	
事業の目的	水先法第55条に基づき、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>① 水先人の品位を保持するため、水先人会及び水先人に対し勧告又は指導を行うこと</p> <p>② 水先業務の適正かつ円滑な遂行に関して調査研究等を行うこと</p> <p>③ 水先制度及び水先人の業務に関する広報活動を行うこと</p> <p>④ 会報を発行すること</p> <p>⑤ 水先人の研修に関し必要な施策を行うこと</p> <p>⑥ 水先人の確保に関し必要な施策を行うこと</p> <p>⑦ 関係行政機関に対する協力及び連絡を行うこと</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、水先人会及び水先人に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するために必要な施策を実施すること</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

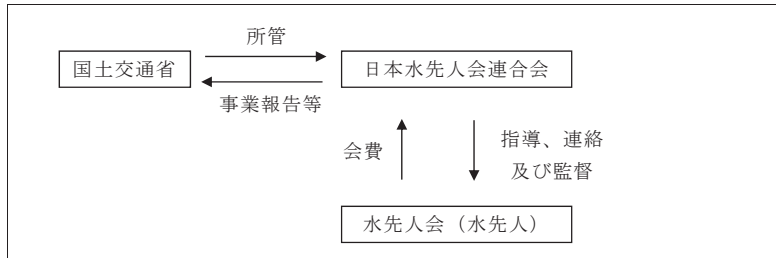
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督に関する事務	水先人に対する研修、広報活動、水先業務の適正かつ円滑な遂行に関して調査研究等を行う。	（平成23年度） ①研修：合計5回161人（安全研修：3回114人、新人研修2回47人） ②広報活動：2件（安全運航強調月間、水先人の乗下船安全キャンペーン） ※ほか、webサイトでの情報提供を適宜実施。 ③調査研究：2件	-	332,164
	水先法第55条第2項	制度的独占	-	一般会計
養成支援拠出特別会計事業	（公財）日本海事センターに対し、「連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に特に必要があると認められる事業に拠出するための特別会費」として各水先人会から徴収する11億円のうち9億円を毎年度拠出。（※平成23年度は、東日本大震災の影響により減額。） 会則第4条第8号	（平成23年度） （公財）日本海事センターに894,058千円を拠出。	-	894,058
	-	-	-	養成支援拠出特別会計
安全環境拠出特別会計事業	（公財）日本海事センターに対し、「連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に特に必要があると認められる事業に拠出するための特別会費」として各水先人会から徴収する11億円のうち2億円を毎年度拠出。（※平成23年度は、東日本大震災の影響により減額。） 会則第4条第8号	（平成23年度） （公財）日本海事センターに198,680千円を拠出。	-	198,680
	-	-	-	安全環境拠出特別会計
水先業務対策等特別会計事業	水先業務体制の維持が困難な水先区に対し、水先人を派遣するための支援及び水先人会の適正化に資する支援を行う。	（平成23年度） ①小規模水先区に派遣される水先人に対する免許取得支援：1人 ②中小規模水先区への会計監査費用支援：12水先区 ③東日本大震災災害復興支援	-	103,856

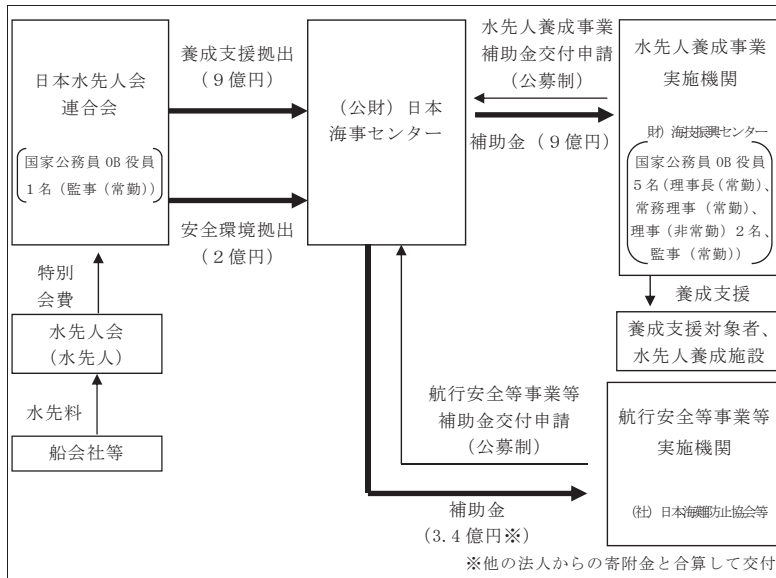
	会則第4条第8号	-		水先業務対策等特別会計
水先区維持特別会計事業	水先業務の運営の維持が困難な水先区に対し、その維持に必要な支援を行う。 会則第4条第8号	(平成23年度) 小規模水先区支援：5 水先区	-	71,191
		-		水先区維持特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督に関する事務



② 養成支援拠出特別会計事業・安全環境拠出特別会計事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,119,177	1,489,725	1,511,571	2,247,975	1,432,817	
内 訳	事業収入額	2,065,806	1,489,725	1,443,554	1,428,880	1,412,470
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	53,371	0	68,018	819,095	20,347

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

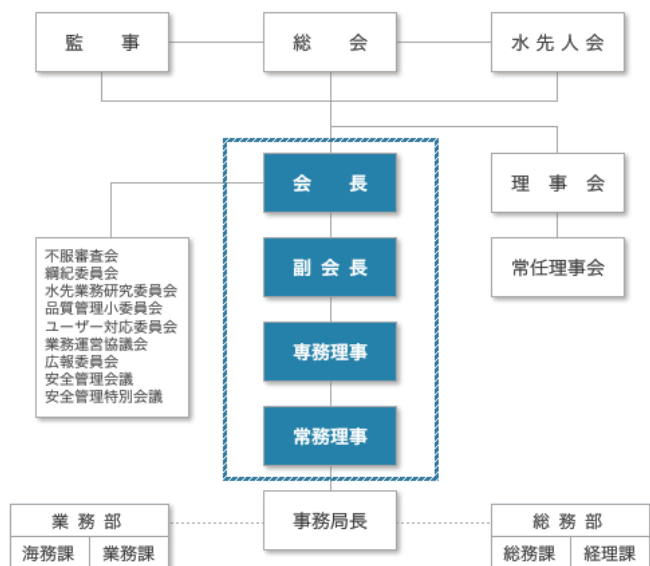
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

4. 組織図



(所掌業務)

- (1) 総務部総務課 庶務等に関する事務
- (2) 総務部経理課 財務及び経理に関する事務
- (3) 業務部業務課 水先人の品位保持及び水先業務の適正化等に関する事務
- (4) 業務部海務課 航行安全及び事故防止等に関する事務

5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
水先人会	水先人会	35 法人

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	72歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	3人以内	65歳 又は 72歳	2年	2人	1期	2人	0人	-
						2期	0人	0人	-
理事	常勤	18人 以上 27人 以内	65歳 又は 72歳	2年	21人	1期	2人	0人	-
						2期	1人	0人	-
監事	常勤	3人	65歳 又は 72歳	2年	1人	1期	1人	1人	海上保安庁次長
						2期	2人	0人	-

※ 副会長、理事及び監事の在任年齢について、「原則として 65 歳に達するまで」とされているが、現に水先人である者は「原則として 72 歳に達するまで」とされている。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	50,760	1,048	15,926	67,734
非常勤	-	-	-	-
合計	50,760	1,048	15,926	67,734

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	現員
		-	8人
非常勤	常勤	定数	現員
		-	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

科目	合計
I 資産の部	
（1）流動資産	
①現金預金	377,600,150
②その他流動資産	2,687,179
流動資産合計	380,287,329
（2）固定資産	
①基本財産	1,531,365,671
②特定資産	141,726,300
③その他固定資産	5,684,230
固定資産合計	1,678,776,201
資産合計	2,059,063,530
II 負債の部	
（1）流動負債 ※1	328,278,241
（2）固定負債 ※2	141,726,300
負債合計	470,004,541
III 正味財産の部	
（1）指定正味財産	1,533,291,700
（うち基本財産への充当額）	1,531,365,671
（うち特定資産への充当額）	0
（2）一般正味財産	55,767,289
（うち基本財産への充当額）	0
（うち特定資産への充当額）	0
正味財産合計	1,589,058,989
負債及び正味財産合計	2,059,063,530

※1 流動負債のうち賞与引当金は8,911,894円（22年度8,804,255円）

※2 固定負債のうち退職給付引当金は141,726,300円（22年度139,916,800円）

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：円）

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
（1）経常増減の部	
①経常収益	1,516,325,798
②経常費用	
事業費	1,393,889,260
管理費	168,116,109
他会計への繰出額	0
経常費用計	1,562,005,369
当期経常増減額	△45,679,571
（2）経常外増減の部	
①経常外収益	0
②経常外費用	101,648
当期経常外増減額	△101,648
当期一般正味財産増減額	△45,781,219
一般正味財産期首残高	101,548,508
一般正味財産期末残高	55,767,289
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	49,397,915
指定正味財産期首残高	1,483,893,785
指定正味財産期末残高	1,533,291,700
III 正味財産期末残高	1,589,058,989

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(4) 年金・保険・共済関係法人





## 消防団員等公務災害補償等共済基金

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.syouboukikin.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.syouboukikin.jp/pages/08.html	
設立根拠法	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省消防庁国民保護・防災部防災課		
設立年月日	昭和31年11月20日	民間法人化年月日	平成9年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和31年11月	消防団員等公務災害補償等共済基金設立	
	昭和39年4月	消防団員等公務災害補償責任共済事業を開始	
	昭和47年4月	消防団員退職報償金支給責任共済事業を開始	
	昭和61年8月	消防団員等福祉事業を開始	
	平成9年4月	消防団員公務災害防止事業（当初は健康管理助成事業）を開始	
	平成14年4月	民間法人化	
		消防団員等自動車等損害見舞金支給事業を開始	
事業の目的	市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業等を行うことにより、消防団員等の消防活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与すること。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払い、また、市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を実施する。</li> <li>② 市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費の支払を行う。</li> <li>③ 市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業及び消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合の見舞金の支給を行う。</li> <li>④ 昭和58年3月31日以前に発生した事故に係る消防作業従事者等の損害補償に要する市町村の経費の一部を補助する。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
消防団員等公務災害補償責任共済事業	市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払う。	(平成23年度) 2,261人	-	2,619,757 (※1)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第1号	-	-	-
消防団員等福祉給付事業	市町村に代わり、被災団員及びその遺族の福祉に関する事業を実施する。	(平成23年度) 893人	-	4,546,393 (※2)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	-	-	-
公務災害防止事業	市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業を実施する。	(平成23年度) 安全装備品整備等助成事業 190団体 セミナー・研修事業 138団体 ※他に情報提供事業等	-	151,377
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	-	-	-
自動車等損害見舞金支給事業	消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合に見舞金を支給する。	(平成23年度) 1,458件	-	143,475 (※3)
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第3号	-	-	-
消防団員退職報償金支給責任共済事業	市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払う。	(平成23年度) 45,604人	-	15,155,024
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第28条第1項第2号	-	-	-

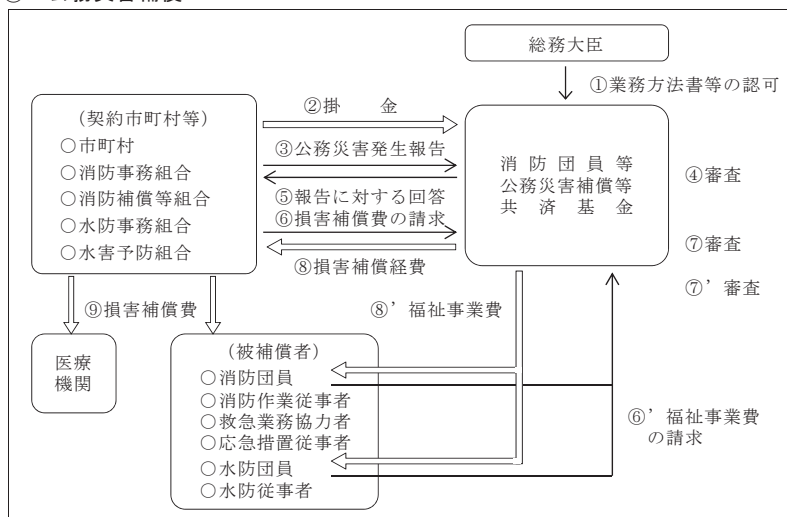
※1 東日本大震災による補償増を含む。

※2 東日本大震災による給付増を含む。

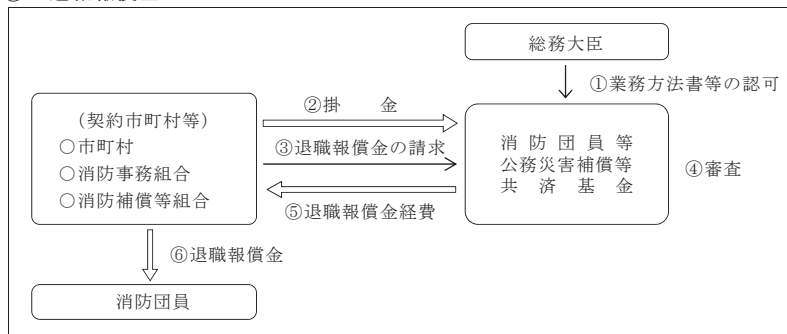
※3 東日本大震災による支給増を含む。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 公務災害補償



② 退職報償金



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	20,989,994	20,948,726	20,854,992	20,809,976	40,864,832
内 事業収入額	20,989,994	20,948,726	20,854,992	20,809,976	40,864,832
内 国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
内 国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 平成23年度については、東日本大震災による追加掛金を含む。

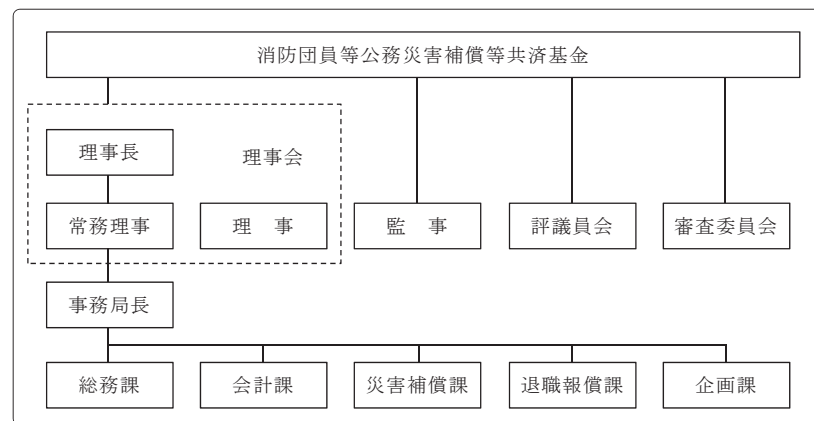
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	—
常務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	役員出向
理事	非常勤	5人以内	70歳	2年	5人	1期	1人	1人	総務省消防庁長官
						2期	3人		
						6期	1人		
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	22,911	—	7,952	30,863
非常勤	—	174	—	174
合計	22,911	174	7,952	31,037

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	18人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度）

科目	資 産				負債及び資本			
	金額	内 訳		金額	内 訳			
		災害補償経理	退職報償経理		災害補償経理	退職報償経理		
流動資産	20,151,458	14,004,740	6,146,718	流動負債	12,252,142	52,350	12,199,792	
現金	100	50	50	未払金	147,664	49,791	97,873	
預金	1,139,326	839,522	299,803	預り金	2,559	2,559	—	
有価証券	18,910,171	13,099,746	5,810,425	未払給付引当金	12,101,919	—	12,101,919	
未収収益	101,461	65,378	36,083	—	—	—	—	
仮払金	401	44	357	—	—	—	—	
固定資産	42,281,774	24,567,255	17,714,520	固定負債	50,181,090	38,519,645	11,661,445	
有形固定資産	13,092	8,377	4,715	退職給与引当金	191,907	113,267	78,640	
建物	7,019	3,808	3,210	責任準備金	24,776,404	24,776,404	—	
減価償却累計額	△5,724	△3,034	△2,690	変動調整準備金	25,212,779	13,629,974	11,582,805	
建物附属設備	3,205	1,603	1,603	—	—	—	—	
減価償却累計額	△2,374	△1,187	△1,187	—	—	—	—	
器具及び備品	20,324	12,169	8,156	—	—	—	—	
減価償却累計額	△9,358	△4,981	△4,377	—	—	—	—	
無形固定資産	48,450,975	18,467	29,984	—	—	—	—	
ソフトウェア	16,860	2,578	14,283	—	—	—	—	
電話加入権	189	—	—	—	—	—	—	
敷金	31,402	15,701	15,701	—	—	—	—	
投資資産	42,220,231	24,540,411	17,679,821	—	—	—	—	
投資有価証券	42,120,213	24,540,411	17,579,821	—	—	—	—	
国債・地方債	34,794,069	18,663,219	16,130,850	—	—	—	—	
政府保証債	199,598	99,799	99,799	—	—	—	—	
その他の有価証券	7,126,565	5,777,393	1,349,172	—	—	—	—	
預金	100,000	—	100,000	—	—	—	—	
大口定期預金	100,000	—	100,000	—	—	—	—	
合計	62,433,232	38,571,995	23,861,237	合計	62,433,232	38,571,995	23,861,237	

10. 損益計算書（平成23年度）

科目	損 失			利 益			
	金額	内 訳		金額	内 訳		
		災害補償経理	退職報償経理		災害補償経理	退職報償経理	
事業費	32,469,982	7,292,792	25,177,190	掛金	40,261,364	22,198,657	18,062,707
損害補償費	2,384,293	2,384,293	—	掛金	40,261,364	22,198,657	18,062,707
療養補償費	238,058	238,058	—	—	—	—	—
休業補償費	51,177	51,177	—	—	—	—	—
傷病補償年金	8,653	8,653	—	—	—	—	—
障害補償費	208,750	208,750	—	—	—	—	—
介護補償費	7,491	7,491	—	—	—	—	—
遺族補償費	1,760,328	1,760,328	—	—	—	—	—
葬祭補償費	109,836	109,836	—	—	—	—	—
福祉事業費	4,841,244	4,841,244	—	—	—	—	—
福祉事業給付費	4,546,393	4,546,393	—	—	—	—	—
公務災害防止事業費	151,377	151,377	—	—	—	—	—
自動車等損害見舞金	143,475	143,475	—	—	—	—	—
支給事業費	—	—	—	—	—	—	—
市町村特別交付金事業費	67,254	67,254	—	—	—	—	—
退職報償金	15,031,920	—	15,031,920	—	—	—	—
現年度退職報償金	4,806,747	4,806,747	—	—	—	—	—
過年度退職報償金	10,225,173	—	10,225,173	—	—	—	—
未払給付引当金繰入	10,145,270	—	10,145,270	—	—	—	—
事務費	347,138	224,641	122,497	—	—	—	—
給与経費	235,508	149,841	85,668	特別利益	20,391	10,196	10,196
旅費	3,335	2,223	1,112	退職給与引当金戻入	10,196	10,196	—
事業運営費	102,445	70,781	31,665	退職給与引当金調整額	10,196	—	10,196
減価償却費	5,849	1,796	4,053	—	—	—	—
責任準備金	8,188,256	8,188,256	—	—	—	—	—
責任準備金繰入	8,188,256	8,188,256	—	—	—	—	—
変動調整準備金	10,083,395	6,834,846	3,248,549	—	—	—	—
変動調整準備金繰入	10,083,395	6,834,846	3,248,549	—	—	—	—
特別損失	21,626	10,823	10,803	—	—	—	—
固定資産除却損	1,235	628	607	—	—	—	—
退職給与引当金調整額	10,196	10,196	—	—	—	—	—
退職引当金繰入	10,196	—	10,196	—	—	—	—
合計	51,110,397	22,551,358	28,559,039	合計	51,110,397	22,551,358	28,559,039

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
償却原価法により行っている。
- 固定資産の減価償却方法  
定額法により行っている。
- 引当金等の計上基準  
(1) 退職給与引当金  
役職員の退職手当の支払に充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

(2) 責任準備金（災害補償経理）

被災者に係る年金等の支払に備えるため、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則（昭和 31 年総理府令第 88 号）第 22 条第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額を計上している。

(3) 変動調整準備金

消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（以下「会計規程」という。）第 52 条に基づき将来の支払を確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

(4) 未払給付引当金（退職報償経理）

退職消防団員への支払に備えるため、会計規程第 50 条の規定による金額を計上している。

12. 基金抛却又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 企業年金連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.pfa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.pfa.or.jp/gaiyo/disclosure/disclosure01.html	
設立根拠法	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）		
	その他、事務・事業に関する法律	確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）	
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課		
設立年月日	昭和42年2月10日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和42年2月 平成元年	設立（厚生年金基金連合会） 連合会による年金通算制度、支払保証制度の実施	
	平成14年4月 平成17年10月	民間法人化 企業年金連合会に改組（企業年金のポータビリティの拡充）	
事業の目的	厚生年金保険法に基づき、中途脱退者等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給、年金給付等積立金の円滑な移換、会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業を行うこと、並びに確定給付企業年金法に基づき、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る措置並びに確定給付企業年金への積立金の移換等を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給</li> <li>2 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業</li> <li>3 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会員の行う事業についての助言および連絡</li> <li>② 会員に関する教育、情報の提供および相談</li> <li>③ 会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究</li> <li>④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業</li> </ol> </li> <li>4 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業</li> <li>5 国が代行返上基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務および老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

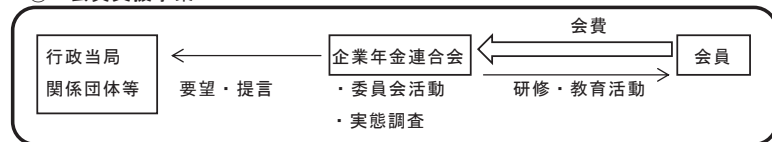
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
会員支援事業	① 企業年金制度の発展・機能強化のための活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会・勉強会の開催</li> <li>・政策提言</li> <li>・適格退職年金の企業年金への移行支援</li> <li>・企業年金制度の発展・拡充を図る広報活動</li> </ul> ② 会員支援サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会会費の見直し・改定</li> <li>・会員相談・助言事業</li> <li>・会員向け役職員研修</li> <li>・会員への情報提供</li> <li>・会員の維持・確保</li> <li>・地方協議会の支援活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相談（4,335件）</li> <li>・会員向け研修2,341名参加、33講座（53回）</li> <li>・会員への情報提供（被保険者記録照会（90,765件）、支給停止・死亡情報（4,812,012件））</li> </ul>	有	465,187
	厚生年金保険法第159条第4項第2号	制度的独占	業務経理（事業会計）	
年金通算センター事業	厚生年金基金又は確定給付企業年金の中途脱退者の年金の原資を引き継いだ場合、厚生年金基金の解散基金加入員が老齢厚生年金の受給権を取得した場合及び解散基金加入員又は確定給付企業年金の終了制度加入者等が残余財産（分配金）の連合会への移換を申し出た場合に年金給付及び一時金たる給付を実施。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金通算センター事業の効率的な推進（確実な年金支給を推進）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者への対応</li> <li>・年金通算システム再構築の着実な進展</li> <li>・事務処理説明会</li> </ul> </li> <li>② 記録の突き合わせ</li> <li>③ 裁定請求書未提出者対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁定請求書の送付</li> <li>・日本年金機構との連携強化</li> <li>・厚生年金基金等との連携</li> <li>・ホームページを活用しての年金相談、年金記録確認</li> <li>・福祉事務所への「企業年金記録確認サービス」の利用案内</li> </ul> </li> <li>④ 年金相談の状況</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金基金から連合会が引継いだ件数               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途脱退者（303,747件）</li> <li>・解散基金加入（7,352件）</li> </ul> </li> <li>○基本年金受給者の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数（4,497,980人）</li> <li>・新規裁定者数（574,935人）</li> </ul> </li> <li>○代行年金受給者の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数（905,889人）</li> <li>・新規裁定者数（55,217人）</li> </ul> </li> </ul>	-	7,136,430 ※業務経理（中脱業務会計）

支払保証事業	⑤ 解散基金等の確実な記録承継			
	厚生年金保険法第159条第1項、第2項、第3項	制度的独占	業務経理（中脱業務会計）等	
支払保証事業	厚生年金基金がやむを得ず解散し、上乘せ部分の給付に必要な原資が不足した場合に、加入員や受給権者などの年金ができるだけ確保されるよう、各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度として実施。	支払保証給付の決定額（6,372万円）	84,621	※支払保証経理（支払保証業務会計）
	① 解散基金の保証給付請求審議及び決定等 ② 積立水準検証 ③ 相談助言事業 ④ 委員会活動			
代行返上等に係る国からの受託事務	厚生年金保険法第159条第4項第1号	制度的独占	支払保証経理	
	国が代行返上基金及び解散時特例基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務及び老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務。 ① 記録整理業務 ② 責任準備金の計算検証業務	① 記録整理事務説明会（15件） ② 責任準備金の計算検証業務 ・事前突合（10件） ・本突合（16件） ・再突合（6件）	179,858	
	確定給付企業年金法附則第3条	制度的独占	業務経理（代行返上事務処理会計）	

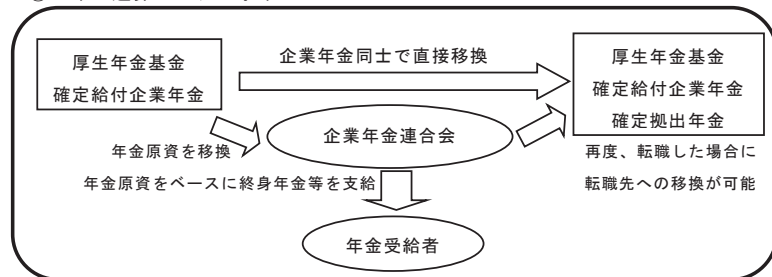
※ 業務に対応する会計が複数に渡るため、業務運営に係る会計区分の事業費を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

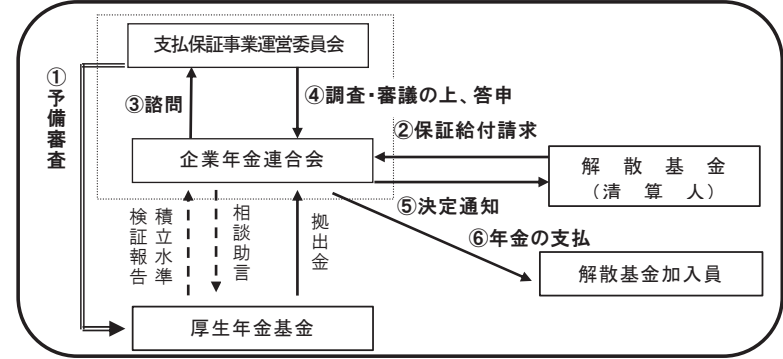
① 会員支援事業



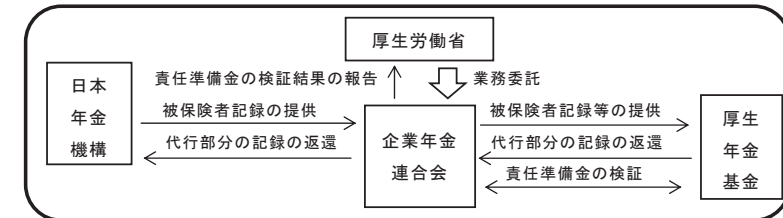
② 年金通算センター事業



③ 支払保証事業



④ 代行返上等に係る国からの受託事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,976,002	5,085,072	5,738,672	5,462,149	5,387,830
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	2,976,002	5,085,072	5,738,672	5,462,149	5,387,830
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※資本金等は、各年度の業務経理の基本金を記載。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	386,856,492	236,784,528	1,825,756,602	154,895,809	370,411,585	
内訳	事業収入額	407,757	436,521	374,285	381,585	53,732
	国等からの補助金等収入額	24,950,656	25,395,425	24,805,515	24,199,278	23,277,600
	国等との契約に基づく総収入額	220,683	190,390	173,401	169,768	179,858



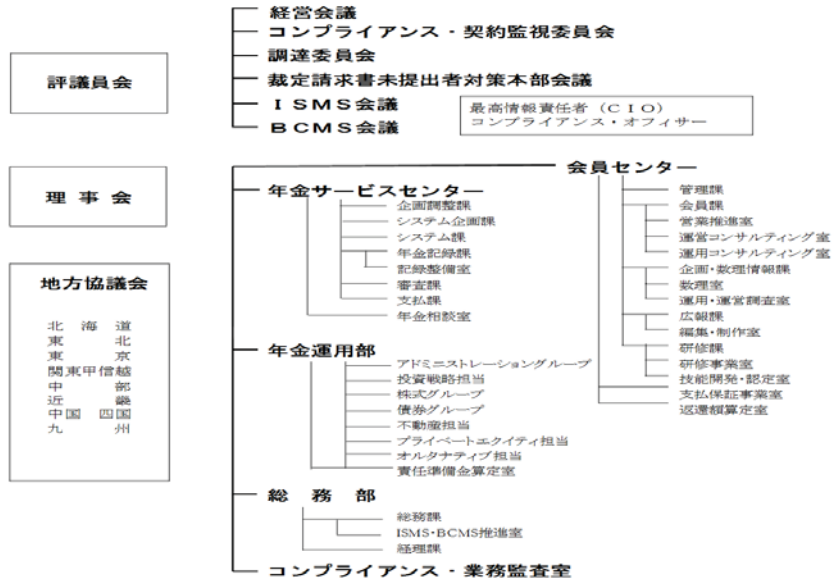
	その他収入額	361,277,396	210,762,192	1,800,403,401	130,145,178	346,900,395
--	--------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
負担金	厚生年金基金等給付費負担金	年金通算センター事業	負担金	23,277,600
	厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を交付する。	年金(代行部分)の給付の一部として年金経理で計上、管理		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
厚生年金基金	厚生年金基金	571 基金
確定給付企業年金	確定給付企業年金法に規定する企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主	817 基金
確定拠出年金(企業型)	確定拠出年金法に規定する企業型年金を実施する事業主	128 基金

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)※	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
常務理事	常勤	-	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
運用執行理事	常勤	-	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
理事	非常勤	20人以内	65歳	2年	11人	1期	7人	1人	大蔵省証券局長
						2期	3人		
						4期	1人		
監事	非常勤	2人以内	65歳	2年	2人	1期	2人	0人	-

※ 在任年齢欄は原則。特別の事情がある場合は満70歳に達した日の属する年度の3月31日まで。

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位:千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	28,211	5,065	10,510	43,786
非常勤	-	-	-	-
合計	28,211	5,065	10,510	43,786

※ 非常勤役員については理事会・評議員会出席日数に応じて日額12,700円を謝金として支給。

8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	179人
非常勤	定数	-	
	現員	5人	

9. 貸借対照表 (業務経理※ (平成 23 年度))

(単位: 円)

資 産 勘 定		負 債 勘 定	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,801,717,281	流動負債	1,073,960,228
預貯金	3,414,936,948	未払金	1,033,175,392
金銭の信託	2,306,057,979	未払移換事務費	95,167
未収会費	160,916	未払運用報酬	288,382
未収事務費	37,558,030	リース債務	12,963,252
未収金	15,426,608	預り金	11,560,697
未収受入金	27,576,800	職員預り金	15,877,338
固定資産	1,755,501,525	固定負債	16,500,950
建物	261,214,019	長期借入金	3,955,607
器具及び備品	95,985,649	長期リース債務	12,545,343
リース資産	25,508,595	引当金	1,078,927,600
ソフトウェア	761,670,336	退職手当引当金	1,078,927,600
ソフトウェア仮勘定	480,102,000	基本金	5,387,830,028
権利金敷金	118,804,819	基本金	4,685,132,919
貸付金	12,216,107	繰越剰余金	695,284,545
		当年度剰余金	7,412,564
計	7,557,218,806	計	7,557,218,806

※ その他の経理 (厚生年金基金基本年金経理、厚生年金基金加算年金経理、確定給付企業年金、支払保証経理、共済経理) は省略 (損益計算書も同様)

10. 損益計算書 (業務経理 (平成 23 年度))

(単位: 円)

費 用 勘 定		収 益 勘 定	
科 目	金 額	科 目	金 額
事務費	6,409,585,346	会費収入	417,536,437
役職員給与	807,145,465	会費収入	417,536,437
役職員諸手当	528,424,017	事務費収入	354,756,999
旅費	33,172,496	事務費収入	354,756,999
退職手当	56,870,400	事業収入	233,589,963
業務諸費	4,981,857,938	事業収入	233,589,963
会議費	2,115,030	運用収益	65,293,766
評議員会費	2,805,116	運用収益	65,293,766
評議員手当	1,231,900	受入金	6,120,415,873
評議員旅費	1,493,020	厚生年金基金基本年金経理からの受入	6,076,777,946
評議員会諸費	79,800	支払保証経理からの受入	43,637,927
評議員会会議費	396	雑収入	7,975,408
運用報酬等	288,382	受取利息及び配当収入	331,817
固有の信託報酬	288,382	雑入	7,643,591
繰入金	646,345,720	戻入金	780,646,133
基本金へ繰入	646,345,720	退職手当引当金戻入金	52,568,500
引当費	269,907,012	基本金戻入	728,077,633
減価償却引当費	206,343,512		
退職手当引当費	63,563,500		
雑支出	586,311,007		
雑支出	586,311,007		
交付金	53,150,000		
交付金	53,150,000		
移換事務費	4,409,432		
移換事務費	4,409,432		
剰余金	7,412,564		
当年度剰余金	7,412,564		
計	7,980,214,579	計	7,980,214,579

11. 重要な会計方針 (平成 23 年度)

- 有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - 有価証券  
満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)を採用している。
  - 金銭の信託  
時価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用している。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。  
建物・・・8年～50年、器具及び備品・・・4年～20年
  - 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用している。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、当連合会における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 引当金の計上基準  
退職手当引当金・・・役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。
- 基本金の会計処理
  - 固定資産見返基本金  
企業年金連合会会計規程の規定に従い、有形無形固定資産(リース資産を除く)の取得時に取得価額相当額を「基本金へ繰入」として費用計上するとともに、同額を「基本金」に計上している。  
また、有形無形固定資産の除売却時に当該取得価額相当額を「基本金」から取崩し、「基本金戻入」として収益計上している。
  - 事務費積立金  
通算企業年金の支給に要する費用に充てるため、企業年金連合会規約第60条に基づき計算された中途脱退者等に係る脱退一時金相当額等に係る事務費を、「基本金へ繰入」として費用計上するとともに、同額を「基本金」に計上している。  
また、企業年金連合会会計規程に従い、当該「基本金」を取り崩し、「基本金戻入」として収益計上している。
- 厚生年金基金基本年金経理からの受入金  
厚生年金基金規則第74条において準用する第44条の2の規定に従い、厚生労働大臣の定めるところにより算出した金額を厚生年金基金基本年金経理から受入れている。
- 消費税等の処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 石炭鉱業年金基金

### 1. 法人概況

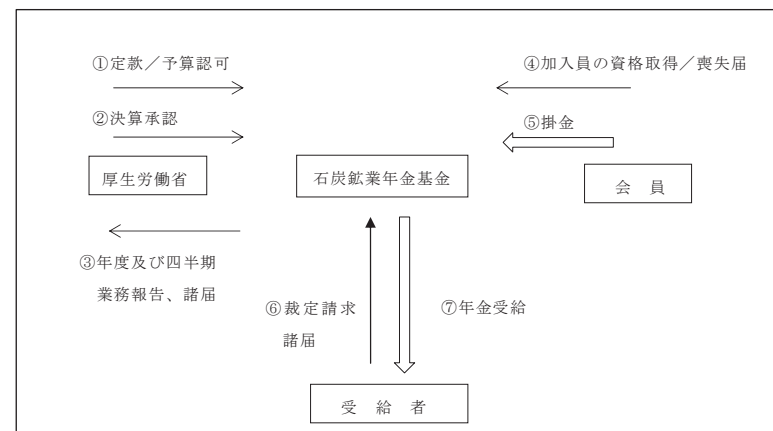
所在地	東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル5階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sekitan-nenkin.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sekitan-nenkin.or.jp/framepage5.html	
設立根拠法	石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課		
設立年月日	昭和42年10月2日	民間法人化年月日	平成14年12月13日
沿革	年 月	事 項	
	昭和42年10月 平成6年11月	坑内外員に対する年金給付を目的として発足 脱退一時金の給付及び福祉施設の運営を実施できるとする法律改正	
	平成14年12月	特別民間法人化	
事業の目的	石炭鉱業における坑内員及び坑外員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって坑内員及び坑外員並びにその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて坑内員及び坑外員の雇用の安定的確保に資する。		
主な事務・事業の内容	石炭鉱業年金基金法に基づき、石炭鉱業事業所の事業主（会員）から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族に対し、年金たる給付及び一時金たる給付を行う。		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
坑内員及び坑外員に対する年金給付事業	石炭鉱業事業所の事業主から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族を対象に、厚生年金とは別に年金・一時金の給付を行う。	（平成23年度） 坑内員・坑外員数 298人 年金受給者 9,251人	-	1,000,502
	石炭鉱業年金基金法第16条、第17条、第18条	制度的独占		年金経理

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	5,543,082	5,318,994	5,893,130	5,737,590	5,194,213
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	5,543,082	5,318,994	5,893,130	5,737,590	5,194,213
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

※資本金等は、各年度の基本金を記載。

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	1,400	1,587	799,922	114,998	241,927	
内 訳	事業収入額	1,383	1,578	799,904	114,998	241,927
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	17	9	18	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

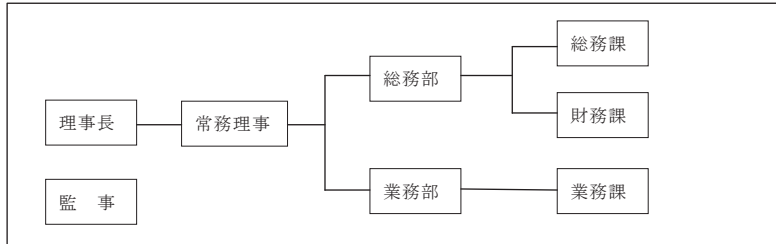
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
石炭鉱業事業所	石炭鉱業を行う事業場であって、厚生年金保険の適用事業所	4 団体

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事	常勤	7人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
	非常勤	以内 ※	65歳	2年	1人	6期	1人	0人	—
監事	非常勤	2人 以内	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—

※理事のうち、1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常 勤	8,159	106	—	8,265
非常勤	—	—	—	—
合計	8,159	106	—	8,265

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職 員	常 勤	定数	5人
		現員	4人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

【年金経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
流動資産	472,519,510	流動負債	221,812
普通預金	420,649,022	未払金	221,812
郵便振替貯金	6,429	支払準備金	166,751,000
未収金	1,504,390	支払準備金	166,751,000
貸倒引当金	△488,993	責任準備金	10,522,458,000
計	1,015,397	責任準備金	10,522,458,000
未収収益	50,848,662	投資資産評価調整額	62,885,674
投資	15,452,838,331	投資資産評価調整額	62,885,674
特定金銭信託	1,879,036,598	基本金	5,173,041,355
指定金銭信託	285,577,618	別途積立金	5,718,366,984
有価証券	13,288,224,115	当期不足金	△545,325,629
合 計	15,925,357,841	合 計	15,925,357,841

【業務経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
流動資産	9,049,139	流動負債	1,156,461
普通預金	7,872,131	未払金	6,050
郵便振替貯金	4,650	未払費用	627,364
未収金	10,842	預り金	523,047
前払費用	1,161,516	引当金	5,890,600
固定資産	19,169,458	退職給与引当金	5,890,600
器具及び備品	4,063,336	基本金	21,171,536
減価償却累計額	△2,002,078	基本金	21,171,536
計	2,061,258		
電話加入権	133,200		
敷金保証金	16,975,000		
合 計	28,218,597	合 計	28,218,597

10. 損益計算書（平成 23 年度・概要版）

【年金経理】

（単位：円）

借 方		貸 方	
事業支出	1,000,501,950	事業収入	241,912,944
年金給付	994,998,150	掛金	645,276
死亡一時金給付	2,627,400	利息及び配当金	241,267,668
脱退一時金給付	2,876,400		
繰入金	81,196,842		
業務会計へ繰入	81,196,842		
事業外支出	443,781		
貸倒引当金繰入額	194,256		
雑支出	249,525		
支払準備金	166,751,000	支払準備金	177,233,000
当期末支払準備金	166,751,000	前期末支払準備金	177,233,000
責任準備金	10,522,458,000	責任準備金	10,806,880,000
当期末責任準備金	10,522,458,000	前期末支払準備金	10,806,880,000
		不足金	545,325,629
		当期不足金	545,325,629
合 計	11,771,351,573	合 計	11,771,351,573

【業務経理】

(単位：円)

借 方		貸 方	
事業支出	80,950,486	事業収入	13,644
人件費	44,404,818	利息及び配当金	13,644
役員報酬	8,265,040		
職員給与	31,258,234		
福利厚生費	4,881,544		
物件費	36,545,668		
旅費	746,830		
事務費	7,134,884		
減価償却費	240,459		
賃借料	14,470,241		
光熱水料	415,106	受入金	81,196,842
委託費	7,170,477	年金経理からの受入金	81,196,842
諸謝金	2,865,510		
公租公課	81,150		
交際費	52,500		
交通費	29,310		
会議費	35,280		
雑役務費	1,010,520		
繰入金	1,949,000		
雑費	344,401		
事業外支出	260,000		
雑支出	260,000		
合 計	81,210,486	合 計	81,210,486

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券…償却原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの…期末日の市場価格に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
- (2) 特定金銭信託及び指定金銭信託の評価方法  
売買目的有価証券…期末日の市場価格に基づく時価法  
(売却原価は移動平均法により算定)  
その他有価証券…期末日の市場価格に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (3) 固定資産の減価償却方法  
法人税法の耐用年数を採用し、定額法により行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
①貸倒引当金  
掛金の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上している。  
②退職給与引当金  
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額の全額を計上している。
- (5) その他財務諸表作成のための重要な事項  
消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 漁船保険中央会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区内幸町1-2-2	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.ghn.or.jp
	業務及び財務等に関する資料	http://www.ghn.or.jp/soshiki/index.html
設立根拠法	漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官	
設立年月日	昭和28年1月20日	民間法人化年月日 平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項
	昭和28年8月	漁船保険事故に係る損害調査事業開始
	昭和35年5月	漁船検診技師を設置し、小型漁船の機関等検診事業開始
	昭和41年7月	国の再保険特別会計の剰余金12億円の交付を受け、漁船保険振興事業実施
	昭和48年7月	同剰余金35億円の交付を受け、漁船保険振興事業を拡充
		漁船積荷保険再保険事業試験実施
	昭和51年10月	漁船船主責任保険再保険事業試験実施
	昭和53年7月	海外操業漁船損害補償事業実施
	昭和56年10月	漁船船主責任保険再保険事業本格実施及び同補完再保険事業実施並びに漁船乗組船主保険再保険事業開始
	昭和58年10月	漁船積荷保険補完再保険事業実施
	平成元年10月	漁船船主責任保険再保険事業に乗客損害を追加
	平成5年10月	遠洋漁業漁船積荷保険事故防止事業実施
平成11年10月	普通保険再保険事業、漁船積荷保険再保険事業並びに任意保険再保険事業実施	
平成12年3月	転載積荷保険の実施に伴い、遠洋漁業漁船積荷保険事故防止事業を廃止	
平成13年7月	損害調査料の徴収を廃止	
平成14年3月	漁船検診事業を廃止	
平成14年4月	民間法人化	

事業の目的	指導事業、普通保険等再保険事業等の実施を通じて、漁船保険事業の健全な発達を図ること。
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁船保険等及び任意保険の保険料率の算出</li> <li>2 漁船保険等及び任意保険に係る事故・損害の発生予防・防止に関する事項の調査、指導並びに助成</li> <li>3 海外における漁船の安全操業を確保するための情報の提供及び当該漁船に係る損害の補償</li> <li>4 会員の委託によって行う漁船保険等の引受のための漁船の調査及び任意保険引受のための漁船その他船舶の調査並びに当該漁船保険等及び任意保険に係る事故・損害の調査</li> <li>5 漁船保険等及び任意保険の普及宣伝</li> <li>6 会員職員の指導及び福利厚生</li> <li>7 機関誌の発行及び図書出版</li> <li>8 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業、漁船積荷保険再保険事業、任意保険再保険事業、漁船船主責任保険補完再保険事業及び漁船積荷保険補完再保険事業</li> <li>9 漁船保険事業等及び任意保険事業の健全な発達を図るための調査、指導並びに助成</li> <li>10 前各号に付帯する事業</li> </ol>

### 2. 事務・事業の概要等

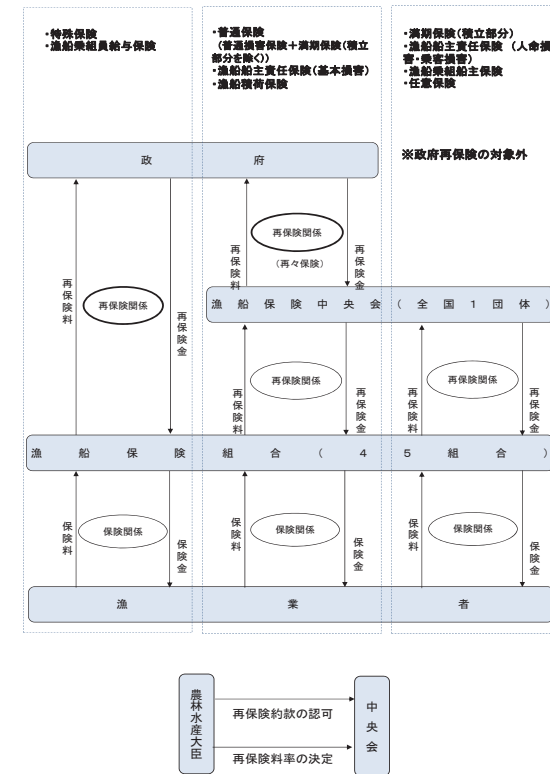
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
一般事業	漁船保険事業の健全な発達を図るため、普及宣伝等を実施。	・カレンダー、手帳等の作成配布 ・機関紙の発行等	-	48,361
	漁船損害等補償法第132条第4号、第5号	-		一般勘定
再保険事業	普通保険(普通損害保険、満期保険、漁具特約)、漁船積荷保険、漁船船主責任保険(基本損害、乗客損害、人命損害)、漁船乗組船主保険及び任意保険(転載積荷保険、プレジャーボート責任保険)の再保険事業等を実施。	【平成23年度】 ○普通保険 ・引受隻数174,318隻 ・支払件数61,592件 ○漁船積荷保険 ・引受隻数568隻 ・支払件数30件 ○漁船船主責任保険(基本損害) ・引受隻数172,179隻	-	76,767,258

		・支払件数 2,226 件等		
	漁船損害等補償法第 132 条第 7 号～第 10 号、第 138 条の 2、第 143 条の 2、第 143 条の 12 及び第 143 条の 18	—		再保険事業 勘定
海外操業漁船 救済事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における漁船の安全操業を確保するための情報提供</li> <li>・当該漁船に係る損害の補償（外国の捕獲、だ捕、抑留その他の処分又は襲撃により生じた損害に救済金を支払う。）</li> </ul>	<b>【平成 23 年度】</b> ・「海外漁業情報」の提供 ・加入 473 隻 掛金 105,548 千円 支払 1 件 救済金 108,000 千円	—	300,912
	漁船損害等補償法第 132 条第 2 号	—		海外勘定
漁船保険振興 事業	漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 46 号、昭和 48 年法律第 55 号）に基づき交付された交付金（47 億円）の運用益をもって、以下の事業を実施。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 海難防止助成事業 漁船の海難救助に係る出動手当の一部を助成</li> <li>② 無事故漁船報償事業 無事故漁船に対し報奨金を交付</li> <li>③ 漁船保険推進対策事業 漁協協力報奨事業、漁船保険事務研修事業、漁船保険事務説明会に係る事業費の一部を助成</li> </ol>	<b>【平成 23 年度】</b> ①公益社団法人日本水難救済会に対し、1,000 千円助成  ② 無事故漁船 6,019 隻に、報奨金 24,128 千円交付  ③漁船保険組合に 44,708 千円を交付	—	69,836
	漁船損害等補償法第 137 条の 2、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 46 号）附則第 5 項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 55 号）附則第 3 項	—		振興勘定

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

漁船保険等の保険・再保険関係



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	21,958,940	20,217,640	19,422,249	18,899,112	54,945,327	
内 訳	事業収入額	21,958,940	20,212,501	19,422,249	18,883,878	50,832,447
	国等からの補助金等収入額	-	5,139	-	15,233	4,112,880
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額は、期首の戻入額を除いている。

注2：事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

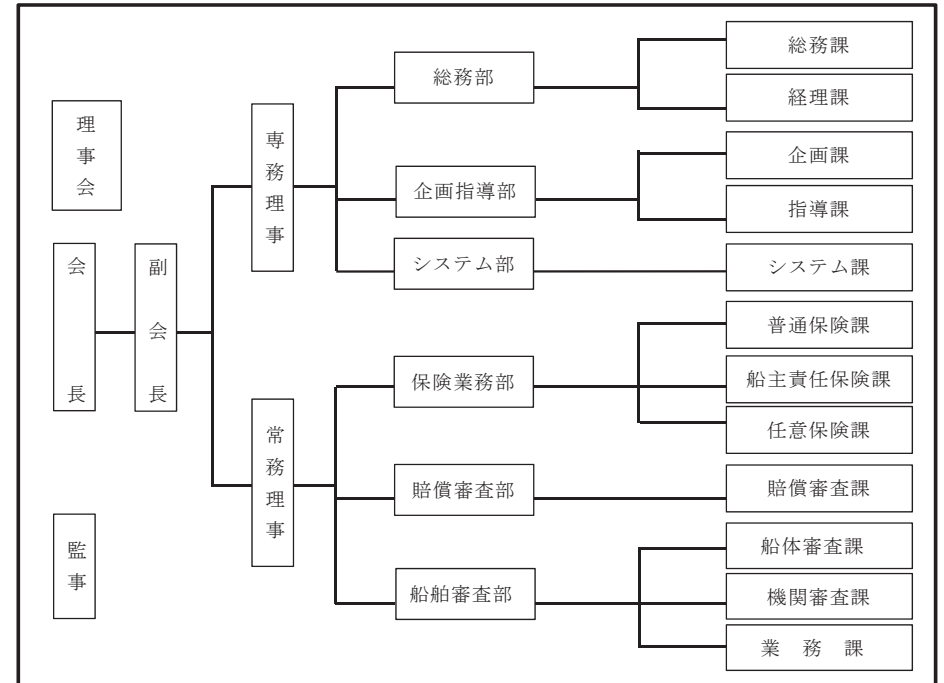
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	漁船保険中央会交付金	-	-	5,080,136
	漁船損害等補償法に基づき行われる普通損害保険等について、加入に必要な保険料の一部を国庫負担し、加入者負担を軽減することにより、加入の増大を図り、もって漁船保険事業の健全かつ円滑な運営に資する。	国が行う保険料の一部負担について、この保険料国庫負担分と漁船保険中央会が国に支払う再々保険料相当額との差額を交付。		農林水産省
補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等事業費補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	第三者分配	4,112,880
	東日本大震災による被災漁業者への確実な支援の実施。	東日本大震災による損害が発生したことに伴い、漁船保険組合が支払う保険金の自己責任部分支払額が保有準備金等を超過した場合において、その超過分についての財源支援等を行う。		農林水産省

注：漁船保険中央会交付金は、漁船損害等補償法第140条の規定による国からの保険料の国庫負担分と漁船保険中央会が国に支払う再々保険料相当額との差額であるという性格から、上記「(2) 収入の状況」の「国等からの補助金等収入額」欄に計上していない。

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
漁船保険組合	漁船損害等補償法第131条	45組合

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長理事	非常勤	1人	-	3年	1人	2期	1人	0人	-
副会長理事	非常勤	3人	-	3年	2人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-

	常勤		68歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
専務理事	常勤	1人	68歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
常務理事	常勤	1人	65歳(注1)	3年	1人	2期	1人	0人	-
理事	非常勤	11人	-	3年	11人	1期	6人	1人	水産庁 次長
						2期	3人		
						3期	2人		
代表監事	非常勤	1人	-	3年	1人	1期	1人	0人	-
監事	非常勤	2人	75歳(注2)	3年	2人	1期	2人	0人	-

注1：各在任年齢（定年）は、会員たる組合の理事以外から選出された「常勤理事」のもの。

注2：各在任年齢（定年）は、会員たる組合の理事以外から選出された「非常勤役員」のもの（該当1人）。

なお、注1及び注2以外の会員たる組合の理事から選出された「役員（理事と監事）」の在任年齢は、役員候補推せん会員が定める規程に準ずる年齢までである。

#### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	45,233	-	-	45,233
非常勤	17,945	-	-	17,945
合計	63,178	-	-	63,178

#### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	47人
非常勤	定数	-	
	現員	0人	

#### 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（総勘定）

（単位：円）

資産合計	56,246,023,112	負債計	16,836,207,096
		純財産計	39,409,816,016
		負債・純財産合計	56,246,023,112

#### 10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

### 損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

（単位：円）

勘定科目	勘定区分
------	------

	合 計	再保険事業勘定	一般勘定	振興勘定	海外勘定
保険・救済勘定					
(収益)					
収益計	79,047,637,643	78,774,339,483	-	-	273,298,160
(費用)					
費用計	71,535,838,245	71,337,342,153	-	-	198,496,092
利益（-損失）	7,511,799,398	7,436,997,330	-	-	74,802,068
業務勘定					
(収益)					
収益計	5,245,616,427	5,033,917,920	56,821,809	72,861,981	82,014,717
(費用)					
費用計	5,650,527,891	5,429,915,750	48,360,608	69,835,695	102,415,838
利益（-損失）	-404,911,464	-395,997,830	8,461,201	3,026,286	-20,401,121
総利益（-総損失）	7,106,887,934	7,040,999,500	8,461,201	3,026,286	54,400,947

注：当年度は、東日本大震災による支払保険金・支払備金の戻入額の増額の影響を受け、通常年度に比べ収益・費用共に400億円程度多くなっている。

#### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
個別法による原価法に基づく。
2. 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、固定資産は定額法による直接償却。  
原価償却累計額は、器具・備品 166,954,284円（再保険事業勘定及び海外勘定合計）、ソフトウェア 226,756,830円（再保険事業勘定）である。
3. 引当金の計上基準  
役職員の退職給与の支払に充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

#### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの  
該当なし
- (2) 出資を行っているもの  
該当なし



## 全国漁業共済組合連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 6F		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.gyosai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.gyosai.or.jp/houoku/index.html	
設立根拠法	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官		
設立年月日	昭和39年10月19日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年12月	水産業協同組合法改正に伴い全国水産業協同組合共済会が設立。	
	昭和32年10月	全国水産業協同組合共済会が漁業共済事業の試験実施を開始。	
	昭和39年10月	漁業災害補償法の制定に伴い全国漁業共済組合連合会が設立され、漁業共済制度が本格実施。	
	昭和42年7月	漁災法第1次改正（国の保険事業創設等）	
	昭和49年5月	漁災法第2次改正（義務加入制の導入、赤潮特約制度の創設、のり特定養殖共済の試験実施等）	
	昭和57年5月	漁災法第3次改正（義務加入対象範囲の拡大、漁獲共済の長期共済の創設等）	
	昭和63年5月	漁災法第4次改正（漁協一括契約方式の導入、のり特定養殖共済の本格実施等）	
	平成7年3月	漁災法第5次改正（漁獲共済の漁業者集団契約方式の導入、養殖共済の長期共済の創設等）	
	平成14年4月 平成14年6月	民間法人化 漁災法第6次改正（漁船漁業のトン数別加入区分の統合、契約用件の緩和、養殖共済の特定病害不てん補方式の導入、漁業施設共済の創設等）	
平成21年5月	漁災法第7次改正（養殖共済の全病害不てん補方式の導入、養殖共済の対象養殖業の追加等）		
事業の目的	会員たる漁業共済組合の組合員を構成する中小漁業者のため		

	に、漁業災害補償法の規定に基づき、漁業再共済事業及び地域再共済事業を行うこと。
主な事務・事業の内容	漁業共済組合が行う漁業共済事業に関する漁業再共済事業、地域再共済事業及び資源管理・漁業所得補償対策のうち漁業収入安定対策事業。

### 2. 事務・事業の概要等

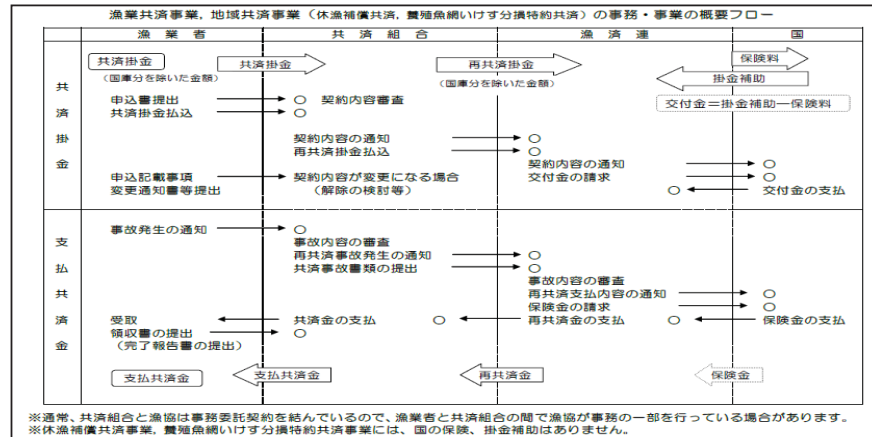
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
漁業再共済事業	<b>【漁獲共済】</b> 漁船漁業を主な対象とし、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補填する。 <b>【養殖共済】</b> 魚類養殖業を主な対象とし、養殖水産動物の死亡、流出等による損害を補償する。 <b>【特定養殖共済】</b> 貝類、藻類養殖業を主な対象とし、特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。 <b>【漁業施設共済】</b> 供用中の養殖施設又は漁具（定置網、まき網）の損壊等による損害を補償する。 ・漁業災害補償法第138条 ・全国漁業共済組合連合会共済規程	（平成23年度） <b>【漁獲】</b> 引受件数：14,071  <b>【養殖】</b> 引受件数：5,554  <b>【特定養殖】</b> 引受件数：5,314  <b>【漁業施設】</b> 引受件数：22,219	-	40,719,973 【漁獲】 17,660,157 【養殖】 6,754,433 【特定養殖】 11,096,140 【漁業施設】 5,209,242
	（平成23年度） <b>【休漁補償】</b> 引受件数：1,015  <b>【養殖魚網いけす】</b> 引受件数：8	-	-	738,818 【休漁補償】 738,452 【養殖魚網いけす】 366
地域再共済事業	<b>【休漁補償共済】</b> 漁業共済組合が独自に実施する休漁補償共済の再共済事業。 <b>【養殖魚網いけす分損特約共済】</b> 漁業共済組合が独自に実施する養殖魚網いけす分	（平成23年度） <b>【休漁補償】</b> 引受件数：1,015  <b>【養殖魚網いけす】</b> 引受件数：8	-	738,818 【休漁補償】 738,452 【養殖魚網いけす】 366

	損特約共済の再共済事業。 ・漁業災害補償法第196条の18 ・全国漁業共済組合連合会地域共済規程			
--	--	--	--	--

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

○漁業再共済事業、地域再共済事業



注1：事業収入額等を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：「事業収入額」は、期首の戻入額を除いている。また、団体損失補填金（平成19年度）及び経営安定対策受入手数料（平成23年度）を差し引いていない。

注3：「事業収入額」には、平成20年度から平成23年度まで国から交付された「漁業経営安定対策事業」の契約者積立金及び当該事業に関する利息収入（契約者積立金のほか、国庫補助積立金に伴うもの。）を含む（「1,428百万円（平成20年度）」、「4,127百万円（平成21年度）」、「4,726百万円（平成22年度）」、「10,775百万円（平成23年度）」）。

注4：平成19年度、20年度に実施した「漁業共済基盤強化事業」及び平成21年度から23年度に実施した「環境変化特別対策事業」に関する補助金については、加入漁業者に対する掛金補助については、加入漁業者に交付せず、最終的に当該法人がこの未収金を国から交付金として受入れしているものであるため、「国等からの補助金等収入額」には事務費補助の補助金額のみ計上している。

注5：「国等からの補助金等収入額」には、平成20年度から平成23年度まで国から交付された「漁業経営安定対策事業」の基金造成資金を含む。なお、当該法人は、事務費補助の補助金額を除いた額（「3,002百万円（平成20年度）」、「5,002百万円（平成21年度）」、「2,968百万円（平成22年度）」、「39,268百万円（平成23年度）」）を預り金として別途管理しており、財務諸表上、事業収入としていない。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	交付金	34,662（※）
	漁獲、養殖、特定養殖、施設共済に係る未収保険金分の借入金の利子補給。	平成22～23年度における漁業共済事業の収支等を予測し、全国漁業共済組合連合会に対し、保険金の未受額額に相当する農林漁業信用基金からの借入金に係る利子相当額を交付する。		農林水産省
補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業費補助金	漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	第三者分配	70,614
	東日本大震災による被災漁業者への確実な支援の実施。	東日本大震災による損害が発生したことに伴い、漁業共済組合が支払う共済金の自己責任部分支払額が保有準備金等を超過した場合において、その超過分についての財源支援等を行う。受入補助金の全額を支援金として被災組合に支払っている。		農林水産省
補助金	漁業収入安定対策事業等補	漁業収入安定対策事業	基金造	

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700	1,328,700
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	16,405,273	22,259,336	27,238,240	29,977,950	83,027,706	
内訳	事業収入額	15,452,484	18,141,243	21,150,854	25,902,591	42,144,196
	国等からの補助金等収入額	260,460	3,356,546	5,262,276	3,177,017	40,208,305
	国等との契約に基づく総収入額	22,421	21,452	12,832	85,123	0
	管理収入額	669,908	740,095	812,277	813,220	675,205

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

	助金(収入安定対策)		成及び事務費補助	(39,268,482) 699,134	
	計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済や漁業共済の経営安定機能に上乗せする形での収入安定対策を活用した支援等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。	漁業者と国による拠出金(漁業者1:国3)を積立て、生産金額が一定基準を下回った場合に、当該積立金から補てんを行う。			農林水産省
補助金	漁業収入安定対策事業等補助金(経営安定対策)	漁業経営安定対策事業		75,053	
	水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備する。	水産物の安定供給を担うべく積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能を補完する形で、漁業者の拠出を基本として、国費も併せた積立を行い、生産金額が一定基準を下回った場合に当該積立金の取り崩しにより補填を行う。	事務費補助		農林水産省
補助金	漁業共済事業実施費等補助金	漁業共済利用持続的経営確立対策事業		39,083	
	漁業災害補償法に基づいて漁業共済団体が行う漁業共済事業の円滑な運営を図ること。	・持続的な漁業経営の確立に係る制度運営との調査企画及び調整指導 ・普及推進協議会等活動	事務費補助		農林水産省
補助金	水産関係民間団体事業補助金	漁業共済経営環境変化特別対策事業		16,447	
	漁業共済制度の安定的な事業運営を確保し、併せて収支の健全化を図るため、大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式への誘導及び大災害により被災した漁業者の加入促進を図ること。	大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式を選択した漁業者、及び大災害により被災した漁業者に対し共済掛金の上乗せ助成を実施する。	事務費補助		農林水産省

交付金	漁業共済組合連合会交付金	—		4,657,724
	漁業災害補償法に基づき運営される漁業再共済事業について、加入に必要な共済掛金の一部を国庫補助し、加入者負担を軽減することにより、加入の増大を図り、もって漁業再共済事業の健全かつ円滑な運営に資する。	加入漁業者に対する共済掛金の国庫補助を実行するために、国における事務量合理化の見地から、これと全国漁業共済組合連合会が国に支払う保険料相当額を相殺する。	—	農林水産省

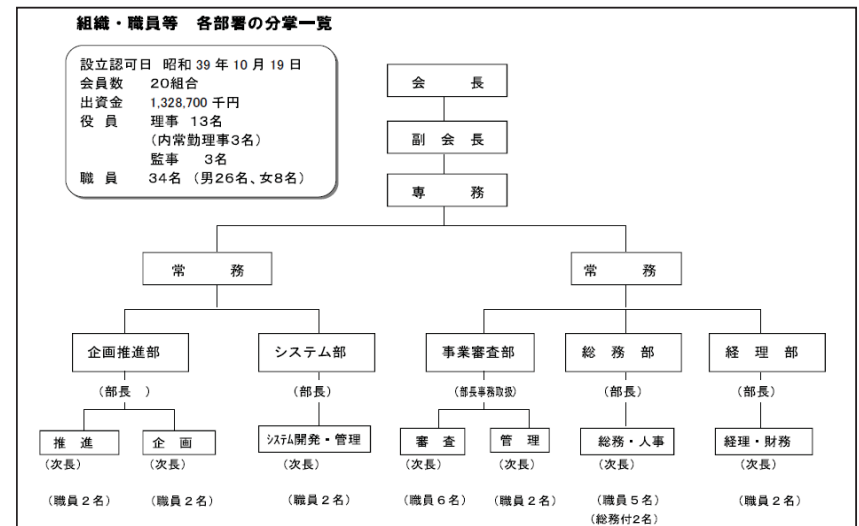
注：漁業共済組合連合会交付金は、漁業災害補償法第196条の規定による国からの共済掛金の国庫負担分と全国漁業共済組合連合会が国に支払う保険料相当額との差額であるという性格から、上記「(2)収入の状況」の「国等からの補助金等収入額」欄には計上していない。

※ 当該事業の平成23年度不足額4,829千円が、平成24年度補助金として交付されている。

(国等からの委託費の状況(平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
漁業共済組合	漁業共済組合であること。	20

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	※	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	3人以内	※	3年	2人	2期	2人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
常務理事	常勤	2人以内	65歳	3年	2人	1期	2人	1人	水産庁増殖推進部付 (元水産庁漁業保険課長)
理事	非常勤	13人	※	3年	7人	1期	7人	0人	—
監事	非常勤	3人	※	3年	3人	1期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—

※「役員在任年齢規程」第2条の規程により、常勤役員は65歳まで、非常勤役員は出身会員の定める規程に準ずる年齢までとされている。

注：理事の定数は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の定数を含むものである。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	42,600	—	—	42,600
非常勤	12,035	—	—	12,035
合計	54,635	—	—	54,635

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	34人(※)
非常勤	定数	—	
	現員	—	

※囑託含む。

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	68,051,964,238	流動負債	62,262,131,872
固定資産	1,539,529,559	固定負債	1,811,382,189
		資本（純財産）計	5,517,979,736
合計	69,591,493,797	負債及び資本（純財産）合計	69,591,493,797

10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日

（単位：円）

科目	区分	総 合	事 業 別					
			漁獲	養殖	特定	施設	管理	地域（注）
事業収益計		42,777,027,361	18,039,667,514	7,099,104,346	11,679,266,714	5,406,644,340	—	552,344,447
事業費用計		41,458,791,490	17,660,157,080	6,754,433,024	11,096,140,580	5,209,242,352	—	738,818,454
差引事業部門損益		1,318,235,871	379,510,434	344,671,322	583,126,134	197,401,988	—	△186,474,007
管理収益計		1,981,433,382	—	—	—	—	1,968,157,173	13,276,209
管理費用計		1,840,984,204	—	—	—	—	1,818,213,942	22,770,262
差引管理部門損益		140,449,178	—	—	—	—	149,943,231	△9,494,053
当期剰余金		1,458,685,049	379,510,434	344,671,322	583,126,134	197,401,988	149,943,231	△195,968,060

注：休業補償、分損特約及び管理の3区分の計を記載

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(5) 事 業 者 団 体



# 全国農業会議所

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nca.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nca.or.jp/document/index.html	
設立根拠法	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	農林水産省経営局農地政策課		
設立年月日	昭和29年11月11日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年月	事項	
	昭和29年11月 平成14年4月	全国農業会議所設立認可 特別の法律により設立される民間法人化	
事業の目的	会員の意見を総合し、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること（全国農業会議所定款第1条）。		
主な事務・事業の内容	<p>（農業委員会等に関する法律第59条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。</li> <li>2 農業及び農民に関する情報提供を行うこと。</li> <li>3 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>4 都道府県農業会議の行う第40条第2項の業務につき指導及び連絡を行うこと。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するため必要な業務</li> </ol>		

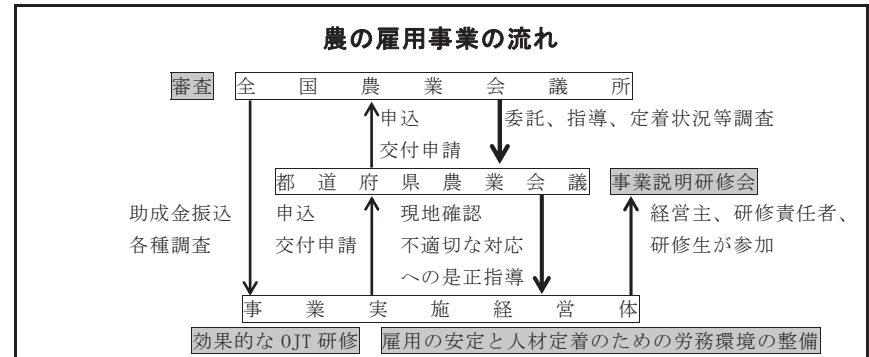
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

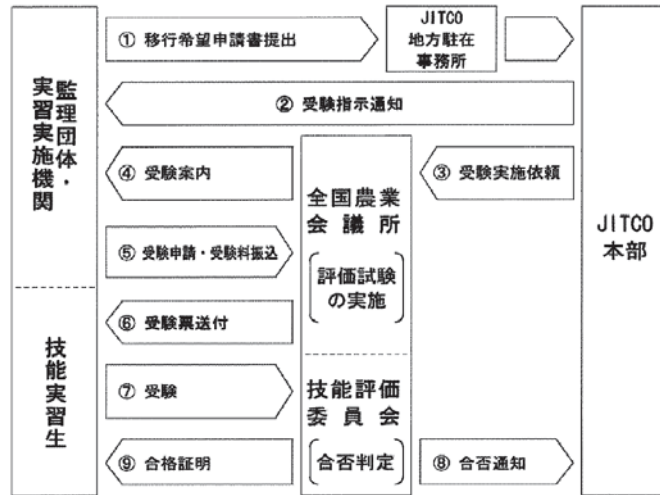
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
農の雇用事業	若者等の就農を促進し、将来の農業の担い手を確保・育成するため、農業法人等の経営体が農業経験の少ない者を雇用して、技	（平成23年度） ・研修生2,067人 ・経営体数1,517	-	8,783,545

	術や経営ノウハウを身につけさせるために行う実践的な研修に要する費用の一部を助成する。			
	農業委員会等に関する法律第59条	-		農の雇用事業会計
外国人農業技能評価試験、農業技術検定等	会員の意見を総合し、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、種々の事業を実施する。	（平成23年度） ・外国人農業技能評価試験 実施回数1,014回、 受験者数6,133人 ・農業技術検定 実施回数2回、 受験者数19,950人等	有	488,398
	農業委員会等に関する法律第59条、定款第1条	-		一般会計

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

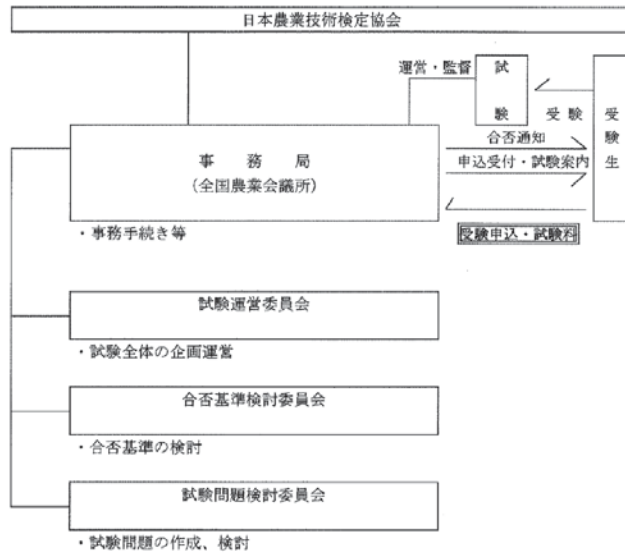


＜外国人農業技能評価試験の流れ＞



※JITCO:公益財団法人国際研修協力機構

＜日本農業技術検定試験の流れ＞



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位: 千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,498,859	12,985,057	17,051,095	5,118,377	6,914,186	
内訳	事業収入額	2,180,276	2,163,993	2,233,966	2,082,115	1,930,689
	国等からの補助金等収入額	318,583	10,821,064	14,817,128	3,036,261	4,983,498
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1: 決算書による。

注2: 事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注3: 総収入額には、基金造成のための補助金及び運用収入を含む。

国等からの補助金には、基金造成のための補助金を含む。

注4: 平成22年度には、「農業経営支援緊急対策保証料助成金交付事業」の終了に伴い、「165,544千円」を国庫返納。

注5: 平成22年度に、「雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業」における基金残高の見直しにより、「200,000千円」を国庫返納。

注6: 平成22年度に、「農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業」における基金残高の見直しにより、「300,000千円」を国庫返納。

注7: 平成23年度に、「農の雇用事業」における基金残高のうち、「1,714,593千円」を国庫返納。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	農地制度実施円滑化対策事業費補助金	①情報収集・分析事業、 ②情報提供・指導事業	その他	14,023
	農業及び農業者に関する調査、農地制度等に関する研修、農業委員会の事務実施の適正化に向けた支援を行い、農地	①農業及び農民に関する調査及び研究 ・田畑買収価格や農業労働事情等、農業構造に関する全国的な基礎調査を行い、調査結果を公		農林水産省

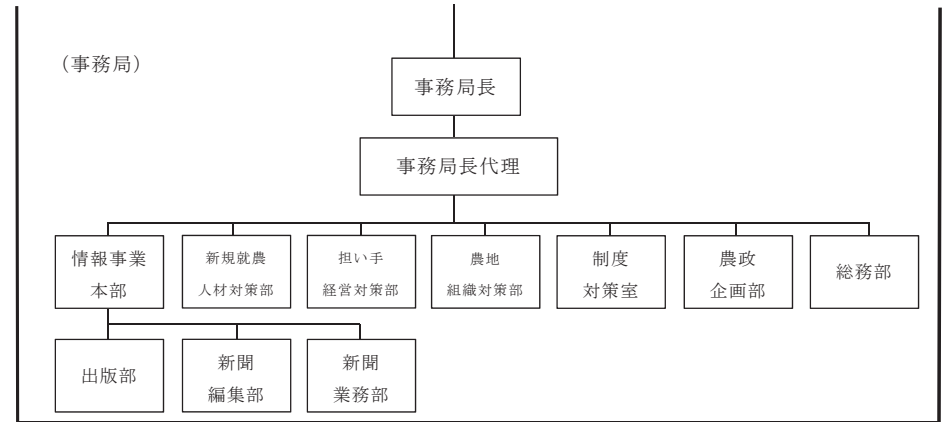
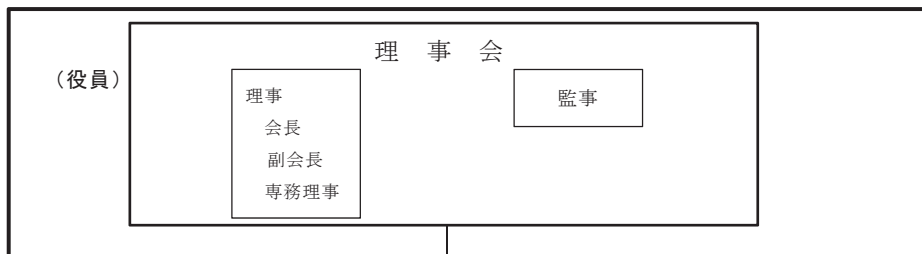


	を適切に利用する者を確保し、農地の有効利用を図る。	表。 ②都道府県農業会議所が行う農業委員会等に関する法律第40条第2項の業務に関する指導 ・担当者向けの研修会開催、文書の発出、電話による指導・連絡を実施。		
補助金	農の雇用促進対策資金	農の雇用事業	その他	4,807,570
	若者等の就農を促進し、将来の農業の担い手を確保・育成する。	農業法人等の経営体が農業経験の少ない者を雇用して、技術や経営ノウハウを身につけさせるために行う実践的な研修を実施。		農林水産省
補助金	食料安全保障確立対策事業費補助金	外国人技能実習受入れ適正化支援事業	その他	59,305
	外国人技能実習生の受入れ体制づくりや適正な技能実習計画の策定に対する支援、事業分野の実態を踏まえた技能実習生及び農家等に対する適切な助言等の措置を講ずることにより、外国人技能実習制度の運営の適正化を図る。	外国人技能実習生の受入れ体制づくりや適正な技能実習計画の策定に対する支援、事業分野の実態を踏まえた技能実習生及び農家等に対する適切な助言等の措置。		農林水産省

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)
		委託府省名
農業雇用改善推進事業	新規就業者の増加と農業での定着を図るため、農業法人等に対して雇用や労務管理に関する相談、助言、指導などを行い、雇用環境を整備していくもの。	94,100
		厚生労働省
独立行政法人 農業者年金基金運営費交付金業務経費	農業者年金のPRと加入促進。	8,500
		独立行政法人 農業者年金基金

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	都道府県農業会議(農業委員会等に関する法律第60条第1項第1号)	47 法人
2号会員	全国農業協同組合中央会、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会(同法第60条第1項第2号)	6 法人
3号会員	農業の改良発達を図ることを目的とする団体(同法第60条第1項第3号)	12 団体
4号会員	農業に関し学識経験を有する者等(同法第60条第1項第4号)	8 人

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(※)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	74歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	2人	86歳 64歳	3年	2人	2期	1人	0人	—
						1期	1人		
専務理事	常勤	1人	61歳	3年	1人	3期	1人	0人	—
理事	非常勤	10人	52~85歳	3年	10人	3期	1人	3人	・自治省消防庁次長 ・内閣総理大臣補佐官郵政民営化準備室長
						2期	5人		

						1期	4人		・フランス国 駐衛特命全権 大使
監事	非常勤	2人	66歳	3年	2人	1期	2人	0人	-

※役員在任年齢規程：常勤役員は原則満70歳まで、非常勤役員は原則役員選出委員が定める規程に準ずる年齢又は満80歳まで

### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額（※）
常勤	10,440	-	5,937	16,377
非常勤	6,400	-	-	6,200
合計	16,840	-	5,937	22,577

※非常勤役員1名が報酬を辞退

### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	62人
非常勤	定数	-	
	現員	4人	

### 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日時点

（単位：円）

借方		貸方	
流動資産	140,341,649	流動負債	119,257,511
固定資産	153,344	剰余金	21,237,482
合計	140,494,993	合計	140,494,993

注：一般勘定のみ。新聞会計ほか7会計は省略。

### 10. 収入支出決算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

会計	一般	新聞	出版	退職 給与 積立 金	業務 調整 積立 金	省エネ ぎー・ 低コス ト経営	農の雇 用事業	雇用創 出経営 支援緊 急対策 利子助 成金交 付事業	農業経 営維持 安定支 援緊急 対策利 子助成 金交付 事業

項目						付事業			
収入	509,636	1,085,949	414,235	36,565	2,279	854,166	8,783,545	1,017,014	75,338
支出	488,398	1,084,358	411,394	36,565	2,279	854,166	8,783,545	1,017,014	75,338
次年度 繰越金	21,237	1,591	2,841	0	0	0	0	0	0

注：収入・支出を四捨五入している関係から、次年度繰越金と必ずしも一致しない。

### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有価証券の評価基準および評価方法について
  - 売買目的有価証券は、時価法。
  - 満期保有目的有価証券は、取得原価。ただし、債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合は、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法。
  - その他の有価証券は、取得原価。

なお、現在保有する有価証券は、その他の有価証券(会員権)を除いて、すべて満期保有目的有価証券である。
- 棚卸資産の評価基準および評価方法について
 

販売用図書は、売価還元法による原価法。  
貯蔵品等は、先入先出法による原価法。
- 固定資産の減価償却方法について
 

有形固定資産は、定率法。ただし、建物、構築物は定額法。  
無形固定資産は、定額法。

なお、減価償却累計額は次のとおり。

有形固定資産	45,624,353 円
無形固定資産	103,181,158 円
計	148,805,511 円
- 引当金の計上基準について
  - 貸倒引当金
 

債権の貸倒による損失に備えるため、法人税法の基準に基づく貸倒見込額のほか、債券回収の難易等を検討して、貸倒見積高を計上する。
- 消費税の会計処理について
 

消費税の会計処理は税込方式による。

### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

# 全国農業協同組合中央会

## 1. 法人概況

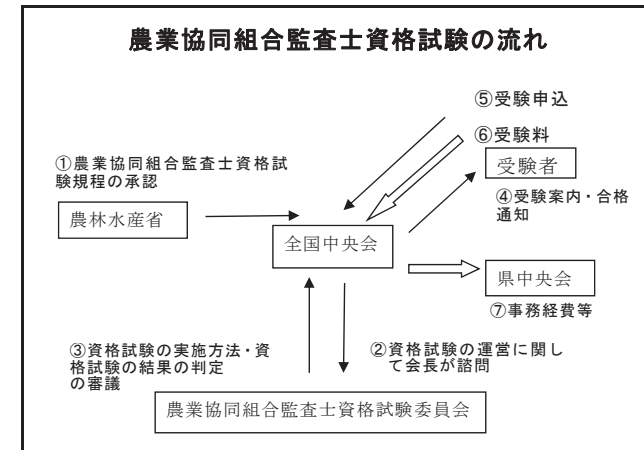
所在地	東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.zenchu-ja.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.zenchu-ja.or.jp/about/organization	
設立根拠法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	農林水産省（経営局協同組織課）		
設立年月日	昭和29年11月29日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和22年11月	農業協同組合法 公布	
	12月	農業協同組合法 施行	
	昭和23年11月	全国指導農業協同組合連合会 設立	
	昭和29年6月	中央会制度の新設（農業協同組合法の改正）	
	11月	全国農業協同組合中央会 設立（現在に至る）	
昭和30年3月	全国指導農業協同組合連合会 解散		
事業の目的	組合（※）の健全な発達を図ること（農業協同組合法第73条の15）。 ※組合とは、同法第5条により、農業協同組合及び農業協同組合連合会のことを指す。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合の組織、事業及び経営の指導</li> <li>2. 組合の監査</li> <li>3. 組合に関する教育及び情報の提供</li> <li>4. 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停</li> <li>5. 組合に関する調査及び研究</li> <li>6. 上記1から5の事業のほか、全国農業協同組合中央会の目的を達成するために必要な事業</li> <li>7. 組合に関する事項について、行政庁への建議</li> </ol>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
農業協同組合監査士資格試験	農業協同組合法第73条の38により、「中央会は組合の監査に当たるために農業協同組合監査士を置かなければならない。」とあり、農業協同組合法施行規則第222条では「農業協同組合監査士の資格は、全国中央会が行う資格試験に合格すること。」と規定していることから、資格試験の事務を執り行う。試験は毎年9月に全国5会場で実施している。	平成23年度の実施状況 実施日：平成23年9月1日～2日 申込者：528人 受験者：513人 合格者：130人 合格率：25.3%	有	16,356
	農業協同組合法施行規則第222条	-		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,456,968	5,064,234	5,321,287	5,594,467	5,437,922	
内 訳	事業収入額	4,220,197	4,231,246	4,669,219	5,234,384	5,304,402
	国等からの補助金等収入額	1,236,771	832,988	652,068	360,083	133,520
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注：事業収入額は、賦課金（全国農業協同組合中央会事業交付金を除く。）と受託事業収益（独立行政法人農業者年金からの委託費を除く。）と雑収益の合計である。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	農業経営安定事業費補助金	水田・畑作経営所得安定対策推進事業	第三者分配	113,161
	水田・畑作経営所得安定対策加入者の申請手続き等の円滑化・効率化を図るため、申請手続き等のサポートや説明会の開催を行う農協等に対し、当該業務に係る経費を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国段階における申請手続き等に関する説明会の開催や、地域段階における対策加入者への相談・説明会の開催及び申請手続きに関する資料の取得支援、書類の点検・確認・整理、申請書類等の提出、積立金の納付、交付金の受領等を行う。</li> <li>補助金については、農業協同組合から報告があった支援対象者数と配分基準に基づき基礎配分単価を設定する。基礎配分単価に支援対象者数を乗じて算出した基礎</li> </ul>		

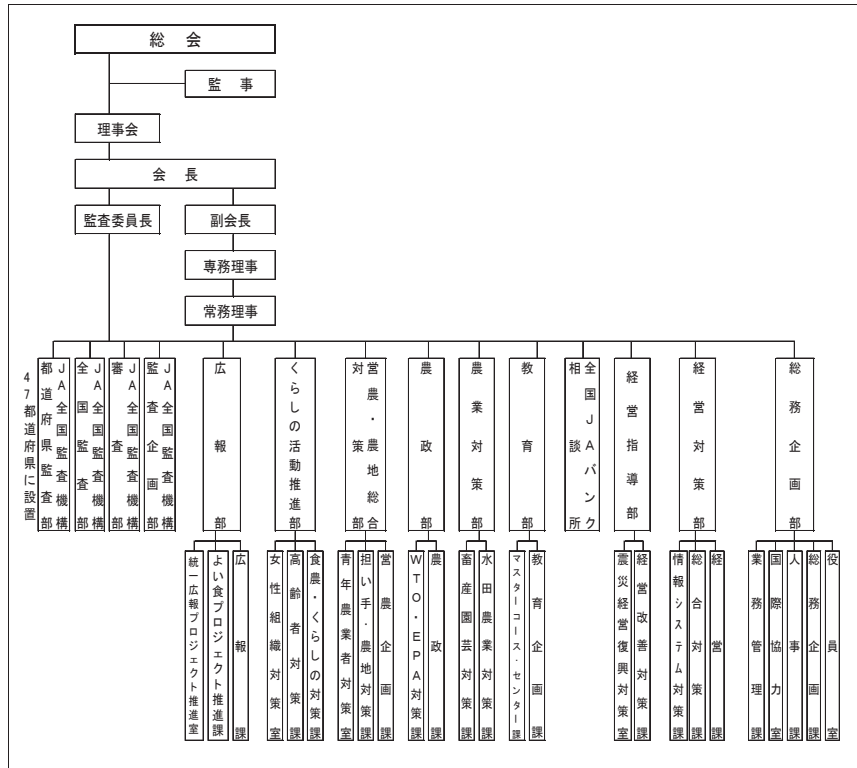
補助金		配分額を前年度の活用実績等を勘案し調整した上で農業協同組合に配分額を通知する。 事業実施期間終了後、農業協同組合が提出する事業実績報告に基づき、補助金を支払う。		
	食糧安全保障確立対策事業費補助金	アジア・アフリカ農村開発機構分担金	負担金	14,000
	アジア・アフリカ農村開発機構の運営に必要な分担金を拠出する。	アジア・アフリカ農村復興機構(AARDO、現在のアジア・アフリカ農村開発機構(AARRO))は、昭和29年に設立され、アジア・アフリカ地域の各国政府が構成員となって農村復興のために設立された。 このことについて、日本国政府の加盟が諸般の事情により困難であることを踏まえ、政府の要請により、当該法人が加盟した。このため、その分担金を補助金として受領し、同機構に支出している。	負担金	農林水産省
補助金	農業経営対策事業費補助金	人権問題啓発推進事業費	事務費補助	2,108
	都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等を対象とする研修会の開催や、啓発資料の作成・配布を通じて、農協及び全国農業協同組合連合会等の人権問題の啓発推進の取組強化に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等を対象とする研修会の開催</li> <li>啓発資料の作成・配布</li> </ul>	事務費補助	農林水産省

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額(千円)
		委託府省名
農業者年金総合指導事業委託事業	① 独立行政法人農業者年金基金が業務委託している都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会が実施する農業者年金への加入推進の特別運動に対する助言・支援 ② 都道府県農業会議及び都道府県農業協同組	4,251
		独立行政法人農業者年金基金

	合中央会が設置する農業者年金総合指導員の活動に対する助言・指導及び情報提供 ③ 各種会議、研修会、現地検討会等における助言・指導 ④ 制度の普及に資する制度啓発資料等の作成・提供等	
--	--	--

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
正会員	①都道府県農業協同組合中央会、②都道府県農業協同組合中央会の正会員（農業協同組合、都道府県農業協同組合連合会）、③農業協同組合・農業協同組合連合会（②を除く）、④農林中央金庫	980

准会員	① 他の法律により設立された協同組織体たる法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、その直接又は間接の構成員が主として農林漁業に従事する者であるもの ② 組合の発達を図ることを目的とし、組合の行う事業と同種の事業を行う公益法人で、その直接又は間接の構成員が組合であり、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会の目的達成に寄与すると認められるもの ③ 他の法律により設立された①及び②以外の法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会に加入することが適当であると総会で認めたもの	10
-----	---	----

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	72歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	2人	72歳	3年	2人	1期	2人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	常勤	若干人	63歳	3年	4人	2期	2人	0人	—
監査委員長	常勤	1人	72歳	3年	1人	1期	1人	0人	—
理事	非常勤	23人	—	3年	17人	2期	4人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	1期	1人	0人	—

注1：理事の定数は、専務理事、常務理事及び監査委員長を含むものである。

注2：現在、監事の在任年齢（定年）は、72歳までとされている。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	125,531	0	0	125,531
非常勤	45,381	0	0	45,381
合計	170,912	0	0	170,912

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職 員	常 勤	定数	—
		現員	198人
	非常勤	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日現在

（単位：千円）

流動資産	3,825,414	流動負債	1,830,483
固定資産	29,403,176	固定負債	1,763,994
資産合計	33,228,590	負債合計	3,594,478
		正味財産	29,634,112
		負債及び正味財産合計	33,228,590

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

経常収益	6,778,893
経常費用	6,615,238
経常外費用	2,769
当期一般正味財産増減額	160,886
期首一般正味財産残高	822,802
期末一般正味財産残高	983,688

注：「一般会計」のみを表示している。

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

注：間接出資分を含め、出資比率・議決権比率が20%以上のもの

# 日本商工会議所

(16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル6階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jccci.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jccci.or.jp/about/information.html	
設立根拠法	商工会議所法（昭和28年法律第143号）		
その他、事務・事業に関する法律	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号） 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成16年法律第143号）		
所管府省（担当課）	経済産業省経済産業政策局経済産業政策課		
設立年月日	大正11年6月29日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事項	
	明治25年9月 明治35年7月 大正11年6月 昭和3年1月 昭和18年6月 昭和25年5月 昭和28年10月 昭和29年6月	商業会議所連合会設立 「商業会議所法」施行 商業会議所連合会を改編し日本商工会議所誕生 「商工会議所法」施行 「商工経済会法」施行 「(社団法人)商工会議所法」施行 現「商工会議所法」施行 現行法により日本商工会議所が特別認可法人に改編 「特殊法人等整理合理化計画」に関連して特別民間法人に改編	
	平成14年4月		
事業の目的	日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</p> <p>(2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。</p> <p>(3) 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。</p> <p>(4) 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。</p> <p>(5) 国内商事取引に関して商工会議所が行なう事業に関し連絡又はあつせんを行なうこと。</p> <p>(6) 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつせんを行なうこと。</p> <p>(7) 国際商事取引の紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行なうこと。</p> <p>(8) 商工会議所が行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。</p> <p>(9) 商工会議所が行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。</p> <p>(10) 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。</p> <p>(11) 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。</p> <p>(12) 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。</p> <p>(13) 国際親善に関する事業を行なうこと。</p> <p>(14) 商工会議所が設置する施設等に係る債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。</p> <p>(15) 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行なうこと。</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

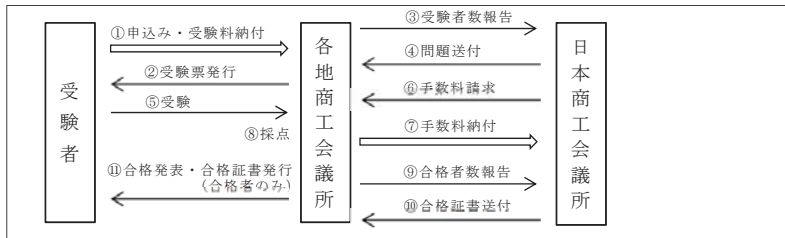
事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
一般事業	<p>○検定事業（全11事業） 簿記検定や販売士検定をはじめ、産業人材育成に資する検定試験を実施。平成23年度受験者数：853,620人（11事業合計）</p> <p>○頒布事業（全5事業） 商工手帳や議員・職員等記章等を各地商工会議所および各地商工会議所会員企業向けに販売。</p> <p>○手数料・使用料（全6事業） 販売士養成・資格更新など、各種資格の更新・認定手続きを実施。また、JANコード登録受付業務を実施。</p> <p>○その他事業（全17事業） 各地商工会議所の役職員を対象とした各種や中小企業向けの各種保険制度を実施しているほか、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務を実施。</p>		有	1,695,302
	商工会議所法 第65条第6号、第8号、第9号及び第14号 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条	—		一般会計
広報事業	<p>○広報 機関誌「会議所ニュース」（平成23年度：31回発行） 月刊誌「石垣」（平成23年度：12回発行）</p>		—	132,654
	商工会議所法 第65条第14号	—		広報特別会計
信用基金	<p>小規模事業者の事業の集団化、共同化等に寄与する施設を商工会議所等が自らまたは商工会議所等の指導及び助言を受ける者が設置・運営する施設整備事業の実施にあたり、必要な設備資金を民間金融機関および高度化融資実施機関から借り入れる場合に、当該借入れに係る債務を保証するもの。（平成23年度）債務保証実績なし</p>		—	67
	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第8条第2項	—		信用基金特別会計
人材対策基金事業	<p>リーマンショック後の厳しい雇用情勢の改善のため、国が定めた「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金）交付要綱」に基づいて当所に人材対策基金を造成し、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等を支援し、中小・小規模企業の雇用環境の整備を促進。</p>		—	12,200,570
	中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）交付要綱	—		人材対策基金特別会計
補助事業等	<p>&lt;補助事業&gt; ○小規模事業対策推進事業費補助金 &lt;委託事業&gt; ①ジョブ・カード制度推進事業 ②EPAに基づく原産地証明情報の電子的提供事業 ③国内排出削減量認証制度基盤整備事業</p>		—	2,328,089



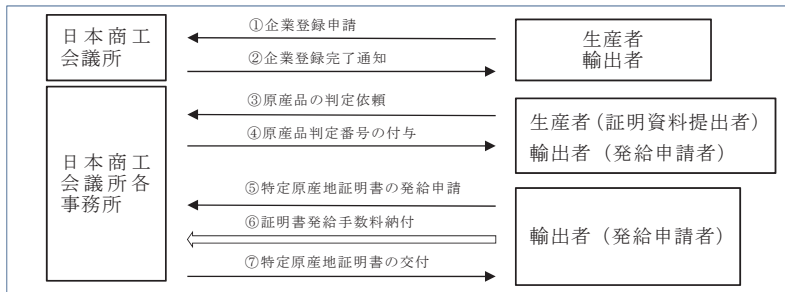
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第4条第2項（補助事業） ○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 第8条	一般会計
---	------

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 検定事業（簿記検定）



② 特定原産地証明書の発給事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況【該当なし】

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,499,021	10,595,293	6,847,373	8,414,865	17,305,207	
内訳	事業収入額	1,923,157	1,851,715	2,218,758	2,345,647	2,269,141
	国等からの補助金等収入額	2,706,177	7,874,297	3,771,760	5,230,179	12,668,433
	国等との契約に基づく総収入額	23,789	24,112	24,164	23,778	23,942
	会費収入等額	845,897	845,170	832,691	815,261	2,343,691

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入等額」欄には会費収入、雑収入を計上。また、平成23年度は東日本大震災義援金（約15.6億円）も計上。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

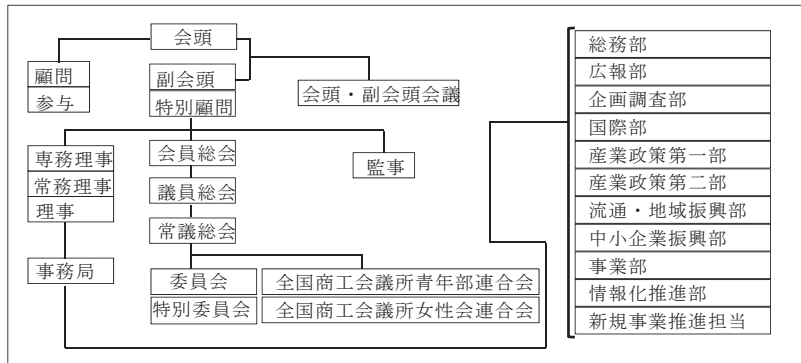
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円) 交付府省名
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		
補助金	小規模事業者対策推進事業費補助金	小規模事業者対策推進事業	事務費補助 第三者分配	563,298 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
	本事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。	・商工会議所指導事業 ・小規模事業者新事業全国展開支援事業 ・指導事業及び特別調整事業		
補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	被災地商工会議所会館復旧補助金	第三者分配	37,046 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会議所等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進する。	東日本大震災により、甚大な被害を受けた商工会議所の自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設等の復旧に係る費用の一部を補助する。		
補助金	中小企業経営支援等対策補助金	人材対策（基金事業）	第三者分配 事務費補助	10,347,667 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
	○人材対策基金事業 「人材」の確保に資する事業の実施及び中小企業の従業員等を対象とした実践型研修のための「人材対策基金」を造成。 ○被災中小企業復興リース補助事業 東日本大震災による中小企業の二重債務負担を軽減するため、新たに導入した設備のリース料の一部を補助することにより、被災企業の事業再開の支援、被災地の雇用維持を促進。	○人材対策基金事業 日本商工会議所に人材対策基金を造成し、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等を支援。 ○被災中小企業復興リース補助事業 東日本大震災で滅失した設備等のリース債務を抱えた中小企業の二重債務負担を軽減するため、人材対策基金を積み増し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助。		



(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額(千円)	
		委託府省名	
ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業	全国 117 カ所(23 年度)の商工会議所に地域ジョブ・カードセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業を開拓するとともに、訓練実施のための計画の作成支援等を実施。	1,541,520	
			厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室
EPAに基づく原産地証明情報の電子的提供事業	輸出相手国での通関の迅速化により貿易円滑化を図るため、外国税関が指定発給機関(日商)のシステムに直接アクセスできる環境を整備。	142,677	
			経済産業省貿易経済協力局原産地証明室
国内排出量削減量認証・取引制度基盤整備事業費	中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、各商工会議所とともに制度の対象となる中小企業に対して、排出削減事業計画書の作成等を支援。	36,221	
			経済産業省産業技術環境局環境経済室

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員	商工会議所(商工会議所法第 66 条) (日本商工会議所定款第 10 条)	514
特別会員	(1) 商工会議所連合会 (2) 商工業に関する全国的組織の団体 (3) 公共企業体又は全国の商工業に密接な関係を有する法人であって、共の利益を図ることを主たる目的とするもの。 (4) 国外における日本人商工会議所又は日本人商業会議所 (5) 国内における外国人商工会議所又は外国人商業会議所 (日本商工会議所定款第 11 条)	36

6. 役員員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会頭	非常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会頭	非常勤	5人	—	3年	5人	2期	2人	0人	—
						1期	3人	0人	—
常議員	非常勤	51人	—	3年	51人	6期	1人	0人	—
						4期	2人	0人	—
						3期	4人	0人	—
						2期	15人	0人	—
						1期	29人	0人	—
専務理事	常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	1人	中小企業庁長官
常務理事	常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	1人	内閣府大臣官房審議官
理事	常勤	4人以内	—	3年	3人	4期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	3期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	59,641
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	59,641

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—	非常勤	定数	—
		現員	105人		現員	2人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

平成 24 年 3 月 31 日 現在 (単位: 千円)

	一般・広報	信用基金	人材対策基金	合計
【借方】(資産の部)				
流動資産	1,390,705	1,894	711,792	2,104,391
現金及び預金	583,718	1,894	711,561	1,297,173
未収金	772,097	0	231	772,328
前払金	30,968	0	0	30,968
立替金	3,922	0	0	3,922
固定資産	1,153,432	55,333	10,183,023	11,391,788
(有形固定資産)	95,741	0	0	95,741
什器備品	6,678	0	0	6,678

土地	89,062	0	0	89,062
(その他の固定資産)	1,057,691	55,333	10,183,023	11,296,048
借地権	7,338	0	0	7,338
投資有価証券	17,790	0	0	17,790
敷金	40,046	0	0	40,046
保証金	680	0	0	680
長期貸付金	1,000	0	0	1,000
積立特定資産	597,446	0	0	597,446
退職給与引当特定資産	393,390	0	0	393,390
信用基金預金	0	55,333	0	55,333
人材対策基金資産	0	0	10,183,023	10,183,023
<b>合計</b>	<b>2,544,137</b>	<b>57,227</b>	<b>10,894,815</b>	<b>13,496,180</b>
<b>【貸方】</b> (負債の部)				
流動負債	1,069,436	0	711,792	1,781,228
未払金	914,182	0	711,792	1,625,974
前受金	47,698	0	0	47,698
預り金	11,677	0	0	11,677
仮受金	95,879	0	0	95,879
固定負債	407,558	0	0	407,558
預り敷金	14,168	0	0	14,168
退職給与引当金	393,390	0	0	393,390
負債計	1,476,994	0	711,792	2,188,786
(正味財産の部)				
積立金	597,446	0	0	597,446
商工会議所執念記念関連事業積立金	24,841	0	0	24,841
各種検定受検者等障害見舞準備金	21,843	0	0	21,843
運営資金積立金	550,762	0	0	550,762
基金	0	57,227	10,183,023	10,240,251
信用基金	0	57,227	0	57,227
人材対策基金	0	0	10,183,023	10,183,023
剰余金	469,697	0	0	469,697
固定財産	147,428	0	0	147,428
一般会計収支剰余金	280,459	0	0	280,459
広報特別会計収支剰余金	41,810	0	0	41,810
正味財産計	1,067,143	57,227	10,183,023	11,307,394
<b>合計</b>	<b>2,544,137</b>	<b>57,227</b>	<b>10,894,815</b>	<b>13,496,180</b>

## 10. 収支決算書（平成23年度・概要版）

自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日（単位：千円）

区分	一般	広報	信用基金	人材対策基金	合計
<b>収入総計</b>	<b>6,895,067</b>	<b>301,648</b>	<b>67</b>	<b>12,200,570</b>	<b>19,397,351</b>
会費収入	761,668	0	0	0	761,668
東日本大震災の復旧・復興に係る義援金	1,564,505	0	0	0	1,564,505
事業収入	2,048,037	261,029	0	0	2,309,066
債務保証事業収入	0	0	67	0	67
人材対策基金取崩収入	0	0	0	1,851,435	1,851,435
人材対策基金運用益収入	0	0	0	1,468	1,468
委託費・補助金	2,320,766	0	0	0	2,320,766
交付金	0	0	0	10,347,667	10,347,667
繰入金	10,000	0	0	0	10,000
繰越金	190,090	40,619	0	0	230,709
<b>支出総計</b>	<b>6,614,608</b>	<b>259,838</b>	<b>67</b>	<b>12,200,570</b>	<b>19,075,016</b>
事業費（除委託・補助）	1,695,302	132,654	0	1,852,903	3,680,860
委託・補助事業	2,328,089	0	0	0	2,328,089
基金	0	0	0	10,347,667	10,347,667
東日本大震災復旧・復興支援費	22,080	0	0	0	22,080
東日本大震災の復旧・復興に係る義援金	1,564,505	0	0	0	1,564,505
一般管理費	86,508	24,668	0	0	111,175

人件費	684,642	75,435	0	0	760,077
家賃費	152,663	15,263	0	0	167,926
退職給与	80,818	1,818	0	0	82,636
繰入金	0	10,000	67	0	10,000
<b>収支残高（剰余金処理）</b>	<b>280,459</b>	<b>41,809</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>322,269</b>
<b>繰越金</b>	<b>280,459</b>	<b>41,809</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>322,269</b>

## 11. 重要な会計方針等（平成23年度）

（省略）

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

### (1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

### (2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社全国商店街支援センター
	所在地	東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル4階
	資本金	1,000千円
	事業内容	魅力的な商店街をつくるために地域に支持される魅力的な商店街をつくるには、「商店街」という単位だけではなく、そこにある店舗はもちろん、地域住民、中小企業支援機関や行政、協力会社などが連携し合い、元気で魅力的なまちにするという視点が必要。そのために、全国商店街支援センターがとらえた商店街における3つの不足「人材の不足」、「情報・ノウハウ・知識の不足」、「外部との連携の不足」の課題を解決し、商店街の自発的な活性化を全力でサポートする。
	役員の状況	代表取締役：1名、取締役：5名、監査役：2名
	従業員数	20名
持ち株比率	17%	
法人との関係	日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会の共同出資により設立。	
2	名称	株式会社キャリアック
	所在地	静岡県浜松市西区村楠町4597 浜名湖頭脳公園内
	資本金	50,000千円
	事業内容	㈱キャリアック（商工会議所福利研修センター）の運営・管理
	役員の状況	代表取締役：1名、専務取締役：1名、常務取締役：1名 取締役：7名、監査役：1名
	従業員数	15名
持ち株比率	33.1%	
法人との関係	日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。	
3	名称	株式会社国際研修サービス
	所在地	東京都港区芝大門2-1-16 芝大門MFビル8階
	資本金	10,000千円
	事業内容	外国人研修生および技能実習生に対する総合保険を扱う損害保険代理店業務。
	役員の状況	代表取締役：1名、取締役：3名、監査役：1名
	従業員数	9名
持ち株比率	10%	
法人との関係	日本商工会議所、MSK保険センター株式会社および社内役職員の出資により設立	

## 全国商工会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shokokai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shokokai.or.jp/	
設立根拠法	商工会法（昭和35年法律第89号）		
その他、事務・事業に関する法律	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁経営支援課小規模企業政策室		
設立年月日	昭和37年2月21日	民間法人化年月日	平成14年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和34年3月23日	任意団体として発足	
	昭和37年2月21日	「商工会法(昭和35年法律第89号)」に基づく認可法人として設立	
	平成14年4月1日	民間法人化	
事業の目的	商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与すること。		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 商工会及び都道府県商工会連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと。</p> <p>(2) 商工会及び都道府県商工会連合会の意見を総合してこれを公表し、または国会行政庁等に具申し、若しくは建議すること。</p> <p>(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</p> <p>(5) 関係経済団体との連携又は連絡を行うこと。</p> <p>(6) 行政庁等との諮問に応じて答申すること。</p> <p>(7) 上記に掲げるもののほか、全国商工会連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>		

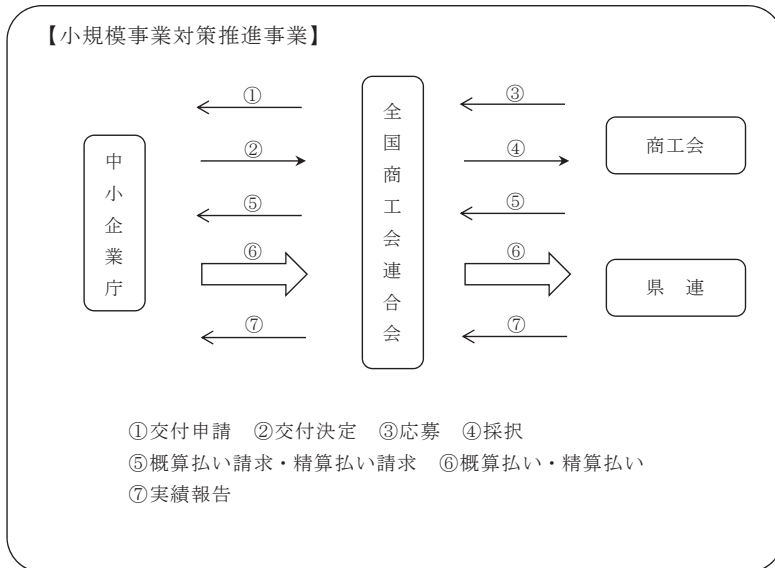
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
小規模事業対策推進事業	<p>【小規模事業者地域力活性新事業全国展開支援事業】</p> <p>商工会等が行う特産品の開発・販路開拓、観光開発及び地域の課題解決に向けた取組に対する補助。</p> <p>【経営安定特別相談事業】</p> <p>都道府県商工会連合会が行う移動経営安定特別相談室開催事業等に係る特別調整事業費を交付。</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>【小規模事業者地域力活性新事業全国展開支援事業】</p> <p>プロジェクト採択件数：141件</p> <p>【経営安定特別相談事業】</p> <p>6件</p>	-	1,224,205
	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第2項、定款第7条第1号</p>	-		一般会計
	<p>商工会法第55条の8第2号、定款第7条第3項</p>	-		一般会計
保証事業等に係る信用基金	<p>商工会・商工会連合会が行う基盤施設事業に係る借入に対する債務保証を実施。</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>・経済産業大臣に対する申請</p> <p>・保証事業運営委員会の開催(2回)</p> <p>・債務保証実績：0件</p>	-	(基金繰入額：121)
	<p>・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律</p> <p>・定款第7条第11号</p>	-		保証事業等特別会計
その他国等からの補助・委託事業	<p>国等からの補助・委託により、以下の事業を実施</p> <p>①容器包装リサイクル業務受託事業</p> <p>②中小企業組合等共同施設等災害復旧(商工会・商工会連合会の施設復旧)事業</p> <p>③被災地商品販路開拓等支援事業</p> <p>④記帳機械化等オンライ</p>	<p>(平成23年度)</p> <p>①再商品化委託契約件数：3,231件</p> <p>県連・商工会担当者向け研修会：5箇所、参加者数143名</p> <p>②74商工会へ補助</p> <p>③特産品販売イベント6回、移動販売会23回、実</p>	-	① 38,352 ② 126,039 ③ 273,376 ④ 918,750

ン化推進事業	施報告会3回、 軽自動車の配備 28台 ④財務管理システム のクラウドネ ットワーク化へ の対応等の支援		
①容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等 に関する法律第23条 ②中小企業組合等共同施 設等災害復旧費補助金交 付要綱 ③被災地商品販路開拓等 支援事業費補助金交付要 綱 ④記帳機械化等オンライ ン化推進事業費補助金交 付要綱 ①～④共通 商工会法第55 条の8第2号、定款第7 条第10号	-	容器包装リサイ クル業務受 託特別会計ほ か	

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

該当なし

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	12,295,429	17,330,519	12,185,193	11,546,571	11,785,401	
内 訳	事業収入額	9,111,251	9,160,483	9,124,206	8,895,493	9,190,818
	国等からの補助金等収入額	3,125,621	8,111,436	3,002,781	2,598,167	2,542,370
	国等との契約に基づく総収入額	58,556	58,600	58,206	52,911	52,213
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額等を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：平成20年度の「国等からの補助金等収入額」には、「中小・小規模企業人材確保育成促進事業」の基金造成資金として交付された「800,000千円」を含む。なお、平成22年度には、基金残高のうち「343,207千円」を国庫返納している。

注3：平成20年度の「国等からの補助金等収入額」には、「地域産品販路開拓支援基金」の基金造成資金として交付された「3,700,000千円」を含む。

注4：平成22年度及び平成23年度には、「商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金」の基金残高のうち「3,135,796千円」及び「3,048千円」をそれぞれ国庫返納している（平成23年度に当該基金事業は、終了。）。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	小規模事業者対策推進事業費補助金	小規模事業者対策推進事業	事務費補助 第三者分配	1,224,205
	全国商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第2項に基づいて行う商工会又は県連合会に対する指導事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。	商工会または都道府県商工会連合会の運営及びそれらが行う経営改善普及事業に係る指導等を実施 【小規模事業者地域活性化新事業全国展開支援事業】 商工会等が行う特産品の開発・販路開拓、観光開発及び地域の課題解決に向けた取組に対する補助を実施 【経営安定特別相談事業】 都道府県商工会連合会が行		中小企業庁 経営支援課

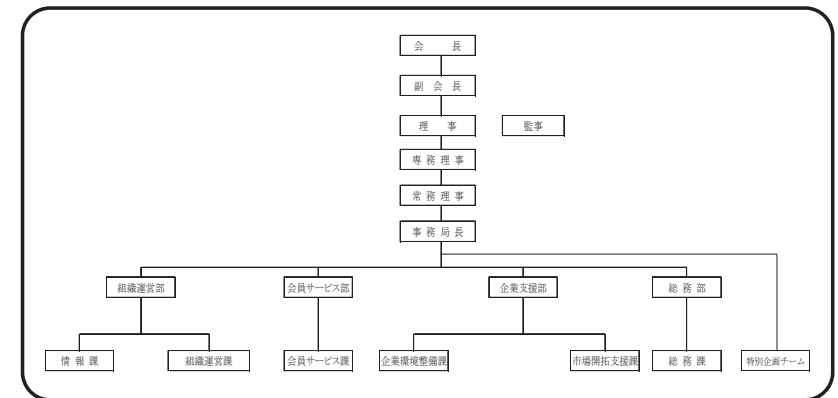
		う移動経営安定特別相談室開催事業等に係る特別調整事業費を交付		
補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る補助事業	第三者分配	126,039
補助金	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会等が行う指導・相談施設の災害復旧の経費を一部補助することにより、商工会等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進することを目的とする。	東日本大震災により甚大な被害を受けた商工会の会館 74 箇所の家屋等修繕、建物に付随する設備復旧、取り壊し・撤去、建替えのための経費のうち補助対象となる経費の 2 分の 1 を補助	中小企業庁経営支援課	
補助金	被災地商品販路開拓等支援事業費補助金	被災地商品販路開拓等支援事業	その他	273,376
補助金	東日本大震災の被災地域の中小企業者の商品の販路開拓を支援するため、全国の主要都市等における、大型トラックなどの車両の貸し出し、商品販売イベントの開催等を行うことを目的とする。	(1) 全国主要都市における商品販売イベントの実施 大型トラックで主要な 6 都市の集客力のある施設等を巡回し、東日本大震災の復興支援に係る啓発等のイベント等も併設した被災地域中小企業者の販路開拓のための商品販売イベントを開催する。 (2) 全国各都市における商品販売イベントの実施 大型トラックで全国 20 都市程度の道の駅等を巡回し、被災地域中小企業者の販路開拓のための商品販売イベントを開催する。 (3) 被災地域における商品販売のための軽自動車の貸し出しの実施	中小企業庁経営支援課	
補助金	記帳機械化等オンライン化推進事業費補助金	記帳機械化等オンライン化推進事業	その他	918,750
補助金	中小企業の企業活動の基盤である財務管理に加えて、販売管理、給与管理等も含め、効率的な経営管理を可能とする包括的なクラウド IT システムの普及を支	①財務管理による中小・小規模企業の経営基盤の強化 財務管理システム（ネット de 記帳）のクラウドネットワーク化への対応、安定的かつ効率的なシステム運営体制の構築に向けたシステム開発を行った。併せて、	中小企業庁経営支援課	

援することを目的とする。	地震、火災、盗難等に対する危機管理対策の整備を行い、事業継続に向けた経営データの保全を推進するため、決算データ等をクラウドネットワークに構築したデータセンターへ保全するシステムを構築した。 ②被災地における小規模事業者等の事業再生の支援 早期の復旧、復興が課題となっている被災地（岩手・宮城・福島県）の中小・小規模企業に対し、財務管理システムと連携した販売促進システム、財務管理システム、給与システム等の企業支援のための包括的なクラウドシステムを提供し経営管理の支援を実施した。		
--------------	---	--	--

(国等からの委託費の状況（平成 23 年度）

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	都道府県商工会連合会	47

6. 役職員数（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢（定年）	任期（1期）	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	3年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	6人	—	3年	6人	3期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—
						1期	3人	0人	—
専務理事	常勤	1人	おおむね65歳	3年	1人	4期	1人	1人	通商産業省通商政策局経済協力部長
常務理事	常勤	1人	おおむね65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
理事	非常勤	10人以上15人以内	—	3年	13人	3期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—
						1期	10人	0人	—
監事	非常勤	3人	—	3年	3人	2期	1人	0人	—
						1期	2人	0人	—

注1：専務理事と常務理事の定数は、理事の定数の内数。

注2：非常勤役員の在任年齢（定年）の規定はない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	29,300
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	29,300

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	43人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）※一般会計のみ、そのほか22特別会計は、省略

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	229,819	流動負債	214,849
引当資産	406,177	引当勘定	406,177
固定資産	140,602	残高勘定	140,602
		次期繰越収支差額	14,970
合計	776,598	合計	776,598

10. 収支計算書（平成23年度・概要版）※一般会計のみ、そのほか22特別会計は、省略

平成23年4月1日～平成24年3月31日

（単位：千円）

支出部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
小規模事業対策指定事業費	1,359,136	経常収入	1,491,098
振興事業費	102,048	繰越金収入	133,435
管理費	158,889	分担金収入	20,698
繰出金	79,102	受託料収入	52,213
引当費	29,500	臨時収入	2,026
次期繰越収支差額	14,970	前期繰越収支差額	44,173
合計	1,743,645	合計	1,743,645

注：千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

（省略）

12. 基金拋出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拋出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

該当なし

注：間接出資分を含め、出資比率・議決権比率が20%以上のもの



# 全国中小企業団体中央会

## 1. 法人概況

所在地	東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.chuokai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.chuokai.or.jp/chuo/chuo-02.htm	
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	中小企業庁経営支援部経営支援課		
設立年月日	昭和31年4月10日	民間法人化年月日	平成17年4月1日
沿革	年 月	事項	
	昭和31年4月1日	全国中小企業協同組合中央会設立	
	昭和33年4月10日 平成17年4月1日	全国中小企業団体中央会に名称変更 民間法人化	
事業の目的	本会は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びその他の中小企業連携組織並びに都道府県中小企業団体中央会の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興に必要な事業を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>全国中央会は、次の事業を行うものとする。</p> <p>一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡</p> <p>一の二 組合等の連絡</p> <p>二 組合等に関する教育及び情報の提供</p> <p>三 組合等に関する調査及び研究</p> <p>四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定</p> <p>五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん</p> <p>六 前各号の事業のほか、組合等、都道府県中央会及び中小企業の健全な発達を図るために必要な事業</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

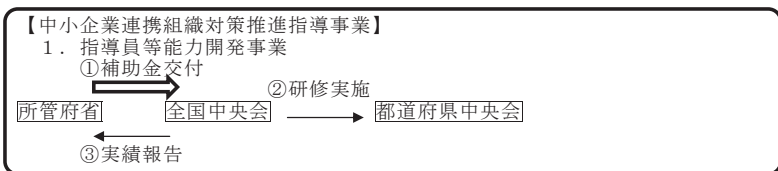
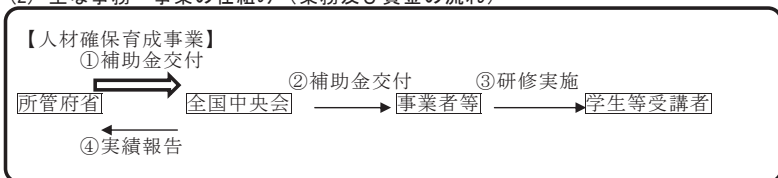
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中小企業連携組織対策推進指導事業	1. 指導員等能力開発事業 2. 全国中央会指導員等の能力開発事業 3. IT関係事業 4. 情報収集・発信事業 5. 組合等の人材養成事業 6. 組合等中小企業連携組織指導事業 7. 小企業者組織化指導事業 8. 中小企業活路開拓調査・実現化事業 9. 都道府県中央会及び組合等の指導事業（中小企業組合検	（平成23年度実績） 1. 指導員等能力開発事業 研修等開催回数：24回 出席者数：626人など	有	809,745

中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）事業	定試験の実施） 中小企業等協同組合法第75条第1項第1号～第5号	-	中小企業連携組織対策推進指導事業会計（本会計）
	I 人材確保育成事業 1. ものづくり分野の人材育成・確保事業 2. 農商工連携等人材育成事業 3. 中小企業魅力発信レポート作成事業 4. 合宿型基礎力養成研修事業 5. ものづくり指導者養成支援事業 II 雇用促進事業 1. 海外現地法人インターンシップ事業 2. 太陽光発電システム設置工事に関する研修事業 3. 省エネ・バリアフリー改修工事人材育成事業 4. 総合エネルギー販売業人材育成事業 5. 新卒者就職応援プロジェクト事業 6. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業	（平成22年度実績） I 人材確保育成事業 1. ものづくり分野の人材育成・確保事業 研修等受講者数：5,967人など	12,032,561
卸商業団地機能向上支援基金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）特別会計
	卸商業団地における施設の建て替えや移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等の機能強化を図るために行う調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画策定等の事業を支援する。	（平成23年度実績） 実績：8団体	177,203
新事業活動促進支援補助金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	卸商業団地機能向上支援基金事業特別会計
	東日本大震災での被災により影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興に資する新事業活動の促進等を図るため、中小企業の連携体等が行う新商品・新技術開発や販路開拓の取組を支援。	平成24年3月14日付けて経済産業省へ事故報告を提出し、24年度引き続き実施中	55,426
事業環境整備対策費補助金事業	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	新事業活動促進支援補助金特別会計
	東日本大震災の影響を受けている中小企業者等の復興を支援し、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するため、優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路の開拓に係る取組を支援。	平成24年3月14日付けて経済産業省へ事故報告を提出し、24年度引き続き実施中	5,013
	中小企業等協同組合法第75条第1項第6号	-	事業環境整備対策費補助金特別会計

※ 平成23年度において実施された主な事務・事業のみ記載

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



※ 平成23年度において実施された主な事務・事業のうち、事業費が高い順に2つ記載。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,775,061	9,653,669	32,456,931	42,544,884	3,757,545	
内訳	事業収入額	401,268	379,293	388,520	402,075	363,481
	国等からの補助金等収入額	1,300,910	9,144,506	31,984,648	42,053,367	3,058,213
	国等との契約に基づく総収入額	23,644	23,809	23,755	23,623	23,791
	その他収入額	49,239	106,061	60,008	65,819	312,060

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称 補助等の目的	補助等対象事業の名称 補助等対象事業の内容	事業の 性質	金額（千円） 交付府省名
補助金	中小企業連携組織対策推進事業費補助金	1. 中小企業連携組織推進指導事業を実施するための指導員及び職員等の設置 2. 指導員等能力開発事業 3. 組合等の人材養成事業 4. 組合等中小企業連携組織指導事業 5. 都道府県中央会及び組合等の指導事業 6. 小企業者組織化指導事業 7. 全国中央会指導員等の能力開発事業 8. IT関係事業 9. 情報収集・発信事業 10. 中小企業活路開拓調査・実現化事業	第三者分配、事務費補助	421,584

補助金	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。	上記1～10までの事業に基づき、①各種研修・講習の実施、②検定試験の実施、③情報収集・発信等を行っている。 1. ものづくり分野人材確保・育成事業 2. 農商工等連携人材育成事業 3. ものづくり指導者養成支援事業 4. 太陽光発電システム設置工事に関する研修事業 5. 新卒者就職応援プロジェクト事業 6. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業	第三者分配	経済産業省  2,487,398 (前年度基金残額 14,687,443 千円)と合算して執行)
補助金	今後中小企業が取り組むべき事業展開に必要な人材の育成が重要であるため。	上記1～6までの事業に基づき、①各種実習・研修の実施、②インターンシップの支援等を行っている。	第三者分配	経済産業省  0 (前年度基金残額616,708千円を執行)
補助金	卸商業団地機能向上支援基金事業	卸商業団地機能向上支援基金事業	第三者分配	独立行政法人中小企業基盤整備機構
補助金	卸商業団地組合への支援実績が事業の実施に必要であるため。	卸商業団地における施設の建て替えや移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等の機能強化を図るために行う調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画策定等の事業を支援。	第三者分配	55,426 (24年度にかけて実施する事業であり、交付決定額は4,395,021千円)
補助金	新事業活動促進支援補助金事業	1. 農商工連携等による被災地等復興支援事業 2. グローバル技術連携・創業支援事業	第三者分配	経済産業省
補助金	被災地復興事業等を進める上で中小企業の連携体等への支援が必要であるため。	1. ①農商工等連携事業、②異分野連携事業、③地域資源活用事業、④ものづくり基盤技術活用事業の4事業を実施 2. 海外展開を目指して取り組む試作開発とその成果に係る販路開拓の支援等実施、また、東日本大震災からの復興に資する取組を支援。	第三者分配	5,013 (24年度にかけて実施する事業であり、交付決定額は325,189千円)
補助金	事業環境整備対策費補助金事業	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	第三者分配	経済産業省
補助金	中小企業の連携体等への支援実績が事業の実施に必要であるため。	優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路開拓（被災地域にあっては国内外販路開拓、被災地外にあっては国内販路開拓）に係る取組を支援。	第三者分配	経済産業省

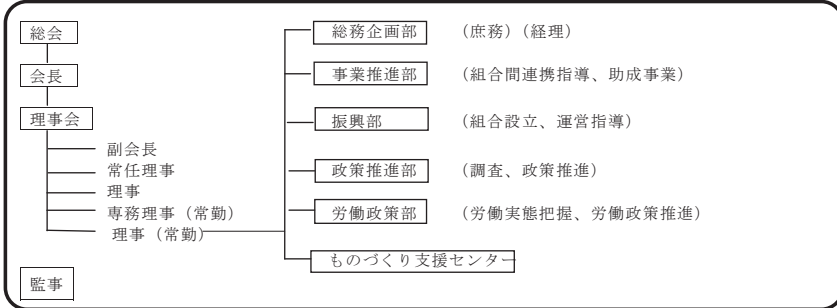
(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円） 委託府省名
国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業	都道府県中央会等を通じて、加入する工場団地（廃熱、ボイラー更新等）、木材組合（木質バイオマス、ペレット等）、共同店舗・商店街（空調、照明等）、及びクリーニング、繊維染色業など業種別、業態別組合ごとに組合員企業等の国内クレジット制度推進に向けた組織的な支援を実施する。 また、再委託会社・機関と連携し、平成20年度～22年度の3年間のソフト支援事業の実績を踏まえて、継続案件及び意欲的な企業等に対して集中的な取り組みを行う。	52,559  経済産業省
下請ガイドライン普及啓発事業	下請ガイドラインの普及啓発や下請適正取引の推進を図ることを目的として、全国各地において「下請ガイドライン説明会」を開催する。	31,450  経済産業省
官公需における中小企業者の	①官公需施策の効果的な周知方法等の検討、②官公	4,783



ベストプラクティス等に関する調査事業	需適格組合全国意見交換会の開催、③官公需施策等を活用した中小企業者の受注事例調査、④施策周知資料の作成及び周知を行う。	経済産業省
--------------------	---	-------

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	都道府県中央会	47 中央会
2号会員	全都道府県の区域を地区とする組合等又はこれに準ずる組合等	287 組合等
3号会員	商工業者の団体であって、その事業活動の範囲が全国に及ぶもの又はこれに準ずる団体	62 団体
4号会員	中小企業関係金融機関	1 機関
5号会員	その他本会の趣旨に賛同する者	5 者

#### 6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)※1	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	—	1人	2期 1人	0人	—	—
副会長	非常勤	—	—	—	7人	1期 3人 2期 3人 7期 1人	0人	—	—
専務理事	常勤	—	65歳	—	1人	2期 1人	1人	経済産業省大臣官房審議官	—
常任理事	非常勤	常勤も含めて50人以上60人以内	—	※2	18人	1期 10人 2期 5人 3期 2人 4期 1人 5期 1人	0人	—	—
理事	非常勤	—	—	—	28人	1期 13人 2期 10人 3期 3人 4期 1人 5期 1人	0人	—	—
	常勤	—	65歳	—	1人	2期 1人	0人	—	—
監事	非常勤	2人又は3人	—	—	3人	1期 3人	0人	—	—

※1 専務理事及び常勤理事以外の在任年齢(定年)については、規定なし。  
 ※2 2年又は任期中の第2回目の通常総会の集結時までのいずれか短い期間

#### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,548	254	0	24,802
非常勤	0	0	0	0
合計	24,548	254	0	24,802

#### 8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	
		現員	—
		58人	—
	非常勤	定数	—
		現員	1人

#### 9. 貸借対照表 (平成 23 年度・本会計※)

(単位: 円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(一) 資産の部		(二) 負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	3,721,164	仮受金	6,607,814
預金	148,950,261	借入金	150,000,000
貸付金	52,388,107	預り金	6,144,312
未収金	70,708,624	未払金	16,192,773
仮払金	551,985	流動負債計	178,944,899
立替金	73,540	II 固定負債	
流動資産計	276,393,681	施設整備等引当金	66,055,268
II 固定資産		退職給与引当金	214,382,047
関係先出資金	170,000	特定退職給与引当金	10,085,340
退職給与引当資産	222,007,389	固定負債計	290,522,655
普通預金	97,671,039	負債合計	469,467,554
有価証券(割引商工債権)	21,492,550	(三) 純資産の部	
有価証券(利付商工債権)	100,000,000	当期純損失金額	△15,970,575
厚生貸付金	2,843,800	前期繰越剰余金	45,074,091
固定資産計	222,177,389	純資産合計	29,103,516
資産合計	498,571,070	負債及び純資産合計	498,571,070

※ その他の経理(会館特別会計、中小企業団体全国大会、P.L・所得補償・業務災害・個人情報漏えい保険、東日本大震災・災害見舞金、中小企業経営支援等対策費補助金(人材対策基金補助金)、新事業活動促進支援補助金、事業環境整備対策費補助金、卸商業団地機能向上支援基金事業、国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業、下請ガイドライン普及啓発事業、官公需における中小企業者のベストプラクティス等に関する調査事業、中小企業景況調査事業)は省略(損益計算書も同様)

#### 10. 損益計算書 (平成 23 年度・本会計)

(単位: 円)

科目		平成 23 年度決算額	平成 23 年度予算額	増減
【収入の部】				
款	項目			
一 賦課金等収入の部				
I 賦課金等収入	会費収入	235,520,000	246,809,000	△11,289,000
	1号会員会費	126,445,000	135,309,000	△8,864,000
	2~5号会員会費	103,905,000	106,000,000	△2,095,000
	賛助会員会費	5,170,000	5,500,000	△330,000
二 補助金収入の部				
II 補助金収入	補助金収入	421,584,455	666,411,000	△244,826,545
三 事業収益の部				
III 事業収入	事業収入	126,758,992	151,448,000	△24,689,008
	事業分担金収入	26,356,989	27,500,000	△1,143,011
	組合検定試験受験料収入	2,256,000	2,300,000	△44,000
	全国中央会創立55周年記念式典分担金収入	2,200,000	2,350,000	△150,000
	組合士認定登録料	3,989,000	2,500,000	1,489,000
	実費収入	91,957,003	116,798,000	△24,840,997
四 事業外収益の部				
IV 事業外収益	雑収入	910,355	2,000,000	△1,089,645
五 特別利益の部				
V 特別利益	特別積立金戻入	9,000,000	0	9,000,000
合計		793,773,802	1,066,668,000	△272,894,198

※国庫補助金収入とは、中小企業連携組織対策推進事業費補助金をいう。

【支出の部】

(単位:円)

款	科目	目	平成 23 年度決算額	平成 23 年度予算額	増減
六 事業費用の部					
VI 事業費			676,362,202	959,528,000	△283,165,798
政府指定事業費			636,969,048	916,228,000	△279,258,952
	指導員及び職員設置費		253,604,401	258,500,000	△4,895,599
		給料・扶養手当	116,500,920	117,000,000	△499,080
		地域手当	19,605,900	20,000,000	△394,100
		通勤手当	8,375,840	9,500,000	△1,124,160
		期末手当	44,498,831	50,000,000	△5,501,169
		住宅手当	6,298,500	7,500,000	△1,201,500
		超過勤務手当	18,964,675	15,000,000	3,964,675
		福利厚生費	27,576,485	27,000,000	576,485
		福利環境整備費	11,783,250	12,500,000	△716,750
	特別指導員及び職員設置費		30,062,596	31,500,000	△1,437,404
		給料・扶養手当	13,006,100	15,500,000	△2,493,900
		地域手当	2,190,800	2,300,000	△109,200
		通勤手当	2,202,280	1,200,000	1,002,280
		期末手当	5,048,431	5,600,000	△551,569
		住宅手当	1,083,000	700,000	383,000
		超過勤務手当	2,180,877	1,500,000	680,877
		福利厚生費	3,197,808	3,200,000	△2,192
		福利環境整備費	1,153,300	1,500,000	△346,700
	指導員等能力開発事業費		11,658,067	20,490,000	△8,831,933
		指導員等能力開発事業費	11,658,067	20,490,000	△8,831,933
	組合等中小企業連携組織指導費		6,834,440	15,613,000	△8,778,560
		組合等中小企業連携組織指導費	4,674,440	6,730,000	△2,055,560
		会計業務等相談委託費	2,160,000	8,883,000	△6,723,000
	中小企業活路開拓調査・実現化事業費		206,190,536	397,677,000	△191,486,464
		組合等助成事業費	183,850,792	372,666,000	△188,815,208
		活路開拓事務費	22,339,744	25,011,000	△2,671,256
	調査研究事業費		14,775,786	26,214,000	△11,438,214
		多角的連携指導強化事業費	9,989,393	6,115,000	3,874,393
		組合特定問題実態調査費	2,333,970	3,853,000	△1,519,030
		組合資料収集加工移転調査研究費	2,452,423	7,666,000	△5,213,577
		啓蒙普及事業費	0	8,580,000	△8,580,000
	指導事業費		38,322,098	58,888,000	△20,565,902
		旅費	2,189,987	5,500,000	△3,310,013
		庁費	12,419,467	21,000,000	△8,580,533
		研修受講料	161,160	500,000	△338,840
		組合協定試験制度推進費	10,881,425	6,280,000	4,601,425
		特別研究指導費	4,032,000	4,608,000	△576,000
		組合指導情報整備事業費	8,638,059	21,000,000	△12,361,941
	組合等の人材養成事業費		4,937,459	4,000,000	937,459
		県中央会指導員等研修費及び情報専門機関への派遣等	4,937,459	4,000,000	937,459
	小企業者組織化指導事業費		70,583,665	103,346,000	△32,762,335
		指導旅費	7,451,711	8,918,000	△1,466,289
		小企業者組織化特別講習会開催費	10,623,090	6,640,000	3,983,090
		小企業者組合成長戦略推進プログラム支援	19,759,096	60,000,000	△40,240,904
		組合事例集作成配布費	1,985,550	4,758,000	△2,772,450
		調査研究費	30,764,218	23,030,000	7,734,218
一般事業費			39,393,154	43,300,000	△3,906,846
	振興費		37,054,581	36,000,000	1,054,581
		振興指導費	5,559,291	4,300,000	1,259,291
		振興事業費	3,765,944	3,000,000	765,944
		全国大会費	13,000,000	13,000,000	0
		記念式典費	5,041,405	6,000,000	△958,595
		夏期セミナー開催費	1,658,853	2,000,000	△341,147
		表彰費	547,520	600,000	△52,480
		建議陳情費	1,546,328	2,000,000	△453,672
		会議費	2,706,238	2,500,000	206,238

		資料購入費	2,004,702	600,000	1,404,702
		資料作成費	1,224,300	2,000,000	△775,700
	組合士認定登録事業費		2,203,233	2,200,000	3,233
		組合士記事等作成費	923,658	900,000	23,658
		組合士登録事務委託費	1,146,000	1,000,000	146,000
		認定登録費	133,575	300,000	△166,425
	教育普及費		132,300	1,500,000	△1,367,700
		情報化推進費	132,300	1,500,000	△1,367,700
	研修事業費		3,040	3,600,000	△3,596,960
		海外研修事業費	1,040	3,500,000	△3,498,960
		研修事業費	2,000	100,000	△98,000
	七 一般管理費の部				
VII 一般管理費			128,075,899	99,640,000	28,435,899
	人件費		80,459,685	55,640,000	24,819,685
		役員報酬	24,548,000	25,000,000	△452,000
		給料手当	24,981,534	19,640,000	5,341,534
		福利厚生費	12,504,191	9,000,000	3,504,191
		退職給与引当金繰入	18,425,960	2,000,000	16,425,960
		退職給与引当金戻入	△50,995,200	0	△50,995,200
		退職給与金	50,995,200	0	50,995,200
	業務費		48,225,326	41,000,000	7,225,326
		総会・役員会費	14,630,524	12,500,000	2,130,524
		交通費	748,400	450,000	298,400
		通信費	2,991,915	3,000,000	△8,085
		印刷費	315,094	300,000	15,094
		事務用品費	3,628,426	2,500,000	1,128,426
		会館維持管理費	13,392,793	11,000,000	2,392,793
		車両費	5,817,755	5,300,000	517,755
		什器備品費	3,390	150,000	△146,610
		修繕費	127,641	1,000,000	△872,359
		関係団体負担金	1,168,550	1,300,000	△131,450
		渉外費	3,036,198	1,500,000	1,536,198
		雑費	2,364,640	2,000,000	364,640
	語税負担金		△609,112	3,000,000	△3,609,112
		租税公課	2,075,575	2,000,000	75,575
		消費税等	△2,684,687	1,000,000	△3,684,687
	八 事業外費用の部				
VIII 事業外費用			5,083,076	6,000,000	△916,924
		施設整備等引当金繰入	4,055,268	5,000,000	△944,732
		支払利息	1,027,808	1,000,000	27,808
区税等			223,200	1,000,000	△776,800
文予備費			0	500,000	△500,000
当期純損失金額			△15,970,575	0	△15,970,575
	合計		793,773,802	1,066,668,000	△272,894,198

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社全国商店街支援センター
	所在地	東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル 4 階
	資本金	1,000 千円
	事業内容	商店街支援
	役員の状況	代表取締役 1 人、取締役 5 人、監査役 2 人
	従業員数	契約社員 8 人、出向者 4 人、アルバイト 7 人 (H24.12 末)
	持ち株比率	17%
	法人との関係	株主

(6) 投資育成株式会社



## 東京中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-22		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic.co.jp/main/company/disclosure.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月15日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和38年11月	設立	
	昭和40年5月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和61年7月	民間法人化、新株引受権付社債の引受業務を追加	
	平成元年6月	設立新株の引受業務を追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容	(1) 資本金3億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金3億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

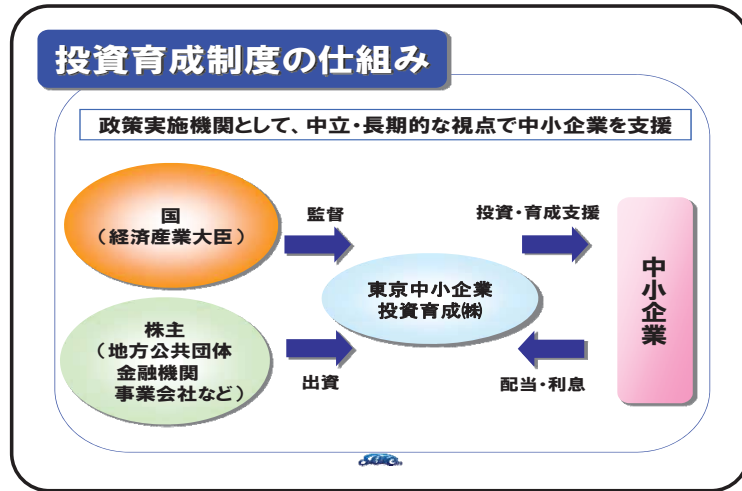
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
投資	資本金3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成23年度実績) 【新規】 78件 2,783百万円 【再投資】 27件 592百万円	-	2,848,831 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号～第3号、第5号	-		
育成	投資先中小企業に対する経営相談、経営情報の提供、ビジネスマッチングなどの経営支援	(平成23年度実績) 【研修】 34コース 【コンサルタント紹介】 13件 【セミナー】 65回 【海外視察会】 1回 【専門家による無料相談会】 63回	有	2,848,831 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第4号	-		

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



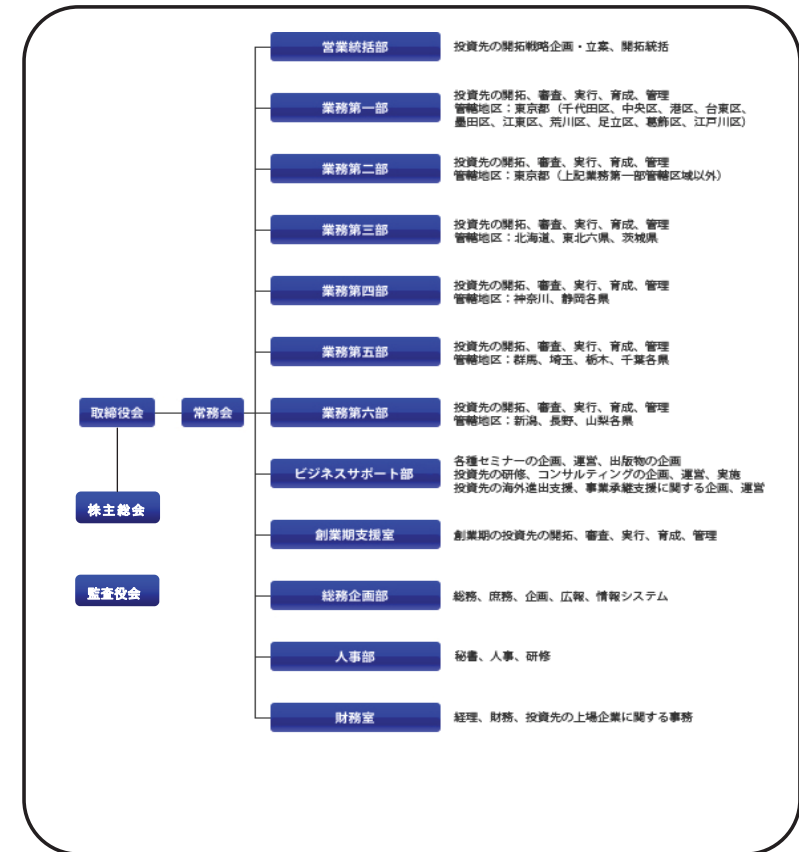
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400	6,673,400
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	6,869,324	4,900,505	3,705,009	6,153,266	3,430,699	
内訳	事業収入額	6,254,045	4,480,163	3,311,861	5,895,775	2,996,574
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	615,279	420,342	393,148	257,491	434,125

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤	11人以内	70歳	1年	1人	6期	1人	1人	内閣官房知的財産戦略推進事務局長
常務取締役	常勤		63歳	1年	1人	6期	1人	0人	—
取締役	常勤		61歳	1年	3人	3期	1人	0人	—
取締役	非常勤	4人以内	—	1年	1人	2期	1人	0人	—
監査役	常勤		—	4年	1人	1期	1人	0人	—
監査役	非常勤		—	4年	2人	2期	1人	1人	中小企業庁長官
			65歳			1期	1人		

※非常勤取締役及び社外監査役については、在任年齢に関する内規の対象となっていない。

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	119,405	0	0	119,405
非常勤	15,600	0	0	15,600
合計	135,005	0	0	135,005

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	69人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
I 流動資産	16,419,931	I 流動負債	489,951
現金及び預金	451,167	未払法人税等	12,017
有価証券	15,498,873	預り金	41,280
未収入金	56,556	役員賞与引当金	32,240
未収入還付税金	385,119	賞与引当金	79,000
その他	28,214	従業員貯蓄金	270,778
II 固定資産	49,850,655	その他	54,635
1. 有形固定資産	5,246,872	II 固定負債	5,612,043
建物	1,892,197	リース債務	1,880
構築物	4,934	繰延税金負債	4,973,377
器具備品	31,125	役員退職慰労引当金	104,993
リース資産	1,792	退職給付引当金	507,792
土地	3,316,821	長期預り金	24,000
2. 無形固定資産	84,333	負債合計	6,101,995
借地権	21,611	（純資産の部）	
ソフトウェア	61,607	I 株主資本	51,187,486
電話加入権	1,115	1. 資本金	6,673,400
3. 投資その他の資産	44,519,450	2. 利益剰余金	44,514,086
(1) 投資有価証券	41,686,232	(1) 利益準備金	1,668,350
投資有価証券	44,856,490	(2) その他利益剰余金	42,845,736
投資有成新株予約権付社債	713,402	1. 配当平準積立金	1,500,000
投資損失引当金	▲3,883,660	2. 別途積立金	40,550,000
(2) その他	2,833,218	3. 繰越利益剰余金	795,736
その他の投資有価証券	2,473,997	II 評価・換算差額等	8,981,105
投資損失引当金	▲13,614	1. その他有価証券評価差額金	8,981,105
従業員貸付金	7,911		
従業員貯蓄引当金	337,000		
破産更生債権等	4,303		
その他	27,923		
貸倒引当金	▲4,303		
		純資産合計	60,168,591
資産合計	66,270,587	負債及び純資産合計	66,270,587

※千円未満を切り捨てて表示

10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

科目	金額	
I 営業収益		
投資育成株式配当金	1,901,053	
投資育成株式売却益	932,560	
投資事業組合管理収入	48,999	
経営指導料	65,498	
その他	48,461	2,996,574
II 営業費用		
一般管理費	1,753,003	
組合管理費	22,241	
経営指導委託報酬等	38,308	
投資育成株式売却関係費	776	
投資育成新株予約権付社債売却損	26,999	
投資育成株式評価損	75,005	
投資損失引当金繰入額	932,498	2,848,831
III 営業外収益		147,742
受取利息	724	
有価証券利息	56,344	
事務所賃貸収入	73,641	
受取配当金	58,160	
その他の投資事業組合投資収益	173,984	
雑収入	28,458	391,314
IV 営業外費用		
雑損失	5,183	5,183
V 特別利益		533,873
関係会社清算益	42,811	42,811
VI 特別損失		
固定資産除却損	87	
災害関連損失	9,600	9,687
税引前当期純利益		566,996
法人税、住民税及び事業税	5,010	5,010
当期純利益		561,986

※千円未満を切り捨てて表示

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 有価証券の評価基準および評価方法
  - 満期保有目的の債券
    - 償却原価法（定額法）
    - 子会社株式
    - 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの…移動平均法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産…定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準による。
  - 無形固定資産…自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）による定額法を採用。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上。
  - 役員賞与引当金…役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上。

賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上。  
 役員退職慰労引当金…従業員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に定める当期末要支給額相当額を計上。  
 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。  
 投資損失引当金…投資育成有価証券等の投資に係る損失に備えるため、当該企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上。

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。
- 投資事業組合の会計処理  
投資事業組合を当社が管理運営する場合は、当該組合の最近の期末財務諸表に基づき、組合の資産・負債・収益・費用をそれぞれ当社持分割合に応じて受入れる方法によって計上。なお、組合決算日（12 月 31 日）と当社決算日との間に生じた組合財産の変動については調整。  
投資事業組合を他社が管理運営する場合は、当該組合の純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）  
 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」を適用。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	名古屋中小企業投資育成株式会社
	所在地	名古屋市市中村区名駅南一丁目16番30号
	資本金	4,300,800千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役7人、監査役3人
	従業員数	27名
	持ち株比率	6.3%
法人との関係	名古屋市に本店を置く中小企業投資育成株式会社	
2	名称	大阪中小企業投資育成株式会社
	所在地	大阪府北区中之島三丁目3番23号
	資本金	6,822,000千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役4人、監査役4人
	従業員数	54名
	持ち株比率	9.3%
法人との関係	大阪府に本店を置く中小企業投資育成株式会社	

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。  
 ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。



## 名古屋中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic-cj.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic-cj.co.jp/company_disclosure.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月18日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和38年11月	設立	
	昭和40年5月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和61年7月	民間法人化、新株引受権付社債の引受業務を追加	
	平成元年6月	設立新株の引受業務を追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容	(1) 資本金3億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金3億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

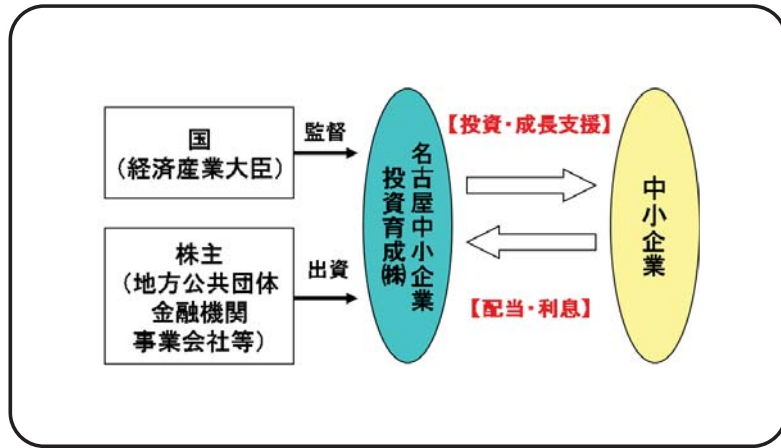
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
投資	資本金3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成23年度実績) 【新規】 18件 【再投資】 10件 【合計投資額】 6億2千2百万円	-	795,643(※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号～第3号、第5号	-	-	-
育成	株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（以下「投資先企業」）の依頼に応じて、経営または技術の指導を行う事業	(平成23年度実績) 【社・経営幹部対象交流会】 13回 【若手経営者対象勉強会】 43回 【ニーズ別勉強会】 20回 【海外視察会】 1回 【テーマ別研修会】 43回 【経営後継者対象研修会】 27回	有	795,643(※)
	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年6月10日法律第101号）第5条第1項第4号	-	-	-

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



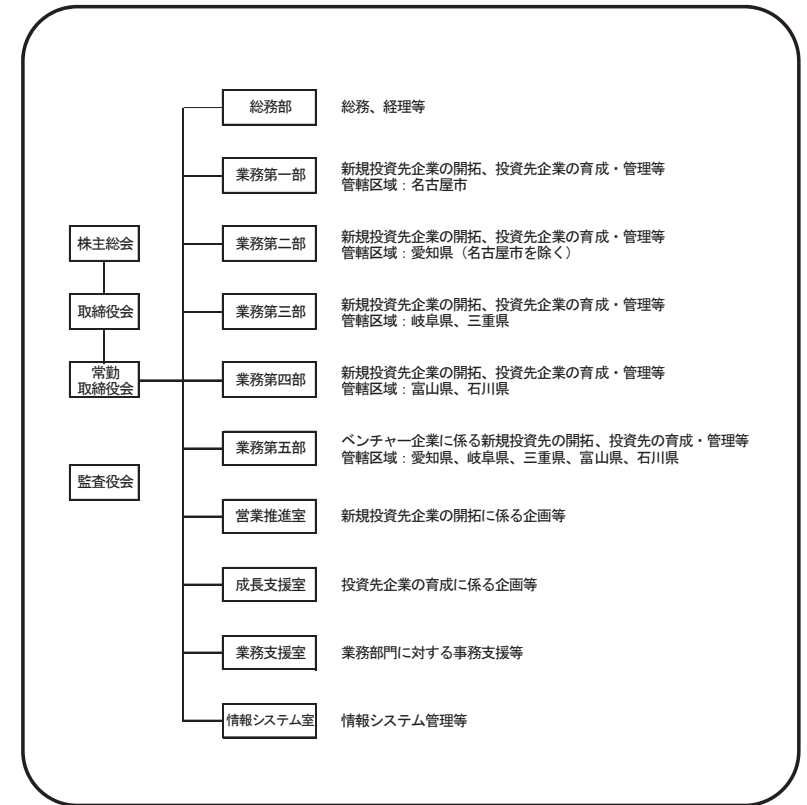
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800	4,300,800
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,848,189	1,512,615	1,131,857	1,413,794	1,313,697	
内訳	事業収入額	1,689,917	1,403,349	1,030,112	1,331,583	1,236,443
	国等からの補助金等収入額	—	—	1,540	1,541	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	158,272	109,266	100,205	80,670	77,254

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤		—	2年	1人	4期	1人	0人	—
常務取締役	常勤		64歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
取締役	常勤	取締役12人以内	62歳	2年	5人	1期	1人	0人	—
						2期	3人		
						4期	1人		
取締役	非常勤		—	2年	3人	2期	2人	1人	九州通商産業局長
						3期	1人		
監査役	常勤		62歳	4年	1人	1期	1人	0人	—
監査役	非常勤	監査役4人以内	—	4年	2人	1期	1人	0人	—
						3期	1人		

※代表取締役社長及び非常勤役員については、在任年齢（定年）の規定なし。

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	90,133	0	0	90,133
非常勤	5,904	0	0	5,904
合計	96,037	0	0	96,037

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	27人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,678,582	流動負債	104,541
現金及び預金	4,454,233	未払金	18,305
未収入還付税金	193,645	未払法人税等	5,406
その他	30,703	賞与引当金	31,131
		役員賞与引当金	40,267
固定資産	18,894,442	その他	9,429
有形固定資産	6,673		
建物	2,708	固定負債	1,969,689
車両	511	退職給付引当金	101,816
器具備品	2,913	長期未払金	200,281
土地	540	長期繰延税金負債	1,667,592
無形固定資産	13,677		
ソフトウェア	13,214		
電話加入権	462		
投資その他の資産	18,874,091		
イ. 投資有価証券	17,335,399	負債合計	2,074,231
投資育成株式	17,891,871		
投資育成新株予約権付社債	300,644	純資産の部	
投資損失引当金	△857,116	株主資本	18,441,936
		資本金	4,300,800
ロ. その他	1,538,692	利益剰余金	14,141,136
投資有価証券	1,454,586	利益準備金	925,000
関係会社株式	3,500	その他利益剰余金	
従業員長期貸付金	2,840	別途積立金	11,700,000
破産更生債権等	173,559	繰越利益剰余金	1,516,136
長期前払費用	528		
敷金	42,697	評価・換算差額等	
その他	34,540	その他有価証券評価差額金	3,056,856
貸倒引当金	△173,559		
		純資産合計	21,498,793
資産合計	23,573,024	負債純資産合計	23,573,024

※千円未満を切り捨てて表示

10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

営業収益		
投資育成株式配当金	962,555	
投資育成新株予約権付社債利息	10,236	
投資育成株式売却益	229,457	
投資育成新株予約権付社債償還益	79	
投資有価証券売却益	59	
経営指導料	32,274	
投資事業組合管理収入	1,782	1,236,443
営業費用		
一般管理費	678,356	
投資育成株式売却費	81	
投資育成株式売却損	13,545	
投資育成新株予約権消却損	229	
投資育成株式評価損	86,319	
投資損失引当金繰入額	△62,162	
貸倒引当金繰入額	10,992	
業務委託費	61,794	
経営指導費	6,486	795,643
営業利益		440,800
営業外収益		
受取利息、有価証券利息及び配当金	66,277	
事務受託料	4,321	
雑収入	6,654	77,254
営業外費用		
その他の投資事業組合投資損失	6,642	6,642
経常利益		511,411
特別損失		
投資有価証券売却損	2,010	2,010
税引前当期純利益		509,400
法人税、住民税及び事業税	977	
法人税等調整額	—	977
当期純利益		508,423

※千円未満を切り捨てて表示

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 資産の評価基準及び評価方法
  - 関係会社株式
    - 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - (イ)時価のあるもの
      - 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
      - (ロ)時価のないもの
        - 移動平均法による原価法
    - なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、当事業年度末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、持分相当額を純額で取り込む方法による。
  - 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産
      - 定率法による。
        - なお、主な耐用年数は以下のとおり。
 

建物及び建物附属設備	3～39年
車両及び器具備品	5～20年
      - 無形固定資産
        - 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法による。
        - なお、自社利用のソフトウェア以外に減価償却を要する無形固定資産はない。
    - 引当金の計上基準
      - 貸倒引当金
        - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上。
        - また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見

- 退職給付引当金
    - 投資育成有価証券に係る損失の発生に備えるため、当社所定の基準により計上。
  - 賞与引当金
    - 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末に在籍する従業員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上。
  - 役員賞与引当金
    - 役員に支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上。
  - 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却。
- (追加情報)
- (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準などの適用)
- 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	東京中小企業投資育成株式会社
	所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-22
	資本金	6,673,400千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	代表取締役社長1人、常務取締役1人、取締役4人、監査役3人
	従業員数	70名
2	持ち株比率	10.81%
	法人との関係	同じ設立根拠法に基づき設立された法人
	名称	大阪中小企業投資育成株式会社
	所在地	大阪府北区中之島三丁目3番23号
	資本金	6,822,000千円
	事業内容	投資育成業
3	役員の状況	代表取締役社長1人、取締役5人、監査役4人
	従業員数	54名
	持ち株比率	9.95%
	法人との関係	同じ設立根拠法に基づき設立された法人
	名称	株式会社投資育成総合研究所
	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
3	資本金	10,000千円
	事業内容	名古屋中小企業投資育成株式会社の投資先企業に対して、以下の事業を行っている。 1. コンサルテーションの企画・実施 2. 研修会の企画・実施 3. 外部機関等の紹介、有益情報提供の企画・実施
	役員の状況	代表取締役社長1人、取締役2人、監査役1人
	従業員数	2名
	持ち株比率	35.00%
	法人との関係	関連会社(投資先に対し、より専門性の高い育成業務を展開)

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。  
ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。

## 大阪中小企業投資育成株式会社

### 1. 法人概況

所在地	大阪市北区中之島3丁目3番23号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sbic-wj.co.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sbic-wj.co.jp/disclose/index.html	
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月20日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和38年11月	中小企業投資育成株式会社法に基づき設立	
	昭和40年5月	転換社債の引受業務を追加	
	昭和61年7月	新株引受権付社債引受業務を追加	
	平成元年6月	設立新株引受業務の追加	
事業の目的	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る。		
主な事務・事業の内容			
	(1) 資本金3億円以下で設立される株式会社への投資 (2) 資本金3億円以下の株式会社への投資 (3) 上記(1)および(2)により投資した株式会社への追加投資 (4) 上記(1)～(3)により投資した株式会社への経営または技術の指導 (5) 上記に附帯する事業		

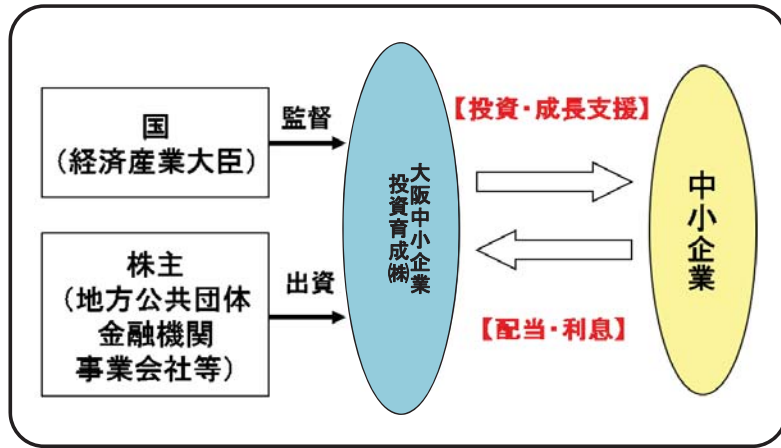
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
投資	資本金3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受及び保有	(平成23年度実績) 【新規】 47件 1,476百万円 【再投資】 9件 145百万円	—	1,424,193 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号～第3号、第5号	—		—
育成	株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（以下「投資先企業」）の依頼に応じて、経営または技術の指導を行う事業	(平成23年度実績) 【投資先社長会総会】 2回 【資先社長研修会】 7回 【海外経済視察】 1回 【セミナー】 136回（うち無料セミナー73回）	有	1,424,193 (※)
	中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第4号	—		—

※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。

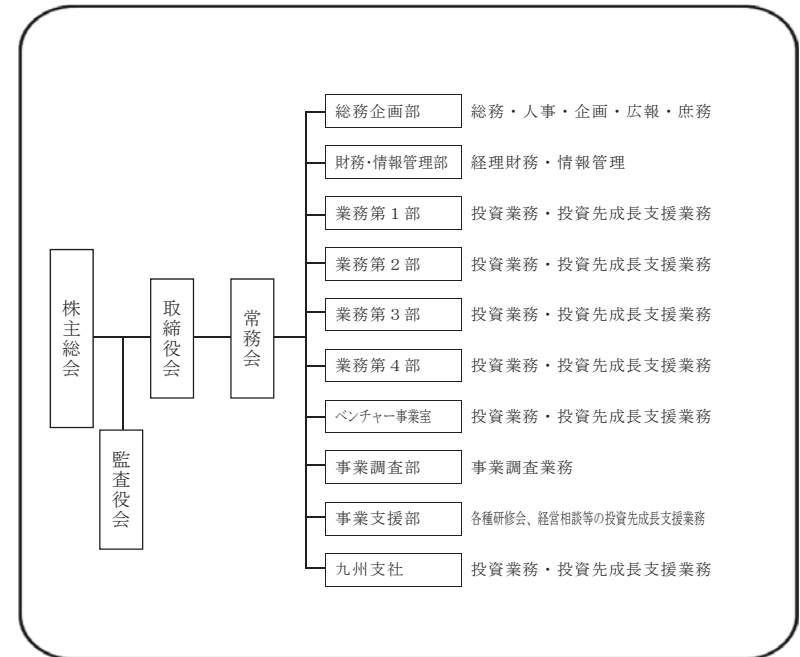
(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)  
該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)  
該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）  
該当なし

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在） (単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000	6,822,000
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額） (単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	3,623,233	2,675,619	2,920,953	3,262,161	3,105,994	
内訳	事業収入額	3,435,079	2,564,319	2,707,118	3,165,704	2,920,224
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	188,154	111,300	213,835	96,457	185,770

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

6. 役員概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
代表取締役社長	常勤	1人	原則6年	1年	1人	4期	1人	1人	中小企業庁長官
常務取締役	常勤	若干名	63歳	1年	1人	6期	1人	0人	-
取締役	常勤	全ての取締役で3~10人	61歳	1年	2人	4期	1人	0人	-
						1期	1人	-	-
	非常勤	-	1年	2人	9期	1人	1人	国土庁長官菅原審議官	
監査役	常勤	全ての監査役で3~4人	63歳	4年	1人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	-	-
	非常勤	-	4年	3人	1期	2人	0人	-	

※非常勤取締役及び非常勤監査役についての定年規定はない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	105,889	0	0	105,889
非常勤	8,640	0	0	8,640
合計	114,529	0	0	114,529

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	55人
非常勤	非常勤	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	7,406,840	I 流動負債	182,821
現金及び預金	2,357,489	未払法人税等	15,049
有価証券	4,542,422	賞与引当金	91,554
未収入還付税金	386,055	役員賞与引当金	36,246
その他の流動資産	120,872	その他の流動負債	39,971
II 固定資産	32,496,095	II 固定負債	2,344,572
1 有形固定資産	65,922	長期未払金	560
建物附属設備	48,429	繰延税金負債	1,916,136
車両	2,938	退職給付引当金	333,468
器具備品	14,554	役員退職引当金	94,407
2 無形固定資産	383		
電話加入権	383		
3 投資その他の資産	32,429,789	負債合計	2,527,394
(1) 投資有価証券	29,527,410	純資産の部	
投資有成株式	31,923,151	I 株主資本	33,907,581
投資有成新株予約権付社債	49,002	1 資本金	6,822,000
投資損失引当金	△2,444,742	2 利益剰余金	27,085,581
(2) その他の資産	2,902,378	(1) 利益準備金	1,705,500
投資有価証券	1,822,041	(2) その他利益剰余金	25,380,081
長期金銭信託	991,112	配当平準積立金	2,500,000
その他	89,224	別途積立金	20,400,000
		繰越利益剰余金	2,480,081
		II 評価・換算差額等	3,467,959
		その他有価証券評価差額金	3,467,959
		純資産合計	37,375,541
資産合計	39,902,935	負債及び純資産合計	39,902,935

※千円未満を切り捨てて表示



10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
投資育成株式配当金	1,755,095	
投資育成株式売却益	1,107,064	
投資事業組合管理収入	11,965	
投資育成新株予約権付社債利息	3,241	
事業支援収入	42,857	2,920,224
営業費用		
一般管理費	1,152,812	
組合管理費	4,942	
投資育成有価証券評価損	44,355	
投資損失引当金繰入額	155,655	
事業支援費用	21,607	
その他の営業費用	44,819	1,424,193
営業利益		1,496,031
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,908	
投資有価証券売却益	61,112	
雑収入	3,459	124,480
営業外費用		
投資事業組合管理収入返還金	99,655	
長期金銭信託運用損	72,555	
雑損失	14,182	186,393
経常利益		1,434,118
特別利益		
子会社清算益	61,290	61,290
税引前当期純利益		1,495,408
法人税、住民税及び事業税	5,932	
法人税等調整額	—	5,932
当期純利益		1,489,476

※千円未満を切り捨てて表示

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

（その他有価証券）

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) 特定金銭信託等の評価基準及び評価方法

（その他有価証券）

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準による。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上。なお、当事業年度は該当なし。

(2) 投資損失引当金

投資育成有価証券の損失に備えるため、投資先企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。

(6) 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規則」に基づく期末要支給額を計上。

4. 投資事業有限責任組合の会計処理

組合の最近の決算書に基づき、組合の資産・負債・収益・費用をそれぞれ当社持分割合に応じて受け入れる方法によって計上。

なお、組合決算日（12月31日）と当社決算日との間に生じた組合財産の重要な変動については調整。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

平成 20 年 3 月 31 日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理による。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

6. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当事業年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	東京中小企業投資育成株式会社
	所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-22
	資本金	6,673,400千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役4人、監査役3人
	従業員数	70名
	持ち株比率	10.4%
法人との関係	東京都に本社を置く中小企業投資育成株式会社	
2	名称	名古屋中小企業投資育成株式会社
	所在地	名古屋市中村区名駅南1-16-30
	資本金	4,300,800千円
	事業内容	投資育成業
	役員の状況	取締役社長1人、常務取締役1人、取締役7人、監査役3人
	従業員数	27名
	持ち株比率	2.1%
法人との関係	名古屋市内に本社を置く中小企業投資育成株式会社	

※法定資金供給に係る出資については、別途、ホームページに掲載している。

ただし、その情報を掲載することにより、当該投資先企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また投資事業実施に当たって支障を及ぼす恐れがあるものについては、掲載していない。



(7) そ の 他



## 自動車安全運転センター

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア6階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jsdc.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jsdc.or.jp/center/financial/index.html
設立根拠法	自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	警察庁交通局交通企画課	
設立年月日	昭和50年10月16日	民間法人化年月日 平成15年10月1日
沿革	年 月	事項
	昭和50年10月	自動車安全運転センター設立
	平成3年4月 平成15年10月	安全運転中央研修所開所 民間法人化（自動車安全運転センター法の一部改正）
事業の目的	自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資すること。	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転研修業務</li> <li>累積点数通知業務</li> <li>運転経歴証明業務</li> <li>交通事故証明業務</li> <li>調査研究業務</li> </ul>	

### 2. 事務・事業の概要等

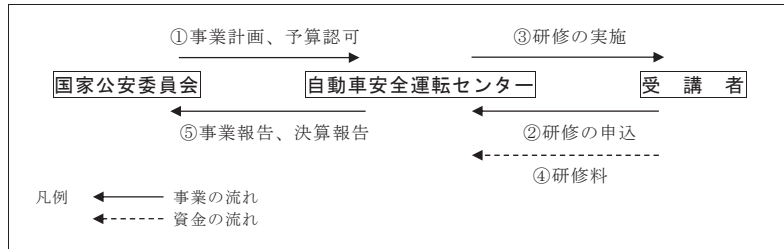
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
安全運転研修業務	① 自動車運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者又は運転免許を受けた青少年に対する、業務上必要な、又は資質向上に必要な自動車運転に関する研修の実施。	(平成23年度) 研修実施延人員 45,307人	有	1,449,618
	② 運転免許を受けていない16歳未満の者に対する交通安全に関する研修の実施。			
	自動車安全運転センター法第29条第1項第1号及び第2号	—		経常費用 (研修業務)
累積点数通知業務	交通違反等の点数が免許停止処分又は違反者講習を受けることとなる直前の点数に達したときに、その旨を書面で通知するもの。	(平成23年度) 通知件数 938,163件	—	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第3号	制度的独占		経常費用 (証明業務等)
運転経歴証明業務	自動車の運転に関する経歴（無事故・無違反、運転記録、累積点数等、運転免許経歴）に係る書面を本人の求めに応じて交付するもの。	(平成23年度) 交付件数 4,811,749件	有	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第4号	制度的独占		経常費用 (証明業務等)
交通事故証明業務	交通事故に関し、発生日時、場所その他の事項を記載した書面を当該事故の加害者、被害者等の求めに応じて交付するもの。	(平成23年度) 交付件数 3,397,426件	有	4,408,071 (※)
	自動車安全運転センター法第29条第1項第5号	制度的独占		経常費用 (証明業務等)

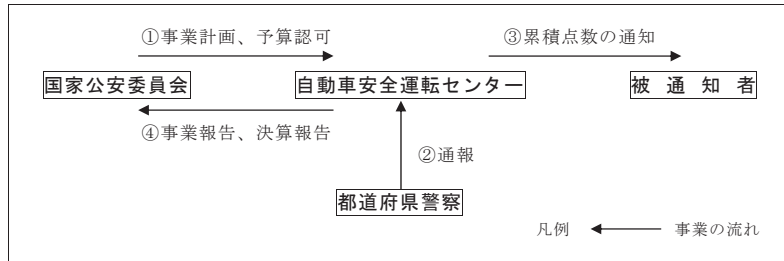
※ 自動車安全運転センターにおいては、累積点数通知業務、運転経歴証明業務及び交通事故証明業務等について、一括した区分として経理を行っているため、当該区分の費用全体を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

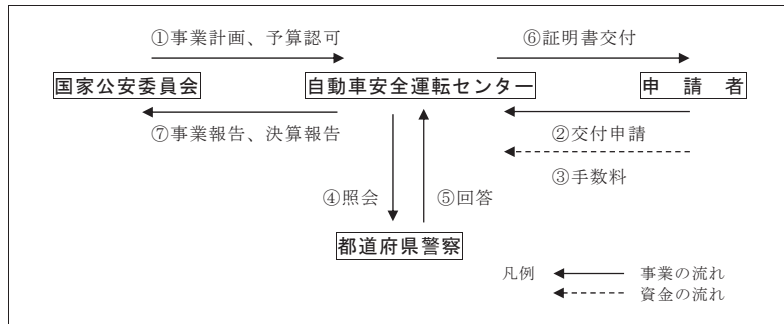
① 安全運転研修業務



② 累積点数通知業務



③ 運転経歴証明業務、交通事故証明業務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	6,195,060	6,195,060	6,195,060	6,195,060	6,195,060
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	7,257,962	7,200,675	7,009,443	6,537,234	6,298,474	
内 訳	事業収入額	6,626,303	6,590,018	6,375,289	5,940,089	5,793,823
	国等からの補助金等収入額	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403
	国等との契約に基づく総収入額	123,952	119,959	124,051	120,081	97,215
	その他収入額	396,707	408,426	450,981	426,253	401,033

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※ 「その他収入額」欄には、地方公共団体補助金等収入、事業外収益等を計上。

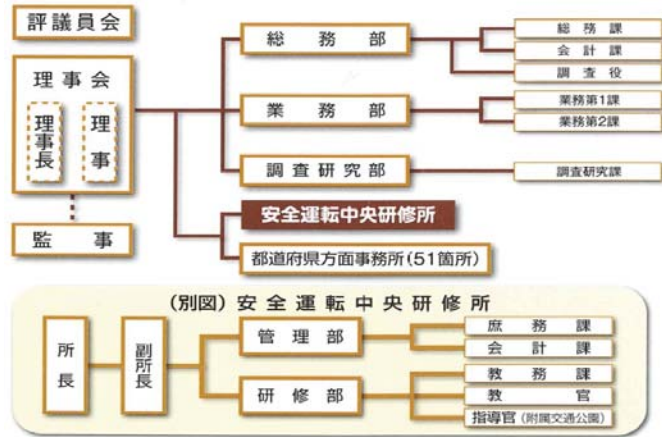
(国等からの補助金等の状況（平成 23 年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	自動車事故対策費補助金	安全運転推進事業	その他	6,402
	自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等の経費を助成することにより、自動車事故の発生や被害者の保護の増進に資すること。	安全運転中央研修所における青少年運転者課程で、25歳未満の青少年運転者を対象に安全運転の基本、運転適性検査による運転行動を学ぶほか、基本走行、スラロム走行、モトクロス及びトライアル等の技能訓練、各種道路状況に応じたブレーキング等により、運転者に必要な実技等について研修を実施。		国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

(国等からの委託費の状況（平成 23 年度）)

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況				
						期別	人数	人数	最終官職			
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	4期	1人	1人	警察庁警備局長			
理事	常勤	10人以内	65歳	2年	4人	1期	3人	3人	長崎県警察本部長			
						2期	1人		消防庁消防大学校長			
	非常勤					80歳	2年	5人	4期	4人	0人	警察大学教務部長
									1期	1人	-	
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省関東運輸局自動車技術安全部次長			

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	56,568	10,465	22,839	89,872
非常勤	-	-	-	-
合計	56,568	10,465	22,839	89,872

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	445人	非常勤	定数	-
		現員			現員	
		430人			-	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	内訳	
		証明業務等	研修業務
流動資産	2,497	2,289	207
現金・預金	2,136	1,987	148
現商貯前未取	4	-	4
貯蔵品	33	26	7
未払費用	12	9	3
未収収益	24	11	13
未収金	285	254	30
固定資産	23,405	2,624	20,781
有形固定資産	13,168	86	13,082
建物	2,245	8	2,236
構築物	1,172	-	1,172
機械・装置	27	-	27
車両・運搬具	205	-	205
器具・備品	194	77	117
立木	2	-	2
建設仮置	9,292	-	9,292
土地	28	-	28
無形固定資産	79	66	13
電話加入権	12	10	1
ソフトウェア	67	55	11
その他の資産	10,157	2,471	7,685
投資有価証券	2,038	1,046	992
敷金・預金	55	52	3
退職給付引当金	1,500	1,372	127
建設仮置の資産	6,562	-	6,562
その他の資産	0	-	0
資産合計	25,903	4,914	20,988
流動負債	850	678	172
リース債務	74	12	61
未払法人税等	77	70	6
未払消費税	3	3	0
未払費用	0	-	0
前受り	340	292	48
預り金	43	36	6
賞与引当金	148	123	25
固定負債	161	138	22
リース債務	2,607	1,404	1,203
退職給付引当金	62	24	37
退職見返補助金	1,507	1,380	127
資産見返寄付金	362	-	362
資産見返寄付金(負債合計)	674	-	674
純資産	3,458	2,082	1,375
資本積立金(土地)	22,444	2,831	19,613
積立金	6,195	-	6,195
土地・建物等充当金	16,075	2,776	13,298
建設積立金	5,770	48	5,722
経営基盤安定化積立金	7,200	-	7,200
積立金	1,500	1,500	-
その他の有価証券評価差額金	1,604	1,228	376
(純資産合計)	173	54	119
負債・純資産合計	22,444	2,831	19,613
	25,903	4,914	20,988

(注) 1. 減価償却累計額 10,545百万円

2. 純資産の部は、利益処分後の数値となっている。

3. 計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

	勘定科目	金額	内 訳	
			証明業務等	研修業務
収 益 の 部	経常収益	6,298	5,040	1,258
	事業収入	5,890	4,866	1,024
	証明書交付手数料等収入	4,866	4,866	-
	研修料収入	967	-	967
	入場料等収入	0	-	0
	施設貸付料収入	21	-	21
	成果普及業務収入	0	0	-
	物品販売業務収入	34	-	34
	補助金等収入	149	137	12
	国庫補助金収入	6	-	6
	地方公共団体補助金等収入	143	137	5
	資産見返補助金戻入	31	-	31
	資産見返寄付金戻入	63	-	63
	事業外収益	163	36	126
	受取利息	9	8	0
	有価証券利息	128	24	104
雑益	24	3	21	
	合 計	6,298	5,040	1,258
費 用 の 部	経常費用	5,850	4,401	1,448
	事業費用	2,355	1,900	455
	一般業務費	1,929	1,885	44
	研修費	343	-	343
	施設管理費	42	-	42
	調査研究費	15	15	-
	物品販売業務費	24	-	24
	一般管理費	3,494	2,501	993
	一般管理費	2,686	2,205	480
	賞与引当金繰入	161	138	22
	退職給付引当金繰入	102	89	13
	減価償却費	543	67	476
	事業外費用	0	0	0
	雑損	0	0	0
	特別損失	3	2	0
	固定資産除却損	3	2	0
法人税、住民税及び事業税	3	3	0	
当期末処分利益	440	632	△ 191	
	合 計	6,298	5,040	1,258

（注）計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
 その他有価証券  
 市場価格のあるもの  
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は個別法により算定）を採用している。
- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 商品及び貯蔵品  
 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用している。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物 8年～47年、構築物 10年～60年、機械・装置 5年～17年、車両・運搬具 3年～6年、器具・備品 2年～20年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

なお、平成 20 年 3 月 31 日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、センター利用のソフトウェアについては、センターにおける利用可能期間（5年）に基づいている。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上している。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上している。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

（追加情報）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用している。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 社会保険診療報酬支払基金

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区新橋2-1-3	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.ssk.or.jp/">http://www.ssk.or.jp/</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.ssk.or.jp/goannai/goannai_05.html">http://www.ssk.or.jp/goannai/goannai_05.html</a>
設立根拠法	社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）	
その他、事務・事業に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 介護保険法（平成9年法律第123号） 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）	
所管府省（担当課）	厚生労働省保険局保険課	
設立年月日	昭和23年9月1日	民間法人化年月日 平成15年10月1日
沿革	年 月	事項
	昭和23年9月	社会保険診療報酬支払基金設立 健康保険法による診療報酬の審査・支払事務を開始
	昭和58年2月	老人保健法関係業務を開始
	昭和59年10月	退職者医療関係業務を開始
	平成12年4月	介護保険関係業務を開始
	平成15年10月	民間法人化
	平成20年4月	後期高齢者医療制度関係業務等を開始
	平成23年12月	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を開始
事業の目的	全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行う。	
主な事務・事業の内容	①療養の給付等に係る審査・支払業務、②高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付事務、③後期高齢者医療制度関係業務、④前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務、⑤病床転換助成業務、⑥特定健康診査等決済代行業業、⑦被扶養者情報通知経由事業、⑧介護保険関係業務、⑨老人保健関係業務、⑩退職者医療関係業務、⑪特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

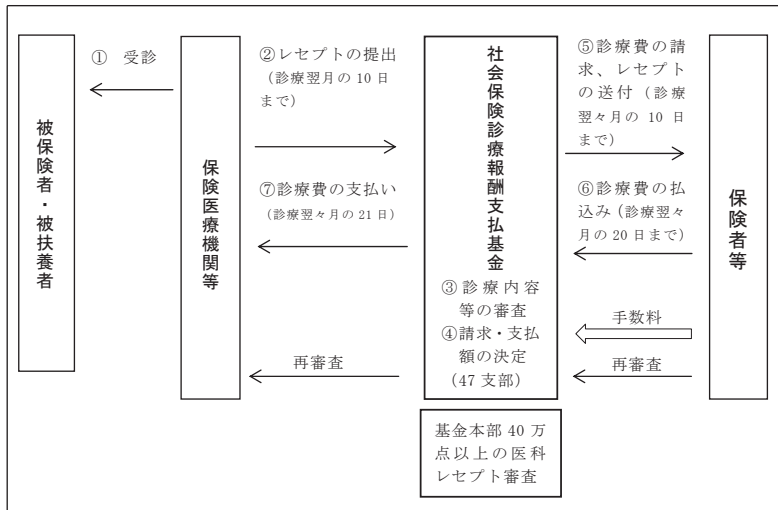
事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円）	
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定	
診療報酬審査・支払事務	・保険者からの委託による療養の給付等に係る審査・支払 ・国からの要請による高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付 社会保険診療報酬支払基金法第15条	（平成23年度） 事務費勘定 907,944千件 高齢者医療制度円滑導入勘定 19,256千件 -	有	10,581,745,149	一般会計
後期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等	・保険者からの後期高齢者支援金等の徴収事務 ・後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号	（平成23年度） 保険者 3,413 広域連合 47 徴収回数 12 交付回数 12 制度的独占	-	5,203,987,284	後期高齢者医療特別会計
前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等	・保険者からの前期高齢者納付金等の徴収 ・保険者に対する前期高齢者交付金の交付等 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号	（平成23年度） 保険者 3,413 市町村 1,882 徴収回数 12 交付回数 12 制度的独占	-	2,965,774,890	前期高齢者特別会計
病床転換助成事業	・保険者からの病床転換支援金等の徴収 ・都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等 高齢者の医療の確保に関する法律附則第11条第1項	（平成23年度） 保険者 3,413 都道府県 16 徴収回数 - 交付回数 1 制度的独占	-	362,900	病床転換助成事業特別会計
特定健康診査等に係る費用の決済代行業業	・特定健診等機関から特定健診等に係る費用の支払 ・特定健診等機関から特定健診等に係る費用の支払 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	（平成23年度） 1,087千件 -	有	7,201,410	認可事業特別会計 特定健診等決済代行業業費勘定
被扶養者情報通知経由事業	・保険者から被扶養者情報に係る通知の受付 ・後期高齢者広域連合に対する当該通知の引渡し 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	（平成23年度） 98千件 制度的独占	有	49,060	認可事業特別会計 被扶養者情報通知経由事業費勘定
老人保健関係業務	・保険者からの拠出金徴収 ・市町村に対する交付金の交付等 健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の老人保健法64条第1項	（平成23年度） 保険者 3,399 市町村 1,735 徴収回数 12 交付回数 1 制度的独占	-	4,544,229	老人保健特別会計
退職者医療関係	・被用者保険等保険者からの	（平成23年度）	-	720,741,215	



業務	拠出金の徴収 ・市町村に対する療養給付費等交付金の交付等	保険者 1,531 市町村 1,717 徴収回数 12 交付回数 12		
	国民健康保険法附則第17条第1項	制度的独占		退職者医療特別会計
介護保険関係業務	・医療保険者からの納付金の徴収 ・市町村に対する介護給付費交付金の交付 ・市町村に対する地域支援事業支援交付金の交付等	(平成23年度) 医療保険者 3,411 市町村 1,580 徴収回数 12 交付回数 12	-	2,310,364,869
	介護保険法第160条第1項	制度的独占		介護保険特別会計
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給 ・特定無症候性持続感染者に対する定期検査費及び定期検査手当の支給 ・母子・世帯内感染防止医療費の支給	(平成23年度) 2月支給 15件 3月支給 55件	-	47,906,562
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給に関する特別措置法第26条	制度的独占		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

○診療報酬審査・支払事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

※一般会計については、平成15年10月の民間法人化により、社会保険診療報酬支払基金法第4条で定めていた「基本金」を廃止。また、特別会計については、法令に基づく業務であることから、資本金を有していない。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	21,225,498,566	19,916,511,869	20,257,761,464	20,539,551,786	21,640,524,113	
内訳	事業収入額	21,207,015,371	19,881,179,819	20,231,755,190	20,513,481,962	21,568,971,558
	国等からの補助金等収入額	18,305,478	35,278,558	25,902,386	25,977,412	71,477,171
	国等との契約に基づく総収入額	177,717	53,492	103,888	92,412	75,384
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

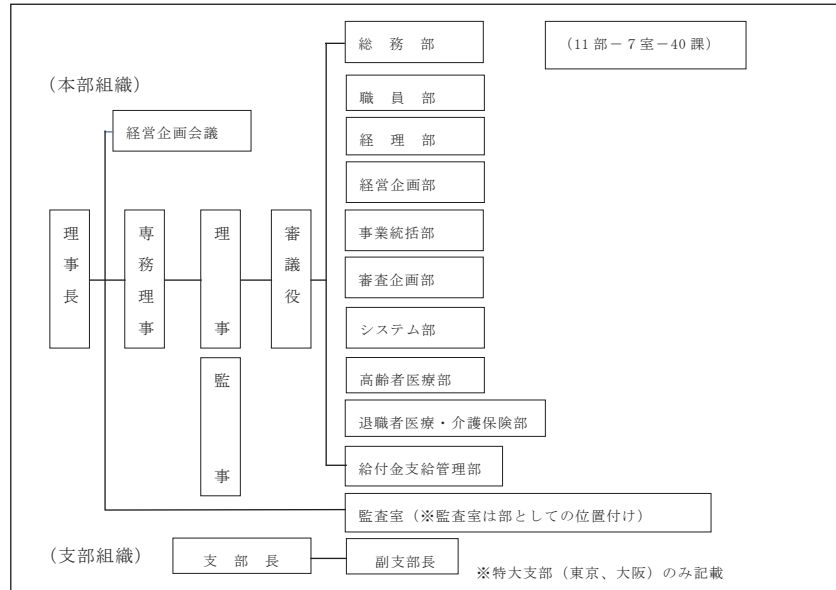
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
交付金	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金事業	その他	23,199,754
	支払基金が行う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に関する事業の実施を図るため、支払基金内に「健保高齢者医療制度円滑導入基金」を創設し、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の円滑な実施を図る。	「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により国が支払う一部負担金等の一部に相当する額（以下「指定公費負担医療費」という。）を保険医療機関等その他請求者に支払う事業並びに指定公費負担医療費の審査・支払事務を行う。		厚生労働省
補助金	介護保険関係業務費補助金	介護保険関係業務	事務費補助	232,525
	「介護保険関係業務実施要綱」に基づき、支払基金が行う介護保険関係業務に要する経費を補助することにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。	介護保険の介護給付費・地域支援事業支援納付金を医療保険者から徴収し、保険者である市町村に対し、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付する業務に関する事務を行う。		厚生労働省
交付金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	その他	48,044,892
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第26条第1項の規定に基づき給付金等を支給する。	① 支払基金に設置する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の造成 ② 支払基金が行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務		厚生労働省



（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年) ※	任期(1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	3期	1人	1人	北海道厚生局長
理事	常勤	17人以上 (専務理事含め)	65歳	2年	2人	1期	2人	1人	関東信越厚生局 統括指導医療官 財務省
						2期	3人	0人	—
						3期	5人	1人	厚生労働省医薬食品局長
						4期	2人	0人	—
						5期	2人	0人	—
監事	非常勤	4人	65歳	2年	3人	1期	1人	0人	—
						2期	2人	0人	—

※ 理事長及び専務理事は、特別な事情がある場合は70歳に達するまで。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	48,864	9,205	17,856	75,926
非常勤	—	5,409	—	5,409
合計	48,864	14,614	17,856	81,335

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	4,801人
		現員	4,838人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	519,864,349	未払金	15,187,715
未収事務費	6,829,088	未払消費税等	412,305
有価証券	49,920,000	未払後期高齢者交付金	434,771,754
前払年金費用	25,324	未払前期高齢者交付金	246,958,445
未収入金	12,533,304	未払特定健診等費用	447,475
未収後期高齢者支援金	394,868,308	過請求特定健診等費用	815
未収後期高齢者関係事務費拠出金	37,052	未払特別事業助成費返還金	8,178
未収前期高齢者納付金	225,965,183	未払老人薬剤費特別給付金	19
未収前期高齢者関係事務費拠出金	36,188	過請求老人薬剤費特別給付金	2
未収特定健診等費用	447,411	未払療養給付費等交付金	72,050,519
未収特別事業助成費返還金	8,178	未払介護給付費交付金	190,565,517
未収医療費拠出金	85,298	未払地域支援事業支援交付金	1,025,273
未収療養給付費等拠出金	51,059,487	未払費用	9,658
未収医療費交付金返還金	506,397	短期借入金	50,939,534
未収助成費返還金	25,079	短期リース債務	56,934
未収事務費拠出金	41,391	その他の未払金	15,200
未収介護給付費・地域支援事業支援納付金	178,623,913	前受金	162,784,422
過払特定健診等費用	750	預り金	12,511,350
過払老人薬剤費特別給付金	2	賞与引当金	2,679,406
未収収益	12,052	その他の流動負債	1,424,773
その他の流動資産	211,141	流動負債合計	1,191,849,310
流動資産合計	1,441,099,911		
		固定負債	
固定資産		預り委託金	50,609,717
有形固定資産		支給基金	35,790,521
建物	51,434,603	長期リース債務	58,375
構築物	335,748	退職給付引当金	124,957,767
車両運搬具	10,224	円滑導入基金	28,304,987
工具器具備品	1,680,809	その他の固定負債	1,631,649
土地	34,412,625	固定負債合計	241,353,016
リース資産	2,360,579		
有形固定資産合計	90,234,585	負債合計	1,433,202,330
無形固定資産			

電話加入権	38,892	(資本の部)	
地上権	802	利益剰余金	
ソフトウェア	11,637,221	別途積立金	72,335,079
リース資産	104,409	当期末処分利益	113,361,918
無形固定資産合計	11,781,326	当期末処理損失	△75,666,673
投資その他の資産			
敷金・保証金	115,322	資本合計	110,030,328
その他	1,508		
投資その他の資産合計	116,831		
固定資産合計	102,132,747	負債・資本合計	1,543,232,658
資産合計	1,543,232,658		

※ 全ての会計・勘定を集約しているため、合計は必ずしも一致しない。

## 10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

区 分	金 額
[経常損益の部]	
(業務損益の部)	
業務収益	21,667,052,416
業務費用	21,833,004,426
<b>業 務 利 益</b>	11,949,965
<b>業 務 損 失</b>	-177,901,976
(業務外損益の部)	
業務外収益	745,134
業務外費用	451,459
<b>経 常 利 益</b>	11,949,708
<b>経 常 損 失</b>	-177,608,037
[特別損益の部]	
特別利益	64,070
特別損失	1,670,558
<b>当 期 純 利 益</b>	11,946,113
<b>当 期 純 損 失</b>	-179,210,929
前期繰越利益	4,513,340
別途積立金取崩額	236,041,644
前期繰越損失	35,594,915
<b>当 期 未 処 分 利 益</b>	113,361,918
<b>当 期 未 処 理 損 失</b>	-75,666,673

※ 全ての会計・勘定を集約。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度・一般会計事務費勘定※）

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法による。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物 6～50年  
構築物 10～60年  
車両運搬具 6年  
工具器具備品 3～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

なお、ソフトウェア（基金利用分）については、支払基金における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上。

(2)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上。

過去勤務債務については、発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額を発生時から費用処理。

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額をそれぞれ発生時の翌期より費用処理。

なお、役員については、役員退職手当規程に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない短期的な投資からなる。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式による。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用。

※ その他の経理（一般会計事業費勘定、一般会計高齢者医療制度円滑導入勘定、一般会計医療施設等設備整備費勘定、後期高齢者医療特別会計事業費勘定、後期高齢者医療特別会計事務費勘定、前期高齢者特別会計事業費勘定、前期高齢者特別会計事務費勘定、病床転換助成事業特別会計事業費勘定、病床転換助成事業特別会計事務費勘定、認可事業特別会計特定健診等決済代行事業費勘定、認可事業特別会計被扶養者情報通知経由事業費勘定、認可事業特別会計高齢者医療運営円滑化等事業費勘定、認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定、老人保険特別会計事業費勘定、老人保険特別会計事務費勘定、老人保険特別会計拠出金事業費勘定、老人保険特別会計老人薬剤費勘定、退職者医療特別会計事業費勘定、退職者医療特別会計事務費勘定、介護保険特別会計事業費勘定、介護保険特別会計事務費勘定、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計事業費勘定、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計事務費勘定）に係る重要な会計方針は省略。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

## 中央職業能力開発協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿木村屋ビル 11 階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.javada.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.javada.or.jp/ kyoukai/koukai/index.html
設立根拠法	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	厚生労働省職業能力開発局能力評価課	
設立年月日	昭和 54 年 7 月 1 日	民間法人化年月日 平成 10 年 7 月 31 日
沿革	年 月	事項
	昭和 44 年 11 月	中央技能検定協会設立
	昭和 45 年 1 月	技能検定制度の開始
	昭和 49 年 1 月	（社）全国共同職業訓練団体中央協議会設立
	昭和 52 年 8 月	（社）全国共同職業訓練中央会と名称変更
昭和 54 年 7 月	中央技能検定協会及び（社）全国共同職業訓練中央会を統一して、中央職業能力開発協会を設立	
平成 10 年 7 月	特別民間法人化	
事業の目的	中央職業能力開発協会は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に「職業能力の開発」の促進を図ることを目的とする。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡</li> <li>2 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修</li> <li>3 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報</li> <li>4 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究</li> <li>5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力</li> <li>6 その他の職業能力の開発の促進に関し必要な業務</li> <li>7 技能検定試験に関する業務の一部</li> </ol>	

### 2. 事務・事業の概要等

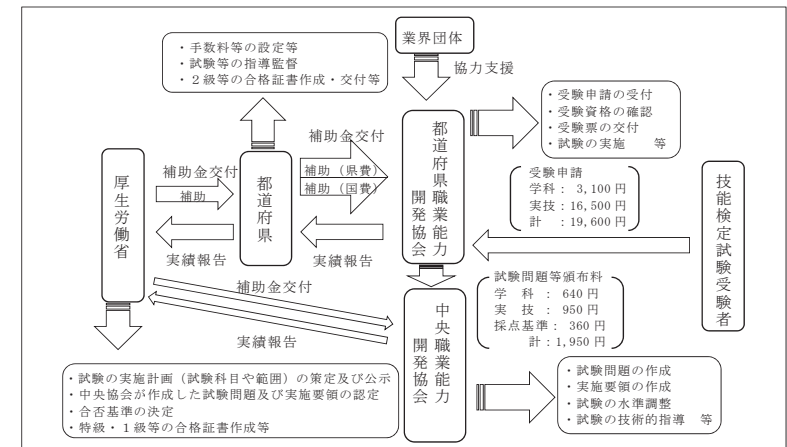
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中央職業能力開発協会事業	職業能力開発促進法第 46 条第三項及び第 55 条に規定される事業 ①技能検定業務指導 ②都道府県技能検定委員等研修 ③技能検定制度の普及・促進 ④図書出版物の発刊 ⑤コンピューターサービス技能評価試験の実施 ⑥CAD トレース技能審査の実施 ⑦ビジネス・キャリア検定試験の実施 ⑧職業能力開発推進者リーダー養成研修等の実施 ⑨技能士実態調査の実施 ⑩アジア各国等との国際交流及び国際協力 ⑪技能検定試験問題等の作成	（平成 23 年度実績） ①回数:27 回 ②回数:前・後期 2 + 1 回 ③ホームページ等の活用 ④14, 200 部(改訂・増刷含) ⑤受験申請者:82, 342 名 ⑥受験申請者:3, 393 名 ⑦受験申請者:23, 500 名 ⑧369 名 ⑨技能士実態調査の実施 ⑩視察団受入協力 11 か国、5 回 ⑪684 作業試験 受験申請者:210, 405 名	有	1, 550, 962
	職業能力開発促進法第 46 条第三項及び第 55 条	—	—	一般会計
技能評価システム移転促進事業	・開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して、職種ごとに、我が国の技能検定等基準・問題作成等担当者研修及び試験・採点等担当者研修についての研修を行い、担当者研修の修了者を中心として、現地においてトライアル検定を自らの手で実施させることにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効果的な移転を図る。	技能評価技法研修等の実施 参加者 平成 19 年度 62 名 平成 20 年度 92 名 平成 21 年度 93 名 平成 22 年度 62 名 平成 23 年度 70 名 技能評価者講習の実施 参加者 平成 19 年度 57 名 平成 20 年度 55 名 平成 21 年度 47 名 平成 22 年度 34 名 平成 23 年度 123 名 技能評価トライアルの実施 参加国 平成 19 年度 6 か国 平成 20 年度 5 か国 平成 21 年度 6 か国 平成 22 年度 5 か国 平成 23 年度 6 か国	—	131, 869
	職業能力開発促進法 55 条第 1 項第 5 号	—	—	一般会計
キャリア支援企業創出促進事業	企業へのキャリア形成に関する助言・情報提供、講習やキャリア健診等による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信することによりキャリア形成支援に取り組む企業の創出を促進する。	（平成 23 年度実績） ○キャリア開発アドバイザー研修の実施 59 名 ○人材育成コンサルタントの情報提供・意見交換会の実施 74 名 ○キャリア健診研修の実施 29 名 ○職業能力開発推進者講習実績 全 81 回、2, 586 名参加	—	44, 666
	職業能力開発促進法 55 条第 1 項第 2 号及び 3 号	—	—	一般会計

各種技能競技大会等の推進事業	若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリの開催等を通じて、技能専重気運の醸成、技能者育成の促進等を図る。	(平成23年度) 第6回若年者ものづくり競技大会の実施 第49回技能五輪全国大会実施 第41回技能五輪国際大会への選手団派遣	—	564,021
	職業能力開発促進法55条第1項第5号及び6号	—	—	一般会計
幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備事業	・職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準の策定。 ・さらに、職業能力評価基準を活用して、「ジョブ・カード制度」に不可欠なモデル評価シート等の策定や人材育成のためのツールの作成・普及。	職業能力評価基準及びモデル評価シート等の取組業種数 平成19年度 13業種 平成20年度 14業種 平成21年度 10業種 平成22年度 11業種 平成23年度 9業種	—	157,702
	職業能力開発促進法55条第1項第3号	—	—	一般会計
緊急人材育成・就職支援基金事業	平成20年秋のリーマンショックに始まる厳しい雇用・失業情勢に対応するために、平成21年第1次補正予算等において国から緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金の交付を受けて造成した緊急人材育成・就職支援基金により、緊急人材育成支援事業、新卒者就職実現プロジェクト事業及び成長分野等人材育成支援事業等を実施しているもの。	(平成23年度) ○緊急人材育成支援事業 ・基金訓練認定定員数 244,604人 ・訓練・生活支援給付金支給資格認定件数 142,450件 ・訓練・生活支援給付金支給決定件数・同金額 715,376件・7,577,462万円 ・新規訓練認定奨励金支給決定件数・同金額 2,951件・408,811万円 ・訓練奨励金支給決定件数・同金額 27,070件・8,496,010万円 ・訓練・生活支援資金融資に係る保証経費の補助 返済免除 7,456件 102,923万円 貸倒損失処理 527件 9,876万円  ○新卒者就職実現プロジェクト事業 ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 トライアル雇用奨励金支給決定件数・同金額 36,508件 1,026,083万円 既卒者正規雇用奨励金支給決定件数・同金額 21,483件 1,077,970万円 ・既卒者育成支援奨励金 既卒者育成雇用奨励金支給決定件数・同金額 43件 2,803万円 既卒者正規雇用奨励金支給決定件数・同金額 18件 900万円 ・3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金支給決定件数・同金額 4,101件 411,760万円  ○成長分野等人材育成支援事業 ・成長分野等人材育成支援奨励金支給決定件数・同金額 2件 1,346万円	—	251,452,437
			—	—

(2) 主な事務・事業の仕組み(業務及び資金の流れ)

【技能検定試験制度(都道府県方式)】



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況(各年度とも年度末現在)

(単位: 千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	0	0	0	0	0
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	0	0	0	0	0
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況(各年度とも実績額)

(単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	3,435,589	3,598,385	704,050,050	214,725,527	26,546,538	
内訳	事業収入額	1,295,723	1,266,895	1,750,630	1,590,940	1,460,229
	国等からの補助金等収入額	2,075,421	2,257,902	702,205,996	212,917,511	25,017,992
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	会費収入等額	64,446	73,587	93,424	217,076	68,316

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※平成21年度以降は、「緊急人材育成・就職支援基金事業特別会計」の収入を含めて記載。「国等からの補助金等収入額」欄に「緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金」を計上(平成21年度7,000億円、22年度2,115億円、23年度約235億円)。なお、当該交付金は平成21年度約3,534億円、22年度約255億円国庫返納されている。

※「会費収入等額」欄には、会費収入、雑収入、運用収入(一般会計)を含む。

※特別会計の運用収入については「事業収入額」欄に計上。

(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

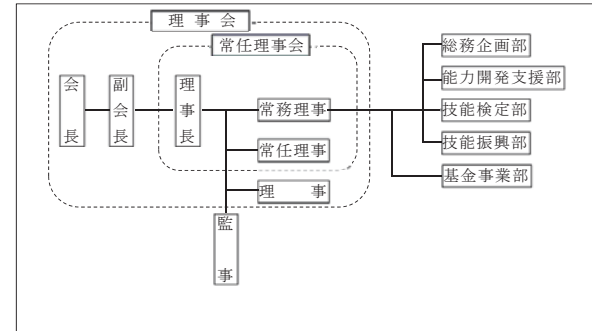
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額 (千円)	交付府省名
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		金額 (千円)	
補助金	技能向上対策費補助金	技能検定試験事業	事務費補助	441,343	厚生労働省
	職業能力開発促進法に基づき、会員が行う職業能力開発業務への指導、連絡、職業訓練に従事する者等への研修の実施、職業能力の開発に関する情報・資料の提供等の事業を実施する場合に、職員の人件費、一般運営費及び当該事業の実施に要する経費を補助対象経費として、その一部を補助するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方協会職員等研修費</li> <li>・ 職業能力開発推進者リーダー養成研修実施費</li> <li>・ 情報資料提供事業</li> <li>・ 技能検定業務指導費</li> <li>・ 技能検定職員等研修費</li> <li>・ 技能検定試験実施要領等作成費</li> </ul>			
交付金	緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金	新卒者就職実現プロジェクト事業	その他	23,520,108	厚生労働省
	中央職業能力開発協会が職業能力の開発及び向上並びに良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発を促進し、もって労働者の雇用及び生活の安定を図るため、基金を造成し、当該基金を活用するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 大学等を卒業後3年以内の既卒者を新卒扱いで正規雇用した事業主に対し、奨励金を支給。</li> <li>② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て、正規雇用させた事業主に対して奨励金を支給。</li> <li>③ 既卒者育成支援奨励金 卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた成長分野等の中小事業主に対して奨励金を支給。</li> </ul>			

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)	委託府省名
		金額 (千円)	
キャリア支援企業創出促進事業	事業主に対するキャリア形成に関する専門的な相談支援・情報提供、講習及び診断サービス(キャリア健診)等を実施するとともに、企業の人材育成システム全般に関する多面的な情報を収集・分析し、キャリア形成支援のモデル・評価視点等を抽出・提供することにより、企業内における労働者のキャリア形成の取組みの促進を図る。	44,666	厚生労働省
各種競技大会等の推進事業	各種技能競技大会等の推進により、技能労働者の地位向上を図り、若年者に対し技能の魅力・重要性を啓発し、若年者が進んで技能者を目指す気運を醸成し、若年ものづく	564,021	

	り人材の確保育成につなげていく。	厚生労働省
教育訓練講座受講環境整備事業	教育訓練給付制度の対象となる講座の適切な指定等を実施することにより、労働者の自発的な職業能力開発を促進し、これにより労働者の雇用の安定及び就職の促進を図る。	86,448
幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業	事業主団体及び関係企業等と連携して、職業能力が適正に評価されるための社会基盤として職業能力評価基準の整備を進め、この活用促進を図るとともにジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)に不可欠なモデル評価シートの作成など適切な評価の実施に資する取組を進めることを通じて職業能力評価制度の整備を図る。	157,702
技能評価システム移転促進事業	我が国がこれまでに国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムの開発途上国への移転を図り、開発途上国の効果的かつ効率的な人材育成に資する。	131,869
アジア太平洋地域人材養成協力事業	東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)及びアジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)の枠組みを活用した各種研修事業等を実施することにより、アジア太平洋地域における人材養成に資する。	71,836
		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
都道府県職業能力開発協会	すべて中央協会の会員	47
職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団体	加入の申込みをし、会長の承諾を受ける。また、諾否については理事会の意見を聴く。	253
本会の目的に賛同し、本会の業務に協力するもの	加入の申込みをし、会長の承諾を受ける。また、諾否については理事会の意見を聴く。	80

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任任期別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官役職
会長	非常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長・	非常勤				2人	5期	1人	0人	—



役職	勤務	人数	年齢	年次	※	1期	1人	0人	—
常任理事	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	厚生労働省労働基準局長
常務理事	常勤	5人以内	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
常任理事	非常勤	65歳	2年	30人	6期	1人	0人	—	—
					5期	2人	1人	経済産業省大臣官房審議官	
					4期	3人	1人	経済産業省製造産業局伝統工芸産業室長	
					3期	5人	0人	—	
					2期	5人	0人	—	
					1期	12人	2人	厚生労働省職業能力開発局育成支援課長 ・特許庁総務部長	
理事	非常勤	200人以内	65歳	2年	102人	13期	1人	—	—
						11期	1人	—	—
						10期	2人	—	—
						9期	2人	—	—
						8期	1人	—	—
						7期	2人	—	—
						6期	4人	—	—
						5期	8人	1人	通商産業省貿易局安全保障貿易管理課情報システム調整官
						4期	13人	1人	国土交通省官房付 （社）日本建設機械化協会建設機械化研究所研究第4課部長
						3期	19人	—	—
2期	27人	—	—						
1期	22人	2人	経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室長 ・国土交通省大臣官房審議官						
監事	常勤	2人以内	65歳	2年	0人	—	—	—	
	非常勤	3人以内	65歳	2年	1人	1期	1人	—	

※副会長のうち2人は常任理事と兼職

### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	30,336	4,148	11,887	46,371
非常勤	576	43	—	619
合計	30,912	4,191	11,887	46,990

※平成23年度においては、常勤役員が3人いたため、上記には3人分の支給総額を記載。

### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	勤務	定数	—
		現員	120人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

### 9. 貸借対照表 一般会計（平成23年度・概要版） 平成24年3月31日（単位：円）

借方	金額	貸方	金額
科目		科目	
資産の部		負債の部	
(流動資産)	1,140,921,770	(流動負債)	386,876,088
現金	78,130	未払金	232,755,470
預金	1,039,554,662	未払費用	20,571,181
その他	101,288,978	前受金	2,090,666
(固定資産)	893,793,343	預り金	103,790,885
(有形固定資産)		仮受金	117,370
器具備品	3,154,003	リース債務	15,581,016
建物付属設備	47,270,087	役員賞与引当金	3,760,985
リース資産	47,218,842	賞与引当金	8,188,515
(無形固定資産)		(固定負債)	632,379,933
ソフトウェア	137,062	リース債務	36,589,476
リース資産	4,951,650	役員退職慰労引当金	11,173,032
(特定資産)		退職給付引当金	584,617,425
BCテキスト改訂積立金	10,000,000	基本金の部	
競技大会準備積立金	7,135,763	(基本金)	1,015,459,092
(投資その他の資産)		積立金	867,450,574
敷金・保証金	74,422,292	当期純利益	135,540,586
投資有価証券	699,503,644	其他有価証券評価差額金	12,467,932
合計	2,034,715,113	合計	2,034,715,113

### 10. 損益計算書 一般会計（平成23年度・概要版）自平成23年4月1日至平成24年3月31日（単位：円）

科目	金額	科目	金額
(収入)		(支出)	
事業収益	2,500,014,777	事業費	1,597,534,074
会費収益		職業訓練振興事業費	10,515,179
会費収入	41,234,000	技能検定等事業費	499,546,830
事業収益		図書出版事業費	30,157,966
職業訓練振興事業収入	7,562,116	受託事業費	1,057,314,099
技能検定等事業収入	898,538,281	管理費	795,425,349
図書出版事業収入	54,023,685	役員給与	551,194,336
受託事業収益		管理諸費	157,501,358
受託事業収入	1,057,314,099	退職給付引当金繰入	71,103,219
補助金収益		減価償却費	15,626,436
国庫補助金収入	441,342,596	事業外費用	750,000
事業外収益	12,237,156	貸倒損失	750,000
受取利息	747		
有価証券利息	10,625,779	特別損失	17,687
雑役	1,610,630	固定資産除却損	17,687
特別利益	17,135,763	法人税、住民税及び事業税	120,000
積立金より受入	17,135,763	当期純利益	135,540,586
		事業利益	107,055,354
		経常利益	118,542,510
		税引前当期純利益	135,660,586

### 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 有形固定資産の減価償却方法等
  - 減価償却方法 定額法により行っている。
  - 減価償却累計額 器具備品：14,160,996円、建物付属設備：6,447,913円、リース資産：20,828,944円  
合計：41,437,853円
- リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存額をゼロとして算定する定額法による。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）による。
  - 其他有価証券で時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額を基本金の部に計上し、売却減価は移動平均法）による。
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 出版物 先入先出法により行っている。
  - 貯蔵品 個別法による原価法により行っている（収入印紙及び交通プリペイドカードの期末未使用額を計上）
- 引当金の計上基準（省略）

### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】

# 農林中央金庫

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区有楽町1-13-2 DNタワー21(第一・農中ビル)		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nochubank.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nochubank.or.jp/ir/	
設立根拠法	農林中央金庫法(平成13年法律第93号)		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省(担当課)	農林水産省経営局金融調整課		
設立年月日	大正12年12月20日	民間法人化年月日	昭和61年9月8日
沿革	年月	事項	
	大正12年12月 昭和61年9月	農林中央金庫設立 民間法人化	
事業の目的	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資すること。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 系統貸出業務：会員(農業協同組合等、農林水産業者の協同組織)に対する資金の貸付け等</li> <li>② 法人営業：会員以外の法人に対する金融サービスの提供</li> <li>③ 有価証券運用</li> <li>④ 預金業務：会員及びその他の者の預金の受入れ及びその運用</li> <li>⑤ 農林債業務：農林中央金庫法第60条に基づく農林債の発行業務</li> <li>⑥ 決済業務：農林水産業の協同組合の全国組織としてのネットワークを生かした国内為替取引、口座振込・振替業務</li> </ol>		

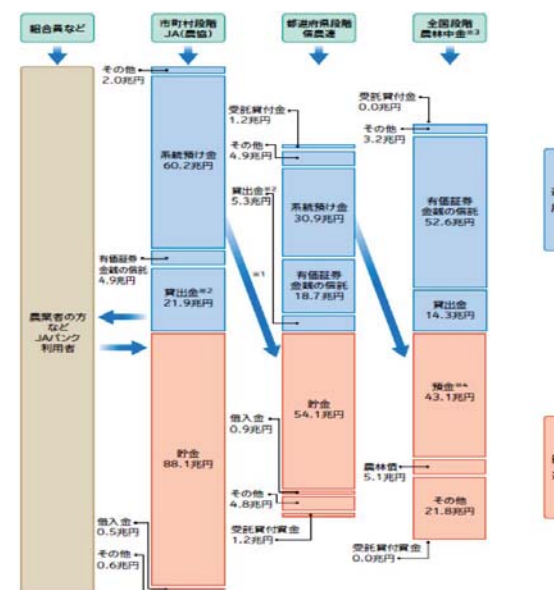
(注) 農林中央金庫の公表資料を基に、当省が作成した。

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
系統貸出業務	独自の融資制度である「農林水産業振興資金」や「農業近代化資金」等の制度資金を通じた農林水産業者等に対する資金貸付け業務。 農林中央金庫法第54条第1項第2号	(平成23年度)貸出金残高 4,445億円	不明	不明
有価証券運用	各種有価証券の運用業務。 農林中央金庫法第54条第4項第2号から第9号	(平成23年度)年度末保有残高 456,554億円	不明	不明
預金業務	農林水産業団体や農林水産業関連企業、地方公団対等非営利法人等からの預金の受入れ及びその運用業務。 農林中央金庫法第54条第1項第1号、第2項第1号	(平成23年度)年度末預金残高 435,631億円 ※譲渡性預金を除く。	不明	不明
農林債業務	資金調達のための農林中央金庫法第60条に基づく農林債の発行業務。 農林中央金庫法第60条	(平成23年度)年度末発行残高 51,256億円	不明	不明

### (2) 主な事務・事業の仕組み(業務及び資金の流れ)



●単位未満をそりした結果、運用と調達の計が一致しない場合があります。  
 ※1 一部の県域では、JJA(農協)が農林中央金庫に直接預金を預け入れる場合もあります。  
 ※2 JJA(農協)および信農連の貸出金には金融機関向け貸出金は含まれておりません。  
 ※3 農林中央金庫の貸出金は、海外勘定を預けております。  
 ※4 農林中央金庫の預金は、JJAグループ以外にも、JF・JForestグループおよび金融機関などからの預金も含まれます。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 百万円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,016,033	3,421,370	3,425,909	3,425,909	3,425,909
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	2,016,033	3,421,370	3,425,909	3,425,909	3,425,909
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	2,691,400	1,426,756	1,259,400	1,101,780	934,933
事業収入額	2,691,400	1,426,756	1,259,400	1,101,780	934,933
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
訳 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

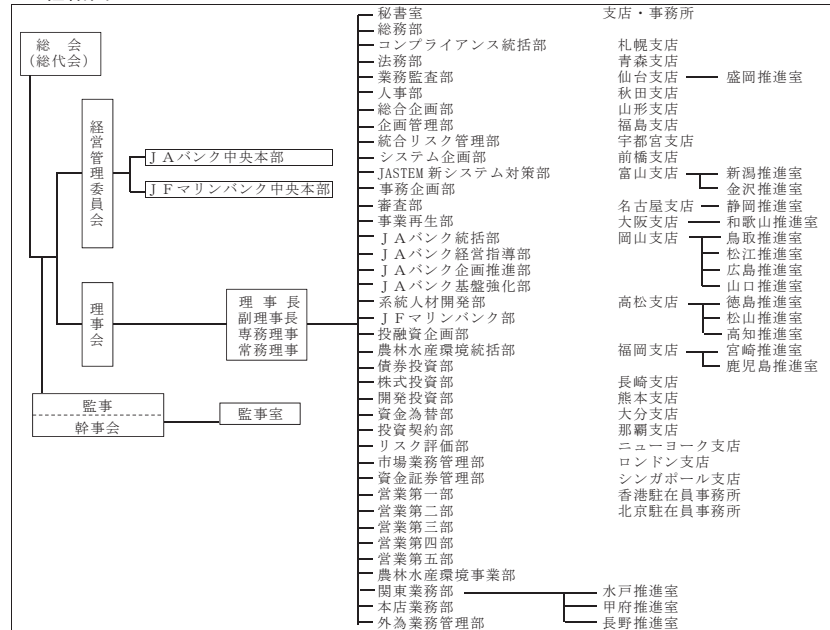
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年9月30日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
農業協同組合、漁業協同組合	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び畜糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であって定款で定めるもの(農林中央金庫に出資している団体)。	3,850 団体

6. 役員の概要 (平成24年9月30日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	10人以上			1人				
経営管理委員	非常勤				16人				
代表理事理事長	常勤				1人				
代表理事副理事長	常勤	5人以上	不明	不明	1人	不明	不明	不明	不明
専務理事	常勤				3人				
常務理事	常勤				9人				
監事	非常勤	3人以上			4人				

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位: 百万円)

区分	基本報酬	賞与	退職慰労金	その他	支給総額
対象役員(※)	442	—	176	—	618

※ 「農林中央金庫法施行規則第百二十二条第六号等の規定に基づき、同令第百二十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年金融庁・農林水産省告示第10号)に規定されている「対象役員」で、理事及び常勤の監事。

8. 職員数 (平成24年9月30日現在)

職員	常勤	定数	現員
		—	3,289人
非常勤	定数	現員	
	不明	不明	

※上記の外、嘱託、臨時雇員及び海外の現地採用者(平成23年度計366人)あり。



9. 貸借対照表（平成23年度）

		(単位：百万円)	
科 目	金 額 (平成24年3月31日)	科 目	金 額 (平成24年3月31日)
(資産の部)		(負債の部)	
<b>貸出金</b>	<b>14,655,723</b>	<b>預金</b>	<b>43,563,186</b>
証書貸付	12,984,583	定期預金	36,684,700
手形貸付	232,534	通知預金	84,318
当座貸越	1,433,208	普通預金	1,073,185
割引手形	5,397	当座預金	134,811
<b>外国為替</b>	<b>44,797</b>	その他の預金	5,586,170
外国他店預け	44,797	<b>譲渡性預金</b>	<b>1,882,426</b>
<b>有価証券</b>	<b>45,655,404</b>	<b>農林債</b>	<b>5,125,655</b>
国債	17,521,653	農林債発行高	5,125,655
地方債	1,874	<b>特定取引負債</b>	<b>10,959</b>
社債	97,844	商品有価証券派生商品	-
株式	555,362	特定取引有価証券派生商品	13
その他の証券	27,478,669	特定金融派生商品	10,581
<b>金銭の信託</b>	<b>7,026,907</b>	<b>借入金</b>	<b>1,819,807</b>
<b>特定取引資産</b>	<b>32,658</b>	借入金	1,819,807
商品有価証券	21,425	<b>コールマネー</b>	<b>524,922</b>
商品有価証券派生商品	1	売現先勘定	7,800,406
特定金融派生商品	11,231	<b>債券貸借取引受入担保金</b>	<b>10,654</b>
<b>買入金銭債権</b>	<b>222,980</b>	外国為替	10
コールローン	832,440	未払外国為替	10
<b>買現先勘定</b>	<b>44,987</b>	<b>受託金</b>	<b>4,351,710</b>
<b>債券貸借取引支払保証金</b>	<b>492,481</b>	<b>その他負債</b>	<b>1,550,927</b>
<b>現金預け金</b>	<b>1,672,889</b>	未決済為替借	123
現金	136,592	未払費用	54,622
預け金	1,536,296	未払法人税等	99
<b>その他資産</b>	<b>968,159</b>	前受収益	1,098
未決済為替貸	126	従業員預り金	8,135
前払費用	367	金融派生商品	698,326
未収収益	103,051	リース債務	17,456
先物取引差入証拠金	1,949	その他の負債	771,064
先物取引差金勘定	22	<b>賞与引当金</b>	<b>5,129</b>
金融派生商品	40,073	<b>退職給付引当金</b>	<b>4,945</b>
金融派生商品取引差入担保金	759,895	<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>704</b>
その他の資産	62,673	<b>繰延税金負債</b>	<b>94,249</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>116,866</b>	<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>12,932</b>
建物	34,513	<b>支払承諾</b>	<b>140,502</b>
土地	62,150	<b>負債の部合計</b>	<b>66,898,765</b>
リース資産	13,074	(純資産の部)	
建設仮勘定	602	<b>資本金</b>	<b>3,425,909</b>
その他の有形固定資産	6,525	普通出資金	3,400,909
<b>無形固定資産</b>	<b>42,133</b>	(うち後配出資金)	(2,975,192)
ソフトウェア	37,353	優先出資金	24,999
リース資産	3,231	<b>資本剰余金</b>	<b>25,020</b>
その他の無形固定資産	1,548	資本準備金	24,999
<b>繰延税金資産</b>	<b>-</b>	その他資本剰余金	20
<b>支払承諾見返</b>	<b>140,502</b>	再評価積立金	20
<b>貸倒引当金</b>	<b>△221,671</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>1,011,806</b>
<b>投資損失引当金</b>	<b>△8,065</b>	利益準備金	468,166
		その他利益剰余金	543,640
		特別積立金	36,100
		別途積立金	379,403
		固定資産圧縮積立金	7,968
		退職給与基金	7
		当年度未処分剰余金	120,161
		当年度純利益	61,641
		<b>会員勘定合計</b>	<b>4,462,736</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>373,612</b>
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△40,760</b>
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>24,841</b>
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>357,693</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>4,820,430</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>71,719,196</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>71,719,196</b>

10. 損益計算書（平成23年度）

		(単位：百万円)	
科 目	金 額 (平成24年3月31日)	科 目	金 額 (平成24年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>933,146</b>	<b>経常費用</b>	<b>864,709</b>
資金運用収益	594,671	資金調達費用	587,538
貸出金利息	81,856	預金利息	41,706
有価証券利息配当金	496,906	譲渡性預金利息	3,680
コールローン利息	1,668	農林債利息	59,183
買現先利息	7	借入金利息	85,891
債券貸借取引受入利息	540	コールマネー利息	453
預け金利息	5,384	売現先利息	15,233
金利スワップ受入利息	-	債券貸借取引支払利息	8
その他の受入利息	8,307	金利スワップ支払利息	61,826
役務取引等収益	12,693	その他の支払利息	319,553
受入為替手数料	1,344	役務取引等費用	11,082
その他の役務収益	11,348	支払為替手数料	464
特定取引収益	753	その他の役務費用	10,617
商品有価証券収益	590	特定取引費用	-
特定取引有価証券収益	9	商品有価証券費用	-
特定金融派生商品収益	154	特定取引有価証券費用	-
その他業務収益	84,785	その他業務費用	95,947
国債等債券売却益	24,909	農林債発行費用償却	466
国債等債券償還益	16,557	外国為替売買損	4,474
金融派生商品収益	-	国債等債券売却損	28,908
その他の業務収益	43,318	国債等債券償還損	136
その他経常収益	240,241	国債等債券償却	1,969
貸倒引当金戻入益	8,746	金融派生商品費用	12,992
償却債権取立益	2,899	その他の業務費用	46,999
株式等売却益	14,328	事業管理費	112,054
金銭の信託運用益	211,377	その他経常費用	58,086
その他の経常収益	2,888	投資損失引当金繰入額	-
		貸出金償却	1,779
		株式等売却損	21,201
		株式等償却	15,243
		金銭の信託運用損	11,794
		その他の経常費用	8,067
<b>経常利益</b>	<b>68,436</b>	<b>経常利益</b>	<b>68,436</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,788</b>	<b>特別利益</b>	<b>1,788</b>
固定資産処分益	1,788	固定資産処分益	1,788
貸倒引当金戻入益	-	貸倒引当金戻入益	-
償却債権取立益	-	償却債権取立益	-
<b>特別損失</b>	<b>5,988</b>	<b>特別損失</b>	<b>5,988</b>
固定資産処分損	1,439	固定資産処分損	1,439
減損損失	4,549	減損損失	4,549
<b>税引前当年度純利益</b>	<b>64,236</b>	<b>税引前当年度純利益</b>	<b>64,236</b>
法人税、住民税及び事業税	1,203	法人税、住民税及び事業税	1,203
法人税等調整額	1,291	法人税等調整額	1,291
法人税等合計	2,494	法人税等合計	2,494
<b>当年度純利益</b>	<b>61,641</b>	<b>当年度純利益</b>	<b>61,641</b>
当年度当初繰越剰余金	55,085	当年度当初繰越剰余金	55,085
土地再評価差額金取崩額	3,434	土地再評価差額金取崩額	3,434
当年度未処分剰余金	120,161	当年度未処分剰余金	120,161

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

- 1 特定取引資産・負債の評価基準および収益・費用の計上基準
  - 2 有価証券の評価基準および評価方法
  - 3 デリバティブ取引の評価基準および評価方法
  - 4 固定資産の減価償却の方法
  - 5 繰延資産の処理方法
  - 6 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準
  - 7 引当金の計上基準
  - 8 リース取引の処理方法
  - 9 ヘッジ会計の方法
  - 10 消費税等の会計処理
- ※ 上記の内容及び財務諸表の注記事項省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

(2) 出資を行っているもの

1	名称	農中信託銀行株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	20,000百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	信託業務、銀行業務
2	名称	株式会社協同セミナー
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	20百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	教育研修
3	名称	株式会社農林中金総合研究所
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	300百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	農林漁業・組合金融・内外経済等の調査・研究
4	名称	農中ビジネスサポート株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	100百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	各種事務委託
5	名称	農林中金ファシリティーズ株式会社
	所在地	東京都千代田区外神田1-16-8
	資本金	197百万円
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	ビル管理・福利厚生施設管理等
6	名称	協同住宅ローン株式会社
	所在地	東京都目黒区中央町1-15-3
	資本金	10,500百万円
	議決権所有割合	91.52%
	事業内容	住宅ローン貸付・住宅ローン保証等

7	名称	農中情報システム株式会社
	所在地	東京都昭島市武蔵野3-5-3
	資本金	100百万円
	議決権所有割合	90.00%
	事業内容	システム開発・維持管理
8	名称	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
	所在地	東京都千代田区平河町2-7-9
	資本金	3,420百万円
	議決権所有割合	50.91%
	事業内容	投資信託委託・投資顧問業務
9	名称	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内1-2-1
	資本金	3,086百万円
	議決権所有割合	38.00%
	事業内容	プライベートエクイティ投資・投資事業組合の運営管理業務等
10	名称	系統債権管理回収機構株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	500百万円
	議決権所有割合	37.96%
	事業内容	不良債権等の管理・回収業務
11	名称	J A 三井リース株式会社
	所在地	東京都品川区東五反田2-10-2
	資本金	32,000百万円
	議決権所有割合	28.48%
	事業内容	総合リース業
12	名称	アグリビジネス投資育成株式会社
	所在地	東京都千代田区内神田1-1-12
	資本金	4,070百万円
	議決権所有割合	19.97%
	事業内容	農業法人投資育成業務
13	名称	三菱UFJニコス株式会社
	所在地	東京都千代田区外神田4-14-1
	資本金	109,312百万円
	議決権所有割合	15.01%
	事業内容	クレジットカード事業等
14	名称	第一生命農林中金ビル管理株式会社
	所在地	東京都千代田区有楽町1-13-1
	資本金	10百万円
	議決権所有割合	27.00%
	事業内容	ビル管理業務
15	名称	Norinchukin Finance (Cayman) Limited
	所在地	英国領ケイマン諸島 P0 Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	資本金	50,000米ドル
	議決権所有割合	100.00%
	事業内容	劣後債の発行及び劣後ローンの貸付等

## 2. 特別の法律により設立される法人



(1) 災 害 防 止 関 係 団 体



## 船員災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区麹町4-5	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sensaibo.or.jp
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sensaibo.or.jp/CL04/2-index.html
設立根拠法	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	国土交通省海事局船員政策課 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課	
設立年月日	昭和42年10月31日	
沿革	年 月	事項
	昭和39年6月	（財）船員災害防止協会設立
	昭和42年7月	船員災害防止協会等に関する法律公布
	昭和42年10月	船員災害防止協会設立
	昭和57年5月	船員災害防止協会等に関する法律の一部改正により、船員災害防止活動の促進に関する法律に変更
事業の目的	船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止すること。	
主な事務・事業の内容	① 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進すること ② 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること ③ 船員災害防止規程を設定すること ④ 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行うこと ⑤ 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行うこと ⑥ 船員の技能に関する講習を行うこと ⑦ 情報及び資料を収集し、及び提供すること ⑧ 調査及び広報を行うこと ⑨ その他必要な業務を行うこと	

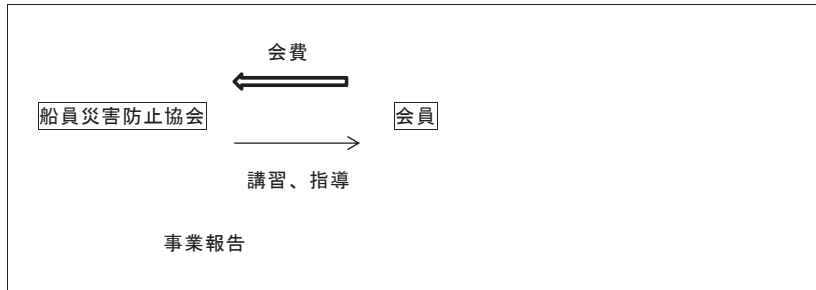
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

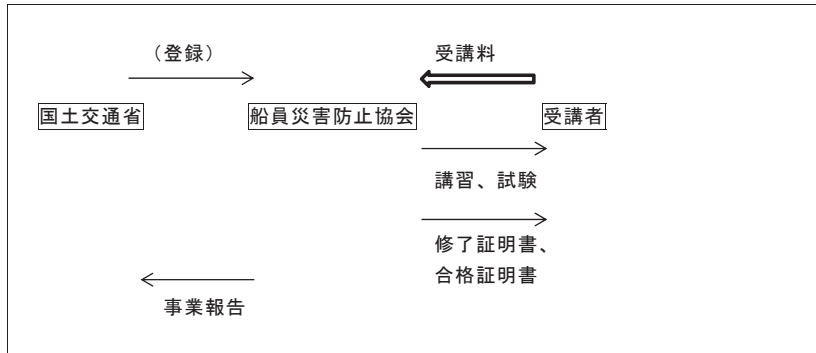
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
船員労働安全衛生月間推進事業	船員労働災害の防止等のため、船員災害防止大会、安全衛生講演及び保護具の展示等を実施。	（平成23年度） ① 船員災害防止大会：1,401名参加 ② 訪船指導：3,041隻等	-	30,971
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
広報事業	機関紙の発行、関係法等の改正に関する刊行物の発行、リーフレットによる関連施策の紹介等を実施。	（平成23年度） ① 機関紙：30,300部 ② タンカー乗船者の危険物等取扱責任者資格要件の変更に關するリーフレットの作成等	-	16,862
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
安全衛生教育及び指導事業	船員労働安全衛生月間推進事業等の場や各関係団体での講演会等において、安全衛生指導を実施。	（平成23年度） ① 生存対策講習会：609名 ② 安全衛生指導：665隻 ③ 安全衛生講習会：3,318名	有	54,800
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
登録講習・試験等事業	国土交通大臣の登録等を受けて、船員の技能に関する講習・試験を実施。	（平成23年度） ① 危険作業登録講習：10名 ② 衛生管理者登録講習：38名 ③ 船舶料理士登録試験：10名等	有	19,527
	船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号） 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号） 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）等	-		公益目的事業会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

①安全衛生教育及び指導事業



②登録講習・試験等事業



(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	163,302	174,958	163,996	170,927	162,131	
内訳	事業収入額	119,334	132,181	120,957	129,549	122,001
	国等からの補助金等収入額	42,370	41,551	41,551	41,378	40,130
	国等との契約に基づく総収入額	1,098	1,226	1,488	—	—
	その他収入額	500	0	0	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	・生存対策講習会 ・安全衛生講習会 ・訪船安全衛生指導	事務費補助	40,130
	船員災害防止活動を実施するため。	船舶における安全・衛生管理に関する教育・技術的指導を実施する。		厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

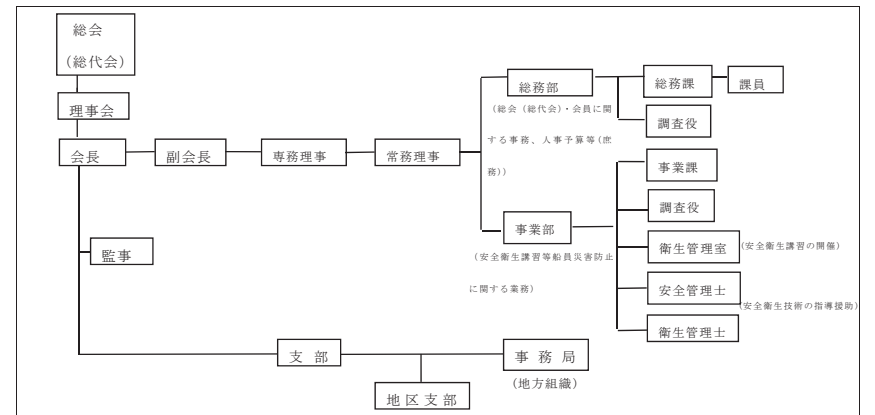
3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

4. 組織図





5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
一般会員	船舶所有者	2,230
団体会員	船舶所有者の団体	83
賛助会員	本会の目的に賛同する者	127

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	若干名	-	2年	2人	2期	1人	1人	水産庁増殖推進部長
						6期	1人	0人	
専務理事	常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省四国運輸局次長
常務理事	常勤	2人以内	-	2年	1人	3期	1人	0人	-
理事	非常勤	80人以内	-	2年	46人	1期	16人	0人	-
						2期	9人	0人	-
						3期	6人	0人	-
						4期	2人	0人	-
						5期	3人	0人	-
						6期	5人	0人	-
						7期	1人	0人	-
						8期	2人	0人	-
						10期	1人	0人	-
						16期	1人	0人	-
監事	非常勤	3人以内	-	2年	2人	1期	1人	0人	-
						4期	1人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	9,015	569	3,460	13,044
非常勤	0	0	0	0
合計	9,015	569	3,460	13,044

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	14人
	非常勤	定数	-
		現員	6人

9. 貸借対照表（平成23年度）

(単位：円)

科目	公益目的事業	法人会計	合計
<b>I 資産の部</b>			
(1) 流動資産			
現金預金	7,710,590	26,053,253	33,763,843
未収金	1,150,030	190,000	1,340,030
前払費用	0	703,767	703,767
頒布品	9,896,789	0	9,896,789
教材品	726,025	548,257	1,274,282
仮払金	0	56,230	56,230
流動資産合計	19,483,434	27,551,507	47,034,941
基本財産合計	0	0	0
(2) 固定資産			
① 特定資産			
減価償却引当資産	0	4,100,609	4,100,609
役員退職慰労引当資産	0	2,890,500	2,890,500
支部事務所移転積立資産	0	2,000,000	2,000,000
事業改革推進積立財産	10,000,000	0	10,000,000
特定財産合計	10,000,000	8,991,109	18,991,109
② その他の固定資産			
什器備品	1,487,963	1,093,095	2,581,058
ソフトウェア	0	378,000	378,000
保証金	0	703,000	703,000
その他固定資産合計	1,487,963	2,174,095	3,662,058
固定資産合計	11,487,963	11,165,204	22,653,167
資産合計	30,971,397	38,716,711	69,688,108
<b>II 負債の部</b>			
(1) 流動負債			
未払金	3,183,498	1,013,052	4,196,550
前受金	0	18,974,100	18,974,100
預り金	4,800	324,403	329,203
未払消費税等	571,500	0	571,500
流動負債合計	3,759,798	20,311,555	24,071,353
(2) 固定負債			
役員退職引当金	0	2,890,500	2,890,500
固定負債合計	0	2,890,500	2,890,500
負債合計	3,759,798	23,202,055	26,961,853
<b>III 正味財産の部</b>			
(1) 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(2) 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(6,100,609)	(16,100,609)
正味財産合計	27,211,599	15,514,656	42,726,255
負債及び正味財産合計額	30,971,397	38,716,711	69,688,108

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

（単位：円）

科目	公益目的事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
(1) 経常増減の部			
① 経常収益			
受取会費	33,038,796	21,190,304	54,229,100
受取一般会費	33,038,796	16,530,304	49,569,100
受取団体会費	0	1,885,000	1,885,000
受取賛助会費	0	2,775,000	2,775,000
事業収益	30,275,049	0	30,275,049
登録講習試験収益	17,093,550	0	17,093,550
船舶料理士登録試験事業収益	419,200	0	419,200
更新講習事業収益	8,706,350	0	8,706,350
酸素欠乏講習事業収益	320,000	0	320,000
衛生管理者登録講習事業収益	3,948,000	0	3,948,000
船舶衛生管理者講習B事業収益	3,700,000	0	3,700,000
安全衛生普及収益	11,381,499	0	11,381,499
受託事業収益	1,800,000	0	1,800,000
全国漁業就業者育成センター	1,800,000	0	1,800,000
受取補助金等	76,990,000	0	76,990,000
受取国庫補助金	40,130,000	0	40,130,000
受取海事センター補助金	36,860,000	0	36,860,000
雑収益	629,837	6,896	636,733
受取利息	415	6,791	7,206
教材品取崩収益	72,190	0	72,190
雑収益	557,232	105	557,337
経常収益計	140,933,682	21,197,200	162,130,882
② 経常費用			
事業費	137,848,081	0	137,848,081
役員報酬	10,435,168	0	10,435,168
給与手当	58,969,646	0	58,969,646
役員退職慰労金	491,400	0	491,400
役員退職慰労引当金繰入	590,400	0	590,400
法定福利費	8,048,689	0	8,048,689
会議費	1,777,690	0	1,777,690
旅費交通費	4,143,202	0	4,143,202
通信運搬費	4,974,159	0	4,974,159
減価償却費	376,771	0	376,771
消耗品費	3,211,850	0	3,211,850
修繕費	139,125	0	139,125
印刷製本費	6,694,839	0	6,694,839
水道光熱費	663,927	0	663,927
賃借料	11,183,783	0	11,183,783
教材費	4,725,579	0	4,725,579
頒布品作成購入費	5,140,286	0	5,140,286
支払保険料	292,351	0	292,351
諸謝金	4,390,803	0	4,390,803
租税公課	545,200	0	545,200
地区支部負担金	3,345,800	0	3,345,800
委託費	3,585,000	0	3,585,000
リース料	1,023,966	0	1,023,966
支払手数料	573,019	0	573,019
諸会費	45,000	0	45,000
雑費	2,480,428	0	2,480,428
管理費	0	18,289,673	18,289,673
役員報酬	0	2,608,792	2,608,792
給与手当	0	4,944,635	4,944,635

役員退職慰労金	0	122,850	122,850
役員退職慰労引当金繰入	0	147,600	147,600
福利厚生費	0	128,945	128,945
法定福利費	0	1,038,189	1,038,189
会議費	0	290,695	290,695
旅費交通費	0	649,020	649,020
通信運搬費	0	331,140	331,140
減価償却費	0	323,726	323,726
消耗品費	0	44,484	44,484
印刷製本費	0	31,626	31,626
水道光熱費	0	237,656	237,656
賃借料	0	1,973,609	1,973,609
支払保険料	0	24,400	24,400
諸謝金	0	1,219,720	1,219,720
租税公課	0	282,900	282,900
地区支部負担金	0	527,600	527,600
リース料	0	2,067,345	2,067,345
新聞図書費	0	417,679	417,679
支払手数料	0	182,862	182,862
諸会費	0	280,400	280,400
雑費	0	413,800	413,800
経常費用計	137,848,081	18,289,673	156,137,754
評価損益調整前当期増減額	3,085,601	2,907,527	5,993,128
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額計	3,085,601	2,907,527	5,993,128
(2) 経常外増減の部			
① 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
② 経常外費用			
棚卸減耗損	616,022	0	616,022
経常外費用計	616,022	0	616,022
当期経常外増減額	△616,022	0	△616,022
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額			5,377,106
一般正味財産期首残高			37,349,149
一般正味財産期末残高			42,726,255
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			42,726,255

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
先入先出法による原価法を採用
- (2) 固定資産の減価償却方法
  - ① 有形固定資産：定額法を採用
  - ② 無形固定資産：定額法を採用
- (3) 引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金：役員退職慰労金に備えるため、事業年度末における要支給額を計上
- (4) 消費税等の会計処理  
税込方式

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(2) 年金・保険・共済関係法人



## 生命保険契約者保護機構

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル9階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.seihohogo.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.seihohogo.jp/outline2.html
設立根拠法	保険業法（平成7年法律第105号）	
その他、事務・事業に関する法律	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）	
所管府省(担当課)	(主) 金融庁監督局保険課、財務省大臣官房信用機構課	
設立年月日	平成10年12月1日	
沿革	年 月	事項
	平成8年4月	改正保険業法施行を受け、「生命保険契約支援制度（保険契約者保護基金）」設立
	平成10年12月	金融システム改革法施行を受け、「生命保険契約者保護機構」発足
	平成12年5月	「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、次の業務を追加 ー 保険管理人又は保険管理人代理の業務 ー 保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助 ー 承継保険会社の経営管理その他保険契約の承継に係る業務 ー 補償対象保険金の支払に係る資金援助 ー 保険金請求権等の買取り ー 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による保険契約者表の提出その他同法の規定による業務
事業の目的	生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。	

主な事務・事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救済会社に対する資金援助</li> <li>・ 破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに引き受けた保険契約の管理及び処分</li> <li>・ 資金援助等の費用に充てるための負担金の収納及び管理</li> <li>・ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による業務（保険契約者表の作成・提出、更生手続における保険契約者等の手続代理等）</li> </ul>

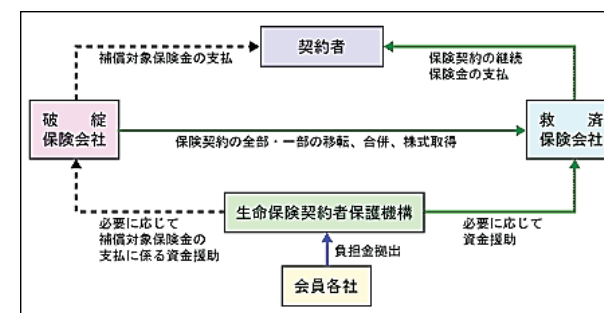
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

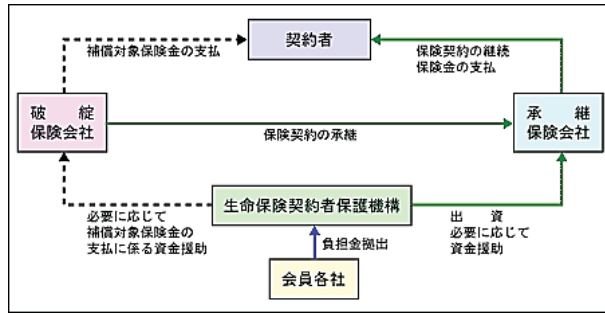
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
保険契約者保護制度	① 救済会社に対する資金援助 ② 破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに引き受けた保険契約の管理及び処分 ③ 資金援助等の費用に充てるための負担金の収納及び管理 ・ 保険業法第259条～第270条の9 ・ 定款第65条～第68条 ・ 生命保険契約者保護機構業務規程	(平成23年度) 保険契約者保護資金に充てる負担金の収納・管理金額 39,955,404,003円	—	40,018,650
	—	—	—	一般勘定

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

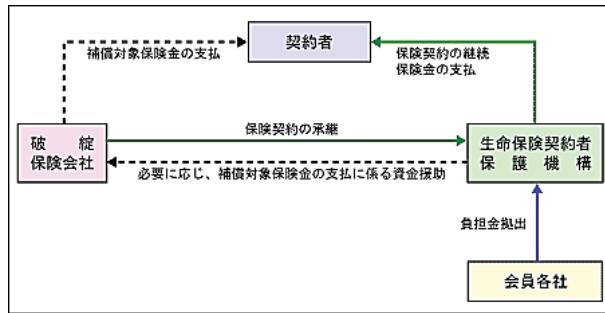
##### ① 「救済保険会社」による保険契約の引受け



② 「承継保険会社」による保険契約の承継



③ 「保護機構」自らによる保険契約の引受け



- ←----- 破綻保険会社が保険金等の支払を停止している間の保険契約者等保護のための措置
- ←----- 保険契約の移転等以降の措置(ただし、フロー図②の承継保険会社への出資は、保険契約の移転等の前に行われる。)
- ←----- 会員各社は毎年、負担金を拠出

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	46,281,267	49,130,305	70,021,628	46,016,534	40,014,584	
内 訳	事業収入額	46,000,000	46,000,000	46,000,000	46,000,000	40,000,000
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	281,267	3,130,305	24,021,628	16,534	14,584

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

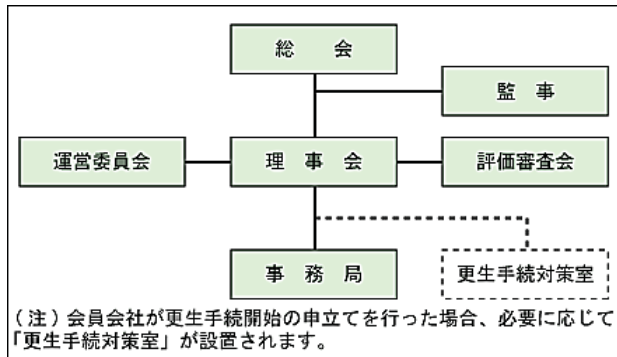
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

#### 4. 組織図



- ・ 総会  
予算及び資金計画の決定又は変更、決算、資金援助に関する事項、会員の加入に関する事項等、保護機構の業務に関する重要事項について決議を行う。
- ・ 理事会  
総会において議決する重要事項について審議を行うほか、負担金の収納、業務の委託等、保護機構の業務に関する事項について決議する。
- ・ 監事  
機構の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。  
また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。
- ・ 運営委員会  
資金援助に関する事項、会員に対する貸付のほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項について審議する。  
なお、運営委員会の委員は、法令上、学識経験を有する者のうちから、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて理事長が任命することとされている。
- ・ 評価審査会  
破綻保険会社の財産評価が適切であることの判定等のほか、理事長の諮問に応じ、破綻保険会社の財産の評価に関し必要な事項を審議する。  
なお、評価審査会の委員は、法令上、学識経験または専門的知識を有する者のうちから、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて理事長が任命することとされている。
- ・ 更生手続対策室  
会員会社が更生手続開始の申立てを行った場合に、必要に応じ設置される。  
保険契約者表の作成や、管財人が査定した更生会社の資産・負債の確認、更生計画案の内容確認等の作業等を行う。

#### 5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
生命保険会社	定款第 6 条 機構の会員の資格を有する者は、生命保険会社（外国生命保険会社等及び免許特定法人を含む。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる生命保険会社を除く。 一 再保険契約に係る業務のみを行う生命保険会社 二 保険金額が外国通貨で表示された保険契約で保険業法施行令第 20 条（条件付の免許を付与する場合において限定される保険の引受けの相手方）に規定する非居住者を相手方とするものの引受けに係る業務のみを行う生命保険会社	43 社

#### 6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1人	—	※	1人	1期	1人	1人	最高裁判所判事
理事	非常勤	2人	—	※	4人	5期	1人	0人	—
理事	非常勤	以上	—	※		1期	3人	0人	—
理事	非常勤	10人	—	※					
理事	非常勤	以内	—	※					
監事	非常勤	1人 以上 3人 以内	—	※	1人	1期	1人	0人	—

※ 任期は、就任後 2 年以内の最初に到来する 7 月の通常総会をもって満了する。

## 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	0	0	0	0
非常勤	4,800,000	0	0	4,800,000
合計	4,800,000	0	0	4,800,000

※ 生命保険会社から選任される理事については支給しない。

## 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	－
		現員	3人
非常勤	定数	－	
	現員	－	

## 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び剰余金の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	5,139	(流動負債)	769
現金・預金	5,139	預り金	559
仮払金	0	未払金	211
(固定資産)	56,233,711	(特別法上の引当金等)	56,223,450
有形固定資産	784	保険契約者保護資金	56,223,450
建物	196	保険契約者保護資産見返	56,223,450
動産	588		
無形固定資産	144	(負債合計)	56,224,219
ソフトウェア	144	(剰余金)	
投資その他の資産	56,232,783	繰越剰余金	14,631
保険契約者保護資産	56,223,450	(うち当期利益金)	(△269)
敷金・保証金	9,332	(剰余金合計)	14,631
資産合計	56,238,850	負債・剰余金合計	56,238,850

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

## 10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	59,449	(経常収益)	59,180
保険契約者保護資金繰入	14,141	運営負担金収入	44,596
一般管理費	45,308	過怠金収入	400
役員給与	22,400	資産運用収益	14,141
諸謝金	5,370	保険契約者保護資産取崩	0
旅費交通費	128	その他の経常収益	43
事務費	16,838	事業外収益	43
交際費	0		
減価償却費	572		
(当期剰余)	△269		
当期利益金	△269		
合計	59,180	合計	59,180

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

## (1) 資産の償却について

減価償却資産（建物、動産、ソフトウェア）について、定額法による償却を実施している。

## (2) 有価証券について

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、購入時の取得価格によっている。

## (3) 資金の範囲について

資金の範囲は、現金・預金、預り金及び未払金である。

## (4) 消費税について

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 健康保険組合連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区南青山1丁目24番4号	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kenporen.com/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kenporen.com/outline/03.shtml#gyomu_zaimu
設立根拠法	健康保険法（大正11年法律第70号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	厚生労働省保険局保険課	
設立年月日	昭和18年5月6日	
沿革	年 月	事項
	昭和7年11月	日本健康保険組合総連合会設立
	昭和11年10月	日本健康保険組合総連合会解散
	昭和11年12月	健康保険組合連合会設立
	昭和12年5月	健康保険組合連合会（社団法人）設立認可
	昭和15年6月	職員健康保険組合連合会設立
	昭和18年4月	社団法人健康保険組合連合会解散
〃	職員健康保険組合連合会解散	
〃	健康保険組合連合会（公法人）設立認可	
昭和18年5月	健康保険組合連合会（公法人）設立	
昭和55年11月	健保法附則第8条（現第2条）による交付金交付事業の法定化	
事業の目的	健康保険組合の健全な発達を期すること	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険に関する調査研究</li> <li>○保健福祉に関する施設とその経営</li> <li>○健康保険組合相互の連絡及び指導</li> <li>○健康保険組合に対する事務費補助金の交付</li> <li>○その他、本会の目的を達するに必要とする事業</li> <li>○健康保険法附則第2条の規定に基づく交付金交付事業</li> </ul>	

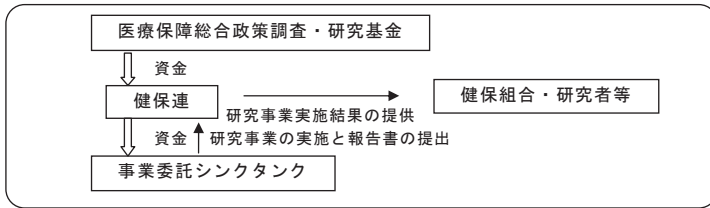
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

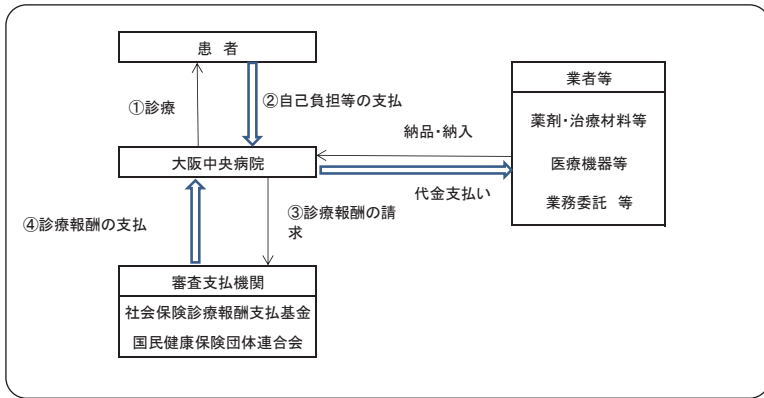
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
調査研究事業	本会の政策、方針等の立案に資するため、特別会計を設置し、医療保険制度の改革推進に関連する調査・研究を体系的、効率的に実施。	「医療費の将来見通しと給付・負担構造の国際比較」等	—	31,885
	規約第4条第1項第1号、同第19条の2、調査会規程	—		
施設の運営	健康保険組合連合会大阪中央病院の運営	【患者数】 入院 40,482人 外来 109,029人 【健診受診者数】 52,733人	有	5,173,118
	健康保険法第150条（同法第188条）、規約第4条第1項第2号	—		
研修事業	健保組合の役員を対象に、健保保険事業の円滑な運営に必要な知識の習得、資質の向上を目的に研修を実施。	・健康保険組合職員研修会（3回） ・新任常務理事研修会（1回） ・新任事務長研修会（1回）	有	7,190
	規約第4条第1項第3号	—		
健康保険組合事務費補助金交付事業	健保組合の事務の執行に要する費用に係る国庫補助を健保組合に対し交付する事業	交付額 3,558,736千円	—	3,558,736
	健康保険法第151条、規約第4条第1項第4号	—		
広報事業、機関誌・紙発行	本会の諸活動の周知と会員組合との連携を図る事業として、機関誌紙を発行	・健康保険 5,200部 ・すこやか健保 44,000部 ・健保ニュース 4,200部	—	108,422
	規約第4条第1項第5号	—		
交付金交付事業	健保組合間の共助等を目的に実施。交付金交付事業実施規程及び実施規程施行細則を定め、これに基づき毎年、交付対象組合に対し、高額医療交付金、組合財政支援交付金を交付。	・高額医療交付金交付事業 322,512件 ・組合財政支援交付金交付事業 81組合	—	101,976,443
	健康保険法附則第2条、同施行令第65～68条	制度的独占		

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

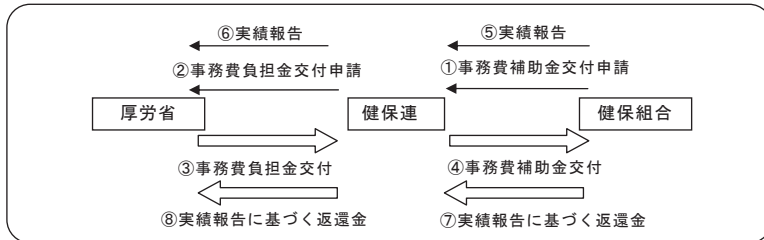
① 調査研究事業



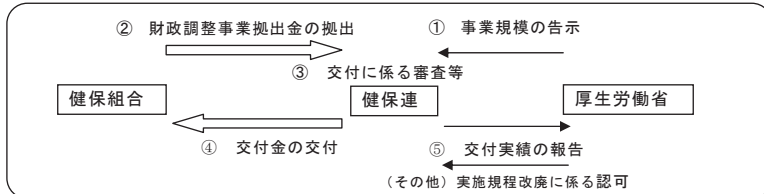
② 施設の運営



③ 健康保険組合事務費補助金交付事業



④ 交付金交付事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	124,095,100	127,051,005	120,254,566	119,105,919	124,326,036
事業収入額	114,415,052	120,657,850	111,617,196	109,954,015	118,009,961
国等からの補助金等収入額	9,680,049	6,393,155	8,637,370	9,151,905	6,316,075
国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
その他収入額	—	—	—	—	—

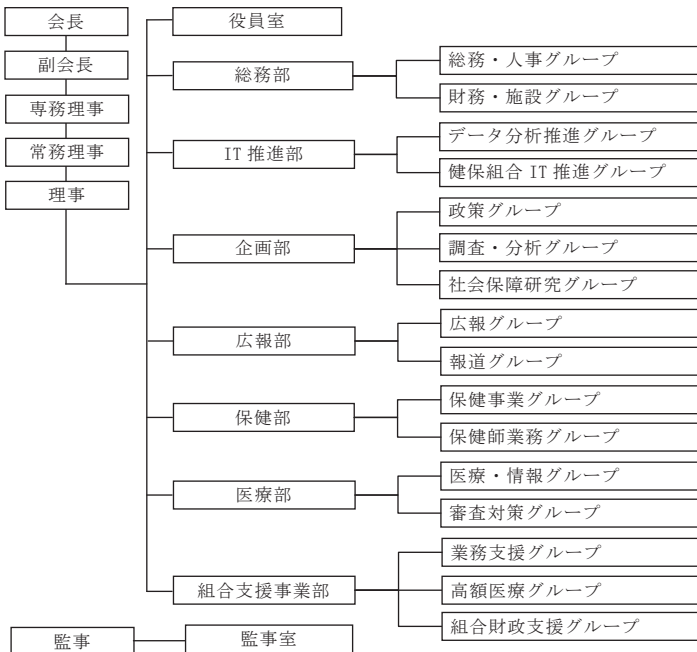
※1「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称 補助等の目的	補助等対象事業の名称 補助等対象事業の内容	事業の性質	金額（千円） 交付府省名
負担金	健康保険組合事務費負担金	① 一般事業 ② 保険給付適正化事業	第三者分配	3,558,736 厚生労働省
	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、健康保険組合の事業の円滑な運営を図ること	① 一般事業 組合の事業所の運営及び組合会の運営に関する業務の執行に係る事業。 ② 保険給付適正化事業 保険財政の基盤が弱い組合であって、かつ、保険給付の適正化業務を積極的に実施している組合における当該事務の事務の執行に係る事業。		
補助金	被用者保険運営円滑化推進事業費	被用者保険運営円滑化推進事業	その他	483,620 厚生労働省
	被用者世代に対して保健師等による特定保健指導等を受けられる環境を提供することで生活習慣病予防を図り、国民保健の向上と高齢者医療制度の安定化に資すること	① 保健師等による特定保健指導等推進に資する事業 加入者に対する保健師等による糖尿病等の生活習慣病予防に資する健康教育等の開催等を行う事業 ② 特定保健指導の効率的な実施のための保健師等の資質の向上に資する事業 保健師等に対する特定健康診査に係るレセプト等の		

		記録の分析研究会の開催等 特定保健指導を効率的・効果的に実施するための保健師等の資質の向上に資する事業		
補助金	健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金	健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金交付事業	第三者分配	2,273,719
	健康保険組合が行う出産育児一時金及び家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金等」という。)の支給に要する費用の一部を補助することにより健康保険事業運営の安定化を図ること及び出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を実施することにより、児童の健全な育成及び資質の向上に資すること	○ 健康保険組合が行う出産育児一時金等の支給に要する費用の一部を補助することにより健康保険事業運営の安定化を図る。 ○ 健保連が健保組合に補助金を交付する事業に対して、国が補助を行う。 ○ 各健保組合の出産育児一時金等の支給決定件数に補助単価を乗じて得た額を補助する。補助単価は、同支給額の引き上げに係る各保険者の保険料率への影響割合に応じて設定する。		

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
健康保険組合	健康保険法第 8 条から第 10 条の要件を満たす健康保険組合	1,432 組合

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数※	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	3期 1人 2期 1人	0人	—	
副会長	非常勤	若干人	—	2年	3人	14期 1人 15期 1人	0人	—	
専務理事	常勤	1人	—	2年	1人	2期 1人 2期 3人	0人	—	
常務理事	非常勤	若干人	—	2年	13人	3期 1人 4期 2人 6期 1人 9期 1人 10期 1人 11期 1人 14期 1人 15期 1人 20期 1人 2期 2人	0人	—	
理事	常勤	60人 + 若干人	—	2年	4人	4期 2人	1人	—	
理事	非常勤					1期 23人 2期 4人 3期 3人 4期 1人 5期 3人 6期 4人 7期 2人 8期 1人 9期 1人 10期 3人 11期 1人 12期 1人 13期 1人 15期 1人 16期 1人 18期 1人 23期 1人	1人	中国四国厚生局長 大阪社会保険事務局長 大阪社会保険事務局保険部長	
監事	常勤	若干人	—	2年	1人	1期 1人 2期 2人	0人	—	
監事	非常勤				3人	1期 1人 2期 1人	0人	—	

※1 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事の定数は、常勤、非常勤を合わせた数。  
 ※2 「60人+若干人」の理事から、会長「1人」、副会長「若干人」、専務理事「1人」、常務理事「若干人」を選任することとなっている。  
 ※3 「若干人」の監事うち1人は常勤とすることとなっている。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	26,024	4,683	11,623	42,330
非常勤	4,200	0	3,313	7,513
合計	30,224	4,683	14,936	49,843

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	110人
非常勤	非常勤	定数	—
		現員	1人

9. 貸借対照表（平成23年度・大阪中央病院特別会計※）

（単位：円）

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,039,639,248	流動負債	628,661,589
現金	9,516,393	買掛金	166,905,819
預金	2,282,622,422	未払金	64,449,819
医薬未収金	710,604,520	リース債務	3,574,654
未収金	725,778	未払費用	165,129,101
医薬品	20,137,240	未払消費税等	18,565,100
診療材料	1,252,982	預り金	986,580
貯蔵品	5,016,447	従業員等預り金	19,050,516
前払費用	5,629,125	賞与引当金	190,000,000
未収収益	4,134,341		
		固定負債	5,975,551,327
固定資産	15,736,101,297	長期リース債務	1,464,952
有形固定資産	15,561,740,118	退職給付引当金	739,929,000
土地	5,617,939,035	一般会計借入金	1,990,415,375
建物	5,444,764,782	交付金交付事業特別会計借入金	2,826,242,000
建物附属設備	3,599,410,344	再構築支援出資金	417,500,000
構築物	287,641,338		
機械装置	12,085,551	負債合計	6,604,212,916
医療用器械備品	470,933,272		
その他の器械備品	128,965,796	純資産の部	
		基本金	11,168,755,991
無形固定資産	171,920,159	受継資産高	3,168,755,991
ソフトウェア	171,920,159	交付金	8,000,000,000
その他の資産	2,441,020	利益剰余金	1,002,771,638
長期前払費用	2,341,020	任意積立金	975,674,727
その他の固定資産	100,000	当期剰余金	27,096,911
		純資産合計	12,171,527,629
計	18,775,740,545	計	18,775,740,545

※その他の会計については未作成（11.重要な会計方針等も同様）。

10. 収支計算書（平成23年度・概要）

（単位：千円）

収 入		支 出		収支差額 金 額
勘定・科目	金 額	勘定・科目	金 額	
<b>一般会計</b>	<b>3,761,526</b>	<b>一般会計</b>	<b>3,725,026</b>	<b>36,499</b>
経常収入	2,700,451	経常支出	2,663,951	
会費収入	1,769,850	事務所費	1,022,511	
事業収入	77,652	事業費	699,657	
雑収入・その他	8,942	繰入金	45,000	
共同広報事業関係収入	844,007	雑支出	35,786	
		共同保健事業費	98,251	
		共同広報事業費	532,338	
		データ分析事業費	230,408	
経常外収入	174,620	経常外支出	174,620	
別館維持管理費積立金繰入	157,872	営繕費	157,872	
内部LAN情報機器更新積立金繰入	2,646	内部LAN情報機器更新費	2,646	
その他	11,052	その他の支出	11,052	
繰越金	3,050	雑支出（返還金）	3,050	
特別会計受入	402,836	特別会計支出	402,836	
国庫補助金受入金	483,620	国庫補助金事業費	483,620	
旧病院跡地特別勘定	156,187	旧病院跡地特別勘定	116,037	40,150
交付金交付事業特別会計	110,167,889	交付金交付事業特別会計	101,976,443	8,191,446
組合財政支援等交付金	25,729,909	組合財政支援等交付金	18,346,106	
高額医療費交付金	84,437,980	高額医療費交付金	83,630,337	
職員共済会事業特別会計	34,861	職員共済会事業特別会計	34,861	0
会館管理特別勘定	655,346	会館管理特別勘定	575,919	79,427
大阪中央病院特別会計	5,200,216	大阪中央病院特別会計	5,173,119	27,097
事務費補助金交付事業特別会計	3,566,740	事務費補助金交付事業特別会計	3,566,740	0
医療保障総合政策調査・研究基金事業特別会計	37,396	医療保障総合政策調査・研究基金事業特別会計	37,396	0
共同情報処理システム事業特別会計	350,147	共同情報処理システム事業特別会計	338,387	11,759
健康介護従事者処遇改善基金事業特別会計	271,792	健康介護従事者処遇改善基金事業特別会計	271,792	0
出産育児一時金等負担軽減給付金交付事業特別会計	2,273,719	出産育児一時金等負担軽減給付金交付事業特別会計	2,273,719	0
合計	126,475,819	合計	118,089,439	8,386,378

※ 千円単位を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（大阪中央病院特別会計）（平成23年度）

- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法  
定額法（平成19年3月31日以前の事業供用資産は旧定額法、リース資産はリース期間定額法）
  - 建物及び構築物は耐用年数45年、建物附属設備は耐用年数15年
  - 機械装置のうち駐車場設備は耐用年数18年、その他の機械装置は耐用年数4年
  - 医療用器械備品、その他の器械備品及びソフトウェアは、資産ごとの法定耐用年数
- 引当金の計上基準
  - 賞与引当金  
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。
  - 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金要支給額の100%を計上している。
- リース取引の処理方法  
ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
- 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっている。
- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
現金及び要求払預金を資金の範囲としている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 国民年金基金連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区六本木6丁目1番21号 三井住友銀行六本木ビル	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.npfa.or.jp/index.html">http://www.npfa.or.jp/index.html</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.npfa.or.jp/org/jyoukyo.html">http://www.npfa.or.jp/org/jyoukyo.html</a>
設立根拠法	国民年金法（昭和34年法律第141号）	
その他、事務・事業に関する法律	確定拠出年金法	
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
設立年月日	平成3年5月30日	
沿革	年 月	事項
	平成3年5月	設立
	平成14年1月	確定拠出年金法の施行に伴い、個人型年金の実施主体となる
事業の目的	国民年金法に基づき、会員である国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給及び基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業並びに基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するために必要な施設を行うとともに、確定拠出年金法に基づく個人型年金を実施することを目的とする。	
主な事務・事業の内容	<p>①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給</p> <p>②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出金を原資として国民年金基金の積立金の額を付加する事業</p> <p>③国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業</p> <p>④個人型確定拠出年金の管理運営事業</p>	

### 2. 事務・事業の概要等

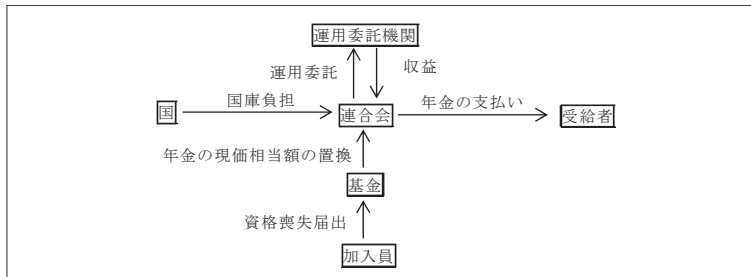
#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中途脱退事業	中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金を支給する事業	○中途脱退者 425,391人 ○中途脱退者のうち 待期者数 374,928人 ○中途脱退者のうち 年金受給者数 50,463人 ○年金： 裁定 8,725件 給付費 75億6,500万円 ○一時金： 裁定 1,255件 給付費 15億5,238万円	-	764,809
	国民年金法第137条の15第1項	-		業務経理
給付確保事業	基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（1口目掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業	○収益率：2.57% ○積立資産額： 11,875億円	-	61,397,841
	国民年金法第137条の15第2項第1号	-		事業経理
共同運用事業	基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（2口目以降掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業	○収益率：2.53% ○積立資産額： 7,945億円	-	46,506,967
	国民年金法第137条の15第2項第1号	-		事業経理
附帯事業	各基金の事務処理の負担および費用負担の軽減化を図るため、連合会に設置されたホストコンピュータと各国民年金基金の端末装置をオンライン通信回線で結び、連合会と72の国民年金基金が共同で行う事務処理事業及び基金に対する指導や情報提供に関する事業	※ 各基金より委託を受けた業務について、連合会で一括して事務処理を行う事業であり、何らかの実績を得ることを目的とした事業ではない。	-	855,889
	国民年金法第137条の15第2項第2号 国民年金基金令第43条 国民年金法第92条の3第1項第1号	-		事業経理 事業会計

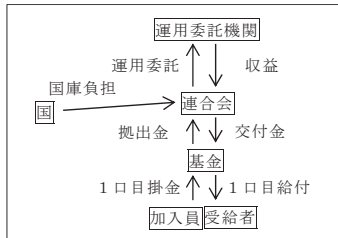
確定拠出年金 個人型年金運 営管理事業	個人型年金規約の策定・変更 加入者の資格の確認 個人型年金加入者掛金の限 度額の管理	○年度末現存加入 者数：138,575人 ・第1号被保険 者：46,295人 ・第2号被保険 者：92,280人 ○年度末現存運用 指図者数： 269,766人	有	405,428
	確定拠出年金法第2条第3項	制度的独占		確定拠出年金 事業経理事業 会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

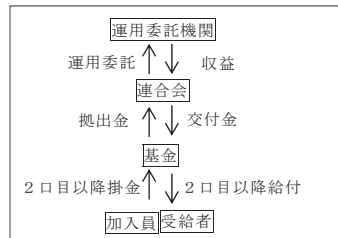
① 中途脱退事業



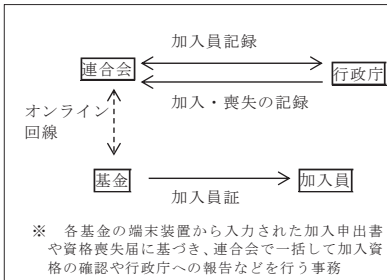
② 給付確保事業



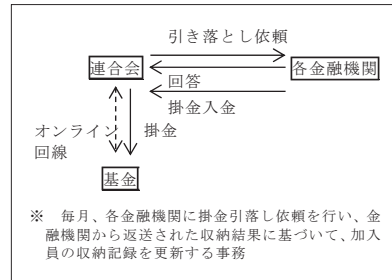
③ 共同運用事業



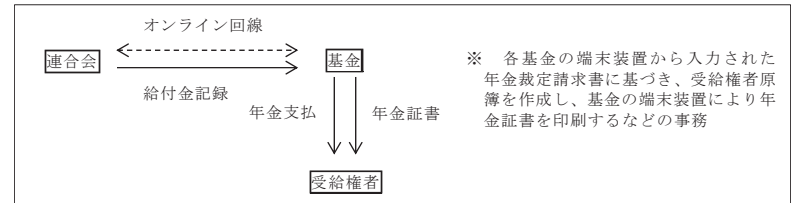
④-1 附帯事業（適用）



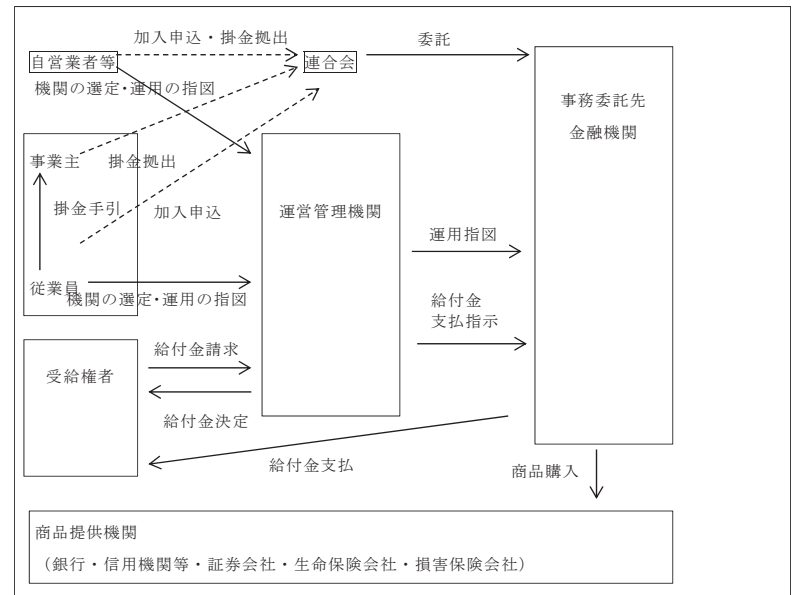
④-2 附帯事業（掛金収納）



④-3 附帯事業（給付）



⑤ 確定拠出年金個人型年金運営管理事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	123,017	124,214	130,226	130,631	136,820
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	123,017	124,214	130,226	130,631	136,820
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-



(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	162,671,221	151,116,549	508,153,910	139,967,965	190,284,605	
内訳	事業収入額	161,320,551	149,790,960	506,993,913	139,643,760	190,019,375
	国等からの補助金等収入額	1,243,131	1,240,285	1,090,619	249,705	198,235
	国等との契約に基づく総収入額	9,051	9,280	9,255	9,088	8,907
	会費収入等額	98,488	76,024	60,123	65,411	58,087

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※事業収入額には運用収益も含めている。

※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載しているため、財務諸表等の金額と一致しない場合もある

※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上

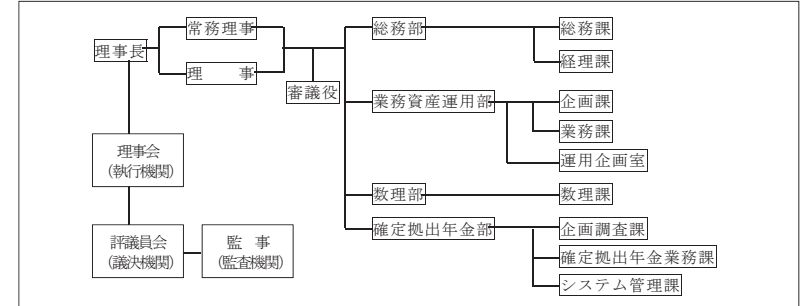
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	国民年金基金連合会事務費補助金	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	事務費補助	100,609
	確定拠出年金法に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約の策定、加入資格の確認、拠出限度額の管理及び加入者原簿管理等の事業を行うこととされている国民年金基金連合会が、その円滑な事業運営を図るため、当該事務費の一部を補助するもの。	国民年金基金連合会が行う確定拠出年金個人型年金の管理運営にかかる業務 ・個人型年金規約の策定・変更 ・加入者の資格の確認 ・個人型年金加入者掛金の限度額の管理		厚生労働省
負担金	国民年金基金等給付費負担金	—	その他	97,626
	国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するもの。	—		厚生労働省

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
国民年金基金	国民年金基金であること	72基金

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	1人	環境省地球環境審議官
常務理事	常勤	—	—	2年	0人	—	—	—	—
理事	非常勤	9人	—	2年	7人	1期	1人	—	—
						7期	2人	—	—
						5期	1人	—	—
監事	非常勤	2人	—	2年	2人	1期	4人	—	—
						5期	1人	—	—
						2期	1人	—	—

※「在任年齢」について、役員全員に関する規程はないが、学識経験理事(常勤)の公募に際して「応募要領(職務内容書)」において、応募条件として、再任以外の場合65歳未満の者としている。

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	20,459	4,137	8,735	33,331
非常勤	900	0	0	900
合計	29,459	4,137	8,735	34,231

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職 員	常 勤	定数	29人
		現員	25人
	非常勤	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日 現在 （単位：千円）

資産勘定				負債勘定			
科目	業務経理	事業経理 事業会計	確定拠出年 金事業経理 事業会計	科目	業務経理	事業経理 事業会計	確定拠出年 金事業経理 事業会計
(流動資産)	230,277,744	467,870,321	2,165,817,660	(流動負債)	10,391,235	223,471,607	2,156,061,605
預貯金	225,850,413	457,455,936	2,151,695,415	未払金	10,391,235	121,420,220	95,138,893
未収会費	4,381,751			仮受金		102,051,387	2,060,887,000
未収金	45,580	93,660	14,122,245	預り金			35,712
未収受託費		10,320,725		(引当金)			
(固定資産)	4,319,198	126,373,900		引当金	34,318,229	62,018,655	9,850,119
建物及び工作物	257,040	117,486,534		(基本金)	189,887,478	308,753,959	6,032,392
器具及び備品	3,453,222	8,320,034	6,092,856	基本金	4,319,198	126,373,900	6,126,456
電話加入権	608,936	567,332	33,600	繰越剰余金	124,569,253	133,371,690	△2,778,236
				当年度剰余金	60,999,027	49,008,369	2,684,172
合 計	234,596,942	594,224,221	2,171,944,116	合 計	234,596,942	594,244,221	2,171,944,116

上記表は、法人運営に関わる「業務経理」、「事業経理・事業会計」及び「確定拠出年金事業経理事業会計」の3勘定について記載。「10. 損益計算書（平成23年度）」についても同様。

10. 損益計算書（平成23年度）

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 （単位：千円）

(業務経理)			
費用勘定		収益勘定	
(事務費)	306,293,889	(会費収入)	
役職員給与	101,648,132	会費	52,288,229
役職員諸手当	120,545,154	(補助金収入)	
退職手当引当金	1,021,473	事務費国庫補助金	0
旅費	1,281,200	(受入金)	
事務諸費	81,797,930	年金経理からの受入金	773,685,000
(評議員会費)	2,431,480	(雑収入)	
評議員旅費	1,304,240	雑収入	0
評議員会報酬補償費	570,000		
評議員会会議費	444,750		
評議員会需用費	112,490		
(事務費)			
中脱者記録管理費	454,159,773		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	0		
(雑支出) 雑支出	2,089,060		
(剰余金) 当年度剰余金	60,999,027		
計	825,973,229	計	825,973,229

(事業経理・事業会計)

費用勘定		収益勘定	
(事務事業費)	846,451,183	(受託費収入)	908,147,449
役職員給与	16,366,474	共同事務処理事業受託費	899,240,593
役職員諸手当	19,310,524	納付委託事務受託費	8,906,856
退職手当引当金	0	(雑収入)	2,723,995
旅費	4,730,381	受取利息等	2,723,995
事務諸費	806,043,804	雑収入	0
(交付金)			
納付委託事務事業費	437,892		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	3,171,000		
(雑支出) 雑支出	11,803,000		
(剰余金) 当年度剰余金	49,008,369		
計	910,871,444	計	910,871,444

(確定拠出年金事業経理事業会計)

費用勘定		収益勘定	
(事務事業費)	362,227,960	(手数料収入)	
役職員給与	21,945,066	手数料	304,818,651
役職員諸手当	23,810,687	(補助金収入)	
退職手当引当金	0	事務費国庫補助金	100,609,697
旅費	108,060	(雑収入)	
事務諸費	316,364,147	雑収入	3,075,251
(策定委員会費)	898,970		
委員旅費	210,400		
委員報酬補償費	505,200		
策定委員会需用費	151,450		
策定委員会会議費	31,920		
(委託費) 基金事務委託費	35,656,422		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	6,092,856		
(雑支出) 雑支出	943,219		
(剰余金) 当年度剰余金	2,684,172		
計	408,503,599	計	408,503,599

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



### (3) 事 業 者 団 体



# 日本証券業協会

## 1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jsda.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/houkokusho.html
設立根拠法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	
その他、事務・事業に関する法律	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第53号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局証券課	
設立年月日	昭和48年7月1日	
沿革	年 月	事 項
	昭和24年5月	1府県1団体を基準に設立された各地の証券業協会の連合組織として「日本証券業協会連合会」を設立
	昭和48年7月	日本証券業協会連合会を解散し、全国の証券会社を直接の構成員とする「社団法人日本証券業協会」を設立（東京に本部、全国に10の地区協会を設置）
	平成4年7月	証券取引法改正に伴い、同法の認可法人に改組し、「日本証券業協会」に名称変更
	平成19年9月	金融商品取引法の施行に伴い、同法の認可金融商品取引業協会となる
事業の目的	協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資すること	
主な事務・事業の内容	<p>[自主規制業務]</p> <p>①自主規制ルールの制定、実施、②監査及びモニタリング調査の実施、③自主制裁の発動、④各種資格試験・外務員資格更新研修の実施及び外務員の登録事務、⑤教育研修の実施、⑥金融商品取引等の苦情・相談、あっせん、⑦認定個人情報保護団体の業務の実施、⑧公社債市場の整備・拡充、⑨上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備・運営、⑩グリーンシート銘柄等に関する制度整備・運営</p> <p>[金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務]</p> <p>①金融商品市場に関する調査研究及び意見表明、②証券市場の共通基盤の整備、③株式市場及び公社債市場に関する統計資料等の公表、④金融商品・金融指標・金融商品市場に関する知識の普及・啓発、⑤関係団体等との意思の疎通及び意見の調整、⑥反社会的勢力の排除に関する支援</p>	

## 2. 事務・事業の概要等

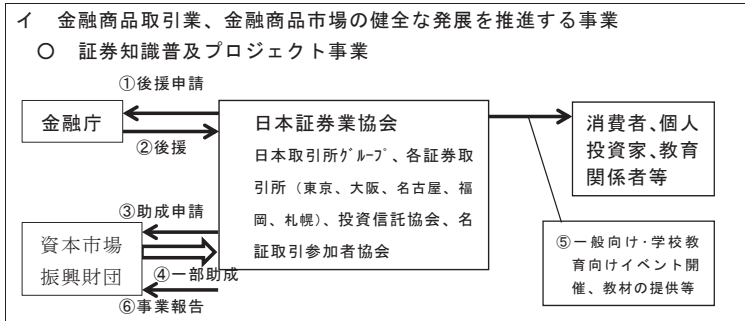
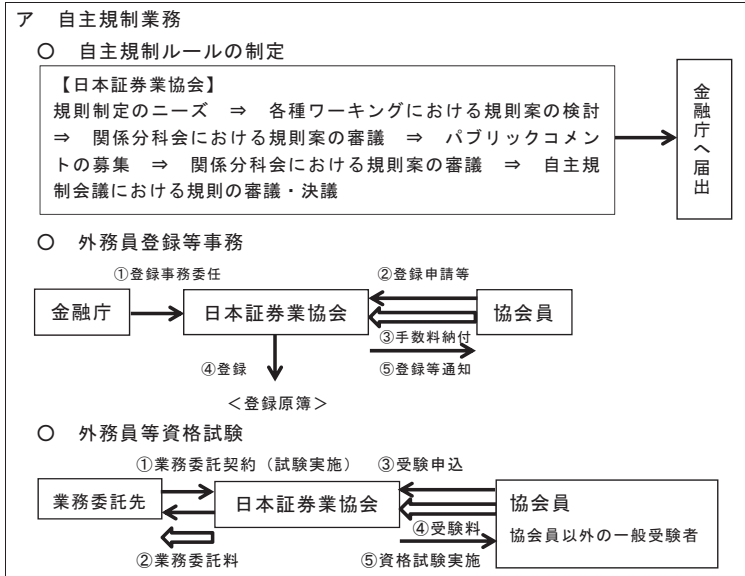
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
自主規制業務	①自主規制ルールの制定、実施、②監査の実施、③自主制裁の発動、④各種資格試験・外務員資格更新研修の実施及び外務員の登録事務、⑤教育研修の実施、⑥金融商品取引等の苦情・相談、あっせん、⑦認定個人情報保護団体の業務の実施、⑧公社債市場の整備・拡充、⑨上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備・運営、⑩グリーンシート銘柄等に関する制度整備・運営	(平成23年度) ①協会員等の資格試験受験者数 166,391名 ②協会員等の外務員を対象とする外務員資格更新研修の受講者数 54,769名 ③協会員等の外務員登録申請 41,320件	有	6,776,863 ※
	金融商品取引法第64条の7第1項、第2項、第64条の8第1項、第2項、第67条の8第1項第9号、第10号、第11号、第12号、第14号、第77条第1項、第2項、第77条の2第1項、第2項	—	—	会員一般会計 ほか※
金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務	①金融商品市場に関する調査研究及び意見表明、②証券市場の共通基盤の整備、③株式市場及び公社債市場に関する統計資料等の公表、④金融商品・金融指標・金融商品市場に関する知識の普及・啓発、⑤関係団体等との意思の疎通及び意見の調整、⑥反社会的勢力の排除に関する支援	(平成23年度) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動・中学生・高校生向けの教育教材「みんなで体験!株式会社とお金のしくみ」の提供に係る参加者 13,693名 ・「株式学習ゲーム」の提供に係る参加者 35,784名	—	6,776,863 ※
	金融商品取引法第77条の4	—	—	会員一般会計 ほか※

※ 日本証券業協会においては、区分経理がなされているものの、業務に対応する支出が明確に区分されていないため、事業費を支出している会計の費用全体を記載している。

※ 「会員一般会計ほか」の内訳は、会員一般会計、特別会員一般会計、金融・証券教育支援事業特別会計、システム利用特別会計、会員一般基金特別会計、会員研修基金特別会計、証券市場基盤整備基金特別会計、会員証券市場公正化・活性化基金特別会計、特別会員一般基金特別会計、地区特別事業特別会計、資格管理事業統合特別会計。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	32,517,707	30,940,275	32,056,988	32,076,192	31,426,537
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	32,517,707	30,940,275	32,056,988	32,076,192	31,426,537
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※資本金等は、各年度の正味財産期末残高を記載。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	10,227,616	30,315,063	11,169,811	9,525,064	8,667,680	
内訳	事業活動収入額	9,519,596	26,231,138	9,239,585	8,998,723	8,003,009
	投資活動収入額	708,020	4,083,925	1,930,226	526,341	664,671
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

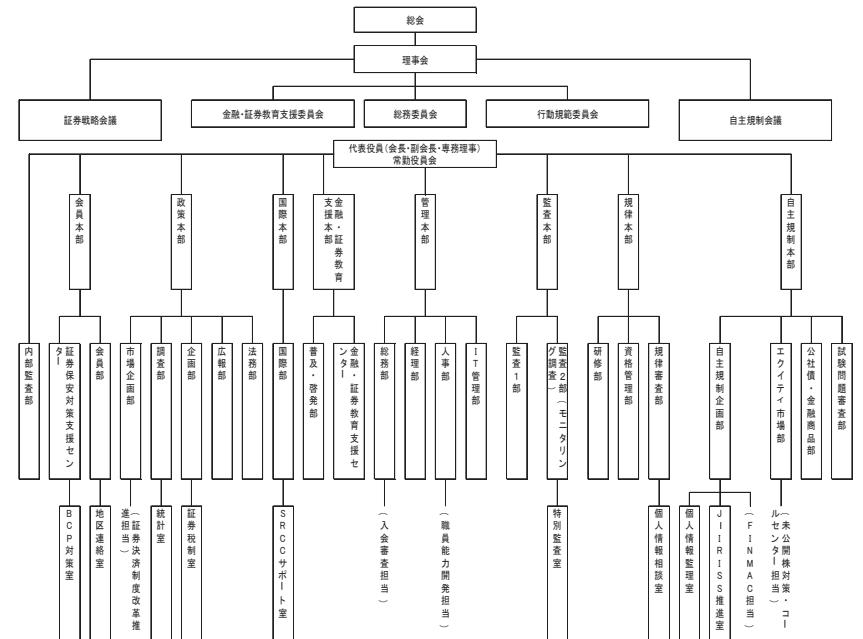
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図（平成24年7月1日現在）



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（第一種金融商品取引業において有価証券関連デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く。）	274社
特別会員	金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関	216機関

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
常任理事	常勤	3人以内	-	1年	3人	1期	3人	2人	金融庁総務企画局長、国際復興開発銀行理事
会員理事	非常勤	3人以内	-	1年	3人	1期	3人	0人	-
特別会員理事	非常勤	1人	-	1年	1人	1期	1人	0人	-
公益理事	非常勤	4人	-	2年	4人	1期	4人	1人	金融庁長官
常任監事	常勤	1人	-	1年	1人	1期	1人	0人	-
会員監事	非常勤	2人	-	1年	2人	1期	2人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	-	-	-	※273,228
非常勤	-	-	-	14,700
合計	-	-	-	※287,928

※執行役5名を含む。

※なお、内訳については非公表。

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	※343人
	非常勤	定数	-
		現員	4人

※執行役5名を含む。

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	1,809,924	(流動負債)	655,348
現金預金	866,184	未払金	241,087
未収金	196,120	預り金	36,921
前払金	46,646	賞与引当金	252,471
有価証券	693,251	リース債務	124,867
その他流動資産	7,720		
		(固定負債)	4,583,373
(特定資産)	26,055,863		
退職給付引当資産	4,161,576	退職給付引当金	3,790,400
証券法制関係積立資産	20,000	役員退職慰労引当金	391,344
証券広報センター引継資産	526,133	リース債務	401,628
特別事業積立資産	26,000		
システム利用特別会計積立資産	68,331	(負債合計)	5,238,721
会員研修基金特別会計積立資産	2,894,587	民間助成金	46,000
証券市場基盤整備基金特別会計積立資産	13,913,880	寄付金	526,133
会員証券市場公正化・活性化基金特別会計積立資産	4,182,141	拠出金	14,215,642
その他特定資産	263,212		
		指定正味財産	14,787,775
(その他固定資産)	8,799,471	(うち特定資産への充当額)	(14,787,775)
建物付属設備	70,075	一般正味財産	16,638,761
什器備品	118,549	(うち特定資産への充当額)	(7,097,830)
ソフトウェア	441,689		
長期貸付金	234,458	(正味財産合計)	31,426,537
差入保証金	262,948		
投資有価証券	4,731,649		
協会安定運営積立資産	2,940,082		
その他固定資産	18		
資産合計	36,665,258	負債・正味財産合計	36,665,258

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※会計一般会計、特別会員一般会計、金融・証券教育支援事業特別会計、システム利用特別会計、会員一般基金特別会計、証券市場基盤整備基金特別会計、会員証券市場公正化・活性化基金特別会計、特別会員一般基金特別会計、地区特別事業特別会計、資格管理事業統合特別会計の合計。10. 正味財産増減計算書も同様。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）（単位：千円）

科目	金額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	106,867
② 受取入会金等	14,590
③ 受取過剰金	95,000
④ 受取会費	5,927,164
⑤ 事業収益	1,479,350
⑥ 受取助成金等	251,600
⑦ 受取抛入金	653,858
⑧ 雑収益	113,461
(経常収益計)	8,641,892
(2) 経常費用	
① 事業費	6,953,382
② 管理費	1,581,066
(経常費用計)	8,534,448
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外費用	101,219
(経常外費用計)	101,219
(当期一般正味財産増減額)	6,224
一般正味財産期首残高	16,632,537
一般正味財産期末残高	16,638,761
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
(1) 特定資産運用益	19,006
(2) 受取助成金	13,000
(3) 一般正味財産への振替額	△687,885
(当期指定正味財産増減額)	△655,879
指定正味財産期首残高	15,443,655
指定正味財産期末残高	14,787,775
<b>III 正味財産期末残高</b>	31,426,537

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的の債券以外の有価証券：時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法による。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：総平均法による原価法による。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：リース資産以外の建物附属設備及び什器備品は、定額法による。
- ② 無形固定資産：リース資産以外のソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法による。
- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法による。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績をもとに算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する。
- ② 賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上する。
- ③ 退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当年度における退職給付債務に基づき、当年度に発生していると認められる額を計上する。
- ④ 役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する。

(5) 消費税等の会計処理：税込み方式による。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

1	名称	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
	所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
	資本金	242,593千円
	事業内容	正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資すること
	役員の状況	会長が役員として就任（会長職）
	従業員数	5人
	持ち株比率	—
法人との関係	第二種金融商品取引業を行う者の自主規制及び業界団体的な機能を担う一般社団法人を設立するに際し、他の自主規制機関等と連携を図りつつ、同法人の設立・運営に必要な支援を実施。	

(2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社 証券保管振替機構
	所在地	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
	資本金	4,250,000千円
	事業内容	株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債権振替業務 等
	役員の状況	常務執行役が社外取締役として就任
	従業員数	208人
	持ち株比率	12.5%
法人との関係	証券保管振替機構に出資しない参加者に代わって出資することで、同社株主の安定を図るため。	

# 日本貸金業協会

## 1. 法人概況

所在地	東京都港区高輪3-19-15	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.j-fsa.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.j-fsa.or.jp/association/summary/report_plan.php
設立根拠法	貸金業法（昭和58年法律第32号）	
	その他、事務・事業に関する法律 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局総務課金融会社室	
設立年月日	平成19年12月19日	
沿革	年 月	事 項
	平成19年12月 平成21年6月	貸金業法に基づき設立 貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う
	平成22年3月	「指定試験機関」として内閣総理大臣から指定 個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定
	平成22年9月	貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定 貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官へ登録
事業の目的	貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資する	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協会の法令等遵守体制整備の支援（自主規制基本規則等を定め、法令諸規則等を徹底）</li> <li>2 監査の実施（法令・自主規制基本規則等の遵守状況等を監査）</li> <li>3 規律審査（法令等違反事案に対する措置・処分）</li> <li>4 相談対応・苦情処理・紛争解決（相談・紛争解決窓口を設置し中立公正な立場から支援）</li> <li>5 研修の実施（各種研修を通じて業界の健全化を促進）</li> <li>6 広報・啓発・調査研究（広報活動、金融知識の普及・啓発、調査研究等を行い、資金需要者等の利益の保護と貸金業の発展に貢献）</li> <li>7 行政協力事務（申請書類等を財務局・各都道府県から委託を受けて受付）</li> <li>8 貸金業務取扱主任者業務（資格試験・登録講習・主任者登録の実施）</li> </ol>	

## 2. 事務・事業の概要等

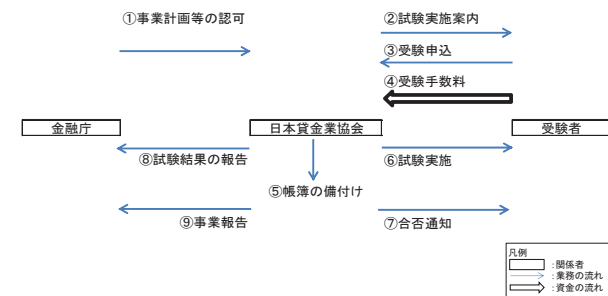
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
資格試験	貸金業取扱主任者資格試験の実施	（平成23年度） 受験者数 10,966人	有	109,979
	貸金業法第24条の8第1項	制度的独占		資格試験特別会計
主任者登録	貸金業務取扱主任者登録に関する事務	（平成23年度） 登録受付件数 2,082件	有	48,554
	貸金業法第24条の33第1項	—		主任者登録特別会計
登録講習	貸金業務取扱主任者講習に関する事務	（平成23年度） 登録講習受講者数 432人	有	55,956
	貸金業法第24条の36第1項	—		登録講習特別会計
相談対応・苦情処理・紛争解決	貸金業務に係る紛争解決等業務	（平成23年度） 苦情件数 247件 相談件数 42,886件 紛争解決件数 7件	有	2,212,635 の内数(※)
		貸金業法第41条の39第1項		—

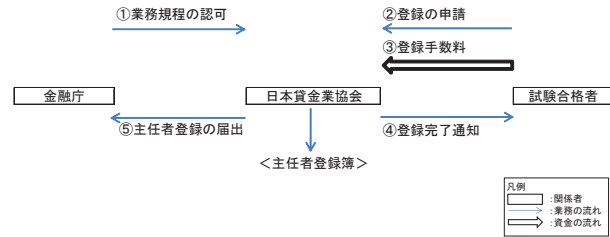
※当該業務は、区分経理がなされていないため、事業費を支出している一般会計の事業費全体を記載している。

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

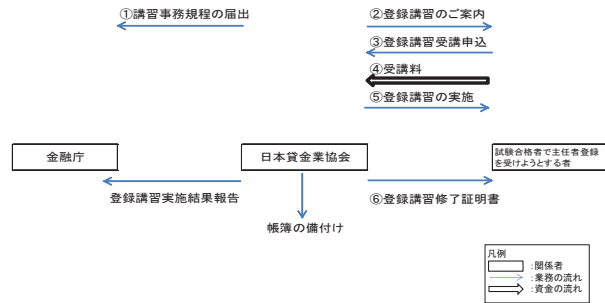
#### ① 貸金業取扱主任者資格試験の実施



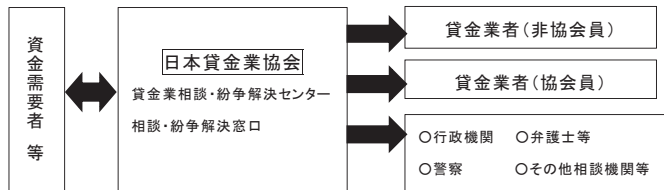
② 貸金業務取扱主任者登録に関する事務



③ 貸金業務取扱主任者講習に関する事務



④ 貸金業務に係る紛争解決等業務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,646,457	5,515,944	4,007,663	2,525,752	2,108,005
内訳					
事業活動収入額	1,646,457	5,496,276	3,571,874	2,525,752	2,091,164
投資活動収入額	0	19,668	435,789	0	16,841
国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

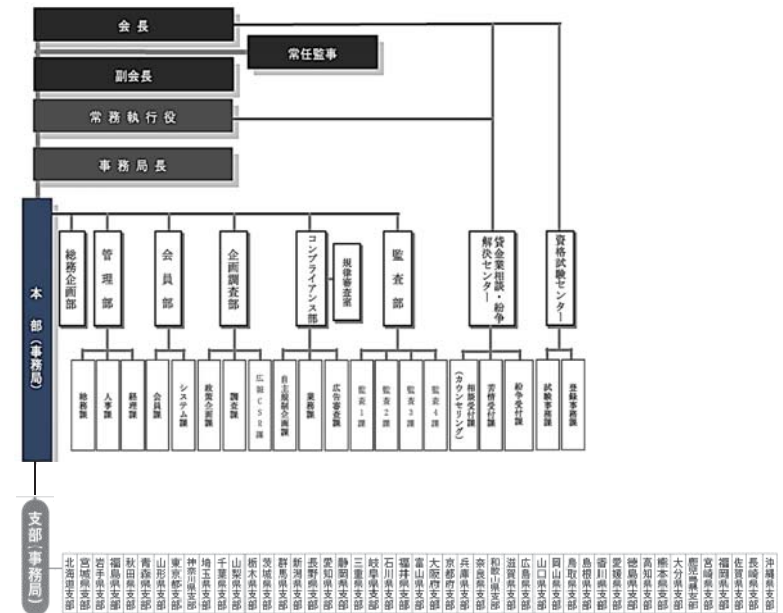
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図 (平成22年10月1日現在)





5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	貸金業者	1,338社

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	70歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
副会長	常勤	2人以内	70歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
	非常勤	3人	-			3期	1人		-
会員理事	非常勤	4人以内	-	2年	4人	2期	1人	0人	-
						3期	2人		-
公益理事	非常勤	4人	-	2年	4人	3期	3人	0人	-
						1期	1人		-
常任監事	常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	-
会員監事	非常勤	2人	-	2年	2人	3期	2人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	52,001	746	0	52,747
非常勤	13,000	0	0	13,000
合計	65,001	746	0	65,747

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	166人
非常勤	定数	-	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産 計)	1,049,489	(流動負債 計)	418,223
現金預金	1,012,918	未払金	177,582
未収会費・加入金	3,521	預り金	8
未収金	3,018	前受金	228,935
前払費用	18,160	前受会費	168
前払金	6,525	源泉所得税預り金	7,558
棚卸商品	5,345	社会保険料等預り金	331
		未払消費税等	167
(基金 計)	181,910	未払法人税等	3,473
基金(預金)	181,910	(固定負債 計)	357,541
(特定資産 計)	2,873,989	リース未払金	141,681
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	退職給付引当金	215,859
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	(負債合計)	775,765
退職給付引当資産	190,823	基金	181,190
		(うち基金への充当額)	(181,190)
(その他固定資産等 計)	335,421	建物附属設備	28,441
		指定正味財産	2,683,165
		(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)
		什器備品	14,237
		ソフトウェア	262
		電話加入権	298
		一般正味財産	799,969
		敷金	152,477
		(うち特定資産への充当額)	(190,823)
		ソフトウェア(リース資産)	134,994
		什器備品(リース資産)	4,710
		(正味財産合計)	3,665,045
資産合計	4,440,810	負債・正味財産合計	4,440,810

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計の合計。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）（単位：千円）

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
①基金運用益	87
②特定資産運用益	7,451
③受取会費	1,893,804
④行政事務協力収益	4,492
⑤紛争解決手続収益	49,136
⑥物品販売収益	7,079
⑦試験受験料収益	104,550
⑧登録手数料収益	6,548
⑨講習受講料収益	6,990
⑩雑収益	1,224
(経常収益計)	2,081,364
(2) 経常費用	
①事業費	2,036,844
②管理費	448,466
(経常費用計)	2,485,311
評価損益等調整前当期経常増減額	△403,946
(評価損益等計)	0
当期経常増減額	△403,946
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
①特定資産取崩収益	20,000
(経常外収益計)	20,000
当期経常外増減額	20,000
(税引前当期一般正味財産増減額)	△383,946
法人税、住民税及び事業税	3,473
(当期一般正味財産増減額)	△387,419
一般正味財産期首残高	1,187,389
一般正味財産期末残高	799,969
II 指定正味財産増減の部	
①受取寄付金	△20,000
(当期指定正味財産増減額)	△20,000
指定正味財産期首残高	2,703,165
指定正味財産期末残高	2,683,165
III 基金増減の部	
①基金受入額	9,800
(当期基金増減額)	9,800
基金期首残高	172,110
基金期末残高	181,910
IV 正味財産期末残高	3,665,045

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計の合計。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

○ 「公益法人会計基準」を採用。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸商品については、最終仕入原価法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同年4月1日以降の契約については新会計基準による。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金：職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

② 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等の特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 全国土地改良事業団体連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館4階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.inakajin.or.jp/index.html
	業務及び財務等に関する資料	http://www.inakajin.or.jp/10midorishoukai/jyuhoukoukai-index01.html
設立根拠法	土地改良法(昭和24年法律第195号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課	
設立年月日	昭和33年8月19日	
沿革	年 月	事項
	昭和2年5月	帝国耕地協会設立
	昭和22年	全国耕地協会に名称変更
	昭和28年3月	(社)全国土地改良協会設立認可
	昭和33年8月	全国土地改良事業団体連合会設立認可
昭和60年4月	会員に対する技術的指導業務の追加	
平成4年4月	国又は都道府県営事業への協力業務の追加	
事業の目的	土地改良事業を行う者(国、都道府県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進すること。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導</li> <li>2 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助</li> <li>3 土地改良事業に関する教育及び情報の提供</li> <li>4 土地改良事業に関する調査及び研究</li> <li>5 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力</li> <li>6 前各号に掲げる事業のほか、設立目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
・会員たる各都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導 ・会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 ・土地改良事業に関する教育及び情報の提供 ・土地改良事業に関する調査及び研究	農業農村整備事業の一層の推進並びに円滑に実施するため、土地改良団体役職員の意識高揚、技術力の向上を図るとともに、事業に関する技術的指導を図るための研修会などを実施。 また、事業関係者はもとより、事業の意義等が広く一般の人々にも理解されるよう広報活動を進める。	(平成23年度) ・土地改良団体職員研修会(1回/111名) ・地域住民活動の指導者のための研修(2回/53名) ・子ども絵画展(応募約10,900点) ・新田舎人の発行(68号~71号(各16,000部)) ・絵画展作品集(22,600部) ・図書の発刊等	-	19,123,847
	土地改良法第111条の9	-	一般会計	

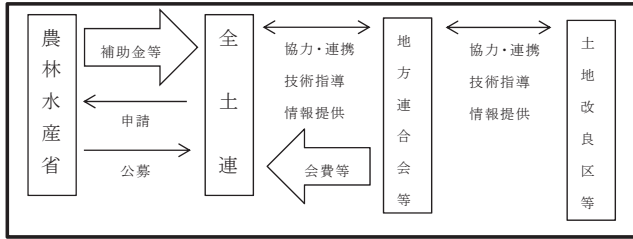
注1：各事務は、補助金、賦課金、請負代金等を財源として、横断的に実施されている。

注2：各事務で実施している補助対象事業等の名称は、以下のとおり。

- ・「会員たる各都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導」  
→土地改良施設維持管理適正化事業
- ・「会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助」  
→水土総合強化推進事業、土地改良施設維持管理適正化事業、被災土地改良区復興支援事業、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業、農山漁村被災者受入円滑化支援事業、農家負担金軽減支援対策事業、小水力発電施設に係る発電事業の会計調査業務(請負事業)
- ・「土地改良事業に関する調査及び研究」  
→人権問題啓発推進事業、農山漁村被災者受入円滑化支援事業、小水力発電施設に係る発電事業の会計調査業務(請負事業)、土地改良専門技術者育成対策検討調査事業

注3：事業費は、該当する補助対象事業等の決算額の合計額を記載

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	47,400	47,400	47,400	47,400	0
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	47,400	47,400	47,400	47,400	0
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

注：その他出資金は、各都道府県土地改良事業団体連合会からのものであり、平成23年7月に返還。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	11,643,585	11,703,104	34,694,288	13,014,539	21,672,050	
内訳	事業収入額	7,316,934	7,187,245	7,028,640	6,695,228	11,419,992
	国等からの補助金等収入額	4,313,953	4,503,749	27,644,855	6,304,443	10,241,880
	国等との契約に基づく総収入額	12,698	12,110	20,793	14,868	10,178
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：平成21年度の「国等からの補助金等収入額」には、「土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業」に係る基金の原資として交付された20,000,000千円を含む。当該事業は、平成23年度で終了。

注2：平成23年度の「事業収入額」には、「土地改良負担金償還平準化事業」に係る基金の原資として、（財）全国土地改良資金協会から譲受された「平準化利子補給積立金」3,023,392千円を含む。

当該事業は、平成32年度で終了予定。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）	交付府省名
	補助等の目的	補助等対象事業の内容			

補助金	農業経営対策事業推進費補助金	人権問題啓発推進事業	2,108
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業団体職員の人権意識の向上のための啓発活動を積極的に推進する。	① 土地改良関係職員研修会の実施（年1回） ② 啓発資料（パンフレット、DVD）の送付 ③ アンケートの実施（各都道府県土地改良事業団体連合会）	その他 農林水産省
補助金	土地改良施設維持管理適正化事業費補助	土地改良施設維持管理適正化事業	3,227,503
	土地改良施設の整備補修のため、土地改良区等の資金拠出及びこれに対する地方公共団体の助成により、整備補修資金を造成し、これに国が助成することにより、整備補修を実施し、土地改良施設の機能の保持と、土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図る。	全国土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）を造成し管理運営するとともに、土地改良区等が適正化資金からの交付金を事業費の一部として、揚水機、水門等の土地改良施設の定期的な整備補修を行うもの。	第三者分配 農林水産省
補助金	土地改良融資事業等指導監督費補助	水士総合強化推進事業	21,775
	統合整備の推進、施設管理の強化、土地利用調整機能の強化及び技術力の向上に係る対策を総合的に行うことにより、土地改良区の体制強化を図る。	① 土地改良区基盤強化事業 土地改良区の統合整備を推進するリーダー育成のための研修会を年2回開催。 ② 土地改良施設管理円滑化事業 各都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため、全国7ブロック別に検討会を開催。 ③ 土地改良換地等強化事業 換地関係異議紛争処理対策検討会を全国7ブロック別に開催。	その他 農林水産省
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	農家負担金軽減支援対策事業	6,782,588
	土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、意	土地改良事業の受益者負担金を償還して行っている地区	その他 農林水産省

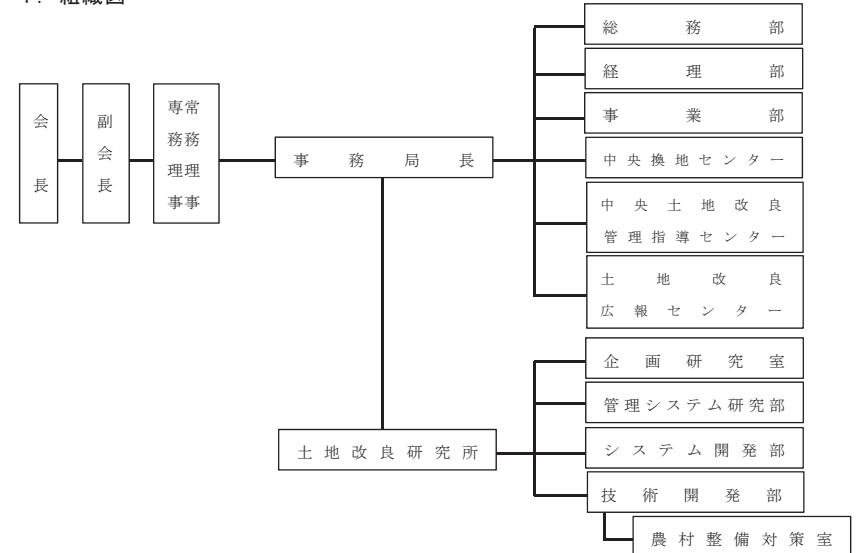
	欲と能力のある経営体への農地集積等に取り組む地域に対し土地改良事業の農家負担金の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。	(申請主体:土地改良区、市町村)を対象として、認定を行った計画に基づき、利子助成、利子補給、資金の無利子貸付及び無利子貸付資金の回収を行う。		
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	57,889	
	東日本大震災により一定規模以上に被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利息に相当する額を助成し、被災農家の経済的負担の軽減を図る。	東日本大震災で被災した土地改良区を対象として、農家が安定した営農を再開できるよう、営農が再開されるまでの間、被災した受益地に係る負担金の償還利子相当額を最大3カ年助成する。		農林水産省
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	被災土地改良区復興支援事業	116,018	
	東日本大震災により被災した農家の負担を軽減しつつ、復旧・復興に応じた土地改良区の業務運営体制の再構築により、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保する。	東日本大震災により被害を受けた地域の土地改良区に対し、 ① 被災土地改良区運営資金借入助成(被災した土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入に対する利子が無利子となるよう助成) ② 被災土地改良区復旧支援助成(業務書類・機器等の復旧に対する支援)を行う。		農林水産省
交付金	農山漁村被災者受入円滑化支援事業交付金	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	34,000	
	被災農家等に対して受入情報の提供をするとともに、他の地域への移転を希望する被災者農家等と受入可能な農山漁村地域とのマッチングを支援し、被災者農家等の意向を踏まえた円滑な移転の実施ための支援を行う。	・被災7県の関係機関に対して、事業の周知等を行い、実施体制を整備。 ・被災農家等に対して事業説明やパンフレット配布を行い、事業の啓発と移転希望者の間合せを促進。 ・今後の営農や移転要望の把握を行うとともに、移転希望者間合せに対応。		農林水産省

注：四捨五入の関係から、上記「3. (2) 収入の状況(各年度とも実績額)」のうち「国等からの補助金等収入額」欄の平成23年度の額と、上記表における補助金等額の合計額とは一致しない。

(国等からの委託費の状況(平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要(平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
土地改良区	・土地改良法第111条の10第2項第1号 ・定款第8条 (その施行に係る地域が2以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積が1万ヘクタールをこえる土地改良事業を行う者)	4
都道府県土地改良事業団体連合会	・土地改良法第111条の10第2項第2号 ・定款第8条	47

6. 役員の概要(平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	4年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	3人以内	—	4年	2人	1期	1人	0人	—
						6期	1人	0人	—

専務理事	常勤	1人	—	4年	1人	1期	1人	1人	農村振興局長
常務理事	常勤	2人 以内	—	4年	1人	4期	1人	0人	—
理事	非常勤	12人 以上	—	4年	9人	1期	6人	1人	関東農政局 建設部次長
		15人 以内				2期	3人	0人	—
代表監事	非常勤	1人	—	4年	1人	1期	1人	0人	—
監事	非常勤	2人 又は 3人	—	4年	1人	1期	1人	0人	—

注1：理事の定数は、専務理事、常務理事、常任理事の定数を含む。

注2：監事の定数は、代表監事の定数を含む。

注3：当該法人には、役員の在任年齢に関する規程はない。

#### 7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	19,900	—	—	19,900
非常勤	4,840	—	—	4,840
合計	24,740	—	—	24,740

#### 8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	24人
非常勤	定数	—	
	現員	—	

#### 9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

流動資産	9,022,465,665	流動負債	8,654,423,286
固定資産	31,144,742,486	固定負債	2,110,717,000
資産合計	40,167,208,151	負債合計	10,765,140,286
		正味財産	29,402,067,865
		負債及び正味財産合計額	40,167,208,151

※一般会計、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業特別会計及び平準化利子補給積立金特別会計の総括表

#### 10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日（単位：円）

科目	一般会計	特別緊急支援対策 事業特別会計	平準化利子補給 積立金	合計

		特別会計		
I 増加の部				
1 資産増加額	30,581,193,189		3,023,826,056	33,605,019,245
2 負債減少額	47,400,000	4,134,843,606	913,109,056	5,095,352,662
増加額合計	30,628,593,189	4,134,843,606	3,936,935,112	38,700,371,907
II 減少の部				
1 資産減少額	1,954,846,812	4,134,843,606	913,109,056	7,002,799,474
2 負債増加額	0	0	3,023,826,056	3,023,826,056
減少額合計	1,954,846,812	4,134,843,606	3,936,935,112	10,026,625,530
当期正味財産増加額	28,673,746,377	0	0	28,673,746,377
前期繰越正味財産額	728,321,488	0	0	728,321,488
期末正味財産額合計額	29,402,067,865	0	0	29,402,067,865

#### 11. 重要な会計方針（平成23年度）※一般会計

1. 固定資産（償却資産）の減価償却について  
什器備品（償却資産）・・・定額法による減価償却を実施している。
2. 資金の範囲について  
資金の範囲には、現金、預金、未収金、未払金、預り金及び仮受金を含めることとしている。
3. 支援事業貸付金について  
平成23年5月25日付け債権等譲渡契約書に基づき（財）全国土地改良資金協会より27,904,512,600円の債権を譲り受けた。

（単位：円）

H23.5.25 譲受額	H23.5.26以降 資金払出金額等	H23.5.26以降 償還金額等	当期末残高
27,904,512,600	2,606,815,000	1,690,531,700	28,820,795,900

4. 引当金の計上について  
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績をもとに算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
5. 消費税等の会計処理について  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
6. 会計基準について  
旧会計基準によっている。

#### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし



# 全国食肉業務用卸協同組合連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都港区赤坂 6-13-16	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.zenniku-gyoren.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.zenniku-gyoren.or.jp/
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課	
設立年月日	昭和56年5月1日	
沿革	年 月	事項
	昭和56年5月1日	ホテル、レストラン用の輸入牛肉取引量の増加に伴い、農林水産省の指導の下、各地域に設立された食肉業務用卸協同組合を会員とし（7組合）、設立。
	昭和57年	下部組合が現在の13組合となる。
事業の目的	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）のために必要な業務用食肉に関する共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>所属員の取り扱う業務用食肉の共同購買・共同保管・販売促進のための共同展示販売</li> <li>所属員のためにする業務用食肉の販売促進のための共同宣伝</li> <li>会員に対する事業資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ並びに機械・装置の貸付け</li> <li>所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</li> </ol>	

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

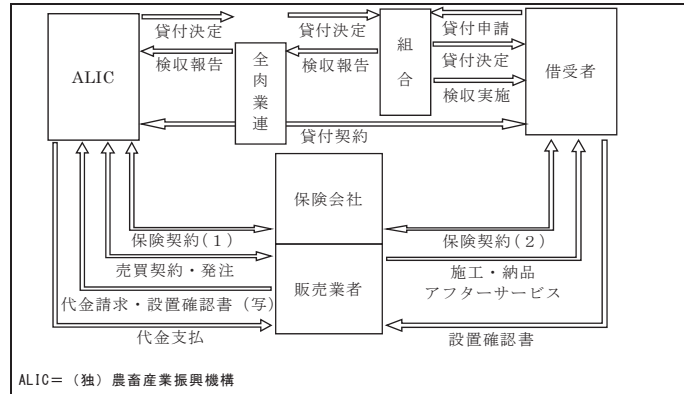
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
食肉販売合理化施設整備リース事業	財団法人畜産環境整備機構から委託を受け、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。	【新規リース】 16件 【年度末残物件】 116件 【残存価額】 135,293,905円	-	205
	・定款第7条 ・畜産高度化支援リース事業実施要領	-	-	一般勘定
食肉卸売機能強化推進事業	食肉卸売組合の卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連制度及び食肉表示等の遵守を推進するための協議会の開催、食肉の新規取組等の実証展示等を行う。	【協議会等の開催】 全肉業連・10組合で実施 【実証展示】 13組合16商品の開発	-	55,672
	・定款第7条 ・食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱	-	-	特別会計Ⅰ
食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	食肉卸売業者に低利資金を融通する融資機関に利子補給を行う。（※）	【借入資金の償還】 53件 51億2,300万円	-	83,783
	・定款第7条 ・食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業規程集	-	-	特別会計Ⅱ 特別会計Ⅲ
中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	中小食肉卸売業者の運転資金や設備資金の借入の一部を保証する。	【借入件数】 29件 【債務保証金額】 24億9,440万円	-	3,307
	・定款第7条 ・中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱	-	-	特別会計Ⅳ

※利子補給（利息の支払業務）は、借入の翌年度に行う。

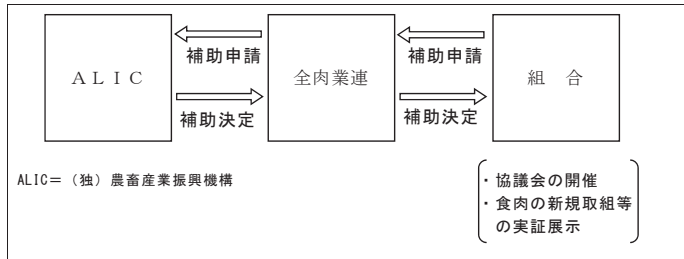
基金残額は、利子補給の翌年度に返還処理している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

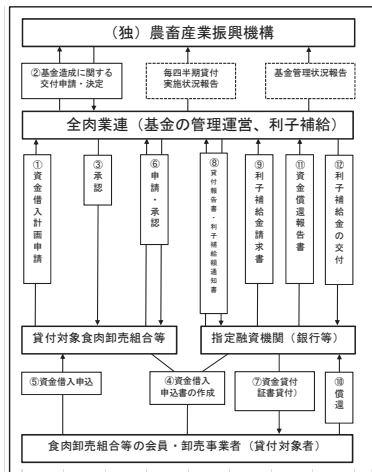
○食肉販売合理化施設整備リース事業フロー図



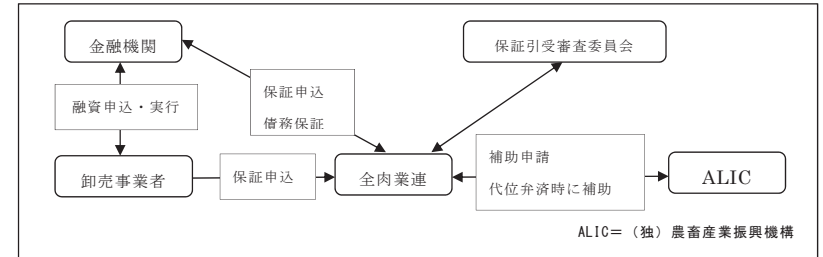
○食肉卸売機能強化推進事業フロー図



○食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業フロー図



○中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業フロー図



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	174,954	166,271	162,581	173,528	158,847	
内訳	事業収入額	31,802	30,953	29,091	28,901	26,500
	国等からの補助金等収入額	117,275	114,985	113,975	119,716	110,984
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	25,876	20,333	19,515	24,911	21,363

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：「食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業」は、返還精算後の額を計上している。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	食肉卸売機能強化推進事業	食肉卸売機能強化推進事業	第三者分配	55,672
	食肉卸売業者の組合が行う食肉卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連	食肉卸売組合の卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連		

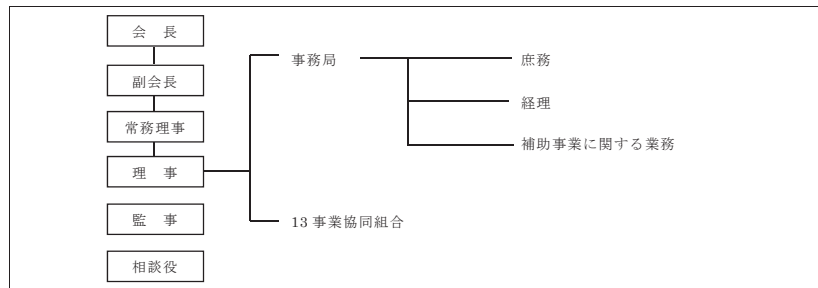


	化と経営の体質強化を図るための事業に対し補助することにより、消費者への安全な食肉の供給と畜産の健全な発展に資する。	度及び食肉表示等の遵守を推進するための協議会の開催、食肉の新規取組等の実証展示を行う。		業振興機構
補助金	食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業		52,005
	食肉卸売業者の組合が行う経営体質強化を図るための低利資金を融資する融資機関に利子補給を行う事業に対し補助することにより、消費者への安全な食肉の供給と畜産の健全な発展に資する。	食肉卸売業者に低利資金を融通する融資機関に利子補給を行う。	補助金	(独)農畜産業振興機構
補助金	中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業		3,307
	食肉卸売事業者のうち、中小企業者の運転資金や設備資金の借入れの一部を保証する事業に対し補助することにより、中小食肉卸売事業者に対する民間融資の円滑化を図り、もって国産食肉の安定供給と口蹄疫発生地域等における畜産振興に資する。	中小食肉卸売業者の運転資金や設備資金の借入れの一部を保証する。	その他	(独)農畜産業振興機構

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務用食肉の販売を行う事業者で組織した事業協同組合であること。</li> <li>本会の地区内に事務所を有すること。</li> </ul>	13組合

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
副会長	非常勤	4人以内	-	2年	3人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						14期	1人	0人	-
常務理事	非常勤	4人	-	2年	1人	5期	1人	0人	-
専務理事	非常勤	1人	-	2年	0人	-	-	-	-
理事	非常勤	13~15人	-	2年	10人	1期	4人	0人	-
						2期	2人	0人	-
						3期	2人	0人	-
						5期	1人	0人	-
						11期	1人	0人	-
監事	非常勤	1~2人	-	2年	2人	4期	1人	0人	-
						5期	1人	0人	-
相談役	非常勤	-	-	2年	3人	1期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
						8期	1人	0人	-

注：会長、副会長、専務理事及び常務理事の定数は、理事の定数の内数。

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

報酬の支給実績なし (無報酬)

8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	現員
		-	3人
職員	非常勤	定数	現員
		-	-

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

流動資産	85,119,061	流動負債	741,264
固定資産	88,365,777	固定負債	6,500,000
資産合計	173,484,838	負債合計	7,421,264
		出資金	56,600,000
		法定準備金	45,050,000
		剰余金	64,593,574
		資本合計	166,243,574
		負債及び資本合計	173,484,838

前期繰越損失	40,871,338
当期末処理損失	43,258,596

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拋出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

10. 損益計算書（平成23年度（経常損益の部））

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

（単位：円）

科目	金額	
【純売上高】		
リース受取手数料	462,545	462,545
売上総利益		462,545
【販売費及び管理費】		
販売費及び管理費		24,033,078
営業損失		23,570,533
【営業外収益】		
受取利息	16,202	
受取配当金	1,624,000	
賦課金	19,723,073	
		21,363,275
【営業外費用】		
経常損失		2,207,258
【特別損失】		
税引前当期損失		2,207,258
法人税、住民税 及び事業税		180,000
当期純損失		2,387,258

## 日本商品先物取引協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋小網町9-4	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.nisshokyo.or.jp/">http://www.nisshokyo.or.jp/</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.nisshokyo.or.jp/profile/yosan_kessan.html">http://www.nisshokyo.or.jp/profile/yosan_kessan.html</a>
設立根拠法	商品先物取引法（昭和25年法律第239号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	農林水産省 食料産業局商品取引グループ 経済産業省 商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課	
設立年月日	平成11年4月1日	
沿革	年 月	事項
	平成3年5月 平成11年4月	社団法人日本商品取引員協会 設立 会員は商品取引所法に基づき許可を受けた商品取引員である。改正商品取引所法の施行に伴い、民法上の社団法人から商品取引所法上の認可法人に改組、名称を「日本商品先物取引協会」に変更する。
	平成23年1月	商品先物取引法の施行に伴い、従来の国内商品市場取引を行う商品先物取引業者に加え、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う商品先物取引業者が会員となる。
事業の目的	会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、委託者等の保護を図る。	
主な事務・事業の内容		
(1)	会員又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業	
(2)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関し、顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告その他の事業	
(3)	会員に対する監査	
(4)	法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁	
(5)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決	
(6)	商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停	
(7)	法第206条第1項（法第240条の11の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務	
(8)	外務員資格試験の実施	
(9)	会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む。）に対する研修等その資質の向上を図る事業	
(10)	会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業	
(11)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う法第2条第15項に定める商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に関する事業	
(12)	上記に付帯する事業及びその他本会の目的を達成するために必要な事業	

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

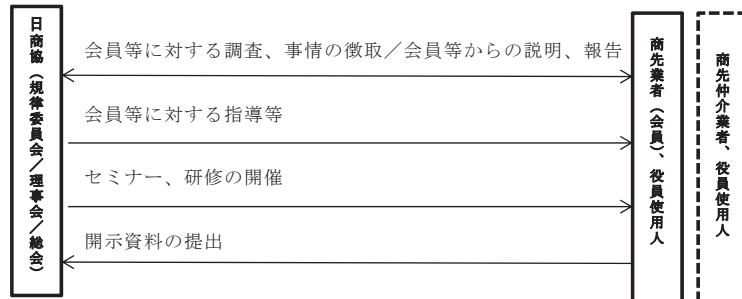
事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
会員の商品先物取引業務に対する指導等	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務について、商品先物取引法その他関係法令を遵守させ、顧客の保護を図るために、会員に対する指導等を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第1号、第2号、第52条	(平成23年度) 10件の苦情について会員6社に対して指導を実施。 -	-	261,546 (※)
会員に対する監査	監査規則に基づいて会員に対して必要に応じて随時監査を実施。監査結果に基づき会員に対して指導等を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第3号、第53条	(平成23年度) 1社（特定監査1社） -	-	261,546 (※)
会員に対する制裁	会員又は会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が、法令等若しくは本会の定款・規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、制裁（①譴責、②過怠金の賦課、③会員の権利の停止又は制限、④除名）を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第4号、第55条	(直近の実績) 平成21年度 譴責：2社 過怠金：4社（300万円、2,000万円、2,500万円、3,000万円） -	-	261,546 (※)
苦情の解決	会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客等からの相談に応じるとともに、苦情を受けその円滑な解決を図る。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第5号、第58条	(平成23年度) 相談：868件 苦情：60件 -	-	261,546 (※)
紛争の解決	商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者と顧客との間における紛争が生じた場合には、仲介（あっせん・調停）を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第6号、第59条	(平成23年度) 紛争：27件 -	有	261,546 (※)
外務員の登録	商品先物取引法第206条に基づき、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が行う商品デリバティブ取引に係る外務員に関する登録事務を実施。 商品先物取引法第206条第1項 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第7号、第65条	(平成23年度) 登録：28,208人 -	有	27,836
役員使用人等の処分等	会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人等に対し、指導、勧告、処分を実施。 商品先物取引法第206条第1項 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第7号、第52条	(平成23年度) 職務の停止：1人（2か月） -	-	261,546 (※)
外務員資格試験	商品先物取引法第200条第1	(平成23年度)	有	261,546 (※)

	項に規定する外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施。	受験者数：444人 合格者数：393人		
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第8号、第68条	-		-
登録更新講習	外務員の登録の有効期限の満了により登録の更新を受けようとする者等に対し、専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的として更新講習を実施。	(平成23年度) 受講者数 更新：195人 再登録：341人	有	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第9号、第67条	-		-
上級外務員認定制度	登録外務員のうち優秀な者を上級外務員として認定。 (平成23年1月1日の現行法施行に伴い、22年度以降の新規認定を休止。)	平成25年1月1日現在の認定者数：5社15人	有	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第9号、上級外務員認定規則	-		-
会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業	会員が商品先物取引法第221条に基づいて積み立てる商品取引責任準備金について、これらが適正に運営されるよう、商品取引責任準備金の積立て等に関する規則を制定。	(平成23年度) 商品取引責任準備金の取崩しに係る承認：32件	-	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第10号、第64条	-		-
商品取引事故の確認等の手続き	商品先物取引法第214条の3第3項に基づき、商品先物取引業者が商品取引事故による損失を補てんする場合、主務大臣の確認等を受けるが、会員である商品先物取引業者は本会を経由して主務大臣に対する申請書類等を提出する。	(平成23年度) ○主務大臣への事故確認申請：7件 ○主務大臣への事後報告：219件 ○本会への事故報告：180件	- (平成23年度まで徴収していたが、24年度以降廃止)	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第11号	-		-

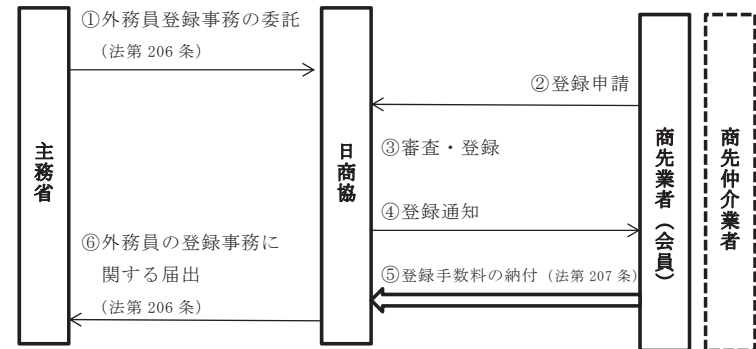
※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。ただし、外務員登録事務については実務レベルで事業費を算出。

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

### ① 会員の商品先物取引業務に対する指導等



## ② 外務員の登録



※ 事務・事業のうち、2つ記載。

## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	111,169	113,135	84,448	133,361	480,728
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	111,169	113,135	84,448	133,361	480,728
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

### (2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	781,474	524,164	528,005	608,854	368,368	
内 訳	事業収入額	779,122	524,164	504,500	598,389	357,476
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	2,352	0	23,505	10,465	10,892

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※総収入額は、平成22年度までは公益法人会計基準の昭和60年改正基準、平成23年度は同基準の平成20年改正基準で計算。

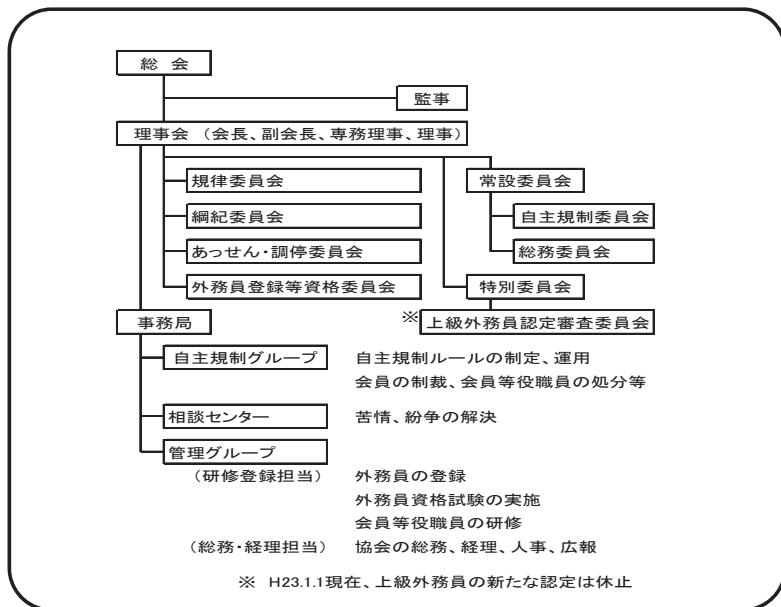
### (国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

該当なし

### (国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員	商品先物取引業者	57社

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)※2	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤			2年	1人	5期	1人	0人	-
副会長	常勤			2年	1人	4期	1人	1人	近畿中国森林管理局長
	非常勤	11人以上	原則70歳		1人	7期	1人	0人	-
専務理事	非常勤	15人以内(※1)		2年	1人	2期	1人	1人	経済産業省大臣官房審議官
理事	非常勤		うち3人原則70歳	2年	10人	1期	3人	0人	-
						2期	2人	1人	通商産業省産業政策局長
						4期	3人	0人	-
						5期	1人	0人	-
						7期	1人	0人	-
						1期	2人	0人	-
						2期	0人	0人	-
監事	非常勤	3人	うち1人原則70歳	2年	3人	1期	2人	0人	-
						2期	0人	0人	-
						3期	1人	0人	-

※1 会長(1人)、副会長(2人以内)、専務理事(1人)は理事の中から互選する。

※2 役員(商品取引所及び商品先物取引業界に關係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者のうちから選任される役員を除く。)を選任するときは、満70歳以上の者を選任しない(特別な事情があるときはこの限りでない)。在任中に満70歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位:千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	15,113	-	-	15,113
非常勤	3,960	-	-	3,960
合計	19,073	-	-	19,073

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	現員
		-	18人
非常勤	-	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位:円)

科目	当年度金額	前年度金額	差異
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	67,301,459	86,551,149	△19,249,690
未収利息	0	54,166	△54,166
流動資産合計	67,301,459	86,605,315	△19,303,856
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	197,812,604	177,603,901	20,208,703
運営準備積立資産	297,686,899	207,686,899	90,000,000
システム更新等準備積立資産	78,705,000	70,000,000	8,705,000
特定資産合計	574,204,503	455,290,800	118,913,703
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	15,641,675	22,248,275	△6,606,600
什器備品	5,270,265	0	5,270,265
リース資産	4,150,125	0	4,150,125
敷金保証金	16,693,248	25,039,872	△8,346,624
その他固定資産合計	41,755,313	47,288,147	△5,532,834
固定資産合計	615,959,816	502,578,947	113,380,869
資産合計	683,261,275	589,184,262	94,077,013
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	570,668	532,900	37,768
リース債務	1,861,230	0	1,861,230
流動負債合計	2,431,898	532,900	1,898,998
2. 固定負債			
リース債務	2,288,895	0	2,288,895
退職給付引当金	153,587,604	138,728,901	14,858,703
役員退職慰労引当金	44,225,000	38,875,000	5,350,000
運営準備金(一般口)	0	207,686,899	△207,686,899
システム更新等準備金	0	70,000,000	△70,000,000
固定負債合計	200,101,499	455,290,800	△255,189,301
負債合計	202,533,397	455,823,700	△253,290,303

III 正味財産の部			
1. 一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	480,727,878 (376,391,899)	133,360,562	347,367,316 (376,391,899)
正味財産合計	480,727,878	133,360,562	347,367,316
負債及び正味財産合計	683,261,275	589,184,262	94,077,013

## 10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

(単位：円)			
科目	当年度金額	前年度金額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	120,519	0	120,519
特定資産受取利息	120,519	0	120,519
受取入金	6,000,000	23,000,000	△17,000,000
入会金	6,000,000	23,000,000	△17,000,000
受取会費	311,435,485	557,627,844	△246,192,359
定額会費	164,617,484	—	—
比例会費	146,818,001	—	—
事業収益	39,838,800	17,270,100	22,568,700
事故確認手数料	280,000	440,000	△160,000
あっせん調停手数料	2,255,000	3,420,000	△1,165,000
受講・受験料	8,956,800	10,190,400	△1,233,600
外務員登録料	28,347,000	3,219,700	25,127,300
雑収益	81,060	491,450	△410,390
その他雑収益	81,060	491,450	△410,390
退職給付引当金取崩額	—	139,843,116	△139,843,116
運営準備金取崩額（過剰金口）	—	53,000,000	△53,000,000
経常収益計	357,475,864	791,232,510	△433,756,646
(2) 経常費用			
事業費	218,081,369	281,004,808	△62,923,439
自主規制業務費	5,832,815		
紛争・処理等業務費	4,665,665		
試験・登録事業費	4,723,891		
広報実施費	1,132,575		
事務所賃料	10,954,944		
職員給与	141,485,171		
その他業務管理費	9,094,615		
システム等更新費	2,835,000		
退職給付費用	14,438,384		
役員報酬	14,506,875		
ソフトウェア減価償却費	6,606,600		
什器備品減価償却費	94,867		
リース資産減価償却費	1,709,967		
管理費	72,259,540	260,114,637	△187,855,097
総会・委員会費	2,436,119		
事務所賃料	10,954,944		
職員給与	28,580,417		
退職給付費用	8,582,167		
役員報酬	4,956,165		
その他業務管理費	16,575,102		
什器備品減価償却費	94,868		
リース資産減価償却費	79,758		
ソフトウェア減価償却額	—	3,867,850	△3,867,850
退職給付引当金繰入額	—	34,227,921	△34,227,921
運営準備金（一般口）繰入額	—	93,000,000	△93,000,000

システム更新等準備金繰入額	—	70,000,000	△70,000,000
経常費用計	290,340,909	742,215,216	△451,874,307
当期経常増減額	67,134,955	49,017,294	18,117,661
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他収入	2,545,462	0	2,545,462
運営準備金戻入額	207,686,899	—	207,686,899
システム更新等準備金戻入額	70,000,000	—	70,000,000
経常外収益計	280,232,361	0	280,232,361
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	104,920	△104,920
経常外費用計	0	104,920	△104,920
当期経常外費用増減額	280,232,361	△104,920	280,337,281
当期一般正味財産増減額	347,367,316	48,912,374	298,454,942
一般正味財産期首残高	133,360,562	84,448,188	48,912,374
一般正味財産期末残高	480,727,878	133,360,562	347,367,316
II 正味財産期末残高	480,727,878	133,360,562	347,367,316

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 公益法人会計基準  
当事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を適用している。なお、前事業年度の財務諸表は改正前の「公益法人会計基準」に基づいて作成している。
- (2) 有価証券の評価基準および評価方法  
満期保有目的の債券  
取得原価法によっている。ただし、債券金額と異なる価格で取得した債券で、当該差額が金利の調整と認められるものは償却原価法（定額法）によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
什器備品  
定率法による減価償却を実施している。
  - ② 無形固定資産  
ソフトウェア  
重要なソフトウェア開発費については、利用可能期間（5年）に基づき定額法による減価償却を実施している。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数として、残存価格を零として算定する定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準について
  - ① 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため中小企業退職金共済制度に加入している。職員に対する期末退職給付の要支給額のうち、当該共済制度より支給される金額を控除した金額を計上している。
  - ② 役員退職慰労引当金  
役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式によっている。
- (6) 資金の範囲について  
資金の範囲には、現金・預金、未収収益、未収金・未払金及び立替金・預り金を含めることにしている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの  
該当なし
- (2) 出資を行っているもの  
該当なし



# 全国石油商業組合連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.zensekiren.or.jp/">http://www.zensekiren.or.jp/</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.zensekiren.or.jp/02soshiki/0204">http://www.zensekiren.or.jp/02soshiki/0204</a>
設立根拠法	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課	
設立年月日	昭和38年11月20日	
沿革	年 月	事項
	平成13年3月	中小企業団体の組織に関する法律の改正により「調整事業」が廃止されたことに伴い、事業等関連項目について定款変更
	平成15年4月	旧中小企業近代化促進法に基づく「構造改善計画」の終了及び土壌汚染対策法の施行に伴い、事業等関連項目について定款変更
事業の目的	(1) 会員たる石油商業組合の事業についての指導及び連絡 (2) 会員及びその所属員である石油製品販売業に関する指導及び教育 (3) 石油製品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供 (4) 石油製品販売業に関する調査研究 (5) 構造改善事業の推進・指導等に関する事業 (6) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新規商品若しくは新技術の開発又は需要の開拓に関する調査 (7) 所属員の環境対策に関する事業 (8) その他、各号に附帯する事業	
主な事務・事業の内容	石油製品販売業者の健全な発展と消費者の利益保護を目的に以下事業を行う (1) 経営革新支援事業 S Sの次世代化促進のための情報収集・提供、人材育成、安全対策推進など (2) 流通適正化対策事業 元売・販売業者間の連携や需要減少下の収益確保対策等の検討など (3) 流通環境整備対策事業 国の石油流通施策や石油税制等に対する意見・要望の具申や、ガソリンの流通実態を踏まえた公正・透明な競争環境整備の検討など (4) 国庫補助事業 環境対応型石油製品販売業支援事業など各種国庫補助事業の遂行 (5) 機関紙事業 機関紙「ぜんせき」の発行など (6) その他 組合財政基盤の強化に関する検討（組織強化対策事業）、会員間及び関係業界との情報交換のための懇談会等開催（教育情報事業）など	

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

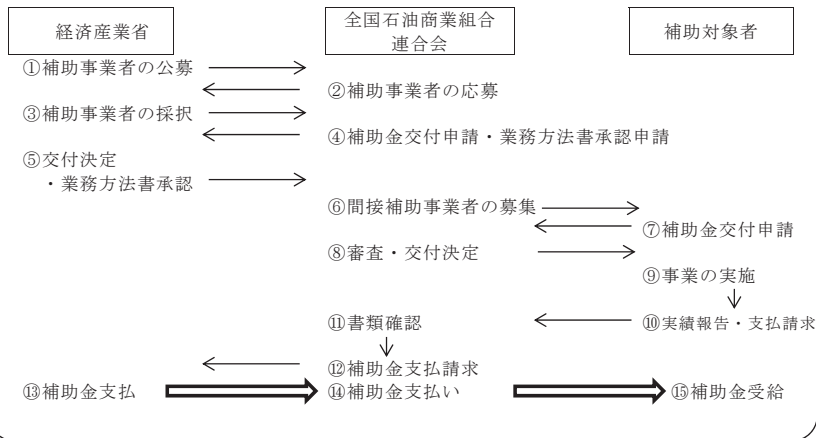
事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
給油所次世代化対応支援事業	民間団体等が揮発油販売業者に対して行う人材育成研修事業に要する費用を補助することにより、石油製品の安定供給確保を図る。	(平成23年度実績) 研修会 計276回	-	474,278
	定款第7条第1項第2号	-	-	給油所次世代化対応支援事業
環境対応型石油製品販売業支援事業	1 環境対応型石油製品販売業支援 ①土壌汚染検知検査事業 ②地下埋設タンク・配管二次検査補助事業 ③油含有土壌等除去補助事業 2 給油設備安全点検支援 被災地域等に対して、平成23年3月11日から4月16日までの間に発生した地震に係る地下タンク等の漏れの点検に要した費用を補助。	(平成23年度実績) 1 環境対応型石油製品販売業支援 ①土壌汚染検知検査：4,291件 ②二次検査：10件 ③漏えい検査管、ボーリング、油含有土壌：0件 2 給油設備安全点検支援事業：1,100件	-	471,277
	定款第7条第1項第7号	-	-	環境対応型石油製品販売業支援事業及び給油設備安全点検支援事業
石油製品流通網維持強化事業	1 燃料供給不安定地域対策事業 過疎地域等における燃料安定供給の具体的対策を検討するための実証事業を行い、設備費等の経費を補助する事業。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 自家発電設備と給水設備を設置した給油所を配置・整備する経費に対し補助金を交付する事業。	(平成23年度実績) 1 燃料供給不安定地域対策事業 実施数：4地区 2 緊急時安定供給拠点整備事業 実施数：66給油所	-	157,100
	定款第7条第1項第5号	-	-	緊急時安定供給拠点整備事業及び燃料供給不安定地域対策事業
被災地災害対応型中核給油所等整備事業	自家発電設備の設置等、石油販売業者が行う石油製品の供給拠点の災害対応能力を強化する取組に要する経費に対し補助金を交付する事業。 ①中核給油所整備事業 ②小口燃料配送拠点整備事業 ③通常災害対応型給油所整備事業	(平成23年度実績) 事業継続中のため平成24年12月までの実績 実施件数： ①中核給油所整備事業 80件 ②小口燃料配送拠点整備事業 20件 ③通常災害対応型給油所整備事業 40件	-	4,553

	定款第7条第1項第5号	-	被災地災害対応型中核給油所等整備事業
離島ガソリン流通コスト支援事業	本土と架橋されていない有人離島176島においてガソリンを販売している事業者等を対象として事業を実施。 ①離島ガソリン流通コスト支援事業 ②離島ガソリンスタンド等支援事業 ③周知委託事業	(平成23年度実績) 実施数: ①ガソリン流通コスト支援事業 690店 ②離島ガソリンスタンド等支援事業 504店、825件 ③周知委託事業 690店	1,239,165
	定款第7条第1項第5号	-	離島ガソリン流通コスト支援事業

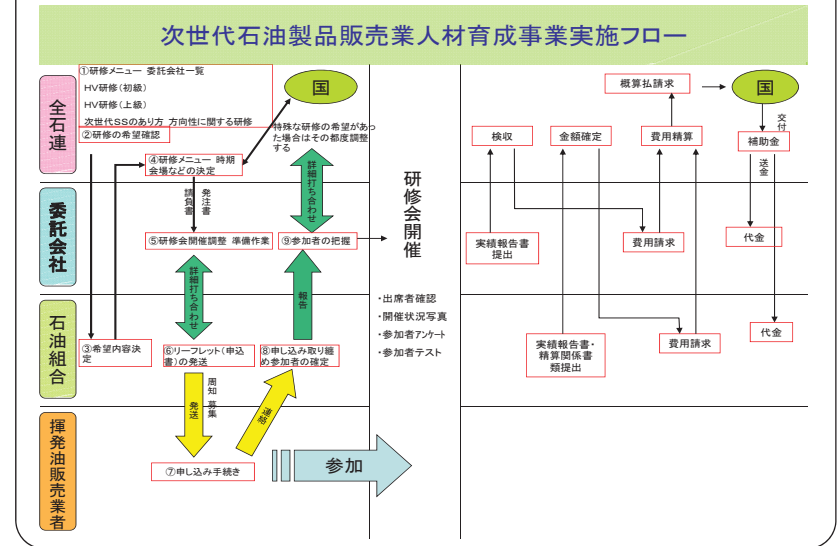
※ 法人において内部業務として分類している事務・事業については記載省略。

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

### 【離島ガソリン流通コスト支援事業】



### 【給油所次世代化対応支援事業】



※ 主な事務・事業のうち、事業費が高い順に2つ記載。

## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
其他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

### (2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,056,926	2,238,806	3,157,388	1,928,158	2,927,259	
内訳	事業収入額	832,936	833,154	810,754	770,189	763,239
	国等からの補助金等収入額	1,223,991	1,405,652	2,346,635	1,157,969	2,164,020
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	其他収入額	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補助給金及び委託費をいう。以下同じ。

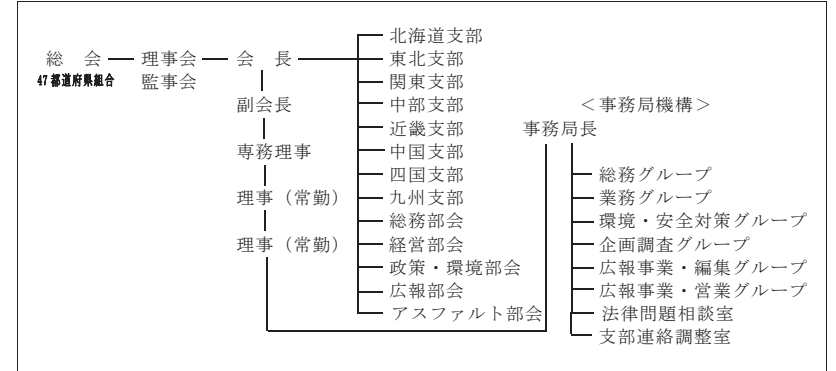


(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

区分	補助金等の名称	補助対象事業の名称	事業の性質	金額(千円) 交付府省名
	補助等の目的	補助対象事業の内容		
補助金	次世代石油製品販売業人材育成事業	次世代石油製品販売業人材育成事業	その他	474,227
	揮発油販売業者に対して人材育成研修事業を行うことで、中長期的に石油製品販売業の経営基盤の強化を図り、もって石油製品の安定供給確保を図る。	研修会開催事業 ①次世代自動車の構造及び低圧電気取扱研修(初級編) ②次世代自動車の構造及び車検対応研修(上級編) ③次世代SSのあり方・方向性に関する研修		経済産業省
補助金	環境対応型石油製品販売業支援事業	環境対応型石油製品販売業支援事業	第三者分配	288,339
	揮発油販売活動に伴い不可避免的に引き起こすおそれのある土壌汚染に対し、未然防止及び早期対策を促すことにより、給油所周辺地域との環境調和を確保するとともに、石油製品の安定供給の確保を図る。	①土壌汚染検知検査補助事業 ②地下埋設タンク・配管二次検査補助事業 ③漏えい検査管採取物調査補助事業 ④ボーリング調査補助事業 ⑤油含有土壌等除去補助事業		経済産業省
補助金	石油製品流通網維持強化事業	石油製品流通網維持強化事業	第三者分配	0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
	1 燃料供給不安地域対策事業 中山間地域における安定供給対策の取組を支援するため。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 災害等緊急時に緊急車輛や重要施設等へ石油製品を安定的に供給するため。	1 燃料供給不安地域対策事業 過疎地域等における燃料安定供給の具体的対策を検討するための実証事業を行い、当該実証事業に要する経費を補助する事業。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 自家発電設備等を整備する事業に要する経費に対し補助金を交付する事業。		経済産業省
補助金	給油設備安全点検支援事業 東日本大震災又はこれに伴う津波等により被害を受けた区域に存する揮発油販売業者が、給油所内の安全を確認し、石油製品の安定供給の確保を図る。	給油設備安全点検支援事業 地下貯蔵タンク等の漏えい点検事業	第三者分配	181,092
	被災地域災害対応型中核給油所等整備事業	被災地域災害対応型中核給油所等整備事業		0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
補助金	SS事業者の殆どが中小零細業者であり自力で設備を設置するとなると災害対応能力を強化したSSの普及は実現できないため国庫補助を必要とする。	東日本大震災の被災地域の石油製品の安定的な供給の確保を図るため、石油製品の供給拠点の災害対応能力を強化する取組に要する経費に対し補助金を交付する事業。	第三者分配	0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
	離島ガソリン流通コスト支援事業	離島ガソリン流通コスト支援事業 離島の消費者に対してガソリンを販売している事業者に対し、ガソリンを値引販売する場合にその値引額を助成し、また、石油製品販売業の合理化に資する設備の導入等に要する経費を助成する事業。		27人以上32人以内(※1)
補助金	本土と比べて割高な離島のガソリン価格を実質的に引き下げ、また、安定供給体制の確保を図る。	離島ガソリン流通コスト支援事業	第三者分配	1,220,362
				2人又は3人

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))  
該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
都道府県石油商業組合	石油製品の販売を資格事業とし、都道府県の区域を地区として設立された石油商業組合	47 組合

6. 役員概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1	27	2年	1人	8期	1人	0人	-
副会長	非常勤	1	27	2年	5人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
						4期	1人	0人	-
						5期	1人	0人	-
副会長・専務理事	常勤	1	27	2年	1人	1期	1人	1人	特許庁審査第一部長
						2期	1人	0人	-
理事	常勤	2	27	2年	2人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
	非常勤	20	27	2年	20人	1期	7人	0人	-
						2期	7人	0人	-
						3期	6人	0人	-
監事	非常勤	2人又は3人	27	2年	3人	1期	1人	1人	国税庁東京国税局麹町税務署長
						2期	1人	1人	-
						3期	1人	1人	-

※1 会長(1人)、副会長(7人)、専務理事(1人)、常務理事(1人又は2人)は理事会において選任。  
※2 役員の在任年齢(定年)については、規定なし。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	23,874	-	-	23,874
非常勤	378	-	-	378
合計	24,252	-	-	24,252

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	40人
	非常勤	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（一資産の部）		（二負債の部）	
円		円	
<b>I【流動資産】</b>		<b>I【流動負債】</b>	
1. 現金	1,091,769	1. 未払金	17,221,685
2. 当座預金	8,222,969	2. 預り金	9,124,909
3. 普通預金	248,038,559	流動負債計	26,346,594
4. 受取手形	340,000		
5. 未収金	88,027,261	<b>II【固定負債】</b>	
6. 前払費用	809,680	1. 役員退職慰労引当金	31,460,000
流動資産計	346,530,238	固定負債計	31,460,000
<b>II【固定資産】</b>			
1. 無形固定資産			
(1) 電話加入権	2,068,120		
(2) ソフトウェア	4,410,000		
無形固定資産計	6,478,120		
2. 外部出資その他の資産			
(1) 差入敷金	100,600,000		
外部出資その他の資産計	100,600,000		
固定資産計	107,078,120		
		負債合計	57,806,594
		（三正味資産の部）	
		<b>I【正味資産】</b>	
		1. 資本金	213,000,000
		2. 当期末処分剰余金	182,801,764
		当期純利益金額	26,731,614
		前期繰越剰余金	156,070,150
		正味資産合計	395,801,764
資産合計	453,608,358	負債及び正味資産合計	453,608,358

10. 損益計算書（平成23年度）

費用の部		収益の部	
円		円	
（三 事業費用の部）		（一 事業収益の部）	
<b>I 事業費</b>		<b>I 購読料収入</b>	24,228,877
1. 経営革新支援事業費	8,124,079	<b>II 広報賛助金収入</b>	67,104,742
2. 流通適正化対策費 （経営部会関連）	16,496,495	<b>III 委託費受入</b>	13,031,550
3. 流通環境整備対策費 （政策環境部会関連）	13,207,442	<b>IV W E B 会費</b>	11,720,100
4. 対外広報事業費	13,663,252	事業収益合計	116,085,269
5. 補助金交付金	32,533,036	（二 賦課金等収入の部）	
6. 軽油特別交付金	53,562,000	<b>IV 賦課金収入</b>	
7. 教育情報事業費	44,759,625	1. 一般賦課金収入	216,000,000
8. 会議費	14,912,017	2. 情報賦課金収入	222,374,107
9. 関係団体負担金	7,235,500	3. アスファルト賦課金収入	2,500,000
10. 広報事業費	224,132,144	賦課金収入計	440,874,107
11. アスファルト事業費	3,234,410	<b>V 負担金受入</b>	
		1. 教育情報費受入	30,000,000
		2. アスファルト補助金収入	1,700,000
		負担金受入計	31,700,000
事業費合計	431,860,000	賦課金等収入合計	472,574,107
事業総利益金額	156,799,376		

（四 一般管理費の部）			
<b>II 一般管理費</b>			
1. 人件費			
(1) 役員報酬	23,874,000		
(2) 員外監事報酬	378,000		
(3) 職員給料	184,850,270		
(4) 退職給付費用	11,800,671		
(5) 退職金	2,648,941		
(6) 法定福利費	39,450,758		
(7) 福利厚生費	3,449,168		
人件費計	266,451,808		
2. 業務費			
(1) 新聞図書費	1,294,197		
(2) 交通費	8,669,390		
(3) 通信費	5,720,543		
(4) 消耗品費	1,272,467		
(5) 印刷費	7,338,433		
(6) 交際費	413,767		
(7) 賃借料	3,822,000		
(8) 会館管理費	5,254,080		
(9) 車輛費	1,258,500		
(10) コンピューター関係費	3,452,331		
(11) 事務手数料	9,580,509		
(12) 減価償却費	315,000		
(13) 雑費	1,201,945		
業務費計	49,593,162		
3. 諸税負担金			
(1) 租税公課	9,213,400		
諸税負担金計	9,213,400		
一般管理費計	325,258,370		
事業損失金額	▲168,458,994		
（六 事業外費用の部）			
<b>III 事業外費用</b>			
1. 国庫補助事業費	2,346,371,998		
2. 雑損失	49		
事業外費用合計	2,346,372,047		
経常利益金額	8,531,614		
（五 事業外収益の部）			
<b>VI 事業活動分担金受入</b>			114,858,000
<b>VII 軽油特別協力金収入</b>			58,600,000
<b>VIII 会費収入</b>			850,000
<b>IX 国庫補助金収入</b>			2,348,783,190
<b>X 受取利息</b>			
1. 一般部門利息			56,075
2. 広報事業部門利息			9,925
3. アスファルト部門利息			700
受取利息計			66,700
<b>XI 雑収入</b>			204,765
事業外収益合計			2,523,362,655
（七 特別利益の部）			
<b>XII 前期繰越金戻入</b>			
1. 一般部門			0
2. 広報事業部門			17,000,000
3. アスファルト部門			1,200,000
特別利益合計			18,200,000
当期純利益金額	26,731,614		
合計	3,130,222,031	合計	3,130,222,031

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(4) そ の 他



## 損害保険料率算出機構

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.giroj.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.giroj.or.jp/about/zaihyo.html
設立根拠法	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	
その他、事務・事業に関する法律	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）	
	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局保険課	
設立年月日	昭和39年1月8日	
沿革	年 月	事項
	昭和23年11月	損害保険料率算定会設立
	昭和39年1月 平成14年7月	自動車保険料率算定会設立 両算定会が統合し、損害保険料率算出機構として業務開始
事業の目的	損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護すること	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考純率と基準料率の算出・提供</li> <li>・自賠責保険の損害調査</li> </ul>	

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
自賠責保険事業	① 自賠責保険の基準料率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 自賠責保険の基準料率の算出及び金融庁長官への届出 ③ 自賠責保険（共済）への請求に対する損害調査	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し ③ 調査件数 約132万件	-	20,676,499
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第2号、同条第	-	-	一般会計

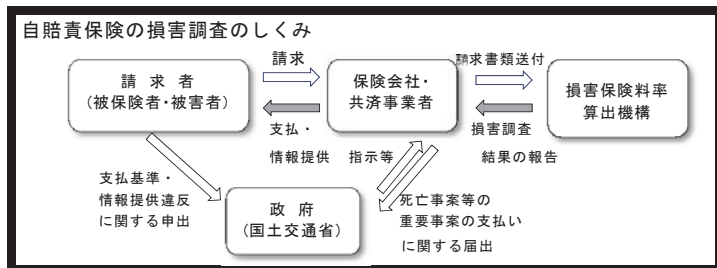
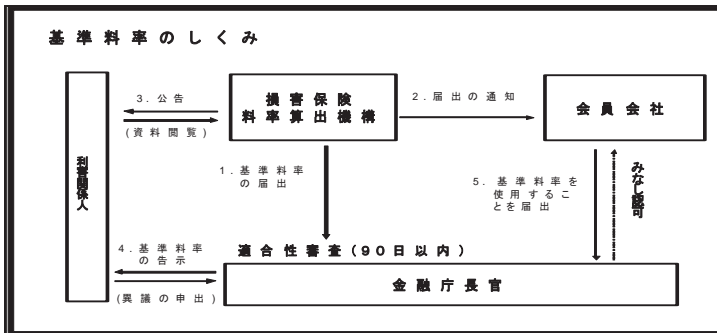
火災保険事業	2項第3号	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	996,017
	① 火災保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 火災保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出			-
傷害・介護保険事業	① 傷害保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 傷害保険・介護費用保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	493,926
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第1号			-
自動車保険事業	① 自動車保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 自動車保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 参考純率水準検証結果報告件数 1回 ② 参考純率の算出及び届出件数 1回	-	1,196,138
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第1号			-
地震保険事業	① 地震保険の基準料率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 地震保険の基準料率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 基準料率水準検証結果報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	398,450
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第2号			-
保障事業	政府保障事業（自動車損	（平成23年度）	-	363,068

	害賠償保障法第71条に基づく、ひき逃げ、無保険車による自動車事故被害者の救済)に関し、国土交通省から保険会社が受託した事業のうち、保険会社からの再委託に基づく損害調査を実施	政府保障事業の個別事案に係る損害調査件数 約2,000件		
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第2項第3号	—		一般会計
情報提供事業	委託者の依頼に基づく各種情報提供	(平成23年度)各種情報提供のうち、コンサルティングサービスの実施受託件数83件	有	121,489
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第2項第1号	—		情報提供事業特別会計

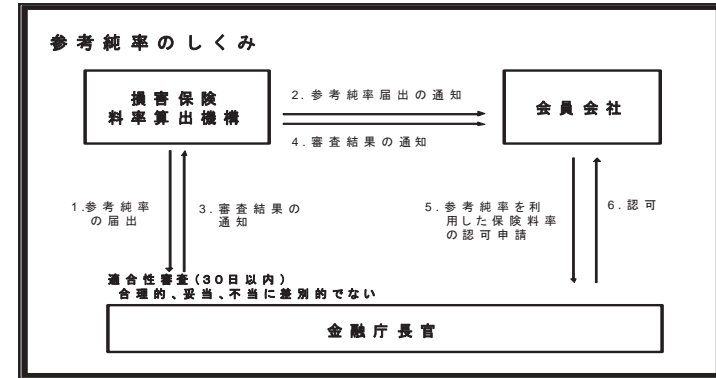
※他の事務・事業：「データバンク種目保険事業」・「地震保険調査研究事業」

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

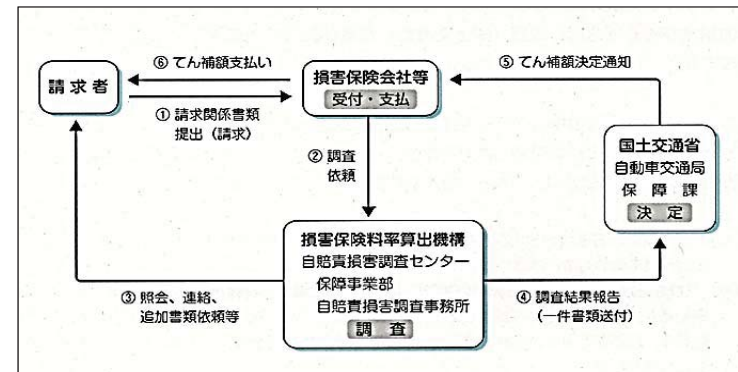
### ① 自賠責保険事業、地震保険事業



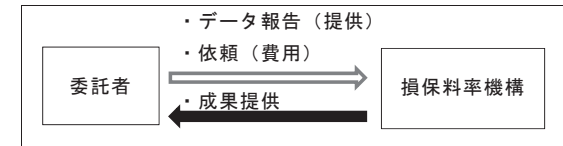
### ② 火災保険事業、傷害・介護保険事業、自動車保険事業



### ③ 保障事業



### ④ 情報提供事業



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—

その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	24,106,101	21,940,895	25,237,256	23,356,778	24,157,970	
内訳	事業活動収入額	24,038,052	21,908,466	25,178,901	23,320,268	23,770,286
	投資活動収入額	68,049	32,429	58,355	36,510	387,684
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

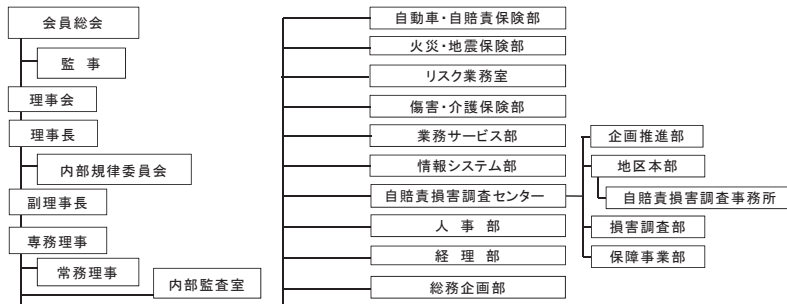
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員会社	・損害保険会社 ・生命保険会社 (保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険の引受けを行う範囲) ・特定法人 (特定生命保険業免許を受けた特定法人にあっては、保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険の引受けを行う範囲)	40社

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1人	75歳	2年	1人	6期	1人	0人	-
専務理事	常勤	1~2人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
常務理事	常勤	若干名	63歳	2年	3人	4期1期	1人2人	0人	-
理事	常勤	20~26人 (※1)	63歳	2年	4人	2期1期	1人3人	0人	-
						3期2期1期	3人2人4人	2人	国土事務次官、警視總監
	非常勤	75歳	2年	9人	6期3期2期1期	1人3人2人1人	0人	-	
					1年	6人	3期2期1期	3人1人1人	0人
常任監事	常勤	0~1人	63歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
監事	非常勤	2~3人 (※2)	75歳	2年	2人	5期1期	1人1人	0人	-

※1 理事長、副理事長、専務理事、常務理事を含めた合計 ※2 常任監事を含めた合計

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	144,285	0	0	144,285
非常勤	11,460	0	0	11,460
合計	155,745	0	0	155,745

8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	2,203人
非常勤	定数	-	
	現員	0人	

9. 貸借対照表 (平成23年度・概要版)

(単位: 千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	4,962,644	(流動負債)	5,982,117
現金・預金	4,663,424	未払金	1,603,606
未収入金	26,395	前受金	30,174
前払費用	268,474	預り金	108,636
その他流動資産	4,349	短期リース債務	106,685
		賞与引当金	1,409,039

(特定資産)	6,804,548	自賠責収支準備金	2,723,934
退職給付引当資産	5,307,798	その他流動負債	40
研修所積立資産	1,496,749		
		(固定負債)	7,516,486
(その他固定資産)	3,038,973	長期未払金	38,889
建物	848,322	長期リース債務	183,133
構築物	87,130	資産除去債務	330,395
什器備品	31,114	退職給付引当金	6,817,218
土地	242,345	役員退職慰労引当金	52,297
ソフトウェア	612,930	その他固定負債	94,552
リース資産	300,479	(負債合計)	13,498,604
敷金・保証金	910,573	指定正味財産	—
その他固定資産	6,076	(うち特定資産への充当額)	—
		一般正味財産	1,307,561
		(うち特定資産への充当額)	(1,496,749)
		(正味財産合計)	1,307,561
<b>資産合計</b>	<b>14,806,166</b>	<b>負債・正味財産合計</b>	<b>14,806,166</b>

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある(10.正味財産計算書も同様)。

※一般会計、情報提供事業特別会計、雇用保険法関連給付金管理特別会計の合計(同上)。

#### 10. 正味財産増減計算書(平成23年度・概要版) (単位:千円)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
①自賠責保険納付金	20,057,002
②受取会費・入会金	3,349,490
③地震保険調査研究会費	166,687
④特定資産運用益	9,580
⑤受取負担金	121,042
⑥雑収益	66,484
⑦自賠責収支準備金取崩額	1,150,827
(経常収益計)	24,921,115
(2) 経常費用	
①事業費	23,499,107
②管理費	2,011,035
(経常費用計)	25,510,142
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
①固定資産受贈益	548
(経常外収益計)	548
(2) 経常外費用	

①固定資産除却損	21,679
②特別会費返還費用	101,390
(経常外費用計)	123,072
(当期一般正味財産増減額)	△711,511
一般正味財産期首残高	2,019,113
一般正味財産期末残高	1,307,561
II 指定正味財産増減の部	
(当期指定正味財産増減額)	—
指定正味財産期首残高	—
指定正味財産期末残高	—
III 正味財産期末残高	1,307,561

#### 11. 重要な会計方針等(平成23年度)

○ 公益法人会計基準を採用。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

リース資産以外の固定資産は、定額法を採用している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。また、退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額及び年金財政計算上の責任準備金の額に基づいて計算している。

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

#### 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



# 原子力発電環境整備機構

## 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル	
ホームページ・アドレス	トップページ	<a href="http://www.numo.or.jp/">http://www.numo.or.jp/</a>
	業務及び財務等に関する資料	<a href="http://www.numo.or.jp/about_numo/outline/zaimu/index.html">http://www.numo.or.jp/about_numo/outline/zaimu/index.html</a>
設立根拠法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	経済産業省(資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室)	
設立年月日	平成12年10月18日	
沿革	年月	事項
	平成12年5月	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律成立
	平成12年10月	原子力発電環境整備機構設立
	平成14年12月	最終処分施設設置可能性を調査する区域の公募を開始
平成20年4月	法律改正に伴い第二種特定放射性廃棄物を処分対象として追加	
事業の目的	(定款) 発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ること	
主な事務・事業の内容	(事業計画書)	
(1) 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物を最終処分するために行う業務		
一 第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務		
イ 概要調査地区等の選定を行うこと		
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと		
ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと		
ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと		
ホ 法第11条第1項の拠出金を徴収すること		
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと		
二 第二種特定放射線廃棄物に係る次の業務		
イ 概要調査地区等の選定を行うこと		
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと		
ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと		
ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと		
ホ 法第11条の2第1項の拠出金を徴収すること		
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと		
(2) 上記業務のほか、上記業務の遂行に支障がない範囲内で委託を受けて行う業務		
一 経済産業大臣の認可を受けて、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物(特定放射性廃棄物を除く。)について、特定放射性廃棄物の最終処分と同一の処分を行うこと		
二 上記(1)一イからニ及び二イからニならびに(2)一に掲げる業務のために必要な調査を行うこと。		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

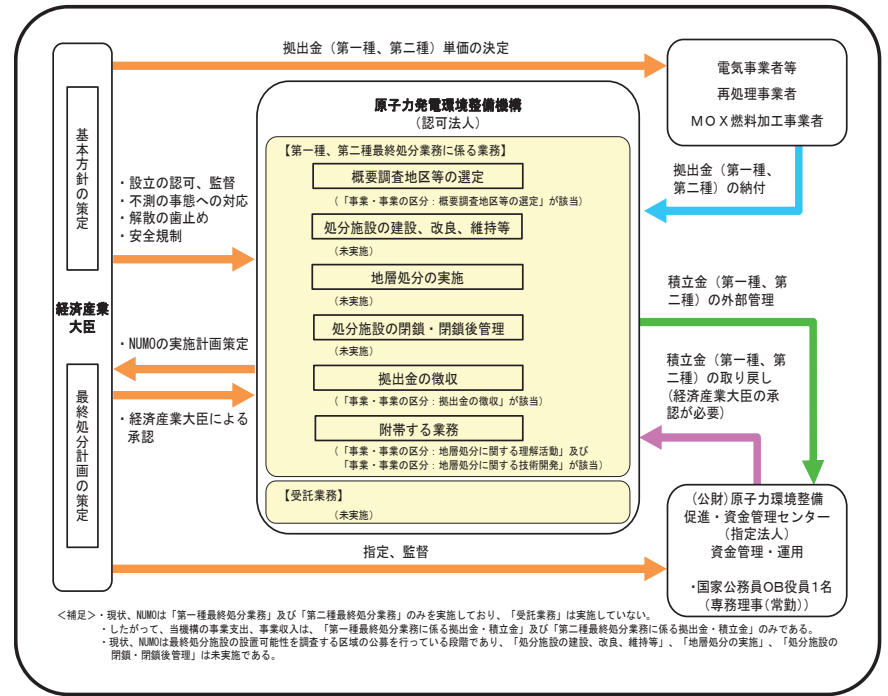
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
概要調査地区等の選定	概要調査地区を選定する際、国の最終処分計画及び機構の承認実施計画に従い、あらかじめ、文献その他の資料による調査(以下「文献調査」という。)を行い、文献調査を行ったときは、その結果に基づき文献調査の対象となった地区の中から概要調査地区を選定し、報告書を作成するもの。	(平成23年度実績) 応募が得られた際に的確に対応するため、文献等から得られる情報・データを管理する地質環境データ管理システムおよび地理情報システム(GIS)のデータの拡充等実施。	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号イ、第56条第1項第二号イ	-	-	第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定
地層処分に関する理解活動	概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する広報の充実、強化に努めるとともに、保有する情報の公開に関して、公正で透明性のある運営を推進するもの。	(平成23年度実績) ワークショップや座談会といった草の根レベルでの相互理解活動を展開 外部有識者からなる「広聴・広報アドバイザー委員会」の設置	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号ハ、第56条第1項第二号ハ	-	-	第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定
地層処分に関する技術開発	最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を行い、また、技術開発の実施に当たっては、国内外の関係機関と協力、調整して、効率的な推進に努めるもの。	(平成23年度実績) 技術報告書の作成・公表、各種学会等への発表。 2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて巨大地震・津波等の自然現象による影響や安全対策について検討。	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終	-	-	第一種最終処分業務

<p>処分に関する法律第56条第1項第一号へ、第56条第1項第二号へ</p> <p>毎年度、電力利用者から徴収した電気料金の一部が原資となっている拠出金を、高レベル放射性廃棄物（第一種：ガラス固化体）及び地層処分低レベル放射性廃棄物（第二種：TRU廃棄物）の地層処分に係る費用として、発電用原子炉設置者等（電力会社、（独）日本原子力研究開発機構、日本原燃（株））から徴収している。</p> <p>徴収した拠出金については、特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律第58条第2項の規定に基づき、全額最終処分積立金として公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立て、管理・運用を委託しており、その後、事業運営に必要な資金として、四半期ごとに経済産業大臣の承認を得て同センターから取り戻している。</p> <p>なお、取戻額のうち未執行分は、翌年度に再度、同センターへ積み立てている。</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号ホ、第56条第1項第二号ホ、第58条第2項、第59条</p>	<p>（平成23年度実績） ○拠出金徴収・積立額：55,655百万円（第一種：50,831百万円、第二種：4,824百万円） ○取戻額：3,702百万円（第一種：2,845百万円、第二種：857百万円） ○再積立額：344百万円（第一種：272百万円、第二種：71百万円）</p> <p>なお、積立金の管理・運用を公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに委託していることから、毎年度同センターに積立金管理・運用委託費を支出しており、平成23年度は約118百万円を支出</p>	<p>（平成23年度実績） ○拠出金徴収・積立額：55,655百万円（第一種：50,831百万円、第二種：4,824百万円） ○取戻額：3,702百万円（第一種：2,845百万円、第二種：857百万円） ○再積立額：344百万円（第一種：272百万円、第二種：71百万円）</p> <p>なお、積立金の管理・運用を公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに委託していることから、毎年度同センターに積立金管理・運用委託費を支出しており、平成23年度は約118百万円を支出</p>	<p>務勘定、第二種最終処分業務勘定</p> <p>第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 （※1・2）</p>
<p>拠出金の徴収等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定</p>

※1 事業費は、平成20年度以降、根拠法改正に伴い第一種最終処分業務、第二種最終処分業務、受託業務（未実施）、その他（未実施）に区分経理しているが、事業毎には計上していないため、実施している第一種最終処分業務、第二種最終処分業務の全体額を記載。また、百万円未満の数値については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

※2 これまで（平成12～24年度）に支出された事業資金は53,497百万円であり、主な内訳は、広報活動費が19,375百万円（約36%）、人件費が12,447百万円（約23%）、技術開発費が11,529百万円（約22%）、管理諸費が7,321百万円（約14%）となっている。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



<補足>・現状、NUMOは「第一種最終処分業務」及び「第二種最終処分業務」のみを実施しており、「受託業務」は実施していない。  
・したがって、当機構の事業支出、事業収入は、「第一種最終処分業務に係る拠出金・積立金」及び「第二種最終処分業務に係る拠出金・積立金」のみである。  
・現状、NUMOは最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募を行っている段階であり、「処分施設の建設、改良、維持等」、「地層処分の実施」、「処分施設の閉鎖・閉鎖後管理」は未実施である。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円、%）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	80,871百万円	86,430百万円	94,076百万円	85,847百万円	59,361百万円	
内訳	事業収入額	80,871百万円	86,430百万円	94,076百万円	85,847百万円	
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	—	—	—	—	—

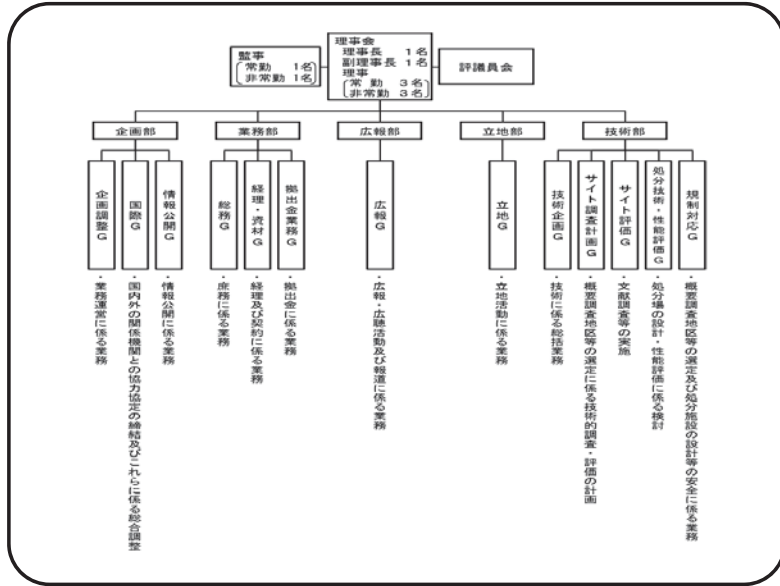
※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 百万円未満の数値については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

(国等からの補助金等の状況(平成23年度))  
該当なし

(国等からの委託費の状況(平成23年度))  
該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要(平成24年12月1日現在)  
該当なし

6. 役員概要(平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	-	4年	1人	2期	1人	0人	-
副理事長	常勤	1人	-	4年	1人	1期	1人	0人	-
理事	常勤	3人	-	2年	3人	2期	2人	0人	-
理事	非常勤	3人以内	-	2年	3人	1期	1人	0人	-
監事	常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	0人	-
監事	非常勤	1人以内	-	2年	1人	2期	1人	0人	-

※役員の在任年齢(定年)については、規定なし。

7. 役員報酬の支給総額(平成23年度)

(単位:千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	-	-	-	130百万円
非常勤	0	0	0	0
合計	-	-	-	130百万円

※1 非常勤役員については、電気事業連合会の副会長及び日本原子力発電株式会社取締役社長であったため、報酬は支給していない。

※2 支給総額以外の役員報酬については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

8. 職員数(平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	80人
非常勤	-	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表(平成23年度)

(単位:百万円)

資産の部				負債及び純資産の部			
科目	合計	第一種最終処分業務勘定	第二種最終処分業務勘定	科目	合計	第一種最終処分業務勘定	第二種最終処分業務勘定
流動資産	1,026	743	282	流動負債	1,033	749	284
現金及び預金	950	681	268	未払金	29	24	5
未収金	35	28	7	未払費用	706	489	217
前払費用	40	33	6	預り金	247	194	53
その他流動資産	0	0	0	短期リース債務	9	7	1
				その他の流動負債	40	34	6
固定資産	901,787	880,075	21,712	固定負債	901,780	880,069	21,711
事業用固定資産	93	73	19	退職給付引当金	183	144	38
有形固定資産	0	0	0	積立金預け金見返	901,172	879,605	21,567
工具器具備品	0	0	0	資産見返拠出金	421	317	104
無形固定資産	93	73	19	リース債務	2	2	0
ソフトウェア	93	73	19				
一般管理用固定資産	159	108	50	(負債合計)	902,814	880,818	21,995
有形固定資産	75	63	12				
建物	41	32	8				
工具器具備品	24	23	1				
リース資産	9	7	2				
無形固定資産	83	45	38				
電話加入権	0	0	0				
ソフトウェア	83	45	38				
投資その他の資産	901,534	879,892	21,642				
積立金預け金	901,356	879,750	21,606	(純資産合計)	-	-	-
長期投資	139	109	29				
長期前払費用	38	32	6				
合計	902,814	880,818	21,995	合計	902,814	880,818	21,995

※ 百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 「-」の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、「0」の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

費用の部				収益の部			
科目	合計	第一種 最終処 分業務 勘定	第二種 最終処 分業務 勘定	科目	合計	第一種 最終処 分業務 勘定	第二種 最終処 分業務 勘定
経常費用	3,643	2,797	845	経常収益	3,643	2,797	845
技術開発費	759	531	228	抛出金見戻戻入	3,440	2,639	800
概要調査地区 選定調査費	18	14	4	資産見返抛出金戻入	198	154	43
事業管理費	948	745	202	その他収益	3	2	0
一般管理費	1,567	1,234	333	受取利息	0	0	0
退職給付引当金繰入	68	53	14	雑収益	3	2	0
事業用減価償却費	51	40	10				
一般管理用減価償却費	110	81	29				
その他費用	118	95	23				
支払利息	1	0	0				
積立金繰入額	3	2	0				
雑損失	113	91	21				
合計	3,643	2,797	845	合計	3,643	2,797	845

※ 百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 「-」の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、「0」の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

## 11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

### 1. 固定資産の減価償却方法

#### (1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産は定額法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）、無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。また、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法を採用している。

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

#### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

256百万円

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上している。

### 3. その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

#### (2) 抛出金見戻戻入の計上基準

費用計上額（減価償却費等を除く）について積立金預け金見返を取り崩して収益計上している。

#### (3) 積立金預け金

積立金預け金は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第58条に基づき、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに最終処分積立金として積立しているものである。

#### (4) 事業用固定資産及び一般管理用固定資産

事業用固定資産とは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第1号もしくは第2号または同条第2項に掲げる業務の用に直接供される有形固定資産及び無形固定資産をいう。

一般管理用固定資産とは、事業用固定資産以外の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

#### (5) 第一種最終処分業務勘定と第二種最終処分業務勘定の区分方法

第一種最終処分業務勘定と第二種最終処分業務勘定に共通して発生する経費及び固定資産等にかかる経理区分は、当該年度において把握・設定した処分費用総額比率を用いて区分している。

当期における処分費用総額比は、第一種最終処分業務勘定が78.63%、第二種最終処分業務勘定が21.37%である。

## 4. ファイナンス・リース取引

### (1) リース資産の内容

・有形固定資産

一般管理用のOA機器である。

### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

## 5. 金融商品

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、発電用原子炉設置者等から、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第11条第1項の抛出金及び同法11条の2第1項の抛出金を受け、そのうち経済産業大臣の承認を受けた取戻し額を除く全額を、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣が指定する法人である公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに最終処分積立金として積み立てており、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターにおいて、資金管理を行っている。公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターは、外部の運用委員会の決定事項に沿った国債、政府保証債、地方債、事業債及び預金で運用しており、満期保有を前提としているため、当機構は信用リスク等について極めて低いと判断している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における積立金預け金の貸借対照表計上額は901,356百万円であるが、取戻し額が毎年度の予算に基づいて経済産業大臣に承認を受けた金額となるため、将来のキャッシュ・フローを長期にわたり合理的に見積ることは不可能である。よって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の開示は行っていない。

## 12. 基金抛出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし